（岡山製本）

明治四十四年十二月八日印刷
明治四十四年十二月十一日發行
明治四十五年二月五日再版發行

源平盛衰記上卷

定價金八拾五錢

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理

印刷者　東京市京橋區築地三丁目十一番地　野村宗十郎

印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地　株式會社東京築地活版製造所

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

大賣捌所　東京市神田區裏神保町一番地　三省堂書店

同　大阪市東區南本町四丁目　三宅莊藏書店

源平盛衰記上卷索引終

ム

メ

ヘ

ホ

マ

ミ

ナ

ニ

ツ

テ

ト

チ

ス

シ

サ

オ、ヲ

カ

ウ

エ、ヱ

源平盛衰記上巻索引

（見出しはすべて發音に從ひ五十音順に配列す）

源平盛衰記上卷終

ぞ御氣色はよかりける。又一條大納言の御娘に近衞殿と申女房も御座けるが、是も御氣色よかりければ、御妷の實保伊輔二人、一度に少將に成れなどして、ゆゝしく聞えける程に、相模守業房が後家、忍て被﹅召けるに、姫宮出來させ給ひにけり。大宮殿、近衞殿、二人の上臈女房、本意なき事に思ひけれ共力なく、後には大宮殿は、平中納言親宗卿、時々通ひ給ひけり。近衞殿には、九郎判官義經一腹の弟に、侍從義成と云人通ひ給ひけり。義成は判官の世に在し程は、武藝立ゆゝしく見えしか共、判官兵衞佐に中違て西國へ落し時は、義成は紫の取染の唐綾の直垂に、萌黄匂の鎧著て、白葦毛の馬に乘けるに、判官の後にうちたりけるが、大物が濱にてちり〴〵に成りけるに、義成和泉國へ落隱れたりけれ共、虜れて鎌倉へ被﹅召下﹅、上總國へ被﹅流て二年ありけるとかや。

四代の帝王
―前出

或は討れにしかば、御心やすまらせ給ふ御事もなかりつるに、打副又此御歎あり。是につけても一乘讀誦の御勤も怠らず、三密行法の御薫修も積れり。今生の御事は露と思召捨させ給て、只來世得脫の御祈のみありける。中にも我十善の餘薫に酬て、萬乘寶位を忝くす、四代の帝王を思へば子也孫也、いかなれば萬機の政務を被止て年月を送らんと、日來の御歎も淺からず思食ける上、新院の御事に、雲の上人花の袂を引替て、皆藤の衣に改るに附ても、御心憂しと思召連けり。

○入道進乙女事

太政入道は、此程痛く情なく振舞し事、惡かりけりと思ひ給ひけるにや、正月廿七日に、安藝の國嚴島の內侍が腹に儲けたりける第七の乙娘の今年十八に成りけるを、法皇の御所に進せられけり。上﨟女房數多撰ばれ給ひける中に、鳥飼中納言伊實卿の御娘も御座けり、大宮殿とぞ申ける。高倉院隱れさせ給ひて、今日は二七日にこそ成けれ、御歎の最中也。いつしか懸べし共覺えず、公卿殿上人供奉して、偏に女御入內の樣也。是に附ても法皇は、こは何事ぞと御冷く思召れければ、後には中々伊實卿の御娘大宮殿

悲之亦悲云云―本文は十訓抄著聞集にも見ゆ

比翼連理―長恨歌末段に、在ㇾ天願作ニ比翼鳥ニ在ㇾ地願爲ニ連理枝ニ

先少將後少將とてはなやかにうつくしきが、二十計にて一日の中に失給ひたりしを、父一條の攝政伊尹謙德公同北方の被ㇾ歎事、後江相公朝綱の、子息澄明に後て佛事修しける願文に、悲之亦悲、莫ㇾ悲ニ於老後ㇾ子、恨而更恨、莫ㇾ恨ニ於少先ㇾ親、雖ㇾ知ニ老少之不定、猶迷ニ前後之相違ニと自書て泣けんも、御身に被ㇾ知御涙せきあへさせ給はず、永萬元年七月廿八日に、二條院も御歳廿三にて失させ給ぬ。安元二年七月十九日に、六條院も御歳十三にて隱れさせ給ひぬ。治承四年五月廿四日に、高倉宮も討れさせ給ぬ。安元二年七月七日、比翼の鳥連理の枝と、天に仰ぎ星を指て御契深かりし建春門女院も、秋の霧におかされて、朝の露と消させ給にき。會事希なる織女も、七月七日を限として、天河逢瀨を渡る習あり。偕老同穴の玉の臺を竝しに、今日しもいかなれば永別に咽らんと、年月は隔れ共、昨日今日の御憐の樣に被ニ思召ニて、御涙も未かわかせ給はぬに、現世後生深く憑み思召つる新院も、先立せ御座ぬれば、何事に附ても、今は御心弱くならせ御座して、いかゞなるべし共思召わかず。老少不定は人間の定れる習なれ共、前後の相違は生前の御恨なほ深し、人の親の子を思ふ道、おろかに頑なるすら猶悲し、況萬乘の聖主、末代賢王に於てをや。近く召仕給ひし輩、眠思召人々、或は流され

夜のおとゞ　―御寝を云ふ
おもはゆし　―まばゆく思ふ

御悩とて夜のおとゞへ入せ給けり、小督の局の心ならず尼になされたる所なれば、御なつかしく思召けるにや、朕をば必清閑寺へ送り納めよと御遺言の有けるこそ御愛執の罪と云ながら哀なれ。入道は斯る悪行し給て、流石おもはゆくや被」思けん、福原へ下給ひにけり。

○前後相違無常事

小督局かく事にあひぬと聞召し後は、御戀も御うらめしくも思召して、つや〱供御も参らず、只夜のおとゞに入せ給ひて、長き冬の終夜、御ながめがちにて明し暮させ給ひけるに、打續き南都炎上の事聞召て、いとゞ御悩重らせ給て、終に隠させ給ひにけり。凡此君仁風率土に覆ひ、高德配天に顯る。有道の政と無偏の惠、誠に堯、舜、禹、湯、周文、武、漢文帝と聞えしも角やとぞ覺えし。されば後白河法皇の仰には、代を此君につがせ奉りたらましかば、恐くは延喜天暦の昔にも立歸なんとこそ思召つるに、先立せ給ひぬれば、我身の御運の盡るのみにあらず、國の衰弊なり、民の果報の拙が故也とぞ嘆かせ給ひける。近衞院隠れさせ給たりしに、故院の御歎ありし事、擧賢、義孝兄弟二人、

目も云々―御痛はしく思ふ
ひすゐ―翡翠は河蟬の名、轉じて翠の髮を言ふ
冷泉少將―大納言隆房

季定承り、目もあてられず思ひけれ共、東山の麓、淸閑寺と云所に具足し奉り、姿を替させ奉る。ひすゐのたをやかなるを剃下し、花色衣の御袖を、うき世を徐の墨染に替けるこそ悲しけれ。此を見奉りける人、上下袂を絞りけり。今は疾々御心に任せとて、在所も不ㇾ定追放つ。此女房と申は、大織冠の御孫、淡海公には一男、武智麿より十二代、故少納言入道信西の孫也。かく龍顔に近附進らする上は、國母后に祝れ給はん事も難かるべきにあらず、平家は下國の守をだにもきらはれて、只今家を起したる人ぞかし、さまでの振舞情なしとぞ人脣を返しける。櫻町中納言は最愛の女子を加樣にせられ給ふ、如何にすべし共思ひ給はねば、しば〳〵籠居とぞ聞えける。冷泉少將此由聞給ひ、あな無慙や、さては終にさまたげられにけり、尋行訪ばやと思はれけれ共、入道のかへりきかん事を恐て、思ひながらさてやみ給ふ。新尼御前は、出家は本より思ひ儲し事なれ共、敢無く人に姿をかへられて、如何なる事をか被ㇾ思けん、さして行べき方も覺えねば、泣泣嵯峨へ歸給ふ。暫く爰に御座けるが、後には大原の別所に閉籠り、行澄し給けり。御歳廿三歲、しかるべき形なり。主上は聞召、朕天子の位にて、これ程の事を叡慮に任せぬ事こそ安からねと被ㇾ思召ㇾけれ共、世に披露はなかりけり。深く思召出たる時は、只

いかにもならめ｜出家もせん隠遁もせん

ば、げにも小督局が手也けり。穴無慙や未憂世に有けるや、何としてか尋會たりけるぞと御氣色ありければ、御琴の音にと申。如何なる樂をか彈つると有ければ、想夫戀をこそあそばされ候つれと奏すれば、朕が事忘れず思出けるにやとて、又御涙をはらくと流させ給ぞ哀なる。誰してか被召べきなれば、汝歸りて具して參れとぞ仰ける。仲國承り御前を立けるが、恐し太政入道に聞付られ、如何なる日にかあはんずらんと思ひ共、綸言なれば爭か奉背べき、縱被召出被刎首ともいかゞはせんと思ひ、宿所に歸牛車支度して嵯峨に參り、御氣色のよし申ければ、小督殿、我再憂目にあはんより、此次にこそいかにもならめと宣ひけるに、主の女房、共に樣々誘申ければ、泣々內裏へ歸り給ふ。君不斜御悅ありて、或局に召置せ給ひけり。其御腹に姬宮一人出來させ給ひけり。後に坊門の女院と申しは、彼姬宮の御事也。平家の方樣をば深くつゝしませ給ひけるに、入道何としてか聞附給ひたりけん、源大夫判官を召て、やゝ季定、小督失たりとは君の御虛言にて有けるぞ、未內裏に候なり、急ぎ召出して可失とぞ宣ける。季定承、所緣を以て小督殿をすかし奉り、入道に角と申しければ、流石女などを失なはん事は世の聞えも不穩便、たゞ姿を替て追放て、さてぞ君は思召捨させ給はんずると宣ひければ、

馬部―馬寮の下役
吉祥―吉上とも書く、衛府の下役
駻馬障子―清涼殿西渡殿の馬形障子の別名
南翔云々―朗詠集に出でたる後江相公の作

住馴し人々の行末をも聞、今一度君の御言傳をもや承と思ひ、所緣ありて是に此程侍りつれ共、傳を承事もなし、思へば中々身も苦し、明日よりして大原の別所に思立事候て、今夜を限の名殘を惜み、主の女房に勸められ、手馴し琴が忘られで、今夜しも引てこそ安は聞知れぬれやとて泣給ひければ、仲國も表衣の袖絞るばかりに成にけり。良有て申けるは、大原の別所と承は、御樣をかへんとにや、君の御免されなくては爭か御姿をも替させ給ふべき、如何樣にも重て御使は參候はんずらん、縱出んと仰すとも、左右なく出し進らさせ給ふなと、彼家の主の女房に申置、召具したる馬部吉祥を一二三人留置、彼家を守護せさせ、我身は内裏へ馳參る。内裡をば亥刻計に出たれ共、通夜嵯峨野の原に迷つゝ、秋夜長といへ共、内裏へ歸り參りたれば、夜はほのぐと明にけり。君は定て御寢こそ成たるらめ、誰してか可奏入と思、裝束をば駻馬の障子に打懸、萩の御馬をつながせて南殿の方をさし廻て見進らすれば、未入御もならざりけり。夜部の御座にましく、待兼させ給へりと覺たり。仲國が參を御覽じて、詩一つ詠じさせ給ひける。

南翔北嚮難附寒温於秋鴈、東出西流只寄瞻望於曉月

と御詠ありけるに、仲國尋會進らせて候とて、御返事をぞ指上たる。急ぎ披て叡覽あれ

うはの空—虚言

戸の緣により居て申けるは、いかに加樣の御住居にて御座候やらん、君は御故に思召入せ給ひ、つや〳〵供御も聞召さず、打解御寢もならせ給はねば、御命も危く見えさせ給ふ者をや、加樣に申侍ば、うはの空にや思召るらん、御書の候とて取出て是を奉る。有つる女房取次で小督殿に進らする。急ぎ披き見給へば、げにも君の御書也けり。哀に忝くおぼしければ、御書を顏にあて給ひ、いかにせんとぞ泣給ふ　さらぬだに馴にしよはの睦言は、思出つゝ悲きに、雲井の空の月影に、涙の露ぞ置まさる。仲國が待らんも心苦く思ふらんと思召、御返事あそばし引結、女房の裝束一重取副、簾のそとへ推出さる。御形見かと覺えて哀なり。仲國給て左の肩に打懸て申けるは、餘の御使にて候はば、角御返事の上は、兎角可二申入一身に候はね共、內裏にて御琴あそばされし御笛の役には仲國こそ被ㇾ召しか、其奉公をばよも御忘あらじ、いまだ御忘候はずば、御返事を直に承て奏聞申さばやと聞えければ、女房誠にもやと思召けん、近居出て宣ひけるは、さればこそ其にも聞給へる樣に、入道の世にも怖き事共申すと聞侍りしかば、難面存へて我も憂目を見ば、君の御爲も御心苦し、いづくのいかならん所にても、我身一人こそ消も失なんと思ひ、內裏をば潛に忍出ぬ、いかならん淵河にも入、如何にも成べかりしか共、

れば悲しかりける秋の夕暮、業平の歌にはあらず

法輪―法輪寺

やうちよう―横笛

いたいけ―幼稚なる事

ひかへ聞けれ共、琴彈所もなかりけり。打廻々々、二三返まで聞けれ共、我のみ疲て甲斐ぞなき。内裏をばよにも憑しげに申て出ぬ、さて空く歸り參りたらば、中々不レ參よりも悪かるべし、是より何方へも落行ばやと思へ共、いづくか王土にあらざる、身を隱べき宿もなし、さて又君の御歎き、誰人か慰め進らせんと思ひければ、只狩衣の袖を絞て良久ぞたちやすらふ。是より法輪は程近ければ、そも參給へる事もやとて、そなた〳〵向てあゆませ行。龜山のあたり近、松の一叢ある方に、幽に琴こそ聞えけれ。峯の嵐か松風か、尋ぬる君の琴の音かと覺束なく思ひ、駒をはやめて行程に、片折戸の内に琴をぞ引澄したる。手綱をゆらへて聞ければ、少しも可レ違もなき小督殿の爪音なり。樂はなにぞと聞ければ、夫を想て戀と讀想夫戀と云樂也。仲國急ぎ馬より飛て下り、やうぢようぬき出し、ちと合て立寄り、門をほと〳〵と扣けば、琴をば彈やみ給ひけり。内裏より仲國御使に參り侍り、開かさせ給へ、御氣色申さんといへ共、答る人もなし。良ありて鎖をはづし門をほそめにあけて、いたいけしたる小女房顔ばかり指出だし、人違歟所違歟、あやしき賤が菴也、さやうに内裡より御使給べき所に侍らずと云ければ、仲國中々とかく返事せば門たてて鎖さして、悪かりなんと思ければ、押開てぞ入にける。妻

王事無脆事ー前出

男鹿啼ー男鹿啼く此山里の嵯峨な

じの名をば不レ知、かゝらましかば兼て委く聞召べかりけるぞとよ、汝主が名をば不レ知とも、尋て進らせてんやと仰けるに、嵯峨廣き所にて、名を不レ知しては爭か尋進らせ候べきと申せば、君誠にもとてやがて御涙に咽せ給けり。仲國見進らせて忝く悲く思ひ、實や小督殿の琴彈給しには、仲國被レ召て必御笛の役に參き、其琴の音はいづくにても慥に聞知らんずる者を、今夜は名にしおふ八月十五の月の夜也、折節空も陰なし、君の御事思召出て、琴引給はぬ事よもあらじ、嵯峨の在家廣しといへ共、思ふに幾程か有べき、王事無二脆事一、打過て琴の爪音を指南として、などか尋逢進らせざるべき、縱今夜叶はずば、五日も十日も伺聞なん、博雅の三位は三年まで、會坂の藁屋の軒に通つゝ、流泉、啄木の二曲を聞てもこそ有けれと思ひければ、不レ叶までも尋進らせん、若尋會進らせて候とも、御書なくてうはの空にや思召れ候はんずらんと申ければ、君實にもとて、よにも御嬉しげに思召、御書遊ばして仲國に給ふ。程も遙也、寮の馬に乘てと仰す。仲國明月に鞭をあげて、西を指て浮岩行。八月半の事なれば、路芝におく露の色、月に玉をや瑩くらん。我ならぬ在原業平が、男鹿啼その山里と詠じけん嵯峨のあたりの秋の比さこそは哀に覺えけめ。片折戸したる所を見附ては、此内にもや御座らんと、ひかへ

中宮は入道の女、隆房は入道の女婿也

御介錯—御附添

彈正少弼—彈正臺の次官に大弼と少弼とあり

殿にとられ給ひ、太政入道安からず腹を立給ひ、いやく此事、小督があらん限は此世の中よかるべし共覺えず、急ぎ召出して可レ失とて罵り給ひける。小督殿此由傳聞給ひ、我難面くながらへて、君の御爲御心苦し、いづくの所にても、身獨りこそ如何にもならめとて、ある夕暮に內裏を潛に忍出て、かき消すやうに失給ひぬ。君は聞召、御惱とて夜のおとゞに入せ給ひ、夜は南殿に出御ありて、月の光を叡覽ありてぞ慰ませ給ける。太政入道此事聞給ひ、君は小督殿故に思召入せ給けり、其義ならば御介錯の女房達、一人も附進らすなとて、中宮をば六波羅へ行啓なし進らせ、參內せられける臣下達をも妬申されければ、入道の權威に恐て參り寄人もなし。禁中さびしくならせ給ひ、いとゞ御思深かりけり。比は八月十日餘の事なれば、さしも陰なき月なれども、御淚にくもりつゝ、朧に照す空なれや、小夜更人靜りて、主上、人やある參れ、人やあると被レ召けれども、御いらへ申者もなし。折節彈正少弼仲國參たりけるが、隔たる所にて是を承り、仲國と御いらへ申。近く參れ可二仰下一御事ありと勅定ありければ御前に參る。目近く召して、如何に汝は小督がゆくへ知たりやと仰ければ、爭か知進らせ候べきと奏す。重ての仰に、誠とやらん、小督は嵯峨の邊に片折戶したる所にありとばかりは聞召しか共、其ある

しほたる—涙に袖を濡して歎きに沈む

ちか—千賀浦

上童—殿上に召仕はる女童

中宮云々—

給けり。少将見初給て幾程もなかりしに、美人の聞えありて内へぞ被召進らする。少将はつきぬ志しなれ共、勅命力及ばず、飽ぬ別の涙には、袖しほたれてほしあへず、責ては小督殿をよそながらも一目見奉る事もやとて、其事となけれ共日毎に参内せられけり。此女房のおはしける御簾のあたりを、彼方此方へたゝずみありき給へ共、小督殿自君に被召進らせなん上は、いかに思ふ共、言をもかはし文をも見べきに非ずとて、傳の情をだに懸られず。少将もしやとて一首の歌を讀けり。

　思ひかね心のおくは陸奥のちかの鹽がまちかきかひなし

と書て引結、御簾の内へぞ入給ける。小督殿さしも志深かりし中なれば、取上返事をもせばやとは思召ども、君の御爲御後めたしとて、手にだに取て見給はず、急ぎ上童にたびて、坪の内へぞ被出ける。少将情なく恨しく思はれけれ共、人もこそ見れとて、取て懐に入て出られけるが、又立歸給ふ。

　玉章を今は手にだにとらじとやさこそ心に思ひ捨つとも

と口遊み宿所に歸り、今は憂世にながらへて、互の姿をあひみん事も有難し、生て物を思はんより、只死ばやとぞ泣給ひける。中宮と申は御女、少将は聟也。二人の聟を小督

て泣給へり。さすが御年もいまだ老すごさせ給はぬ御心に、かばかり民をはぐくむ御恵忝ぞ思ひ進らせ給ふ。やゝ暫くありて御返事被レ申けるは、何の大法秘法と申候とも、是に過たる御祈禱侍まじ、縦良眞微力を勵して勤め奉らん御祈、なほ百分が一つに及べからずと申て、泣々御前を退出して、やがて彼所の衆を西京の御坊に召て、勅命を仰含て五萬匹を給たりければ、只泣より外の事ぞなかりける。彼ためしに露たがはせ給はずとぞ申ける。

○小督局事

小松殿薨給て後は、人の心さま〴〵に替り、不思議の事のみ多し。今又此君の隱させ給ぬるも、國の衰弊也、人の歎也。御病の附せ給ふ事も入道の惡行の至り、戀の御病とこそ聞えし。櫻町中納言重範卿の女に、小督殿とて世に類なき美人、琴の上手にて御座けるが、冷泉大納言隆房卿の未少將にて、見初給し女房也。少將彼形勢を傳聞て、忍の玉章を被レ遣けれ共、女房なびく心もおはせざりけるを、度々文を送られける程に、年月も隔り三年にも成ぬ。玉章の數も積りければ、小督殿さすが情に弱る心にや、終には靡き

名を載す、史記には唯其濟美得利をいふ

成功—獻金又は造營獻進等により重任を免すを成功重任とす

ずに覺えて候ける程に、西京の座主良眞僧正を召て、被宣下けるは、臨時の御祈禱あるべし、日時並何の法と云事は、思召定て逐て被仰下べし、先兵衛尉の功を一人召仕て、今度の除目に申成べしと仰含らる。僧正勅命に依て、成功の人を召附けて貫首に申ければ、除目に會て卽成にけり。其比の兵衛尉の功は、五萬匹なりければ、是を座主の坊に納置て、日時の宣下を相待進らせけれども、日數を經ける間に、僧正參内して、成功五萬匹納置て候、臨時の御修法日時の宣下、思召忘たるにやと驚し奏せられたり。主上の仰には、遠近親踈をいはず、民の愁人の歎を休ばやと思召ども、下の情上に不通ば、叡慮に及ばざる事のみ多かるらん、御耳に觸る事あらば、其惠を施さんと思召處に、某と云本所の衆あり。家貧に依つて衆の交り叶ひ難くして、旣に逐電すべしと聞召、さこそ都も捨がたく、妻子の遺も悲く思ふらめなれば、件の兵衛尉の成功を彼に給て、其身を相助ばやと思召、一人が爲に其法を枉るにもやあるらん、聖王は以賢爲寶、不以珠玉と云事あれば、憚り思召ども、明王は有私人以金石珠玉、無私人以官職事業と云事も又あれば、何かは苦しかるべき、世に披露は御憚あり、良眞が私に賜體にもてなすべし、御祈は長日の御修法に過べからずと仰ければ、僧正衣の袖を顏にあて

四聽四目―書經に明二四目一達二四聰一とあるによる

八元八愷―左傳には姓

なり。

○西京座主祈禱事

堀川院御宇、きはめて貧き所衆あり。衆のまじらひすべきにて有けれ共、いかにも思立べき事なし。此事いとなまでは、衆にまじはらん事叶ふまじ、縦世に立廻る共人ならず、斯る身は、あるに甲斐なき事なれば、出家入道して行方知ず失なんとぞ思成りける。されば日來の前途後榮も空くなり、年比の妻子所從も遺惜く、朝夕に參つる御垣の内を振捨て、山林に流浪せん事も悲く、前世の戒德の薄さも被二思知一て、唯泣より外の事なし。主上は兼て近習の女房侍臣などに、内々仰の有けるは、率土の濱皆王民、遠民何疎、近民何親、普惠を施ばやと思召共、一人の耳四海の事を聞ず、是大なる歎き也、帝德余く偏頗を存るに非ず、されば黄帝は四聽四目の臣に任せ、舜帝は八元八愷臣に委すともいへり、然共遠事は奏する者もなければ、本意ならぬ事も多くあるらん、聞及事あらば、必奏し知しめよと仰置せ給たりければ、或女房、此所衆が泣歎きける有樣をこまぐに申上たりければ、無慙の事にこそと計にて、又何と云仰もなし。申入たる女房も、思は

御里―邸宅等にや

堯民云々―劉向の説苑に見ゆ、朕心は各自以二其心一に作るべし

さるめ―然

らんとて、只一つ持せ給へる御里を沽て、仕立させ給へる御裝束を持て御局へ參つるを、男の二三人諂できて奪取りてまかりぬるぞや、取替の御裝束があらばこそ御所にも渡らせ給ふべき、御里があらばこそ立ち入せ給はめ、責ては日數も候はばや、又も仕立させ給はめ、親き人渡らせ給はねば、如何にと訪進らする事も侍るまじ、此事思連るに、餘に悲く候へば、只今消も失なましきとまで思侍れ共、そも叶はずと申して又足摺して喚叫。所の衆歸參て此由角と奏し申ければ、君聞召て、如何なる者のしわざにか有らん、誠に悲かるべき事にこそ、昔夏の禹王犯せる者を罪すとて、涙を流し給ければ、臣下諫て云、罪犯者不レ足レ憐と申ければ、禹王答て云、堯代之民、以二堯心一爲レ心、故人皆直、今代之民、以二朕心一爲レ心、故姦犯レ罪、何不レ悲哉と歎給ひけり、されば朕が意の直しからぬ故に、朝に姦者のあて法を犯す、これ偏に朕が恥なりとて、御涙を流させ給ひつゝ、彼女童を被レ召て、とられにける裝束は何色ぞと問はせ御座ければ、しか〳〵と申けり。中宮の御方に、左樣の御衣や候と召されければ、とられつる衣よりも猶清らかに嚴を被レ參たりければ、件の女童にたびてけり。はや明方の事也けれ共、又もぞさるめにも値とて、上日の者の送りつゝ、主の女房の許へぞ被レ遣ける、有難き御情

鶏人云々―都良香の賦に雞人曉唱聲驚明王之眠、鳧鐘夜鳴響徹暗天之聽

上伏―宿直

裏よりとみの御事ありて、時光を被召けり。いつもの癖なれば、時光耳にも聞入ず。勅使こは如何にといへども不驚。家中の妻子所從までも大騒て、如何にくと勸めけれ共、終聞ざりければ、御使力及ばず、內裏に參て此由を奏聞す。何計の勅勘にてかあらんと思ける處に、主上仰の有けるは、勅命を不顧、萬事を忘て心を澄し、面白かるらんやさしさよ、王位は口惜き者哉、さやうの者共に行て伴はざるらん事よとて、御淚を流し御感有ければ、事なる子細なし。又去安元元年十二月に、御方違の行幸の夜、雞人曉に唱ふ聲明王の眠を驚す程に成りにけり。主上はいつも御ねざめがちにて、王業の艱難を思召つゞけ御座しけり。折しもさゆる霜夜なり。天氣殊に烈しかりければ、いとゞ打解御寢もならず、彼延喜聖主、四海の民いかに寒かるらんとて、御衣をぬぎ給けん事思召出て、帝德の不至事を歎思召、御心を澄して渡らせ給ひけるに、遙なる程とおぼしくて女の泣音しけり。供奉の人々は聞とがむる事もなし。主上聞召咎めさせ給て、上伏したる殿上人を召て、上日の者や候、只今遠所に叫音のするは何者ぞ、急ぎ見て參れと御氣色あり。殿上人承て、本所の衆に仰す。所の衆、急ぎ行て見れば、怪げなる女童の、長持の蓋を捉てさめぐくと泣。事の次第を尋るに、女答て云く、童が主の朔日の出仕に奉

一日を以て云々—是當時諒闇の法なり

色の御衣—凶服

主上今年は十五にぞならせ給ひける。不斜御歎ありて、御寢膳も御倦き程なりけり。帝王御暇の間は定れる習にて、廢朝とて、十二月の程萬機の政を留めらるゝ事あり。但孝行の禮はさる事なれ共、朝政を止る事、天下の歎なる故に、一日を以て一月に宛て、十二日を以て十二月に准て御色の服をめす。十二日過ぬれば御除服とて、御色を召替る事なれば、此君も御母儀隱れさせ給て後、十二日を過させ給ひければ、公卿殿上人參會して御除服ありけるに、不斜御歎なれば、參給へる人々も、問ふにつらさの風情もやとて、御母儀の御事申出す人もなし。君も何となき樣にもてなさせ給けるが、猶も御氣色處せきの御ためし也。高倉中將泰通朝臣參りて御衣を進せ替、御帶を當進らせけれ共、結びもやらせ給はざりければ、御後より結び進らせけるに、母后の御名殘の色の御衣、今を限と召替ると思召けるにや、御涙の溫々と落けるが、泰通の手に懸ければ、不堪して同く涙を流しけり。是を見進らせける卿上雲客、皆直垂の袖を絞る。君も龍顏に御衣の袂を當させ給て、軈て夜の御宿殿へ入せ給ひ、御涙にむせばせ給けるぞ悲しき。又金田府生時光と云笙吹と、市允茂光と云篳篥吹あり。常に寄合て圍碁を打て、果頭樂の唱歌をして心を澄しぬれば、世間の事公私につけて、何事も心に入ざる折節、内

忍ぶれど云々ー拾遺集に出づ、平兼盛の作

爲君一日恩云々ー白氏文集巻四に見ゆ

鄭仁基ー貞觀政要直諫篇に見ゆ

上なにとなき御手習の次に、古き歌を書すさませ給ひける中に、緑の薄様のことに匂深きに、

忍れど色に出けり我戀はものや思ふと人の問ふまで

と遊はしたりけるを、御心知の四位侍從守貞と云者、此歌を取て宿禰にたびたりければ、是を給て懐に引入て、心地例ならず覺て、里に出で引被臥にけり。煩事三十餘日ありて、彼歌を胸にあてて、終に墓なく身まかりにけり。主上被聞召て御涙にむせばせ給けり。爲君一日之恩、誤妾百年之身、寄言癡少人家女、愼勿將身輕許人と誡たり。女の爲も不便也、朕が爲も世の訕也とて、深く歎思召ても、御戀しさにや御涙を流させ給ぞ忝き。唐太宗は、鄭仁基と云人の娘、美人の聞えありければ、召て元花殿に入らんとし給ひしを、魏徵大臣の、彼女既に他夫に約せりと諫申ければ、殿にいるゝ事を留められけるには、猶まさらせ給たる御心なりとぞ申ける。

○時光茂光御方違盗人事

又殊に哀なる御事ありき。去し安元二年の七月に、御母儀建春門院隱させ給ひけり。

に出づ

白地—暫時

生女云々—杜甫の兵車行に信知ﾚ生ﾚ男惡、反是生ﾚ女好、生ﾚ女猶得ﾚ嫁ﾆ比鄰ｰ、生ﾚ男埋沒隨ﾆ百草ｰとあり、長恨歌にも不ﾚ重ﾚ生ﾚ男重ﾚ生ﾚ女と云々とあり

御ながめ勝—御籠居勝

ちと劣りたりけれ共、心の色は深かりけり。主上不慮に、始は葵を召れけるが、後には心の色に御耽ありて、宿禰に思召つかせ給つゝ、類ひなき御事也ければ、彼女房龍顔に近附進らせて立さる事もなし。白地の御事にもあらで、夜々是を被ﾚ召て御志深く見えさせ給ければ、主の女房も召仕ことなく、還て主の如くにいつきかしづき給ひけり。此事天下に漏聞えければ、時の人古き謠詠に云事有とて、文を引て云、生ﾚ女勿ﾆ悲酸ｰ生ﾚ男勿ﾆ喜歡ｰ男不ﾚ封ﾚ侯、女は作ﾚ妃と、只今此女房、女御后にも立、國母仙院とも祝れ給なん、ゆゝしかりける幸哉と披露すと聞召て後は、敢て召るゝ事なし。御志の盡させ給ふには非ず、世の謗を思召ける故也。されば常は御ながめがちにて、夜のおとゞにぞ入らせ給ける。此事大殿聞召て、心苦き御事にこそとて參內あり。奏し申させ給けるは、叡慮に懸らせ御座さん御事、歎思召さん事いと忝く侍り、何條御事か候べき、只件の女房を召るべきにこそ、俗姓尋るに及ぶべからず、忠通猶子にし奉べしと仰ければ、いざとよ、位すべらせ給て後はさることあり共聞召、正く在位の時袙など云ず、そもなき怪振舞する程の者の、身に近付く事を不ﾆ聞召ｰ朕が世に始傳へん事、後代の訕なるべしと勅定ありければ、大殿御涙を押拭はせ給て、ゆゝしき賢皇哉と思召御退出あり。其後主

田舎仕丁等
高倉院の御愛樹の紅葉を折て酒煖めて先酔狂ひ

縫殿陣―縫殿寮の官舍、朔平門の北に在り

林間の句―白氏文集、送ニ王十八歸ㇾ山寄ニ題仙遊寺一といふ七律中の句

心の色―前

ふに跡形もなし。よく〳〵尋問給ひければしか〴〵と申。信成手をはたと打て、こはいかにしつる事ぞ、如何なる御勘氣にかあらんとて、彼仕丁を尋出し、縫殿の陣に誡置。御所より信成は下向歟、此兩三日紅葉を御覽ぜねば御戀に思召、急ぎ持參せよ叡覽せんと御使あり。信成周章參りて此由を奏聞せらる。新院やゝ御返事なし。去ばこそ大なる御不審蒙なんず、如何樣にも廷尉に被ㇾ下、馬部吉祥に仰て禁獄流罪にもやと、恐れをののき居給たりけり。良有て御返事あり、信成よ歎思ふべきにあらず、唐の大原に白樂天と云人は、琴詩酒の三を友として、中にもことに酒を愛して諸を慰みけるに、秋紅葉の比仙遊寺に遊ぶとて、紅葉を燒て酒をあたゝめ、綠の苔を拂て詩を作けり、即其心を、

林間煖ㇾ酒燒ニ紅葉一石上題ㇾ詩拂ニ綠苔一

と書遺し給へり、かほどの事をば淺增き下﨟に誰敎へけん、最やさしくこそ仕たりけれと、叡感に預りける上は子細に及ばず、あやしの賤男賤女までも、角御情を懸させ給ひければ、此君千秋萬歲とぞ祈申ける。去共憂世の習こそ悲しけれ。又建春門院御入内の比、安元の始の年、中宮の御方に候ける女房の、召仕ける女童二人あり。一人をば葵、一人をば宿禰とて、葵は美形世に勝れたりけれ共、心の色少し劣れり。宿禰はみめ形は

秋は西より來る―五行にも五色にも總て秋は西方と定めたれば也

仕丁―主殿寮に屬して禁中の掃除等雜役に服せし者

○此君賢聖并紅葉山葵宿禰附鄭仁基女事

凡此君幼稚の御時より賢聖の名を揚、仁徳の行を施す。御情深き御事共多かりける中に、去嘉應承安の比、御在位の始なりしかば、御年十歳ばかりにや、紅葉を愛せさせ給けるが、紅葉は秋の物也、秋は西より來るとて、西門の南脇に小山を築かせ、紅葉を立植て愛せさせ給ひけるに、仁和寺の守覺法親王より、櫨と雞冠のもみぢの色うつくしきを二本進覽あり。新院何とか思召れけん、是をば紅葉の山にはうゑられず、大膳大夫信成を召、この紅葉汝に預る也、明ては持參せよ、叡覽あらんとぞ仰ける。信成仰を蒙て宿所に歸り、乾泉水を造て紅葉を植、明ては御所へ持參し、晩れば宿所に持歸る、不レ損不レ折と心苦し給けるは、ゆゝしき大事にぞ有ける。或時信成物詣でとて出たりける跡に、田舍より仕丁の二三人上たりけるが、寒を禦ん爲に酒を尋出し、あたゝめて飲んとしけるに、燒物のなかりければ、御所の内を走廻て尋る程に、坪の内の乾泉水の紅葉を尋得て、散々に折燒て酒をあたゝめて飲てけり。實に片田舍の者なれば、爭か紅葉のやさしき事をも可レ知なれば、角振舞たりける也。信成下向し給て、先さし入紅葉を見給

し程に、同十四日に、六波羅の池殿にて終に墓なく成せ給ふ、御歳僅に二十一。内には十戒を持て慈悲を先とし、外には五常を守て禮儀を正くせさせ給ひければ、末代の賢王にて、萬人是を惜み奉る事、一子を失へるが如し。まして法皇の御歎、理にも過たり。恩愛の道いづれも不レ疎ども、此御事は、故建春門院の御腹にて、一つ御所に朝夕なじみ奉らせ給ひき。御位に卽給しまでは、副進らせ給しかば、其御志殊に深き御事也。去々年の冬、法皇鳥羽殿に籠らせ給ひし御事、不レ斜歎思召より御病附せ給たりしが、南都の兩寺燒ぬと聞召て其歎に不レ堪、つひに隱させ給けり。今夜やがて東山の麓、淸閑寺と云山寺へ送り奉て、春の霞に類ひ、夕の煙と立のぼらせ給ひにけり。安居院法印澄憲、墨染の袖を絞りつゝ角思ひつゞけけり。

常に見し君がみゆきをけふとへば歸らぬ旅ときくぞ悲しき

天下諒闇に成て、雲の上人花の袂を引替て、藤の衣に窶けり、哀也し御事也。興福寺の別當權僧正教圓も、南都炎上の煙の末を見て病附たりけるが、新院隱れさせ給ぬと聞て、病增りて失給ひにけり。心あらん人、誠に堪て住べき世とも見えざりけり。

と覺たり。

御齋會—正月八日より十四日迄大極殿にて最勝王講を講ぜらるゝ事

四代の帝王—二條六條高倉及今上

○行二御齋會一幷新院崩御附敎圓入滅事

但し形樣にても御齋會は被レ行べきとて、僧名の沙汰有けるに、南都の僧は公請を止る由宣下せられぬ。されば一向天台の學侶ばかり請定歟、又御齋會を被レ止べきか、又延引有べきかの由、官外記の注文を召。彼申狀に付て諸卿に被レ尋處に、南都北嶺は國家鎭護の道場、天台法相は天下泰平の祕要也、速に南都を棄置れん事いかゞ有べき、外記注進先例なきに似たりと各被レ申けるに依て、三論宗の僧に成實已講と云ふ者の、勸修寺に有けるを只一人召て、如レ形被レ行けり。法皇は世の角成行に附ても思召連けるは、我十善の餘薫に依て萬乘の寶位を忝す、四代の帝を思へば子也孫也、いかなれば淸盛法師に萬機の朝政を被レ止て年月を送るらんと、御心憂思召處に、剩へ東大興福の兩寺、佛法人法もろともに亡ぬれば、只龍顏より御淚をのみぞ流させ給ひける。斯る程に打副へ、新院御所には日比世の亂を歎思召ける上、南都園城の回祿に、いとゞ御惱重くならせ御座ければ、何事の沙汰にも及ばずあやふき御事など聞えしかば、法皇不レ斜御歎あり

天慶—平將門の亂の爲に殿上の宴醉なかりし也

法相—法相宗

ひの魚を持參して、御祝に進る。殿上より國栖と召るゝの時は、聲にて御答を申さず、笛を吹て參るなり。此翁の參らぬには五節始る事なし。斯る目出き樣ども、兵革火炎に奉らず。

○春日垂迹事

二日天慶の例とて殿上の宴醉なし。男女打偸て、禁中の有樣物さびしくぞ見えける。禮儀もこと〲〵に廢ぬ。佛法皇法共に盡ぬる事こそ悲しけれ。四日南都の僧綱解官して公請をとゞめ所領を沒收せらる。東大寺興福寺、堂舍佛閣も塵灰となり、若も老も衆徒多滅して、たま〲〵殘る輩は山林に身を隱し、便を求て跡を消して止住の人もなかりけるに、上綱さへ角なれば、南都は併亡畢ぬるにこそ。法相擁護の春日大明神、いかなる事思召らんと、神慮誠に知がたし。此明神と申は、昔稱德天皇御宇、神護慶雲二年戊申に、白き鹿に鞍を置き、鞍の上に榊をのせ、榊の上に五色の雲靉き、雲の上に五所の神鏡と顯て、常陸國鹿島郡より、此大和國三笠山の本宮に垂跡し給し時は、御手に法相唯識卅誦を捧給て、跡をしめ御座。今かく人法共に亡ぬれば、實虛申か安からん

國栖歌―如何なり共知らず、元日節會に奏するを例とす

うぐひ―石斑魚、腹部紅頭部黑色なる五六寸程の魚

節會ばかり被ㇾ行けれ共主上出御もなし。關白已下藤氏の公卿一人も參らず、氏寺燒失に依て也。只平家の人々少々參て被二執行一けれ共、そも物の音も不二吹鳴一、舞樂も奏せず、吉野の國栖も不ㇾ參、鰚の奏もなかりけり。たま〳〵被ㇾ行ける事も、皆々如ㇾ形にぞ在ける。鰚奏とは魚也。天智天皇のいまだ位に即給はざりける時、君は乞食の相御座すと申ければ、我帝位につきて乞食すべきにあらず、備へる相又難ㇾ遁歟、御位以前に其相を果さんとて、西國の御修行あり。筑後國、江崎、小佐島と云所を通らせ給けるに、疲に臨み給ひたれ共、供御進する者もなかりけり。網を引海人に魚をめされて、御疲を休めさせ給ひ、我位につきなば、必供御にめされんと被二思召一、其名を御尋ありければ、鰚と奏し申けり。帝位につかせ給て思召出つゝ、被ㇾ召て供御に備けり。其よりして此魚は、祝のためしに備ふと申す。吉野國栖とは舞人也、國栖は人の姓也。淨見原の天皇、大伴の王子に襲れて吉野の奧に籠り、岩屋の中に忍び御座けるに、國栖の翁、粟の御料にうぐひと云魚を具して、供御に備へ奉る。朕帝位に上らば、翁と供御とを召んと被二思召一けるによりて、大伴の王子を誅し、位に即て召れしより以來、元日の御祝には國栖の翁參て、桐竹に鳳凰の裝束を給て舞ふとかや。豐のあかりの五節にも此翁參て、粟の御料にうぐ

と年來祈念し給けり。解脱上人は釋迦を信じ給けり。三世の如來まち〳〵也といへ共、濁世成佛の導師也、聞法得脱偏に如來の恩德に非ずと云事なし。然れば生身の釋迦を奉拜ばやと祈誓し給ひける程に、同夜に夢を見給けるは、俊乘房は、解脱上人は則觀音也と見、解脱房は、俊乘和尚は卽釋迦也と見給ひけり。斯りければ解脱上人は、笠置寺を出て東大寺へ行給ふ。俊乘和尚は東大寺を出て笠置寺へ渡り給ふ。兩上人平野の三間、卒都婆と云所にて行合て、共に夢の告をかたり、互に涙を流しつゝ、貞慶は俊乘和尚を三禮し、重源は解脱上人を三禮して、契て云、先立て臨終せん者は自他生所を示すべしと。而を建久元年六月五日の夜、解脱上人の夢に、重源こそ娑婆の化緣既に盡て、只今靈山へ歸り侍と示給へり。夢に驚て急ぎ人を遣て尋問ひ給へば、此曉既に和尚東大寺の淨土堂にて入滅の由答けり。誠に法界唯心の、花嚴の敎主を再造鑄のために、大聖釋迦如來の化現し給ひけるこそ貴けれ。

靈山―靈鷲山をいふ、釋尊說法の靈地

○鰚奏吉野國栖事

治承五年正月一日、改の年立返たれ共、內裏には東國の兵革南都の火炎に依て朝拜なし、

交衆―大衆に打交り交際する事

大銅云々―利慾に迷うて

勸進の仁、誰にか仰せ附べきと議定あり。當世には黑谷の源空は、戒德天に覆ひ慈悲普うして、人擧て佛の思ひをなす。彼法然房に被二仰含一べきかと、諸卿推擧し申ければ、法皇即行隆朝臣を以て、大勸進を可レ勤之由仰下さる。法然房院宣の御返事被レ申けるは、源空山門の交衆を止て、林泉の幽居を占る事、偏に念佛修行の爲也、若大勸進の職に候はば、定て劇務萬端にして自行不二成就一と、堅く辭申されけり。重たる院宣には、門徒の僧中に器量の仁ありや、擧し申べしと仰下す。法然房暫く案じて、上の醍醐におはしける俊乘房重源を招寄せて、院宣の趣申含給ければ、左右なく領掌し給へり。則是を擧し申されければ、俊乘房院宣を給て大勸進の上人に定にけり。俊乘房院宣を帶して、法然房へ參して角と申たりければ、宣けるは、相構て御房大銅に食て、一大事の往生忘るべからず、若勸進成就あらば、御房は一定の權者也と被レ申けるが、事故なく遂給にけり。されば勸進俊乘房、奉行行隆、共に直人にはあらじと人首を傾けり。笠置の解脫上人貞慶、大佛の俊乘和尚重源兩人は、道念內に催し慈悲外に普し、人皆佛の思ひを成しけるに、重源和尚は深く觀音を信じ給へり。菩薩の慈悲とりぐ〵也といへ共、普門示現の利生悲願は觀音大士に過たるはあらじ、されば生身の觀音を奉レ拜らん

卅卷　第二十五

○大佛造營奉行勸進事

東大寺炎上の後、大佛殿造營の御沙汰あり、左少辨行隆朝臣、可ニ奉行一由えらばれけり。彼行隆先年八幡宮に參て通夜し給たりけるに、示現を蒙りけるは、東大寺造營の奉行の時は是を持べしとて、笏を給と靈夢を感ず。打驚て傍を見に、誠にうつゝにも是あり、不思議に覺て、其笏を取て下向し給ひたりけれ共、何事にか當世東大寺造營あるべき、何なる夢想やらんと心計に思ひ煩ひて、件の笏を深納て、年月を送り給ける程に、此燒失の後、辨官の中に被レ撰て、行隆可ニ奉行一由仰せ下されけるにこそ思ひ合せて感涙をば流しけれ。されば宣ひけるに、我勅勘を蒙ぶらずして昇進あらましかば、今は辨官を過なまし、勅勘に依て多年を送り、老後に再び辨官に成歸つて、奉行の仁に相當れり、前世の宿緣、今生の面目、來世の値遇までも、悅ぶに猶餘よりありとて、大菩薩の示現に給りし笏を取出して、造營の事始めの日より持給ひたりけるとかや。又東大寺の大

不思議の事ありき。寺院の内の坤の角に、一言主の明神とて、葛城の神を祝奉たる社あり。其神の前に大なる木槵子の木あり、彼燒亡の火、此木の空に移て煙立けり。軍しづまりて後、大衆の沙汰にて水を汲て木の空に入る事隙なかりけれ共、其煙いつとなく絕ず。今はいかゞせんとて、水を入る時もあり入ざる時もあり。遙に七十餘日を經て、太政入道病附たりと云ひける日より、煙おびたゞしく立けるが、入道七日と云に死給ひたりける日よりして、彼けぶり立ず、火かき消すやうに失にけり。さしも久しく燃たりけれ共、枝葉もとの如く榮たり。誠に世の不思議とぞ覺ゆる。

木槵子ーむくろじ

佛法云々——佛法と雖も自身弘通するに非ず、必ず人の歸依を待つ

し、證果の尼を殺して三逆を犯し、阿育大王の太子弗沙密多、寺塔を破壞し聖教を亡す。震旦には秦始皇、僧尼を埋み書籍を燒、唐武宗、會昌太子、三寶を滅き。これは異國の事也、只傳聞ばかり也。我朝には、如來滅後一千五百一年を經て、第三十代帝欽明天皇御宇十三年、壬申十月十三日に、百濟國の聖明王より、始て金銅の釋迦像竝經論等を渡し給ける。同日に阿彌陀の三尊浪に浮びて、攝津國難波浦に著給ひたりしを、用明天皇の御子聖德太子、佛法を興ぜんとし給しに、守屋大臣我國の神明を敬はんが爲に、教法の貴事を不﹂知して、是を破滅せんとせしが共、終に太子の御爲に誅せられけり。其外は帝王五十二代、年序六百廿九年、いまだ三寶を背き堂塔を滅す王臣を聞かず。佛法獨弘まらず、王臣の歸依によるべし。國土自ら安からず、佛陀の冥助に持たれたり。されば人の世にある、誰か佛法を無代にし逆罪を相招く。縱僧こそ惡からめ、佛法何の咎か御座すべき。神社佛寺數を盡し、三論法相殘なく煙と成るこそ悲しけれ。されば弘憲僧正は、落る涙に墨染の濕たる袖に筆を染めて、法滅の記をぞ書給へる。謹考、天竺震旦大佛雖﹂多、皆是木石なり、未﹂聞﹂金銅十六丈之盧遮那﹂とぞ被﹂注たる。誠に閻浮無雙の佛像也。日域第一の奇特なり。一時が程に囘祿、かなしと云も疎なり。興福寺燒失の時、

人天大會—人間天上二趣の衆生の大集會

穀藏院—大内裏内に在り

薩聖衆、人天大會の悲み角やと思知れたり。日本我朝は申に及ばず、天竺震旦にも加程の法滅は類稀にぞ覺えける。若く盛にして身の力ある輩は山林に逃籠、吉野十津河の方へ落失にけれ共、行歩にも叶はぬ老僧身もたへず、事宜き修學者達は、其數を知ず切殺され打殺されにけり。尼公の首をも多切たりけるとかや。大佛殿にて燒死る者千七百餘人、山階寺にて五百餘人、在々所々、坊舍堂塔にて二百餘人、戰場にして被討大衆七百餘人、都合一萬二千人餘とぞ聞えし。其内に四百餘人が首、法華寺の鳥居の前に切懸たり。十二月廿九日に、重衡朝臣、南都の大衆の頸三百餘を相具して歸上る。首共さのみ多しとて少々は道に捨けり。重衡上洛して首渡すべき由奏申けれ共、東大寺興福寺囘祿の淺猿さに、其沙汰に及ざりければ、穀藏院南の堀をば、南都の大衆の頸にて埋けり。一院新院攝政殿下、一天四海貴賤男女歎悲みけれ共、入道相國ばかりは、南都の衆徒等さてこそよとぞ宣ひける。後世いかならんと聞も身毛竪けり。

○佛法破滅事

佛法破滅の人を尋るに、天竺には提婆達多、佛を妬て血を出し、佛法修行の和合僧を破

給て後、諸佛内證の不二法門あるべしとて、當伽藍盧遮那佛の前にして祈請申されしかば、夢想の告有て、彼久米寺の大經を感得し、勅定を蒙り渡海入唐し、青龍寺の大和尚に謁して、三密五智の瓶水を受。眞乘祕密の奧藏を傳て、大同年中に歸朝し給て、法水を四海に流し、甘雨を一天にそゝぎしかば、東大寺の別當に被補き。勅命に依て此寺に移り居て、三藏修練の芳跡を慕ひ、大唐青龍の風範を寫して、灌頂壇を立て增息の法を修し給へり。密教相應他に異なる聖跡也。凡大佛殿、同き四面の廻廊より始て、講堂三面の僧坊、鐘樓、經藏、食堂、大湯屋、東西七重の大塔、八幡宮、氣比の社、氣多の宮、五百餘所、八大菩薩、戒壇院、眞言院、尊師僧正、東南院、南都七寺の本院家、三論の本所也。五師子の如意もなつかしく、光智僧都の尊勝院、花嚴圓宗の本所也。村上帝の御願とか。堪照僧都の吉祥院、五重唯識窻深、珍海已講の禪那院、八不の堪水底澄めり、知足院と申は法相一宗の本所也。鑒眞建立の唐禪院、律宗天台の本所とか、神社佛閣悉く燒にけり。梵釋四王、龍神八部、冥官冥衆に至るまで、定て驚騷給らんとぞ覺えし。三笠山の松の風、遮遺の煙に音咽、春日野草の露、魔滅の灰に色替れり。昔釋尊の非滅を唱へしに、雙林風痛で其色忽に變じ、拔提河水咽で其流れ又濁りけんも限あれば、菩

雙林—沙羅雙樹の林

五十位迄の菩薩を云ふ

善無畏―中印度佛手王の子、後年支那に還る、一行禪師の師なり

んが爲也とて、重て遣唐使を渡さる。懇に勅請有しかば、法進思託等の門弟四十餘人を具足し、佛舍利三千粒、白檀の千手の像、天台止觀等の法門、戒壇圓經、並中天竺那蘭陀寺の戒壇の土、此外佛像經論等を持して、大唐の天寶十三年に唐朝を辭し、本朝の天平勝寶六年二月に來朝し、始て大佛殿に參詣して、禮拜讚歎し給て、又和尚遙に蒼海を凌て來朝せり。皇帝大に叡感ありて、授戒傳律、偏に大德に任る由勅し給しかば、天平勝寶六年四月に、始て盧遮那佛殿の御前にして、和尚傳來の戒壇の土にして壇を築て、天皇皇后登壇受戒あり。其後靈福澄修等五百餘人登壇受戒しき。さて那蘭陀寺の戒壇の土にひとしき地味を本朝に被ﾚ尋しに、今の戒壇院地味同きに依て、高房中納言を勅使として、天平勝寶七年九月に戒壇院を造畢し、同き十月十三日に、大和尚を導師として御供養ありき。同き廿日受戒會を行ひ始られてより已來、恒例の大法會たりき。眞言院と申は、養老年中に中天竺の善無畏三藏來朝の當初、八十日が間遊止修練し給し芳躅なり。其間に良辨義淵等、大虛空藏等の祕法を受て密敎稍傳持せり。然共根機未熟せざりけるにや、三藏所持の毗盧舍那經をば、大和國高市郡久米寺の東塔の柱の底に納て、無畏三藏は歸唐し給にけり。其後弘法大師出世し給て、内外平論の敎こと〴〵く通達し

僧坊燒失せし時、黑煙一天に覆て日の光不見けり。東大寺の炎上にあらずば角は有べからずとて、御門大に驚き騷がせ給ひて、寮の御馬に召れて俄に行幸ありけり。是ぞ騎馬の行幸の始なる。其後承平五年に造畢供養せられけり。戒壇院と申は、本願皇帝、榮叡普照寺に勅して大唐に遣されしかば、則楊州の龍興寺の鑒眞和尙に謁して申さく、昔我大日本國に上宮太子と申人御座き、吾薨去の後二百年を過て、必當國に律儀廣まるべしと示し給ひき、今其時代にあたれり、願は日域に東流し給へと請ぜしに、和尙承諾して渡海せんと宣に、門徒の僧諫制して云、海上漫々として風波茫々たり、生身を全して法を此にして弘め給へと申ければ、和尙弟子に語て云、身命を輕して佛法を重くするは如來遺弟の法也、日本は佛法有緣の國なれば、行て戒律を弘むべしと有けるを、門弟等留め兼て、袈裟にて頭を裹み、顏を隱して和尙の渡海を留けり。裹頭の大衆と云は是より又始れり。然共和尙志猶たゆみ給はず。され共天皇深く御歎あり。欽明天皇十三年に、釋迦の遺法此國に傳るといへ共、いまだ出家具戒の義そなはらず。盧遮那佛の造立の志は戒法興行の爲なり。十地の階級によりて、報身能化の形異なれ共、ことさら戒波羅密の教主を選て、千葉臺上の尊像を顯し奉る事は、戒師を異朝に尋て、佛法を此國に弘め

鑒眞—大寶二年以來來朝を企つること五度、唐律招提寺は其創建也

十地—五十二位の內四十一地より

鳥瑟―肉髻なり、頭頂の飾

白毫―同じく卅二相中の眉間の相

四十一地―瓔珞嚴めしき四十一位の菩薩也、次の十地を見よ

盧枳帝、櫟鉢羅耶、菩提薩埵婆耶と唱拜し奉て、かき消やうに失にけり。又南大門の木像の獅子すゞろに吠匐けり。是只事に非ず、併御願の忝き事を感じけるにや、誠に不思議也し事共也。其より以來、年序四百餘歲、星霜遙に重て歸敬彌新也。金銅十六丈の盧遮那佛は、實報寂光常在不滅の生身になぞらへ、玉殿十一間の寶樓閣は、花藏界會、奇麗無元盡の莊嚴に模せり。烏瑟高顯て半天の雲に細に、白毫露瑩て、滿月の粧明か也し尊像也。五十六億七千萬歲の遙の後、人壽八萬、龍華三會の時までも全身の如來とこそ奉ㇾ拜しに、御頭は落て大地にあり、御身は涌て湯の如し。悲哉烏瑟忽に花王の本土に歸し、堂閣空蒼海の波濤に泝ことを。八萬四千の相好は、秋の月四重の雲に隱れ、四十一地の瓔珞は、夜の星十惡の風に漂はす。遙に傳へ聞すら、猶悲みの淚せきあへず、況親奉ㇾ見けん人々の心中、推量れていと悲し。大講堂と申は、天平勝寶年中に御建立、本尊は五丈の千手の靈像也。一萬僧會にて供養を遂られし時、天人天降つゝ花を佛前に散し奉る。其香發越として法會の庭に匂、九重の中に薫じけり。聖武皇帝叡感の餘りに、樂人に仰て、始たる樂を奏すべしと勅定有ければ、伶人等俄に十天樂を作始て是を奏しき、類少き不思議也。醍醐天皇御宇延喜十七年十一月、當堂並に三面の

迦毘羅衛―釋尊誕生の故城

供養をのぶべしと有しかば、帝勅して云、天竺日本境異也、いかゞ招請せんと被仰下ければ、菩薩其期に臨で難波浦に行向、閼伽の折敷に花を盛、香を燒海上に浮たり。西を指て流行。暫ありて閼伽の備も亂ずして難波浦に著。小舟一艘相副り。舟中に梵僧一人あり。濱に上りたりければ、行基待受て手を取くみ、微咲して歌を唱て云、

　靈山の釋迦の御前にちぎりてし眞如朽せず相みつる哉

梵僧返事して、

　迦毘羅衛に共に契しかひありて文殊のみ顏相みつる哉

と返事ありき。則天平寶字四年四月八日御供養有けるに、皇帝忝も御自諸師請定の勅書を被出き。開眼師菩提僧正、講師隆尊律師、咒願師大唐の道璿律師、都合一萬廿六人なり。菩提僧正佛前にすゝみ、筆を取て開眼し給に、其筆に繩を付て諸人同く取付。是皆開眼の緣をむすばしめんと也。此時僧正白き衣服を著し、六牙の白象に乘じて、大會の庭に來給へりと見人多かりけり。普賢大士の化現と云事は疑なし。凡供養の日、奇特の事共多くありける内に、王城に童子あり、生產より成人に至るまで終に物云事なし。父母瘂子うみたりと歎けるに、彼瘂童は法會の庭にのぞみ、天皇御前に跪、南謨阿梨耶婆

力士云々—及久米仙東大寺力役の事、古今著聞集等に見ゆ

婆羅門尊者—印度の人、天平八年來朝し大安寺に住す

御體正く現じ給ひ、御音を出させ給ひて、吾國家を護り王位を守る志、楯戈の如し、早く國内の神祇を率して、共に吾君の知識たらんと、新にみことのり有ければ、歡喜の懇情深くして、則行基菩薩に勅して知識の宣を一天四海に被下しかば、玉簾の内より柴樞の下に至るまで、上下男女其縁を結ばずと云事なし。されば天平十七年に土木の造營を始られしに、或は力士變化の牛來て料材を運び、或は久米の仙人通力を起て大木を飛し、或は雷神磐石を碎て船筏を下き。三明六通の羅漢は五百の工匠と成て大小の諸材を削、四海八方の冥衆は數萬の夫役を勤て遠近の公事に從へり。鎭守權現と申は則八幡大菩薩是也。神託に任て、勸請の爲に、勅使百官を宇佐宮に立られたりければ、天平勝寶元年十一月己酉日御影向あり。則尊神と天皇ともろ共に、大佛殿に御參の有りて、一萬僧會を被行しに、大内に天下泰平と云文字現じけるに依て、又天平寶字と改元あり。神明の靈感種々顯て、影向の軌則巍々たり。其より已來當寺に跡を垂御座て、晝夜に大佛を拜し、八宗の教法を護給へり。其後大佛供養の御沙汰あり、導師行基菩薩と被定たりけるを、菩薩奏して宣く、御願は大佛の事也、我身は小國の比丘也、大會の唱導更に相應せず、昔靈山淨土の同聞衆に大羅漢御座、其名を婆羅門尊者と云、南天竺にあり、來て

御起文—平家長門本に東大寺碑文にありと云へり

普く一分の善緣を結ばしめ、菩提僊正は西域より來て、金容を拜して正く五眼の功德を開けり、誠に是四隅四行の薩埵、因圓合成して、中央中臺の遮那の果滿顯現じ給ふ。大日本國開闢の主、天照太神の御本地、今の大佛尊是也。天兒屋根尊は左面の觀世音也。太玉尊は右脇の虛空藏菩薩也。又金光最勝時會の式、王法正論鎭護の儀也。凡伽藍の建立他に異にして冥顯にかたどり、尊像の安置併國家の標相なり、是を以て本願聖武皇帝の御起文には、代々の國王を以て我寺の壇越とせん、我寺興復せば天下も興復し、我寺衰弊せば天下も衰弊すべし、若敬て勤行せば、世々に福を累て終に子孫を隆やかし、共に宮城を出て早く覺岸に登らんと云々。萬機の理亂四海の安危、此寺の興衰により、今生の禍福未來の昇沈、其人の信否にむくゆ、是則我朝の惣國分寺として、金光明四天王護國之寺と號す、誠にゆゑある哉。當大伽藍御建立以前に、聖武天皇行基菩薩を勅使として、潛に伊勢太神宮に祈誓申されしかば、御詫宣に、實相眞如の日輪は照二生死長夜之闇一、本有常住の月輪は、掃二無明煩惱之雲一、我遇レ難レ遇之大願一、建二立聖皇大佛殿一故と（取レ詮）ありき。菩薩歡喜の涙に咽つゝ、此由奏し給ひしかば、叡信いよ〳〵深く、竭仰ますます切にして、又宇佐宮へ勅使を被レ立て、同叡願の趣を被レ申しかば、八幡大菩薩の

四面の廊、朱丹を綵二階の樓、空輪雲に耀し五重の塔婆、稽古窓閑なる三面の僧坊、大乘院、松陽院、東北院、發志院、五大院、傳法院、眞言院、圓成院、一言主、辨才天、龍藏惣宮、住吉、鐘樓、經藏、寶藏、大湯屋に至迄、忽に煙と成こそ哀なれ。鳥羽院御宇、春日の御幸の次に興福寺に御入堂あり。伶人舞樂を奏しけるに、胡德樂と云樂に、河南浦の庖丁を舞澄したりけり。胡德樂とは酒を飲樂也。河南浦とは鯉を切舞也。叡感の餘りに、是を鳥羽の御所に移して叡覽あらばやと被二思召一ければ、還御の後彼儀式を鳥羽殿に被レ移て、伶人是を奏しけれ共、南都にて叡覽有しには無下に劣て、無興ぞ思召れける。理や彼寺は、淡海公龍宮城の上に被レ立たる寺なれば、底より匂通つゝ、吹笛も打樂も澄渡りてぞ聞えける。斯る目出たき伽藍の亡びぬるこそ悲しけれ。東大寺と申すは、一閻浮提無二無三の梵閣、鳳甍高く聳て半天の空より抽で、八宗の教法、廣敷廣學の僧庵、鸞臺遥に構て一片霞を隔たり。濫觴を尋れば、月氏より日域に及で、大權の芳契多世を經たり。知識を訪へば、聖主より凡庶に至まで、眞乘の結緣萬方に普し。就レ中本願皇帝發起の叡念は、大悲普現の觀自在弘誓の海是深く、良辨僧正懇篤の祈誓は、等覺補處の慈氏尊、因圓の月滿なんとす。三世の覺母は行基菩薩として東垂に現じて、衆生をなして

一閻浮提云云—現世界中唯一の寺院との義

良辨—東大寺の開山、寶龜四年寂す

藤竝ときは—藤波常盤、四時に咲く也

淨名大士—印度の人釋尊同時代、在俗の儘行業を修す、維摩居士是也

定照—天元頃の名僧、天祿中興福寺に住す

嗣公の、弘仁四年丁酉御堂の壇を築れしに、春日大明神老翁と現じて匹夫の中に相交り、土を運び給ひつゝ一首の御詠あり。

　補陀落の南の岸に堂たてて北の藤なみ今ぞ榮ゆる

と。補陀落山と申は、觀音の淨土にて八角山也。彼山には藤竝ときはに有しとか。件の山を表して八角には造れり。北の藤竝と申は、淡海公の御子に、南家、北家、式家、京家とて四人の公達御座けり。何れも藤氏なれ共、二男にて北家、房前の御末の繁昌し給ふべきの歌也。弘法大師は來て鎭壇の法を被㆑行。此堂供養の日、他姓の人六人まで失しかば、代々の御幸にも源氏は不㆑向砌也、奈良の都の八重櫻、東金堂に榮えたり。淨名大士は、講堂に奄羅園を變じけり。維摩大會は五百餘歳も過にけり。聲大唐に聞え、會は興福に留る。國之爲㆑國者此會の力也、朝之爲㆑朝者此會故也と、北野天神の記し置給へるも憑しや。されば此大會の講、近は帝釋宮の札に附、常樂會の內梵都卒天より傳れり。此戒壇と申は行基菩薩の建立、濟度利生の眞影あり。淸涼院と申は、淸水の學窻大聖文殊の靈應あり。一乘院は、又定照僧都の聖跡、顯密兼學の道場也。貞松房の松室、應和の風香、興靜僧都の喜多院、本院の礎不㆑傾。斯る目出き所々より始て、瑠璃を竝し

二六難行―終日終夜の苦行
九旬忉利―釋尊が一夏九旬の間生母の爲に忉利天に登りて說法したる故事
不空羂索―七觀音の一衆生を釣上げて涅槃の岸に至らしむる佛
變徵―哀調

て妾が素願をはたせと、工匠奏し申さく、佛々平等にして利益無レ差ども、釋迦は穢土を敎主として慈悲の一子に覆護せり、摩耶の生所を知んとて、大菩提心を發しつゝ、二六の難行功畢て、無上正覺成就せり、十月胎內の報恩の爲に、九旬忉利の安居せり、されば母に孝養の志深きは釋尊に過ずと奏しければ、可レ然とて被レ造たる佛也。皇后此佛を拜し給しに、いまだ眉間の玉も不レ入、佛像額より光を放ち給ひしかば、此佛には眉間の玉はなし。自然涌出の觀世音も、此御堂にぞ安置せる。傳法院の修圓僧都と云人、壽廣、已講を相具して尾張國より上ぼりしに、賀茂坂の邊、すがたの池の邊を通けるに、已講已講と呼聲しけり。音に附て行見れば、田中に十一面觀音像御座。貴忝く思ひつつ、懷き上げ負奉て、南都に歸上りつゝ、先南大門に奉レ居、何の御堂にか入奉べしと大衆僉議して、金堂より始て、扉を開て入奉らんとて、千萬人集て是を舁奉れども更に動給はず。西金堂と申時輕々と擧て、如レ飛してこそ此寺には入給へ。一度步を運人、二世の願をぞ成就しける。南圓堂と申は、八角寶形の伽藍也。丈六不空羂索觀音を安置せり。此觀音と申は、長岡右大臣內麿の藤氏の變徵を歎て、弘法大師に誂て造給へる靈像也。佛をば造て堂をば立給はで薨給ひたりけるを、先考の志願を遂んとて、閑院大臣冬

大織冠—鎌足

西天日域—西天竺と日本と

二年に、同國添上郡春日の勝地に被」移て、寺號を改て興福寺と名。法相大乘の教を弘通せり。代々の王臣國母の御願あり。中金堂と申は、入鹿大臣朝家をあやぶめ奉らんとせし時、皇極天皇發願して、被」造ニ立丈六釋迦三尊」也。眉間の水精は唐國より被」渡たり。此玉左見にも右見にも、釋迦三尊の影うるはしく移りし玉也。此像の御頭の中には、大織冠の御髻の中に、年來戴き給ひける銀の三寸の釋迦像を被」籠たり。東金堂と申は、神龜三年丙寅秋七月に、聖武皇帝の伯母、日本根子高瑞淨足姫御惱の時、玉體安穩の爲にとて造くられたりし藥師像を安置せり。又敏達天皇卽位八年己亥冬十月、新羅國より渡給へる金銅の釋迦、觀音、虛空藏の三尊も、此御堂に御座す。西金堂と申は、聖武天皇の后光明皇后、御母橘大夫人の御爲に、天平六年甲戌正月に造、供養し給へる丈六の釋迦の像を被」居たり。天竺の乾陀羅國大王、生身の觀音を拜んと云願あり。夢中に告を得たり。是より東海に小島あり、日本國と名く、彼國の皇后光明女を可」拜と。夢さめて後、西天、日域雲を隔て、大小諸國の境遠行拜せん事難」叶、生身を移さん爲にとて佛師を差遣せり。工匠子細を奏聞しければ、后仰て云、我母の爲に阿彌陀如來造立の志あり、然而いまだ工を得ざる處に、幸に今天竺の佛師を得たり、願は佛像を造

論を立脚點とする唯識宗

因明内明―各五明の一、因明は論理、内明は持戒精進等の行に通達する事

叫喚大叫喚―共に八大地獄の一つ

淡海公―藤原不比等

經釋、大乘小乘の聖教悉く燒にけり。我身を助けんとせし程に、大師先德の祕佛も、年來住持の本尊も、亡ぬるこそ悲けれ。月比日比兵亂有べしと聞えければ、若や助かるとて、山階寺の中大佛殿の上に橋を構て、兒共童部老僧尼公、いくらと云事もなく上り隱たりける程に、猛火御堂に懸ければ、不ㇾ劣々々と下るゝ程に、階踏折て下に成者は押殺上成者も高より落重りければ、暫しは息つき居たれ共、終には皆死にけり。殘留る輩、なにを撥へ、なにを歩てか降り下るべきぞ。あやしの小屋ならばこそ手を捧ても助足を取ても落すべきに、日本第一の伽藍也、閻浮無雙の大堂なれば、梁だにも十丈に餘れり。今更俄に助べき支度なし。餘の悲さに思ひ切り飛落る者も有けれ共、碎けて塵とぞ成りにける。一人もなじかは可ㇾ殘。火の燃ちか附に隨て、喚叫音、山も響き天もひゞくらんと覺えたり。叫喚大叫喚の罪人も、角やと覺えて哀也。警固の大衆は兵仗に當て身を滅し、修學の碩德は火炎に咽て命を失ふ。貴賤の死骸、七佛の煙に交り、男女の遺骨、諸堂の灰に埋れり、無慙と云も疎也。興福寺は是淡海公の御願、藤氏累代の氏寺也。此寺は元、天智天皇卽位八年、嫡室鏡の女王、大織冠の御爲に、山城國宇治郡山階鄉に被ㇾ建山階寺にて名附しを、天武天皇卽位元年に、大和國高市郡に移され、元明天皇卽位

唯識—唯心

若路より推寄せて時を造る。衆徒用意の事なれば、時を合て散々に防戰けり。大衆も軍兵も、互に命を惜ず戰ひけるが、平家の大勢責重りければ、衆徒禦ぎ兼て引退。軍兵勝に乘て、二の道を打破て寺中に亂入て、爰彼こに充滿たり。播磨國住人、福井庄下司次郎大夫俊方と云ふ者、重衡朝臣の下知に依て、楯を破て續松として、酒野在家より火を懸たり。師走廿日あまりの事なれば、折節乾の風烈して、黑煙寺内に吹覆。大衆猛火に責られ炎に咽ければ、不ㇾ堪して蜘の子を散が如く落行けり。坂四郎永覺と云ける惡僧は、長七尺計なる法師の骨太に逞が、心も剛に身も輕し、打物取ては鬼神にも劣らじと云けり。强弓の矢繼早く、開間かずへの手だり也。十五大寺、七大寺には、竝者なき恐しき者也けるが、褐直垂に、萠黃の腹卷に袖附て、三尺の長刀の氷の如くなる持て、同宿十二人左右の脇に立て、手階の門より打出て、引詰々々射ける矢に、多く寄武者討れけり。矢種盡ければ、長刀十文字に持てひらいて、敵の中に打入つて散々に戰ひければ、兵も多く討れ、同宿もあまた討捕れて、我身も痛手少々負ければ、今は不ㇾ堪や思ひけん、春日の奥へぞ引退。猛火寺中に吹覆ければ、東大寺、興福兩寺の佛閣諸堂諸院一字も殘らず、瑜伽、唯識兩部の法門、因明内明一卷も不ㇾ殘、三論、花嚴の

木を云々―孤立助け無き清盛を迎ふべしと也

管植―鐵製の逆茂木を植ゑ竝ぶるなり

天の君を始奉り、卿相雲客奉二流失一天下を亂て、今はのこる處なく振舞て、無實を構へ佛法を亡さんとや、目醒しき事也、恐くは木を離たる猿の迎や、儲せよとて、木津川に廣さ一町計の浮橋渡して、左右に高欄を立てたりけり。南都大衆いかなればかく太政入道をば惡むらんと云ければ、或人の申けるは、理也、攝籙の臣より始て、南家、北家、花山、閑院、日野、勸修寺、前官當職は公卿殿上人、十之八九は藤氏として、春日大明神の氏人也、代々の國母、仙院、多は此家より出給へり、皇王と云、臣公と云、我朝を政事專此氏に在、而平家世を取て萬乘の世務を妨奉り、諸卿の理政を無代にすれば、爲ㇾ國爲ㇾ人、春日大明神衆徒に替入せ給て、角騷動するにや有らん、いか樣にも南都の失る歟、平家の滅るか、子細あらんといふ程に、廿六日に、藏人頭重衡朝臣大將軍として、五條大納言邦綱卿の山庄、東山若松の亭にして勢汰へあり、著到あり、其勢三萬餘騎、南都を可ㇾ攻と披露あり。大衆是を聞て東大寺の大鐘ならし、蜂起騷動して、大和、山城の惡黨、吉野十津川の者共を招集て、奈良坂、般若路、二の道を伐塞ぎ、爰かしこに落しを堀、管植、在々所々に城郛を構て逆木を引掻楯をかき、老少行學、甲冑を著し弓箭を帶して相待けり。廿八日に、重衡三萬餘騎を二手につくり、奈良坂、般

毬打―革鞠を杖にて打つ戯

さも云々―否々然らじ

國務の時は、厩の別當に被二召仕一き、されば父忠盛が昇殿をゆるされしをば、白川院御越度とこそ萬人脣をば返しか、遠からず法皇の御前にて、山僧澄憲には伊勢平氏と笑れたりしか共、諍ひ所なければ口を閉て不レ開き、人は身の程をこそ振舞に、成出者が事行ひ、過分也とぞ申ける。又其上に法師の首を造て、毬打の玉を打が如く、杖を以てあち打こち打、蹴たり踏たり樣々にしけり。大衆見共、態と此玉なに物ぞと問ば、是は當時世に聞え給ふ太政入道の首なりと答。いかに其をば便なく角はするぞといへば、いらふまじき政道の奉行に、佛神に首をはなたれたりとぞ申ける。抑此入道大相國と申は、忝も當今の御外祖父也、位高威勢も大にして、天下重レ之國土偏靡けり、輙も傾申べきに非ず、言レ易レ洩者、招レ禍之媒、事の不レ愼者、取レ敗之道と云本文あり、よく〳〵可レ愼者を、さまでの振舞空恐し、いかゞ有べかるらん、如何樣にも南都の大衆に、天狗のよく附たるにこそ、只今災害を招なんと、上下私語ける程に、入道此事聞給ひ、あまりに腹を立て、躍あがり〳〵宣ひけるは、さもあらずとよ、日本國中に、此一門を左程に咒咀すべき者やはある、いか樣にも南都には謀叛人の籠りたると覺ゆ、追討使を遣て可レ攻とぞ披露せられける。南都の大衆此事を聞て、落籠たる謀叛人は誰がしぞ、一

討平家一族之謀臣矣、以送此狀而已。

治承四年十一月日

とぞ書たりける。斯りければ、源氏いとゞ憑しく覺えて、平家追討の計り事の外は他事なかりけり。

○南都合戰同燒失附胡德樂河南浦樂事

南都の大衆蜂起騷動して不靜ければ、公家より御使を遣して、何事を計申て角騷動するぞ、子細あらば奏聞を經べしと、被仰下たれば、別の風情なし、只清盛法師に不會候、乃至名字をも不聞候と申。太政入道不安思て、大衆をおどさんとて、備中國住人妹尾太郎兼康を、大和國の檢非違所に成して、數百騎の兵を相副て下遣たれ共、大衆共にも恐れず、蜂起して押寄、散々打落し、兼康が家子郎等の頸廿六斬て、猿澤の池の端に懸たり。兼康蛟々都へ迯上る、面目なくぞ見えし。是のみならず南都には清盛入道は平氏の中の糟糠也、武家に取ては塵芥也、いかにといへば、祖父正盛は、正く大藏卿爲房の、加賀國知行の時、檢非違所に被召仕き、又修理大夫顯季卿の、播磨守にて

に勅宣を申請たるものとの義

王—旺

賄賂云々—佳巻の事なごなるべし

持ニ世既廿一年也、是則改ニ一昔之代一、而相ニ當源氏可レ持レ世之時一乎、而今思ニ事情一、平氏捧ニ赤色一持レ世、是火之性也、今既果報之薪盡、而敢無ニ可レ令レ放レ光之據一、又平氏謂以ニ平治之年號一而持ニ世、治承者上下之文字具レ水、以ニ黑色之水一可レ滅ニ赤色之火一表也、昔承平今治承、以ニ三水之字一作ニ年號品一、本末以レ水失レ火事、不レ可レ有ニ相違一者也、兼又今年支干金與レ水也、取レ色白與レ黑也、爰尋ニ其先蹤一者、八幡殿之家捧ニ白色一、白則金性也、刑部殿之家捧ニ黑色一、黑則水性也、水與レ金和合、持ニ長生一之相也、兼又淨海者生年戊戌六十三、支干共是土也、土冬季死、水冬季王、然者當ニ冬季一、而平氏可ニ滅亡一之時節也、被レ討ニ平氏一之條、更不レ可レ有ニ其疑一者哉、就レ中八幡大菩薩、百王守護八十一代也、今其誓不レ可ニ誤給一、此時不ニ思立一、何日散ニ愁忿一乎、嗚呼當ニ冬季一而水爲ニ王相一、滅レ火有ニ其德一、敢不レ可レ盡ニ思慮一、更不レ可レ延ニ時日一、七道諸國之人、神社佛閣之族、擧唱ニ源氏勝軍一、機感相應、入洛時至、早進ニ發于王宮一、靜ニ天下一、奉レ改ニ於國主一、至ニ世上一也、凡如ニ風聞一者、平氏與ニ財產一而相ニ語山僧一、抛ニ賄賂一而招ニ集國賊一、可下成ニ與力一責上ニ東國一之旨有ニ議定一云々、是則王城發向及ニ遲々一故也、今年若不レ被レ遂ニ其志一者、敵軍振ニ珍寶一、而成ニ多勢一、諸人耽ニ貪欲一、而有ニ變改一者、後悔屢出來歟、仍爲レ佛爲レ神爲レ朝爲レ民、可レ被

新本天皇―新院、本院の義
漏宣―勝手

盛、左馬頭行盛、薩摩守忠度、左少將清經、侍には、筑後守貞能を始て、古京の軍兵七千餘騎、路次の者共駈具して、一萬餘騎に及べり。同十三日山本冠者、柏木判官代等を攻落して、軈て美濃尾張へ打越て、先近國を打靡けて、關東へ向べき由聞えければ、太政入道少し色なほりて見え給ひけり。

○坂東落書事

治承四年の冬、何者かしたりけん、坂東に落書あり。其狀に云、

早爲一天泰平萬人安穩可追討平家一族事

右倩案、治承四年歲次庚子者、相當蔭子平將門被追討之時代、何當此時而令默止哉、謹見此淨海法師之亂惡、殆過彼將軍將門之謀叛百千萬億也、昔將門者、於都城之外而企濫行、今淨海者、於洛陽之內發謀叛、所謂捕納言宰相、而繫縛其身、搦關白大臣、而配流遠域、加之或追籠當聖主、奪位而讓子孫、或責出新本天皇、入樓而留、於理政突、此叛逆絕古今、前代未聞之處、若稱院宣、若號令旨、恣下行之、何王之治天、何院之宣旨哉、皆是自由之漏宣也、抑自平治元年以降、數平氏

とぞいはれける。ゆゝしくかしこくぞ思申給たりける。

○頼朝廻文附近江源氏追討使事

源氏追討の爲に東國へ下りし討手の使、空く還上りて後は、東國北國の源氏等、いとゞ勝にのる間、國々の兵日に隨て多なびき附ければ、間近き近江國山本柏木など云ふ源氏さへ、平家を背いて人をもとほさずと聞えけり。斯りける程に、兵衛佐頼朝の廻文とて披露しける。案文に云、

被二最勝親王勅命一、併召下具東山東海北陸道、堪二武勇一之輩上、可三追二討清盛入道竝從類叛逆輩一云々、早守二令旨一、可レ有二用意一、美濃尾張兩國源氏等者、催二勸東山東海之軍兵一可二相待一、北陸道勇士者、參二向勢田之邊一、相二待御上洛一可二供二奉洛陽一也、御即位無二相違一者、誰不レ執二行國務一哉、依二親王御氣色一、執達如レ件。

治承四年十一月日　　前右兵衛權佐源朝臣在判

とあり。平家是を見て、こはいかに、親王とは何れの事ぞとて騷ぎ合ひけり。十一月十一日に、先近江源氏追討の爲に發向の大將軍には、左兵衛督知盛、少將資盛、越前守通

山本―義清
柏木―義康
最勝親王―高倉宮

跡なし者―
前出

侍共、雑色、中間、小舍人まで下り、殿々家々悉運下して、此五六箇月の間に造立て、資財雑物共、今日迄も歩より舟より漕寄持寄つるに、又物狂敷いつしか角有ければ、家をこぼち返さんまでは思ひもよらず、何もかも打捨て上けり。又何者か云出したりけるやらん、残り留らん者をば、鬼共が來てとり食はんずると云ひのゝしりければ、懸る濁れる世には、さる事も有なんとて、劣らじ負じと逃上けり。又いかなる跡なし者の立たりけるやらん、太政入道の福原の門前に札に書て、

人くらふ鬼とてよそになき物を生なぶりする醜女入道

と、故京に上る嬉さは去事に侍れど、こはいかに、落付ていかにすべき共覺えず、歸旅にて、纔にゆかり〳〵を尋ねてぞ暫立宿りける。さても都還の後、宗房卿の一門會合の次に、抑入道のさしも執し思ひ給へる福原の都也、諸人皆新都をほめしに、宰相殿は何心おはしてか、只一人謗給けるぞと問ければ、宗房卿宣けるは、君も臣も諸事に於て思立時は、心をゆるして人に不レ問、思煩ふ事には、必人に問合す、されば入道の心のはやる儘に、都遷とて下給たれ共、人の歎も多て、さすが故郷には及ばず、栖侘給たる折節山門の訴訟あり、人のいへかし都歸せんと思ふ心の内あらは也と推量て、角は申たり

妬き者―殘念なる義

鼻うそあく―鼻うそぶくの義なるべし、津卷を參照せよ

○兩院主上還御事

廿一日の朝廻文有て、軈て主上、一院、新院、女院、みな福原を立せ御座す。さしも新都をほめ給ける公卿殿上人も、都還に成ければ、言と心と引替て、我先にとぞ急ける。二十三日に攝津國豐島郡住人豐島冠者、俄に東國へ落下る由聞えけり。賴朝同意の爲也。入道の謂けるは、哀兼て聞たりせばとゞめてまし、妬き者哉とくやしめども無レ力。同日入道前關白基房松殿と申、備前國湯迫の配所より歸上給へり。都の有樣も未ニ落定一ありければ、嵯峨の邊にぞ立入せ給ひける。廿五日に兩院木津に著せ御座。御所もなかりければ、御舟に奉りて見苦き御有樣也。廿六日に、主上は五條內裏へ行幸、一院は法住寺殿に御幸、新院は六波羅の池殿に入せ給ひて、あすこも爰も草滋り、淺猿げにぞ籬も荒たるなる。山門の童部小法師原までも、哀天狗の訇笑と聞えければ、太政入道鼻うそあきてぞ思はれける。平家の一門皆上ければ、まして他家の人々は留まる者なし。怪の女童、甲斐もなき下臈までも嬉く思て、劣じ〳〵と走つゞきて上形勢、哀に面白き見物也。世にもあり人共かずへらるゝ輩皆移りたりしかば、其ゆかりの女房

水火を論ず—水火の如き差あり

無代に—ないがしろのに

と。勸修寺宰相宗房卿は、公卿の末座におはしけるが、都還の御事は、山門の奏狀に道理至極せり、爰か不被垂叡信、目出かりし都ぞかし、王城鎭守の社々は、四方に光を和げ、靈驗殊勝の寺々は、上下に居を占給へり、延暦園城の法水は、本の都に波清、東大興福の惠燈も、舊にし京に光を益、四神相應の帝都也、數代自愛の花洛也、五畿七道に便あり、百姓萬民も煩なし、勝劣雲泥を隔て、舊新水火を論ず、早速に都還有べきにやと申たりければ、新都を嘆たりける諸卿、苦々しく思はれける上に、入道座を立障子をはたと立て内に入給にけり。さしも執し思給ひつる都を、無代に申つる者哉、入道の腹立あらは也、宗房卿いかなる目にかあはんずらんと、各舌を巻いて怖畏ける程に、十一月廿一日の朝、俄に都還有べしとて廻文あり。公卿も殿上人も、上下の北面賤の女賤の男に至るまで、手をすり額をつきて悅合へり。山門の訴訟は、昔も今も大事も小事も不空、いかなる非法非例なれ共、聖代明時必ず御理あり。況此程の道理、入道いかに横紙を破給ふとても、爭か靡き給はざるべきなれば、山門の奏狀により宗房の言に附て、其事既に一定也、古郷に殘留て、さびしさを歎ける輩も、是を聞てはあな目出の山門の御事やとて、首を傾掌を合つゝ、叡山に向てぞ拜み悅などしける。

次に問給けるは、抑遷都事山門度々奏聞に及、縱衆徒いかに申共、地形の勝劣諸卿の人望に依べし、舊都と新都と得失甲乙、各無矯餝評定有べしと宣ふ。當座の公卿良久口を閉て有けるが、入道の氣色に入らんとにや各被申けるは、福原新都地形無雙に侍り、北には神明垂跡、生田、廣田、西宮、各甍を竝たり、盡せぬ御代の驗とて、雀松原、みかげの松、千世に替ぬ緣也、雲井に曝布引の瀧、白玉岩間に連れり、後を顧れば、翠嶺の雲を挾あり、曉の嵐の漠々たるを吐、前に望ば蒼海の天をひたせるあり、夕陽の沈々たるを呑り、湖水漫々としては、遠帆雲の浪に漕紛、巨海茫々としては、眺望煙波に眼遮れり、月の名を得る須磨明石、淡路島山面白や、螢火みづから燃なる、葦屋の里の夏の暮、何もとりどりに心澄たる所也と、口々僉議しければ、入道ほくそ咲てぞ御座ける。此言皆矯餝也。たとへば大國に秦の趙高大臣と云し者、己が威勢を知謀叛を起さん爲に、始皇帝の子二世王の御もとに、鹿を將參つゝ、此馬御覽ぜよと申ければ、王は是馬に非鹿にこそと宣けるを、諸臣は趙高が威に恐て、皆馬とぞ申ける。去ば末座の公卿のおはしけるが、新都をほめけるを聞て、秦趙高が事を思出て、

鹿を指て馬と云人も有ければ鴨をもをしと思ふなるべし

惠亮尊意―孰も前に見ゆ

所謂惠亮摧レ腦、尊意振レ劔、凡捨レ身事レ君、無レ如二我山一、古今勝驗、載在二人口一、今何有二遷レ都欲レ滅二此所一哉、況堯雲舜星之耀二一朝一、天枝帝葉之傳二萬代一則是九條右丞相願力也、豈非二慈惠大僧正之加持一哉、聖朝詔云、朕是右丞相之末葉也、何背二慈覺大師之門跡一、今云何忘二前蹤一、不レ顧二本山滅亡一哉、山僧之訴訟、雖レ不二必當一レ理、且以二所功勞一、久蒙二裁許一來矣、況於二此鬱望一者、非二獨衆徒之愁一、且奉レ爲二聖朝一、兼又爲二兆民一哉、加レ之於二今度事一、殊抽二愚忠一、一門園城雖二相招一、仰二勅宣一、萬人誹謗、雖二宛閙巷伏祈一、御願何因二勤勞一、還欲レ滅二一處一、運レ功蒙レ罰、豈可レ然哉、縱雖レ無レ別二天感一、欲レ蒙二此裁許一、當山之存亡、只在二此左右一故也、望請、天恩再廻二叡慮一、被レ止二件遷都一者、三千人胸火忽滅、百萬衆徳水不レ乏、衆徒等不レ耐二悲歎之至一、誠惶誠恐謹言。

治承四年十一月日

とぞ書たりける。

○都返僉議事

十一月廿日、太政入道、雲客卿相を被レ催て、山門の奏狀に付て僉議有べきとて披露之

蓬壺―帝城
練若―寺又庵等の如く靜閑にして修行に適する地

又勝敵勝軍之靈像也、遶王城之八方、利洛中萬人貴賤、參詣歸依成市、佛神利生感應如在、何避靈應之砌、忽趣無佛之境哉、設新建精舍、縱奉請神明、世及濁亂、人非大權大聖、感降不必有之、是八、況此等神社佛寺之中、或有諸家氏寺、修不退勤行、子胤相續、自興佛法之所也、如此之倫、憖從公務、强別私宅者、豈非抑人之善心、是天下愁歎、不可不痛、是九、南都北山之僧徒、忝從公請之時、朝出蓬壺、暮歸練若、宮城遠隔往還云何、若捨本尊者多痛、若背王命者有怖、進退惟谷、東西既暗、是十、憶昔國豐民厚、興都無傷、今國乏民窮、遷幸有煩、是以或有忽別親屬、企旅宿者、或有纔破私宅、不堪運載者、愁歎之聲已動天地、仁恩之至、豈不顧之、七道諸國之調貢、萬物運上之便宜、西河東津、有便無煩、若移餘處、定有後悔歟、又大將軍至酉方、角已塞、何背陰陽、忽遠東西、山門禪徒、專思玉體安穩、愚意之所及、爭不鳴諫鼓、但俄有遷都、是依何事乎、若由凶徒亂逆者、兵革既靜、朝廷何勤、若由鬼物怪異者、可歸三寶以謝天災、可撫萬民以資皇德、何動本宮、故奇、佛神圍遶之砌、剩企遠行態、犯人民惱亂之咎、抑退國之怨敵、拂朝之天危、從昔以來、偏山門營也、或本師祖師、誓護百王、或醫王山王、擁護一天、

姑山—仙洞

月氏靈山—月氏國は昔迦膩色迦王の支配せし大王國也、靈鷲山國都の東北に峙つ

若洛陽隔遠路、往還不容易者、豈不辭姑山之月交邊鄙之雲哉、是一、門徒上綱等各從公請遠抛舊居之後、德音難通、恩囚易絕之時、一門小學等爭留山門哉、是二、住山者之爲體也、遙去故鄕之輩、出帝京、而蒙撫育、家在王都之類、以近隣而爲便宜麓若變荒野者、峯豈留人跡乎、悲哉數百歲之法燈、今時忽消、歎哉千萬春之禪林、此時將滅、是三、但當寺是鎭護國家之道場、特爲一天之固、靈驗殊勝之伽藍、獨秀萬山之中所之魔滅、何無衆徒之愁歎矣、法之淪亡、豈非朝家之怖畏哉、是四、況七社權現之寶前、是萬人拜觀之靈場也、若王宮遠隔、神社不近者、瑞籬之月前、鳳輦勿臨、叢祠之露下鳩集永絕、若參詣疎、禮奠違例者、豈非無冥慮恐又殘神恨乎、是五、凡當都者是輙不可捨之勝地也、昔聖德太子、相此地云、所有王氣、必建都城云々、大聖遠鑒、誰忽緒之、況靑龍、白虎、悉備、朱雀、玄武、勿闕、天然靑處、不可不執、是六、彼月氏靈山、則攀王城東北、大聖之明蹤也、日域叡岳、又峙帝都丑寅、護國之靈地也、忝同天竺之勝境、久拂鬼門之凶害、地形奇特、誰不惜乎、是七、況賀茂、八幡、比叡、春日、平野、大原、松尾、稻荷、祇園、北野、鞍馬、淸水、廣隆、仁和寺、如此神社佛寺等者、或大聖鑒機緣垂跡、或權者相勝地占砌、則是護國護山之崇廟也、將

人春日の御榊を捧て上る、加樣の事もうるさし、新都は山重り江を隔、道遠く境遙なれば、彼態たやすかるべからずとて、身の安からん爲に計出たりといはれけり。斯けれ共、諸寺諸山を始て貴賤上下の歎也。

○山門都返奏狀事

殊には山門三千の衆徒僉議して、都歸り有べき由、三箇度まで奏狀を捧て、天聽を驚し奉る。其狀に云、

延暦寺衆徒等誠惶誠恐謹言

請下被特蒙天恩停中止遷都子細上狀

右釋尊以遺敎付屬國王者、佛法皇法之德、互護持故也、就中延暦年中、桓武天皇、傳敎大師、深結契約聖主、則興此都親崇一乘圓宗、大師亦開當山忽備百王御願、其後歲及四百廻、佛日久耀四明之峯、世過三十八代、天朝各保十善之德、上代宮城、無如此者歟、蓋山洛占隣、彼是相助故也、而今朝議忽變俄有遷幸、是惣四海之愁、別一山之歎也、先山僧等、峯嵐雖閑、恃花洛以送日、谷雪雖烈、瞻王城以繼夜、

東河―鴨河に限るに非ず、東方を尙ぶ也
清暑堂―豐樂院内の便殿

宇巻　第二十四

○大嘗會儀式附新嘗會事

今年は大嘗會可レ被二遂行一歟と云議定ありけれ共、大嘗會は、十月の末に東河に御幸して御禊あり。大内の北野に齋場所を造て神服神供を調へ、龍尾の壇の上に廻立殿を立て御湯を召、同壇に大嘗宮を造て神膳を備。清暑堂にして神樂あり、御遊あり。去共新都の有樣、大極殿もなければ大禮行べき所もなし。豐樂院もなければ、宴會も雖レ行と、諸卿定め申されければ延にけり。新嘗會にて只五節計ぞ如レ形有ける。抑五節と申は、昔淨見原天皇の其かみ、吉野の河に御幸して御心を澄し、琴を彈給ひしに、神女二人天降りて、

　をとめこが乙女さびすも唐玉ををとめさびすも其唐玉を

と五聲歌給つゝ五度袖を飜す、是ぞ五節の始なる。遷都の事、太政入道宣けるは、舊都は山門と云南都と云程近して、聊の事もあれば、大衆日吉の神輿を先として下り、神

且々―漸次に

恐なしとて、十郎藏人行家、木曾冠者義仲を始として、一姓の源氏、一條、安田、逸見武田、小笠原等を以て平家追討の談義様々なり。

○祝ニ若宮八幡宮一事

兵衛佐殿は、頼朝運を東海に開き、且々天下を手に把る事、所々の靈夢折々の瑞相、併八幡大菩薩の御利生也。都へ上る事は不レ輙、大菩薩を勸賞し奉るべしとて、鎌倉の鶴岡と云所を打開きて、若宮を造營して靈神を祝奉る。社殿金を鏤て、馬場に砂を綺たり。緋の玉垣照光、翠の松風影冷じ。祭禮四季に懈らず、神女日夜に再拜せり。其外堂塔僧坊繁昌し、供佛施僧不斷なり。入道相國是を聞給ひては、いとゞ不レ安ぞ思はれける。

いとゞ云々
—却つて與一の成佛をも妨ぐべし
刀杖云々—法華經の文

事冥衆の照覽其恐あり、縱斬たり共與一再び生かへるべからず、いとゞ罪業の基と成て惡趣に沈候なん、然べく與一が孝養に追放候侍ばやと相存候、其事難㆑叶候はば、他人に仰て罪せらるべく候と申。佐殿やゝ案じて、與一が敵なれば汝にたびぬ、又其上は何樣にも義實が計なるべし、左樣に咎を法華經に免し奉らん事誠に神妙なり、汝が痛申さん事を、我亦罪すべからずと仰ければ、岡崎悅て、罷歸て長尾五郎を呼居、御邊は大方に附ても罪科輕からず、義實に於ては與一が敵也、時刻廻らすべからず可㆑被㆑斬なれども、終夜法華經を讀給つれば、佐殿に參て死罪をば申宥候ぬ、御邊に組し與一を殺され、御邊互に然べき善知識にこそ有つらめ、今は出家し給て片山里に閉籠、靜に經よみ念佛して、與一が後世を弔てたべとて、卽僧を請じ入道せさせて、袈裟衣裁ち著せ、僧の具足ども調たびて免出しけり、岡崎四郞情在とぞ申ける。瀧口三郞は父祖の忠に酬て命をいき、長尾五郞は轉讀の功に依て死を免れたり。刀杖不加毒不能害、今こそ思知られけれ。凡有㆑忠者をば賞し、有㆑罪者をば誅し給ふ。八箇國の大名小名眼前に打隨て、四角八方に竝居つゝ、非番當番して被㆑守護㆑、其勢四十萬餘騎とぞ注しける。吳王の姑蘇臺に在しが如く、始皇が咸陽宮を治しに似たり、靡かぬ草木もなかりけり。今は東國には其

かに、富士の山と長竝べと云しか共、世を取事も有けりとて、土肥次郎に仰て、速に首を刎よと下知し給ふ。實平仰に依て引張て出ぬ。暫屋形に置て還參て申けるは、瀧口三郎兄弟が事、惡口と申合戰と申、忽に首をはねべけれ共、彼等が親祖父は、御諚の如故殿の御命に替し輩也、愚なる心に思慮なく申たる者にてこそ侍れ、只所帶を召て、命ばかりを生られて彼恩分に報はせ給はば、俊通俊綱が魂魄も悦、故殿の御菩提の御追善ともならせ給なん、追放ち候はば、命生て侍るとも、謀叛など起べき仁にも候はずと、細々に申ければ、誠左樣にも相計ふべしと宣ければ、實平宿所に歸て、事の仔細申含て兩人が髻切、出家せさせて追放ちければ、手を合悅て出にけり。長尾五郎は佐奈田與一が敵也、召出して、與一が父なれば岡崎四郎に給ふ。義實召誡て明日首を刎べきにて有けるが、最後の所作と思入て、終夜法華經を讀けり。岡崎人を喚で、經の音するは何者が讀ぞと問。囚の長尾五郎也と云。轉讀功積りたりけるにや、今夜を限と思ひける哀さに、信心を致してよみければ、岡崎肝に銘じて貴く聽聞しける。後朝に佐殿に參て申けるは、長尾五郎今日切べきにて候が、終夜法華經を奉轉讀、世に貴く覺候き、在俗の身として空によみ覺、おれ程に功を入進せて候ける事、雖有難候、忽に頸をきらん

名折―名誉を損する事、なかれ

故殿―義朝

兵衛佐殿は、其より鎌倉へ歸入て様々事行し給けり。先勸賞有べしとて、遠江をば安田三郎に給ふ、駿河をば一條次郎に給、上總をば介八郎に給ふ、下總をば千葉介に給。其外奉公の忠により、人望の品に隨て、國々庄々を分給けり。次に罪科の輩其沙汰あるべしとて、大場三郎景親をば、介八郎預つて誡置たりけるを、縄附引張り御前の大庭へ將參たり。舍兄に懐島平權頭、人手に懸んよりとて申給て切てげり。其子の太郎をば足利又太郎承て切、俣野五郎は難遁身也とて、忍て京へ迯上にけり。海老黨に荻野五郎末重は、石橋軍の時源氏の名折に、何に敵に後をば見せ給ぞ、返給々々と申たりし者也、裸になし引張て將參れり。佐殿は、いかに末重、石橋の合戰の時の詞、忘ずやとて、門外にて切られけり。舍弟二人子息一人同切られぬ。加様に首を被刎者六十餘とぞ聞えし。山内瀧口三郎同四郎は、廻文の時富士の山とたけくらべ、猫の額の物を鼠の伺定やなんどと惡口したりし者也。大庭に被召出たり。佐殿宣けるは、汝が父俊綱並に祖父俊通は、共に平治の亂の時、故殿の御伴に候て討死したりし者也、其子孫とて殘留れり、我世を知らば、いかにも糸惜して世にあらせ、祖父親が後世をも弔はせんとこそ深く思ひしに、盛長に逢て種々の惡口を吐、剩景親に同意して頼朝を射條は、い

兄弟云々ー詩經に出づ

は、是は故左馬頭殿の子息、九條曹子常盤が腹に牛若と申侍りしが、後には遮那王とて、京の北山鞍馬寺に有しか共、世中住侘て、奥州に落下て男になり、九郎冠者義經と申者にて侍るが、佐殿一院の御諚を蒙らせ給ひて、平家追討の披露あるに依て、一門の我執を存じ、御力をつけ奉らん爲に夜を日に繼で馳參つて候、中入させ給へと宣ければ、兵衞佐不ニ聞敢一涙を流し請じ入給て、いかにや〳〵去事候らん、賴朝勅勘を蒙りし身なれば、音信難レ叶候き、平家追討の院宣を下給て後は、他事なく其營の間、急と思ひよらざりつるに、聞敢ず御渡り、嬉しとは事も疎に侍り、昔八幡殿の後三年の合戰の時、弟に兵衞尉義綱は、折節帝王に事候けるが、兄の向後の覺束なさに、御暇を給て罷下べき由奏聞しけれ共、御免なかりければ、陣家に絃袋を懸て迯下て、金澤の舘へ參向したりければ、八幡殿殊に悦給て、故賴義朝臣の御座たるとこそ覺ゆれとて、涙を流し給けり、唯今御邊の御渡、ためし少も違はず、故左馬頭殿とこそ奉レ見候へとて、互に袖を絞り給へば、大名も小名も皆鎧の袖をぬらしけり。兄弟内に鬩外に禦レ敵とは此言にや。

○賴朝鎌倉入勸賞附平家方人罪科事

鎧唐櫃―鎧櫃

を以てさゝへ直事あり。平家の大將軍に下給へる權亮少將落ければ、右大將宗盛の騷歎給ふらんと云にそへて、

ひらやなる宗盛いかに騷ぐらん柱とたのむ助を落して

又源氏推寄たれ共敵もなし、富士川のはたを見れば、物具多捨たる中に、忠淸と銘書たる鎧唐櫃一合あり。武者の具をば既に捨ぬ、今は遁世して墨染の衣をきよとも讀たり。

富士川に鎧は捨てつ墨染の衣たゞきよのちの世のため

と、又上總守といへば、北國の器によそへても讀たり。

忠淸はにげの馬にや乘つらん懸ぬに落かづさしりがい

入道は是を見彼を聞くに附ても安からず思はれければ、權亮少將をば鬼界が島へ流し失へ、忠淸をば首を刎よとぞ嗔り給ひける。

○義經軍陣來事

平家はかく迯上けれ共、源氏は猶浮島原に陣を取て御座しける。爰齡二十餘、色白く勢小男の、顏魂眼居指過て見えけるに、郎等廿餘騎を相具して、陣前に出來て名乘ける

法皇云々ー法皇世を知しめし後榮期すべくば死し去るも恨なしとの御祈

被申ければ、法皇御輿に召て御幸あり。左京大夫脩範一人ぞ御伴には候ひける。名もいまいましき樓の御所を出させ給て、尋常の御所に移り入せ御座して御心安も、嚴島の御幸の驗にやとぞ被思召ける。彼明神と申は安藝國第一の鎭守也、國務の人はまづ此神拜を專にす。入道相國の世に聞え公に仕りし時は當國守たりき。明神の加護にて加樣の事を施す、されば入道の心をば明神ぞ宥給はんと思召取て、新院は二度迄御幸あり、世の末の物語也。知す我御子孫を、末の世の百王迄も朝家の御主として、御父の法皇に世を政奉り給はば、我御命をめせなど、祈申させ給けるにやと、後には思合せけり。十一月十一日には、五條大納言邦綱卿、鄉内裏造出て主上行幸あり。彼大納言は大福長者にて、世の人大事にしけり。懸ければ程なく造進せられたりけれ共、遷幸の儀式は世の常ならずと申けり。十五日東國下向の討手の使、空く歸上て古京に著、軍に向ては、命を失ふとこそ聞に、一人もかけず上られたるこそいみじけれ、迯るをば剛者と云事有とて人皆笑あへり。太政入道殿の門に落書あり、奈良法師の讀たりけるとかや。

富士川のせゞの岩越水よりも早くも落るいせ平氏哉

平家と書てはひらやとよむ、家のまろび倒れんずるには、助と云ひて柱の代に大なる木

せため—責めさいなむ
うてて—打敗けて

十月六日、新院嚴島より還御あり。遙々の海路を御舟にて、事故なく還上らせ給ぞ御目出し。源中將通親卿、御前に參て被ㇾ申けるは、哀面影に立給ふ西海の浪路かな、和光の惠とりぐ〵にこそ侍れ、或は深山岩窟に瑞籬をしめて、野獸を導く神明もあり、或は海岸水邊に社壇を立て、淵魚を助る靈應もあり。實に嚴島の景氣奉ㇾ拜候ひし思出にこそ侍れ、去にても彼島にてはなに文をあそばし、大相國には給り候しにやと申せば、新院軈てはらぐ〵と御淚を流して、去事有き、彼文かゝずば朕を捨て上らんと云しかば、源氏に一つ心ならじと、入道が云の儘に起請を書てたびたりし也、ながらへば見るらめずらん、我は入道にせため殺れんずるぞ、いさく〵爲義、義朝が惡事とかやも不ㇾ知召、其もやは苟も一天の主に、直に祭文かけとは申行ひけん、是を目ざましと思は、我身の起請にうてて世に有まじきゆゑ也と、泣々さゝやかせ給けり。通親卿も淚ぐみ畏て、其事御歎に及べからず、人の持る物を心の外にすかし取、人をおどして思樣の文をかゝせんと仕るをば、乞素壓狀と申て政道にも不ㇾ用、神も佛も捨させ給ふ事にて候ぞ、さやうに申行ふこそ還て其身の咎にて侍れば空恐しく候、何かは御苦み候べきと、忍やかに急度被ㇾ慰申けり。十一日に、夢野と云所に新しき御所を造て御渡有べき由、入道相國

寝ほれて—寝惚けて

勇士云々—孫子の鳥起者伏也等より出でしならん

爪彈—誹譏する事

までさりげもなかりつ、寝入て後夜半計に、此殿原騒ぎ周章振迷て立つる時、馬に踏れてかく侍り、其時は水鳥の羽音のおびたゞしく有つると云。源氏の兵申けるは、げにも今夜の鳥の羽音は、常よりも夥しかりつる也、哀聞ならはで、其に驚て敵の時を造るかとて、京家の者共なれば、寝ほれて逃たるよなど笑けり。矢合の討手の使の矢一つだにも不レ射して逃上たるいま〳〵しさよ、行末も正にはか〴〵しき事あらじと、京中の上下、安き口にはさゝやきけり。物しれる人の云けるは、勇士臥レ野歸鴈亂レ連と云本文あり、されば水鳥の雲に飛散は、敵沼近くあると心得べし、縱其を聞損じて時の音と思とも、矢合してこそ逃め、音を合するにも及ばずして落ぬる事心憂し、又小兒共の讀む百詠と云小文に、鴨集て動ずれば成レ雷と云事あり、去共其文を讀たる人も有けんに、不二思出一けるロ惜さよとて爪彈をぞしける。又いかなる者か申出したりけん、鳩は八幡大菩薩の仕者ぞかし、源氏守護の爲に、彼水鳥の中には鳩のあまた交て有けるとかや、天には口なし人を以ていはせよと云、此事さもやと覺えたり。

○新院自二嚴島一還御附新院恐二御起請一附落書事

見迯—怪物等を見て逃げ走る事

き様なければ、平家の方には宿々より傾城どもを迎て、帯ときひろげて、歌よみ酒盛して居たり。源氏の方には、明日廿四日に矢合有べしとて内談あり、終夜篝の火をぞ焼たりける。宿々浦々に充満て、澤邊の螢の飛集たるに似たり。平家の方にも如形篝火を焼、夜も漸深ければ、各寝入て有けるに、夜半ばかりに、富士の沼に群居たりける水鳥の、いくら共なく有けるが、源氏の兵共の、物具のざゝめく音、馬の嘶聲などに驚て立ける羽音のおびたゞしかりけるに驚て、源氏の近付て時を造るぞと心得て、すはや敵の寄たるはと云程こそ有けれ、平家は大將軍を始として、取物も取敢ず、甲冑を忘れ弓箙をおとし、長持皮籠馬鞍共に至まで捨て迷上、親は子をも不知、從者は主をも顧ず、只我先々々にとぞ落たりける。此日比呼集て遊つる遊君ども、或は踏殺或手足踏折られて、跋々泣逃去けり。見迯と云事は昔より申傳たり、其だにも心憂かるべし、是は聞逃也。源氏は角とも不知して、二十四日曉にくつばみをそろへて瀬踏して、時を造て寄たれども、平家の陣には人もなし。其跡を廻て見に忘たる物ども多し、大に恠をなす。若京都にて、源氏の方人の悪事を始たるに依て、馳上たるやらんと云合程に、頭を踏わられて病臥る女一人あり。こはいかにと問へば、此日比是にて遊つるが、過ぬる宵

に取籠戰候はんには、やは一人も遁出べき、ゆゝしき大事に侍り、是に付ても哀とく御下向在て、武藏相摸の勢を靡かして攻下らせ給へと、再三申候し物を、後悔先に立ぬ事なれ共、口惜候者哉、今度の軍、いかにも叶べきとも存ぜず。

○眞盛京上 附平家逆上事

眞盛は大臣殿の御恩山よりも高く、海よりも深く蒙て候、今度いかなる事もあらんには見奉らん事かたし、御暇を給て罷上り、大臣殿見進せ、又こそ歸り參らめとて、一千餘騎を引分て京へ上にけり。權亮少將維盛は、むねと東國の案内者に憑み給ける眞盛は叶じとて上りぬ、心弱は思はれけれ共、軍兵に力をそへんとて、よしく眞盛がなき所には軍はせぬかとて留り給へり。上總介忠清を先陣に差向給へ共、ためらひて進み戰ふ事なし、維盛は忠清が計に隨て進給はず。斯ければ猛思ふ者も少々有けれども、一人かけ出べきならねば、支て待ほどに、南海道西海道の勢は、下るらんなんど申合けるに、月の比も過て闇に成ぬ、互に人のかよふ事なければ、目にのみ見に、御方には付副勢なし。源氏は日にそへ時を逐て雲霞の如くに集る。さはあれ共、此川を何方よりも渡すべ

むねと―第一と

下るらん―加勢として來著せん

一挺を三人掛りにて漸く弦を懸け得る程の強弓

博勞馬―馬商人の手にて育つる馬

かぞへて矢繼早し、一矢にて二三人をも射落されば、鎧は二領三領をも射貫候、惣じて英矢射者なし、加様の者、大名一人が中に廿人卅人は候らん、無下の荒鄕一所が主にも二人三人は侍るらん、馬は牧の内より心に任て撰取り立飼たれば、早走の曲進退の逸物を、一人して五匹十匹ひかせたり、彼馬乘負せて、朝夕鹿狩狐狩して、山林を家と思て馳習たれば、乘とは知れども落事なし、坂東武者の習にて、父が死ばとて子も引ず、子が討ればとて親も退ず、死ぬるが上を乘越々々、死生不レ知に戰ふ、眞盛なんどを其に竝候へば、物の數にも非ず、御方の兵と申は畿内近國の駈武者なれば、親手負ば、其に事付て一門引つれて子は退、主討れば、郎等はよき次とて兄弟相具して落失ぬ、馬と云は博勞馬の、兎角つくろひ飼たれば、京出ばかりこそ首をも少持擧侍りしが、はや乘損じて物の用に難レ叶、東國の荒手の馬に一當あてられなば、更に立あがるべからず、されば馬と云人と云、西國の者共二十騎三十騎ぞ東國の一騎に當り候はんずる、其に御方の勢は五萬餘騎、源氏は聞體廿萬騎、縱同勢也共敵對に及ばじ、況四分が一也、大勢に蒐立られなば、彼等は國々の案内者、野山を踻て知らぬ所なし、御方は西國ざまの者也、始て來旅なれば、道ばかりこそ覺え候らめ、されば東國の者共が前をきり後に塞りて、中

三位中將惟盛
出陣

名對面―宮中の名對面を借用したる也、姓名を名乘合ふ事

三人張―弓

ば、磯と山と境て、嶮難足をつまだてたり。岩根に寄る白浪は、時さだめなき花なれや、尾上に渡る青嵐も、折しりがほにいと冷。汀に遊鷗鳥、群居て水に戯れ、叢に住蟲の音、とりぐ〵心を痛しむ。其より沖津、國崎、湯井、蒲原、富士川の西のはた迄責寄たり。此河の有樣、水上は信濃より流とかや、此より南へ落たり。渚は大海へ二里ばかり有と云。河の廣さ、或一町ばかり或は二町ばかり、水濁て浪高し、流の早事立板に水を懸に似たり、まして雨降水出たらん時は向べきに非ず。東西の河原も遠廣に、西の耳には平家の赤旗を捧て固め、東の河原には源氏白旗を捧たり。源氏の方よりは、安田冠者義貞先陣に有けるが、時々使者を立て、其へ參べきか、是へ御渡有べき歟、見參何時ぞや、名對面共して、何方よりも忽に寄べき樣もなし、かく空く日數をふる、大なる憤なりとする間に、屋形共を指上て、閑に幔幕引て居たりなどする程に、東國廣ければにや、源氏の勢いやく〵に付て、勢もの恐しく見ゆ。白旗の風に吹るゝ事は、さゞ浪なんどの樣にぞ有ける。權亮少將維盛は齊藤別當を召て、抑頼朝が勢の中に、己程の弓勢の者いくら程かある、東國の者なれば案内は知たるらんと問給へば、實盛などをよき者と思召候か、弓は三人張五人張、矢束は弓に似たる事なれば、十四束十五束、おきまを

なくて思々落失ぬ。景親心弱成て、鎧の一の草摺切落して二所權現に奉り、足柄より北星山と云所に逃籠て息つき居たり。其外石橋の軍に佐殿を射し輩、皆頸を延て參集る。重科の者は忽に切らるべきにて有けれ共、宗徒の大場をすかし出さん爲に宣けるは、罪科雖レ難レ遁、降人として參る上は咎を行ふに及ばず、但各軍に忠を盡すべし、忠により還て賞あるべしなど御沙汰在て、馬鞍などたびて宥め具し給ひければ、命ばかりは生べきにこそとて、各先陣に進みて忠を抽でんと思ひけり。斯しかば大場も終に首を延て參けり。源氏は加樣に大勢招集て、足柄山を打越て、伊豆國府に著て三島大明神を伏拜み、木瀨川宿、車返、富士の麓野原中宿、多古宿、富士川のはた、木の下草の中にみち〳〵たり。其勢二十萬六千餘騎とぞ注しける。

○平氏清見關下事

平家は東路に日數を經つゝ、路次の兵召具して、五萬餘騎にて駿河國清見が關まで責下れり。旅の空の習は、哀を催す事多けれ共、此關ことに面白し、實に傳聞しよりも猶興を催す。南と西とを見渡せば、天と海と一にて、高低眼を迷はせり、東と北とに行向

多古先生―義仲の父帯刀先生義賢

とりかへもなく―まぎれもなく

野國大藏の館にて、多古の先生殿を攻られける時、父の庄司重能、又此旗を差て即攻落し奉り候ぬ、されば源氏の御爲には御祝の旗也とて、吉例と名を付て代々相傳仕る、されば君御代を知召べき御軍なれば、先祖代々の吉例を指て參たりと申せば、佐殿は土肥、千葉を召て、此事いかゞ有べきと仰合す。御返事には、當時畠山を御勘當努々有べからず、就中陳じ申處一々に其謂候、極實法の者に候へば、向後も御憑あらんに、一方の大將軍をば承るべき者にて侍り、其に御勘當あらば、武藏相摸の者共、此は人の上にあらず、畠山だにもかく罪せらる、增て我等はとて更に參候まじ、誰々も此等をぞ守り候らんと計申ければ、兵衛佐殿は、所二陳申一被二聞召一ぬ、賴朝日本國を鎭んほどは汝先陣を勤べし、但汝が旗の、餘にとりかへもなく似たるに、是を押とて藍皮一文を賜下し給へり。其より畠山が旗の注には、小紋の藍皮を押ける也。畠山既に參て先陣を給と披露有ければ、武藏相摸の住人等我も〳〵と參けり。大場三郎景親は、今は叶はじと思て、三千餘騎にて平家の御迎として上洛しけるが、足柄山を越てあひ澤宿に著、前には甲斐源氏、二萬餘騎にて駿河國に越て東國の勢を待、後には兵衛佐殿、雲霞の如く責上と聞えければ、中間に被二取籠一ていかゞせんと色を失ひて仰天しければ、家人郎等憑

ば、成淸申けるは、たゞ平に御參候へ、小坪の軍は三浦の殿原存知あらん、弓矢取身は父子兩方に別れ、兄弟左右にあつて合戰する事尋常也、保元の先蹤近例也、且は又平家は當時一旦の恩、佐殿は相傳四代の君也、御參候はんに其恐有べからず、若御遲參あらば一定討手を被二差遣一候べし、其條ゆゝしき御大事也、急御參有て、何事も陳じ申させ給ふべしと云ければ、五百餘騎を相具して、白旗白弓袋を指上て參たり。生年十七歲、容儀事樣實に一方の大將軍と見えたり。兵衛佐殿宣ひけるは、父重能伯父有重、平家に奉公して當時在京也、不レ知東國の案內者して、今度の討手にもや下るらん、されば一門を引別て、父子敵對せんと思ふべきに非ず、就レ中小坪坂にして御方を射き、其上所レ差二白旗一、全く賴朝が旗に相違なし、兵衛佐だにもさす旗也、重忠不レ可レ劣と思にや、參上之條旁以不審也と仰ければ、重忠畏て陳じ申けるは、小坪の合戰の事、三浦に於て私の宿意なく、君の御爲に不忠候はぬ由再三問答の處に、不慮の合戰に及候き、三浦の人々に御尋あらば其隱候まじ、旗の事是私の結構にあらず、君の御先祖八幡殿、宣旨を蒙らせ給て武平、家平を追討の時、重忠が四代祖父秩父の十郎武綱、初參して侍りければ、此白旗を給て先陣を勸め、武平以下の凶徒を誅し候畢ぬ、近は御舍兄惡源太殿、上

武平―平は衡也、後三年役

上矢一般の上差の矢

て陣を取ならば、武藏相摸の者共は必御方へ參候べし、此兩國の兵共隨參なば、日本國は我御儘と被二思召一べし、上野下野の輩は、とても追繼々々に馳參べしと計申ければ、然べしとて、江戸葛西に仰て浮橋渡すべしと下知せらる。江戸葛西は、石橋にして佐殿を奉レ射し事恐思けるに、此仰を蒙て悦をなして、在家をこぼちて浮橋尋常に渡たり。軍兵是より打渡して、武藏國豐島の上、瀧野河松橋と云所に陣を取。其勢既十萬餘騎、懸りければ八箇國の大名、小名、別當、庄司、撿挍、允、介なんど云までも、二十騎三十騎五十騎百騎、白旗白じるし付つゝ、此彼より參集。佐殿はいとゞ力付給て、先當國六所大明神に御參詣ありて、神馬を引上矢を奉られたり。

○畠山推參附大場降人事

斯る處に畠山庄司次郎は、半澤六郎を呼て云けるは、此世の中いかゞ有べき、倩兵衛佐殿の繁昌し給ふを見るに直事に非ず、八箇國の大名小名皆歸伏の上は、參るべきにこそあるか、指たる意趣はなけれ共、父の庄司、伯父の別當、平家に當參の間、愁に小坪坂にて三浦と合戰す、されば參らんも恐あり、參らでもいかゞ有べき、相計と云けれ

日同國波津藏につき、十日駿河國府につく。其より淸見關まで攻下たれども、國々の兵隨付勢なし、適ある者も山野にぞ迯隱ける。道すがら人のたくはへ持るもの共、打入打入奪取ければ、世の亂人の歎不ㇾ斜。

○源氏隅田河原取ㇾ陣事

兵衛佐賴朝は、平家の軍兵東國へ下向の由聞給て、武藏と下總との境なる隅田川原に陣を取て、國々の兵を被ㇾ召けり、爰に武藏國住人、江戶太郞、葛西三郞、一類眷屬引率して參たり。兵衛佐殿宣けるは、彼輩は衣笠にして御方を討者共也、參上の體尤不審あり、大場畠山に同意して後矢射べき謀にやと宣ければ、樣々陳申に依て被ㇾ宥けり。兵衛佐上總介八郞を召て、今一兩日此に逗留して、上野下野の勢を催立て、渡瀨を廻て打上らん事如何あるべきと宣へば、弘經畏て、其事惡く候なん、其故は、小松少將維盛大將軍として、侍には上總守忠淸等、數萬騎の勢を引率して下向と聞え候、齊藤別當實盛、東國の案內者にて一陣と承、日數を經るならば、武藏相摸の勇士等、大場畠山が下知に隨て平家の方へ參べし、されば急ぎ此川を渡して足柄を後にあて、富士川を前に請

一陣―先鋒

大頸端袖―袵と鰭袖と
鑄懸地―漆塗の上に金銀粉等蒔きたる物

留す。各鎧甲より始て弓箭馬鞍、かゞやくばかり出立たりければ、見人目を驚す。維盛は赤地錦直垂に、大頸端袖は紺地の錦にてぞたゝれたる。萌黄匂の糸威の鎧に金覆輪を懸たり。連錢葦毛の馬の太逞きに、鑄懸地の黄覆輪の鞍置たり。年二十二、美め形勝たり、繪にかく共筆も難及とぞ見えたりける。薩摩守忠度の許へ、志深き女房の小袖を一重贈りたりけるに、いひおこせたりけるは、

東路の草葉を分る袖よりもたゝぬ袂は露ぞこぼるゝ

忠度の返事には、

別路を何歎くらん越て行く關をむかしの跡と思へば

と、此返事は先祖の貞盛、將門追討の爲に大將軍に選れて、東國へ下りし事を思出してよめるにや、女房の歌は、大方の餘波にてさる事なれ共、忠度の歌は、軍の門出にいまいましき事哉とぞ申ける。各既に出立ぬ。二十七日には近江の國野路の宿につく。二十八日同國蒲生野に著。廿九日に同國小野宿に著。晦日美濃國府に著。十月一日同國墨俣につく。二日尾張國萱津宿に著、三日同國鳴海に著。四日三川國矢矧につく。五日同國豐川に著。六日遠江國橋本につき、七日同國池田宿につく。八日同國懸川の宿に著。九

只物の爲―今の詞に形式丈といふに同じ

○忠文祝㆑神附追㆓使門出㆒事

爰に忠文大惡心を起して、面目なく内裏を罷出けるが、天も響き地も崩るゝ計の大音聲を放云けるは、口惜事也、同勅命を蒙て同朝敵を平ぐ、一人は賞に預り一人は恩に漏る、小野宮殿の御計、生々世々不㆑可㆑忘、されば家門衰弊し給て、其末葉たらん人は、ながく九條殿の御子孫の奴婢と成給ふべしとて、高く飼り手をはたと打て拳を把りたりければ、左右の八の爪手の甲に通り、血流れ出ければ紅を絞りたるが如し。やがて宿所に歸り飲食を斷、思死に失にけり。惡靈と成て樣々おそろしき事共有ければ、怨靈を宥申べしとて、忠文を神と祝奉、宇治に離宮明神と申は是也。誠に其恨の通りけるにや、小野宮殿の御子孫は絶給へるが如し。たま〳〵ましますも、必皆九條殿の奴婢とぞ成給へる。九條殿は一言の情に依て、攝政關白今に絶させ給はず、朝敵を平げたる形勢、上代はかくこそ有けるに、新都の大裏、討手の大將禮儀忘れたるが如く、儀式前蹤を守らず、いさ〳〵維盛の追討使、事行がたし、只物の爲歟とぞ内々は傾申ける。廿二日に福原の京を立たりけるが、其日は昆陽野に宿す。二十三日に故京に著、廿四五六日は逗

御義—御議定の意見

匂樣—寛大に大略なる

秣は野原に遺り、俎上の魚の江海に歸が如し。帝運の然らしむると云ながら、武藝のよく秀たる事を感じけり。將門が舍弟將頼、幷常陸介藤原玄茂は、相摸國にて討れけり。武藏權守興世は上總國にして被ㇾ誅、坂上近高、藤原玄明、常陸國にて切れたり。伴類與黨多かりけれ共、妻子を捨て入道出家して山林に迷けり。將門追討の勸賞被ㇾ行けり。左大臣實頼小野宮殿、右大臣師輔九條殿已下、公卿殿上人陣の座に列し給へり。大將軍貞盛は上平太なりけるが、正五位に叙して平將軍の宣旨を蒙る。藤原秀郷は從四位下に叙して、武藏下野兩國の押領使を給り、右馬助源經基は從五位下に叙して、太宰の少貳に任けり。次副將軍忠文卿の勸賞の事沙汰有けるに、小野宮殿の御義に云、今度の合戰偏へに大將軍の忠にあり、副將軍は功なきが如し、恩賞不ㇾ可ㇾ輙と申させ給けるに、重て九條殿の仰に、兵を選て賊徒を誅する事、大將軍も副將軍も、共に詔命に依りて敵陣に向ふ、大將軍の先陣に勇事は、後陣の副將軍の勢を憑むゆゑ也、副將軍の後陣に踉跚ことは、大將軍の進退を守、共に以て牛角也、爭か朝恩なからん、但大將軍の賞ほどこそなく共、匂樣なる勳功候べきをやと度々被ㇾ奏けるに、小野宮殿さのみ勸賞無念に候、忠による祿なるべしと、固く諫申させ給ひければ、民部卿終に漏にけり。

○貞盛將門合戰附勸賞事

下野國住人俵藤太秀郷は、將門追討の使下べき由聞えければ、平親王にくみせんとて行向たりけるに、大將軍の相なしと見うとみて、憑み憑まんと僞て本國に歸、貞盛を待受て相從てぞ下ける。承平三年三月十三日、貞盛已下の官兵將門が館へ發向す。將門は下總國辛島郡北山と云所に陣を取、其勢纔に四千餘騎。同十四日未時に矢合して散々に戰。官兵凶徒に擊變されて、死する者八十餘人、疵を蒙る者數をしらず。貞盛秀郷等引退刻に、二千九百人の官軍落失ぬ。將門勝に乘て責戰時、貞盛秀郷等精兵二百餘人をそろへて、身命を棄て返合て戰けり。爰に將門自甲冑を著、駿馬を疾て先陣に進みて戰處に、王事靡ㇾ盬、天罰正顯て、馬は風飛步を忘、人は李老之術を失へり。其上法性坊調伏の祈誓にこたへつゝ、神鏑頂に中て將門終に亡けり。同四月二十五日、將門が首都へ上る、大路を渡て左の獄門の木に懸らる。哀哉昨日は東夷の親王とかしづかれて威を振、今日は北闕に逆賊と成て恥をさらす事を。貪ㇾ德背ㇾ公、宛如二憑ㇾ威踐ㇾ鉾之虎一と云本文あり、最愼べき事也けり。貞盛又希有にして遁上れり。譬へば馬前の

漁舟云々—杜荀鶴の句、朗詠集に出づ

其等相従て東國へ發向す。貞盛已下の勇士東路に打向ひはるぐ＼と下けり。道すがら様々やさしき事も猛事も哀なる事も有ける中に、駿河國富士の麓野、浮島原を前に當て、清見關に宿けり。此關の有様、右を望ば海水廣く湛て、眼雲の浪に迷、左を顧れば長山聳連て、耳松風に冷じ。身をそばめて行、足を峙て歩む、釣する海人の、通夜浪に消ざる篝火、世渡人の習とて、浮ぬ沈ぬ漕けるを、軍監清原の滋藤と云者、副將軍民部卿忠文に伴て下けるが、此形勢を見て、

漁舟火影冷燒レ波　驛路鈴聲夜過レ山

と云唐歌を詠じければ、折から優に聞えつゝ、皆人涙を流けり。漁舟とは、すなどりする船なり、火の影とは、彼舟には篝の火をたけば、諸の魚の集りてとらるゝ也、冷燒レ波とは、水にうつる篝の火の、波をやく様に見ゆる也、驛路とは旅の宿なり、鈴の聲とは、大國には馬に鈴を付て仕へば、よもすがら旅の馬山を過けるを、かく云ける也。貞盛朝敵追討の蒙ニ宣旨一、凶徒降伏の鈴を給り、此關に宿たる折節、釣する海人が篝を燒て魚をとる有様思知られければ、かく詠じけるにこそ。

中儀—朝儀は總じて是を大中小に分つ

調伏—惡行の制服滅除のため祈禱咒咀等行ふ事

貞盛は、東國の案內者とて先陣をたぶ。抑朝敵追討のために、外土へ向ふ先例を尋に、大將軍先參內して節刀を給るに、宸儀は南殿に出御し、近衞司は階下に陣を引、內辨外辨の公卿參列して中儀の節會を被レ行。大將軍副將軍、各禮儀を正しくして是を給る。されども承平天慶之前蹤、年久して難レ准とて、今度は堀川院御宇嘉承二年十二月に、因幡守平正盛が、前對馬守源義親を追討の爲に出雲國へ發向せし例とぞ聞えし。鈴ばかりを給て、革袋に入て人の頸に懸たりけるとかや。朱雀院の御宇承平年中に、武藏權守平將門が、下總國相馬郡に居住して八箇國を押領し、自平親王と稱して都へ責上、帝位を傾奉らんと云謀叛を思立聞有ければ、花洛の騷不レ斜。依レ之天台山當時の貫首、法性坊大僧都尊意蒙二勅命一、延曆寺の講堂にして、承平二年二月に、將門調伏の爲に不動安鎭の法を修す。加レ之諸寺の諸僧に仰て降伏の祈誓怠らず、又追討使を被レ下けり。今の維盛先祖平貞盛無官にして上平太と云けるが、兵の聞え有けるに依て被二仰下一けり。貞盛宣旨を蒙て、例ある事なれば節刀を給り鈴を給り、大將軍の禮義振舞て、弓場殿の南の小戶より罷出、ゆゝしくぞ見えし。大將軍は貞盛、副將軍は宇治民部卿忠文、刑部大輔藤原忠舒、右京亮藤原國幹、大監物平清基、散位源就國、散位源經

知度—清盛の第五子、重衡の弟

而振徳、或三公九卿之臣、或芻蕘臺齡之輩、朝祈之容匪一、暮賽之者且千、但尊貴之歸敬雖多、院宮之往來未有之、禪定法皇初貽其儀、弟子眇身徐運其志、彼嵩高山之月前、漢武未拜和光之影、蓬萊洞之雲底、天仙空隔垂跡之塵、如當社者、曾無比類、仰願大明神、伏乞一乘經、新照丹祈、忽彰玄應、敬白。

治承四年九月二十一日　太上天皇御諱敬白

とぞ有ける。御伴人々參社の神女までも隨喜の思を成て、いよ／＼明神の效驗をぞ貴みける。

○朝敵追討例附驛路鈴事

同廿二日に追討使官符を帶して福原の新都を立。大將軍三人の內、權亮少將維盛朝臣は、平將軍より九代、正盛より五代、大相國の嫡孫重盛の一男なれば、平家嫡々の正統也。今凶徒の逆亂を成に依て、大將軍に被撰たり。薩摩守忠度は入道の舍弟也、熊野より生立て心猛者と聞ゆ。古郡より可相具と沙汰あり。參河守知度は入道の乙子也、侍には上總介忠清を始として、伊藤有官無官、惣而五萬餘騎とぞ聞えける。長井齋藤別當

厲鄕—老子の出生地にて老子教を奉ずる義

斗藪—頭陀に同じ、修行の義

謙遜於厲鄕之訓、樂閑放於射山之屬、而後偸抽一心之精誠、先詣孤島之幽、遂機感純熟、欽仰彌切者也、是宿善之所致也、豈非深信令然乎、況瑞籬之下、仰冥恩凝懇念、而流汗寶宮之裏、垂靈詫有其告之銘肝、就中殊指怖畏謹愼之期、專當季夏初秋之候、而間病痾忽侵、彌思神威之不空、萍梓頻轉、猶無醫術施驗、雖求祈禱難散霧霞、不加抽心府之志、重欲企斗藪之行、因茲白藏已闌之律、玄英漸近之、天殊專齊肅、遂以豫參、漠々寒嵐之底、臥旅泊而破夢、凄々微陽之前、望遠路而極眼、遂就粉楡之砌、敬展淸淨之筵、奉書寫色紙墨字妙法蓮華經一部八卷、開結般若心阿彌陀等經各一卷、手自奉書寫金泥提婆品一卷、文々之盡懇精、正施紫磨於瑠璃之上、字々之隔妙跡、未疊漂波於張池之中、沖襟之至、世垂哀愍、于時蒼松蒼栢之陰、共添善利之種、潮去潮來之響、暗和梵唄之聲、法會得處、隨喜雙催、抑弟子辭北闕之雲八箇日矣、雖無涼燠之多、廻凌西海之浪二箇度焉、誠知機緣之不淺、歸依之思此故增進、渴仰之志因茲堅固、加之今度忝至苦庭奉添松府神、而有知莫乘我願、殊以白業奉祈紫宮、一日萬機之化、廣被龍圖鳳展之運、惟久、弟子病患忽散、傳淮南道士之方、壽算無彊論、山中射若之命、抑當社者、混俗塵而濟生、利人界

云ー事新しく云ふ迄もなし

阿翁ー清盛

こそ本意なければ、彼起請いとやすし、いかにもいはんに隨ふべしと仰有ければ、前右大將硯紙執進せり。入道近參て耳語申ければ、其儘にあそばしてたびぬ。入道披之拜て、今こそ憑しく候へとてほくそ笑て大將に見せらる。宗盛此上は左右の事有べからずと申。相國取て懐に入て立給けるが、よにも心地よげにて、各御前へ參らせ給へと申ける時、邦綱卿被參たり。あやしと思はれけれ共、人々口を閉て申事もなかりけるに、重衡朝臣いかにぞやと阿翁にさゝやきければ、打うなづきて心得たる體也けれ共、御伴の人々は其心を得ず、國庄を給り給へる歟、いかばかりの悦し給へるぞと、いと容く思はれたり。其後御社參ありて、神馬神寶進て御啓白あり。

新院御宸筆御願文云、（高倉院の御事也）

蓋聞法性山靜、十四十五之月高晴、權化地深、一陰一陽之風旁扇、方便力用不可測其者歟、夫嚴島者、名稱普聞之場、效驗無雙之砌也、遙嶺之廻社壇也、自顯大悲之高峙、巨海之及祠宇也、暗表弘誓之深湛、仰之明德在頂、現當之望必滿、歸之、答眼隨心、鏡谷之應惟新也、凡率土之濱靡然向風、伏惟、初以庸昧之身、忝踐皇王之位、握乾符兮、顧微分鎭迷南面之理、政望四海兮、恥薄德更無萬民之感、仁仍守

攝政—基通

鳥風云々—鳥や風等の外には討手を超えて至るものなし

今めかし云

直と聞えしかば、彼明神の驗にやとぞ覺ける。去ば其御賽の爲なるべし、さしも深き御志也。明神も爭か御納受なかるべき、御願文御自あそばして、攝政淸書せられけり。熊野御參詣の事に思召けれ共、仰出す御事もなかりけるに、賴朝追討の宣下の後、入道又夜に入て參たりけるに、新院の仰には、東國の兵亂の事、賴朝は一人也、討手の使は三人也、別の事あらじ、心安こそ思召、早く其祈可被申、先嚴島へ被參よかし、さらば是も思たゝんと仰下さる。入道餘の嬉さに手を合悅泣して、關東へは若者共を差下て候へば、實に何事かは侍べき、鳥風ならばこそ此等を差越ては賴朝に勢附べき、皆皆禦留なん憑しく候、勅定のごとく嚴島へ御伴仕て、天下安穩の事を祈申べしとて俄に出し立進て御幸あり。彼島に著せ給て、御參社以前に、入道と宗盛と父子二人、院の御前に參よりて、自餘の人々をば被除て、入道被申けるは、東國の亂逆に依て賴朝を可追討之由御宣下の上は、不審候はねども、源氏に一つ御心あらじと御起請あそばして、入道に給御座候へ、心安存じいよ〳〵御宮仕申候べし、此言聞召入られなば、君をば此島に捨置進て歸上候なんと申ければ、新院少しもさわがせ給はず、良御計有て、今めかし、年來何事をか入道のそれ申事背たる、今明始て二心ある身と思ふらん

卆巻 第二十三

○新院嚴島御幸附入道奉レ勸二起請一事

治承四年九月廿一日、新院又嚴島の御幸あり。御伴には、入道大相國、前右大將宗盛、大納言邦綱、藤大納言實國、源宰相中將通親、頭左中將重衡、宮內少輔棟範、安藝守在經已下八人也。此御幸と申は、當院御位の時、太政入道物狂はしくて、事に於て邪になりけるを、いかゞして宥め直さんと思召ける程に、入道相國、此明神の事を强に忝申ければ、然べき事にこそあるらめ、彼社に參て祈申ばやと思召つゞけける處に、去二月の比靜なりける夜、入道御前に參て世上の事敎訓申ける次に、帝王下居の後は、御幸始とて御物詣ある事に侍り、神社佛寺の間に、いづくへも思召立御座し候へかしと奏する時、よき次と思召て然べく被レ申たり。嚴島へと思召由仰ければ、入道不レ斜悅て出立進て、三月には御參詣ありき。御祈誓は法皇の鳥羽殿に被二打籠一させ給へる御事にぞ有らんと人々思申けるに合て、鳥羽殿より事故なく都へ還御ありき。隨て入道も被二思

治承四年九月六日　　　　　　　　　　藏人左中辨藤原朝臣經房　奉

とぞ被書下たる。入道給之大に悅、同九日は吉日なりとて、賴朝征伐の官兵等門出

あり。

義哀は云々—憐愍却つて身の仇となる俚諺

くねる—恨み喞つ

常篇—通常

なんど、青道心をなして候へば、今は哀は胸をやくと申たとへに合て侍り、定て聞し召れ候らん、彼頼朝伊豆國にて、計なき悪事共を此八月に仕ける由承る、されば追討の宣旨を下さるべき由相存と奏す。新院の仰には、左様の事申人もなし、始てこそ聞し召せ、但何事かは有べき、法皇にこそは申されめと。其時入道重て申様は、主上をさなく御座す、君はたゞしき御親にて御座す、差越奉りて何とか法皇に申進せ候べき、源氏を引思召て平家をにくませ給ふと覺候とくねり申。新院すこしわらはせ給ひて、事新く誰を憑みたるにか、宣下の條やすし、速に大將軍を注し申べし、誰に仰附べきぞと仰けり。入道の計ひ申に依て、即官符を下さる。其状に云く、

左辨官下　東海東山道諸國

可早追討伊豆國流人右兵衛佐源朝臣頼朝並與力輩事

右大納言藤原實定宣、奉勅、伊豆國流人前右兵衛権佐源頼朝、忽相語凶悪徒黨、欲虜掠當國隣國、叛逆之甚既絶常篇、宜令右近衛権少將平維盛朝臣、薩摩守同忠度朝臣、参河守同知盛朝臣等追討彼頼朝及與力輩、兼又東海東山道堪武勇者、同可令備追討、其中有抜殊功輩、可加不次賞、依宣行之。

敵をば云々ー憎き者を生けて見よとも云ふ、天道の制裁に任すべき義

に、文覺がすゝめに依、一院院宣を蒙し後は、此營の外は他事なし。平家は加樣に日比源氏の內議支度のあるをも不レ知、如何樣にも賴朝に勢の附ぬさきに、追討使を下すべしと評定あり。

○入道申二官符一事

九月四日戌時に、太政入道手輿に乘、新院の御所に參て申けるは、源爲義、義朝父子は、法皇の御敵にて候しを、入道が謀にて、彼等二人を始て數の作類皆手に懸て亡し候き、保元平治の日記と申物に見えて侍り、彼義朝が三男に右兵衞佐賴朝と申奴は、近江國伊吹が麓より尋出して、將てまうできて侍しを、入道が繼母に池尼と申候しが、賴朝を見て一旦の慈悲を發し、彼冠者あづけ給へ、敵をば生て見よと云たとへありと、低伏申侍しかば、誠にも、源氏の種をさのみ斷つべきにも非ず、入道が私の敵にてもなし、只君の仰を重ずる故にこそあれと思ひ存じて、流罪に申宥て伊豆國へ下し候ぬ、其時十三と承き、かね附たる小男の、生絹の直垂に小袴著て侍しを、入道が前に呼居て、事の樣を尋問候ひしかば、如何ありけん、事の起りしらずと申候き、けにも幼稚なればよもしらじ

同心にしらん—諸共に知行せん
輕骨—輕卒

して朝家を奉傾、日本國を同心にしらんと思て、行向て角と云、將門折節髮を亂てけづりけるが、餘りに悅て取も不敢大童にて、而も白衣にて周章出合て、種々の饗應事云ひければ、秀鄕目かしこく見咎て、此人の體輕骨也、墓々敷日本の主とならずとて、初對面に心替しける上に、俵藤太をもてなさんが爲に、酒肴椀飯舁居て是をすゝむ、將門が食ける御料、袴の上に落散けるを、自是を拂ひのごひたりけり、是は民の振舞にや、云甲斐なしと心の底にうとみつゝ、後には貞盛に同意して、秀鄕が謀を以て、將門既に亡けり、其れまでこそなからめ、御前までは被召べき者を、遲參不審と宣ひ出し給ひつる心の中、恐しく〳〵、憑べき人なりと、舌を振てぞほめたりける。平家重恩の者、もしは緣者境界、さすが東國にも多かりければ、飛脚櫛の齒を繼て六波羅へ申上けるは、兵衞佐賴朝、石橋にして被討之由雖有披露、其條無實也、遁出杉山渡安房國、相具北條、佐々木、三浦黨類、越于上總下總、召從弘經胤經已下之大名小名、旣及三萬八千餘騎、其外伊豆、駿河、甲斐、信濃、同心之間、其勢如雲霞、適有背輩、忽に依加誅罰、上下甲乙皆以歸伏、但源平未定之前、勇士猶豫之刻、急差下討手、可被鎭凶徒歟と申たり。依之京中六波羅の騷動斜ならず、兵衞佐賴朝は、平治以來本望也ける上

大氣なく〳〵—不相應に

計ひ申ければ、然べきとて、則胤經に仰て其定に構へたり。案にも違はず我も〳〵と馳參る。上總介弘經は此事を聞、遲參に恐て、當國に井の北、井の南、廳の北、廳の南、まう西、まう東より始て國中の輩、背をば打隨ふをば相具して、一萬餘騎にて下總國府に來り申入たりければ、佐殿は土肥次郎を以、度々被二催促一の處、領掌乍レ中遲參御不審あり、然而沙汰の次第最も神妙也、暫後陣にありて可レ隨二催促一の由被二仰下一、此勢共を相具して一萬六千餘騎也。弘經屋形に歸て云ひけるは、此佐殿は一定日本の大將に成り給ふべし、當時無勢の人におはしぬれば、此大勢にて參たらば、悅出て、耳に口を差合て、追從言など宣はんずらんと存じたれば、思ひの外に眞平を以大氣なく、遲參其意を得ず、後陣に在て可レ隨レ召と問答の條、恐しく〳〵、誰人にもよも荒量には討れ給はじ、必本意遂給ひなん、末憑もしき人也、さるためしあり。

○俵藤太將門中違事

昔將門が東八箇國を打塞て凶賊を集め、王城へ攻入るべしと聞ゆ、平將軍貞盛勅宣を蒙て下向す、下野國住人俵藤太秀鄕は、名高き兵にて多勢の者也けるが、將門と同意

之軍兵、同二十三日、自午時及入夜責戰之處、賴朝不堪、而二十四日曉天落退彼城、不知行方、但或說云、堀穴被埋たりと、或說云、懷石入水、若說多端、慥雖不見其頸、滅亡之條勿論歟と申たり。太政入道より始て、一門の人々大に悅て、景親等に勸賞の沙汰あり。

○千葉足利催促事

兵衞佐は石橋山を出て後、三百餘騎にて上總國府に著給ふ。千葉介、上總介等が許へ使者を遣すに云、平家追討事、依蒙院宣可有同心之旨、先度被相觸畢、可參加之由承伏之間、遂合戰於石橋之城郭畢、遲參之條、頗不得其意、縱雖爲私之宿意、可被存合力之儀、況一院御定綸言明白也、旁以難被默止歟、所詮以弘經爲父、以胤經憑母、賴朝知行天下否、併在兩人之計と被仰たり。本より領掌の上也。千葉介胤經、三千餘騎にて急ぎ杉浦と云所に行向て、やがて兵衞佐を相具し、下總國府に入奉て由々敷歡し奉る。胤經申けるは、爰に大幕百帖ばかり引散し、白旗六七十旒打立候べし、是を見聞ん輩は、兵衞佐殿に大勢參けりとて、江戶葛西の者共皆參るべしと

すの明神―安房郡西岬村

國衙―國司の廳

が、餘に羨しかりしかば兼て申入也、他人の競望あるべからずとぞ申ける。佐殿は、世にあらば左右にや及ぶべき、去共早とて笑給けり。其より當國すの明神に參り給て、千返の禮拜奉、終夜念誦し給て、一首の歌をぞ讀給ふ。

源はおなじ流れぞ石清水せきあげてたべ雲の上まで

と、彼明神と申は、八幡大菩薩を祝奉たりければ、角思ひつゞけ給ひけり。曉かけて御寶殿より御返事あり。

千尋まで深く憑て石清水たゞせきあげよ雲の上まで

其外樣々の夢想ありければ、兵衞佐本意とげぬと悅給けり。

○大場早馬立事

九月一日、大場三郎景親使者を六波羅へ立たり。平家一門馳集て注進の狀を披に云、伊豆國流人、兵衞佐賴朝、稱有院宣、忽興謀叛、去八月十七日之夜、率三十餘騎之勢、押寄八牧之館、誅戮和泉判官兼隆、放火燒失畢、此旨定自國衙被注進歟、同二十二日、構城墎於當國石橋山、引率三百餘騎之凶賊、楯籠于彼城之間、景親相催三千餘騎

心づくし—氣を揉ます
下説の喩—俚俗の諺

心うや、君の御向後の覺束なくてこそ、老たる父をも振捨て、敵に後を見せて尋進するに、甲斐なき事悲さよ、兼て角とだに知たらば、衣笠の城に引籠り、大介と一所にて打死すべかりける者をとて、各袖をぞ絞けり。佐殿は船底にて此事を聞給ひ、糸惜や世になき我をあれ程に思ふらん事の嬉しさよ、心づくしに遲く出でて恨られじと思召ければ、船底より這出て、賴朝爰にありと仰ければ、大將軍是に御渡有けりや、大介宣ひつる事露違ずとて、三浦手を合て悅けり。さても岡崎は、石橋の合戰に與一が討れし事を語て泣。三浦は小坪衣笠の軍の事、大介が申し事、老たる父を捨置事ども語て泣。一人は若きを先立て袖をぬらし、一人は老たるを見捨て袂を絞る、恩愛慈悲の情とり〴〵なり。和田小太郎申けるは、殿原今は泣歎て其詮なし、親も子も死る道は限あり、就中軍にあらん者は、必死すべしと兼て存る處也、始て歎に及ばず、語ればいよ〳〵哀を增す、君かくて御座せば、今は直に一入思ひ入て、平家を亡し本意を遂て、君の御代になし參せ、庄園を給り國を知行せん事を評定し給ふべし、食を願はば器と云下說の喩あり、君もとく〳〵國々庄々を分け給り候べし、中にも義盛には、日本國の侍の別當を給り候へ、上總守忠淸が、平家より八箇國の侍の奉行を給て、翫しかしづかれて氣色せし

いづら—何方

立弓杖つき見廻せば、相摸國早川尻に侍り、而も大場、杉山の歸り足に、三千餘騎汀に幕引て七箇所に篝たき、酒盛しける敵の陣に吹付らる、敵は見もしぬらん、如何あるべきと思申、佐殿は杉山にて亡べき者が、大菩薩の御加護によりて遁れぬ、而を今又敵陣に臨めり、終に見捨給ふべきにやと祈念被申けり。眞平は此邊は家人ならぬ者なし、酒肴尋進せんとて船より飛下、片手矢はげて走廻、我君此浦に著給へり、眞平に志あらん者は酒肴進すべしと訇り云ひければ、或は瓶子口裹み、或は桶に入て、我も〳〵と船に酒肴を運たり。船の中暗といへ共、敵の大場が篝の火の光にて、佐殿酒をのみ給へり。實に八幡大菩薩の御計ひと覺たり。飢を休めて其後、風やみ波靜にて、船を出して安房國洲の崎へこそ漕渡り給ひけれ。三浦の輩は軍將を奉尋とて、船を海上に浮べて安房上總あやしき浦々漕廻りけるに、佐殿の船も三浦が船も、互にあやしく思て、沖中にて間近く漕合ける。若又敵にもやと思ひければ、彼も此も矢たばね解、弓の弦しめして用心せり。佐殿をば船底に隱し、上に柴を積て、岡崎ばかり差あらはれて乘たり。三浦船を漕近付て岡崎と見てければ、いかにやいかに、いづら佐殿はと問へば、誰も君を奉尋、三浦にもやと思ひ奉りつるに、さては何國に御座らんといへば、三浦涙を流しつゝ、穴

やと云。此彌太郎と云は伊藤入道には聟也。萬壽冠者とは、彌太郎に子なくして、妹が子を養子にしたれば、土肥にも伊藤にも孫也けるを、母方の祖父なれば、伊藤の入道に預置き、娘にも聟にも養子なれば、入道不便にして育みけり。彌太郎が、萬壽冠者をまたんと云ひけるを、父土肥次郎が聞とがめて大に不審せり。此間杉山に隱れ忍て、七騎の外は人是を不レ知、萬壽と云は眞平にも孫なれ共、敵人伊藤が許にあり、爭か存知すべき、御伴仕らんと申ける條存外也、哀彌太郎は事を萬壽冠者に寄せて、一定舅の入道待付て、重代の主君を失ひ奉り、大恩の親を亡さんとたばかるにこそ、奇怪の奴也、其頸打切給へ岡崎殿と云ひければ、岡崎はいかなる舅なり共、主や父に思替る事有まじ、知べき樣こそ有つらめ、但加樣の身々として、片時も逗留其詮なし、はや〳〵急ぎ舟を出せとて、四五町ばかり漕出して浦の方を顧れば、萬壽冠者を始として、伊藤入道五十餘騎の勢にて馳來、あれ〳〵とぞ呼りける。後には大場三郎千餘騎計にて連たり。今すこし遲かりせば、あやふかりける人々也。漕や急げとて、安房國洲の崎を志して落行ける程に、沖中にして俄に風起り浪立て、いづこ共不レ知くらき闇に、渚に船をぞ吹付たる。人々船にゆられて醉けり。佐殿爰はいづくやらんと問給へば、土肥見侍らんとて、舷に

るならば、指殺して平家の覺えまさらんともや思ふらん、そも不ㇾ知強々と語らんと思ひて、聞あへず下向の條、悦入候、但佐殿討れ給たりとは誰人か申けるぞ、あらいまく〳〵し、石橋の軍は、千葉三浦が遲參に依て無勢にて始たりし程に、御方負色に成し間、佐殿は甲斐國へ越給ぬ、岡崎殿は御供にあり、御邊の兄の與一殿は被ㇾ討たり、さては北條佐々木を始て、誰かは死たる者ある、甲斐國より御催のあれば、宗遠も參也、但し關守が居たれば、夜中に忍て一人はまかるなり、いざ和殿も佐殿の見參に入給へとて、其れより打つれて甲斐國へぞ越て行く。宗遠は道にても心ゆるしせず、太刀拔き懸て、近代は親も子もなき代也、誤り給ふな小次郎殿、存ずる旨あり小次郎殿とて、當國の源氏、逸見、武田、小笠原、河西、板垣、告めぐり、一條殿の侍にてこそ打解け有の儘には語りけれ。

○佐殿漕ニ會二三浦一事

土肥次郎は、出富の小檢校と云海人が小船を借て、眞鶴岩が崎と云所より、急ぎ船を出さんとしけるに、子息の彌太郎申けるは、萬壽冠者參るべき由承る、相待て召具せば

あぢきなし―情無し

に見れば、者こそ一人出來れ、搦手の廻りけるにやと思て、太刀拔懸けて立煩てためらひたり。間二段計を隔てて峠へ上る男も、太刀に手懸て立たりけり。互に物をば云はずして良久有ける。さて有べき事ならねば、宗遠詞をかく、源氏謀叛を興に依て、關守すゑて是を守る、只今爰を通り給ふは誰人ぞといへば、名乘はいはで、還て問は誰そと云。互に聞知たる聲也けり。小次郎殿か、義淸、土屋殿歟、宗遠と共に答て名乘けり。宗遠は子のなかりければ、兄が子を養て小次郎と云けるが、平家に奉公して都にあり。佐殿の謀叛に與して、父も同心の由聞えければ、偸に京を出て下る。是も足柄山に關守ありと聞て、夜に紛れて通る程に、時日こそ多きに、只今爰にて行逢たり、契のほども哀也。土屋いかに〳〵小次郎といへば、佐殿謀叛と披露の間、平家は一旦の主、源氏は重代の君、其上土屋殿も御伴と承る、旁急ぎ下らんと存じ、京をば三騎にて出たりしか共、路にて聞え侍りしは、佐殿も岡崎殿も與一殿も、石橋の軍に討れ給ぬと申し間、よろづあぢきなくて、二騎の者には暇をたび、我身一人國に下り、百姓共に慥の事をも承らんと、夜に紛れて通りつるに、參り會ふ事の嬉さよとて、淚をはら〳〵と流けり。土屋三郎思けるは、云言實に哀也、但當世は親も子もなき作法也、而も實子には非ず、弱々しく語

名田―所有者の名を附したる田地

荒量―荒涼

いぶせし―鬱悒

大菩薩の商人太郎に入替り給ひて、著せ給けるにこそ、末憑しく覺しければ、心の中に再拜して、土肥次郎に當座とらせて著給ければ、七人も面々に烏帽子著て出立給けり。藤九郎盛長を使者にて、家主が内へ悦宣けるは、賴朝世に立つならば、此悦には名田百町在家三字計給べしと。此旨盛長申含畢。商人太郎畏承り候ぬと返事申て、妻に私語けるは、今日此比身一つ安堵し給はずして、尫弱の商人に、烏帽子乞程の人の、荒量にも給つる百町かなとつぶやきければ、妻是を聞て、人は一生さても過ぬ事なれば、上﨟の果報、我等が運にて去事もや有べかるらん、さらば哀此殿の世に立給へかしとぞ云ける。去ば平家亡て後、甲斐國石和と云所に、百町三家給りて、今の世までも知行せり。

○宗遠値二小次郎一事

土屋三郎宗遠は甲斐國へぞ越られける。足柄の山に關居りたりと聞て、宗遠夜に紛れて通りけるが、見れば峠に假屋打て、前に篝を燒者共四五十人が程ぞ臥したりける。如法夜半の事なれば、關守睡て不レ驚、よき隙と思ひぬき足して下ける。關をば角て過たれ共、行末にも人や有らんといぶせくて、木の下萱の中、さしのぞき〳〵下る程に、雲透

八幡殿—義家

と問ひ給へば、甲斐國住人大太郎と申す烏帽子商人也と答ふ。土肥申けるは、あの男は、眞平が家人商人の爲に、所領に家造して通ひ侍り、やゝ太郎、人は七八人あり、皆大童なれば、民百姓までも落人とや見らん、其憚あり、烏帽子折て進せなんやといへば、安き程の事也とて、宿所に請じ入奉て白瓶子に口裹、さま〴〵の肴にてもてなし奉る。酒宴半に烏帽子箱を取出し、中座に候ひて折之て人々に奉賦、不取敢折節なれば、急あわてて折程に、七頭は右に、一頭は左折なるを、而も佐殿に奉る。佐殿あやしとおぼして、七人が烏帽子を見廻し給へば、皆右に折てよの常なり、我身一人左也ければ、不思議也、源氏の先祖八幡殿は、左烏帽子を著給ひしより、當家代々の大將軍左折の烏帽子なるに、今流人落人の身ながら、是を著るこそ難有けれ、昔天竺に摩訶陀國とて大國あり、阿闍世王より三代の孫に、頻頭沙羅王、國を治め給ひけり、王にあまた太子御座。嫡子をば須子摩と云、心操柔和にして形容端嚴也しかば、位を此太子に讓らんと覺しき、次郎をば阿育と云、貌醜惡にして心根不調に御座ければ、位の事は思ひ寄給はざりけるに、天の帝釋降天給て、十善の寶冠を阿育に著せ給ければ、終に天下の國王たりき、されば八頭の烏帽子の中、左折一つ、其れも賴朝に當けるも不思議也、然べき八幡

ゑみまけて
ー悦び笑ひて

瀧の水、悦開て照したる土肥の光の貴さよ、我屋は何度も燒ばやけ、君だに世に立たまはば、土肥の杉山廣ければ、緑の梢よも盡じ、伐替々々造んに、更に歎にあらじ、不レ如君を始て萬歳樂、我等も共に萬歳樂とぞ舞たりける。人々あらまほしき祝事にゑみまけて勇けるに、兵衞佐殿は、土肥が舞は今に始ぬ事なれ共、只今は殊に目出く面白と感じ給ふ處に、土肥女房が許より消息あり、肩平披レ之見れば、三浦の人々は、廿三日に船にて石橋へ參らんと支度したれば、浪風荒くして不レ叶、廿五日に酒勾宿まで參たれ共、軍敗ぬと聞て歸る程に、廿七日に小坪にて畠山に行合て、さま〴〵戰けるが、畠山軍に負て、三浦衣笠に籠て相待侍けるに、江戸河越畠山等、三十餘騎にて衣笠城を責落し、大介討れ候けり、其外の人々は君を尋進せて、安房國へ渉給けると聞え侍り、無勢にて御山隱の御すまひ、心苦くこそ侍れ、急三浦の人々を尋て安房上總へ越給べしと云文也。土肥此狀を以て佐殿に角と申ければ、神妙々々と大に悅給ふ。さらばとく〳〵とて、夜の凌晨に眞鶴へこそ落給へ。軍將宣ひけるは、敵に攻られて甲をば捨つ、大童にては落人といはれなん、如何がして烏帽子を著べきと被レ仰ければ、折節甲斐國住人大太郎と云烏帽子商人、箱を肩に懸て道にて逢。然るべき事也とおぼして、何國の者ぞ

慙なる―漫なる

れ共、赤裸にぞはぎなしける。大介は、哀同ば畠山に見合てきられぱや、繼子孫也、其ゆかりむつまじと思ひけれども、願の畠山には非ずして、慙なる江戸太郎に被斬にけり、如何にも老者の云言末のあふ事也、大介が兼て云ける樣に城中に棄てたりせば、さまでの恥はあらじものとぞ申ける。

眼影―手を額に翳す事

○土肥燒亡舞同女房消息附大太郎烏帽子事

去程に大場伊藤は、此間山を廻して搜尋けれ共、佐殿見え給はねば、今は力なしとて我が館々へ歸にけり。敵散ずと聞えければ、兵衞佐杉山を出て土肥の眞鶴へ落んとし給ふ。眞平は、殘黨も猶不審し、我館も如何が有らんと思て、高峯に上り、眼影をさして見渡せば、山内には人ありとも覺えず、我が所領へは、伊藤入道三百餘騎にて押寄て、土肥の在家一々に追捕し、此彼に火を放て一宇も殘さず燒拂。七人同く是を見る。眞平佐殿の御前にて、一時亂舞ぞしたりける。土肥に三の光あり、第一には八幡大菩薩我君を守給ふ和光の光と覺たり、第二には我君平家を打亡し、一天四海を照し給ふ光なり、第三には眞平より始て、君に志ある人々の、御恩によりて子孫繁昌の光也、嬉しや水々鳴は

栗濱—今の三崎の地
手輿—腰輿、手して擡げ行く

なるべし、さればとく〳〵落てゆけ、我をば此に留置、老は悲しき物也けり、哀糸惜き子孫と相共に、佐殿の世に立給て日本國を知行し給はんを見て死たらば、いかに嬉しからん、只今死なんずる義明が、是程君を思進するとは不レ知召もや有らんとて、直垂の袖を絞りければ、家子も郎等も、最後の教訓を憐て、音を舉てぞ叫ける。さても大介は、捨よ〳〵と云けれ共、子孫名殘を惜みつゝ、輿を寄て具し申さんと云けれ共、大介終に不レ乘。義澄以下の子孫は父をば捨て、泣々主君を尋奉て、夜中に栗濱の御崎に出て、船に乘て安房の方へ漕行けり。其外は三騎五騎ぬけ〳〵に落失ける中に、年比の郎等共の有けるが、主の名殘ををしみ、手輿にのせて舁て出づ。大介云けるは、我は子孫に暇乞て此にて死する者也、如何に角はするぞ、只捨て行とて、扇を以輿舁共を打けれ共、一里計ぞ舁もて行く。敵既近付ければ輿を捨て迯けるを、いかにや〳〵、下臈程口惜ものは無りけり、さしも城中にすてよと云つる物を、此輿舁助よ、さらば己等が手に懸て恥を隱せと云けれ共、敵は無下に近付ければ、皆散々にぞ失にける。敵の下部共來て輿の中より引出して、衣裳を剝取ければ、己等に逢て名乘べきに非ず、知らねばかく振舞か、恥ある者に恥を見すべからず、我は三浦大介と云者ぞ、角なせそ〳〵と云け

老馬云々―前出の齊桓公が故事

事外に弱々しく見えければ、大介子孫郎等呼居ゑて、老眼より淚を流し云けるは、各疲給へり、軍はすべき程は仕つ、人の笑れぐさにはよもならじ、又義明も可見程は見つ、佐殿御心賢き人にて御座ばよも討れ給はじ、いかに殿原左右なく自害し給ふべからず、佐殿御心賢き人にて御座ばよも討れ給はじ、いかにも安房上總の方にぞ御座らん、相構て尋參りて、義明が有樣をも語申べし、君に力を附奉て、一味同心に平家を亡し、佐殿を日本の大將軍になし進せて、親祖父が墓所也とて、骸所をも知行して我孝養に得させよ、東國の人共、誰か君の重代の御家人にあらざる、去共今一旦の恩を蒙るに依て、平家の方人に似たれども、爭か昔の好みを忘奉べきなれば、終には皆參べし、老たる馬は道を忘れず、古人は言誤りなし、必思合すべし、穴賢穴賢二心なかれ、但義明をば爰に捨よ、只身々を助て急ぎ落よ、我既に自害すべからず、老耄せり、行歩にも不叶馬にも乘得がたし、汝等は今は落人也、道狹き者ぞ、我勞り具せんとせば倶に惡かるべし、延得ずして打捨なば無益の恥を見るべし、明日は人の笑べし、大介は幾程命をいきんとて終に死ける物ゆゑに、衣笠にては死せずして、骸を徑にさらす無慙さよと、又三浦の者共が父を具して落けるが、責ての命の惜さに、老たる親を道に捨て、人手に懸し甲斐なさよと、彼と云ひ此と云ひ、我ため人のため、糸口惜事

遊戯、印地打

萎烏帽子—塗溜にせず柔に揉みたる物

膝をさせ—をはおにて、推させなるべし

たるこそ目覺して面白けれと云けれ共、別當は、幾程もなき勢を以てかけ出ん事あしかりなんとて不ㇾ出けり。大介云けるは、我老々として所勞の折節再發せり、義明十三已來弓矢を取て今年七十九、今此軍に會事老後の面目也、殿原こそ出給はずとも、いで〳〵義明かけ出て、最後の軍して見せ奉らんとて、白き直垂の袖せばきに、萎烏帽子を引立て、雜色二人に馬の口引せ、中間六人に左右の膝をさせ、太刀計を腰に付けて、右の手に鞭を貫入、左の手に手綱かいくり、既に打出んとしけり。子息の別當是を見て、馬の口に取付て、如何に角はおはするぞ、其御歳にて打出給たらば、何の詮にか立給ふべき、老衰て物に狂給ふかと云ければ、大介は、やをれ義澄よ、武者の家に生て軍するは法也、敵の陣に向て命を惜むは人ならず、義明をば老て物に狂と笑へども、己等は若き物狂ぞと覺たり、軍と云は、かけ出〳〵追つ返つ進み退き、組んづ組れつ討つ討れつ、敵も御方も隙のなきこそ面白けれ、いつを限と云事なく、草鹿的を射様に、一所にて敵を射事やは有べき、そこのけ奴原とて鞭を以て打けれ共、甲を打はいたからず、別當馬の鼻を取て城の内へぞ引もて行。是は大介が、實に軍場に出べきにはなけれ共、兵をすゝめん計事と覺たり、ゆゝしき大將とぞ見えたりける。日も漸く暮ければ、各軍に疲つゝ、

かいふつて―搔伏してのの音便か當時の俗語か不詳

河原印地―古書に所見多し、川を夾みて小石を投げ合ふ

兵と放つ。金子が甲に懸たりける腹巻の一の板、甲の鉢かけてがらと射貫き、額の方により頷の下をつと通り、冑の胸板のはた覆輪にぞ射付たる。痛手なれば少しもたまらずどうと倒る。三浦の藤平落合て頸をとらんとする處に、金子與一つとより肩に引懸、木戸口の外へ出けるを、三浦與一追懸る。あますまじきぞあますまじきぞとて、餘に手しげく追ければ、金子與一、十郎をば打棄て太刀を抜て返合て打懸る。與一と與一と立合て、太刀打にこそ戰けれ。三浦與一受太刀に成ければ、不ㇾ叶と思てかいふつて迯けるを、金子與一追付て三浦與一を懐き留、虜にして首を切。敵の頸を手に提げ、十郎を肩に係て陣の内にぞ入にける。家忠が疵は痛手なれ共、ふえ切ざれば不ㇾ死けり。今日の高名、金子黨にぞ極たる。武藏國の者共、入替々々戰けり。三浦の別當下知しけるは、城の内を不ㇾ離して、よせん敵を引詰々々射よ、與一も長追して、城を離てこそ討れぬれ、身をたばひて敵に物を思はせよと云ければ、大介是を聞て、若者共が軍の樣こそをかしけれ、何の料とて命をたばふべきぞ、京童部の向つぶて、河原印地の樣也、坂東武者の習として、父死れ共子顧ず、子討れども親退ず、乘越々々敵に組で、勝負するこそ軍の法よ、されば二十騎も三十騎も馬の鼻を並べて蒐出つゝ、案内もしらぬ者共を惡所へ追詰々々笑

ふし繩目ー白淺黄紺をつゞら染にしたる革を細くたちて絢交たる物

すびきー矢たゞ懸けずに引試むる事

邊の振舞ことに目を驚し侍り、老後の見物今日にあり、今は定てつかれ給ぬらん、此酒飲給て、今ひときは興ある樣に軍し給へ、と云遣したりければ、家忠甲振仰弓杖つき、杯取三度飲て、此酒のみ侍て力付ぬ、城をば只今責落奉べし、其意を得給へとて使をば返してけり。軍陣に酒を送は法也、戰場に酒を請は禮也、義明之所爲と云、家忠之作法と云、興あり感ありとぞ皆人申ける。家忠唯非二勇心之甚一、專存二兵法之禮一けり。金子十郎、わざと人をば具せざりけり、命をすてんとの心也。ふし繩目鎧に三枚甲の緒をしめ、甲の上に萠黄の腹巻打かづき、櫓の本まで責付たり。大介云けるは、哀金子は大剛者かな、一人當千の兵とは是なるべし、軍は角こそ有べけれ、あれ射つべき者はなきか、惜き者なれ共日比の敵也、あれを射留よとぞ下知しければ、三浦の別當申けるは、和田小太郎は、弓勢も矢管もはしたなく尻全く候、彼を召て仰たべとぞ申。大介小太郎を招て、あの家忠射留よと云。仰承ぬとて立にけり。三人張に十三束三伏をぞ射ける。荒木の弓のいまだ削治ざるを押張て、すびきしたりければ、ちと強きやらんと思けるに、かね能征矢二つ把具し、櫓に上て見れば、十郎二段ばかり隔て水車を廻し、次第々々に責寄て櫓の内へはね入らんとする處を、和田小太郎義盛、十三束三伏しばし固て落矢に

たをし—忍の誤にや

提子—酒を注ぐ器にて柄あり、銚子

生殺にして蚑行せよ、其こそ軍の目醒なれ、各不覺すなとぞ下知したる。廿七日の小坪軍の後、中一日ありて廿九日の早朝、河越又太郎、江戸太郎、畠山庄司次郎等を大將軍として、金子、村山、山口黨、兒玉、横山、丹黨をし、綴黨を始として三千餘騎、衣笠の城へ發向す。追手は河越、搦手は畠山、二手に分て推寄つゝ、時の音三箇度合てためらふ處に、綴の一黨、當家の軍將三人まで小坪の軍に討れて不ㇾ安思ければ、二百餘騎先陣に進て、木戸口近く攻寄たり。城の內には本より支度の事也、搔楯の上精兵共、一騎々々を主付て差詰々々射ける矢に、馬共いさせてはね落されて深田に落入、あがらんあがらんとしける處を、小竹の中より杖打の冠者原、鼻を竝て細道よりつと出て、打殺差殺て、乘替郎等多く討れて、生る者は少く死る者は多かりければ、綴黨も不ㇾ叶して引退く。金子十郎家忠と名乘て、一門引具し三百餘騎、入替々々戰ける中に、人は退ども家忠は不ㇾ退、敵は替ども十郎は替らず、一の木戸口打破り、二の木戸口打破て、死生不ㇾ知にして攻たりける。城中よりも散々に是を射る。甲冑に矢の立事廿一、折懸々々責入つゝ更に退事なかりけり。城の中より提子に酒を入て、杯もたせて出しけり。城の中より大介、家忠が許へ申送けるは、今日の合戰に、武藏相摸の人々多く見え給へ共、貴

椀飯—椀に盛りたる飯

筒丸—鎧の一種

角きはり—問答に角すわりならんと云へり、角すわりは鏃の名

まじ、先靜なる時よく〳〵兵糧つかふべしとて、酒肴椀飯昇居て是を勸む。さて下知しけることは、弓したゝかに射者は、家の子も侍も舍人草刈に至まで汰置、弓は一人して二張三張、矢は四腰五腰も用意せよ、弓え射ざらん者は、七八人も十人も又四五人も徒黨して、好々の杖共を支度せよ、木戸を三重にこしらふべし、敵は軍の法なれば、定て追手搦手二手にわけて寄べし、追手の方には道を造れ、廣さ七八尺に不レ可レ過、道廣ければ大勢くつばみを竝て押寄れば、城の中に隙なくして防えず、馬二匹ばかり通る程に造れ、道の片方は沼なれば兎角するに及ばず、片方には大堀をほれ、道をば三重に堀切て、一の堀には橋を廣くわたせ、中堀には細橋を渡せ、二の堀には逆茂木を引、堀ごとに搔楯を構へ櫓をかけ、弓よく射者共は甲を著ざれ、腹卷腹當筒丸などを著て、矢倉に上て敵の冑の胸板を差詰て射よ、又步走の者共は角きはりをこしらへ置、杖打の奴原は、西の方の小竹の中に籠り居よ、小竹の中より造道へ向て細道を造れ、敵一の橋を打渡て二の橋まで寄るならば、角きはりを以て馬の太腹を射よ、射られて驛るならば、冑武者左右の堀と沼とへはね落されて、おきん〳〵とせん處を、小竹の中より杖打の奴原つと出て、杖の前そろへておこしも立ず能者をば打殺せ、駈武者共をば死ぬる程に打成して、

あひしらふ
―應接

よき所也など人も沙汰すべし、奴田城にて討死といはゞ、奴田とはどこぞ、未ㇾ知とい
はれん事面目なし、只衣笠に籠れ、急げ〳〵と云。義盛が云けるは、奴田も三浦も皆御
領内也、就ㇾ中軍と申は身を全して敵に物を思はせ、日數をへて戰ふこそ面白けれ、衣笠
に籠たり共、やがて追落されなば無下に云甲斐なし、能々御計候べしといへば、大介腹
を立て、やをれ義盛よ、今は日本國を敵に受たり、身を全せんと思とも何日何月か有べ
き、縱命生べく共、人のいはんずる事は、三浦こそ一旦命を延んとて、さしもの名所を
閣て、奴田城に籠たりけれと沙汰せん事も口惜し、若又百人が中に一人なりとも生殘
て、佐殿世に立給ひたらん時、父や祖父が骸所とて知行せんにも、衣笠こそ知たけれ、
軍と云は所にはよらず、手から謀に依べし、荒野の中にて戰とも、能くあひしらはゞ
不ㇾ可ㇾ負、石の櫃に籠たり共、惡く戰ならば難ㇾ叶、命惜くば軍なせそ、などや己は物に
は覺ぬ、且は父の命也、老者の云言は驗あり、義明は只一人也とも衣笠にて討死せん、
敵よせずば干死にも彼にてこそ死なめと、大に嗔り云ければ力及ばず、孫引連て衣笠城
に籠にけり。上總介弘經が弟に金田大夫と云者は、義明が聟なりければ、七十餘騎を引
率して同城に籠にけり。都合勢僅に四百五十三騎ぞ有ける、大介は敵寄るならば暇ある

羅卷第二十二

○衣笠合戰事

義澄義盛小坪軍に打勝て三浦に歸、軍の次第こま〴〵と語ければ、大介義明よく〳〵きき、莞爾と笑ひ領許入て、無左右々々若殿原、弓矢の運は彌增々々に繁昌せり、中にも小次郎が振舞神妙々々とて感涙を流し、孫引出物とて太刀一振をぞ給ひたりける。さても大介云けるは、敵は一定明日寄べし、佐殿よも討れ給はじ、急ぎ衣笠に引籠て軍せよ、敵こはくとも散々に蒐破て、今一度佐殿尋奉べし、難遁ば討死をせよといへば、義盛申けるは、衣笠は馬の足立よき所なれば、寄手の爲には便あり、忽に追落されなん、奴田の城は、三方は石山高して馬も人も通ひ難き惡所也、一方は海口に道を一つ開たれば、能き者一二百人あらば、縱敵何萬騎寄たり共輙く責落すべからずと申。大介重て申、奴田と云は僅の小所、人是を不知、衣笠こそ聞えたる城よ、三浦の者共は小坪の軍に打勝て、軈衣笠に引籠て、散々に戰て討死しけりといはば、嗚呼さる名譽の城あり、其は

こそ

當胸—三がいの一、胸部に懸る綱

芳心—好意

一臈—第一席

當胸盡てより鞦の組違へ、矢さき白く射出す。馬は屏風を返すが如臥ければ、主は則下立けり。成清馬より飛下て、主を懐き上て我馬に乗す。弓取はよき郎等を持べかりけり。半澤無りせば、あぶなかりける畠山なり。成清歩武者に成て間に隔たる。小次郎太刀を額にあてて進寄。畠山同太刀を額に當てて小次郎を待處に、三浦介の手より、小次郎は骨を折ぬと覺ゆ、討すな者共とて、兄の小太郎義盛、佐原十郎義連、大黨三郎、舞岡兵衛を始として、十三騎太刀をぬき打て向ければ、畠山も討るべかりけるを、本田、半澤中に阻り、以前に如レ申大形も御一門、近は三浦大介殿は祖父、畠山殿は孫に御座す、離れぬ御中なり、指たる意趣なし我執なし、私の合戰其詮なく覺ゆ、本田、半澤に芳心ありて、御馬を返し給へと云ければ、和田是を聞、郎等の降を乞は、主人の云にこそ、今は引けとて、和田は三浦へ歸ければ、畠山は武藏へ返りけり。さてこそ右大將家の侍に座を定られけるには、左座の一臈は畠山、右座の一臈は三浦、中座の一臈は梶原と定りける時は、畠山は、三浦の和田に向て降乞たりし者也、左座無レ謂と云けるを、重忠全く不ニ存知一弓矢取る身の命を惜み、敵に降乞事や有べき、若郎等共が中に云ふ事の有けるか、返々奇怪也とぞ陳じける。

鵠羽云々―やなの間に一や字を脫せるか

是は公軍也―御身代りにも立つべけれどそれも公の軍に

に火威の冑に、蝶のすそ金物をぞ打たりける。白星の甲に、二十四差たる鵠羽のやなぐひ筈上に取てつけ、紅の母衣懸、薄綠と云太刀の三尺五寸なるに、虎皮の尻鞘入てぞ帶たりける。泥葦毛の馬に、中は金覆輪、耳は白覆輪の鞍を置、燃立つばかりの厚總の鞦かけ、武藏鐙に重籐の眞中取て歩せ出づ。本田半澤左右にすゝむ。名乘けるは、同流の高望王の後胤、秩父十郎重弘が三代の孫、畠山庄司次郎重忠、童名氏王、同年十七歲、軍は今日ぞ始、高名したりと訇る和田小次郎に、見參せんとて進出。本田次郎中に隔りてくつばみ押へ云けるは、命を捨るも由による、宿世親子の敵に非ず、只平家に聞えん計、一問にこそ侍れ、就中三浦は上下皆一門也、秀を大將としなし、後を郎等乘替に仕ふ、されば一人當千の兵にて、親死子死とも是を顧ず、乘越々々面を振ず、後を見せじと名を惜む、御方の勢と申は、黨の駈武者一人死すれば、其親しき者共よき事に付とて、引つれ〳〵落れば、如何なる大事あり共、君の御命に替る者候はじ、成淸、近恒ぞ矢さきにも塞るべけれ共、是は公軍なり、只引返し給へと云けれ共、小次郎に組で死なんとて打寄ければ、和田は度々の軍に身をためしたる武者にて、畠山矢ごろにならば、唯一矢にと志、中差取て番ひ相待。ほど近くなりければ、能引て放つ。畠山が乘たる馬の、

—是も詭計也

取付—鞍

は、やゝ綴小太郎よ、親の敵をば手取にこそすれ、而に親の敵也、人手にかくるな落合かし、近くよらぬは恐しきか、和君が弓勢として、而も遠矢にては、義茂が冑をばよもとほさじ物を、但義茂は、昨日一昨日より隙なく馳せあるき、兵粮もつかはず、大事の敵にはあまた合ひぬ、既に疲に臨んで覺ゆれば力なし、父が敵なればさこそ汝も思ふらめ、人にとられんよりは、寄て首を切、延て斬せんと云ければ、小太郎まこと貌に悦びつゝ馬より飛下、太刀を拔て走懸り、小次郎が甲の鉢を丁と打、一打うたせてつと立あがり、取て引よせ懷きふせ、てへんに手を入れて頸を切る。三の首を二をば取付につけ、一をば太刀のさきに貫いて馬に乘、指擧つゝ名乘けるは、只今畠山が陣の前にて、敵三騎討捕て歸る剛の者をば誰とか思ふ、音にも聞らん目にも見よ、桓武天皇の苗裔高望王より十一代、王氏を出て遠からず、三浦大介義明が孫和田小次郎義茂、生年十七歳、我と思はん者は、大將も郎等も寄て組とぞ呼ける。畠山は小坪の軍に、綴太郎五郎、同小太郎、河口次郎大夫、秋岡四郎等を始として、三十餘人討れぬ、手負は五十餘人也。三浦には多々良太郎、同次郎、郎等二人、纔に四人ぞ討れける。畠山は郎等多く討れて、敵にくまんと招かれて安からず思ければ、畠山は重忠くまんとて打出けり。紺地の錦の直垂

强は云々—疲れたる處に強くはねられたる也

取損ぜらる—組打の爲に痛く疲勞したりと詒く

苦しげなる

けれ共、小次郎はたらかず、大渡を曳直、外搦に懸、渚にむけて十四五度、曳々と推ども推どもまろばざりけり。今は敵骨は折ぬらんと思ければ、和田は綴が表帶取て引よせ、內搦にかけ詰て、甲のしころを地に付て、渚へむけて曳音出して刎たりけり。綴骨は折ぬ、强はかけてはねたれば、岩の高にはね懸られて、がはと倒る。刎返さん〳〵としけれ共、弓手のかひなを踏付て、甲のてへんに手を入、亂髮を引仰て頸を掻落す。首をば岩上に置、綴が身に尻打懸て、沖より寄來る波に足をひやし、息を休めて居たりけるが、敵定て落逢んずらんと思ければ、綴が首をしほでの根に結付て、馬に打乘弓杖つき、敵落合とぞ呼ける。綴五郎兄を討れて、をめきて蒐。小次郎云けるは、和君は綴が弟の五郎にや、兄が敵とて義茂にくまんと思て懸るが、汝が兄の太郎は東國第一の力人、それに組て被取損たれば今は力なし、疾々寄て義茂が頸をとれとぞ云ひける。五郎まのあたり見つる事なれば、實と思ひ押竝べてひたと組、馬より下へ落。如何がはしたりけん、五郎下になり、是も頸をぞ捕にける。角て岩に尻懸浪に足うたせて休處に、綴小太郎父と伯父を被討て、三段計に步せ寄せ、大の中差取て番ひ、さしあて兵と射、冑の胸板に中て躍り返る。小次郎は射向の袖を振合せ、しころを傾、苦しげなる音して云ける

恥ある敵―恥あるは名譽のといふに同じ

は、陣に打勝つて弓杖つき、浪打際に磐へたり。綴太郎近く歩せよす。小次郎是を見て、和君は誰ぞと問。武藏國住人綴太郎と云者也、畠山殿の一の郎等と名乘る。小次郎は、和君が主人畠山とこそくまんずれ、思ひもよらず義茂にはあはぬ敵ぞ、引退と云へば、綴云ひけるは、まさなき殿の詞かな、源平世にはじまりて、公私に付て勢を合する時、郎等大將に組む事なくば何事にか軍あるべき、さらば受て見給へとて、大の中差取て番ひ、近づき寄ければ、射られぬべく覺て、綴をたばかりて云やう、詞の程こそ尋常なれ、恥ある敵を遠矢に射る事なし、寄て組み、腰の刀にて勝負せよとぞ云ひける。綴然るべきとて、弓箭をば拋棄て、歩せよせ、推竝て引組で、馬より下へどうと落。綴は大力なれば、落たれ共ゆらりと立、小次郎も藤のまとへるが如く、寄り付てこそ立直れ。綴の太郎は大力なる上、太く高き男にて、和田小次郎が勢の小き、かさに係りて押付てうたんとしけり。和田は細く早かりければ、下をくゞりて綴を打倒して討たんと思へり。勢の大小は有けれ共、力はいづれも劣らず、相撲は共に上手也。綴は和田が冑の表帶を引寄て、内搦に懸つめて、甲のしころを傾て、十四五世ぞはねたりける。和田綴に冑ををらせて、其後勝負と思ければ、腰に付てぞ廻ける。綴内搦をさしはづし、大渡に渡して暇

—箭豐えに

脇楯—右脇に當つる具、此上に鎧を著用す

押並て組で落、腰刀にて勝負をし給へとぞ敎たる。去ければ、敵は引詰〻〻散々に射けれ共、或は上り或は下る、自あたる矢も透間をいねば大事なし。三浦は實光が云ふに任て、敵の二の箭いんとて打上るすきまを守りて、差つめ〳〵射ければ、あだや一つも無りけり。去程にあふすりの城固めたる三浦の別當義澄、爰にて待つも心苦し、小坪の戰きびしげなり、つゞけ者共とて、道は狹し、二騎三騎づつ打下けるが、遙に續て見えければ、畠山是を見て、三浦の勢計にはなかりけり、一定安房上總下總の勢が、一に成と覺えたり、大勢に被₂取籠₁なばゆゝしき大事、いざや落ちなんとて五騎十騎引つれ〳〵落行けり。三浦勝に乘て散々に是を射。爰に武藏國の住人綴黨の大將に、太郎、五郎とて兄弟二人あり。共に大力也けるが、太郎は八十人が力あり、東國無雙の相撲の上手、四十八の取手に暗からずと聞ゆ。大將軍畠山に向ひて云ひけるは、和田に蒐られて御方負色に見ゆ、思切郞等のなければこそ軍は緩なれ、和田小次郞討捕つて見參に入れんと云捨て、肌には白き帷に脇楯、白き台の小袖一重、木蘭地の直垂に、赤皮威の鎧に、白星の巾を著、二十四差たる黑つ羽の箙、四尺六寸の太刀に熊の皮の尻鞘入てぞ帶たりける。滋籐の弓の眞中より、烏黑なる大馬に、金覆輪の鞍にぞ乘たりける。和田小次郞

迄の敵の詭計なりしか

楯突ー徒歩の戰爭

箭だうなに

に打乘、小次郎に向て散々に蒐。小次郎は主從八騎にて、寄つ返つ〱火出程こそ戰けれ。敵六騎切落し、五騎に手負せて暫休けるを、小太郎は、小次郎うたすな、始に手をひらきて招けば知ざるにこそ、大なる物にて招けとて、四五十人手々に唐笠にて招けるを、彌深入して戰へと云にこそと心得て、暫氣をやすめ、又馳入てぞ戰ける。今は叶はじ、小次郎うたすなつゞけ者共とて、和田小太郎二百餘騎にて小坪坂を打下り、河を隔て磬へたり。小太郎藤平に問けるは、義盛は楯突の軍には度々あひたれ共、馬の上は未レ知、いかゞ有べきといへば、實光今年五十八、軍に逢事十九度也、軍は尤故實に依べし、馬も人も弓手に合事なり、打解け弓を不レ可レ引、開間を守てためらふべし、我内甲をば惜べし、矢をはげたり共、流矢を射じと資べし、敵一の矢を放て、二の矢いんとて打上たらん、まつかふ内甲頸のまはり、鎧の引合、すきまを守て射給ふべし、矢一放ては、急ぎ二の矢を番て、人のあきまを守給へ、敵も角こそ思ふらめなれば、透間を資て常に冑突し給ふべし、昔は馬を射事候はず、近年は敵の透間なければ、まづ馬の太腹を射て主を驛落して、立あがらんとする處を、御物射にもする候、敵一人をあまたして射事有べからず、箭だうなに相引して誤すな、敵手繁くよするならば、樣あるまじ、

是非の落居ー何方に從ふべきかの落著

和平は云々ー搦手を迂廻せしむる

悔如何が有べき、能々思慮を廻さるべきをやと云たりければ、畠山が乳母子に半澤六郎成淸、和田小太郎が前に下塞て云ひけるは、三浦と秩父と申せば、一體の事也、兩方源平の奉公世に隨ふ一旦の法也、佐殿いまだ討れ給はずと承る、世に立ち給はば、畠山殿も本田半澤召具して、定て源氏へ被參べき、平氏世に立給はば、三浦殿も必御參あるべし、是非の落居を知ずして、私軍其詮なし、兩陣引退かせ給はば、公平たるべき歟と云ければ、半澤が角云は、畠山が云にこそ、人の穩便を存ぜんに、勝に乘に及ばずとて、和田小太郎は小坪の峠に引返す。軍既に和平して各歸りちらんとする處に、和田小次郎義茂が許へ、兄の小太郎人を馳て、小坪に軍始れり、急ぎ馳よと和平以前に云遣したりければ、小次郎はいさゝか少用ありて、鎌倉に立寄たりけるが、是を聞驚騷ぎて馬に打乘り、犬懸坂を馳越て、名越にて浦を見れば、四五騎が程打圍て見えけり。小次郎片手矢はげて鞭をうつ。小太郎は小坪坂の上にて軍和平したれば、畠山に不可向と云ふ心にて、手々に招けれ共、角とは爭か知べきなれば、急と云ぞと心得て、をめきてかく。畠山は軍和平しぬる上はとて馬より下、稻瀬川に馬の足涼して休居たりけるに、小次郎が馳を見て、和平は搦手の廻るを待けるを知ずして、たばかられにけり、安らずとて馬

無音―默して見遁す

戰はんに、敵よわらず兩方より差はさみ中に取籠て、畠山をうたんにいと安し、若又御方弱らば、義盛もあふすりに引籠て、一所にて軍せんと云、別當然べきとて百騎を引分て、後のあふすりに陣を取て左右を見に、畠山次郎は五百餘騎にて、由井濱、稻瀬河の耳に陣を取て、赤旗天に耀けり。和田小太郎は、白旗さゝせて二百餘騎、小坪の峠より打下り、進め者共とて渚へ向て歩せ出づ。爰に畠山、横山黨に彌太郎と云者を使にて、和田小太郎が許へ云けるは、日比三浦の人々に意趣なき上は、是まで馳來べきにあらず、但父の庄司伯父の別當、平家に當參して六波羅に伺候す、而を各源氏の謀叛に與して軍を興し、陣に音信て通給ふ、重忠無音ならば、後勘其恐あり、又伯父親が返りきかんも憚あれば、馳向ひ奉るばかり也、御渡を可ㇾ奉ㇾ待歟、又可二參申一かと、牒使を立たりけり。和田小太郎は、藤平實國を使に副て返事しけるは、御使の申狀委く承りぬ、畠山殿は三浦大介には正き聟、和田殿は大介には孫にて御座す、但不ㇾ成中と申さんからに、母方の祖父に向て、弓引給はん事如何が侍るべき、又謀叛人に與する由事、いまだ存知給はずや、平家の一門を追討して、天下の亂逆を鎭べき由、院宣を兵衞佐殿に被ㇾ下間、三浦の一門勅定の趣と云ひ、主君の催と云ひ、命に隨ふ處なり、若敵對し給はば、後

透間なし―道理至極

あふすり―地名

也、石橋の軍に、佐殿の御方へ參つるが、軍既に散じぬと聞けば、酒勾宿より歸也、平家の方人して留んと思はば留よと、高く呼てぞ打過る。敵追來らば返合て戰はん、さらずば三浦へ通らんとて、馬を早めて行程に、八松が原、稻村崎、腰越が浦、由井の濱をも打過て、小坪坂を上らんとぞしたりける。

○小坪合戰事

斯る處に畠山は本田、半澤に云けるは、三浦の輩にさせる意趣なし、去共加樣に詞を懸るゝ上に、父の庄司伯父の別當平家に奉公して在京なり、矢一射ずば平家の聞えも恐あり、和田が言も咎めたし、打立者共と下知しければ、成淸は仰の旨透間なし、急げ殿原とて、五百餘騎、物の具かため馬にのり、打や早めとて追ければ、同小坪の坂口にて追附たり。畠山進出て、重忠爰に馳來れり、いかに三浦の殿原は口には似ず、敵に後をばみせ給ふぞ、返合せよと訇り懸て歩せ出づ。三浦三百餘騎、畠山に懸られて、小坪の峠に打上り、轡を竝て磬へたり。小太郎伯父の別當に云けるは、其には東地に懸りて、あふすりに垣楯かきて待給へ、かしこは究竟の小城なり、敵左右なく寄がたし、義盛は平に下て

たばふ―かばふ事、大切にする

身をしたゝむ―支度を調ふ

命を限に軍すべし、佐殿の死生聞定ざらん間は、相構て身をたばへとて、其夜の中に三浦へとて歸けり。抑畠山五百餘騎にて、金江川に陣を取て待と聞、いかゞ有べきと云ければ、和田小太郎は、佐殿の左右をきかん程は、命を全して君の御大事に叶ふべし、去ば小礒が原を過て、波打際を忍とほらんと云けるが、佐原十郎は、何條さる事か有べき、畠山は若武者也、而も五百餘騎、思へば安平也、我等が三百餘騎にて蒐散して、馬共とりて乘てゆかんと云けるを、三浦別當は詮なき殿原のはかり樣や、畠山は今日一日馬飼足休めて身をしたゝめたり、我等は此兩三日、あなたこなた馳つる程に、馬もよわり主も疲たり、人の強き馬とらんとて、我弱き馬とられて其詮なし、馬の足音は波に紛れてよも聞えじ、轡鳴すなとてみづつき結ひ、鎧腹卷の草摺卷上なんどして打けるに、和田小太郎は本よりつよき魂の男にて、いつの習の閑道ぞ、畠山は平家の方人也、我等は源氏の方人なり、源氏勝給はば、畠山旗を上て參べし、平家勝給はば、三浦旗を上て參べし、爰を問はずば後に被レ笑事疑なし、人は浪打際をも打給へ、義盛は名乘て通らん、同心し給へ佐原殿とて、鎧の表帶しづ〳〵と結かため、甲の緒をしめ弓取直して、鐙に幕附けさせて、大音あげて、是は畠山の先陣歟、角云は三浦黨に和田小太郎義盛と云者

目とみ―目撃する

に成るまでも軍はせめ、今は日本國を敵にうけたり、是より歸ても叶まじ、前には伊藤梶原大場俣野等引へたりと聞ゆ、後には畠山五百餘騎にて金江河の耳に陣を取て待つときく、前後の勢に取籠られなば由々しき大事、縦ひ一方を打破て通りたり共、朝敵と成なん後は、安穏なるべきに非ず、されば人手に懸りて犬死にせんよりは、爰にて自害せんとぞ申ける。三浦別當義澄大沼に問けるは、佐殿の討れ給たりけるをば、正く目とみ給たりやといへば、自奉レ見たる事はなし、傳に聞つる計也。さては推量なり、只人が角と云ひたればとて實と思べきに非ず、平家の方人共が敵をたばからん爲めに、討れ給ぬと云にもや有らん、又御方の者也共、負軍に成ぬれば、敵に心を通して、角もや云けん不審也、天をも地をもはかれ共、人の心は難レ測、其上佐殿は、御身すくやかに心賢き人なれば、左右なく討れ給はじ、縦自害なんどし給共、敵に物をば思はすべし、就レ中石橋と云所は、浦近して海漫々たり、船に乗て安房上總へもや傳給けん、峯つゞきて山深ければ、岩の迫谷の底にもや隱れ忍び給らん、そも知難し、慥に目と不レ奉レ見はどは、自害もの騷し、如何樣にも御身近き田代殿を始めて、佐々木北條土肥土屋此者共に尋逢て、慥の說を聞べき也、一定討れ給たらば、主の敵なれば、大場にも畠山にも打向て、

いつを限と待べきぞ、日數遙に延ぬ、事の樣見て渡さんとて、高所に打上り、雲透に水の面を見渡ば、河の西の耳に馬を磐へて武者一人在て、東を守てたゝずみたり。漲り下る洪水の習にて、流はげしくして水音高し。小太郎大音揚て、西の川の耳におはするは誰人ぞと問ふ。音に附て、三浦黨に、大沼三郎也、佐殿の御方に參たりき、軍は既に散じぬ、參りて申さん、河の淵瀨を不ㇾ知、健ならん馬を給はらん、三浦の人々と奉ㇾ見は僻事歟と喚。三浦はあな心苦し、急ぎ馬をやれとて、高く強き馬を渡たり。大沼是に乘て河を渡り、陣に下りて云ひけるは、軍は二十三日の酉の時より始めてゆゝしき合戰なりき、され共敵は大勢三千餘騎、御方は僅に三百餘騎、終に御方の軍敗れて、遁べき樣なし、三浦與一は、俣野五郎に組で討れぬ、佐殿も遁方なく、手をおろして戰給しか共討れ給ぬ、大將軍亡給ぬる上は、ちり〴〵に落失ぬ、我身も希有にして遁たりしかば、此樣人々に披露せんとて落たりしか共、敵山々に充滿、餘黨の人を尋搜間、兎角隱忍て紛來れりと、一つは實一つは虛言を語けり。此大沼は與一が討るゝまでこそ軍場には有りけれ、大勢に恐て急ぎ落たりしかば、爭か兵衛佐殿の實否をば知べきに、角語たれば、三浦の輩是を聞、さてはいかゞすべき、大將軍の慥に御座ばこそ百騎が一騎

肥次郎實平子息遠平、新開荒太郎實重、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義實、土肥が小舍人に七郎丸と云冠者、佐殿共に七人也、跡目に附て尋來たりけれ共、大勢にては難忍、何方へも各隱れ籠て後にはと宣ければ、北條時政と子息義時とは、山傳して甲斐國へ落ぬ。田代冠者信綱と加藤次景廉二人は、三島の社に隱れたりけるが、隙を伺ひ社を出でて落行く程に、加藤太に行合て、是も甲斐へぞ越にけるとあり。

○大沼遇三浦事

八月二十三日には、石橋の合戰と兼て被觸たれば、三浦は可參よし申たれば、其日衣笠が城より門出し、船に乘て三百騎沖懸りに漕せけるに、浪風荒くして叶はず。二十四日に陸より可參にて出立けるが、丸子川の洪水に、馬も人も難叶と聞て、其日も延引す。二十五日に和田小太郎義盛三百餘騎にて、軍は日定あり、さのみ延引心元なし、打や打やとて鎌倉通に、腰越、稻村、八松原、大礒、小礒打過て、一日路を一日に、酒勾の宿に著。丸子川の洪水いまだへらざれば、渡す事不叶して、宿の西のはづれ、八木下と云所に陣を取。洪水のへるを待、曉渡さんとて引へたり。和田小太郎は、源遠して流深し、

丸子河―今の酒勾川

又歸來て御堂の内外搜尋侍らば、御心憂日をも御覽じぬと覺ゆ、夜中なれば何事か侍べき、忍給へと申。佐殿は上人が志云に餘あり、賴朝世を取ならば、此堂の修理と云ひ、今の恩の報答と云ひ、心にかけて不レ可レ忘、さらば暇申さんとて佐殿立給へば、七人の人々も足をはやめて落行けり。大場は三千餘騎にて杉山を打圍、數日の間さがしける。兵衛佐も此程は、此山にぞ隱れ居給へるが、嵐みちの松を吹聲をきいては、敵の責下かと太刀の柄を把り、水谷川に流るゝ音に驚きては、軍の競上るかと腰の刀を拔儲て、網代の氷魚の亡安き命、籠の内の鳥の出難き身、今こそ思知れけれ。土肥次郎が女房は、心さかしき者にて、僧を一人相語ひ、杉山に御座ける程は、笭箵に御料をかまへ入、上に樒を覆、閼伽の桶に水を入て、上人法師の花摘山にもてなして、忍々に送りけり。地藏堂の上人も、夜々にさまぐ\訪申けり、さてこそ深山寂寞の中にして、五六日をば經たりけれ。昔天竺に、摩訶陀國の大王、頻婆娑羅王の太子、阿闍世に禁られ給しに、國大夫人韋提希の、夫婦の情を忘れずして、身に砂蜜を塗附、御衣の下に隱しつゝ、瓔珞の中に槳をもり入給て、密に王に奉り、三七日まで有けるも、角やと思ひしられたり。彼は一人を操り、是は七人を養けり。異說に云、兵衛佐臥木に隱んとし給ける時は、土

みち—みれの誤か

笭箵—竹製の農具

入逢の云々—入相の鐘也

んと心弱く思けるが、良案じて、生ある者は必死す、我身一つをいきんとて、爭か七八人を亡すべき、昔釋尊の菩薩の行を立て給けるには、薩埵王子としては、飢たる虎に身を任せ、尸毗大王としては、鳩に代て命をも捨給けり、縱ひ身は徒に亡とも、此人々を助たらば、此堂をも建立し、我後生をも訪なんと思返て、問へ共落ざりければ、申の時には、上人終に攻殺さる。大場は、不便々々上人は誠に不レ知けり、非業の死にこそ無慚なれ、此間に敵は遙に延ぬらん、急々とて上人をば打捨てて、まな鶴へむけて責行ける。其日も既に晩ければ、遠近の入逢の、野寺の螺鐘打ひゞけ共、小道の堂には音もなし。佐殿は、實平が袖をひかへて宣ひけるは、寺々の螺鐘は聞ゆれ共、此寺の鐘音もせず、上人法師何なる目に相たるやらん、覺束なし、出て見よと有ければ、壇の下より這出て、堂の内外を見廻れば、被ニ責殺一て庭に有。角と申ければ、佐殿も人々も壇より出て庭に下給て、是を見て、頼朝が命に替たるこそ不便なれ、如何せんと歎給ひ、膝の上に搔載つゝ、涙ぐみ給ふも哀れなり。七人の者共も、面々に袖を絞けり。佐殿理過て泣給ひける涙上人の口に入りければ、喉潤て又よみがへる。御堂の内に舁入て夜のふくるまで勞り、物語し給へり。上人申けるは、今までは御命に替り奉りぬ、大場心深き人也、

日の事よき働と賞せらるべし

巳午より申—今の五六時間程

下に穴を構て、人七八人入ぬべき程に用意せり、暫く忍入て御覽ぜよとて、八人の殿原を押入つゝ、上に蓋して其上に雜具取ひろげて、我身は佛前に座禪の由にて眠居たり、大場大勢引具して、御堂の前まで追懸て、此寺に人やある、只今落人の通つるは不知や否と、再三問へども答る者なし。大場打寄佛前を見れば法師あり。いかに人の物を問にいらへはなきぞ、不思議也と責ければ、僧の云、是は三箇年の間四時に坐禪する者也、入定の折節にて不承と申す。重て問ふ、落人の此軒を通つるをば聞ずや、不知やといへば、加樣に座禪して侍れば、外聲耳に入ず、內心思慮なければ不聞不知と云。景親大に嗔て、爭かしらざるべき、栲問せよとて軍兵堂內に打入つて、上人を搦て大庭に引出し、栲木にかけて、巳午の時より申の時ばかりまで、上つ下つ推問すれば、絕入ぬる事度々也。只云事とては、全く不知聞、落人とは何者ぞ、骨肉の親類にも非ず、又一室の同朋にも非ず、其分にもあらぬ人を隱さんとて、佛法修行の身をや可痛、只御還迹と云けれ共、死れば水をふき、生かへれば栲木に上て責る程に、四五度の時は、終に上人を責殺す。猶も面に水をそゝぎ、喉に漿を入ければ、又蘇たりけり。思ひけるは、人を助んとてかく憂目を見るこそ悲けれ、何事も我身にまさる事なし、さらばおち

世に云々ー佐殿世に榮え給はば今

越と云岩石を上り、土肥の眞鶴へ向て落行けり。雨やみければ、大場馬を引へて、いかにも臥木おぼつかなし、搜て見んとて押寄見れば、口を塞げる大石をころばしのけて落たる跡あり。さればこそ空の中におはしけり、是は梶原平三が計にて落しけり、されども時の間に遠くはよも延給はじ、つゞきて攻よとて、跡目に附て追懸たり。

○小道地藏堂附韋提希夫人事

去程に主從八人の殿は小道の峠向に登て後を顧れば、敵まぢかく追上る、如何はすべき、此上は自害すべきかと宣へば、土肥申けるは、物さわがしや、事の樣見んとて、高所に上て見廻せば、傍に御堂あり、小道の地藏堂と云寺也。八人堂に入て見れば、上人法師一人あり、佛前に念珠して居たり。土肥上人に云樣は、是は源氏大將軍に、兵衛佐殿と申人ぞ、石橋の軍破て、敵の爲に被㆓追懸㆒、忍べき所やある、可㆓助申㆒、佛壇の中にも隱おけと申ければ、上人思樣、ありがたき事哉、げに聞奉る源氏の大將軍なり、軍に負給はずば、今爭かかやうの法師に助けよと手を合せ給ふべき、忝事也、助奉て世に御座ば、奉公にこそと思て申けるは、此堂は人里遠して山深ければ、身の用心の爲に、佛壇の

勝溝―中臣勝海にやあらん

斧鉞を取寄て切て見んと云けるに、さしも晴たる大空、俄に黒雲引覆雷おびたゞしく鳴廻て、大雨頻に降ければ、雨やみて後破て見べしとて、杉山を引返けるが、大なる石の有けるを、七八人して倒寄、臥木の口に立塞てぞ歸にける。

○聖徳太子椋木附天武天皇榎木事

昔聖徳太子の佛法を興さんとて、守屋と合戰し給しに、逆軍は大勢也、太子は無勢也ければ、いかにも難レ叶、大返と云所にて、只一人引へ給けるに、守屋の臣と勝溝連と行會て難レ遁御座けるに、道に大なる椋木あり、二にわれて太子と馬とを木の空に隱し奉り、其木すなはち愈合ひて太子を助け奉、終に守屋を亡して佛法を興し給ひけり。天武天皇は大伴王子に被レ襲て、吉野の奥より山傳して、伊賀伊勢を通り、美濃國に御座しけるに、王子西戎を引率して、不破關まで責給けり。天武危くて見え給けるに、傍に大なる榎木あり、二にわれて、天武を天河に奉レ隱て、後に王子を亡して天武位につき給へり。是も然るべき兵衞佐の世に立べき瑞相にて、懸る臥木の空にも隱れけるにやと末憑もし。佐殿は三千餘騎が引退たる其隙に、内より石をころばしのけ、臥木を出て小道

螳螻蛄—原本訓假名にありあり大ありと附したり

思けがす—疑念を懷く

山鳩—鳩は八幡大菩薩の使者

の口に立塞りて、弓杖を突申しけるは、此内には螳螻蛄もなし、蝙蝠は多く騒飛侍り、土肥の眞鶴を見遣ば、武者七八騎見えたり、一定佐殿にこそと覺ゆ、あれを追へとぞ下知しける。大場見遣て、彼も佐殿にてはおはせず、いかにも臥木の底不審也、斧鉞を取寄て、切破て見べしと云ひけるが、其も時刻を移すべし、よし〳〵景親入て搜てみんとて、臥木より飛下て、弓脇ばさみ太刀に手かけて、天河の中に入んとしけるを、平三立塞り、太刀に手懸て云けるは、やゝ大場殿、當時平家の御代也、源氏軍に負て落ちぬ、誰人か源氏の大將軍の頸取て、平家の見參に入て、世にあらんと思はぬ者有べきか、御邊に劣て此臥木を搜すべきか、景時に不審をなしてさがさんと宣はば、我々二心ある者とや、兼て人の隱たらんに、かく甲の鉢弓のはずに、蜘蛛の糸懸べしや、此を猶も不審して思けがされんには、生ても面目なし、誰人にもさがさすまじ、此上に推てさがす人あらば、思切なん景時はと云ければ、大場もさすが不レ入けるが、猶も心にかゝりて、弓を差入て打振つゝ、からり〳〵と二三度さぐり廻ければ、佐殿の鎧の袖にぞ當ける。深く八幡大菩薩を祈念し給ける驗にや、臥木の中より山鳩二羽飛出て、はた〳〵と羽打して出たりけるにこそ、佐殿内におはせんには、鳩有まじとは思けれ共、いかにも不審也ければ、

兵衛佐頼朝
石橋山合戦
伏木隠

山蹈—山中を蹈分く

弓矢の冥加云々—景時が武運を守護下さるべし

給ひけり。田代冠者は、矢種既につきぬ、佐殿今は遙に落延給ひぬらんと思ひければ、木より飛下て、跡目に附て落給ひ、同臥木の天河にぞ入りにける。田代佐殿に頰を合せて、いかゞすべきと歎處に、大場曾我俣野梶原三千騎山蹈して、木の本萱の中に亂散て尋けれ共不レ見けり。大場臥木の上に登て、弓杖をつき蹈またがりて、正く佐殿は此までおはしつる物を、臥木不審なり、空に入りて捜せ者共と下知しけるに、大場がいとこに平三景時進出て、弓脇にはさみ、太刀に手かけて、臥木の中につと入、佐殿と景時と眞向て、互に眼を見合たり。佐殿は今は限りなり、景時が手に懸ぬと覺しければ、急ぎ案じて降をや乞、自害をやすると覺しけるが、いかゞ景時程の者に降をば乞べき、自害と思ひ定めて腰の刀に手をかけ給ふ。景時哀に見奉りて、暫く相待給へ、助け奉るべし、軍に勝給ひたらば公忘れ給な、若又敵の手に懸給ひたらば、草の陰までも景時が弓矢の冥加と守給へと申も果ねば、蜘蛛の糸さと天河に引たりけり。景時不思議と思ひければ、彼蜘蛛の糸を、弓の筈甲の鉢に引懸て、暇申て臥木の口へ出にけり。佐殿然るべき事と覺しながら、掌をあはせ、景時が後貌を三度拜して、我世にあらば其恩を忘れじ、縱ひ亡たり共、七代までは守らんとぞ心中に誓はれける。後に思へば、景時が爲には忝とぞ覺えたる。平三臥木

曹沫―魯人莊公の勇臣也、柯の會に沫齊桓公を刼して其侵地を復す

天河―朽穴を喩へて言へり

るは、軍の習、或は敵を落し或は敵に落さるゝ是定れる事也、一度軍を敵に被レ敗、永く命を失ふ道やはあるべき、爰に集り居て、敵にあなづられて命を失はん事、愚なるに非ずや、昔范蠡不レ徇二會稽之恥一畢復二勾踐之讎一、曹沫不レ死二三敗之辱一、已報二魯國之羞一、此を遁れ出て、大事を成立てたらんこそ兵法には叶ふべけれ、いかにも多勢にては不レ可二遁得一、各心に任て落べし、頼朝山を出て、安房上總へ越ぬと聞えば、其時急尋來給ふべしと、言を盡て宣へば、道理遁れ難して、各思々にぞ落行ける。北條四郎は、甲斐國へぞ越にける。兵衛佐殿に相從て山に籠ける者は、土肥次郎實平、同男遠平、新開次郎忠氏、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義實、藤九郎盛長也。兵衛佐は、軍兵ちり〴〵に成て、臥木の天河に隱れ入にけり。其日の裝束には、赤地の錦の直垂に、赤威の鎧著て、臥木の端近く居給へり。すそ金物には、銀の蝶の丸をきびしく打たりければ、殊にかゞやきてぞ見えける。其中に藤九郎盛長申けるは、盛長承り傳へ侍り、昔後朱雀院御宇天喜年中に、御先祖伊豫守殿、貞任宗任を被レ責けるに、官兵多く討れて落給ひけるに、僅に七騎にて山に籠給ひけり、王事母レ盬、終に逆賊を亡して四海を靡し給ひけり、今日の御有樣、昔に相違なし、吉例也と申ければ、兵衛佐も憑もしく覺して、八幡大菩薩をぞ心の内には念じ

那卷 第二十一

○兵衛佐殿隱ニ臥木一附梶原助ニ佐殿一事

兵衛佐殿は、土肥杉山を守て、搔分々々落給ふ。伴には、土肥次郎實平、北條四郎時政、岡崎四郎義眞、土肥彌太郎遠平、懷島平權守景能、藤九郎盛長已下の輩、相隨て落給ひけるを、大場、曾我案內者として、三千餘騎にて追懸たり。杉山は分內狹き所にて、忍び隱るべき樣なし。田代冠者信綱は大將を延さんとて、高木の上に昇て、引取々々散々に射る。敵三千餘騎、田代に被レ防て左右なく山にも入らざりけり。其隙に佐殿は、鵐の岩屋と云谷におり下り見廻せば、七八人が程入ぬべき大なる臥木あり。暫く此に休て息をぞ續給ひける。去程に御方の者共多く跡目に附いて來り集る。爰に佐殿仰けるは、敵は大勢也、而も大場、曾我案內者にて、山踏して相尋ぬべし、されば大勢悪かりなん、散々に忍び給へ、世にあらば互に尋ねたづぬべしと宣へば、兵者我等既に日本國を敵に受たり、遁べき身に非ず、兎にも角にも一所にこそと各返事申しければ、兵衛佐重て宣ひけ

を返し、佐殿を奉レ延、彼は死して名を遺、是は生て預レ恩、異國本朝かはれ共、ためしは實に一つなりけり。

紀信が事―漢高祖三年の條に見ゆ

で切下ければ、大場が大勢坂を下り被追返、此間に深杉山にこそ籠給へ、高綱跡目に附て奉尋逢たりければ、佐殿の仰には、汝が依忠節難遁命を全せり、世を打取んに於ては、必半分を分給べしとぞ仰ける。古人いへる事あり、疲たる兵の再び戰ふをば一人當千といへり、何況乎佐々木疲れて七箇度の戰をや、されば世靜て後、七箇度の忠を感じて、備前、安藝、周防、因幡、伯耆、日向、出雲七箇國を給たりけれ共、高綱は杉山に入給ひし時は、日本半國とこそ約束は有しに、七箇國數ならずとて、代を恨て髻切て、高野山にぞ籠にける。善にも惡にも、猛かりける心なり。昔楚國の項羽と、漢朝の高祖と諍位戰ひけるに、項羽は多勢也、高祖は小勢なり。去共合戰牛角にして無勝負。項羽を討せんが爲に、高祖楚國へ入と聞えければ、楚國の大勢悅て高祖を待。高祖は革車に乘て官兵を從たり。項羽が兵の被圍多勢、高祖難遁かりけるに、紀信と云者、高祖の車に乘替つて帝を奉逃、我は是高祖也と名乘ければ、敵誠と思ひつゝ、革車を圍て是を搦見れば、高祖には非ず、紀信と云者なり。項羽是を捕て、隨我降人にならば赦さんと云ければ、忠臣は不仕二主、男士不得詔言云て從はざりければ、兵革車に火を付て、紀信をぞ燒死しける。佐々木四郎高綱も、此事を思ひけるにや、姓名を給て敵

延給ぬ—落延給ぬ

○高綱賜姓名附紀信假高祖名事

兵衛佐殿、又射殘し給たりける箭を取て番ひ、既に引かんとし給けるに、佐々木四郎高綱矢面に塞りて、大將軍たる人の、左右なく弓を引矢を放事侍らず、御伴の者共一人もあらん程は、輕々敷事有べからず、郎等乘替其詮也、とく／＼延給へ、定綱高綱兄弟御身近侍り、可禦矢仕、但姓名給らんと云ければ、佐殿子細にや、暫高綱に預給ふと宣へば、佐々木姓名を給て、弓矢取て番ひ、坂を下に向て、大音揚て名乘。清和帝の第六皇子貞純親王の苗裔、多田新發意滿仲の後胤、八幡太郎義家に三代の孫子、左馬頭義朝の三男、前右兵衛權佐源頼朝爰にあり、東國の奴原は、先祖重代の家人等也、馬に乘ながら御前近參條狼藉也、奇怪也、罷退と云かけて、暫し堅て態と馬をぞ射たりけり。先陣に進ける大場が童、馬の太腹を射通たれば、如返屏風馬は山の細道に横ざまに倒臥、童は馬に敷れたり。道狹ければ乘越進て上者なし。馬を取除童を起んとする程に、佐殿遥に延給ぬ。其後大場逼すな者共とて打て上けるを、定綱高綱兄弟返合て散々に防戰。矢種も盡ければ、四郎高綱兄弟、太刀を拔坂を下に返合々々、七箇度ま

兩虎相戰―史記に、兩虎相鬪勢不㆓倶生㆒とあり

緖白馬―少しく赤味を帶びたる月毛の馬

勳功の云々―實は背叛の罰也

愛の命を絶ん事悲さに、暫く案じける間に、茂光は腹搔切て臥にけり。田代冠者信綱は、茂光には孫子也けるが、心剛に身健也けり。祖父が自害を見て、つと寄頸搔落して、其孝養し給へとて、伯父狩野五郎に與へけり。親光冑の袖に引隱して、泣々山に登けり。北條次郎宗時、新田次郎忠俊、馬の鼻を返して戰ける程に、甲斐國住人平井冠者義直と、伊豆國住人新田次郎忠俊と馳竝て、組で落差違て死にけり。北條次郎宗時は、波打ぎはを歩せ落けるを、伊豆五郎助久、係竝て取組んで落にけり。兩虎相戰て、互に亡「命留」名けり。兵衞佐は尙も延やり給はざりけるを、大場三郎景親、佐々木五郎義淸等、大勢にて先陣に進て追懸たり。佐々木五郎義淸は、大場三郎が妹聟に也ければ、景親が勢にぞ打具したる。緖白馬に赤皮威の鎧著て、いちじるくこそ見え渡れ。兄の四郎高綱申ける、義淸慥に承れ、父の秀義は、故六條判官殿に父子の儀をなされ奉りて、御子孫の今までも憑みたのまれ奉る、依」之兄弟四人御方にあり、汝一人一門を引分て、思係ぬ大場が尻舞いと珍し、勳功の賞には他人の手に懸べからずと云けれ共、存ずる旨の有けるにや、是非の返事はせざりけり。大場三郎も佐々木五郎も鞭を打てぞ責懸ける。大場が童某葦毛馬に乘る、間近程に責付たり。

と云本文あり。

○楚效荊保事

昔大國に楚效と云ふ者あり、若して父に後て母と共に在けるが、園内に庵を造て、寡なる母を居置て養ふ程に、母つれ〲を慰まんとて、忍て男に通ひつゝ年月を送る。園内に深き塹あり、往還の通路也。楚效母が志を知ゆゑに、心安往來せん事を思て、彼塹に橋を亙す。母が爲には孝子とこそ云べきに、子が知事を恥、竊に家を出て自死したりけるをば、子不孝といへり。又荊保と云者ありき、家貧して父を養けるが、飢饉の歲にあひて、父が命を難助かりければ、父と共に隣國に行て、他の財を刧して盜て歸けるを、家主人を集て是を追。父子二人逃走る事、鼠の猫に合が如し。子は盛にして先立て逃る、父は衰て走事遲。父垣の中をくゞり迯るに、首をば出して足をば捕られたり。荊保立かへりて、父が恥みん事を悲て、劍を拔て其頸を切て、持て家に歸たりけるをば、時の人稱して孝養の子と云ひける也。公藤介も、甲斐なき敵に首を取られて恥をみんよりは、疾く切れ〱と云ひけれ共、父が命を蒙上は、孝養の子にこそ有べけれ共、恩

逆罪―親を殺すは五逆十惡の第一

前輪を馬の背係て射渡し給へり。馬頻に騂ければ、荻野馬より落。三の矢に彦太郎が馬の胸帶盡射させて、是も馬はねければ、足を越てぞ立たりける。伊豆國住人宇佐比三郎助茂馳參て兵衛佐殿の前に指塞りて、昔より大將軍の戰なき事に侍り、疾々引給へと申。防箭射者の無ればこそと宣ふ時、相摸國住人飯田三郎家能馳來て、よき箭三射ける程に、杉山へこそ懸給へ、軍兵皆山峨々として登がたかりければ、鎧に太刀ばかり帶て、此彼より落上けり。伊豆國住人澤六郎宗家是にして討れぬ。同國住人公藤介茂光は、如法肥太たる男也。惡所に懸て身苦く、氣絶て登りやらず、伴したりける子息の狩野五郎親光に云けるは、此山烈くして落延がたし、一定敵に討れぬと覺ゆ、人手に懸ずして我が頸を切れ、佐殿は末憑しき人ぞ、構て二心なく奉公して奉レ助と云。親光恩愛の名殘を憐て、肩に引懸上けれ共、我身だにも行き兼たるに、父をさへ角しければ更に延びえず、公藤介は、やをれ親光よ、我育んとて父子共に人手に懸て、兎角いはれん事、無き跡までも心憂かるべし、敵は既に近付きたり、只急ぎ我頸を切て孝養せよ、全く逆罪に成まじ、急げ〳〵と云けれ共、さこそ父が命也とも、爭か逆罪を造るべきとや思ひけん、左右なく太刀をば不レ拔けり。父が頸を害するは孝子也、母が橋をわたすは不孝也

まさなくも―宜しからざる義

あらば、與一が後世をば弔べしと被仰ければ、岡崎は縦五人十人の子をば失侍るとも、君だに御世に立給はば、其こそ本意に候へと心強くは云けれ共、流石恩愛の道なれば、鎧の袖をぞぬらしける。與一家安討れて後は、源平互に入替々々終夜戰けるが、軍兵もはや疲ぬ、敵は大勢也、今はいかにも難叶とて、曉方に佐殿の勢は土肥を差てぞ落行ける。兵衛佐も縦引共、矢一射て落んとて後陣にさがり、返合せよ〱と下知し給ふ。是を聞て三浦の太田次郎義久、加藤次景廉、三崎の堀口と云所に下り塞散々に戰ふ。敵は數千ありけれども、道狹ければ二騎三騎づつ寄けるを、引つめ〱射、是にぞ多く被射ける。矢種盡ければ、義久景廉引退けり。

○公藤介自害事

八月廿四日辰刻には、兵衛佐殿、上の杉山へ引給ふ。荻野五郎季重兄弟子息五騎にて奉追係申けるは、此先に落給は、大將軍とこそ見え給へ、まさなくも後をば見せ給者哉、無益の謀叛發して、源氏の名折給ぬ、返し給へ〱とて馳來。佐殿不安思給ければ、唯一人留て、一の矢番て射給へば、荻野が弓手の草摺縫樣に射こまれたり。二の矢に鞍の

うでくび云｜前に見ゆ

尻舞して｜尻馬に乗る

たばふ｜惜む事、大切にする

の住人澁谷庄司重國、角云は誰そと問。佐奈田殿の郎等に、文三家安と答。重國申けるは、あゝあたら詞を主にいはせで、人がましきと云。家安は惡き殿の詞哉、げに人の郎等は人ならず、去共家安主は二人とらず、他人の門へ足踏入ず、うでくび取て不追從殿こそ實の人よ、桓武帝苗裔、高望王の後胤、秩父の末葉と名乘ながら、一方の大將軍をだにもし給はで、不思寄大場三郎が尻舞して、迷行給ふをぞ人とはいはぬ、家安人ならず共、押竝て組給へかし、手の程みせ奉らんと云たりければ、敵も味方もどつと笑ふ。重國由なき詞つかひて、苦返てぞ聞えける。家安は秩父の一門に、稻毛三郎が手に合て戰けり。重成申けるは、やをれ文三よ、已が主の與一は討れぬ、今は誰をか可育、にげよ助けんと云。文三申けるは、やゝ稻毛殿、家安は幼少より軍には蒐組と云事は習たれ共、迯隱と云事は未知、主の死ればとて迯んは、御邊の郎等をば何にかはし給べき、まさなき殿の詞哉、與一殿討れ給ぬと聞て後は、誰ゆゑ身をばたばふべき、迯よと宣はんよりは、押竝て組給へかしと進てければ、稻毛三郎が郎等、押阻々々戰けり。家安分捕八人して、討死してこそ失にけれ、譽ぬ者こそなかりけれ。岡崎四郎、兵衞佐殿に、與一冠者こそ討れ候けれと申せば、佐殿は、穴無慙やよき若者を、頼朝もし世に

くりかた―鞘の鍔元に孔を穿ち是に下緒を通す、此孔を栗形といふ

尾―嶺

らはれぬと思て、右の足を揚げて長尾をむずと蹈、ふまれて下りに弓長三杖ばかり、とゞ走て倒にけり。其間に與一刀を抜て、俣野が首をかく。搔共々々不レ切、指共々々透らず。與一刀を持揚げて雲透に見れば、さや巻のくりかたかけて、鞘ながら抜たりけり。鞘尻くはへてぬかん〳〵としけれ共、運の極の悲さは、岡部彌次郎が首切りたりける刀を不レ拭さやに差たれば、血詰して抜ざりけり。長尾新五が弟に新六落合て、與一が胡籙の間にひたと乘得て、甲のてへんを引仰て頸をかく、無慙と云も疎也。俣野を引起して、いかに手や負たると問へば、くびこそ重覺ゆると云。頸をさぐればぬれ〳〵とあり。手負たるにこそとて、與一が刀を見れば、鞘尻一寸ばかり碎たり。つよく指たりと覺たり。其後俣野は軍はせず、佐奈田與一は、俣野五郎止めたりと叫ければ、源氏方には惜みけり、平家方には是を悦けり。文三家安は、大勢に被二推隔一、主の與一が討れたるをば不レ知けり。一所にていかにも成んと主を尋て走廻けれども、敵は山に滿々たり、尾は一隔たり、死生のゆくへ不レ知。高聲に云けるは、東八箇國の殿原は、誰か源氏重代の非二御家人一、平家追討の院宣を下さるゝ上は、今は兵衞佐殿の御代ぞかし、源氏の御繁昌今にあり、明日は殿原悔給べし、矢をも一筋放ぬさきに、參候へかしとぞ訇ける。相摸國

裾金物—菱縫板の左右中に附けたる金物

息突—息のはづめる也

方も見えわかず、與一も何哉らんといへば、與一が鎧はすそ金物の、殊にきらめきて馬の毛も白かりき、白き縄を懸たりつれば、験かりつる也と教。俣野歩せ出す、與一馬に引れて近付たり。俣野敵のよすると思ければ、佐奈田與一義貞と名乗つるは落ぬるかと叫けり。無下に近かりければ、義貞こゝにあり聞は誰。俣野五郎景尙と名乗や遅、押竝て馬の間へ落重る。上に成下になり、駻返持返、山のそばを下りに大道まで四段計ぞころびたる。今一返もころびなば、互に海へは入なまし。俣野は大力と聞に、いかゞしたりけん下に被推付てうつぶしに臥、頭は下に足は上に、起ん〳〵としけれ共、俣野力なかりける。與一は上にひたと乗得て、義貞敵に組たり、落重れ〳〵と叫けれ共、家安を始として郎等共、押隔てられてつゞく者なし。俣野今は叶はじと思て、景尙佐奈田に組たり、つゞけや〳〵と叫びけるに、長尾新五聲に付て落合て、上や敵下や敵と問。與一は上に乗ながら、角宣ふは長尾殿歟、上ぞ景尙、下ぞ與一、謬し給なと云。俣野下にて、上ぞ與一下ぞ景尙、誤すなと云。頭は一所にあり、くらさはくらし、音は息突て分明に不聞分、上よ下よと論じければ、思佗てぞ立たりける。俣野穴不覺の殿や、音にても聞知なん、鎧の毛をも捜給へかしと云、長尾誠にと思て、鎧の毛をぞ捜りける。與一あ

鹿待處の狸―案外に獲物の小なるを云ふ
瓠―ひさご
水付―銜端の手綱を著くる所

彌次郎、與一に組んと志て、鹿毛なる馬に乘て馳來る。與一は岡部とは思よらず、大場歟、俣野かと思馳よりて、甲のてへんに手を打入て、鞍の前つ輪に引付て、頸を掻取上。雲透に見れば、思敵にはあらずして岡部彌次郎也。穴無慙や鹿待處の狸とは此事にや、なにしに來て義貞に討るらんとて、首をば谷へぞ拋入ける。與一が乘たる馬は、白葦毛太逞が、七寸に餘て鼻のさき瓠の花の如く白かりければ、名をば夕貌と云ひ、東國一の強馬也。もと三浦介が許に有けるが、餘に強て輙乘者もなかりけるを、岡崎所望して乘けるが、それも進退し煩たりけるに、與一計ぞ乘隨たりける。去共岡崎持和て三浦へ返たれば、本の栖へ歸たりとて都返りと名付たり。佐奈田折節馬なくて又乞返たれば、古巢へ歸たりとて鶯共呼けり。元來つよき馬也けれ共、己が力を憑つゝ、出雲轡の大なるに、手綱二筋より合てぞ乘たりける。岡部彌次郎が頸切ける時、鎧武者の身の落るに驚て、つと出て走行。猿物ぞと心得て、引留んくとしけれ共、此馬の癖として、口をば主に打くれて、胸にて走馬也けり。猶留んと引程に、手綱三に切れければ、左右の水付とらへたり。左右の水付引もぎて、心の儘に引て行。大場三郎は弟の俣野五郎に、構て與一に組給へ、景親も目に懸らばくまんずるぞと云。俣野は餘に暗て敵も味

装束毛早―装束の華やかなる事

雨は云々―平家祇園女御の條には、ゐにゐでとあり、共に甚雨の義ならん

に打出ければ、佐殿は義貞が装束毛早に見ゆ、著替よかしと宣へば、與一は弓矢取身の晴振舞、軍場に過たる事候ふまじ、尤欣處に侍とて、十五騎の勢を相具して進出て申けるは、源氏世を取給ふべき軍の先陣給て、莵出たるを誰とか思ふ、音にも聞らん目にも見よ、三浦介義明の弟に、本は三浦悪四郎、今は岡崎四郎義眞、其嫡子に佐奈田與一義貞、生年廿五、我と思はん人々は、組や〳〵とて叫でかく。弓手は海、妻手は山、暗さはくらし、雨はいにいで降、道は狭し、馬に任てぞかけ行ける。平家方より、與一は能敵ぞ、あますなとて進者共には、大場三郎景親、俣野五郎景尙、長尾新五、新六、八木下五郎、漢揚五郎、荻野五郎、曾我太郎、原宗四郎、澁谷庄司、瀧口三郎、稻毛三郎、久下權頭、淺間三郎、廣瀨太郎、岡部六彌太、同彌次郎、熊谷次郎等を先として、究竟の兵七十三騎、佐奈田一人に組んとて、我先々々にとはやれ共、闇さはくらし道は狭し、馬次第にぞ打つたりける。廿三日の誰彼時の事なれば、敵も味方も見え分ず、與一は文三を呼て、家安慥に聞、我は相構て大場俣野が間に組んと思也、くむ程ならば急落合て敵の頸をとれ、此間の勞に無力覺れば、兼て云ぞと云。文三誰もさこそ存候へ、殿の大場にくみ給はば、家安は俣野、我大場に組候はば、殿は俣野にくみ給へとて進處に、岡部の

世にあらば―子供等が世に成出たらば

小竹矯―竹葉を以て矧いだる矢

草鹿―草にて鹿の形を作り射術練習の的とする物

ぬと聞給ひなば、母御前女房の御歎こそ思殘奉れ、縱我死たり共、世のしづまらん程は、二人の稚者をば、いかならん野の末山の奥にも隱置て、佐殿世に立給たらん時、先祖なれば岡崎と佐奈田とをば申給ひて、兄弟に知せてたび候へ、さては女房も子共が後見して御座せ、佛に花香進て、後の世弔給へ、父岡崎殿も佐殿の御伴なれば、軍の習ひ生死を知らず、女姓は何事か有べきなれば、角申置也と慥に云傳べし、又汝も少き者共不便に生立て、世にあらば憑め世になくば憐て、義貞が形見とも思へなど云ければ、文三申けるは、殿の二歲の時より、家安親代と成て、夜は胸にかゝへ奉りて夜通勞、晝は肩にのせ終日に奉育、早く成人し給て、人に勝れ給はん事を願き、五六歲に成給しかば、竹の小弓に小竹矯の矢、的、草鹿、兎こそ射れ角こそ射れ、馬に乘ては兎こそ馳れ角こそ馳れと教へ奉生立、殿は今年廿五、家安五十七に罷成る、若き人だに主命とて先陣を蒐て死なんと宣ふ、殿を見捨て家安が生殘りては何にかせん、又人のいはん事こそ恥しけれ、佐奈田與一の最後には、恥ある郎等身にそはず、文三家安が幾程命を生んとてか、最後の軍に主を捨てて迯たりけりと申さん事も口惜し、死なば一所の討死也、左樣の事をば誰にも仰られよかしとて、三郎丸と云童を招寄て、申含て遣けり。與一既

趙武―祈奚の事と共に左傳史記等に出づ

肩白冑―袖の上方二段を白くしたる鎧

まぬ者やは侍るべき、親の身にて申事、人の嘲を顧ざるに似たれ共、存る處を申さざらんも還つて又私あるに似たるべし、義貞は此間大事の所勞仕て、未力つかずや侍らめ共、心しぶとき奴にて、弓箭取ては等倫に劣るべからず、其器に侍り、被㆓仰含㆒べきかと申ければ、兵衛佐宣けるは、趙武擧以㆓私讎㆒、祈奚薦以㆓己子㆒せり、忠有て私無には、或は敵を擧し、或は子を薦事、皆合㆑義合㆑法。義貞を召てけり。與一其日の裝束には、青地錦直垂に、赤威肩白冑のすそ金物打たるを著て、妻黑の箭負、長覆輪の劒を帶けり。折烏帽子を引立て、弓を平め跪きて、將軍の前に平伏せり。白葦毛なる馬をぞ引せたる。其體あたりを拂てぞ見えける。今日の撰にあへる、誠にゆゝしく見えし。兵衛佐、佐奈田に宣けるは、大場俣野は名ある奴原也、今日の軍の先陣仕て、彼等二人が間にくめ、源氏の軍の手合也、高名せよとぞ宣ひける。與一蒙㆑仰畏て御前を立、郎等に文三家安と云者を招寄て、義貞が母又子共が母にも語べしとて云けるは、一昨日打出しを最後と思給ふべし、兵衛佐殿今度の軍の先陣勤よと直に仰たびたれば、多の人の中に擇ばれたる事、弓矢取身の面目也、されば命を限に戰んずれば、生て再び歸る事よもあらじ、兼て角と知侍らば、何事も申置べかりけり、其事今は力なし、我討れ

かさこそ少なけれ、實に誰かは隨ひ奉るべき、只心にくき體にて落給へかし、命ばかり生け申さんと云。北條又申しけるは、景親は先祖は具に知たりけり、いかに口は口、心は心と、三代相傳の君に敵し申ぞ、忠臣は二君に不レ仕と云事あり、其上奉レ向二十善帝王一院宣を係レ蹄、弓矢を放たん事、冥加の程齎し、背二勅命一者は劔を歩が如と云にや、旁以無益の事也、唯急參れと云。大場重て申、先祖は誠に主君、但昔は昔今は今、恩こそ主よ、源氏は朝敵と成給て後は、我身一人の置所なし、家人の恩までは沙汰の外也、景親は平家の御恩を蒙事如二海山一高深、不レ知レ恩は木石也、何ぞ世になき主を顧みて今の可レ忘レ恩、勇士は如レ諂と云事あり、只今追落たてまつるべき也とて、三千餘騎我も我もと勇けり。北條又申けるは、欲は身を失といへり、まさなき大場が詞哉、一旦の恩に耽て、重代の主を捨んとや、弓矢取身は言ば一も不レ輙、生ても死ても名こそ惜けれ、景親よ、權五郎景政が末葉と名乘ながら、先祖の首に血をあやす、欲心の程こそ不當なれと云ければ、敵も味方も道理なれば、一度にどつとぞ笑ける。兵衛佐殿仰に、武藏相摸に聞ゆる者共は、皆在と覺ゆ、中にも大場俣野兄弟先陣と見えたり、此等に誰をか與すべきと宣へば、岡崎四郎義眞申けるは、弓箭を取て戰場に出る程の者、敵一人にく

忠臣云々―前出

あやす―流しかけて汚す

太上法皇―太上は無上の義也、後白河院

後勘―後々の御勘當

王事無脆―詩經に出づ

蔑にす、依レ之早彼一門を追討して、可レ奉レ休ニ逆鱗一由太上法皇の院宣を被レ下たり、錦の袋に納て御旗の頭に挾み給へり、且は可レ奉レ拜、されば佐殿こそ日本の大將軍よ、平家こそ今は朝家の賊徒よ、綸言之上は、戮誅不レ可レ廻ニ時刻一處に、彼家人と號する輩依レ有レ之、先其黨類を追討して後花洛に上り、逆臣を可レ被レ誅也、景親慥に承れ、故八幡殿奥州の貞任宗任を被レ攻より以來、東國之輩代々相續て、誰人か君の御家人にあらざる、隨て景親も父祖相傳の者也、馬に乘ながら子細を申條奇怪也、後勘兼て可レ不レ顧歟、下て可レ申也、御伴には時政父子一人も不レ漏、佐々木太郎定綱兄弟四人、加藤太光胤兄弟と、澤六郎、近藤七、新田七郎父子、城平太、小中太、公藤介父子、土肥次郎父子、新開荒太郎、土屋三郎、岡崎四郎と其子與一、懷島豐田次郎等侍らふ也、其外の人々、國々より任ニ院宣一御教書に付て、夜を日に繼で馳參、王事無レ脆、八虐の凶徒に詔て後悔すな、速に甲を脫手を合て可レ參也といへば、大場重て申けるは、昔八幡殿後三年の軍の御伴して、出羽國仙北の金澤城被レ責時、十六歲にて先陣を蒐け、右の目を射させて答の矢を射、其敵を討捕て甲を其場に施し、名を後代に留し鎌倉權五郎景政が末葉、大場三郎景親大將軍として、兄弟親類已下三千餘騎也、是程の大事を思立給ながら、勢の

鳴矢―大鏑の孔八つなる物

蟷螂云々―荘子天地篇、文選等に所見多し

重成進出て、日既に晩ぬ、夜軍は敵御方不二見分一、去ば明日を期すべきやらんと申ければ、大場申けるは、明日を相待ならば、敵に大勢付重て、輙く難二攻落一、後には三浦の者共馳來也、兩方を禦ん事ゆゝしき大事也、道狹して足立惡き城なれば、小勢におはする時佐殿を追落して、明日は一向三浦に向て勝負すべきと申す。此儀然べきとて、三千餘騎聲を調て時を造る。佐殿も同時を合て鳴矢を射通しければ、山神答て、敵も味方も大勢とこそ聞えけれ。大場進出て、弓杖を突、鐙蹈張立上て、抑平家は桓武帝の御苗裔葛原親王御後胤として、代々蒙二將軍宣一、遙に朝家の御守たり、天下の逆亂を和げ、海内の賊徒を隨へ、武勇の名勝二他家一、弓矢の譽傳二當家一、就レ中太政入道殿、保元平治の凶賊を鎭治しより以來、公家の重臣として其身太政大臣に昇、子孫兼官兼職に御座す、一天重レ之、萬民誰か輕しめん、依レ之南海西海の鱗に至まで隨二其威應一、東國北國の民何ぞ可レ奉二忽緒一、爰に今たやすくも奉レ傾二平家御代一との合戰の企誰人ぞ、恐くは蟷螂の手を擧て向二龍車一喩かは、名乘々々とぞ攻たりける。北條四郎歩せ出して、汝不レ知哉、我君は是淸和天皇第六皇子、貞純親王の御子六孫王より七代の後胤、八幡殿の四代の御孫、前右兵衞權佐殿ぞかし、傍若無人の景親が申狀頗尾籠也、平家は惡行身に餘て朝威を

○石橋合戰事

八月廿二日には、兵衛佐北條佐々木を先として、伊豆相摸二箇國の住人同意の輩、三百餘騎を引具して、早川尻に陣を取。早川黨進出て、爰は軍場には惡く侍り、湯本の方より敵山を越て後を打圍、中に取籠られなばゆゝしき大事なり、更に一人も難遁と申ければ、其より米嚼石橋と云所に移て陣を取、上の山の腰に垣楯をかき、下の大道を切塞で引籠る。此事角と聞えければ、大場三郎景親は武藏相摸の勢を招、相從輩、舍弟俣野五郎景尙、長尾新五、同新六、八木下五郎、漢揚五郎以下、鎌倉黨は一人も不漏、海老名源八權頭季定、子息の荻野五郎季重、同彥太郎、同小太郎、河村三郎能秀、曾我太郎祐信、佐々木五郎義清、澁谷庄司重國、山内瀧口三郎經俊、同四郎、稻毛三郎重成、久下の權頭直光、子息次郎實光、熊谷次郎直實、岡部六彌太忠澄、淺間三郎、廣瀬太郎、笠間三郎等を始として、宗徒の者共三百餘騎、家子郎等相具して三千餘騎也。同廿三日の辰時には、大場三郎景親大將軍として、三千餘騎を相具して、石橋の城に押寄、谷を前に隔て、海を後に當て陣を取、落日西山に傾て、其日も既に暮なんとす。稻毛三郎

臼が趙武を輔翼せし故事

魯連―魯仲連燕軍を退くる事史記戰國策等に出づ

色胥―文字に誤あるべし

功、彰譽於四方、奮名於百代けり。藤九郎盛長其より下總に越て、千葉介に相觸たり。院宣の案御教書披見て、此事上總介に申合て、是より御返事申べしとて盛長を返す。千葉介が嫡子小太郎は生年十七に成けるが、折節鷹狩に出て歸けるが、道にて盛長に行合たり。互に馬を引へて對面して、如何にと問。盛長しか〴〵と答たり。小太郎不心得思て、盛長を相具して館に歸り、向父云けるは、恐ある事に候へ共、院宣の上御教書成侍ぬ、先度の御催促に參上の由御返事申されぬ、其上上總介に隨たる非御身、彼が參らばまゐらん、不參ば參らじと仰候べき歟、全不可依其下知、只急度可參由御返事申させ給ふべしと云ければ、賢々しく計者哉と思て、實に可然とて、可參と御返事申けり。其より上總介に相觸ければ、生て此事を奉る、身の幸にあらずや、忠を表し名を留ん事、此時にありとぞ申ける。昔魯連辯言以退燕色胥單辭以存楚、盛長已至使節於戰術、動三寸之舌、深蕩二人之心、經胤等振威勢於興衆窟、八箇國之兵遂治四夷之亂けり。夫辯士は國之良藥、智者は朝之明鏡也といへり、此事誠哉。各馳向はんとしけれ共、廻れば渡あまたあり、直には海を隔たり、八月下旬の比なれば、浪荒風烈して、心の外にぞ遲參しける。

廿一年云々｜廾一日といふ文字より來れるか

子細にや｜仔細にや及ぶべきの略

晏嬰｜晏平仲が事

程嬰｜及杵

原十郎義連、和田太郎義盛、同次郎義茂、同三郎宗眞、多々良三郎義春、同四郎明季、佐野平太等を始として、郎等雜色に至まで催集て、是を拜しむ。各聞給へ、義明今年七十九、老病身を侵して、餘命旦暮を待、今此仰を蒙事、老後の悅也、我家の繁昌也、倩事の心を案ずるに、廿一年を一昔とす、それ過ぬれば、淵は瀨と成、瀨は淵となる、而を平家日本一州を押領して既に廿餘年、非分の官位任レ心、過分の俸祿思の如なり、梟惡年を積、狼藉日を重たり、其運末に臨で、滅亡期極れり、源氏繁昌の折節、何疑か有べし、一味同心して兵衞佐殿へ參べし、御冥加なくして討死し給はば、各首を竝べ奉りて、冥途の御伴仕れ、山賊海賊して死にたらば瑕瑾恥辱なるべし、相傳の主の逆臣追討の院宣を給て、軍し給はん御伴申て身を亡さん事、爲レ家爲レ君永代の面目也、佐殿又御冥加ありて世に立給ならば、子も孫も被二打殘一たらん輩は誇二恩賞一、などか繁昌せざるべきと申ければ、口々に子細にや〳〵とて皆憑もしげにぞ申ける。いか樣にも悅の御使なれば、可レ奉レ祝とて、酒肴尋常にして、馬一匹に太刀一振相副て引き、可二參上一仕一とて、內々其用意あり。義明敎訓之趣有レ義無レ私、有レ勇無レ戾ければ、聞者感レ之けり。昔晏嬰發二勇於崔杼一、程嬰顯二義於趙武一、今義明爲二賴朝一忽報二舊恩一、遂立二新

烏帽子に手綱─掛緒緩みてゆり動く事、原本に烏帽子子とあるは誤し

身もなき人─身分もなき流浪の人

に出給はば我をも憑給へとて、弟の豐田次郎景俊を相具して、佐殿へ參じ加りける也。大場は俣野五郎と二人平家に付ぬ。同國山内須藤刑部丞俊通が孫瀧口俊綱が子に、瀧口三郎利氏、同四郎利宗兄弟二人に相觸たり。折節一所に雙六打て居たり。烏帽子子に手綱うたせて筒手に把、御使にも不ㇾ憚、弟の四郎に向て云けるは、是聞給へ、人の至て貧に成ぬれば、あらぬ心もつき給けり、佐殿の當時の寸法を以て、平家の世をとらんとし給はん事は、いざ〳〵富士の峯と長け竝べ、猫の額の物を鼠の伺ふ喩へにや、身もなき人に同意せんと得申さじ、恐し〳〵、南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛とぞ嘲ける。利宗不ㇾ知二逆順之分一、不ㇾ辨二利害之用一、只恐二強大之敵一、忽背二眞舊之主一、口吐二妄言一、心無二誠信一、頗非二勇士之法一、偏似二狂人之體一けり。三浦介義明が許へ相觸たり。折節風氣ありて平臥したりけるが、佐殿の御使と聞て悅起て、白き淨衣に立烏帽子著て出合たり。廻文の御教書とて被ㇾ出たりければ、手洗嗽なんどして、御文披、老眼より淚をはら〳〵と流して申けるは、故左馬頭殿の御末は、果て給ひぬるやらんと心憂く思ひつるに、此殿ばかり生殘御座て、七十有餘の義明が世に、源氏の家を起し給はん事の嬉しさよ、唯是一身の悅也、子孫催し聚て御教書拜み奉るべしとて、三浦別當義澄、太田三郎義成、佐

參、相摸國には土肥次郎眞平、子息太郎遠平、岡崎四郎義眞、子息與一義貞、土屋三郎宗遠、同二郎義淸、中林太郎、同次郎、築井次郎義行、同八郎義安、新開荒太郎實重、平左近太郎爲重、多毛三郎義國、安田三郎明益等馳集る。廿日は兵衛佐彼輩を相具して、相摸の土肥へ越え給ひ、此にて軍の談義あり。眞平申けるは、軍は謀と申ながら、いかにも勢により侍るべし、先廻文の御教書を以て、御家人を召るべしと奉レ進ければ、然るべきとて、藤九郎盛長を使にて、院宣の案に佐殿の施行書を副へて方々へ觸遣はす。盛長是を給て、先相摸國住人波多野馬允に觸るゝに、良案じて是非の御返事不レ申、源平共に兼て勝負を知ざれば、後悔を存ずる故也。同國懷島の平權頭景義に相觸たり。此景義と申は、保元の合戰に、八郎爲朝に膝の節射られたる大場平太が事也。弟の三郎景親が許へ行て、かゝる院宣の案と御教書を給たり、和殿はいかゞ思と問ふに、景親申けるは、源氏は重代の主にて御座ば、尤可レ參なれ共、一年囚に成て既にきらるべかりしを、平家に奉レ被レ宥其恩如レ山、又東國の御後見し、妻子を養事も爭か可レ奉レ忘なれば、平家へこそと云。和殿は誠に平家の恩にて世にある人なれば、さもし給へ、景義は源氏へ參らんと存ず、但軍の勝負兼て難レ知、平家猶も榮え給はば和殿を憑べし、若又源氏世

法華云々―經を竟に通はして次の歌の如く讀めり

○小兒讀二諷誦一事

兼隆被レ討後日に追善あり。修行者を招請して唱導を勸けるに、色々の捧物に思々に志を載たり。其中に一紙の諷誦有、法華經開八巻心成佛身と計書たる諷誦あり。導師是を讀煩たりけるに、聽衆の中に五歳の小兒あり。此諷誦をよまんと云けるを、乳母いかにとしてかと制しけれ共、膝の上より顛下、高座の下に歩寄て、

法の花終にひらくる八牧には心佛の身とぞ成ぬる

と、不思議なりける事也。

○佐殿大場勢汰事

兵衞佐謀叛起し、兼隆判官討れぬと聞えければ、伊豆國には、公藤介茂光、子息狩野五郎親光、宇佐美平太、弟の平六、平三資茂、藤九郎盛長、藤内遠景、弟の六郎、新田四郎忠經、義藤房成尋、堀藤次親家、七郎武者宣親、中四郎惟重、中八惟平、橘次賴時、鮫島四郎宗房、近藤七國平、大江平次家秀、新藤次俊長、小中太光家、澤六郎宗家、城平太等馳

筆執云々―元は叡山の僧なるが今は兼隆の書記を勤め居たりし也

八牧―法華經八巻なれば是を八牧にかけていへり

に、甲の星二竝三竝切削、鴨居に鋒打立て、ぬかん〳〵とする處に傍の障子を蹈倒し、長刀の柄を取直して、腹巻がけに胸より背へ差貫、軈てとらへて頸を掻く。こゝに八牧を憑し筆執して有ける古山法師に某の注記と云けるが、萠黄糸威の腹巻に、三尺二寸の太刀を拔て飛で係ければ、景廉走違て長刀をしたゝかに打懸たり。左の肩より右の乳の間へ打さかれて、其儘軈て死にける。卽兼隆が頸片手に提、障子に火吹付て暫待て躍出。北條に向て仕たりとて、敵の首を捧たり。佐殿は遙に燒亡を見給ひて、景廉はや兼隆をば打てげり、門出能と獨言して悅び給ける處に、北條使を立て、八牧の判官は景廉に討れ候ひぬ、高名ゆゝしくこそと申たれば、神妙々々と感じ給へり。北條兼隆が頸を見て、

法華經の序品をだにもしらぬ身に八牧が末を見るぞ嬉しき

と、景廉は宵よりの仰也ければ、頸をば給たりける長刀に指貫、高らかに指上て參たり、ゆゝしくこそ見えけれ。佐殿大に悅びて、八牧が首を谷川の水にすゝがせて、長櫃のふたに置れて、一時是をぞ見給ける。謀叛の門出にさこそ嬉しく御座けめ。

しほで―胸當鞦を附くる爲に鞍の前後橋に各二ケ所の金具を打ちたる物

互に打物の上手にて、切たり請たり大庭を二度三度ぞ廻たる。加藤次は、角ては勝負急度あらじと思ひて態と請け、其隙を伺て吾太刀をば投捨てつと寄り、鎧草摺引寄て、得たりやおうとぞ組だりける。上に成下になりころびける程に、雨打際のくぼかりける所にて、關屋下に成、加藤次上に乘係て、押へて頸を搔てけり。首を太刀のさきに貫て、鬼神の樣に云つる關屋が頸景廉分捕にしたりやと云て抛出す。下部是を取て持たりけるを、北條乞取つて鞍のしほでにぞ付たりける。去程に景廉は太刀をば投捨て、下人に持せたる長刀を取、甲をしめしころを傾て、緣の上へつと上り侍を見入たれば、高燈臺に火白搔立たり、さしも人有とも見えず。景廉進入處に、狩衣の上に腹卷著たる男の、大の長刀の鞘はづして立向たりけるを、景廉走違樣にして、弓手の脇より妻手脇へ差貫て投臥たり。京家の者と覺えたり。軈て內へ攻入りて寢殿をさしのぞいて見れば額突あり。燈白く搔立て、障子を細目に開て、太刀の帶取五寸計引殘せり。見れば兼隆紺の小袖に上腹卷著て、太刀を額に當て膝付居て、敵つと入らばはたと切らんと覺しくて待懸たり。加藤次過せじとて、左右なくは不レ入、甲を脫いで長刀のさきに懸て、內へつと指入たり。待儲たる兼隆なれば、敵の入るぞと心得て、太刀を入てはたと切る。餘に強打程

十五束―拇指外の四指を竝べて一束とす

あげ巻―鎧の背部につけたる紐

事安事也、但我討れなば此軍鈍かるべし、佐殿を世に立奉らんと思に、汝景廉と名乗て敵の矢に中てえさせんや、さもあらば思事を云置け、更に違事有まじと云。洲崎是を聞て、我少きより殿に育れ奉て、難レ忘二其恩一、軍に出るよりして、命生べしと存ぜず、奉代べし、思事とては老たる母が事計、其は迚も乳の恩忘給はじなれば、よく育給へとて門の内に進入、伊勢國住人に、加藤判官の次男景廉是に在、關屋八郎と聞つるは、云つる言には似ず落ぬるかと云ひて、楯を前にさしかざして居たりけり。關屋然べきと悦て、三人張に大の中差取て番ひ、十五束よく引堅て放たれば、楯を通し、冑の胸板後のあげ巻へ射出たり。洲崎西枕に倒伏。死人を舁出して様々口説言して、今一度もの云へきかんと云けれ共、事切ぬれば藤次も涙を流して、汝が母をば疎にすべからず、草の陰にてもかがみよ、敵をば討てとらすべし、南無阿彌陀佛とて洲崎を閑所に抛置て、進入て云けるは、昔は加藤次は一人、今は源氏繁昌の御代と成て、加藤次と云者二人あり、關屋が音のしつるは落ぬるか、返合て組や〳〵とぞ呼りける。關屋是を聞て、敵のたばかるを不レ知して矢を放ける本意なさよ、人に詞を懸られてさて有るべきに非ずとて、甲の緒を強くしめ、三尺五寸の太刀を抜、いづくへか落べき、關屋爰に在とて、にこと咲て出合たり。

断の為に知れる事なくも秘すれば斯くいへる也

中差―箙の側面に差したる尖矢の稱

兵共櫓より下矢に射る、櫓の前は大堀也、橋を引たれば入事叶はず、互に堀を隔て遠矢に射れば、宵より今まで勝負なし、佐々木の人々は搦手に廻ぬ、時政は家子郎等散々に射られて、五六度まで引退て控へたりと云。加藤次申けるは、殿原は宵より軍に疲たるらん、休給へ、景廉荒手也、一當當て見べし、健ならん楯突を一人たび候へ、其外楯二三枚橋に渡さんとて取聚て、弓の替弦を以て筏に組堀に打入て、北條が雜色に源藤次と云男に楯つかせて歩立に成り、洲崎相具し、長刀をば下人に持せ、寄手の弓征矢乞取て、堀を渡り城内に進入、櫓の下にたゝずみたり。櫓に有ける者共も、宵より軍に疲ぬ、矢種も盡にければ、或落或内に入てなかりけり。門の戸を押開て攻入けるに、箭面に立たりける者三人大庭に射倒し、加藤次佐殿の雜色に下知しけるは、心苦思召つるに、先櫓と門とに火をさせと云ければ、雜色下知に依て火を差てけり。爰に武者一人進出て名乘けるは、河内國住人、石川郡の關屋八郎とは我事也、櫓の上にて射殘せる中差一筋こゝにあり、今夜夜討の大將軍は、北條、佐々木歟、土肥、〱土屋歟、加藤が黨か、名乘て我矢請取て名聞にせよと呼て内へ入ぬ。加藤次、門外に引退て、乳子を招て云けるは、關屋が詞聞つらん、彼が箭にあたらん者、命生る者有まじ、我其矢にあたらん

軍を進むー軍の士氣を鼓舞す

有の儘云々ー普通には自家功名蟹

損じぬるやらん覺し。折節人のなきに、景廉は是に候へと宣へば、加藤次不レ聞敢ニ穴心憂、不レ參ば知せ給まじかりける歟、世間も何となく忩々也つれば馳參れり、加樣の御大事を思召立けるに、など景廉には被ニ仰含一ざりけるやらん、殿中に人多候へば、我も我もとこそ存ずらめ共、加樣の夜討にはさすが景廉こそ侍べらめ、君に命を奉る、兼隆をば速に討て可レ進とて、傍若無人に申散して出る處に、佐殿景廉を呼返して、火威の鎧に白星の甲取具して、其上に夜討には太刀より柄長物よかるべし、是にて敵の首を取て進よとて、小長刀を給ふ。是は故左馬頭義朝の祕藏の物也けるを、流罪の時父が形見にも見んとて、池尼御前に申請て下給ひたりける也。銀の小蛭卷に目貫には螺を透して、義朝身を不レ放持れたりし寶物なれ共、且は軍を進んが爲、且は事の始を祝はんとおぼして給にけり。景廉是を給て、佐殿の雜色一人洲前三郎下人二人、已上五騎にて八牧城に推寄す。見れば時政南表に引退て扣へたり。景廉を見て、いかに御邊は、當時御勘當にて御座するにと問へば、俄に召て八牧が首貫て進よとて、御長刀を給れり、是を見給へとて指出。抑北條殿宵より寄給たれば、城の案内知給たるらん、有の儘に語給へ、私の軍に非ず、君の御大事也と云。時政城の內の構樣をば知ず、門より外に櫓あり、

きり—比類

そばひらみず—不詳、傍痹ます、又は傍偏見ずにて所謂傍若無人などの義にや

不審—何事か不都合ありて勘氣を受けたる也

が、父景貞に敵あり、平家の侍に伊藤と云者也。彼敵を殺して、本國には不安堵、東國に落下て、武藏國秩父を憑けれども、平家に恐て辭退之、千葉を憑といへども同恐て不置けり。伊豆國の公藤介を憑ければ、甲斐々々敷請取之、妹に合て爲用心憑置。其故は公藤介三戸次郎と云者と中惡して、常に軍しければ、剛の者は一人も大切也、加藤兄弟心際不敵也と見て、軍の方人にせんと思ければ、平家にも不憚、親く成たりけるが、常に佐殿へ參てたのみ申ければ、阻なく被思召けり。兄弟共に兵也けれども、景廉は殊さらきりもなき剛の者、そばひらみずの猪武者也。折節佐殿には御不審之事有ければ、催には漏たりけれ共、世間も忩々なる心地しける上、頻に胸騷のしければ、何事の有やらんと覺て、宿直申さんと思ひて、紫威の腹巻に太刀計を帶、乳母子の洲前三郎を相具して、鞭を揚て馳參る。門外にして馬より下、佐殿館の內へつと入。佐殿は小具足付て緣の上に小長刀突立給へり。子細は有けりと覺る處に、佐殿仰には、此間不審の事有て催事なけれ共、見來給ふ條神妙也、高倉宮より平家追討の令旨を給りしかども、宮既に亡ぬれば、さて過る處に、一院院宣を給て平家を可誅也、先兼隆を討とて、北條と佐々木等を遣しぬ、打勝たらば館に火をかくべしと云つるが、いまだ煙も見えず、討

よき者共—勝れてよき究竟の武士ども

使宣—撿非違使廳の辭令

御自害と申捨しぞ出にける。八十五騎を二手に造る。佐々木兄弟四人は搦手に廻る、北條、土肥、岡崎等、追手也。兩方より時を造て寄たれば、城の内にも時を合す。八牧には折節勢こそ無りけれ。よき者共の有りけるは、伊豆國島田宿にて遊ばんとて、十餘人出ぬ。殘者共十人計には過ざりけり。そも俄事にて物具著にも及ばず、大肩脱にて櫓より落し矢に散々に射る、其中に河内國住人關屋八郎と名乘て射ける矢ぞ物にも強くあたりあだ矢も無りける。寄手も多く被射殺、手負ければ、五六度迄引返々々踉蹡居たり。佐々木搦手に廻たりけるが、次郎經高後の木戸口まで攻入て、散々に戰ひける程に、痛手負たりけれ共、尚獨城の内に打入て、兼隆が後見に權頭と云ける者が首を取てぞ出たりける。定綱兄弟命を捨て責詰戰けれ共、館は究竟の城也、追入追出し戰ければ、午角の軍にて勝負なし。此に當國住人に加藤太光胤、加藤次景廉とて兄弟二人あり。是は、

都をば霞と共に出でしかど秋風ぞ吹く白川の關

と云秀歌讀たりし能因入道には四代の孫子也。彼能因が子息に、月並の藏人と云ける者伊勢國に下て、柳の馬入道が聟に成て儲たりし子を加藤五景貞と云き。後には使宣を蒙て、加藤判官とぞ云ける。其子共也ければ、加藤太、加藤次と云。本伊勢國に住ける

濯汰たる―選り勝りたる

八牧の館にあれば八牧判官と云、院宣を給る上は、先兼隆を夜討にすべし、急ぎ相計と宣けり。北條尤然べく候、但今夜は三島社御神事にて、國中には弓矢をとる事候はず、明日十七日の夜討也、内々人々可レ被ニ仰含一とて出にけり。十七日の午刻に佐々木太郎定綱を召て、額を合て被レ仰けるは、頼朝謀叛を起すべきよしを京都既に披露有なれば、定て兼隆景親等に仰て、其沙汰有ぬと覺ゆ、されば先試に兼隆を可レ誅、我天下を取べくば可ニ討得一、運命限あらば、討得事難かるべし、吉凶唯此の事にあらん、今夜則夜討を入べし、舍弟等を相催給へ、事成就あらば、旁の世なるべし、深憑思ふ也と有ければ、定綱は忝被ニ仰合一之條、身の面目を極る上は、更に命を惜べからずと申て、舍弟經高、盛綱、高綱等を招集て、日の暮るをぞ相待ける、ゆゝしく見えたり。十七日の夜は、忍々に兵共集けり。時政は夜討の大將給て、嫡子宗時に先係させ、弟の小四郎義時、佐々木太郎兄弟四人、土肥、土屋、岡崎、佐奈田與一、懐島平權頭等を始として、家子も郎等も濯汰たる者の手に立べき兵、八十五騎にて八牧が館へぞ寄ける。佐殿時政を呼返して宣けるは、抑軍の勝負をば爭か知べしと問給へば、時政申て曰、御方勝軍ならば城に火を放つべし、負軍に成て人々討るゝならば。急使者を可レ進、靜に

三條宮―高倉宮以仁王

禰卷 第二十

○八牧夜討事

治承四年八月九日、佐々木源三秀義と、大場三郎景親と見參しける次に、景親佐々木に語て云けるは、駿河國長田入道、上總介忠清について、太政入道殿に訴申けるは、北條四郎時政は、兵衛佐殿を取立て謀叛を發すべきの由承り及、結構の所存、急御沙汰有べきかと申ければ、入道殿の仰には、近日源三位入道三條宮を奉㆑勸て、南都に發向して國家を亂し、當家を亡さんと云企あるに依て、宇治にして被㆑討畢、今又此事を聞上は、惣じて源氏の種を諸國に置べからずと云御氣色也、されば佐殿の御事も、定て御沙汰有べし、其意を得らるべきなり、此間の在京に委承たりと語る。秀義淺猿と思て急ぎ歸て、定綱を以て密に此事を佐殿に語申たれば、返事には、年來契申しし本意既に顯れぬ、悅で被㆓告仰㆒たり、相計て左右を可㆑被㆑仰也と。同八月十五日國々八幡の放生會も過ぬ。十六日に北條を招て、和泉判官兼隆と云は、平家の傍親和泉守信兼が嫡男也、

よせたり。八月上旬の事也、秋の習の癖なれば、朝霧籠てよそ見えず、上下の旅人も無りけり。高綱腰の刀を拔持て、紀介を取て引寄つゝ、太腹二刀指通し、傍なる溝に打入て、荷鞍に乘て鞭を打、武佐宿にて知たる者に鞍を乞、夜を日に繼て下けり。馬も究竟の逸物也、更に泥事なくて、伊豆國へぞ下にける。さてこそ今の世までも紀介が後世をば弔ふぞかし。兵衞佐殿に見參に入奉たれば、祖父故六條判官、各の親父佐々木殿と父子の儀を奉ㇾ成上は、萬事阻なく憑存ずれ共、世になき身なれば思出侍らぬに、聞あへ給はず下向の條、返々神妙なり、平家を亡て世に立事は、併人々の力を憑み存る也、さてさて兄弟の殿原達を尋給へと被ㇾ仰ければ、高綱傍人をぞ遣ける。太郎定綱は下野國宇都宮より馳上、次郎經高は相摸國波多野より馳參、三郎盛綱同國澁谷より馳來る、兄弟四人佐殿を守護し奉る。誠に一人當千の武者、あたりを拂て見えたりけり。五郎義淸はいかにと尋給へば、大場三郎が妹に相具して候へば、人の心難ㇾ知侍り、志思進せば參らんずらん、左右なく知せじと存也とて不ㇾ呼けり。

に同じきか、普通の荷鞍樣の物なるべし

合期せぬ―整へ得ぬ

なづむ―泥む、澁滯する

と問へば、是は栗太の者にて候が、蒲生郡小脇の八日市へ行く者也と答。名をば誰と云ぞと問へば、男怪氣に思て、左右なく明さず。兎角誘へ問ければ、紀介とぞ名乘たる。高綱は、やゝ紀介殿、此河渡ん程、御邊の馬借給へかし。紀介叶候はじ、遙の市より重荷を負せて歸らんずれば、我も勞て不レ乘馬也、又今朝の水のつめたき事もなし、唯渡り給へと云。紀介殿たゞ借給へかし、悅は思當らんと云ければ、紀介思樣、此人の馬のかりやう心得ず、歩徒跣にて誰共知ず、我身だにも合期せぬ人の、何事の悅を賀し給べき、去共借さずして惡き事もやと思ければ借てけり。高綱馬に打乘、此馬こそ早我物よと思つゝ、空悅して野洲川原を渡つゝ、鞭を打てぞ歩せたる。紀介は馬に後じと走けり。はや下給へ〱、河ばかりとこそ宣つるにと云へ共、此にて下彼にて下とて、篠原堤まで乘て行。商人馬の癖なれば、肢爪堅してなづまざりけり。哀是だにも有ならば、下著なんと思けるに、紀介は馬を乞侘て、下給はぬ物ならば、馬盜人と叫ばんと云。高綱此事穩便ならず、左樣にも謂れなば恥がましき事有りなん、さらば下なんとて馬より下けるが、馬なくては難レ叶、いかゞすべきと案じて、兵衞佐殿世に御座さば、近江國は我物也、紀介が後生をこそ弔はめ、指殺て馬を取んと思て、やゝ紀介殿、馬奉らんとて近く呼

かゞまろ―屈まる也、潛み居る事

あるやうあらん―必ず世の樣態變るべし

なへぐ―喘ぐ

草鞍―既鞍

○佐々木取レ馬下向事

其中に故左馬頭の猶子に、近江國の住人佐々木源三秀義が子共、平治の亂の後は此彼にかゞまり居たり。太郎定綱は、下野宇都宮にあり、次郎經高は、相摸の波多野にあり、三郎盛綱は、同國澁野にあり、四郎高綱は都にあり、五郎義清は大場三郎が妹聟にて相摸にあり。其中に高綱は心も剛に身も健也。姨母に付て都の東吉田邊に有ければ、世に隨習也。平家に奉公もすべかりけれ共、思けるは、父秀義は故六條判官爲義に父子の儀をなされて、代々一門の好をなす、淵は瀨となる世の中也、あるやうあらんずらんとて、姨母に養れて居たりけるが、佐殿謀叛を起給と聞て、嬉事に思つゝ、姨母ばかりに暇を乞、偸に田舍へ下けり。世になき身なれば、馬もなき次第、脛巾に編笠を著、腰の刀に太刀かづきて、京をば未明に出たれ共、不レ習歩道なれば、なへぐ〳〵其日に守山の宿に著、知たる者に馬をも乞、乘ばやとは思へども、都近程也、世中つゝましく思ければ、さもなくて曉は守山を立、野洲の河原に出ぬ。如法曉の事なれば、旅人も未レ見けるに、草鞍置たる馬追て男一人見え來る。高綱、和殿はいづくの人ぞ、何へ渡るぞ

銘の手勢又は軍備

大番―京都護衛に上番する事

晉文云々―左傳に見ゆ

一人抜出て背奉らんと仕者有べからず、八箇國歸伏し奉らば、北國西國の輩、手を降し參ぜん事疑なし、此に相模國住人大場三郎景親は、既に三代相傳の御家人なれども、當時平家重恩のものにて、其勢國に蔓れり、又武藏國住人畠山庄司重能、小山田別當有重、平家の大番勤て侍なれば、重能が男重忠、有重が男重成、固可奉背、其勢景親に劣るべからず、今事を企て勝負を決せん事、彼輩に有とぞ申ける。其言實ありて、其詞辨有ければ、兵衞佐も深く信じ給ひけり。時政若知天之時歟、將又得兵之法歟、其詞一事違事なかりけり。昔晉文信勃鞮之言、以舊威憫、齊桓用管仲之計、以天下を匡せりき、今頼朝と時政と合體同心して、廻籌於氈帳之中、烏合群謀之賊束手於軍門、決勝於島夷之外、狼戾返逆之徒、傳首於京都、天下遂平定、海内永一統せり、誠哉得其人則其國以興、失其人則其國以亡といへる事は。治承四年八月三日、佐殿北條に被仰けるは、軍立ならば國々忩々にして、在々所々の八幡の御放生會、及違亂事冥の恐あり、十五日以後其沙汰有べしと被下知けり。斯りければ重代の家人等、内々此事聞者は、忍て夜々に參集る。

高家—閥族

身の勢—銘

けり。誠に銘々敷見えけり。

○兵衛佐催二家人一事

去程に北條を召て平家追討の院宣を給りたれ共、折節無勢也、いかゞすべきと宣へば、時政悦申けるは、東八箇國には、黨も高家も、大名小名君の御家人ならぬ者は候はず、去共平家世を取に依て、暫身命を續んとて、一旦平家に相從計也、思召立給はば、誰か參ざらん、就レ中今便を得たりと覺ゆる事は、伊藤右衛門尉忠清被レ配二流上總國一の時、介八郎廣常志を盡し、思を運て賞翫し、愛養する事甚し、而に忠清厚免を蒙て上洛の後、忽に芳恩を忘て、還て阿黨をなし、廣常を平家に讒て、所職を奪とする間、子息能常參洛して子細を申といへ共、猶廣常を召間、含レ憤恨をなす折節也、甘言を以て召れんに、是能隙なり、千葉介經胤、三浦介義明は、其性有レ義不レ戻、其心有レ信不レ頑、爲二一族之長一、已爲二衆兵之頭一、何奉レ背二眞舊之主一、豈可レ與二違勅之賊一乎、早被レ遣二專使一、院宣之趣を可レ被二仰含一、土肥、土屋、岡崎の輩は、元來給仕し奉る上は、廣經、經胤、義明三人御方に參なば、八箇國之輩、縱あやぶむ心ある者多と云ども、皆身の勢なければ、

廿五菩薩の一、常に大悲の藥術を以て一切衆生を濟ふ

軍のうらかた—軍の手始の吉祥

先考—曲禮に生曰ﾚ父亡曰ﾚ考

妙法に燒、妙音大士は、八萬の菩薩と來て、耳を一乘に欹てり、況又御先祖貞純親王の御子、六孫王の御時、武勇の名を取つて始て源氏の姓を給しより以來、經基、滿仲、頼信、頼義、義家、爲義、義朝、佐殿まで八代也、又故伊豫守頼義三人の男を三社の神に奉る、太郎義家石淸水、次郎義綱賀茂社、三郎義光新羅の社、其中に佐殿正緣として八幡殿の後胤也、八幡宮の氏人也、日本國廣し、東八箇國の中に被ﾚ流給も子細あり、文覺上下往復の間、八箇日に院宣を披見給ふも不思議也、されば八百部の功旣終給ひなば、本意をとげ給べき員數也、急思立給へ、時日を廻し給なよ、去ば軍のうらかたには、先當國の目代八牧の判官を被ﾚ討べし、今二百部は追の轉讀と申ければ、佐殿よに嬉しげにて、師僧の教訓は神明の託宣にやとて、當國には伊豆箱根に立願の狀を捧て、即聞性坊阿闍梨を以て啓白し、其外樣々の立願、社々におこされけり。八百部の轉讀かつ〴〵供養有べしとて、飮食に能米八石、衣服に美絹八匹、臥具に筵枕に八、醫藥に樣々の藥八裹あり。已上四種の供養の上に、又四種を被ﾚ副たり。砂金八兩、壇紙八束、白布八端、綿八箇、都合八種の布施也。八は悉地の成ずる由申つゞくるに依也。如ﾚ此調て、且は先考の菩提に廻向し、且は後代の繁榮を祈誓有べしとて、伊豆山の聞性坊へ被ﾚ送遣ﾚ

悉地―禪定によりて得る自在神力成菩提

藥王菩薩―

を追討すべき由院宣を蒙れり、是御坊の祈誓に酬と存ず、就レ之故親父下野守の爲に法華經千部轉讀の願を發して、既に八百部の功を訖て、今二百部を殘せり、部數を滿とすれば、二百部の轉讀月日を重ぬべし、平家に漏聞て、討手を下さばゆゝしき大事也、宿願を果さずして合戰の企あらば、源平の亂逆に併有て、報恩の志空や成侍らん、此事進退きはまれり、よく計ひ給へと有ければ、阿闍梨暫案じて云く、八は悉地の成ずる數也、二百部の未レ讀更に事闕侍るべからず、八百部の已レ讀、最嘉例と云つべし、何にとなれば、釋迦如來は、八正慈悲の門より出て、八相成道の窓に入、八十の壽命を持て八萬の法藏を說給へり、衆生本覺の心蓮は、八葉の貌也、一乘妙法の首題も、八葉の蓮也、八角の幢は極樂の瑠璃治、八德の水は寶國の金砂池に湛たり、宗に八宗、戒に八戒あり、天に八天、龍に八龍あり、八福田あり、八解脫あり、伏犧氏の時には龜八卦の文を負て來る、人の吉凶を占へり、高陽高辛の代には、八元八凱の臣を以て天下を治むと見えたり、穆王は八匹の天馬に乘て、四荒八極に至り、老子は八十年胎內にはらまれて、明王の代を待けり、內外に住す處是多し、就レ中諸經の說時不同にして、卷軸區に分れたれ共、法華は八箇年に說て、八軸に調卷せり、藥王菩薩は、八萬の塔婆を立て、臂を

達使別當の唐名
正清―鎌田正清也、義朝と共に尾張に死す

りけるを、今度堀起して見ければ、額には義朝と云銅の銘を打たり。正清が首も同く在けり。左馬頭義朝には贈官あり、補二太政大臣一、首をば蒔繪の手箱に入て錦袋に裹、文覺上人頸に懸たり。正清が頭をば檜木の桶に入て布袋に裹、弟子の僧が懸ㇾ頸、公家より御使には、宮内判官公朝を副られたり。文覺下ると聞えければ、御迎にとて、御迎片瀬川まで參たり。既鎌倉に下著有ければ、佐殿は庭上に下り向給て、上人の馬の口を取給ふ。只今父下野守殿の入給と思ひ給けるにや、涙を流して左の袖をひらきてぞ義朝の首をば請取給ひける、正清が首をば娘ぞ是を請取ける。哀は何もとり〴〵也。大名小名皆庭上に下り居つゝ、各袖を絞けり。誠會稽の恥を雪めたりとぞ見えたりける。後にこそ角は有けれ共、初には父の首と語ければ、哀に嬉覺て、上人に心を打解て、此院宣をば給けり。兵衛佐殿は院宣拜奉て、先都の方に向 八幡大菩薩を伏拜奉りけり。

○聞性檢二八員一事

伊豆山に、聞性坊阿闍梨某と云僧は、兵衛佐年比の祈の師也ければ、急使を遣て招請あり。阿闍梨何事哉覽と胸打騷て馳來れり。宣けるは、賴朝勅勘に預て年久し、今平家

家、失神威與佛法、既爲佛神之怨敵、亦爲王法之朝敵、仍仰前右兵衛權佐源賴朝朝臣、宜令追討彼輩、早退怨敵、奉安宸襟矣、依院宣執達如件。

治承四年七月五日　散位光能奉

謹上、前右兵衛權佐殿とぞ被書たる。

○義朝首出獄事

抑昔武藏權守平將門已下の朝敵の頭共は、兩獄門に納らる。文覺爭義朝の首をば可盜取、是は兵衛佐に謀叛を勸んが爲に、奈古屋が沖に曝たる頭の有けるを以て、假初に僞申たりける也。實には父義朝の首獄門に有よし聞給ければ、世靜て後、文覺上人を使として、奏聞して申し賜給けり。彼首は東の獄門の前の樗木に係たりけるを、紺五郎と云紺搔の有けるが、下野守在生の時は、折々に參りて深く憑み申ければ、不便の者に被思けるが、其情を忘れず博士判官兼成に附て、年來哀不便と思召す人也。久獄門に被梟て、曝恥給事目もあてられず悲侍、今は被納置候へかし、孝養仕らんと申たりければ、兼成大理に申御免有て、紺五郎申給て、左の獄門の乾の角に墓を築て埋た

紺搔―紺屋

大理―撿非

鼻うそやく―可笑味を堪へて鼻を少しく動かす事
荒涼―大腹中と云ふに同じ

上こそ煩しけれ共、佐殿の本意の叶ふかなはぬをば、唯文覺が計ひ也、其に取て我此國へ被㆓流罪㆒事も、高雄の神護寺造立の故也、又院宣を給らん事も、御邊の力にて彼寺をや造んと云所存也、されば院宣を急ぎ給らんと思給はば、高雄へ庄園を寄進有べしと云ければ、佐殿は我身だにも安堵せずして、いかにとして奉べしと宣ふ。文覺が計に隨てはや寄給へと云。佐殿は我軍に勝て、日本國を手に把ば、一國二國をも乞によるべしと宣へば、文覺は手にとり得つれば必惜き事也、なき物は惜からず、國も廣博也、唯所知を十餘所寄進し給へとて、紙硯取向、丹波國には、新庄、本庄、雀部、宇津、繩野、播磨國には、五箇庄、土佐國には、高賀茂鄕を始として、十三箇所を撰出し、それ〴〵と云ければ、佐殿鼻うそやきて被㆑思けれ共、寄進狀を書判形を加て文覺に給ふ。文覺はくそ咲て、あゝ御邊は以外に心廣き人哉、我物顏にいみじく寄給へり、其荒涼にては、一定天下の主と成給なん、されば院宣進つらんとて、懷より文袋を取出し、中なる院宣を進る。佐殿は手洗嗽、淨衣に紐さしなどして、是を披見し給ひけり。其狀に云、

早可㆑追㆓討淸盛法師竝一類㆒事

右君子不㆑直人者、令㆓民成㆒愁、姦臣在㆓于朝㆒者、賢者不㆑進、彼一類者、嘗非㆑忽㆓緒朝

申開云々ー堅く御約束して歸來せり

なれ共、内心は皆通用せり、況院宣など被下なば、大名小名誰か一人も背侍るべき、いつとなく御心苦き御目を御覽ぜんより、院宣を被免下よかしと奏し給へと語。光能宣けるは、實に君も被打籠御座して、世の御事不知召、さこそ御心憂思召らめ、我も宰相、右兵衛督、皇太后宮の權大夫、此三官を止られて歎居たり。頼朝左樣に申らん事、帝運の再堯舜の代に改らん事こそ嬉けれとて、密に御氣色を伺ひけり。然べき御事にやとて御免有ければ、卽光能奉て院宣を書て給にけり。文覺是を給て、上下向八箇日に伊豆に著。今日は出定の日也とて、又國中の男女雲霞の如くに集て拜んとす。弟子の僧、鏁をはづして戸を開たり。威儀不亂、定印不違、髮生のびて痩黑たり。弟子銅の鈴を以て、入定の前にて二つ是を鳴す。文覺鈴に驚て出定せり。見人いよ〱佛の如くに貴みけり。角て兵衛佐殿の許に行向て申けるは、院宣はよく〱申さば賜氣也、今は安堵し給へ、勢を語ひ給へと云。佐殿は縦院宣を手に把たり共、斯る有樣には左右なく人同心すまじ、況未給さきに叶ふべからず、そも不定なる由なき上人の云事に附て、此事顯れなば、再憂目をや見るべかるらんと宣へば、文覺は申固めて下たり。肝をつぶし給ひそ、法皇の仰には、頼朝左樣に憑しく申なれば、子細にやと被仰出けり、又京

いかゞは―如何にして院宣を受け得べき

結伽趺坐―左趾を右股上に、右趾を左股上に置く坐相

樓御所―法皇の御籠居所

牢籠―困窘

本意の如大願を果し給へといへば、佐殿は、頼朝勅勘を免されずしては、何事も其恐有べしと宣ふ。文覺誠に思立給はば、京に上り院宣を申べしと云ひければ、佐殿は御免の院宣を給り、平家追討の勅命を蒙らば、爭思立ざるべし、但御邊も勅勘の身也、いかがはと宣ふ。文覺は忍て上洛すべきとて、國中に披露する樣、七箇日入定とて、方丈の庵室を造り、三方をば壁にぬり、一方に口一つ開て、中に繩床を居ゑ、入定の後には戸を立て外より鏁をさせと約束せり。斯りければ、奈古屋の上人の入定とて、國中の貴賤市の如くに集て是を拜む。文覺は繩床に上、結伽趺坐して、大日の印相を結で睡れるが如なり。誠貴ぞ見えける。終日拜れて後は、弟子の僧約束に任て、扉を閉外より鏁をさす。入定の後も毎日に人多く來拜む。文覺は夜に入て方丈の板敷の下より、我假屋の庵室へ地の底を堀て通道を構たり、彼穴より這出て夜に紛て上洛す。新都福原の樓御所に參て、院の近習者に前兵衞督光能と云人は、文覺には外戚に附てゆかり也、其人の許に行向て申けるは、伊豆國の流人兵衞佐頼朝こそ、朝家の御歎、天下の牢籠を承て、院宣を下給るならば、東八箇國の家人催集て、都に上平家を亡し、仙洞の被打籠御座逆鱗をも休め奉り、國土をも鎭侍なんと申、言に合て事の樣伺見に、よそ目には勅勘の者とて憚樣

歎悲て、彼秦泉河の底に入て、父が骸を尋けるに、水神憐レ之、曹公を相具して其骸の流寄たる所に行、十五里を下て、柳原の下に被二推上一たりけるを與たりければ、曹公泣々父の骸を懐て伏てかくぞ云ける。

昔惜二身命一爲レ報二高恩一今雙二遺骨一爲レ休二戀慕一

とて、亡父の骸を懐臥ながら、曹公七日に死けり。遠近人も是を見て皆涙をぞ流しける。昔の曹公は骸を懐て臥、今の頼朝はひざに安じて泣、彼は十五里を去て水神與レ之、是は廿餘年を經て文覺持來れり、恩愛骨肉の情、とりぐに哀也。

○文覺入定京上事

文覺佐殿に申けるは、我神護寺造營の志ありて、院御所を勸進し奉りしに、辛日をみるのみにあらず、流罪の宣旨を蒙る時、心中に發願の占形をする事は、我必神護寺を造營成就すべき願望をとげんならば、配所へ下著まで斷食せんに死すべからず、其事難レ叶ならば、途中に骸をさらすべしと誓たりしが、佛神加護して建立成就すべきにや、三十一日に此所に下著したり、疾々平家を打亡して後、且は父の菩提のため、且は文覺が

下野殿―下野守義朝

いつしか―中々にの義

合體―頼朝と文覺と同心する也

志合云々―文選の鄒陽の上書に見ゆ

には池尼御前の菩提を弔奉るより外は營む事候はず、悪事など思寄ざる事也と宣へば、文覺懐より白き布袋の少し舊たるに裹みたる物を取出して、やゝ佐殿、是ぞ故下野殿の御首よ、法師獄定せられたりし時、世に立廻らば奉らんとて盗みたりき、赦免の後は、是彼に隱したりしを、伊豆國へ被流べきと聞しかば、定て見參し奉らんずらん、さては進せんとて頸に懸て下たりき、日比は次で悪く侍つれば、庵室に置奉て候き、國こそ多所こそ廣きに、當國へしも被流けるは、然べき佐殿の父の骸に見參し給ふべき事にやと哀にこそ候へ、其進せんとてはら〱と泣きけり。兵衛佐殿是を見給ひて、一定とは不知ども、父の首と聞よりいつしかなつかしく思ひつゝ、泣々是を請取て、袋の中より取出して見給へば、白曝たる頭也。膝の上にかき居奉て、良久ぞ泣給ふ。此下野守には、子息あまた御座せし中に、兵衛佐を鬼武者とて、十ばかりまでも膝の上に居ゑて愛し給し志の報にや、今は其骸を請取て、ひざの上に置奉りて昵じく覺え、其後ぞ深合體し給ける。志合則胡越爲昆弟、由余子臧是、不合則骨肉爲讎敵、朱象管蔡是、只志を明とせり、必ずしも親を明とせずとぞ文覺常には申しける。昔大國に、曹公と云し者の父、秦泉河と云川を渡けるに、流烈波高して、舟覆水に溺て失にけり。曹公

應—日本は小國なればと也

天與云々—史記范蠡が詞にも見えたり

弟共あまた有といへ共、世を治べき仁なし、今は何事か侍べき、御邊は大果報の後憑しき人也、文覺相し損じ奉るまじ、法師が目凡夫の眼に非ず、左は大聖不動、右は孔雀明王の御目也、人の果報をしり、日本國を照し見事掌の中也、疾々謀叛を發し、平家を打亡して父の恥をも雪、又國の主共成給へ、漢書天與不レ取反受ニ其咎一、時至不レ行反受ニ其殃一と云事あり、運の開給べき時至給へり、沈過給ふべからず、急給へ〳〵と細々と申。兵衛佐聞給ては、此上人は心際怖しき者にて、角語はん程に左右なく心とけて、謀叛をも起さんといはば、賴朝が首を取て平家にとらせ、己が罪を遁れんと謀にもやあるらんと思はれければ、我身は勅勘を蒙りたれば、日月の光に當るだにも憚あり、池殿尼御前に身を助けられ奉りて、たもち難かりし命の今までながらへるも、併彼御恩也、されば爭か弓矢を取りて平家に向侍べき、又世の末に左樣の腹黑などあらせじ料に、國に下附なば、狩漁すべからず、人の爲に慈悲有べし、不用の名立べからず、事に於て穩便にして、經をよみ佛を唱へて父の菩提をも弔、我後生をも助るべしなど、差も仰を蒙り侍き、實に榮花榮耀にほこる共、一期の作法程なし、意執我執を存ぜん事、三途の苦惱難レ遁、然べき善知識の仰と思とり侍しかば、毎日に法華經二部轉讀して、父母親屬、殊

従ひ難し
ため見る—試み見る
項羽高祖—共に伊巻に出づ
日本に不相

たらかさず、掻刷て良久御座ける。文覺は遙に加樣にため見て、障子をさとあけて佐殿の前に出合て、戯呼御邊は、故下野殿の三男とこそ見奉れ、歳のかさなるとて以外にくまれ給ひけり、糸惜々々とて、やがてはら〳〵と泣て、切て繼たる樣に強に畏て禮儀しけり。佐殿は聞つる如く、げにも尋常ならず思はれけり。文覺良有て云けるは、法師日本國修行して、在々所々に六孫王の末葉とて見參するを見るに、大將と成て一天四海を奉行すべき人なし、或は心勇て人思附べからず、或は性穩して人に無威應、穩して威なきも身の難也、勇みて猛きも人の怨也、されば威應ありて穩しからんは、國の主と成べし、殿を見奉るに、心操穩して、威應の相御座、是は者の思附相也、項羽は心奢て帝位に不昇、高祖は性おだしくして諸侯を相從へり、御邊は後憑しき人や、目出し目出しと嘆たり。兵衛佐是を聞、壁に耳、石に口、人や聞らん、恐し〳〵と被思ければ、其日は館に歸給ひぬ。其後は佐殿も忍て時々通給ふ。文覺も又折々は參じけり。日來よく〳〵相馴て、文覺重て申けるは、良佐殿、源平兩家は相互に一天の守護四海の將軍たりき、而に太政入道、一旦の果報に引れて天下を管領すれども、惡逆無道にして宿運既に盡たり、家を續べかりし小松内府、日本に相應せず、一門に過分して薨給ぬ、其

うつゝ心—眞面目なる精神

うわげけ—うは下駄等云ふ誤か、問答のげうぐと云ふ說

うつゝ心なくして、或時は高聲多言にして傍若無人也、或時は柔和神妙にして禪定に入が如く也、時雨の空の晴陰る樣に、紅葉の秋の濃薄が如く、取定めぬ心にて、三尺計なる榊の枝をあまた用意して、是非なく人を打侍る間、弟子共四五十人もや出入侍ぬらん、餘に打程に、堪ずして皆迯失て今は一人も侍らず、此間こそ三十計なる僧の同宿せんとて見え候を、さのみ打侍る程に、彼僧腹立して、親は子を育、師は弟子を憐習也、同宿なればとて、咎なき者を角しもや打つべきとて杖を奪取、上人が頭血の流るゝほど打返す、上人頭押さすりて、此法師は神祕ある者也、法師程の者を打返は直者に非じ、文覺を打返たれば、和法師をば覺文といはんとて、同宿したる者計こそ候へ、大方うつゝ心なき人にて侍ると申す。佐殿打笑て、其意を得てこそ見參せめと宣へば、相照庵室に歸りて、此由文覺に語ければ、來給へかしと云。相照又立歸て佐殿に申せば、盛長を召具して上人が庵室へ渡り給ふ。文覺目も懸ず、詞も出さず、佐殿の御座する處を、黑脛かゝげ、うわげけはきて、前へ後へ通行事四五返して後に障子の內に入て、頭ばかりを指出して、兩目にては睨、片目にては睨、立上ては睨、さしうつぶきては睨、佐殿は今や打〳〵、いかに打共こらへなん、實に堪へ難ば迯んと被思て、面も損ぜず身もは

胡馬云々―文選古詩中に胡馬依二北風一越鳥巣二南枝一

○文覺賴朝對面附白首附曹公尋二父骸一事

抑文覺配流の後、籠居したる所をば奈古屋寺と云。本尊は觀音大悲の靈像也。效驗無雙の薩埵也ければ、國中の貴賤參詣隙なし。其上文覺、我目出き相人也と披露しければ、事を御堂詣によせて、男女多く入集て相せらる。向後は知ず過こし方は露違はず、有難相人也と云。兵衞佐殿は、胡馬北風に嘶え、越鳥南枝に巣くふ習にて、都の人の床しさに行て物語し、身の相をも聞ばやと思召けれ共、人目もいぶせく機嫌も知らざりければ、思ひながらさてのみ過る程に、文覺が庵室と兵衞佐の館とは、無下に近き程也ければ、藤九郎盛長を以て、先文覺が弟子に相照と云僧を被レ招けり。則參たれば、佐殿遙に花の都を出されて、角草深住居なれば、都の方も戀しかりつるに、何事共か侍ると宣。相照京白川の有樣より、藤氏平家前官當職、公家仙洞事に至るまではる〴〵と申けり。さて佐殿、上人に見參せばやと相存、いかゞ有べきと宣へば、相照、いと安事にこそ、庵室へ入給べきか、又被レ召べきか、但物狂の人にて、惡樣にや御目に懸候はんずらん、其條こそ恐入たれと申。物狂とはいかにと御座やらんと問給へば、相照、師匠の事にて候へ共、

影を移て、本尊と共に頸に懸て、戀しきにも是を見、悲にも是を弔ひけるこそ責ての事と哀なれ。斯るためしは異國にも有けり。昔唐に東歸の節女と云けるは、長安の大昌里人と云者が妻也けり。其夫に敵あり、常に伺けれ共殺す事叶ず。かたき節女が父を縛て女を呼びて云、汝が夫は我が大なる敵也、其夫を我に與へずば汝が父を殺さんと云ひければ、女答曰、妾夫を助ん爲に、爭生育の父を殺させん、速に汝が爲に妾が夫を殺さしめん、妾常に樓上に寢ぬる、夫は東首に臥、妾は西を枕とす、須來て東首を切れと敎て、家に歸つて思はく、父に恩愛の慈悲深し、夫に偕老の情の淺からず、夫の命を助けんとすれば父の命危し、父が身を育まんとすれば夫の身亡びなんとす、不如父を助けんが爲に、夫を敵に與へつ、我又夫が命に替らんとて、自東首に伏して夫を西に枕せり。敵伺入つて、忽に東首を切て家に歸りて、朝に是を見れば非夫首して妻が頭也、敵大に悲て、此の女父の爲に孝あり、夫が爲に忠あり、我いかゞせんと云、終に節女が夫を招て、長く骨肉の眤をなしけり。夫婦の語ひとり〴〵なり、彼は今生の契を結び、是は菩提の道に入にけり。

三聚淨戒—攝律儀戒攝善法戒攝衆生戒

たりせば、などか飽まで見ざるべき、同道にと口說けども、歸らぬ旅の辯なれば、更に答事なし。せめての事に母泣々、

闇路にも共に迷はで蓬生に獨り露けき身をいかにせん

と、娘の文に書そへてぞ詠じける。其後母は尼になり、天王寺に參籠して、唯疾命を召し、淨土に導給へ、救世觀音、太子聖靈悟を開て、無人の生所を求め、一佛蓮臺の上にして、再び行合はんと祈念しければ、次の年十月八日、生年四十五にて目出き往生を遂にけり。左衛門尉渡は、僧を請じ剃髮、三聚淨戒を受持て、俗名に附たりし渡と云文字にて、渡阿彌陀佛とぞ申ける。生死の苦海を渡て、菩提の彼岸に屆かん事を志渡阿彌陀佛とも云けるにや。遠藤武者も入道して、在俗の時の盛遠の盛をとり、盛阿彌陀佛と云けり。失にし女の骨を拾後園に墓を築、第三年の間は行道念佛して、不ㇾ斜[illegible]けるとぞ承る。去ばにや、夢に墓所の上に蓮花開て、袈裟聖霊其上に坐せりと見て、さめて後歡喜の涙を流しけり。其後盛阿彌陀佛、日本國を修行して、求法の志最苦也。斯りしかば智者になり、盛阿彌陀佛を改て文覺と云、利根聰明にして有驗世に勝れたり。さる知法効驗の時までも、昔の女の事思出て、常は衣の袖を絞けり。若や思とて彼女の

優婆夷—善女也、優婆塞に對す

けれ、今生我執を起して、來世苦難を招ん事、自他互に由なし、倩是を案ずるに、此女房は觀音優婆夷の身を現じて、我等が道心を催し給ふと觀ずべしとて、渡自刀を拔て先髻を切てけり。盛遠是を見て、渡を七度禮拜して、是も髮をぞ切てける。此形勢を見ける者、男女の間に三十餘人ぞ出家しける。衣川の女房も尼に成て、眞の道に入けれども、恩愛前後の悲は、いつ晴べし共覺えず。彼女房消息細々と書て、手箱に入て形見に留む。是をひらき見れば、去ぬだにも女は罪深しと承り侍るに、憂身の故にあまたの人の失ぬべければ、我身を失候ぬ、獨殘留御座て、歎思召ん事こそ痛しく侍れ、何事も然べき事と申ながら、先立進ぬる悲さよ、相構て後の世よく弔て給らん、佛になり侍なば、母御前をも渡をも必迎奉るべし、よろづ細に申度侍れども、落涙に水莖の跡見え分ずとて、

露深き淺茅が原に迷ふ身のいとゞ暗路に入るぞ悲しき

と、母これを披見に附ても、目もくれ心も消て悶え焦ける有樣は、實に無爲方ぞ見えける。深淵の底猛き炎の中なりとも、共に入なんとこそ思ひしに、こは何としつる事やらん、老て甲斐なき露の身を、葎の宿に留め置、いかにせよとて殘らん、昨日を限と知

遠藤武者盛遠ハ
源渡ヶ妻に横恋慕
し妻の袈裟御前
夫の身変して殺され
貞操をあらはし
感じて発心し
文覚坊と名乗る

らめ、況下界をや、凡夫をや、夫婦の契前後の怨み世の習也、人の癖也、されば是は然べき善知識也、非可歎、あかぬ別の妻ゆゑにこそ道心を發すためしは多かりけれ、神明三寶の御利生也と思切、明ければ例よりも尋常に出立ちて、郎等あまた相具して渡が家へ行たれば、門戸を閉て音もせず、門を扣て盛遠參たりといはすれば、戸をとぢながら内より答けるは、御渡悦存候、但面目なき事なる間、向後は人々に見參せじと云願を發せり、御歸あるべしと云。盛遠重て云けるは、女房の御首切て候奴を聞出して、かしこへ打向ひつゝ搦捕て參つる程に、遲參仕候、急ぎ門を開給へと云ければ、歎中にも嬉て、門を開て入れたり。左衛門尉は、頭もなき女房の傍に臥沈たり。盛遠は走寄、御敵具して參たり、先御首御覽ぜよとて、懷より女房の首を取出して其の身に指合て、腰刀を拔て左衛門尉に與て、盛遠が所爲也、和殿の頸を搔と思たれば、係事を仕出したり、餘に心憂ければ自害せんと思へ共、同は御邊の手に懸りて死なん、さこそ本意なく思給らめ、疾々切給へとて、頸を延てぞ居たりける。渡は、刀は我も持たれば人の刀に依べからず、但加程に思はん人の頭を切に及ばず、又自害し給ても其詮なし、是も然べき善知識にこそ有けめ、唯御邊も我も、無人の後世を弔、一佛土の往生こそあらまほし

帳臺—帳内の訛、帳を四方に垂れて主人常住の處とす

賽—報賽

侍しに、此曉よりよく成せ給ぬ、悅遊ばんとて、我身も呑夫をも强たりけり。元來思中の酒盛なれば、左衛門尉前後不覺にぞ飲醉たる。夫をば帳臺の奥にかき臥て、我身は髮を濡し、たぶさに取て烏帽子を枕に置、帳臺の端に臥て、今や〳〵と待處に、盛遠夜半計に忍やかにねらひ寄、ぬれたる髮をさぐり合て、唯一刀に首を斬、袖に裹て家に歸そらふしして思けり、嗚呼終に禍事由なく、肝もつぶさず鎭ぬるこそ嬉けれ、年來日來諸々の神々廻行祈る禱の甲斐ありて、本意をとげぬる嬉しさよ、昔も今も神の御利生巖重也、春日八幡賀茂下上、松尾平野稻荷祇園に參つゝ、賽せんとぞ悅ける。爰郎等一人馳來て申樣、不思議の事こそ候へ、何者の所爲やらん、今夜渡左衛門殿の女房の御首を切進て侍る程に、左衛門殿は口惜事也とて、門戸を閉て臥沈給へりと披露あり、弔には御渡候まじきやらんと云ければ、穴無慙や、此女房が夫の命に代りけるにこそと思て、首を取出して見れば女房の首也、一目見より倒伏、音も不惜叫けり。三年の戀も夢なれや、一夜の眤も何ならず、落る涙にかきくれて、身の置所もなかりけり。其日も暮ぬ。盛遠起居て、つく〴〵と諸法の無常を觀けり。生ある者は必ず死すればこそ三世の佛も炎の煙を示し給ふらめ、會事有りて別るればこそ上界の天人も退沒の雲には悲む

渡、女暇を乞。盛遠申けるは、會ずば逢ぬにて有べし、弓矢取身と生て、あかぬ女に暇をとらせて戀する習なし、會で思し思は數ならず、何なる日に合とても、暇奉らんとは申まじ、今より後は長き契、是だにあらば何事か有べきとて、太刀を拔て傍に立たり。嗚呼今は世の亂ぞ、思儲し事なれば、會ぬる後は命くらべ、和御前のためには命も惜からず、和御前の不祥、盛遠が不祥、渡が不祥、三つの不祥が一度に可レ來宿習にてこそ有りつらめとて、惣て思切たる氣色也。女良案じて云けるは、暇を奉レ乞は女の習、志の程を知らんとなり、角申も打付心の中は未憑れぬ樣なれば、憚あれ共何事も此世の事に非ずと聞侍れば、實も前世の契にこそ侍らめ、去ば我思心を知せ奉らん、渡に相馴て、今年三年に成侍けれ共、折々に付て心ならぬ事のみ侍ば、思はずに覺て何へも走失なばやと思事度々也、去共母の仰の難レ背さに、今迄候計也、誠淺からず思召事ならば、只思切て左衞門尉を殺し給へ、互に心安からん、去ば謀を構んと云。盛遠悅ぶ色限なし。謀はいかにと問へば、女が云、我家に歸て、左衞門尉が髮を洗はせ、酒に醉せて内に入れ、高殿に伏たらんに、ぬれたる髮を搜て殺し給へと云。盛遠悅て夜討の支度しけり。女暇を得て家に歸、酒を儲渡を請じて申けるは、母の勞とて忍て呼給し程に、昨日罷て

色めきて―めかし立てて

かゞせんと思けるが、案廻して娘の許へ文をやる。此程風の心地候、打臥までの事はなければ、披露までは事々しく候、忍ておはしませ、可二申合一事侍り、寡なる身には墓なき事のみ侍り、返々忍て只一人おはしませと書たり。娘消息を取上見て、心細き御文の樣哉とて胷打騷、女の童一人具して、假初に出づる樣にて母のもとに來れり。母つく〴〵と娘の顏を見て、はら〳〵と泣て、良久有て手箱より小刀を取出して云けるは、此を以て我を殺し給へとて與ければ、娘大に騷て、是は何事にか、御物狂はしく成給へるかとて、顏打あかめて居たり。母が云、今朝盛遠が來て、樣々振舞つる事共有の儘に云ひつゞけて、此事いかにも〳〵盛遠が思の晴ざらんには、我終に安穩なるべし共覺えず、去ばとて渡が心を破らんとにも非ず、由なき和御前故に武者の手に係て亡びんよりは、憂目を見ぬ前に、和御前我を殺し給へとてさめ〴〵と泣。娘これを聞て、實に樣なき事也、心憂事哉と不レ斜歎けるが、つく〴〵是を案じて、親の爲には去ぬ孝養をもする習也、御命に代り奉らん、結の神も哀と思召とて、口には甲斐々々しく云けれ共、渡が事を思ひ出つゝ、目には涙をこぼしけり。日も既に暮ぬ、盛遠は獨咲して鬢をかき髭をなで、色めきてはや來て、女と共に臥居たり。狹夜も漸々更行て、曉方に成ければ、鷄既に啼

舞をばし給ふぞ、身に誤ありと覺ず、暫く命を助て、怨の通を宣へ、晴申さんと手を摺て泣。盛遠は慈悲なし、目を大に見はりて、伯母也とても我を殺さんとし給ふ敵なれば遁すまじ、渡邊黨の習として、一日なれども敵を目に懸て置ず、すは〳〵只今指殺んとて、腹に刀をひや〳〵と差當たり。姨母は肝魂もなし、わな〳〵、誰人の申ぞ、我寡にして夫なし、和殿に於て意趣なし、思ひよらぬ事をも宣ふ物哉、是は何なる事ぞやと申。盛遠は、人の申に非ず、袈裟御前を女房にせんと内々申侍りしを聞給はず、渡が許へ遣たれば、此三箇年人しれず戀に迷て、身は蟬のぬけがらの如くに成ぬ、命は草葉の露の樣に消なんとす、戀には人の死ぬものかは、是こそ姨母の甥を殺し給なれ、生て物を思ふも苦しければ、敵と一所に死なんと思ふ也と云。衣川は責ての命の惜さに申けるは、傍申しゝ中に角とは聞しか共、さまでの事とも思ず、身貧なれば何方共思分ざりしを、渡奪が如して取しかば力なし、加程に思給はば安事也、刀を納よ、今夕呼て見せんと云。盛遠は等閑に口を堅めては惡かりなんと思て、虚言せし渡が方へ返忠せじなど、能々堅めて刀をさし、今夕參らんとて歸にけり。衣川は淚を流し如何はせんとぞ悲みける。此盛遠が有樣、云事を聞ずば一定事にあひぬべし、さて又呼て逢せなば、渡が怨い

橋供養―橋の勞を慰せん爲に橋畔にて供養する事。

怨くれ―怨恨

これを遣す。互の心不ㇾ淺してはや三年に成ぬ。女今年は十六也、盛遠は十七に成けるが、其歳の三月中旬に、渡邊の橋供養あり。盛遠紺村濃の直垂に、黒糸威の腹巻に袖付て、折烏帽子係にかけ、銀の蛭卷二筋通して卷たる長刀左の脇にはさみ、其日の奉行しければ、辻々固めたる兵士共下知し廻して橋の上に立渡、ゆゝしくぞ有ける。供養既に終て、方々へ下向しける中に、北の橋爪より東へ三間隔て有ける棧敷の内より、女房達あまた出て下向しける中に、十六七にもや有らんと見ゆる女房、輿に乘らんとて簾を打擧けるを見れば、世に有難き女也。盛遠目くれ心消して、何くの者やらん、何なる人の妻子なるらんと、行末見たく思ければ、輿に附て行程に、並の里に渡と云ふ者が家に見入たり。是は聞えし衣川の女房の女や、過失なき美人なりけり、如何すべきと春の末より秋の半まで、臥ぬ起きぬぞ案じける。思澄して、九月十三日のまだ朝、母の衣川が許に伺行、則刀をぬき、無㆓是非㆒母が立頸を取て、腹に刀を指當て害せんとす。女うつつ心なし、能々見れば甥の遠藤武者盛遠也。女泣々申けるは、抑和殿は我には甥、我は和殿に姨母、此中には殊なる怨くねなし、就ㇾ中御邊の母死して後は孤子なれば、孫子を思樣に糸惜し奉る、父とも母とも憑み給ふべし、何人か如何と讒言したれば負うき振

たんくわ—丹花

津巻第十九

○文覺發心附東歸節女事

文覺道心の起を尋れば女故也けり。文覺がために内戚の姨母一人あり、其昔事の緣に附て、奥州衣川に有けるが、歸上て故郷に住。一家の者ども衣川殿と云。若く盛んなりし時は、みめ形人に勝、心ばへなども優にやさしかりけるが、今は盛過て世中も衰へ、寡にて物さびしき住居也。娘一人あり、名をばあとまとぞ云ける。去共衣川の子なればとて、異名には袈裟と呼。親に似たる子とて、青黛の眉渡たんくわの口付愛々敷、桃李の粧芙蓉の眸最氣高して、綠の簪雪の膚、楊貴妃、李夫人は見ねば不レ知、愛敬百の媚一も闕ず、さしも嚴女房の、心さへ情深して、物を憐咎を恐事不レ斜。毛嬙西施が再誕歟、觀音勢至の垂跡歟、深窓の内に扶られて、既に成レ人也。軒端の梅の匂いと芳、庭上の花實に細にして、十四の春を迎たり。榮花名聞人々我も〳〵と心を通す。其中に竝の里に、源左衞門尉渡とて一門也けるが、内外に附て申ければ、恥しからぬ事也とて

強情頑固

三時—三同

もなくせぬ業もなし。懸りければ、發心地物氣など云て請用隙なし。向と向ひぬるに、空き事はなし。餘に暇なき折は、念珠袈裟を遣して、病者の目にも見せ、手にも取せぬれば、忽に驗を顯す。係りしかば、元來天狗根性なる上に、慢心強く高聲多言にして、人をも人とせざりける餘、院御所にて惡口を吐、預勅勘被流罪けり。伊豆國奈古野が奥と云所に觀音の靈堂あり、則なこや寺と名く。彼傍に奇庵を結で、閉籠て年月を送つゝ、深大悲の誓願を憑て、不退の行法薫修せり。晝は千手經を讀、夜は三時に行法せり。人是を貴て、折々衣裳を送けれども、返すは多く請取は稀也。何とてとき料なども在けるやらん、同宿もあまた侍けるとかや。遠近舟の旅人は、爐壇の煙に心すみ、釣する海人の楫枕、燈爐の光に目を醒す、渚に遊水鳥は、振鈴の聲に驚、藻に住礒の鱗は、閼伽の水にや浮ぶらん、最貴くぞ覺えける。されば當國の目代より始て、上下の男女歸依の思を成けれども、惣じて諂心なし。眞實の道心者也とぞ見たりける。

猜む—文覺が行法の烈しきを猜む

矜迦羅勢多迦—共に觀音の化身にして不動明王の脇士也、八大童子の一

しぶとく—

重白尺の瀧水、糸を亂して落たぎる瀧壺にはひ入て、身に任てぞ打れける。一日二日打るゝ程に、身は紅色と成て、紅蓮地獄の衆生の如、髪鬚には垂氷さがりて、鈴を懸たるが如にからくゝと鳴けるが、流石生しき身なれば、三日と云ける日は、息絶身すくみて死人の如し。かたへの行者達も、由なき文覺が荒行立て、墓なく成りぬる事よとて、或憐或猜けり。已に瀧の底に流入けるを、誰とは不知下もやらずひたと捕へて、左右の手を以て文覺が頂より足手の爪先まで、あたゝかくゝと撫て把ると思ければ、さしも石木の如くに凍りすくみたりける身も、皆解あたゝまりて、人心地していきかへる。文覺不思議に覺て、抑法師とり助給ひつる人は誰と問詞に付て、汝知ずや、我は是大聖不動明王の御使、矜迦羅、勢多迦と云者也、汝不敵の願を不果して命の終つるを、此瀧けがすな文覺助よと蒙仰來れる也と答。穴貴の事や、如何なる姿ぞ、世の末の物語にせんと思、立歸て見れば、十四五計なる童子の左右に丱結たるが、遙雲井を踏上り、瀧の上にぞ入給ふ。文覺思けるは、誠に明王の御計ならば、今はいかに打共よも死なじ、さらば前後三七日打れんと思て、瀧の水に入たりけれ共、落來水も身にしまず、瀧壺も又湯の如し、更に寒事なければ、終には願を果しけり。加樣に心しぶとく身も健にして、立ぬ願

鍔金―前に出づ

法師は云々―予は汝等如きの手に死生する者に非ずの義ならん、原文譏脱あるに似たり

つれ〴〵―無聊

堀倒したりける放免の中に、刑部丞縣の明澄と云ける男は、生年三十三歳に成けるが、さしもの邪見を改て菩提心を發、本どり切て文覺が弟子となる。即剃髪授戒、名をば文覺の文をとり明澄の明を取て、文明とぞ付たりける。其外の者共も、出家入道迄こそなけれ、一旦佛道に歸しけり。此文覺は天狗の法成就の人にて、法師をば男になし、男をば法師になしなどして、うつゝ心は無けれ共、ゆゝしき荒行者にて、度々鍔金顯したる者也。されば渡邊にて舟に乘けるよりして、大願を發しけるは、我願成就して神護寺を修造すべくば、縱湯水を飲ず共、國につかんまで命を全うすべし、其願空くなるべくば、今日より後七箇日の中に、天神地祇命を召とて飲食を斷。預の武士様々に誘けれ共、終に飲くはず、ほしくば己くらへ、法師は己れ等が手に懸つて、干死にして無なさんなど嗔りける間、力及ず、三十一日と申に、伊豆國へ下著ぬ。其間五穀を食せず、湯水を不飲けれ共、形も損せず色も衰る事なし。行法うちして歎愁たる氣なし、常は笑き物語して、己も咲人をも笑はしてつれ〴〵はなかりけり。又道心の始、熊野金峯行ひありきける時、那智の瀧に七箇日の間打れんと云ふ不敵の大願を發けり。比は十二月中旬の事なれば、谷のつらゝも堅閉、松吹風も膚にしむ。去ぬだに寒きに、褌計に裸也。三

阿坊―地獄の獄卒阿坊羅刹の事

ば信用し給はず、能々思慮すべき事也、内徳を顯さざれば、外相に信を取らせんとて、忍て小龍等を招、風波の難を現じて見せつる也、されば如ㇾ案に今は信伏して、切て繼たる禮義をしかく、哀に覺候、小龍一旦の騒だにも不ㇾ斜、まして無常決定の荒き風ち吹、阿坊獄卒の稠き責の來ん時は、文覺猶以叶がたし、况各に於てをや、無上世尊も入滅し給へば、高位と貴み奉國王も遁給はず、唯造れる善根ばかりぞ身をば助べき、天竺震旦をば暫置く、我朝には皇極天皇閻魔の廳に跪き、延喜聖主鐵崛苦所に墜給き、彼は正法を以て國を治、慈悲を施し民を憐給しか共、たやすき咎に報い給けり、増て渡世不善法の和殿原、叶べしとも覺えず、今度文覺惡事して伊豆國へ罷るは、佛の方便と知べし、今より後は一向に文覺が依二教訓一佛道に心をかけ給へ、一樹の陰に宿けるも、前世の契と見えたり、况數日同船の昵びをや、可ㇾ然知識と思べし、佛道に心を懸と申は、内心慈悲ありて物を憐、常に墓なき世を疎んで佛を念じ悟りを開と思へば、佛臨終に決定して來迎し給ふ、所以に觀音勢至阿彌陀如來、無數の聖主諸共に弘誓の船に棹して、生死の苦海を渡り、寶蓮臺の上に往生して菩提の彼岸に遊ばん事、誰か是を望まじやと、賢き父の愚なる子を敎ふる樣に、泣口說敎訓したりければ、金とらんとて五條天神の鳥居

煩しくして云々―此世の繫累多く永住の地ならざるを云ふ

無實なれども―眞實に佛法歸依の精神は無けれども

答、可レ被二守護一身也、況佛法興隆と誓たれば、文覺こそ神護寺を修理して佛法を興隆し、不斷の行法を居て平等の得脫を祈らんと云志深ければ、第三の願に答らんと覺、其に和殿原までも奉レ被レ惡ども、八大龍王は如何計かは憐守給らん、斯る聖敎の道理を覺たれば、小龍などは物の數共存ぜず、去ば龍王めく〳〵とも申侍る也、さ申和殿原とても、孝養の志も深、煩しくして而も住はつまじき世を厭ひて、入道出家し給、閑林に閉籠、佛法をも興隆し給はば、八大龍王に被二守護一給はん事は疑なし、必しも文覺一人を守らんと誓たるには非、相構々々殿原も親に孝養の志深うして、佛法に志を運給へ、今生後生の大なる幸なるべし、夢幻の世中有かとすれば更になし、徒に身を苦めて、悉く惡趣に歎ん事心憂かるべし、さても〳〵法皇の邪見こそ糸惜けれ、さこそ邊土小國の主と申さんからに、僅の助成を恨、興隆佛法の法師等をなくなし給事の糸惜さよ、八大龍王いかばかり本意なく思給らん、守護の天童も定て嗔りをこそ成給らめ、いざいざ殿原後に思合給へよ、災害は只今有ぬと覺ゆる者をや、大國の王は破戒なれども比丘をば敬、無實なれども勸進をば奉加す、況文覺全く妻子を養はん爲に非、誑惑不善の勸に非ず、和殿原さへ相そへて、佛法疎略の人共にて、道理を責て申とも、文覺が口狀を

分段—分段生死の境の略、三界の巷

三匝—三周

也、三世の智惠を極て十方世界に明也、然れども猶御心に叶はぬ御事やおはしますと申。時に佛答て云、我能萬德圓滿して自在の身を得れども、心に叶ぬ事二種あり、一には娑婆に久住して、常に說法して衆生を利益せんと思へ共、分段無常の境は、百年の內に涅槃の雲に隱なんとす、是心に任ぬ愁也、二には我涅槃の後、若善根の衆生ありと云とも、爲二魔王一被二障碍一て、所願成就の者有べからず、其善根の衆生を誰に誂置べき共覺ず、是又大なる歎也と宣き、于レ時八大龍王座を起、佛を三匝して威儀を調、尊顏を奉レ守て、三種の大願を發て云、一我願入二涅槃一後、孝養報恩の者を守護すべき、二我願佛入二涅槃一後、閑林出家の者を可二守護一、三我願佛入二涅槃一後、可レ守二護佛法興隆者一、此三の願を心に案ずれば、併から文覺が身の上にあり、法師は加樣に心急々にして、時々物狂の樣なれども、母は吾を生んとて難產して死ぬ、父には三歲の時別ぬ、憑む方なき孤子なれば、幼なき子を思おきけん父母の心の中、いかばかりの事案じけんと思へば、親を思ふ志今に不レ淺、妻に後れて出家入道すれども、本意は只至孝報恩の道念より起れり、八大龍王の第一の願に答て、被二守護一べき身也、閑林出家と誓たれば、十八歲にして入道して、再在家に歸らず、更に人に諂事なし、猶山林流浪の行人也、第二の願に

職士定使—國府郡廳などの下役人

すは—こゝには偖こその義

娑伽羅龍王、和脩吉龍王、德叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯龍王、優鉢羅龍王等、各與若干百千眷屬俱と說けり、此龍王達は面々に百千萬億の眷屬を具して、蒼溟三千の波の底に、金銀七寶の寶を以、八萬四千の宮造して、億千の龍女にかしづかれて居住せり、此奈に鳴行く奴原は、八大龍王の眷屬の、又從者の〳〵、百重ばかりにも及び難き小龍也、去共夏天の暑に雲を起し雨を降して、五穀を養ふ事は目出事ぞや、たとへば諸國の人民百姓が許に、職士定使とて尫弱の奴原が、家園に鳴廻ば、怖恐て相構て僻事をせじ理を失はじとて、所を治家を治むれども、實の十善の君の、玉の臺日の御座に御渡あるをば下﨟は知り進せぬ定也、其にさしも氣高き八大龍王は、文覺を守護せんと云誓あり、況や小龍共が不レ知二案内一、危くも煩をなす時に、只今名乘たれば、すは海上は靜りぬるはと云。國澄又問て云、左程に氣高う御座ける八大龍王は、いかなる志にて文覺御坊をば守護し進んとは誓給たるやらんと。文覺答て云、いみじくも問給たり。

○龍神守二三種心一事

昔釋迦如來在世說法の時、八大龍王參りて佛に向つて申樣は、佛德尊高にして萬德自在

須彌山を同る四海の稱

領送使―前に兩送使とありし者卽是也

去ども文覺が云事、龍神の心にや叶ひけん、沖吹風も和て岸打浪も靜也。其時にこそ舟中の者共は安堵しつゝ、穴貴々々、是程に龍王を隨へ給程の上人を、忝も舌の和なる儘に、口に任て訕申ける事の淺猿さよ、いかに加樣の貴人をば奉ㇾ流やらんとてこそ悅びけれ。是又觀音利生悲願の目出たき故也。故に法華經には、縱巨海に漂流すと云とも、觀音を念ぜば波浪に沒する事なからんと云へり。文覺大悲の本誓を仰、千手の神咒を持故に、內德外に顯て、風波の難をぞ遁れける。角て文覺云けるは、如何に殿原自今以後は知べし、勤行精進の在俗よりは、無智無行の比丘は勝たりとて、懶惰懈怠なれども、僧をば敬ふ習ぞ、法師此舟に乘ずば、誰か一人も助るべきとて氣色して、千手陀羅尼を誦しければ、其後は楫取已下の輩、手水を捧履を取、主從の禮よりも猶深して、事外にぞ敬屈しける。領送使國澄も、今こそ始て貴き人とも思知けれ、常に對面して物語しける中に、國澄問云、抑當時世間に鳴渡雷をこそ龍王と知りて侍るに、其外に又大龍王の御座樣に仰候つるは、いかなる事にて侍るやらんといへば、文覺答て云、此等に鳴雷は、龍神とは云ながら尫弱の奴原也、あれは大龍王の邊にも寄つかず、履を取までもなき小龍めらなり、八大龍王とて、法華經の同聞衆に有ニ八龍王一、難陀龍王、跋難陀龍王、

物がくさければ―懶ければ・大儀なれば

第八外海―四大海の外なる小海

四大海水―

の心にて、蒙二勅勘一遠國へも下るぞかしなど申あへり。文覺聞て良在て這起、口說言はさて歟、あゝ云も道理也、命共が惜ければ、臥も理と思へ、悶るも理物がくさければ起ず、但餘に歎くが不便なるに、波風やめて見せんとて、舟艫頭に立跨て、沖の方を睨へて、龍王や候龍王や候、いかに海龍王共はなきか、曳々とぞ呼だりける。舟中の者ども、こは如何なる事ぞや、淺猿や斯折節には龍王御前ともこそかしづき申すべき、惡口申ていとゞ龍神の御腹立進なんず、中々詮なく起にけりと、悲しき中にも今少怖しさぞまさりける。去ば角な宣そと制しけれども、文覺は念珠押捻、大の聲のしはがれたるを以て申けるは、海龍王神も慥に聞、此船中には大願發たる文覺が乘つたる也、我昔より千手經の持者として、深く觀音の悲願を憑、龍神八部正しく如來說敎の砌にして、千手の持者を守護せんと云誓を發すに非ずや、されば文覺を守らずば誰をか可レ守、吾船をば手に捧、頭に載ても行べき所へは送べし、さまでこそなからめ、浪風を發條あら奇怪や奇怪や、忽に風を和げ波を靜よ、と云事を聞ずば、第八外海の小龍めら、四大海水の八大龍王に仰附てなく成べしとて嗔りける。是を聞者どもが、いや〳〵此僧は敢て物狂にて有けり、聞く共聞じ、加樣の者が乘たれば、懸惡風にも合にこそとつぶやきけり。

ひのくまく
にかゝすの
二社、黑懸
は國懸

所作―勸め
働く

に船を著、熊野山を伏拜、南海道より漕廻て、遠江國名田沖にぞ浮だる。折節黑風俄に吹起、波蓬萊を上ければ、こはいかゞせんと上下周章騒けり。思々に佛を念じ、口々に祈事して泣悲みければ、水手梶取帆を引沈石を下し、荷を刎船を直けれ共、いとゞ波風烈しくして爲方なければ、聲を揚てぞ喚叫ける。去ども文覺は舟耳を枕として、高息引かきて臥たり。梶取等文覺が傍に寄、良上人御房、いかに加程の大風に打とけ眠り給ぞ、起て祈し給へと、起せ共〳〵不動。餘に強く起されて、頭ばかりを持舉て、久物は不食、身は疲たり、所作すべき力なし、但痛くな騒そ、法師らがあらん限はよも苦からじ、波風の止程は、唯たれ〳〵も共にねよとて、又引かづきて臥。淺猿き中にも惡まぬ人はなし。風は彌吹しぼり、船耳に浪越ければ、今は櫓を取梶を直に及ばず、舟底に倒伏て音を揚て喚きけれ共、文覺は泣もせず起もあがらず、ふせりながら穴面白と聲歎してぞ有ける。口々に申けるは、穴不當の僧の事樣や、無慙也々々々、出家染衣の形と成なば、叶はぬまでも經をよみ念珠を捻りて、慈悲を起し祈誓すべき事ぞかし、其に我身をさへ思はずして、只今波の下に沈んずる者が、いかなる心なれば、起も上らず、剩穴面白など云事、不思議さよ、誠や無智も無行も、僧は國の盜と佛の仰にて有けるぞ、あの不當

金輪際―大地の下百六十萬由旬に在り

日前黑懸―

からめ、所生の所に來て親類骨肉に被守護、恥と思心もなく、猶不當の惡口振舞して、我等をさへ心憂目見する事口惜さよと云處に、有し梶取が進出て、惣不當の大麁言の御房也、金百兩五條天神の鳥居の下に埋たりと宣し時に、人にも知せず親き者ばかり少々相連て、終夜堀共々終になし、結句は鳥居の柱堀倒して、淺猿さに逃下たりと云。文覺親き者に謗られて、大に腹立しける中に、梶取めらをすかし負せたりと嬉しくて、やをれ舟子共よ、此大地の底は金輪際とて金を敷滿ちたり、など其までは堀ざりけるぞ、但法師が埋たる金は北野天神の鳥居の事也、五條天神には非、今一度上て堀直せとて、ふしころびてぞ咲ける。其後一門の者共に向て、目を見はり嗔聲にて云けるは、法師は若より千手經の持者にて、二十八部衆、番を結んで守護し給へば、友ほしと不思、己れ等に守られずば法師侘べきか、いかに守共、逃失んと思はば可安、一門の中に、斯る貴き上人が出來て、院御所迄もさる者有と被知召たるは、親き奴原が非面目乎、是こそ錦の袴著て故鄕に歸たるにはあれ、其に不當也など聊も思申條奇恠也と云て、又散々に惡口しけり。角て文覺は渡邊に四五日ぞ有ける。是より舟に乘、國澄に相具して、住吉、住江、和歌吹上、玉津島明神を伏拜、日前黑懸をよそに見て、由良湊、田部の沖、新宮浦

僞る

召人―四人の當字

不調―父母もなく放埒なるを云ふ

後は音もせず、文覺は惡き奴原哉と思て、曉方に念珠押揉、忍聲にて南無歸命頂禮、高雄山の護法天童、爲㆓神護寺造營㆒勸進用途にて、金百兩を買、五條天神の鳥居を左の柱の根三尺が底に埋て候、文覺上洛の程、夜の守晝の守と令㆓守護㆒給へと祈誓しけり。梶取ども目を醒して、互に頭を振合て悦けり。明るや遲し、四五人京へ上り、夜に入りて五條天神の鳥居の左の柱根を三尺ほりたれ共金もなし、五尺計掘たれ共なかりければ、一人が云けるは、夜の耳にてはあり、而も忍音に云つれば、右の柱を左と聞てもや有らんとて、右の柱を四五尺掘たれども、鳥居は倒て金はなし。淺猿とて逃下ぬ。明日は五條渡、西洞院在地人集て、是は不思議の物恠ぞ、我は夢に見たりつる事、我は烏の此邊に集りたる事など申て、何樣にも天神を宥奉べしとて臨時の祭し、鳥居を造り替、優々敷經營にぞ有ける。伊豆守仲綱が依㆓下知㆒國澄暫渡邊に逗留す。又文覺大事の召人也、よく〳〵守護すべきと云下たりければ、渡邊黨番に結で是を守、夜は通夜寢ず、内へ外へ出入て、晝は終日に立ぬ居ぬ。湯よ水よと云て、人をも安く置ず、聊も命に背けば散散に惡口して、親者もてあつかへり。云ける事は、穴無慙や、少くより不調也と見し者は、終に果して憂目を見ぞとよ、故郷には錦の袴を著て歸とこそ云に、さまでこそな

しと口々に訇けれ共、文覺は猶奇異にをかしき事に思て、座にもたまらず笑飽て申けるは、殿原や中直りして物申て聞せん、されば觀音に利生を申人は嗚呼の事にてある歟、月詣日參、夜も晝も踵を繼て參る上下男女道俗貴賤は、皆嗚呼の事かは、文覺をば惡口すると宣へども、己等こそ增て惡口の者よ、法師は法皇を惡口とて、伊豆國へ被レ流、己等は觀音を惡口すれば、地獄釜へ流さるべき也、抑觀音の利生をば、いか程の事とか思、法華經八卷に若有人受持六十二億恒河砂、菩薩名字復盡形供養、飲食衣服臥具醫藥、四種功德と、只一時也とも觀音の名號を念じて禮拜せん功德と、正等にして異事無と說れたり、されば大悲無窮の菩薩也、廣大圓滿の利生也、其に己等が貪欲に住して、物もたぬ法師に物を乞へば、物持たる觀音に物乞奉りて己等に給はれとて、消息やるを嗚呼也と云ば、さらばさて有かし、嗚呼の者共とて、又念誦うちして睨へたり。力及ぬ法師哉とて、鳥羽の南門より船を出す。事に觸て情なくこそ當りけれ。其夜は渡邊に著ぬ。水手梶取も、同一所に宿けり。文覺は內にあり、梶取は緣に臥たり、遣戸一を隔たり。夜さし更て梶取が云けるは、哀此上人は勸進の用途は多く持給たるらん、勅勘の人なれば、いつか歸上給はんずらん、何とかなして枉惑し、とらんなど樣々に私語て、其

鵝眼—通貨
糶牙—精げたる米
立すゑて—憤怒の氣充ち滿ちて

の人を尋ね出して來れり。文覺は手書を近呼寄て、良物語りして、其後放免共に、やゝ殿原聞給へ、木に附蟲は木を噛、萱に付く蟲は萱を啄と云事あり、能者を請じて能を顯すには必酒を進、引出物をするは習ひ也、然も土產所望の文也、乞食だにも門出とて祝事ぞかし、虛口にては福樂無、先手書を能々翫奉べし、去ずば書給べからずと云。其時下部共定もなき事ゆゑに、をこがましとは思へども、支へては云人を請じて、さすが片腹痛さにいなとは云ず、直垂質におきて、酒肴買よせてよく〳〵進せ、腰刀一引出物にたぶ。手書の僧酒飮引出物懷中して後、墨磨筆染て、御文は何樣にと申。文覺が申さん樣に、少も違へず書給へとて、爲高雄神護寺修造勸進、於法住寺御所奏聞之處、聊蒙勅勘下向伊豆國候、抑浮雲之身、雖非可惜朝露之命、猶以難捨候哉、爲旅粮所奉預之鵝眼百貫糶牙百石、付使者可申請候、恐々謹言、月日、文覺、と書せて立文たり。表書をば誰と可書候ぞと問ば、文覺打笑て、清水寺觀音御房と書給へとぞ云ける。よに可笑事なれども、放免共は腹を立すゑて不咲、文覺一人のみぞ手を扣て笑ける。下部共不安思て、和僧のさのみ聽の御使を可欺事やはある、奴原とてだにも不思議に思ふに、紙ぞ手書ぞ酒よ引出物よとて、係る嗚呼の事申條後悔し給な、思知べ

實の證云々―危急の場合には賴み甲斐ある人ぞ

如法雜紙―素より下部の用紙なれば身分相應の粗末なる紙

○文覺淸水狀天神金事

去程に東山にこそ後生までもと契りて、常に行睨ぶ事はなけれ共、朝夕に難ㇾ忘思被ㇾ思たる人はあれ、縱無間の底までも身に代ぬ人也、よに憑む甲斐在て、實の證には叶ぬべき人ぞ、さらば實に道の土產にも大切也、殿原にも志をも申、吉酒をもめさせん、硯紙まうけ給へと云。下部悅て硯借よせ紙買儲たり。文覺紙を取向て見れば、如法雜紙也。見まゝに奇怪なる奴原が紙の樣かな、人の品をば消息にて知事也、吉紙を尋て進よ、これ人のために非ず、只今物儲て取せんずるぞとて投返す。放免ども惡き僧の詞かな、奴原とは何事ぞ、いざ咎めんと云けるを、其中に制して、暫一天の君をだにも惡口申物狂也、天狗の樣なる者なれば、何ともいへ、人々敗者にいはれてこそ恥にも及べ、其上唯今物乞てえさせんと云人に、躍合て要事なしとて、上品の紙の神妙なるを尋出して進る。文覺申けるは、法師はよに腹惡者にて惡口申て候けり、中直りし奉、抑我は天性筆をとらぬ者也、能書ん人を請じ給へ、件の人は目も心も辱しき人也、文樣尋常なるべしと云ければ、穴煩しの御房やとは思へども、若興ある事や有と思て、其邊に走廻りて能書

申さんや—況んや

身の計云々—御自分の御爲にも又人の爲にも

へ流罪の由にて、當時の國務也ければ、源三位入道の子息仲綱に被₂仰付₁ぬ。仲綱これを召渡して、薩摩兵衛省に仰て、下遣すべき支度あり。院より廳の下部二人附られたり。折節伊豆住人近藤四郎國澄と云ふ者、年貢運送の爲に南海道より舟に乘りて上たりけるが、下ける戻舟に乘て、慥に國に附よと言傳らる。廳の下部放免二人も下向すべきにて有けるが、文覺に語けるは、廳の下部の習、懸事に附てこそ自酒をも一度飮事にて候へ、去ばこそ又折々に芳心をも申事なれ、上人御房程ならぬ人だにも、人には訪をも乞事に候、申さんや御房は貴とき人にて御座上、京白川に知人多くぞおはすらん、觸廻らして國の土産道の粮物にも所望し給へかし、只官食ばかりにては慰も有まじ、且は身の計をも存、又人の心をも兼給へかしと樣々敎訓しけり。文覺思ひけるは、法師は上下男女勸進の僧也、左樣の佛物すかしとらんとて云にこそと思ければ、返事には、緣者知音も身が身にてある時こそ自ら芳心もあれ、入道出家の後は、諂心なければ得意取事もなし、親類骨肉にも近づく事なければ、問被₂問₁ずして十餘年にも成ぬ。然べき者あるらん共覺えず、縱ありとも有甲斐あらじ、大方は我人に物を與ふるにこそ得意知る人は多けれ、法師は人を勸進して人に物を乞へば、うとむ者はあれども親む者はなし。

輪王―轉輪聖王の事、須彌四州を統領する大王

御助成のなき事を安からず思て、京中白川大路、門人の集りたる所にては、淺増くいまはしき事をのみぞ云ける。黑衣の裳短きに、黑袴脛高に著、同色の袈裟懸て、太刀を腰に横へ指、縄緒の平獸はきて、勸進帳を手ににぎり、世にも恐れず口もへらず、知も知ぬも人に會て云けるは、こゝの闕たるは院の所爲よ、頭の腫たるは法皇の所行ぞかし、蒸物に合て腰がらみとて、法住寺殿の御所の前を、東西南北にらみ廻りけり。

○文覺流罪事

官位を高砂の松によそへて祝とも、春降雪と水泡消ん事こそ程なけれ、輪王位高けれど、七寶終に身にそはず、況下界小國の王位程こそ危ふけれ、十善帝位に誇つゝ、百官前後に隨へど、冥途の旅に出ぬれば、造れる罪ぞ身を責る、南無阿彌陀佛々々、いつまでいつまで春夏は旱、秋冬は洪水、五穀には實ならず、五畿七道は兵亂、家門には哀聲、臣下卿相煩て、君憂目を見給べし、世中は唯今に打返さんずる者を、安き程の奉加をな、阿彌陀佛阿彌陀佛と高念佛申て、因果は糺縄の如、人に辛目みせ給る代は、去共々々とて上下に通ければ、及二天聽一公卿僉議ありて、此僧を京中に置ては惡かりなんとて、伊豆國

左こそ云々—然はいふ者の

右の獄—中御門堀川に在り、西獄ともいふ

しひずーひるまず

に預たれば、主の烏帽子打落し突倒たる遺恨さに、首をも斬、足手をももがばやと思へども、御許しなければ、事にふれて辛目をぞ見せける。左こそいはんながらに、無慙や佛法者にてあるものを、袈裟衣著たる者は、清淨の上人にて有ものを、蒸物におひて腰搦みの風情哉と哀む人も有けり。主の資行は少物に心得たる者にて、仇をば恩を以て報ずと云事也、さのみつらく當べからず、何事も前世の事ぞ、且は資行が發心の因緣、善知識と存ず、自今以後は佛道に入りて後生を欣べしとて、髮をばそらざりけれ共、妻子を放れて閑亭の翁とぞ成にける。身は朝廷に仕へながら、心は佛道を望、烏帽子被ㇾ打落ㇾ往生を遂べき宿習にこそ、禍は福と云事は加樣の事にや、順緣逆緣とりぐ也。

さて文覺は右の獄に入られたりけれ共、惡口は止ず、日月地に墜給はず、三寶爭か捨給べき、去共神護寺の鎭守護法、とりぐに利生を現じ給へと、手を合念珠を捻ければ、獄中の者共も、身の毛竪てぞ覺ける。さればにや上西門の女院、指たる御惱もましまさずして、御寢なる樣にて隱れさせ給にけり。上下騷て一天晩たるが如し。天子千行の淚は春の雨よりも滋く、階下九廻の炎は劫火よりも苦。非常の大赦被ㇾ行けり。文覺先獄を出、悔ㇾ先非ㇾ後慮りありて、暫は引籠ても在べきに、尙もしひず勸進する事如ㇾ元、法皇の

る本意の轉、物怪等の乘り移れる者を云ふ

不當の奴―不過の者

大人云々―孟子離婁篇に見ゆ

し、平判官資行が下部に給。資行は烏帽子被ニ打落ニて面目なし。右宗は預ニ御感ニ右馬大夫に被レ成けり。文覺は悲き目をば見たれ共、少も口はへらず、門外に引張られながら、御所の方を睨へて、天子の親とも覺ず、死生不レ知の事せさせ給ぬる者哉、袈裟かけ衣著たる僧の、發心修行して造營濟度せんとするを、打張そ頸突とは宣ふべしともおぼえず、斯る惡王の代に生合ける文覺が身の程こそ不當の奴にては侍べれ、御座席に御座師長公は、讀書し給たる賢臣とこそ承に、孝經を以て親の頰打風情かな、貞觀政要の中に大人は赤子の心をも失はずとこそ申たれ、臣愚癡君被レ罰といへり、古文少も違はじものを、況文覺と云は、發菩提心の後、淨行持律の聖也、興隆佛法の勸進也、返々も口惜き事せさせ給へる君哉、賢王明德の道は、弊民を育を以て先とす、況や剃髮染衣の僧をや、それに打擲刄傷に及條、希代の不思議也、世は已末世になり極れり、穴無慚の人共や、夢幻の榮花をのみ面白き事に思て、三途常沒の猛火に燋ん事を不レ知、只今文覺が加樣にせらるゝ事は、全く身の恥に非、臣下卿相を始として、己等が恥と思給べし、但後生までは遙也、遠は三年近くは三月が中に、思知せ申さんずるぞ、さり共後悔こそし給はんずらめと、御所中響けと叫けり。不思議の法師の惡口かなとて、以ニ手綱ニ縛て資行が下部

荒鄕―荒果たる莊園

文殊菩薩―華嚴二聖の一、釋尊の左側蓮華上に坐す

護法付―山伏等が物怪病氣等を調伏し保護す

也、同死する命ならば、大願の代に死すべし、死骸を朝庭にさらして、面目を閻魔の廳にて施す事身の幸也、造營の有無、唯法皇の御計たるべし、五畿七箇道所ひろし、などか荒鄕一所給て、貧道破壞の伽藍を助給はざらん、詩歌管絃は今上一旦の遊、卿相雲客も現世片時の臣也、いつまでか伴いつまでか翫給べき、無常の風は朝にも吹、夕べにも吹、期二明日一御座べしや、暫長夜の御眠醒奉らん爲、聊妙法の音をあげて勸進帳を讀侍る、全く僻事に非、淺猿き田父野人だにも、程々に隨て後生をば恐侍ぞかし、況萬乘の國主として、聖衆の來迎を期し給はざらんや、文覺が所レ持刀は人を切んとにはあらず、放逸邪見の鬼神を切、慳貪無道の魔緣を拂はんとなるべし、是又文覺が刀に非、大聖文殊の智惠の劍也、不動明王の降伏の劍也、文覺更に惡事なし、上求菩提下化衆生の方便也、とく〳〵一分の慈悲をたれ給へとて、護法の付たる者の樣に、躍上踊上て出ざりけり。其時信濃國住人安藤右馬大夫右宗、武者所にて候けるが、走向て太刀のみねにて、左の肩を頸懸けて、したゝかに打たりけるに、少ひるみけるを、太刀を捨て得たりおうと懷く。文覺は右宗が小がひなを突貫、右宗乍レ突不レ放、成レ上成レ下あちへころびこちへころびて勝負見えず。其後集寄て、かく〳〵摚して門より外へ引出

噪し立て騒ぎ廻らんと
どよみ—騒動
閑所—靜なる所

資行が烏帽子打落、やゝ胸つきて、眞仰に突倒す、資行餘に強く突れて度を失ひ、烏帽子もとらず本どりはなちにて、阿容々々とはひ起て、大床の上に逃上る。階下庭上、おれはいかに〳〵、狼藉也とどよみにてぞ有りける。恥辱などとは云計なし。大床に立ながら暫く心を鎭て、あゝ去る夜の夢見惡かりける事は此事也とて、閑所の方へ行ぬ。昔も今も昇殿を免るゝ事は、高名にこそよる事なるに、資行は不覺を現じて、大床に上、さまでなき振舞也とぞ人咲ける。北面の者共狼藉を爲レ鎭十人計はしりかゝる處に、文覺勸進帳をば左の手に取渡し、右の手には懐より刀を拔出、靑には馬の尾を組巻き、一尺餘なる刀の、日に輝て如レ氷。長七尺計なる法師の、而も大力にて、衣の袖に玉だすき上、眉の毛を逆になし、血眼に見て庭上を狂廻ければ、思懸ぬ俄事ではあり、こはいかゞせんと上下騷けり。此法師の體、殿上までも狂參り氣也ければ、法皇も御座を立せまし〳〵、公卿殿上人も閑所に立忍給けり。宮内判官公朝が、其時は兵衛尉にて北面に候けるが、近づき寄て誘けるは、やゝ上人御房、可二搦捕一之由御氣色也、恥レ見給ぬ先に被二罷出一よと云ければ、文覺罷出まじ、院中の御助成を憑進せてこそ此大願をも思立てあれ、只空くていでん事は、大願の空くなるにて有べし、大願空成ならば、命生て無要

紅葉の比―法皇御歳今年五十三に成らせ給ふ

事がな笛ふかん―何事か起れかし

鍾と名く。當知土與金は陰陽の義にて、男女相應の儀式也。故に法皇と女院との御前なれば、圓滿相應の御祈とて、黄鍾に調べたり。又此調子は呂の音也。名之喜悦の音とす。又五行の中には火土也、五方の中には南方也。生住異滅四相の中には、住の位也。住居とは、人の齡にあつる時は、三十以後、四十以前の比也、されば源少將も、其時は盛過て三十一也、法皇の御齡は紅葉比に移らせ給たりけれ共、春祝猶夏の景氣に調べたり。四位少納言盛定は、樓王が跡を傳て、簫を吹給けり。閑院中將公隆は、時々和琴を搔鳴して、風俗催馬樂を歌ひ澄せり。右馬頭資時は、今樣朗詠して銘心腑、凡而々重寶の樂器を調べて、當時秀逸の人々が心を澄して奏しければ、聖衆翻袂、天人雲にのり給らんと面白かりければ、上下感涙を押へて、玉の簾錦帳靈々たり。法皇も御感の餘、時々は唱歌せさせ御座ける御座席也ける半計に、こき墨染の奇に、思もよらぬ大法師、調子亂るゝ大音にて、片言がちなる勸進帳を讀たれば、只天魔の所爲と淺增くて、上下萬人興を醒せり。こは何事ぞ、北面の者共はなきか、急ぎそくび突と仰なり。さなきだにも、事がな笛ふかんと思ける北面の下臈共、我も〳〵と走向ける中に、平判官資行、左右なく走懸りけるを、文覺勸進帳を取直して、拳も軸も一になれ、と把堅めて

翫弄遊戯と云ふに同じ

覆輪—緣を金銀等にて覆へる物の總稱

被申たりければ、明神哀と思召、涙を流して、さらば汝に預と被仰と見て夢覺にけり。後朝に左大臣述懐して云く、

予捨身命惜妙法神投靈竹垂感涙

とて、大臣も涙を流して悦給ける笛也、さてこそ此笛をば紅葉とは申けれ。夢想の後は、彌寶物と思て持給たりける程に、村上帝の御宇、天德四年に內裡燒亡の時、いかゞし給たりけん、落して失ひ給にけり。是直事にあらず、住吉明神の被召返けるにや、其後儲給たりける笛の、有し紅葉に少しも不違ければ、是をも角ぞ名たる。其子孫にて資賢の傳ける笛は、後の紅葉にぞ有し。資賢孫源少將雅賢は笙の笛の役也。笙笛をば鳳管と云。昔令公と云し鳳凰の啼音を聞て此笛を作れり。千字文には、鳴鳳在樹白駒啄場とて、明王の代には必鳳凰來て庭前の木に栖と云事なれば、此雅賢も常には參て、鳳鳴を吟じて龍顏に奉仕、殊鳳管の上手にて、今日も被召て早參せり。水精の管に黃金の覆輪を置たる笛にて、黃鍾調の調子をとる。黃鍾調と申は、心の臟より出る息の響也、此臟の音は、逆に乙の音より高甲の音に上る間、脾臟の上音に同す、順に甲の音より乙の音に下る時は、肺臟の金の音に同す、故に土の色を黃と名け、金の色を

堪能の事前に委し

結番—交代上番の義、神明の王城守護の事前にも見えたり

逍遙戯論—

じ給ひけるにこそ陰雲速に起て甚雨頻に降けれ。圖知ぬ靈神曲を感と云事を、さてこそ異名には雨の大臣とは申けれ。按察使大納言資賢は笛の役也。彼笛は紅葉と云名物なり。名を紅葉と云事は、資賢の先祖に、一條左大臣雅信と云人は、宇多天皇には御孫、敦實親王には長男也、雅信公參內の時、內裏にて奇笛を被求たり。事様世に難有笛也ければ、妙にも是を取出さず、秘藏せられて重寶也。或夜夢想之告あり、白髮たる老翁來て語て云、汝不知や、我は是住吉明神也、昔紅葉の比大井川にて諸の神々と遊しに、嵐の山に風吹ば、川瀬に紅葉散下る、最面白見し程に紅葉に相交、空より靈笛の雨しをとらせ給て、其後御身を離さずして、名を紅葉と付て祕藏したりしを、內裏守護の時、結番過て還しに落したりしを、汝求得之たり、忽に我に返進せよと仰ければ、雅信申様、此笛を求得て後は家財數に非ず、是のみ重寶と存じて、子孫に相傳すべき由深く存ずれば返進にあたはず、縱命をば被召とも、笛をば惜侍るべきと申ければ、明神重て仰けるは、さらば汝が身に一の寶あり、唐本の法華經是也、我年來所望也、笛の代に經を與へよと仰ければ、雅信卿夢の内に打案じて、笛は今生一旦の翫物、經は當來得脫の資緣也、恐くは皆成佛道の法を以て、爭か逍遙戯論の財に替んなれば、笛をこそ被召候はめと

佛敎の經文全部
無常觀門—六觀門の一
聚砂爲云々—華嚴經に出づ
師長—琵琶

軸々明ニ佛種之因ニ隨緣至誠之法、一無レ不レ屆ニ菩提之彼岸ニ、故文覺無常觀門落レ涙、催ニ上下親族之結緣ニ、上品蓮臺運レ心、建ニ等妙覺王之靈場ニ也、抑高雄者、山堆而顯ニ鷲峯山之梢ニ、洞禪而鋪ニ商山洞之苔ニ、岩泉咽而曳レ布、嶺猿叫而遊レ枝、人里境遠而無ニ囂塵ニ、師跡棲好而有ニ信心ニ、地形勝、尤可レ崇ニ佛法ニ、奉加微々、誰不ニ助成ニ乎、夙聞聚砂爲佛塔之功德、忽感ニ佛因ニ、何況於ニ一紙半錢之寶財ニ乎、願建立成就、而禁闕鳳曆御願圓滿、乃至都鄙遠近親疎黎民、緇素歌ニ堯舜無爲之化ニ、披ニ椿葉再改之咲ニ、況聖靈幽儀前後大小、速至ニ一佛菩提之臺ニ、必翫ニ三身滿德之月ニ、仍勸進修行之趣、蓋以如レ件。

治承三年三月日　　文覺敬白

とぞ讀たりける。御前の管絃の座には、妙音院太政大臣師長公琵琶役、此大臣は琵琶の上手にて、神慮にも相應し、無雙の勝事多かりけり。欲界の天人も度々天降給へり。されば一年蒼天雲を拂ひ赤日旬を涉て、天下旱魃あり。神泉苑にて請雨經の祕法を行れ、其外山々寺々の有驗智德に仰て御祈禱有けるに、無ニ其驗ニ、畿內遠國忽損じ、人民百姓歎悲けるに、此師長公宣旨を蒙、日吉社大宮の神前にて琵琶を調べ、さま〴〵祕曲を彈

御前無骨—御前に推參する事の如何に無骨なるかを

三毒—貪瞋癡

四慢—增上卑下我慢邪慢

牟尼憲法—

上す。御遊の折節なるに依て、奏者此由を申入れず、文覺終日相待けれ共、如何にと云事もなかりければ、御前無骨也とは爭知べきなれば、聞召入れざるにこそと心得て、天性不當の物狂也ければ、是非の案内にも及ず、常の御所の御坪の方へ進參りて、珍からぬ管絃哉、機嫌もなき御遊哉、我貧道無緣の身たりといへ共、高雄山の神護寺を修造建立して、佛法を住持し、王法を祈誓し、衆生を利益せんと云大願あり、況や大慈大悲の君十善萬乘の主として、などか輒く御奉加聞召入られず、口惜き御事にこそ、大願之意趣、御聽聞有べきとて、勸進帳をさつとひろげ、調子も知ず、大音聲を放上て讀之。

勸進僧文覺敬白

請殊蒙貴賤道俗助成高雄山靈地建立一院令勤修二世安樂大利勸進狀

夫以眞如廣大、雖斷生佛之假名、法性隨妄之雲厚覆、自聳十二因緣之峯以降、本有心蓮之月光幽、而未顯三毒四慢之大虛、悲哉佛日早沒、生死流轉之衢冥々兮、唯耽色耽酒、未謝狂象跳猿之迷、徒謗人謗法、豈免琰羅獄卒之責哉、爰文覺適拂俗塵、雖飾法衣、惡業猶意逞而造于日夜、善苗又逆耳而廢于朝暮、痛哉再歸三途之火坑、重永廻四生之苦輪、所以牟尼之憲法千萬軸、

を刻て松名に與へ給ふ。松名こゝに精舍を建立して彼本尊を安す。八幡の神松名を護給し處なれば、神護寺と名たり。故に此寺は和氣の氏寺也。宇佐宮は其時までは物仰せけれ共、係る御事も有ければ、今は何事も口入に及ずとて、現の御託宣は止けり。此寺星霜年積つて四百餘歲、草創日を重て幾千萬廻ぞ、佛閣破壞之體を見に、庭上に草繁て狐狼の栖と荒、四面垣傾て僧侶跡絕たり。扉は風に倒て落葉の下に朽、瓦は雨に被ㇾ侵て佛壇更に顯也。曉の月軒の下より漏て、自眉間の光かと誤たれ、夜の嵐板間に徹して、烏瑟の髮を梳と覺たり。悲き哉佛法僧と云鳥だにも不ㇾ音、樵夫草女の袂までも、露やおくらんと哀也。

○文覺高雄勸進附仙洞管絃事

此に文覺思ひけるは、宿因多幸にして出家入道の身をえ、破壞の堂舍を修補し、無緣の道場を相訪て、二親の菩提を助、平等の濟度をたれんこと、剃髮染衣の思出たるべし、但自力造營の事は、爭可ㇾ叶なれば、知識奉加の勸進にて、自他の利益を遍せんと思ひつゝ、十方上下の助成を申行ひける程に、或時院御所法住寺殿に參て、御奉加之由言

松名—清麻呂

脐—脛に同じ

衣冠の俗—俗人體にして衣冠したる權化の人

昔孝謙天皇御宇に、弓削道鏡と云僧あり。如意輪法を行ける利生にや、女帝に近づき奉る事を得たり、天皇御自愛の餘に、位を道鏡に讓らんと思召けれども、臣下不レ奉レ免レ之、天皇松名を召て被ニ仰含一けるは、位を道鏡に讓ぞと思召ども、臣等不レ免レ之、汝宇佐宮に詣して、正に叡慮を八幡大菩薩に申入べし、但定て御免し有べからず、然も歸京の時は必奏すべし、位を道鏡に讓る事叡慮に任すべしと八幡御返事ありと披露すべき、神明御免あらば、叡念誰か背レ之とて、勅使を被レ立けり。松名宇佐宮に參著して、謹靈神に申入處に、大菩薩の御返事に曰、豐葦原は是神國也、天孫宜ニ國政行一也、道鏡卽位更に有べからざる事也と被ニ仰含一ける。松名歸洛して案じけるは、兼の勅約は有りしか共、八幡大菩薩の仰爭か背奏すべき、專神慮に奉レ任と思て、御位を道鏡に讓らるゝ事、努々在べがらずと神勅ありと奏したりければ、天皇勅約背ニ叡慮一事を大に御憤り有て、武者に仰て松名を高雄の深山に將行て、左右の脐を被レ切けるに、松名大に叫ける。聲に付て奇雲聳來つて松名が上に懸る。雲の中に衣冠の俗ありて云、神は不レ享ニ非禮一必守ニ正直者一、我は是宇佐八幡大菩薩也、非分の不レ依レ勅して深神命を重ず、故に我來つて汝を守ると仰ければ、被レ切たる脐卽愈にけり。大菩薩こゝにして御自藥師の靈像

元服の時烏帽子を著する人を親、冠せらるゝ者を子といふ

首陽の翁云云―伯夷叔齊首陽山に逃れし故事

原憲が樞―孔子の弟子也、性狷介にして常に蓬樞甕牖の裡に棲む

北面に參る。遠藤武者盛遠とぞ云ける。少より時々物狂しきの氣ありけり。容顏は勝ざりけれ共、大の男の力強く心剛也、武藝の道人に勝て、道心もさすが在けるとかや、常には母が難產して死にける事を云て泣、父が事を戀て悲む。生年十八歳にて、糸惜き女に後れて髮を切て遁世しき。金剛八葉の峯より始て、熊野金峯、大嶺葛城、天王寺、愛宕山、高雄、嵯峨法輪、止觀院、楞嚴院、比良高峯、都て日本一州至らぬ靈地もなく、七日二七日三七日百日籠行けり。十八歳にて出家して、一十三年の間は、或時は斷食し、或時は持齋せり。春は霞に迷へども、峯に登て樒を採、夏は叢滋れども、柴の樞に香を燒、秋は紅葉に身を寄て、野分の風に袖を飜、冬は蕭索たる寒谷に、月を宿せる水を結びなんどして、山臥修行者の勤苦也。彼首陽の翁にはあらね共、蕨を折て命をのべ、原憲が樞に同して、草を綴て膚を隱せり、座禪繩床の室の内には、本尊持經の外は物なし。角て斗藪修行の後、再高雄の邊に居住して明し暮しける程に、そばに古き寺あり、神護寺と名づく。此寺は此和氣の松名が草創の伽藍、八幡大菩薩の彫刻の藥師也。

○孝謙帝愛二道鏡一附松名宇佐勅使事

面張牛皮―今の面の皮千枚張りといふに同じ
持醉ふ―困却す
烏帽子子―

後には深憑みてけり。兵衛佐も又、賢人にて有ㇾ謀者と見てければ、大事をなさんずる事、時政ならでは其人なしと思ひければ、上には恨る樣にもてなして、相背く心はなかりけり。さても廿一年の春秋を送て、年比日比もさてこそ過けるに、今年懸る謀叛を發しける事、後に聞えけるは、高雄の文覺が勸にぞ有ける。彼文覺は渡邊黨に、遠藤左近將監盛光が一男、上西門院の北面の下﨟也。其母未子なし、夫妻共に家の絶なん事を歎て長谷寺の觀音に詣て、七箇日祈申ければ、左の袖に鳶の羽を給ると夢に見て、懷妊して儲たる子也。父は六十一母は四十三にて生たる一男也。母は難産して死ぬ、父赤子を抱て歎きける程に、事の緣ありける上、便宜の方人にもと思て、丹波國保津庄の下司、春木の二郎入道道善と云者養ㇾ之けるが、三歲の時父盛光も死にけり。堅固の孤子也けれ共、血の中より手馴たれば、さすが難ㇾ捨して道善育けり。面張牛皮の童にて、心しぶとく聲高にして、親の教訓をも聞ず、人の制止事をも用ず、庄内の童を催從へて、野山を走田畠を損じ、馬牛を打張、目に餘たる不用仁也ければ、上下いかゞせんと持醉たり。十三に成ける年、一門に遠藤三郎瀧口遠光と云者呼寄て、元服せさせて烏帽子子とす。父盛光が盛を取、烏帽子親遠光が遠を取て、盛遠と名を附、父が跡を追て、上西門院の

白地—玆處には倏忽の義
外ケ濱—陸奥
折敷—片木の角盆飯器を載する物
心の勢—胸中

に志殊に深かりければ、白地に立出る樣にて、足に任ていづくを指ともなく、兼隆が宿所を逃出にけり。良程ふれども見ざりければ、怪みをなして尋求ども、向後も知らず成にけり。彼女は終夜伊豆山へ尋行て、兵衛佐の許に籠りにけり。時政兼隆此由を聞てければ、各憤を成けれ共、彼山は大衆多き所にて、武威にも不レ恐ければ、左右なく押入て奪取にも不レ能してぞ過行ける。懐島の平權頭景義此事を聞て、兵衛佐の許に馳行て、給仕用心しけり。或夜の夢に藤九郎盛長見けるは、兵衛佐足柄の矢倉嶽に尻を懸て、左の足には外の濱を蹈、右の足にては鬼界島を踏、左右の脇より日月出て光をならぶ、伊法法師金の瓶子を懐きて進出、盛綱銀の折敷に、金の盃をすゑて進寄、盛長銚子を取て酒をうけ進れば、兵衛佐三度飲と見て夢は覺にけり。盛長此事兵衛佐に語る景義申けるは、夢最上の吉夢也、征夷將軍として天下を治め給べし、日は主上、月は上皇とこそ傳奉れ、今左右の御脇より光を比給は、是國王猶將軍の勢につゝまれ、東は外濱、西は鬼界島まで歸伏し奉べし、酒は是一旦成レ酔、終にさめ本心になる、近くは三月、遠くは三年に醉の御心醒て、此夢の告一として相違事は有べからずとぞ申ける。北條四郎時政は、上には世間に恐て、兼隆を聟に取といへ共、兵衛佐の心の勢を見てければ、

大謀ー等によれるか思の外ー頼朝を攻殺さんとする企等

本地は云々ー八幡神は阿彌陀佛の權化也といふ垂迹説によれり

處制止仕れども、若思の外の事もこそ出き侍れ、立忍ばせ給へと申ければ、兵衛佐は嬉くも申たり、是年來の芳心也、入道に被二思懸一ては、いづくへか可レ遁、身に誤なければ、自害をすべきにも非、只命に任てこそはあらめとぞ答ける。野三刑部盛綱、藤九郎盛長なんどに仰含けるは、賴朝一人遁出んと思也、是にて祐親法師に故なく命を失はれん事云甲斐なし、汝等角てあらば、賴朝なしと人知べからずとて、大鹿毛と云馬に乘り、鬼武と云舍人計を具して、夜半にぞ遁出ける。道すがらも南無歸命頂禮八幡大菩薩、義家朝臣が由緒を忽に捨給はずば、征夷將軍に至つて朝家を守可レ奉レ崇二神祇一、夫猶不レ可レ叶ば、伊豆一國が主として、祐親法師を召捕て其怨を報侍べし、何れも宿運拙て不レ可レ預二神恩一ば、本地は彌陀如來に御座、速に命を召て後世を助給へとぞ祈誓し申ける。盛綱盛長は兵衛佐遁出て後は、一筋に敵の打入んずるを相待て、名を留る程の戰此時に在と思ける程に、夜も漸明にければ各出去にけり。其後北條四郎時政を相憑て過給ける程に、又彼が娘に偸に嫁てけり。北條四郎京より下ける道にて、此事を聞きて大に驚、同道して下りける前撿非違使兼隆をぞ聟に取るべき由契約してける。國に下り著ければ、不レ知體にもてなして、彼娘を取て兼隆が許へぞ遣ける。去共件の娘、兵衛佐

雑衛の爲に交代にて上番する者

いつき娘—大切に册き育てたる娘

ふしづけ—柴を水中に漬け置く樣に人を沈むる事

有大志云々—論語に小不レ忍則亂二

事なくして逃去にけり。入道内に入て妻女に問ければ、あれこそ京上し給ひたりし隙に、いつき娘のやむごとなき殿して設たる少人よと云ければ、入道嗔て誰人ぞと責問。兵衛佐殿とぞ答ける。祐親申けるは、商人修行者などを男にしたらんは、中々さても有なん、源氏の流人聟に取て、平家の御咎めあらん折は、いかゞは申べきとて、雑色三人郎等二人に仰附けて彼少子を呼出して、伊豆のまつかはの奥、白瀧の底にふしづけにせよと云ければ、三つになる少心にも、事がら懶や覺しけん、泣悶て逃去としけるを、取留て郎等に與けるこそうたてけれ。みめ事がら淸らかに、流石物に紛ふべくも見えざりければ、雑色郎等共、何にとして殺べしとも覺えず、悲しかりけれ共、強いなまば思ふ處有かとて、頸を切れん事疑なければとて、泣々懐取て彼所に具し行て、ふしづけにしてけるこそ悲けれ。娘をば呼取て、當國住人江間小次郎をぞ聟に取てける。兵衛佐此事ども聞給、嗔る心も猛く、歎く心も深して、祐親法師を討んと思心、千度百度進けれ共、大事を心に懸て其事を不レ成して、今私のあだを報いんとて、亡レ身失レ命事愚也、大きなる志有者は忘二小怨一思宥てぞ過されける。入道が子息伊東九郎祐兼竊に兵衛佐に申けるは、父入道老狂の餘り、便なき事をのみ振舞し上、猶も悪行を企んと仕、心の及

曾巻 第十八

○文覺頼朝勸ニ進謀叛一事

前右兵衛佐頼朝は、去永暦元年依ニ義朝縁坐一伊豆國へ被ニ流罪一たりけるが、武藏相模伊豆駿河の武士共、多は父祖重恩の輩也。其好忽忘べきならねば、當時平家の恩顧の者の外は頼朝に心を通はして、軍を發さば命を捨べき由、示者共數ありけり。頼朝又心に深思萌事也ければ、世の有樣をうかゞひて年月を送りけるこそ怖しけれ。伊豆國住人伊東入道祐親法師は、重代家人也けれ共、平家重恩の者にて、當國には其勢人に勝たり。娘四人あり、一人は相模國住人三浦介義明が男義連に相具したり。一人は同國の住人土肥次郎實平男遠平に相具したり。第三の女未男も無りければ、兵衛佐忍て通ける程に男子一人出來にけり。兵衛佐殊悅て寵愛す、字をば千鶴とぞ申ける。三歳と申ける年の春、少き者共あまた引具して、乳母に被懐て、前栽の花を折て遊けるを、祐親法師大番はてて國に下たりける折節見附て、此稚き者は誰人ぞと尋けれ共、乳母答る

蛙の云々——勾踐怒蛙に式する事韓非子に見ゆ

ほのめく——現出の兆あり

踐角仕へける事は、再舊里に歸て吳王を亡して本意を遂んとの計也、勾踐赦されて本國に歸ける路に、蛙の水より出て躍ければ、馬より下て是を敬ふ、奢れる者を賞する心なるべし、其後數萬の軍を起して、終に吳王夫差を亡しけり、さてこそ會稽の恥をば雪けれ、其よりしてぞ恥みるをば會稽とも申ける。

○光武天武即位事

後漢光武皇帝は、漢王莽に被責て曲陽に落しには、僅に二十八騎なりしか共、後に世を取て天下を治給けり、我朝には天武天皇、大友皇子におそはれて、吉野の奧に落させ給けるには纔に十七騎、是も位に即給、去ば運の然らしむるに有るべき事也と云ければ、平家の一門は、いかゞはすべき、天下の煩人民の歎ほのめきけり、嘉猷の種子をば忽に失べきにて有けるをと、上下怖あへりけり。

木を樵り云云―法華經を我得し事は薪こり菜摘水汲勤めてぞ得し

て誰かは流人に同意すべき、無勢にしては又素懷遂がたし、强に驚思召べからずなんど色代申ければ、入道も左こそ存ずれとぞ宣ける。

○勾踐夫差事

又內々私語けるは、恩を忘無勢なるにはよらず、只天運のしからしむるに依べき事也、其謂は、昔唐に越王勾踐、吳王夫差とて二人の國王御座しけり、互に中惡して共に傾けんとて、會稽山と云山の麓にして、度々戰ける程に、吳王は元より勢多、威すぐれたりければ、越國の軍敗れて勾踐生捕れぬ、今は力なくして降を請て歎ければ、吳王憐をたれて勾踐が命を助く、臣下諫て云、敵を宥て必後に悔あり、忽に越王の命を斷んにはしかじと申けれ共、勾踐は木を樵水を汲まではなけれ共、二心なく仕ければ、臣下の諫をも聞ざりけり、吳王病しける時、醫師を請て是を見す、醫師云、尿を人に呑せて、其味を以て命の存亡を知んと申せども、宮中の男女共に、吳王の尿を呑んと云者なし、勾踐進出て云、吾君の爲に命を被助て、其恩尤深し、尿を呑で報奉らんと申て、卽是を呑、味たがはざりければ、吳王の病愈にけり、吳王後に越王の志を悅て本國に返し遣す、勾

るは、敵に向ふ身なれば生て歸ん事難し、是や最後の見參なると語ければ、高漸離は再會の不定なる事を哀みて、筑を打てぞ慰ける、漸離は天下無雙の筑の上手也、筑とは琴の樣なる樂器也、漸離撥にて是を打しかば、聞人心を澄し目を驚す上手にて、荆軻が名殘を慕ければ、拍子に合て荆軻歌をぞうたひける、其詞に、

風蕭々兮易水寒　壯士一去不復還

とぞ云ける。荆軻亡ぬと聞えしかば、昔の友達也と云事を憚て、高漸離は貌を窶し、姓名を替て世に住居けれ共、昔より習傳たる態なれば、筑を打ぞ遊ける、上手の披露有ければ、始皇是を召て、筑を打せて常に聞給けるに、或人云けるは、是は高漸離とて荆軻が舊友也と申たれば、始皇驚て、能のいみじさに命をば助て、眼に毒藥を入て目を潰して筑を打せけり、漸離安からず思て、始皇の御座る所を撥にて打せたりければ、膝瓦にぞ打當たる、始皇大に嗔つゝ、則漸離を殺てけり、角はし給たりけれ共、始皇はうたれ給へる撥の跡瘡と成て、遂に其にて失給にけり。燕丹昔の恩を忘て、還て始皇を傾んと計しかば、已が身空く亡ぬ、然ば賴朝も平家に命を被助し者に非や、縱報謝の心こそなからめ、爭か平家を背奉べき、いかに謀叛を起とも、佛天豈赦し給べしや、北上指當

而拔二王於レ是奮レ袖超二屏風一走之云々

白虹貫日―史記鄒陽の上書中に在り

事こそ安からねと、强盛の心を起し給けるに、敵の眠る折を得て、七尺の屏風を後樣にぞ越給ふ、荊軻がはと立て、仙必の劔を以て追ざまに投懸奉、皇帝劔に恐て、銅の柱の陰に立隱給へり、彼柱は口五尺なりけるを、劔柱の半切入たり。番の醫師夏附旦と云者、不二取敢一鐵を消藥の袋を劔の上に打懸たりければ、柱なから計は切たれ共、用力失て、始皇は疵も負給はず、始皇立歸て自劔を拔出て、荊軻秦舞陽を八割にこそしたりけれ、恩を忘て還て怨害の心を發しかば、天道免給はずして、白虹日を貫て不レ通ける天變あり、通たらば始皇の命も危かるべかりけるに、貫ながら通らざりければ、天變災に非ずといへり。荊軻始皇を不二討得一して被レ殺けるに、燕丹遙に白虹の變を見て、不祥也とぞ歎ける。始皇すなはち李信と云兵に仰て、數千の軍を副て燕の太子丹を責けるに、太子衍水と云所にて空く討れにけり、後漢書に見えたり。始皇帝常に宣ひけるは、燕國は秦國の未申に在、秦國は燕國丑寅に當れり、牛に羊を合するに、羊爭か牛に勝べき、猿に虎を竝べんに、虎豈猿に負んや、されば燕丹爭か我を亡すべきと宣けるが、燕太子終に始皇帝に被レ討ぬるこそ不便なれ。荊軻大臣秦國に向けるに、高漸離と云人有て易水の邊に行合たり、年比淺からず申睨ぶる友達也、暫留て互に名殘を惜けり、荊軻が云け

五大—地水火風空

七尺云々—史記に、羅單衣可ニ裂而絶ニ八尺屏風可ニ超而越ニ鹿盧之劍可ニ負

誠に何事かは有べき、且は最後の情也と心弱ぞ相待ける、始皇大に悦て、南殿に七尺の屏風を立后を請じ奉、楊仁后御幸して七尺の屏風を中に隔て、琴をぞ彈給ける、琴の曲には桓武樂とて、武き者を和ぐる曲也けり、此曲を彈給ふ時は、空を飛鳥も落、地を走る獸も留る程に、爪音やさしき上手にて御座ける上に、今を限の別ぞと心を澄して彈給へば、さこそは哀に面白かりけめ、但荊軻が性は火性也、始皇帝は金性也、火尅金の理にて、火に金が被ㇾ尅ていかにも危く見え給ふ、され共后は水性也、調子を盤渉調に立、此調子は五大の中の水大なれば、水にかたどれり、金生水とて、金は水に生ずる者なれば、后と調子と二の水に、始皇の金が被ㇾ助て、荊軻暫ゆらへたり、水尅火とて、火は水に被ㇾ尅る事なれば、荊軻が火后の水に消ける上に、武きを和ぐる曲を彈給へば、荊軻秦舞陽、猛心ありけれ共、管絃の道には外くして、琴の曲をも不ニ聞知一、只面白しとのみ聞居たり、后終に一曲をぞ奏し給ふ、七尺の屏風は躍ば越ぬべし、一重の羅縠は引ば裁つべしと、くりかへし〳〵引給けるに、荊軻后に被ニ相尅一て、琴の音に聞とれて、惘然と成て眠けり、始皇は琴の音を聞知給たりければ、女人だにも、折に隨へば猛心も有ぞかし、我武王が中の大武王、居ながら諸侯を從へたり、小國の小臣にあひて、忽に亡びん

中處其進、直に進覽せん、何の恐れか有べきと申たりければ、誠に日比へたる朝敵也、始皇謂有とて、始皇自出給ひ、玉體荊軻に近附けり、樊於期が首を燕の太子に借奉て、始皇を亡し宿意を遂んと計けるも、少も違はざりけり、始皇件の頭を見給て、大に感じ給けり、荊軻燕國の差圖、並券契入たる箱を開て叡覽に達せんとする處に、箱の中に秋の霜冬の氷の如くなる劍あり、始皇大に驚給て座を立んとし給けるに、荊軻大臣左の手にて御衣の袖をひかへ、右の手にて劍を執、始皇の胸に指當て云、燕太子六箇年まで禁置れて、適本國に歸といへ共、是皇帝の情に非ず、併から天道の御助也、其鬱を散ぜんが爲に臣等參ぜりとて、既に劍を振んとしけるに、始皇涙を流して宣けるは、吾諸侯を隨へ、四夷を靡して、武王が中の大武王也、然而天命限ありて、今遁難き身也、但此世に思置好み殘れり、九重の中に千人の后あり、其中に最愛第一の皇后あり、玉拜殿の楊仁后と云、琴をいみじく彈、今一度彼琴の曲を聞ばやと宣へども、荊軻是を免し奉らず、始皇重て仰けるは、一寸の頸劍の下にあり、天命極て遁がたし、汝既に御衣の袖をひかへたり、我更に遁べき方を知ず、最後の所望也、何ぞ憐をかけざらんと宣へば、荊軻思けるは、吾小國の臣下として玉體に近附奉、直に始皇帝の宣旨を蒙る、角取籠奉上は、

翫其磧礫云云｜左大冲が吳都賦の文にあり

西へ九町、南北へ五町、高さ三十六丈也、大床の下には、五丈の幢を立並べたり、庭には金の砂瑠璃の砂、各十萬石を蒔、眞珠の沙百石を彩しけり、金を以て日を造、銀を以て月をかたどれり、始皇かゝる日出内裏を造てぞ住給ける。燕國の使荊軻大臣先に進參、秦舞陽は樊於期が首を鋒に貫いてつゞきて參、咸陽宮の阿房殿の玉の階を昇りけるが、秦舞陽違勅の心進つゝ、惡事や色に顯けん、膝振て昇り煩へり、内裏警固の兵等是を見とがめて、暫押へて不審を問、いかゞ答んと思煩へる處に、荊軻大臣立還、翫二其磧礫一不レ窺二玉淵一者、未レ知二驪龍之所一レ蟠也、習二其弊邑一不レ視二上邦一者、未レ知二英雄之所一レ驅也と云事あり、心に壤を翫び、玉になれざる者は、龍神の蟠り臥たる海の底をば知ざるが如に、賤き草の庵に住て、花都を不レ見者は、萬乘の主の宿れる處をば不レ知也、理や秦舞陽、埴葺の小屋に住なれて、始て都に昇りつゝ、影を浮る銀の壁、眼かゞやく金の鐺蹈も、習ぬ玉の階、心迷のするかに、足の振も道理也とぞ陳じたる、官兵誠に謂ありとて是を許す、二人の臣下遙に阿房殿に進上て、樊於期が首を進覽と奏す、臣下仰を承て、上覽の由申ければ、荊軻重て奏して云、燕國邊土と申せ共、我等彼國の臣下たり、就中宣旨を四海に下して、五百斤の金に報ずる朝敵の首をば、輕傳に不レ可

九千里―長城を思合せて書けり、雁門等照見すべし

期が首あり、是を後日までたばひ置に由なし、今度亡さでは、何をか期すべきとて、越呂が言を不用ければ、越呂が云、相從て行たり共、不亡して還て亡されん事は詮なし、行じといへば命を惜むに似たり、後に思合せよとて、昆明池に身を投て失にけり、荆軻秦舞陽是を聞見れども、進心は甚しうして退思はなし、秦舞陽に樊於期が借處の首を持せて、荆軻は秦國へ行けり、此秦舞陽も秦國の者也けり、生年十三にして父の敵を討て燕國に逃たりければ、皇帝常にねめけれ共、燕國に仕て右大臣までに成たりけり、始皇を亡さん事を悦て同相伴ひけり、年經ぬれば、始皇も爭か秦舞陽をば見知給ふべきなれば同意す、宿意深き敵の首を進せんに、なじかは始皇も打とけ給はざらん、打とけ近附者ならばなどか滅さゞらんとて、既に秦國へぞ行向ける、燕太子命を始皇被助て、其悦に樊於期が頸を伺ひ取て、秦國に參と聞えければ、貴賤上下萃々に來集つて是を見、宮兵馳參て四方の陣を固たり。抑咸陽宮と申は、秦始皇の大内也、城の廻一萬八千三百八十四里、北には廣さ三百里、めぐり九千里の鐵の築地を高つきたれば、雁の來り歸る事も叶ざりければ、築地の中に雁門とて穴を開たり、彼咸陽宮の中に、阿房殿を被建てぞ住給ける、始皇は雷に怖給ければ、雷より上に栖んとて、阿房の殿をば被造たり、東

に、一人漏出て燕國に迯籠たりけるが、猶も謀叛の思深かりけれ共、可相從兵もなし、徒に歎を積て、明し暗しける程に、始皇も宿意深き敵也とて、四海に宣旨を下して、樊於期が首取て進たらん者には、五百斤の金を可與とぞ披露しける、斯ければ荊軻大臣、樊於期に語らひより、汝が頸は五百斤の金に報したる頸也、汝が頸を我に借與給へ、始皇帝に進て、則始皇を亡さんと云、樊於期大に悦て、肱を挑躍上て申けるは、我父母兄弟悉く被亡て、晝夜に是を歎事、骨髓に通て難忍、始皇を亡さんに於ては、我首塵芥よりも猶輕し、始皇又吾首を得に於ては、謀討ん事いと安かるべしとて、自ら頸を搔下して大臣に與へてけり。又越呂と云者あり、管絃を愛して笛を好み吹けるが、上手にてぞ在ける、是も心武き兵也、同語ひ具して秦國へ越けるに、昆明池と云池の邊に一夜宿したりけるが、心を澄して通夜笛を吹て、旅のつれ〲を慰みけるに、調子の平調にのみなりければ、こは不思議の事かな、さのみ調子の平調になるあやしさよ、宮商角徵羽の五音を以て、木火土金水の五行に宛るに、平調は金の聲也、始皇は又金性也、時節秋の最中也、秋は又金也、吾身木性也、金尅木とて、木は金に被損事なれば、今度始皇を亡さん事難叶、いざ還らんと云けるに、荊軻大臣宣ふ樣、始皇帝の朝敵、樊於

對捍—陳疏

尺八寸の仙必の劍と云者を隱入たり、又金を以蔥領の形を鑄移して是を持しめたり、荊軻大臣使節にて秦國に向。田光先生と云者あり、古き兵にて謀賢き者と聞えければ、燕丹彼を請じて相語ふ、先生申けるは、武勇の名に依て命を蒙むること、實に道の秀たる身を悅といへ共、年老齡傾きて、今は旗を靡かし戈を突に力なし、喩ば麒麟と云馬は、千里を一馳に飛ども、老衰ぬれば駑馬にも猶劣るが如、我若く盛なりし時は、誠に陣を破て敵を落す事世に並なかりしか共、老衰習こそ憑む甲斐なき事なれと申せば、燕丹さらば穴賢、本意を不遂さきに披露すなと宣へば、先生是程の大事人に被憑て、爭か口外すべき、我世にながらへて、若人の口より披露あらば、先生口脆して漏らしたりと疑れん事、老後の恥なるべし、又老衰也と對捍を申せば、命を惜むに似たり、不如太子の御前にて命を捨んにはとて、生年七十一にして、庭上の李の木に頭を當て打碎てぞ失にける。又樊於期と云者あり、元は秦國の者也けるが、老たる父母を始皇帝に被亡たり、其故は、我國に老人をば置べからず、年老力衰ては國の用に立べからず、徒に國の財を費す事無益也とて、老人を失ひける内に、樊於期が父母をも殺したりければ、口惜く思て始皇を亡さんとの志ありければ、其色外に顯れて、親類兄弟悉く失はれける間、

差圖―地圖

せんか河と云河に楚橋と云橋を渡せり、先に人を遣して、彼橋板を亭に操て、燕丹を河中に落入んとぞ支度したりける、燕丹をば夜ぞ此橋を渡しける、兼て不レ知ける事なれば、燕丹卽ちふかき河に落ちにけり、既に沈むかと思ふほどに、龜多く集つて、甲をならべて助け渡す、一說に、二龍來て橋のすのこの如く載て渡すと云々。天道の御計と云ながら不思議なりける事也、彼龜と云は、人の殺さんとしけるを、丹が父買て放ちたりける水畜也、父が放生の恩を忘ず、子の燕丹に報けり。太子本國に返ぬ、父母親類來悅て白烏角馬の瑞を聞、母悅頭の白烏に報んと思へ共、行方を知ざりければ、責ての事にや、黑烏を集て養ければ、白烏自ら出來たりけり。燕丹はのがれ難き罪科をのがれ、本國に被レ還て再父母を見ければ、深始皇の恩を報ぜんとこそ思べきに、其情を忘て秦國を亡さんと巧む心切にして、荆軻大臣召て被二仰含一ければ、大臣申て云、太子の被レ免給へる事全く始皇の恩に非ず、孝養報恩の御志深ければ、天神地祇の御助也、天地の守護を案ずるに、君は末たのもしき御事也、謀を廻して早く始皇帝を亡し給へと云ければ、然べきとて是非を忘れ、重恩を背て異計をぞ廻しける、燕丹本國に被レ返たる悅とて、燕國差圖、國々の劵契相具して、始皇に寄附の解文を注して、差圖の箱に入て、一

白烏角馬｜史記に、世言荊軻其稱ニ太子丹之命ニ天雨レ粟馬生レ角又索隱に、燕丹求レ歸秦王曰烏頭白馬生レ角乃許耳丹乃仰レ天歎烏頭卽白馬亦生レ角云々

妙音｜美音天

かゞして見奉らんとぞ悲みける、丹始皇に歎申けるは、今は本國に免遣はし給へ、六箇年を過て禁獄例なし、又本國に老たる父母あり、いかばかりかは歎悲み給らん、今一度見え奉らばやと云ければ、始皇欺て、烏の頭の白く成んを見て免すべしと宣けり、燕丹心憂ぞ思ける、さては戀き父母を見ずして、是にして空く亡ん事こそ悲しけれと、夜は天に仰ぎて祈明し、晝は地に伏て歎晩す、實祈誓の驗の有けるにや、頭白き烏飛來つて始皇帝に見えたり、燕丹斜ず悅て、山烏頭白し、吾本國へ歸らんと云、始皇かさねて曰、馬に角生たらん時歸すべしとて猶免ず、燕丹今は日比の憑も盡はてて、爲方なく思けれ共、猶理をぞ思ける、妙音菩薩は、靈山淨土に詣して不孝の輩を誡、孔子老子は、震旦邊州に顯れて孝道の章を立、上梵釋四王より、下堅牢地祇に至るまで、孝養の者を憐給ふ也、願天地の神明、今一度故鄕に歸て再び父母を見せしめ給へとて、明ても暮ても淚に咽て祈けり。王祥が母、生しき魚を願しかば、氷上に魚を得、孟宗が親紫筍を求しかば、雪の中に筍を拔けり、孝は百行の源、孝は一代の勤也ければ、祈の中斐ありて角馬庭上にいなゝきけり。始皇是を見給て、燕丹は天道の加護深き者也けり、白烏角馬の瑞恐ありとて、免して本國へ返遣けれ共、遺恨猶のこりて、燕國へ歸道に、

の鷺取て參せよと仰ければ、藏人取らんとて近付寄ければ、鷺羽つくろひして旣に立んとしけるを、宣旨ぞ鷺まかりたつなと申ければ、飛去事なくして被レ取て御前へ參けり、叡覽ありて仰けるは、勅に隨飛去ずして參る條神妙也とて、御宸筆にて鷺の羽の上に、汝鳥類の王たるべしと遊ばして、札を付て放たれければ、宣旨蒙たる鳥也とて、人手をかくる事なし、其鳥備中國に飛至て死にけり、鷺森とて今にあり、彼は婚嫁を恥て雷神を留め、是は王威を知召さん爲に鷺を召れけり、左程の事こそ有ずとも、末代とても天孫豈逆黨に犯れんや、されば賴朝爭か本意を遂べき、帝德私なし、神明御計あるべし、強にさわぎ思召べからずと申ければ、入道少色なほりて、さぞかし〳〵とて、聊か心安くぞ御座しける。

○始皇燕丹幷咸陽宮事

恩を忘て仇を存る者、我朝にも不レ限必ず亡べり、唐國に燕太子丹と云人、秦始皇を傾んとて軍を起したりけるが、燕丹は軍に負、始皇帝に捕はれて深く誡おかれ、六箇年を經にけり、燕丹は我身の事はいかゞせん、故鄕に老たる親のありけるを、今一度い

○栖輕取レ雷事

第廿二代の帝雄略天皇御宇に、小子部栖輕と云重臣あり、泊瀬朝倉宮に參内して大安殿に參たり、天皇と后と婚嫁し給へる時也、折節雷空に鳴、帝恥思召て、栖輕を歸されん爲に、汝鳴雷を請奉じれと仰す、臣勅を承て大内を罷出て、馬に乘て阿部の山田の道より豐浦寺に至まで、天に仰て叫て云、天鳴の雷神、天皇の詔勅也、落降り給へと、然も猶響て去、栖輕又馬を馳て云、縱雖レ爲二雷神一旣に鳴二我朝之虛空一爭か可レ背二帝王之詔一哉と云時に、龍王響還て豐浦寺と飯岡の間に落たり、栖輕卽神人を召て、龍神を轝載て大内に參じて是を奏する時、雷鱗をいからかし、目を見はりて内裏を守る、光明宮中を照す、帝是を叡覽有て、恐て種々の幣帛を奉て、速に落たる處に返送奉、雷岡とて今にあり。

○藏人取レ鷺事

延喜帝の御宇、神泉苑に行幸あり、池の汀に鷺の居たりけるを叡覽有て、藏人を召てお

高野天皇―稱德帝

大山王子―應神皇子大山守命

大石山丸―不詳、圓大臣かとも云へり

文屋宮田―未詳、或は藤原宇合の子田麿の事とも云ふ

蘇我入鹿、山田石川、右大臣豐成、天智天皇のいまだ皇子にて御座しし時討ち給ふ、左大臣長屋王は、聖武天皇に被討給ふ、惠美大臣押勝は高野の天皇に被討、伊與親王は平城帝に被討、平城天皇は嵯峨帝に軍に負て、御子眞如親王、春宮の位を下て、天竺へ渡とて道にて失給にけり、承平には武藏權守將門平貞盛に被討、康和には對馬守義親平忠盛に被討、陸奥國住人安大夫安部賴良子息、厨河次郎大夫貞任、同舍弟富海三郎宗任は伊與入道源賴義に被討、同國北山の住人將軍三郎淸原武衡は、八幡太郎源義家に被討、伊豫掾藤原純友は、海路往反を求し周防伊豫兩國の軍に被討、是のみならず、大山王子、大石山丸、守屋大臣、大友眞鳥、太宰少貳廣嗣、井上皇后、氷上川繼、早良太子、藤原仲成、橘逸勢、文屋宮田、惡左府、惡右衛門督に至まで、總じて二十餘人也、是皆恩を忘德を報ぜず、朝威を背き野心を挾し輩也、去ども一人として素懷を遂ず、悉く首を獄門に懸られ骸を山野にさらす、東夷、南蠻、西戎、北狄、新羅、百濟、高麗、契丹に至まで、我朝を背者なし、今の世にこそ王威も無下に輕く御座せ共、流石日月地に落給ふ事はなし、上代には宣旨と云ければ、枯たる草木も忽に花さき實の成けり、又天に翔鳥、雲に響雷も王命をばそむかず。

戰國策に、此所謂籍㆓寇兵㆒而齎㆓盜食㆒者也とあり

日本盤余彥尊—神武帝

預、千里の野に虎を放ちたるが如し、いかゞすべき、入道大に失錯してけりとて、座にもたまらず躍上々々し給けれ共、後悔今は叶はず、良案じて宣ける、但賴朝は入道が恩をば爭か忘るべき、縱故池の尼公いかに宥給ふとても、入道ゆるさゞらんには頸をば繼べきや、其に重恩を顧ず、淨海が子孫に向ひ弓を引矢を放ん事、佛神よも御免あらじ、佛神免し給はずば天の責忽に蒙るべし、奇しの鳥獸までも恩をば報とこそ聞、其に還て入道が一門を亡さんとの企不思議也、我子孫七代までは、爭か怨心を挾べきと、しかり音にてくりかへしくりかへしぞ宣ひける。

○謀叛不㆑遂㆓素懷㆒事

入道の氣色に入んとて、時の才人ども申けるは、仰少も違べからず、朝憲を嘲王命を背く者、昔より今に至まで素懷を遂る者なし、日本盤余彥尊御宇、四年己未歲の春、紀伊國名草郡高野林に土蜘蛛ありき、身短く手足長くして力人に勝たり、皇化に隨はざりければ、官軍を差遣して是を責けれ共、誅する事能はず、住吉大明神、葛の網を結て遂に覆殺し給へり、其より以來野心を挾みて、朝家を背し者是多し、孝德天皇御宇には、

親く云々ー
頼朝政子を娶れば也
盗に云々ー

郎重忠五百餘騎にて、兵衛佐の方人、相模國住人三浦大介義明が子共三百餘騎、責戰といへども、重忠三浦に戰負て、武藏國へ引退。同廿六日に、武藏國住人江戸太郎重長、河越小太郎重頼を大將として、黨には金子、村山、山口、篠黨、兒玉、横山野與黨、綴喜等を始として二千餘騎、相模の三浦城を責。三浦の一族絹笠の城に籠て、一日一夜戰て矢種盡て船に乘、安房國へ渡畢。又國々の兵共、內々は源氏に心を通すと承る、御川心あるべしとぞ申たる。平家の一門此事を聞、こはいかにと騷あへり。若者どもは興ある事に思て、あはれ討手に向られよかしなど云けるぞ哀なる。畠山庄司重能、小山田別當有重兄弟二人は、折節平家奉公して候けるが、申けるは、北條四郎時政は親く成て侍ば、實に尻前にも立候らん、其外は國々の兵共、誰か流人の方人して、朝敵とならんと思侍べき、只今聞召直させ給べしとぞ申ける。實にもと云人もあり、又いさ〳〵大事に及ぬと云人もあり、是彼に寄合々々、恐し〳〵と私語けり。太政入道安からず被レ思て宣けるは、東國の奴原と云は、六條判官入道爲義が一門、頼朝に不二相離一侍共と云も、皆彼が隨へ仕し家人也き、昔の好爭か可レ忘、其に頼朝を東國へ流し遣しけるは、はや八箇國の家人に、頼朝を守護して入道が一門を亡せと云にありけり、喩ば盗に鑰を

一院―後白河法皇

捨て深山に籠し後は、偏に往生極樂の營の外は、世の事に汚べきには無れども、元より心潔人にて、善政を聞ては悅、惡事を聞ては歎給ければ、世の成行んずる有樣を、兼て宣ひけるにこそ。或本云、嚴島大明神は、門客人を御使にて、白淨衣を著て參り給て、御劍暫入道に預給へと被ㇾ申と、云々。

○大場早馬事

治承四年九月二日、相模國住人大場三郎景親、東國より早馬をたつ、福原新都に著きて上下ひしめきけり。何事ぞと聞ば、伊豆國の流人、前右兵衛權佐源賴朝、一院の院宣、高倉宮の令旨在と稱して、同國目代平家の侍和泉判官平兼隆が、八牧の館に押寄て、兼隆並家人等夜討にして、館に火を懸て燒拂ふ、同廿日北條四郎時政が一類を引率して相模の土肥へ打越えて、土肥、土屋、岡崎を招、三百餘騎の兵を相具して、石橋と云所に引籠、景親武藏相模に平家に志ある輩を催集めて、三千餘騎にて同廿三日に石橋城に押寄、源氏禦戰といへ共、大勢に打落されて、兵衛佐杉山に迯籠て不ㇾ知ニ行方、同廿四日相模國由井小坪にて、平家の御方に、武藏國住人畠山庄司重能が子息、次

一の人—攝關を云へど、茲處には唯藤原氏の汎稱とせるやに見ゆ

知足院—藤原忠實

資財取納て深隠忍にけり。隠々とせしか共、ばつと世間に披露有。入道此事聞、大方入道が事といへば、上も下も目に立口を調へて、加様の事云沙汰する條こそ奇怪なれとて、藏人左少辨行隆に仰て、其男搦進よ、雅頼卿に相尋よと嗔給へり。行隆行向て件の男を相尋ぬるに、逐電して人なし。家内追捕して主の雅頼に相尋ければ、其事努々承及ず、彼夢見て侍らん奴に付て、御尋有べきとぞ被申ける。朝敵誅罰の大將軍には、節刀と云御劒を給習也。太政入道日比は四夷を退けし大將軍なりしか共、今は勅宣を背に依て、神明節刀を被召返けり。高野の宰相入道成頼此夢の事聞給て、座上の人を天照太神と申けるは左も有けれ、紅袴著たる女房を、嚴島大明神と申も左も有べし、彼明神は沙竭羅龍王の娘を勸請して崇奉、春日大明神とて我子孫に預給へと被仰けるは不審也、そも又末の代に源平共に絶果て、一の人の御中に、將軍の宣旨を蒙つて天下を治給べきにもや有らんと宣ひけるが、げにも源氏三代將軍の後、知足院の入道殿の御子に、太政大臣忠通公三代の孫道家公をば光明峯寺殿と申、其末の御子に、寅の歳寅の日寅の時に生給ひたりければ、三寅御前と申、歳九にて關東へ下て世を治め給けり。入道將軍とは是事也。雅頼卿の侍の夢も、成頼入道の物語も違はざりけり。成頼は花洛を

方人｜味方

處に、中座の程に有ける上臈の、頼朝一期の後は、吾子孫にたび候へと被申けるに、紅の袴著たる女房の、世にも厳くおはしけるが、緣の際三尺ばかり虛空に立て被申けるは、清盛入道深く吾を憑て、毎日不退の大般若經を轉讀し侍に、御劍暫入道に預置せ給へと申。座上の次二番目に居給たる上臈、ゆゝしくしかり音にて、入道いかに汝を憑とても、朝威を背に依て議定既に畢、謀臣の方人所望希恠也、其頸突と仰ければ、赤衣の官人つと寄て、彼女房を情もなく門外に突出す。穴おそろしと思ながら、夢の中にそばなる人に問て云、座上の人は誰人ぞ、あれこそ天津國の御主伊勢天照太神よ、さて吾子孫にたべと仰らるゝは誰ぞ、天津兒屋根尊春日大明神よ、第二番目のその頸突と仰られつるは誰、鬼門の峯の守護神、日吉山王よ、赤衣官人は誰、西坂本の赤山大明神よ、紅袴の女房は誰ぞ、安藝國の嚴島の明神よと答と見て覺ぬ。遍身汗水に流れて、さめたれ共猶夢の心地也、恐ろしなどは云ばかりなし。明旦に急主の源中納言雅頼の許に行て、此事を語申ければ、中納言我外に又人にや語たると問給へば、汗水に成て驚て侍つれば、妻にて候女が、何事ぞ物におそはれたるかと申つる間、其計には語て候。中納言、さるにては此事一定披露すべし、さらば汝事に合なん、妻子相具して且く忍べと宣ければ、

さとし—和
巻に出づ

ければ、時の人異名に、やさ藏人と云けるを、此歌世に披露の後は、物かはの藏人とぞよばれける。

○源中納言侍夢事

平家は都遷とて福原へ下り給たれども、皇化の善政を打とゞめ奉り、神明の擁護にも背けるにや、月日は過行けども世間は彌しづまらず、胸に手を置たる樣に心さわぎしてぞありける。一門の人々は、二位殿を始奉、さとしも打續、夢見も樣々惡かりけり。依ㇾ之神社佛寺に祈頻也。源中納言雅賴卿の侍夢に見ける事は、いづことは慥に其所をば知らず、大內の神祇官かと覺しき所に、衣冠たゞしき人のゆゝしく氣高きがあまた並居たりける。座上の人の赤衣の官人を召て仰けるは、下野守源義朝に被ㇾ預置御劍、いささか朝家に背く心ありしかば、召返して淸盛法師に被ㇾ預給たれ共、朝政を忽緖し、天命を惱亂す、滅亡の期旣至れり、子孫相續事難、彼御劍を召返なり、汝行て劍を取て、故義朝が子息前右兵衞權佐賴朝に預置べしと有ければ、官人仰に隨て、赤衣に矢負て滋籐弓脇に挾み、御前を罷立けるが、無ㇾ程錦の袋に裹たる太刀を持參て、座上へ進上する

と讀たりければ、誠に堪ずもよみたりとて、待宵とは被」呼けり。大將は通夜御物語ありて、あかぬ別の衣々を引分歸給ける明方の空、何となく物哀なりけるに、侍從も共に起居つゝ、殊更今朝の御名殘、慕かねたる氣色にて、遙に見送り奉り、泣しをれて見えければ、大將も歸る朝の習とて、振捨難き名殘の面影身にそふ心地して、爲方なくぞおぼされける。御伴なりける藏人を召て、侍從が今朝の名殘何よりも忘難く覺るに、立歸て何とも云て參と宣ければ、藏人優々敷大事かなと思へ共、時を移すべきならねば、軈走歸て見ければ、侍從なほ元の所に立やすらひて、又寢の床にも入ざりけり。藏人取敢ぬ事なれば、何と云べしとも覺ざりけるに、明行空の鳥の音も、折から身に入て聞えければ、其前に跪袖搔合て、

物かはと君が云けん鳥のねの今朝しもいかに戀しかるらん

と仰せなりとて還りければ、侍從は、

待たばこそ更行く鐘もつらからめ別を告ぐる鳥のねぞうき

と、藏人歸參て角と申入ければ、大將いみじく感じて、さればこそ汝をば遣はしぬれと宣て、所領などあまた給たりけり。此藏人は內裏の六位など經て、事に觸て歌よみ優なり

小大進―職名
草の便―音信の稀々なるを云ふ
上陽宮―美色ある者を置く宮殿、樂天に、上陽白髮人云云

其中に德大寺實定は、殊に類なき事におぼされて、折々の御志世に有難ぞ聞ける。是も廣隆寺の藥師如來の御利生と深憑をかけけるが、佛惠君の御糸惜、然べき事と云ながら、二首の歌にぞ報ける。或說に曰く、八幡の撿挍竹中法印光淸の女也、母は建春門院の小大進の局が腹に儲けたりと云々。大將は良久宮の御前に候て、こし方行末の御物語し給て、夜ふくる儘に侍從が局に立入給て、住憂新都の旅の空にあくがれて、心ならずかれ〴〵に成草の便を悲給へば、侍從は、又古鄕に殘留たれ共、言問人も絕果ぬ、友なき宿に獨居て、明しくらす悲さは、上陽宮の徒然、角やと互に語つゝ、共に淚を流しけり。希に會夜の嬉しさに、秋の夜なれど長からず、寢ぬに明ぬと云置し、夏にもかはらぬ心地して、まだ睦言もつきなくに、明ぬと告る鳥の音、恨兼てやおはしけん。待宵の侍從と申ける事は、此德大寺左大將忍て通給けり。衣々に成曉、又來ん夜をぞ契給ける。侍從は大將のこんとたのめし兼言を、其夜ははる〴〵侍居たり。さらぬだに深行空の獨寢は、まどろむ事もなき物を、たのめし人を待わびて、深行鐘の音を聞、いとど心の盡ければ、

待宵の深行くかねの聲聞ばあかぬ別の鳥は物かは

まどろむ―假睡
あやにく―意氣惡く

を惜み、今一夜通夜しつゝ、一首の歌をぞ讀たりける。

南無藥師憐給へ世中に有わづらふも病ならずや

と詠じつゝ打まどろみたりけるに、御帳の中より白き衣を賜ふと夢に見て、末憑しく思つゝ、又内へ參て世にほのめきける程に、八幡の別當幸清法印に被レ思て、引替はなやかにありければ、君の御氣色も人に勝たりけるに、高倉帝御惱まし〳〵けるが、慰御事の無りける徒然に、阿波の歌だに讀たらば、貢御は進せなんと御あやにくあり。時もかはさず、

君が代に二萬の里人數そひて今も備る貢物かな

と讀たりけり。二萬の里人とは、昔皇極天皇の御宇、新羅の西戎吾國を叛て、日本打取んと云聞えあり。天皇女帝の御身として、自新羅へ向給けるに、備中の國下津井郡に附、兵を被レ召けるに、一鄕より二萬騎の軍兵參たり。其よりして彼鄕をば、二萬鄕と名附たり。されば彼二萬の鄕の人數に准て、君の御命の久かるべき事を讀たりければ、目出く申たりとて、何しか貢御も進、御惱もなほらせ給たりければ、勸賞に侍從に被レ成たり。君の御糸惜も人に越、情深く形嚴かりければ、卿上雲客心を通さぬは無りけり。

平京—平安京

廣隆寺—太秦

原の都の住うき事語申て被泣ければ、宮は平京の荒行事仰出して、共に御涙に咽はせ給けり。角て夜もいたく深ければ、后宮は御琵琶を掻寄させ給て、秋風樂をひかせ給ふ。侍從は琴を彈けり。大將は腰より笛を取出、平調に音取つゝ、遙かに是を吹給。其後故鄕の荒行悲さを、今樣に造りて歌給ふ。

古き都を來て見れば、淺茅が原とは成にける、月の光はくまなくて、秋風のみぞ身には入

と、三返歌ひ給ければ、宮を始進せて、御所中に候給ける女房達、折から哀に覺て、皆袖をぞ絞ける。

○待宵侍從附優藏人事

抑待宵小侍從といふは、元は阿波の局とて、高倉院の御位の時、御宮仕して候ひけり。世にも貧き女房にて、夏冬の衣更も使を失ふ貧人なり。さすが内の御宮仕なれば、餘り幽なる事の悲さに、廣隆寺の藥師に參りて七箇日參籠して祈申けれど、指たる驗なし。先の世の報をば知らず、今の吾身を恨つゝ、世を捨て尼にもならばやと思て、佛の御名殘

霜草云々—白樂天が劉夢得に答ふる詩中の句

優婆塞—有髪の道心者を云ふ四部弟子の一

氣色を伺進せけり。宮斜ず御悦ありて、こなたへと仰けり。大將南庭をまはりて、彼方此方を見給ふに附ても、昔は二代の后に立給ひ、百しきの大宮人にかしづかれて、明し晩し給しに、今は幽なる御所の御有樣、軒に垣衣繁り、庭に千草生かはす、事問人もなき宿に、荻吹風もさわがしく、昔を戀る涙とや、露ぞ袂をぬらしける。時しあればと覺しくて、蟲の怨もたえ〴〵に、草の戸指も枯にけり。大將哀に心の澄ければ、庭上に立ながら古詩を詠じ給ふ。

霜草欲レ枯蟲思苦　風枝未レ定鳥栖難

と宣て、其より御前に參給けり。八月十八日の事也、宮は居待の月を待侘て、御簾半卷上て、御琵琶をあそばして渡らせ給けるが、山立出る月かげを、猶遲とおぼしけん、御琵琶を閣せ給つゝ、御心を澄させ給けり。源氏の宇治卷に、優婆塞宮の御女、秋の名殘をしたひかね、明月を待出でて琵琶を調べて、通夜心をすまさせ給しに、雲かくれたる月影の、やがて程なく出けるを、猶堪ずや覺しけん、撥にてまねかせ給けん、其夜の月の面影も、今こそ被二思知一けれ。大將參て大床に候はれけり。大宮は琵琶を引さして、撥にて其へと仰けり。其御有樣あたりを拂て見え給ふ。互に昔今の御物語あり。大將は福

星か云々—伊勢物語に、晴るゝ夜の星か河邊の螢かも我住む方の蜑の燒火か

蓬が杣—後拾遺集に、情なき蓬の松の蟋蟀過ぎ行く秋はげにぞ悲しき

○實定上洛事

其中に後德大寺の左大將實定は、舊都の月を戀わびて、入道に暇乞、都へ上給けり。元より心數奇給へる人にて、浮世の旅の思出に、名所々々を問見てぞ上られける。千代に替らぬ翠は、雀の松原、みかげの松、雲井にさらす布引は、我朝第一の瀧とかや。業平中將の彼瀧に、星か河邊の螢かと、浦路遙詠けん、何所なるらん覺束な、求塚と云へるは、戀故命を失ひし、二人の夫の墓とかや。いなの湊のあけぼのに、霧立こむる昆陽の松、必春にはあらねども、山本かすむ水無瀨川、男山にすむ月は、石淸水にや宿るらん、秋の山の紅葉の色、稻葉を渡る風音、御身にしみてぞ覺しける。さても都に入給、彼方此方を見給へば、空き跡のみ多して、たま〳〵殘る門の內、行通人も無れば、淺茅が原、蓬が杣と荒果て、鳥の臥戸と成にけり。八月半の事なれば、まだ宵ながらいづる月、主なき宿に獨住、折知がほに鳴鴈の、音さへつらくぞ聞召。大將はいとゞ哀に堪ずして、大宮の御所に參、待宵の小侍從と云女房を尋給ふ。元より淺からざる中也。侍從出合、請入奉て、良久御物語申けり。さても宮の御方へ角と被申よと仰ければ、侍從參て御

堤柳—白氏文集の同題を和譯せる也

昔隋煬帝、片河の岸に柳を植事一千三百里、河水に龍舟を浮べ、船の中に伎女を乘て、永く萬機の政を忘て、偏に佚遊を恣にし給へり。紫髯の郎將は錦の纜をまふり、青蛾の御女は紅樓にあそびけり、海内の財力盡、百姓大に泣悲、萬國忽に亂て、諸侯權を諍ければ、大唐の李淵軍を起して煬天子を亡しゝかば、隋の代永絶にけり。去ば上政を忘れば下必苦む、上下道調らざれば、國の勢久しからじ。故に宗社之危事如綴旒とは云なるべし。福原の遷都の事、天下の煩海内の歎也。當家他家の公卿殿上人より、上下の北面に至まて、人竝々には下りたれども、一人も安堵の思はなし、常は心騒てぞ有りける。

○人々見名所々々月事

八月十日餘に成て、新帝の供奉の人々つれ〴〵を慰煩、名所の月を見んとて思々に行別る。或は住江、住吉、難波潟、葦屋の里にうそぶき行人もあり、或源氏大將の跡を追、須磨より明石に浦傳ふ人もあり、和歌、吹上、玉津島、月落かゝる淡路島、松風はげしき高砂の、波間をわたる人もあり、浦路を通ふ人もあり。

上荒云々—白樂天が樂府、隋堤柳篇中の句

に積て漕下る。所々に家居しけれ共、福原の新都も未ならず、有とある人は皆浮雲の思をなせり。本より此所に住ける者は、田畠を失ひ、屋舍を壞て愁、今移居たる人は、土木の煩旅宿を悲て歎く。路の邊を見れば、車に乘べきは馬に乘、衣冠を著すべきは直垂を著たり。都の振舞忽に廢れて、ひたすら武士に不レ異、舊都には皇太后宮の大宮、八條中納言長方卿ばかりぞ殘留給へる。長方卿は世を恨る事御座て供奉し給はず、只一人留給たりければ、京童部は留守の中納言とぞ申ける。其外は淺增き下﨟の力もなき計ぞ在ける。去儘に目出かりし都なれ共、小路には堀々切て逆木を引、車などの通べき樣もなし。適過る人も、小車に乘道をへてぞありきける。夏闌秋にも成ぬ、月日過行とも世は猶しづかならず。理也、上荒下困勢不レ久宗社之危如二綴旒一と云文あり。宗社とは、先祖宗廟の祭也、綴旒とは、旗の足と云事也。宗廟の祭あやぶければ、國の治らざる事、旗の足に風の吹るゝが如に安堵せずと云にや、平家の振舞いかゞ有べかるらんと覺束なし。

○隋堤柳事

そ泣明せき。さても一所に籠居て、他事なく勤行ひけり。入道是をも知らず、佛を失たりとて、是は如何せんとぞ被レ歎ける。洛中邊土旁へ人を遣しつゝ佛をぞ尋給ふ。佛も尼に成て往生院にと聞給ければ、糸惜かりし佛なれば、尼とても何かは苦きと宣ひけれ共、其事無沙汰にてやみにけり。此尼上達四人、往生の志深して行業功重りければ、遲速こそ有けれ共、本意に任せ終り不レ亂念佛して、西に聳雲に乘、池に開る蓮にぞ生ける。後白川の法皇此由聞召、哀に貴事なりとて、六條長講堂の過去帳に被レ入て、比丘尼祇王二十一、祇女十九、閉四十七、佛十七と、今の世までも讀上、訪ひ御座す事こそ憑しけれ。大安寺の過去帳にも入と云々。加樣に何事にも掲焉人にて、思立給ぬれば人の制止にも不レ拘、後惡からんずる事をも不レ顧ず、適被二諫申一し小松殿は失給ぬ。心に任て振舞給ひければ、遷都も思立給けるにこそ。

○新都有樣事

去程に治承四年六月二日、都を福原へうつされて、既に八月にも成にけり。平安の故鄕は日に隨て荒行、公卿殿上人上下の北面に至るまで、人々の家々、或筏に組、或は舟

偕老―詩經邶風に、執二子之手一與レ子偕老云云

の、花の袂を脱替て、墨染の袖にやつれけん事の悲さよ、吾故角成ぬれば、思ひ歎は吾身にこそは積るらめ、移れば替世の習、吾身とても憑なし、縦偕老の幸なりとても、あだに墓なき世の中は、兎ても角ても有ぬべし。哀此人々の住居たらん所を聞出し、同道にも入ばやとぞ思ける。月日の重なる儘に、さすが都近き程なれば、嵯峨の往生院にとぞ聞ける。佛は入道の宿所をば忍て紛出て、自髪をはさみ落て衣うちかづき、遙々と路芝の露かき分て、嵯峨の奥へぞ尋入る。夜深人定て、柴の編戸を扣けり。内より人立出て、誰人ぞ、いぶせき夜のそら、あやしの草の戸に尋來べき人なし、恐ろしや天狗ばけ物などにやと云ければ、我身は太政入道殿に候ひし遊者の佛と申女也、我故御身を捨て憂名を流しはて、角住居給へりと聞つれば、誰故ならんと被レ歎て、人しれず同道にと思取、是迄參たりと云。門を開て庵室に入、纏レ頭たる衣を脱たれば、遠山の黛はかきながら亂ねども、翠の黑髪は鋏刀落して尼なりけり。祇王祇女泣々申けるは、浮世を厭ひ實の道に入ても、猶迷の心の悲さは、思歎は絶ずして、佛だになかりせばかゝる憂目は見ざらましと、つらき我身を顧ず、只人の御事のみうらめしかりつるに、角思立給ける有難さよ、是も然べき善知識にこそ、今は妄念晴ぬとて、四人頭をさしつどへ、通夜こ

蜻蛉の―後撰集に、哀れとも憂しとも言はじ陽炎のあるかなきかに消ぬる世なれば

常樂我淨―涅槃の四德

れには我等があけこし手枕のとこそ有に、一の句を引替て、君があけこし手枕と歌ふは、入道が所を思なぞらへてうたふにや、それをば祇王は如何にとして知たりけるぞ、加樣の事は時に取て上手ならでは叶ふまじ、あはれ祇王は今樣は上手かな、上代にも聞及ばず、末代にも有難とぞほめ給ふ。さて此後は不レ召とも常に參て、舞まひ歌うたうて佛慰よ、よし〳〵罪深く佛な怨そと宣ふ。祇王祇女宿所に歸て母に云けるは、角て浮世にあればこそかゝる憂目をも見候へ、墓なき此世と知ながら、何を憑てすまふらん、蜻蛉の有か無かの身を持て、朝露のおけば消えける命也、女は心やなかるべき、姿を替んと思也とて、僧を請じ翠の髮を剃落し、墨の衣に袖替て、廿一と申に實の道にぞ入にける。妹の祇女も是を見て、十九と申しし年、同尼にぞ成にける。母の閉は、此を見彼を見廻して涙を流、若人だにも思ひ切角成給ふ、老て何をか期すべきとて、共に尼に成つゝ、西山嵯峨の奧、往生院と云所に、柴の庵を結つゝ、草葉の露の身を宿として、三人菩提を欣つゝ、九品の行業不退也。日西山に沒時は、遙に十萬億刹の土を思、風嶺松を吹折は、近く常樂我淨の觀を凝す。六時の禮讃聲澄て、朝暮の念佛いと貴し。都には祇王祇女は世を恨、尼に成て行方不レ知と披露あり。佛是を聞、心憂や、さしも盛の人々

むつる—親しみ睦み馴る

も見上ず、祇王は寵愛こそきはまらめ、居所をさへさげらるゝ心うさに、打しめりてぞ候ける。入道宣けるは、如何に遲は參たるぞ、佛をすゑ置たればとて怨思か、宿世の道は今に始ざる事ぞ、努々思べからず、折節佛が前に杯あり、一申て强よと宣ふ。祇王承りて、

佛も昔は凡夫なり、我等も終には佛なり、三身佛性具ながら、隔る心のうたてさよ

と折返々々三返までこそ歌ひたれ。是には入道めでずもや有けん、滿座哀を催して、袂を絞る者もあり。入道打うなづき給て、景氣の今樣をばいしくも歌うたる者哉、此歌は雜藝集と云文に書れたるはさはなし、三四の句はよけれ共、一二の句を引替て、佛も昔は凡夫也、我等も終には佛とうたふは、二人が阻られたる所を云にや、猶も聞あかず、今一度と宣ふ。何度も仰にはとて、

君があけこし手枕の、絕て久く成にけり、何しに隙なくむつれけん、ながらへもせぬもの故に

と、是を二返ぞ歌ひたる。入道又打領許、此歌は侍從大納言、帥中納言の娘に相具して、契あさからざりしに、何程もなくして別つゝ、歎の餘に作り出してうたひし今樣也、そ

いなせ―否とか諾とか

よも所をば云々―迚を容赦を致さるまじ

て、祇王不思議也、いかに我使をやりたらんに、いなせの返事せざるべき、此内を出たるを恨とか、色を立る女、一日なり共入道に目をかけられたるは難レ有面目にこそあれ、千年萬年の契とや思べき、佛が此にあればとて返事を申さぬか、急參れ、仰に不レ隨ば可二相計一とて、あらゝかに使を遣はしたり。祇王は情こそかはらめ、加程にや宣ふべきと思ければ、理に過て泣居たり。母の閉泣々教訓しけるは、西八條殿は世にも腹惡人にて、思立給事は横紙をやぶらるゝぞかし、一天四海上臈も下臈も誰か其命を背、況や加樣の身として、一夜の契とてもおろかなるべきか、年來有難世を過しつるまかなひも、偏に入道殿の御恩也、されば日比の情を思にも參るべし、後の難も恐しければ參るべし、さらでは老たる親に憂目見せ給ふな、入道殿の御心としては、女なればとてよも所をば置給はじ、早出立給へとて、使には急參るべしと母ぞ返事は申ける。祇王はよにも心うく辱しき事なれば、淵瀨に身をも入ばやと思けれ共、母の事を思ひてこそ今まで消もうせなであれ、再入道殿へ參べしとは思はざりけれ共、誠にも我ゆゑ母の肝心を迷はさんも不孝なりとて、妹の祇女と同車して六波羅へ參りたり。入道は佛をそばに居て、人々と酒宴して御座けり。祇王祇女をば一長押落たる廣廂に居られたり。佛は打うつぶきて目

心宿命神足漏盡の各に通ずる稱

しかま―飾磨は地名、前出

はず、左も右も吾云にこそ隨はめ、祇王に憚るにこそとて、源大夫判官を使にて、日比はさこそ申侍りしかども、移れば替る習なれば、今は力不ㇾ及、御内を出べしとぞ宣ける。祇王は夢うつゝ辨煩たり。泣々申けるは、去ば人の爲には能ても有なん、惡ても有べし、抑只今罷出侍ば、片邊の遊者共が、門前市を成て、さ見つる事よと申さんも心憂侍るべし、晩を待侍らばやと申。入道去けしからぬ人にて、いや／＼疾罷出よ、吾出家入道の身也、今より後は一筋に佛を崇憑むべし、佛を崇る程にては、片時も祇王無ㇾ詮、急急と使頻に立ければ、入道の常に見給ひける障子に思つゞけて、

　萠出るも枯も同じ野べの草いづれか秋にあはで有るべき

と、書捨てこそ出にけれ。其後は夜かれ日かれもし給はず、佛が寵愛はしかまに染る褐の色、龍田山の紅葉よりも猶色深くぞ成給ふ。さても日比經て佛申けるは、祇王が吾ゆゑ御内を出され進せて、いかに怨と思候らん、此御所に參て御目にかゝり進する事も、かのことの葉の末に依候けるに、情は怨に引替て、さこそ本意なく思らめ、時々被ㇾ召て心をも慰め、歎をもやすめさせ給へと申しければ、左もありとて彼宿所へ使を遣して、急參れといはせければ、祇王心憂事に思ひて返事も不ㇾ申。使角と申せば、入道大に嗔

三明六通―三明は過去現在未來の事に明なる事、六通は天眼天耳他

夫人が蓮の瞼、夏野の萩の風に靡く有様、翠の山に月の出るよそほひなり。綝袖とはなのそで翻りて、彩雲の翠嶺を廻が如し。絢袂とぬひもののたもとひらめきて、碧浪の蒼濱にたゝめるに似たり。入道は始より横目もせず、打頷許々々よだれとろ〳〵垂して見入給へり。天性入道は善事にも悪事にも前後をば顧ず、逸早き人にて、心の中に舞の終を遲々とぞ待給ける。責ての歌に、

よしさらば心の儘につらかれよさなきは人の忘がたきに

謠て舞ければ、戯呼入道が上をこそ舞れぬれとて、手を揚て是へ〳〵とぞ請じ給ふ。佛は是を聞ぬ由にて猶責けるを、入道座を立手を取て引居たり。遠ては中々思はぬ心もありつるに、近く置て見給へば、情を柳髪の色に染れば、春の思亂やすく、心を蘭質の手に移せば、秋の露壓腕し。綠の黛花の形、繪に書とも筆も及がたかりければ、入道自横懐に抱て、帳臺の内へ入給ふ。佛と名をば付たれど、三明六通悟らねば、忙れ迷たる樣也けり。さても申けるは、是はうつゝならぬ御事かな、祇王御前の御言の傳にこそ御目にもかゝる事にて候へ、いかゞさる事侍べき、忘ぬ御事ならば、後にこそ召に隨進めと、深痛て候けれ共、賞レ新棄レ舊世のさが人癖なれば、入道更にゆるし給

わりなく―無理に

德是云々―大江朝綱の作

事柄―容貌

妬心にて申留たるにこそと思侍らんも恥し、道を立る者折を伺ひて推參尋常の事也、君に召おかれ進せざりし時は、童も推參をのみこそし候しか、何となく御目にかゝりて見參に入たりしうれしさ、空く罷出しはづかしさ、只今の佛御前が心の中、被推量て糸惜く侍り、何か苦かるべき、見參して舞一番御覽じ侍れかしとわりなく口說申ければ、左も右も祇王が計とて、安部資成を以て、遙に歸りたる佛を被召返て宣けるは、罷出よと云つるを、祇王が吾經し道也、召返せと樣々云つれば佛に見參するぞ、折節吾前に杯あり、何にても一申せと聞ければ、

君を始て見時は、千代も經ぬべし姬小松、御前池なる龜岡に、鶴こそ群居て遊なれ

と、折返々々三度歌ひたりければ、入道祝すまされて興に入給へり。あゝ思には似ず目出仕たり、祇王にも劣らず歌の音のよさよ、いしう〳〵と嘆られたり。さらば舞一番と宣へば、佛は水干に白き袴著て、髮結あげ調子取負せて、

德是北辰　椿葉影再改　樽猶南面　松花色十返

と朗詠しけり。廣廂に莚しかせて、器量の侍に鼓うたせて、佛祝の白拍子かずへて舞澄したり。其事がらは髮ながくして色白く、形こまやかにして媚多し。楊貴妃が花の眼、李

あへもの—あえもの、あやかりものなり

侍ると申す。さては糸惜き事やとて、筑後守家貞に仰て、衣裳絹布の類を送遣はすのみに非ず、毎月に時料雑事を運入。かゝりければ、家中大に榮て、従類眷属來集る。色立る者の爭か加程の幸有べきとて、かたへの遊人申けるは、實や祇と云文字をばかみとよむ也、神は人に翫うやまはるゝ上、神には人恐る事なれば、吾等もあへものにせんとて、祇一、祇二、祇三、祇福、祇徳など名を付けるこそ笑しけれ。角て家富人恐れたり。三人の心の中、置處なく目出き事に思程に、天下無雙の能者出來れり。佛御前と云者の歌を聞舞を見る者、目を迷し耳を峙つ。祇王祇女には、雲泥を論じて勝りとぞ云ける。或時太政入道の亭へ推參して、家貞して申入る。折節一門群集して酒宴の場也、入道宣ひけるは、左樣の遊者なんど云者は、可レ隨レ召事也、罷出よと宣へば、仰の上は罷出侍るべけれ共、世人の、佛こそ此御所より追出され參せて恥に及ぶと申侍らん事の道狹く覺侍、又憂身の事はさのみあれ、などや御情をば忘させ給ふべきと申たれ共、いや〳〵祇王此中にあり、舞も歌も爭かまさるべき、縦佛ともいへ神ともいへ、名にはめづまじ、急出よと宣ふ。此上は佛罷出けり。祇王入道に申けるは、我身も經候し道也、いかに本意なく侍らん、童殿中に有事をば佛も知りて侍、上にはさもと思召つらめども、祇王が

祇王祇女もじめて太政入道の殿舎へまゐる

白拍子—一說には藤原通憲作りて礒の禪師に舞はしめたる也と云へり

蓬萊山—東海三仙山の一

頻鳥—迦陵頻迦

閉—平家に刀自とあるに從ふべし

○祇王祇女佛前事

世に白拍子と云者あり。漢家には虞氏、楊貴妃、王昭君など云しは、是皆白拍子也。吾朝には鳥羽院御宇に、島の千歳、若の前とて、二人の遊女舞始けり。始には直垂に立烏帽子、腰の刀を指て舞ければ男舞と申けり。後には事がら荒しとて、烏帽子腰刀を止て、水干に袴ばかりを著て舞。其比京中第一の白拍子あり、姉をば祇王、妹をば祇女と云。天下無雙の舞妃と披露しければ、入道彼等を召す。劣ぬ弟子ども二三人同車して、祇王祇女參れり。五人の女侍所に竝居たり。入道先景氣を見れば、紅顏色鮮にして白粉媚を造れり、容貌品こまやかにして蘭麝の匂なつかし。舞歌へと宣ひければ、

蓬萊山には千歳經る、萬歲千秋重れり、松の枝には鶴巢食、巖の上には龜遊

と、同音に歌ひ澄したりければ、入道興に入給へり。頻鳥の音和かに、仙女の袖妙なりければ、見れども聞ども飽べしと不覺とて、姉の祇王を殿中に召置て最愛せり。妹の祇女も、姉の光によりて洛中に耀り。寵愛の餘、親はいかなる者ぞと問れければ、童も母も元は遊者にて閉と申けるが、年闌齡傾て、六條堀河なる所に、しづかなる有様にて

楚云々―文選張平子の東京賦中に見ゆ
茅茨云々―淮南子に出づ
遲々云々―白樂天の賦に、遲々兮春日玉甃暖兮溫泉溢嫋嫋兮秋風山蟬鳴兮宮樹紅翠華不來歲月久牆有レ衣兮瓦有レ松云々

侘際いくそばくぞ、楚起二氣花之室一而黎民散、秦興二阿房之殿一而天下亂といへり、いざいざ危とぞ申ける。堯王天下を治め給けるには、茅茨不レ剪、採椽不レ斲、舟車不レ餝、衣服無レ文といへり、昔唐驪山と云ふ所あり、山の上に宮室あり、朱樓の構紫殿のあやつり、樣々最珍しくして、遲々たる春の日は、玉甃暖にして溫泉溢、嫋々たる秋の風には、山の蟬啼て宮樹紅なり、かゝる目出き砌にて、代々の聖主、折々の臨幸も不レ絕けり、憲宗皇帝位に卽御座て、五年まで終に行幸なし、去儘には垣にはつたしげり、瓦に松生にけり、一人行幸あれば、六宮相從ひ百官供奉する習なれば、人の煩たやすからず、君一日の臨幸の費をかぞふるに、民千萬の家の財にも過たりとて、終に御幸も無りけり、是皆國の費を思召、民の歎を休めんとの御惠なり、入道いかなれば世を治思を忘れ、人を助る心なかるらんとぞ申ける。新都は繁昌して人屋軒を並けれ共、舊城は只荒にあれ行て、適殘れる家々も、門前草深して庭上露しげし。空き跡のみ多ければ、雉兎の栖と成替り、紫蘭の野邊とぞまがひける。太政入道は善事にも惡事にも思立ぬれば前後をも顧ず、人の諫をも用給ふ事なし。時々は物くるはしき心地もありけるにや、懸る遷都までも思立給ひけり。

事始―造營の事始

里内裏―皇城の外に設くる皇居

禮卷第十七

○福原京事

治承四年六月九日福原の新都の事始あり。上卿は後德大寺の左大將實定、宰相には土御門右中將通親、奉行には頭右中辨經房、藏人左少辨行隆也。河内守光行、丈尺を取て輪田の松原西の野に、宮城の地を定めけるに、一條より五條まで有て、五條已下は其所なし、如何が有べきと評定ありけるに、通親勘て、三條大路をひろげて十二の通門を立、大國にも角こそしけれ、吾朝に五條まで有ば、何の不足か有べきと被レ申けれ共、不レ事行して行事の人々還にけり。去ば昆陽野にて可レ在歟、印南野にて可レ有歟と、公卿僉議有けれ共未定也。先里内裏可レ被二造進一とて、五條大納言邦綱卿、周防國を給て、六月二十三日に事始して、八月十日棟上と被二定申一けり。彼大納言は大福長者にて御座ければ、造出さん事左右に及ねども、そも爭か民の煩人の歎なかるべき、殊に指當りたる大嘗會を閣て、かゝる亂に遷幸遷都、内裏造營、山海の財力の盡ぬるのみに非ず、人民の

平安奠都四百年に及べり

行幸既にならせ給ければ、諸卿已下衛府諸司供奉せり。何者の態なりけるにや、東寺の門の道ばたに札を立たり。

咲出づる花の都をふり捨て風ふく原の末ぞあやふき

行幸の御門出に、いま／＼しくぞ見えし。

事に忌む

三台―紫微星を天帝とし、虚精陸淳曲順を三台星とす

百年云々―

本條云、大將軍王相不レ論二遠近一、同可レ忌二避諸事一、然而至二于遷都一者、先例不レ避レ之歟、桓武天皇、延暦十三年十月廿一日に、自二長岡京一遷二都於葛野京一、今年大將軍爲二北之分一、當二王相方一、然者就二延暦之佳例一案レ之雖レ爲二大將軍之方一、何可レ有二其憚一哉。

とぞ申たる。聞レ之人々舌を振て申けるは、延暦の遷都に御方違ありき、但永此城を捨られんには、強に方角の禁忌の不レ可レ及二沙汰一、勘文を召るゝならば、何樣にも可レ有二御方違一者ぞ、季弘が勘狀矯餝の申狀歟、倩案二事情一、昔唐に司天臺とて高二十丈の臺を造、天文博士を置れたり、太史天變を見て吉凶を奏する官也、漢元帝、成帝、父子二代之間、政無道にして天變頻也、北辰光少く、五星煌々として赤事如レ火、芒を耀し角を動して三台を射る上、台半ば滅て中台折たり、是必世亂國亡べき天變也、司天の大史是を見るといへ共、無道の君に恐て毎レ望二明光殿一、只慶雲壽星とて御悅來御壽永かるべき天變とのみ奏せしかば、政を正事なくして、終に國亂帝亡給にけり、去ば季弘も入道の無道の政に恐つゝ、方角の禁忌をも不レ申けるにやとぞ人脣を返ける。

新都行幸の供奉に參ける人の、舊都の杜に書つけたりけるは、

百年をよかへり迄に過こしに愛宕の里は荒や果なん

柏原天皇―桓武帝

山野云々―平家漂浪の前兆

大將軍―八將神の一、此方角は萬

嵯峨天皇御宇、大同五年に他國へ遷されんとし給しかば、公卿僉議有て奉レ諫し上、貴賤騷歎しかば、さてこそ止給けれ。一天の君萬乘の主、猶御心に任給はず、凡人の身として輙ち思企給けるこそ淺猿けれ。柏原天皇と申は、平家の先祖に御座、先祖の帝のさしも執し思召給けるを、他國へ移給しも詮なし。此京をば平安城とて、文字には平ら安き城と書り、旁以難レ捨。就レ中主上上皇共に平家の外孫にて御座、君も爭か捨させ給べき、是は國々の夷共責上て、平家都に跡をとゞめず、山野に交べき瑞相にやとぞ私語ける。將軍塚の守護神爭か可レ不レ成レ怒、只今世は失なんず、心憂事也、平家專もてはやすべき都をや、入道天下を手に把り、心の儘に振舞給ける餘り、當帝を奉レ下、我孫を位に付進、法皇の第二の王子高倉宮を奉レ誅、御首を切、太政大臣の官を止て奉レ流二關白殿一、我聟近衞殿を奉レ成二攝政一、惣て卿相雲客、北面の下﨟に至まで、或は流し或は死し、自由の惡行數を盡して、今又及二遷都一けるこそ不思議なれ。守護の佛神豈享二非禮一給はんや、四海の黎民其歎幾許ぞ、犯レ人者有二亂亡之患一、犯レ神者有二疾天之禍一と云本文あり、恐々といへり。就レ中福原と云は平安城の西也、今年大將軍存レ西、方角既に塞れり、いかゞ有べきと申人ありければ、陰陽博士安倍季弘に仰て勘文を被レ召ける。勘狀に云、

四神相應の地—流水青龍、長道白虎、汙池は朱雀、丘陵は玄武、是四者を具する地也

告知す—鳴動也

六年、近江國に被移て、志賀郡大津宮に住給ふ。天武天皇元年に、大和國に歸て岡本宮に御座。是を飛鳥の淨見原宮と申。持統天皇より光仁天皇まで、九代は猶大和國奈良の都に住給ふ。桓武天皇御宇、延暦三年十月に山城國に遷されて、長岡宮に十年御座しけるが、此京狹とて、同十二年正月に、大納言藤原小黑丸、參議左大辨紀古作美、大僧都賢璟等を遣して、當國の中、葛野郡宇太村を見せらる。三人共に奏して申、此地は左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、一も闕ず、四神相應の靈地也と、依之愛宕郡に御座賀茂大明神に被告申、同十三年に、長岡京より此平安城へ遷給て以來、都を他所へ不被遷、帝王三十二代星霜四百餘歳也。昔より多の都ありけれ共、此京程に地景目出く王業久かるべき所なしとて被遷たり。末代までも此京を他所へ遷されぬ事や在るべきとて、大臣公卿、賢者才人、諸道の博士等を被召集て有僉議、長久なるべき様とて、土にて八尺の人形を造、鐵の甲冑を著せ弓矢を持せて、帝自土の向人形祝申させ給けるに、必此京の守護神となり給へ、若未來に此都を他所へ移す事あらば、堅く王城を守其人を罰せよと被含宣命て後、東山の峯に深一丈餘の穴を堀て、西向に立て被埋けり、將軍塚とて今にあり。去ば天下に事出來、兵革興んとては、兼て告知しむる習あり。

王の寶祚を繼給へり。五十九年と申し己未年十月に東征して、豐葦原中津國に留り御座、近來大和國と云は是也。高市郡、畝傍山を點じて帝都を立、橿原の地を伐拂て宮室を作り給き。卽橿原の宮といへり。自爾以降代々の帝王、都を移さるゝ事三十度に餘り、四十度に及べり。神武天皇より景行天皇まで十二代は、大和國所々に宮造して遷御座き。景行天皇御宇に、大和國纏向日代宮より、近江國志賀郡に被遷、穴穗宮を造り給ふ。仲哀天皇二年の九月に、穴穗宮より長門國に移されて、豐浦宮に御座す。神功皇后御宇に、大和國十市郡に被移て、稚櫻宮に御座。仁德天皇元年に、同國輕島豐明宮より、攝津國難波に移されて、高津宮に住給。履中天皇二年に、大和の國十市郡へ歸御座。反正天皇元年に河内國へうつされて、柴垣の宮に御座す。允恭天皇四十二年に、又大和國へ歸て遠明日香宮に御座。安康天皇三年、同國泊瀨朝倉宮に御座。其後六代は同國所々に住給ふ。繼體天皇五年に、山城國筒城に移されて十二年、其後乙訓住給ふ、宣化天皇元年に猶大和國へ歸て、檜隈廬入野宮に御座。欽明天皇より皇極天皇まで七代は大和國郡々に宮居して、他國へは不遷給。孝德天皇大化元年に、攝津國長柄にうつされて、豐崎宮に御座。齊明天皇二年に又大和國へ歸つて、飛鳥岡本の宮に御座。天智天皇

波多板—鰭板也、竪板の合目にも板を打付けたる垣の一種
樓御所—樓は牢の當字

て、此は何所ぞと御尋あり。近く候ける人、廣田大明神の社也と奏ければ、こは猿事にこそと思召て、今度無ニ別御事一都へ有ニ還御一、政務如レ元ならば、御所近奉レ祝と有ニ御祈念一けるこそ哀なれ。御心中計の御事なれば人は此事をば不レ知けり。三月池大納言頼盛の家を皇居と定て、主上渡らせ給ふ。同四日頼盛家の賞を蒙て正二位し給へり。九條左大臣兼實の御子、右大將良通越られ給へり。法皇をば福原に三間なる板屋を造て、四面に波多板し廻して、南に向て口一つ開たるにぞ居進ける。筑紫武士、石戸の諸卿種直が子に、佐原の大夫種益奉ニ守護一けり、一日に二度如レ形供御を進せけり。懸ければ此御所をば、童部は樓御所とぞ申ける。守護の武士嚴かりければ、輙人も不レ參、鳥羽殿を出させ給しかば、くつろぐやらんと思召けるに、高倉宮の御謀叛の事出來て、又角のみ渡らせ給へば、こは如何しつるぞや、心憂とぞ思召ける。今は世の事もしろしめし度もなし、花山法皇の御座けん樣に、山々寺々をも修行して、任ニ御心一御座ばやとぞ被ニ思召一ける。鳥羽殿にてはさすが廣かりしかば、慰む御事も有し物を、由なく出にける者哉と思食けるも、責の御事と哀なり。抑神武天皇は天神七代を過、地神五代御末、葺不合尊の御讓を受させ給つゝ、人代百王の始の帝にまし〳〵しが、辛酉歲日向國宮崎郡にて、皇

指もはや―迹も然程には、今の俗語に、まさかに
欺申す―誹謗す

〇遷都附將軍塚附司天臺事

治承四年五月廿九日には、都遷あるべき由有二其沙汰一、來月三日福原へ行幸と被二定仰下一けり。日比も猿荒増事ありと私語けれ共、指もはやと思ける程に、既に被二仰下一ければ、京中貴賤迷二是非一周章騷つゝ更にうつゝとは覺えず。兼ては六月三日と有二披露一しに、俄に二日に被二引上一ける間、供奉の人々上下周章騷て、取物も不二取敢一東關の雲の夕、西海の波の曉、假寢の床の草枕、一夜の名殘も惜ければ、跡に心は留りて、思を殘す事ぞかし。久此京に住馴て、始て旅だたん事倦ければ、外人には世に恐いはざりけれ共、親き族は寄合て額を合て泣悲、何なるべし共覺ねば、各袖をぞ絞ける。二日既行幸あり、入道の年來執通給ひける所なるに依て也。中宮、一院、新院、攝政殿を奉レ始、公卿殿上人被二供奉一、三日と有二披露一だにも忙かりしに、今一日引上られける間、御伴の上下いとゞ周章騷、取物も不二取敢一、帝王の稚御座には、后こそ同輿には召に、是は御乳母の平大納言時忠卿北方、帥の內侍と申ぞ被レ參ける。先例なき事也と人欺申けり。係儘には法皇道すがら御心細、御淚せきあへさせ給はず、ゆゝしく木影の繁き森を御覽じ

灺燼—灺は燼塵也、燼となるの義

一夏安居—四月十五日より九旬を云ふ、僧侶の禁足修行する期也

家二千八百九十三宇、速に灺燼となるこそ悲けれ。佛像二千餘體、經卷幾千萬ぞ數を不レ知。文德天皇御宇仁壽三年に、智證大師自入唐して、渡し給へる唐本の一切經七千餘卷も燒にけり。顯密須臾に亡て、大小の書籍も失にけり。三密瑜伽の道場もなければ、振鈴聲を斷、一夏安居の佛前もなければ、供花の薫も絕にけり。宿老碩德の明師は怠二行學一受法相承の弟子は經卷に別れぬ。或は漫々たる浮レ海、船と共にこがるゝ大衆もあり、或は峨々たる峯に上て、嵐と同咽僧侶もあり、佛寶僧寶忽に亡つゝ、在家出家歎悲けり。抑三井寺者是、近江國志賀郡、擬大領大友夜須良麿が私の寺たりしを、天武天皇の御願に奉二寄附一、本佛も彼時の御本尊、生身の彌勒と申しを、教待和尚百六十年行ひ給て、其後智證大師の草創也。係目出三井の法水も忽に亡ぬるこそ悲けれ。天智天武持統三代の帝の御產湯の水をくみたりける故に三井寺と名たり。大師此所を傳法灌頂の靈地として、井花の水を汲事、慈尊の朝、三會の曉を待ゆゑに、三井寺とも申とかや。角止事なき聖跡に、兵俗亂入つゝ塵灰となす事、有レ心人皆歎けり。況寺門老少の心の中、推量りても哀なり。

二會—法華會、最勝會

三院—三井寺の南中北院

火の責にぞ及ける。二會講師には、圓全、性猷、澄兼、公胤已上四人被停止公請、學生十八人、被載罪名。高倉宮三井寺に籠らせ給に依て、衆徒も多く被誅。宮も亡びさせ給ひぬ。僧綱さへ公請を止られければ、哀入道の失滅よかし、耳にも聞じ目にも見じなど、園城も南都も大衆蜂起騒動すと聞えければ、東國の亂逆を前に抱て、園城寺を攻べしと聞ゆ。頼朝の謀叛には、尤南都北嶺に仰て、天下安穩の祈をこそ可仰付、入道の憤深ければ、其事既に治定すと有披露。三院の大衆會合僉議して、大關小關堀塞で、垣楯をかき逆茂木引て、構城郭たり。十一月十二日、頭中將重衡大將軍として、一千餘騎の軍兵を率して、三井寺へ發向す。大衆も思儲たる事なれば、大關小關二手に造て防戦けれ共、大勢に打落されて、大衆法師原に至るまで、死ぬる者八百餘人、重衡勝に乘て寺中に亂入、坊舍に火を係たれば、南中北の三院、金堂、講堂、神社、佛閣、一宇も不殘燒にけり。本覺院、雞足院、常喜院、眞如院、桂園院、尊星王堂、普賢堂、青龍院、大寶院、新熊野、同拜殿護法善神の社壇、教待和尚の本坊、同御身像七宇の鐘樓、二階大門八間四面の大講堂、三重一基寶塔、阿彌陀堂、唐院寶藏山王寶殿、四足一宇四面迴廊五輪院、十二間大坊、三院各別灌頂院、惣じて坊舍塔廟六百三十七宇、大津の在

或は御迎に參つゝ、狼藉斜ならざりければ、太政入道大に安からぬ事に思ひ宣けり。殊に南都にも深く鬱て、殿下の御使を散々に陵礫せり、是又たゞ事にあらずと覺たり。廿一日園城寺圓惠法親王後白河院御子天王寺の別當被止。其上彼寺の僧綱、公請を被停止以使廳使、張本を被召けり。被下院宣云、

園城寺惡僧等、違背朝家、忽企謀叛、依之門徒僧綱已下、皆悉停止公請、解却見任幷綱德、兼亦末寺庄園及彼寺僧等私領、仰諸國之宰史、早可令收公、但於有限寺用者、爲國司之沙汰付彼寺、所司任其用途、莫令退轉恒例佛事、無品圓惠法親王、宜令停止所帶天王寺撿挍職。

とぞ有ける。僧綱には、一乘院僧正房覺をば、飛驒判官景高承て召之。常陸法印實慶をば、上總判官忠綱承、中納言法印行乘をば、博士判官章貞承る、眞如院法印能慶をば、和泉判官仲賴承、亮法印眞圓をば、源大夫判官季貞承、美濃僧正覺智をば、攝津判官盛澄承、藏人法橋勝慶をば、祇園博士大夫判官基康承、宰相僧正公顯をば、出羽判官光長承、僧正覺讃をば、齊藤判官友實承、明王院僧都乘智をば、新志明基承、右大臣法眼實印をば、仁府生經廣承、中納言法眼觀忠、大藏卿法印行曉兩人をば紀府生兼康承、各水

五月闇の歌ー平家によれば二條院の應保年中別に此事ありとせり

知がほに郭公の一聲二聲雲井に名乘て通けるを、關白殿聞召て、

郭公名をば雲井にあぐるかな

と仰せければ、

弓はり月のいるにまかせて

と頼政申たり。五月闇雲井に名をも揚ぐるかなたそがれ時も過ぬと思ふに、と異本也。實に弓矢を取ても並なし、歌の道にも類有じと覺たり。大國の養由は、雲上の鴈を落し、我朝の頼政は深夜の鵺を射る、弓矢の全事取々にぞ覺たる。加樣に上下萬人に被ㇾ歎、七十に餘三位して、今年七十七、何なる樂に榮有とても今幾程か有べき、子息仲綱受領して伊豆國知行し、丹波には五箇庄給て、家中も樂く人目も羨れてこそ有に、無ㇾ由事勸申て子孫迄も亡ぬるこそ不便なれ、馬故とは申ながら非二直事一、偏に怨靈の致處也とぞ歎ける

○三井僧綱被ㇾ召附三井寺燒失事

三井寺にも南都にも猶尻引あて、惡徒の張本召るべき由其沙汰あり。昔より山門の大衆こそ横紙をやり非分の訴を致に、今度は不ㇾ違二宣旨一隨二平家一、南都園城には或は宮を入進

の冥應に御座と頼政頭を傾けて年久、今蒙勅命怪異を鎭めんとす、射はづしなば速に命を捨べし、氏人氏人たるべくば、深守となり御座せと、男山三度伏拜み心を靜めて能見れば、黒雲大に聳て御殿の上にうづまきたり。頼政水破と云ふ矢を取て番て、雲の眞中を志て能引て兵と放つ、ひいと鳴く、かゝる處に黒雲頻に騷いで御殿の上を立、鵺の聲してひゝなきて立所を見負て、二の矢に兵破と云鏑を取て番ひ兵と射る。ひいふつと手答して覺ゆるに、御殿の上をころ〳〵ところびて、庭上に動と落。其時に兵庫頭源頼政變化の者仕たりや〳〵と叫ければ、唱つと寄て得たりや〳〵とて懷たり。貴賤上下女房男房、上を下に返し、堂上も堂下も紙燭を出し炬火をとぼして見之。早太寄て繩を付庭上に引すゑたり。有叡覽に癖物也。頭は猿背は虎尾は狐足は狸、音は鵺也。實に希代の癖物也。苟禽獸も加樣の德を以て奉惱君事の有ける事よ、不思議也とぞ仰ける。見聞の男女は口々に、頼政あ射たり〳〵とぞ嘆たりける。彼變化の者をば清水寺の岡に被埋にけり。主上の御惱忽に宜成らせ給にければ、鳥羽院より有御傳ける。師子王と申御劔に御衣一重脫そへて、關白太政大臣基實公を御使にて頼政に被下けり。頼政は階の三階に右の膝を突、左の袂を擁て畏て是を拜領す。五月廿日餘の事なるに、折

汝得たりや―汝推量し得たりや

河竹吳竹―淸涼殿の東庭、漢竹の臺の邊

ほと〳〵―烈しく

去りぬ。夢醒て傍を見れば、件の弓矢直垂あり。頼光是を傳得て弓の德を施すに、更に養由が藝に劣らず、頼光より頼國、美濃守頼綱、參河守藏人仲政、兵庫頭下總守頼政三位まで、子孫相傳して五代也、先祖の重寶也。身に取て一朝の大事不ㇾ如ㇾ之とて、加樣に用意して參る。目にも見えぬ媚物を、而も五月の暗夜に射よとの勅命、弓取の運の極と覺たり。天の下に住乍ㇾ蒙二朝恩一器量の仁と被ㇾ撰、非ㇾ可二辭申一とて、主從三人出けるが、頼政向二早太一、我所存汝得たりやと問ければ、先立存知仕て侍、今度殿下より蒙ㇾ仰給ひ、媚物を殿上にて一矢に射損じたらば、二の矢に可ㇾ奉ㇾ射二殿下一、去ば軈て以二骨食一我御頸を給て出よとこそ被二思召一候らめ、振舞侍べしと申ければ、汝が言は是大菩薩の御託宣とこそ覺ゆれ、憑むぞよとて宿所を出て陣頭に參じ、河竹吳竹の北南にて明見仕る景氣、誠に優にして頼魂ひ武勇の大將と見たり。頼政宣旨を蒙て媚物射んずる見よとて、公卿殿上人參集、堂上堂下內外男女市をなせり。今や〳〵と通夜是を待、子の刻も過ぬ、丑の刻の半に及で、如ㇾ例東三條の森より黑雲一叢立渡、御殿の上に引覆と爲れば、主上はほと〳〵と振ひ出させ給ひけり。頼政は黑雲とは見たれ共、天は實に暗し、いづくを射るべしと矢所さだかならず、心中に歸命頂禮八幡大菩薩、國家鎭守の明神、祖族歸敬

鎧をば脱置て、直垂小袴計也。郎等に丁七唱、遠江國住人早太と云者二人を相具したり。唱は小櫻を黄にかへしたる腹卷を著せ、十六指たる大中黑の矢の、おもてに水破兵破といふ鏑矢二つ差、雷上動といふ弓を持せたり。水破といふ矢は、黑鷲の羽を以てはぎ、兵破といふ矢をば、山鳥の羽にてはぎたりけり。早太には骨食といふ太刀をふところにささせたり。水破兵破雷上動と云弓箭は、是大國の養由が所持也。彼の養由とは楚國の者、秦王の時の人也、大聖文殊の化身也。或時文殊養由に有二對面一いはく、汝は我化身也、吾汝に一德ををしへんとて、文殊雙眼の精を取て二の鏑に作れり。五台山の麓に、兩頭の蛇一つあり。信樂慙愧の衣の絲を、八尺五寸の絃により係て一張の弓をなし、多羅葉をとりあつめて直垂と云物に作り著る。今の葉早黄色と云ふは是也。柳葉を的として射術を敎給故に、天下無雙の弓の上手にて、養由弓をとれば鴈列を亂り、飛鳥たちまちに地に落つる勢ありき。而養由七百歲を經て天下を見案ずるに、雲州に我弓矢をつたふべき仁なし、娘の椕花女と云ふ女に是を傳置て、其身むなしく去りにき。椕花女命盡なんとする時に、弓の弟子を尋ぬるに本朝にあり、今の攝津守賴光是也。或時賴光晝寢したりけるに、天より影の如なる者下て、我が養由より所レ傳の弓箭を帶せり、汝に授んとて巨細を語りて

大中黑―中黑の羽の黑味の大なるを云ふ

雲州―廣く支那全國と云ふ程に見るべし

見澄す―落つき澄す

り。秀廉庭上に參て蒙二綸言一云、天下に媚物あり、殊なる朝敵也、深夜に及で明見仕れと被二仰下一。秀廉畏て勅諚謹承候畢、此身舊宅に住して、名字既に故人に通、蒙二勅命一事生前の面目に侍り、但弓箭年舊て其手未練也、先祖を尋送らるといへ共、末代尤難レ叶、勅命を承て不レ鎭二朝敵一ば、弓矢の名絶なん事、當時一身の歎のみに非ず、先祖の將軍が威を失はん事大なる恥也、然ば蒙二御免一侍ばやと歎申ければ、關白殿汝が痛申處實に不便也、但綸言と號して、鬼神を鎭め夷賊を平る例是多し、當今の御代に在て、佛法王法互に相對せり、などか以二朝威一不レ仕、自由の辭狀尤罪科也、天下の勝事、身を惜は、在二王土一無二其詮一、速に配所へとぞ被二仰下一ける。石河次郎秀廉失二面目一罷出ぬ、其後誰をかと有二僉議一。關白殿の仰に、頼光が末葉頼政器量の仁に當れりとて、源兵庫頭を召れけり。頼政は例の歌道の御會にやとて、木賊色の狩衣になり、見澄して參たり。深夜に臨で媚物あり、玉體を奉レ侵、及二其期一明見仕と仰ければ、頼政畏承候ぬとて御前を罷立て、近衞川原の宿所に歸る。本の裝束脱替て、朝敵を鎭る形にぞ出立ける、生衣の捻重に黄なる大口、薬早黄色の直垂をぞ著たりける。彼直垂には、左の肩には八幡大菩薩と縫、右の肩には山鳩をぞ縫たりける。産衣と云鎧を著て、男山三度奉二伏拜一、其後

一院不斜歎思食て、諸寺諸山にして御祈を始め、醫師に仰て御藥を勸め參せけれ共、更に其驗ましまさず見えければ、東三條の森より黒雲一叢立來、南殿の上に引覆、鵼と云鳥の音を鳴時に、必振ひたまぎらせ給ひけり。天下の大なる歎也ければ、日夜に諸卿參內ありて、各僉議あり。有驗の驗者にて可奉祈歟、以博士可送歟なんど取々に被申けるに、德大寺左大臣公能の被申けるは、目に不見物ならば可祈祭、是は目の當也、弓の上手を以て射さすべき歟、其故は去寬治年中に堀川院御惱の事御座き、療治も祈禱も叶ざりけるに、公卿僉議ありて、此御惱非直事、以武士大內を可警固とて八幡太郎義家に仰す、義家蒙勅て、甲冑を著し弓箭を帶して、南庭に立跨殿上を睨で高聲に、清和の帝には四代の孫、多田新發意滿仲が三代の後胤、伊豫守賴義入道が嫡男、前陸奥守源義家、大內を守護し奉る、いかなる惡靈鬼神なり共、爭望をなすべき、罷退けと名乘懸て、弓の絃を三度鳴したりければ、殿上も階下も身毛竪て覺けるに、御惱忽に癒させ給けり、去ば是は怪鳥か變化か、目に顯たる者也、以武士射さすべき也とぞ被勘申ける。大臣公卿此義最可然とて、弓の上手を勝られけり。源平の中に何なるべきぞと義定有けるに、石厳將軍が末葉に、大和國住人石川次郎秀厳を召されけ

たまぎる―魂消ゆる、驚き叫ぶ事

南庭―清涼殿の南庭

咒返―咒文を唱へて劒を德貴む

不豫―帝王の御病氣

おびゆ―怖ぢ驚く、夢等に襲はるるに云ふ

らば劒の德を施給へと云。賴政靈劒自由の恐ありといへ共、仰にて侍は何事をか仕べきと申。御前の坪の石をと聞ゆ。畏てとて賴政彼石を切、かけず散々に切破て見參に入奉る。禁中さゝめき上下驚レ目。信賴始は欺て云たりけれ共、今は恐くぞ思ける。さて劒の咒返を滿て、鞘にさして溫明殿に移し置る。加樣に勘申けれども、不レ肖に被二思召一ければ、賴政が言を不レ被レ信。元曆二年三月廿四日に、寶劒浪の底に沈ませ給て後、彼劒寶劒と成し時こそ賴政實に非二直者一と被二思召一けれ。世下つて後も賴政程の者なかりけり。諸道に不レ疎、立る能ごとに不レ顯二威と云事なし。花鳥風月弓箭兵仗、都てこのみと好む事、名を揚げ人に勝れたり。就レ中弓矢に驗を顯はしき。後白河院第一御子をば二條院とぞ申ける。去久壽二年九月廿三日、御歲十三にて春宮に立せ御座し、保元三年八月十一日、御年十六にて御卽位ありけるが、平治二年の夏の始より、御不豫の御事まし〱けり。五月上旬の比は、御惱殊外に取頻らせ給て、夜深人定る程には、俄に必おびえたまぎらせ給けり。異說云、仁安元年の春の比、可レ有二春宮御卽位一由有二其沙汰一、此東宮と申は高倉院の御事也、五條高倉に栖せ給ければ、高倉宮とぞ申ける、同年四月中旬より宮御惱ありと云々。

曲なき者—
勝れたる節もなき者
まめやか—
正實に重寶たるべき

○三位入道藝等事

又打物に取て名を揚る事ありき。惡右衛門督信賴が天下に秀たりし時、殿上の刻み階に夫男一人立たり。信賴彼は何に狼藉也と申ければ、搔消樣に失ぬ。某に一の劒あり。信賴くせ事也と思て、寶物の御劒にも候らん、燒鐔の劒ならば、山をも岩をも可ニ破崩一とて、此劒を拔御坪の石を切るに、劒七重八重にゆがむ。曲なき者也とて、温明殿の緣に棄置れぬ。折節賴政參會たり。信賴歎レ之、いかに劒は見知給へるかと申。賴政弓矢取身にて侍る、如レ形知たる候と云。其時少輔内侍と云ふ以ニ女房一大床に棄置所の劒を被ニ召寄一けるに、曲たる劒忽に直て鞘に納る、不思議也とて賴政にみせらる。賴政打見て仰て、まめやかの御劒也、朝家の御守たるべし、其故は太神宮に五の劒あり、當時内裏に御座す寶劒は第二の劒、是は第三の劒也、但賴政いかゞして神劒を知侍るべきなれ共、作人に依て劒體を知、其上今夜の夜半におよびて、天の告示給事あり、國を守らん爲に皇居に一の劒を奉る、卽寶劒是也、亡國の時は此劒又寶劒たるべし、爲ニ用意一奉ニ權劒一と見て候、折節今日御劒出現之條、併國の御守と覺ゆと申。其時信賴卿ふしぎ也と思ひ、さ

はかりなく―限りなく

媒が云々―見苦しくもなき媒人と也、法皇の御斟酌なれば也

失色、額を大地に附て實に畏入たり。思けるは、十善の君はかりなく被思食女を、凡人爭か申よりべかりける、其上縦雲の上に時々なると云とも、愚なる眼精及なんや、増てよそながらほの見たりし貌也、何を驗何なるらん共不覺、蒙綸言不賜も尾籠也、見紛つゝよその袂を引きたらんもをかしかるべし、當座の恥のみに非、累代の名を下し果ん事、心憂かるべきにこそと、歎入たる景氣顯也ければ、重て勅諚に、菖蒲は實に侍るなり、疾給て出よとぞ被仰下ける。御諚終らざりける前に、搔繕ひて頼政かく仕る。

　五月雨に沼の石垣水こえて何かあやめ引ぞわづらふ

と申たりけるにこそ、御感の餘に龍眼より御涙を流させ給ながら、御座を立たせ給て、女の手を御手に取て引立おはしまし、是こそ菖蒲よ、疾く汝に給也とて頼政に授させ給けり。是を賜て相具して仙洞を罷出ければ、上下男女歌の道を嗜ん者、尤かくこそ德をば顯すべけれと、各感涙を流けり。實に頼政と菖蒲とが志、水魚の如にして無二の心中也けり。三年の程心ながく思し情の積にやと、やさしかりし事共也ければ、京童部申けるは、二人の志わりなかりけるこそ理なれ、媒が痛見苦もなければとぞ咲ひける。伊豆守仲綱は、卽彼菖蒲が腹の子也。

積なる云々―積るとの事なるは如何にと問給へる也
實法者―謹直なる人物

る程に、或時賴政菖蒲を一目見て後は、いつも其時の心地して忘るゝ事なかりければ常に文を遣しけれども、一筆一詞の返事もせず、賴政こりずまゝに、又遣しくなんどする程に、年も三年に成にけり。何にして漏たりけん、此由を聞食に依て、君菖蒲を御前に召、實や賴政が申言の積なると綸言ありければ、菖蒲顔打あかめて御返事詳ならず、賴政を召て御尋あらばやとて、御使有て召れけり。比は五月の五日の片夕暮許也、賴政は木賊色の狩衣に、聲華に引繕て參上、縫殿の正見の板に畏て候ず。院は良遙許して御出ありけるが、じつはふの者には物仰にくければとて、殊に唉を含ませ御座。何事を被仰出ずるやらんと思ふ處に、誠か賴政菖蒲を忍申なるはと御諚あり。賴政は大に失色恐畏て候けり。院は憚思ふにこそ、勅諚の御返事は遲かるらめ、但菖蒲をば誰彼時の虛目歟、又立舞袖の追風を徐ながらこそ慕ふらめ、何かは近附き其驗をも辨べき、一日見たりし賴政が、眼精を見ばやとぞ思食ける。菖蒲が歳長色貌少も替ぬ女二人に菖蒲を具して、三人同じ裝束同重になり、見すまさせて被出たり。三人賴政が前に列居たり。梁の鸞の竝べるが如く、窻の梅の綻たるに似たり。賴政よ其中に忍申す菖蒲侍る也、朕占思召女也、有御免ぞ、相具して罷出よと有綸言ければ、賴政いとゞ

椎―四位を
かけたり

ひを―氷魚

上るべきたよりなければ木の本に椎を拾ひて世を渡るかなと申たりけるに依て、七十五にて三位を被レ免て後、先途既に遂ぬとて、出家して源三位入道ともいはれけり。大方此頼政は、歌に於ては手廣者にぞ被レ思召ける。鳥羽院御時に、宇治河、藤鞭、桐火桶、頼政と、四題を下させ給ふ。一首に隱して進よと勅定ありけるに、

宇治川のせゞの淵々落たぎりひをけさいかに寄まさるらん

と申たりければ、時の人、我々は一題をだにも、一首に隱はゆゝしき大事なるに、あまたの題を程なく仕たる事、實に難レ有と感じ申けり。君もいみじく仕りたりと叡感有けり。

○菖蒲前事

殊に名をあげ施二面目一ける事は、鳥羽院御中に、菖蒲前とて世に勝たる美人あり。心の色深して、形人に越たりければ、君の御糸惜も類なかりけり。雲客卿相、始は艶書を遣し情を係事隙なかりけれ共、心に任せぬ我身なれば、一筆の返事、何方へもせで過しけ

風吹ば云々—當時の俗諺

地下—總て昇殿を許りぬ五位以下の者の稱

つぎ〳〵し く—似つかはしく熟習したる者の如く

急ぎ打上る者一人もなし、山門の大衆は心替しつ、不ㇾ遂ニ其先途一、風吹ば木不ㇾ安と、世の煩人の歎、爲ㇾ身爲ㇾ家、無ㇾ由事申勸まゐらせて亡ぬる者かなと、貴賤口々に申けり。彼入道と申は、淸和帝の第六皇子貞純親王の二代の苗裔、多田新發意滿仲が子、攝津守賴光が三代の後胤、參河守賴綱が孫、兵庫頭仲正が子也、保元の合戰の時、御方にて一方の先陣を賜り、凶徒を退たりけれども、指る勳功の賞にも不ㇾ預、怨を含ながら大內の守護して年久く成、地下にのみして殿上をゆるされざりければ、

人しれぬ大內山の山もりは木がくれてのみ月を見るかな

と讀て進たりければ、不便なりとて、四位して昇殿を免る。始て殿上を通りけるに、ある女房の、

つき〴〵しくもあゆぶものかな

と云たりければ、賴政とりあへず、

いつしかに雲の上をば蹈なれて

と申たりければ、優に甲斐々々しと感じけり。又四位の殿上人にて、久く世に仕へ奉けるに、述懷仕て、

觀は勸の誤か、圓滿に速に成佛する義

輔は是を見彼を拜つゝ、穴貴所やと信心忽に發て、歸敬の思萠ければ、大講堂の軒の下に立歸、我にはよく天魔の附にけるなり、何ぞ一旦の以ニ我執一十乘の峯を亡、永劫の苦因を殖て、無間の底に入らん、縱興隆の心こそなからめ、豈及ニ破滅企一と、心に心を恥しめて、懺悔の淚を流けり。既本寺に歸けるが、餘執又起て、是迄思立ぬる事を、空く人にも知られざらんは無念也、三塔に披露せんと思て、大講堂の柱に續松を結附て、札制してぞ立たりける。其詞に曰、日比山門園城の我執を存し、當時牒送變改の遺恨に依て、三塔を燒拂はんが爲に數日登山の處に、倩案らく、一乘一味の法門は、三塔三井の所學也、山門寺門の伽藍は、祖師大師の建立也、何ぞ魔滅の煙を立て、空く荒廢の塵を遺んと、仍無益偏執を閣て、速に有心に放火を止ぬ、圓滿院大輔源海と書て、大講堂の大鐘鳴して下にけり。滿山の大衆鐘に驚、谷々坊々騷動して講堂の庭に會合し、大輔が所爲を見て、志の之ところ所存誠に不敵也、邪を翻て正に歸る情ありとぞ感じける。

○三位入道歌等附昇殿事

源三位入道は、ゆゝしく計ひ申たりけれ共、遠國の者迄は不ㇾ及云、近國の源氏だにも

紫金―紫磨金
白豪―豪は毫なるべし、佛の兩眉間にある白玉の毫
大德―高僧
圓頓觀解―

作、七佛藥師の靈像も此堂に安置せり、忠仁公の梵釋四天、准三公の十二神將も御座、縱末學雖ㇾ存ニ意趣一、爭か祖師の本尊を奉ㇾ失べきなれば、此伽藍は叶はじと思返して、中堂を出て大講堂に臨で伺見ば、大厦の棟梁天に挾、四面の采椽雲に懸たり。何に火を差べし共覺ざる上、本尊を拜すれば、胎藏の大毘盧遮那坐し給へば、左右に彌勒觀音の脇士立給へり。紫金膚を研て、白豪光圓也。佛法擁護の四天あり、大聖文殊の聖僧あり。嗚呼此伽藍を忽に灰となさん事の悲さよと思ければ、又此を出て惣持院に入るに、塔もあり堂もあり。堂は是祕密眞言の靈場、胎金兩部熾盛光等の大曼陀羅を安置せり。塔は又多寶全身の靈廟、胎藏の五佛座を竝べ、法華の千部を奉納せり。遠くは大唐の青龍寺に准へ、近くは本朝鎭國の道場を開けり。人こそ惡からめ、爭か國家守護の靈室を失べきと思て、此を出でて彼に渡、彼を去て此に來見廻ば、法華常行は兩堂軒を竝べ、戒壇四王は兩院甍を交たり。文殊樓、延命院、五佛院、實相院、或は大師大德の御作、一人三公の建立、或は三密瑜伽の道場、一乘讀誦の精舍也。功能何もとり〴〵に、御願誠に品々也。杉吹渡る風の音、實相の理をや調ぶらん、草葉に置る露の色、無價の玉をぞ研たる。谷に竝る松坊は、稽古修學の窗なれや、尾を隔たる草庵は、圓頓觀解の砌也。大

戒壇―以下數條皆叡山にのみ免されて三井寺には御免なし

○圓滿院大輔登山事

圓滿院の大輔は、宇治の軍を脱出て、本寺に歸て息つぎ居たりけるが、三位入道父子眷屬を始て、衆徒も多く討れ、又宮も中流矢うせ御座し、其宮々も一々に被尋出給ぬと聞て、つく〴〵物を案ずれば、山僧の心替より角成ぬと不安思へり。如何となれば、傳教師資の流を汲み、圓頓實教の法を學しながら、勅使といひ戒壇と云、御灌頂と云亦袈裟と云、事に於て山僧等が爲に被妨て無安心處に、今又同心の山承伏して忽に變改、御運の盡ると云ひながら口惜事也、本より異儀を存ぜば、急南都へ奉遷などか遂本意ざるべき、今寺門の失面目事、生々世々の怨敵也、速に登山して、堂舍佛閣悉く魔滅の煙となさばやと大惡心を發、燧付硫黃など用意して、燧袋にしつらひ入、形を修行者法師に造成して、山門へこそ忍登れ。先根本中堂に參て、內外東西見廻つゝ、此にや火をさすべき、彼にや炬火を投べきと思廻し、暫く正面に居念誦して居たりけるが、不斷の燈明光を竝べ、三部の長講音澄めり。最貴覺て案じけるは、抑此伽藍と申は、我等が祖師傳教大師建立の寺院、生身の醫王常住の精舍也、智證大師の御

落る―白状する

縁者云々―縁者を捕へて連坐せしむる事

日次―日時御選定の

伺ニ便宜一き。不レ叶して今かく成侍ぬとぞ落たりける。やがて仰ニ盛重一仁寛を召捕て、公卿僉議あり。罪斬刑に當るといへ共、死罪一等を減じて遠流に定、仁寛をば伊豆國、千手丸をば佐渡國へぞ被レ流ける。さしも重科の者なれ共、かく被レ寛ける事、皇化と覺て止事なし。其上縁者の沙汰ありけるを、大藏卿爲房參議にて僉議の座におはしけるが、加程の悪逆必しも父母兄弟の結構にあらじ、然者不レ可レ及ニ罪科一歟と被レ申たりければ、當座の諸卿皆爲房卿の議に同ずとて、縁者の沙汰はなかりけり。爲レ君に忠あり、爲レ人に仁あり、爲房卿子孫繁昌し給ふも理也とぞ人申ける。昔も淺增き樣ありけれ共、及ニ子孫ニ事はなかりき。高倉宮討れさせ給ぬれば、今は何條事かは有べきなれども、小宮々も角成せ給けるこそ糸惜けれ。六條殿と申す女房の御腹に、法皇の御子おはしけり。故建春門院の御子にし進て、七歳にて、安元元年七月五日天台座主快修僧正の御房へ入進て、釋子に定ましく〳〵けれ共、未御出家はなかりけり。高倉宮も角成給ぬ。其御子達も捜取れさせ給と聞えければ、穴恐とて日次の御沙汰にも不レ及、周章騒て剃落し進けり。今年は十二歳にぞ成せ給。係る亂の世也ければ、無ニ御受戒一只沙彌にてぞ御座しける。

胎金兩部―胎藏界金剛界

一條左大臣師尹、殊に申沙汰して、西宮左大臣を流して、其所に成替給たりけるが、幾程もなく聲の失る病をし、一月餘り惱て失給にけり。僧連茂をば撿非違使召捕て、拷器に寄て謀叛の意趣を責問けり。餘の難堪さに、連茂音を上て、南無歸命頂禮、金剛瑜伽祕密教主、胎金兩部、諸會聖衆、傳燈阿闍梨耶、龍猛龍智助給へ〱と唱ければ、上乘密宗の力にて、拷器も笞杖も折碎てこそ失にけれ。

○仁寛流罪事

白川院の御子全子内親王をば、二條皇太后宮とぞ申しける。鳥羽院は康和五年正月十六日に御誕生、同八月十七日に東宮に立せ給て、嘉承二年七月十九日、御年五歳にて位に即せ給ければ、御母代とて内裏に渡らせ給けるに、其御方に、永久元年十月の比落書あり。折節怪童の有けるを搦て問ければ、醍醐の勝覺僧都の童千手丸也。人の語に依て、侵君進せんとて、常に内裏にたゝずむなりとぞ申ける。法皇大に驚思食、撿非違使盛重に仰て千手丸を被推問。醍醐寺の仁寛阿闍梨が語也と申す。彼仁寛は三宮の御持僧也。御位の御宿願を遂させ給はんが爲に、或青童の貌、或内侍の形にて、日夜に奉

覺御心—現實の御心

桟木—親柱の兩側に建てゝ支ふる小柱

の外無其例。

○滿仲讒西宮殿事

冷泉院御位の時、覺御心もなく、御物狂はしくのみ御座ければ、ながらへて天下を知召さん事もいかゞと思食けるに、御弟の染殿式部卿宮は、西宮の左大臣の御聟にておはしけるを、能人にて渡らせ給と申ければ、中務丞橘敏延、僧連茂、多田の滿仲、千晴など寄合て、式部卿宮を取奉て東國へ赴、軍兵を起即位進せんと、右近の馬場にて夜夜談議しける程に、滿仲心替して此由を奏聞しけるに依て、西宮殿は被流罪給にけり。敏延は播磨國を賜らん、連茂は一度に僧正にならんとて、係る事を思立けり。滿仲返り忠しける事は、西宮殿にて敏延と滿仲と相撲を取りけるに、滿仲力劣にて、格子に被拋付顔を打欠たり。滿仲不安思て腰刀を拔て敏延を突んとしける。敏延高欄の桟木を引放て、近付ばしや頭を打破らんとて、立跨て有ければ、滿仲不及力さて止ぬ。時の人あゝ源氏の名折たりと云ければ、敏延を失はんとて返忠したりといへり。西の宮殿は聊も不知召けるを、敏延失ん爲に、讒訴の次に式部卿宮の御舅なればとて讒申けるを、

何に云々ー何事によりてか

三日、親王の宣旨を下されにければ左に右に三宮被引違給へり。堀川院も八歳まで太子にも立せ給はず、親王にて、應德三年十一月二十六日に、受御讓させ給て、軈其日春宮に立せ給。寛治三年正月五日、御年十一にて御元服有けり。三宮は御位こそ不叶共、太子にもと思召けるに、寛治元年六月二日、三宮陽明門院にて御元服有しに、太子の御沙汰にも及ばざりしかば、輔仁親王御位空して、仁和寺の花園と云所に住せ給けり。白川法皇より、何にいつとなくさ程に引籠らせ給にか、時々は御出仕なんども候べしとて、國庄あまた被進ける御返事に、

有花有獸山中友、無愁無歎世上情

と申させ給たり。すべて詩歌管絃に長じ御座しかば、世にもなく官もなき人々は、院内の御事よりも、中々珍しく奉思て、參通人多かりければ、時人三宮の百大夫とぞ申ける。御位相違有しか共、世の亂はなかりし者を、三宮の御子花園左大臣有仁を、白川院の御前にて元服せさせ進せ、源氏の姓を奉らせ給て、無位より一度に三位して、やがて中將になし奉けり。是は三宮輔仁親王の御怨を休奉り、又後三條院の御遺言をも恐させ給けるにこそ。一世の源氏無位より三位し給事は、嵯峨天皇の御子陽成院大納言定卿

は元稹也、二人を混同せり
是花中—元稹の詩、朗詠集にも出づ
さてこそ—遂には思ひ諦めて

句の詩を造れり、

不二是花中偏愛一菊　此花開後更無レ花

此花ひらけつきてとこそ作たりしを、當世の人開て後と讀侍り、我が所存には非ず、君作文詩歌に長じ御座せば、本意を申入んとて參上する所也とて、雲井遙に去にけり。村上の帝、上玄石上の琵琶の祕曲を、廉承武に傳へ給しには、猶まさりてぞ覺ゆる。加樣に目出き御事に御座しかども、帝位につかせ給ふ御運は、可レ然御宿報なれば、さてこそやませ給ひしか、謀叛をば起させ給はず。後三條院の第三王子輔仁親王は、白河院には御弟也。目出き人にて御座を、春宮御位の後には、必此御子を太子に可レ奉レ立と後三條院返々白河院に御遺言ありければ、院も慥に御言請あり。親王の宮も必御讓を受させ給ふべき由思食けるに、東宮實仁、永保元年八月十五日に、御年十一にて御元服ありしが、應德二年二月八日、十五にて隱れさせ給しかば、後三條院の任二御遺言一三宮輔仁太子に立せ給べかりしを、無二其御沙汰一。承保元年十二月十六日に、白川院の一宮敦文親王御誕生、今上后腹の一御子にて御座しかば、太子に立せ給べかりしか共、承曆元年八月六日、御とし四歲にて失給けり。同三年七月七日、堀川院御誕生あり。同年十一月

中書—中務省の唐名

長文成—遊仙窟の主人公也、元眞

陀卷　第十六

○帝位非ニ人力ニ事

抑昔延喜帝の第十六の御子兼明親王と、村上帝の第八の御子具平親王とは叔父甥にて、前中書王、後中書王と申奉る。賢王聖主の御子、才智才學目出く御座しき。されば前中書王は、御兄の第四の御子、無實に依て城の外に移され給ひたりけるが、宮も藁屋もとながめ給ひけるを理りに思食、王位も詮なしとて、只一筋に佛道をのみ求給て、小椋山の麓に庵を結給ひ、詩を造り琵琶を彈、御心をなぐさめ給しに、或時晴たる空に雲上り、良暫く有りて雲のたゝずまひ物恐しき中より、青き鬼來て、庇に畏り居たりけり。親王御心をしづめ、能々御覽ありけるに、彼鬼恐れたる氣色にて、申す言も無ければ、親王何人の何事にかと問給へば、鬼答て申樣、吾は是宋朝の作文の博士、好色の遊客也、名を長文成元眞と申き、色に耽ては詩を作り、女を戀ては歌を成せり、彼好念の積りつゝ、かく靑鬼と成侍、而に病の床に臥、最後に及し時、九月盡の露菊を見て、一

事なき様に、御計あれかしと宣へば、大將又此趣を入道に口說被申ければ、仁和寺の守覺法親王へ奉渡て御出家あり、御名を道尊とぞ申ける。彼法親王は、則後白河院の御子なれば、此若宮は御甥也、御年十八にして隱させ給にけり。又殷富門女院の御所に治部卿局と申女房の腹に、若君姫君ましましけり。若宮御出家の後には、安井宮僧正とぞ申ける。東寺の一長者也、姫宮は野依宮と申けり。南都にも宮の御渡あり。盛興寺の宮をば、書寫の宮とぞ申ける。又御子一人おはしけるをば、高倉宮の御乳人讃岐前司重秀が、北國へ具し下し進たりけるを、木曾もてなし奉て、越中國宮崎と云處に、御所を造てする進せ、御元服ありければ、木曾が宮とも申、又還俗の宮とも申けり。嵯峨の今屋殿と申けるは此宮の御事也。

少しさもや―御身代をも立てんかと

由なかりける人―飛んでもなき人

片腹痛く―氣の毒に

如何に〳〵と使頻に申ければ、頼盛も打そへ被ㇾ申けり。女院は少しさもやと聞食御事有て、同じ御年程なる少者を尋させ給けれ共、大方なかりければ、力及ばせ給はで、若宮を奉ㇾ渡けり。宮をば女院の御前へ請出進せて、御母三位殿御氣莊進せ、御髪掻摩御ひたたれ奉らせなどして、出立進せ給ても唯夢の樣に思召。如何にならせ給はんずるやらんと御心元なければ、盡ぬ御涙計を流させ給ける。中納言も、由なき御使也といとかなしくぞ被ㇾ思けるに、若宮既出させ給けり。見進すればらふたく厳く御座しけり。少き御心にも思召入たる御有樣悲く思給へば、いとゞ狩衣の袖を絞つゝ、御車の尻に參て六波羅へ奉ㇾ渡、宮出させ給にければ、女院も三位殿も、同枕に臥沈て、湯水をだにも御喉へ入させ給はず。これに附ても女院は、由なかりける人を、此七八年手ならし奉りて物を思ふと、責ての事には悔しくぞ被ㇾ思召ける。七八などはさすが何事も思召分べき事ならね共、我ゆゑ大事の出來事をかたはら痛く思召て、出させ給ぬる御事の悲さよとて、御涙せき敢させ給はず。宮六波羅に入せ給たりければ、大將出合見進て、哀なる御事に奉ㇾ思、涙を拭ひ給ければ、宮も御涙をぞ流させ給ける。池中納言頼盛申されけるは、女院御ふところの中より生立進させ給たりとて、不ㇾ斜御歎御痛く、心苦思進せ候、ことなる御

あらぬ人―見も知らぬ外人

世が云々―世が世ならば法皇の御口入にて助命も無論出來得れど

倉宮の若公の御座候なる、渡奉べしと有ければ、女院も三位殿も、兼て思召儲たる御事なれ共、今更いかに被仰べきとも思召分ず、只あきれてぞおはしける。日比は朝夕仕る中納言なれども、かく参て申ければ、あらぬ人と様に恐しくぞ思召れける。いかなる御大事に及とも、出奉べしとも思召れねば、宮をば御寝所の内に隠し置進せて、係る世の騒の聞えし暁より、此御所には御座さず、御乳人などの心をさなく奉具失にけるにこそ、「何處とも行末しろしめさず」と仰られけれども、入道憤深事なれば、大將もなほざりならず被申けり。中納言も情をかけ奉り難て、兵共多く門々にすゑ置て、はしたなき事様也ければ、御所中の上下色を失ひつゝ、いとゞ騒ぎあへり。世が世にてもあらばや、法皇へも申させ給べき、去年の冬より被打籠まし〳〵て、御心憂御舉動なれば、如何にすべしとも思召さゞりけり。若公も少き御心に、事の様難遁や思召れけん、是程の御大事に及ばん上は、只出させ給へ、我ゆゑ御所中の御煩痛しと申させ給ければ、女院を始進て、御母の三位の局、女房達老も若も、音を調て泣悲めり。心なかるべき女童部までも、皆袖をぞ絞りける。若宮今年は八にならせ給けり。おとなしくも被仰けるこそ哀なれ。中納言もさすが岩木ならねば、打しめりて候はれけるに、大將の御許より、

相人としもなけれ共、皆かく眼かしこくぞ御座ける、況や此少納言惟長も、目出き相人にて、露見損ずる事なし、されば異名に、相少納言とこそいはれけるに、高倉宮をば何と見進たりけるやらん、位に即給べしと申たりけるが、今角ならせ給ぬるこそ然べき事と申ながら、相少納言誤にけりと申けり。

○宮御子達事

高倉宮には、腹々に御子あまたまし〳〵けり。宮討れさせ給ぬと披露ありければ、世を恐まし〳〵て、散々に忍隠させ給、墨染の袖にやつれさせ給けり。其中に伊豫守盛章の娘の、八條院に候はれける三位殿と申けるを、忍つゝ通はせ給けるに、若宮姫宮御座けり。彼三位局をば、女院殊に隔なき御事に思召れければ、此宮達をも御衣の下より生立進せ給て、御いとほしき御事にぞ思召ける。宮御謀叛起して失させ給ぬと聞召しより、御子達も御心迷して、つや〳〵貢御も進らず、唯御涙に咽ばせ給けり。御母の三位殿も何なる御事にか聞成奉らんと、肝心も御座まさず、あきれて御座ける程に、池中納言頼盛は、女院の御方に疎からぬ人也けるを、御使にて前右大將宗盛女院へ被申けるは、高

寛平法皇―花山院の誤、事實も違へり

不例―病氣

一行禪師者、漢家三密之大祖、圓輪滿月床傍、審一百廿之篇章、延昌僧正者、我朝一宗之先賢、界如三千之窓内、省七十餘家之施設、内外共驗、此術、凡聖同弘斯業、なじかは違べき。されば昔登乘と申相人ありき。帥内大臣伊周をば、流罪相御座と相たりけるが、彼伊周公の類なく通給ける女房の許へ、寛平法皇の忍で御幸成けるを驚し進せんとて、蟇目を以て射奉りたりければ、被流罪給へり。又太政大臣賴通宇治殿、太政大臣敎通大二條殿二所ながら、御命八十、共に三代の關白と相し奉たりけるも、少も不違けり。又聖德太子は、御叔父崇峻天皇を横死に合給べき御相御座と仰けるに、馬子の大臣に被殺給へり。又太政大臣兼家東三條殿四男に、粟田關白道兼の不例の事おはしけるに、小野宮の太政大臣實賴、御訪に御座たりければ、御簾越に見參し給て、久世を治給べき由被仰けるに、風の御簾を吹揚たりける間より奉見給て、只今失給べき人と被仰たりけるも不違けり。又御堂馬頭顯信を、民部卿齊信の聟にとり給へと人申ければ、此人近く出家の相あり、爲我爲人いかゞはと被申たりけるが、終に十九の御年出家ありて、比叡山に籠らせ給にけり。又六條右大臣は、白河院を見進て、御命は長く渡らせ給べきが、頓死御相御座と申たりけるも違はざりけり。さも然べき人々は、必

一揆―一致
二階賞―二階を越えて賞を受く
五天―印度
九州―支那

帥大納言聞ㇾ之、色を變じて泣れけり。思處ありけるにや、議奏の趣一揆せざりければ、行隆爲ニ奏聞ニとて其座を立て退けり。三十日調伏法承て行ける僧共勸賞ㇾ蒙、權少僧都良弘大僧都に傳し、法眼實海小僧都にあがり、勝遍阿闍梨律師に成されけり。又右大將宗盛ㇾ子息侍從淸宗は、三位して三位侍從と云、今年十二に成給ふ。二階賞預給ける間、叔父の藏人頭にて御座する重衡より始て、多の人を越給けり。宗盛卿は此年の程までは、兵衛佐にてこそ御座しに、是は上達部に至り給へり。世をとる人の子と云ながら、一はやくぞ覺えし。一人の嫡子などこそ加樣の昇進はし給へと、時の人傾申けり。聞書には、父前右大將の源以光、並頼政法師已下、追討の賞とぞ有ける。源以光とは、高倉宮の御事也。法皇の王子にて御座さずと云成して、源の姓を奉り、凡人にさへ奉ㇾ成事、淺間しとも云計なし。

○相形事

抑相者洽浩五天之雲洪、携ニ九州之風ニ五行結ㇾ氣成ㇾ膚成ㇾ形、四相禀ㇾ運保ㇾ壽保ㇾ神、依ㇾ之月氏映光、教主釋尊屢應ニ其言ニ日域傳景太子上宮、剰顯ニ其證ニ

簀子―今の竹椽、殿上小板敷の邊にあり

を僞被靜、有官別當忠成を差遣さる。衆徒成憤散々に陵礫し、衣裝を剝取て追出す。其上勸學院の雜色二人が本どりを切てけり。此事狼藉也、子細おらば訴訟に及べしとて、重て左衞門權佐親雅を御使として下遣す處に、大衆蜂起して、木津川の邊に來向、御使を打はらんなんど云ければ、親雅色を失て逃上けり。衆徒狼藉眞に法に過たり、直事に非とぞ聞えし。同二十七日院御所にて、高倉宮の御事議定あり。左大臣經宗、右大臣兼實、帥大納言隆季、三條大納言實房、中御門大納言宗家、堀河中納言忠親、前源中納言雅頼、聽本座皇太后宮大夫朝方、右兵衞督家通、右宰相中將實守、新宰相中將通親、堀河宰相頼定卿なんどぞ被參ける。藏人左少辨行隆仰を奉て、南の簀子に跪て、右大臣に仰て曰、源朝臣以光、背勅命園城寺をのがれ、南都に赴く、而彼衆徒同意して、謀危國家、仍被差遣官兵之間、南都に向處に、官兵と宇治にして合戰す、興福寺の衆徒又同意云々、依之攝政度々被加制止之處に、氏院の有官の別當を打擲し、雜色が本どりを切て、長者の命に不可隨之由成群議、兩寺の罪科何樣に可被行哉、可被定申とぞ仰ける。猶子細を盡して後、張本を召れて可被處罪科之趣、大略一同也、此に新宰相中將は、背勅命危國家、早被遣官兵、可被追討被定申けるを、

と呼ぶ

痛り申す―痛はしく思ひて得参らぬ様辭し申したる也

道當座に被下知たり。忠綱大に悦の眉を開て宿所に歸る。足利が一門此事を聞て、十六人連署して訴訟す。宇治河を渡す事、忠綱一人が高名に非ず、一門不與ば忠綱爭か渡すべき、されば勸賞は十六人に配分候べし、忠綱が大介を不召返ば、向後の御大事には忠綱一人を召れ候べしと、一時に三度まで申たりければ、入道力及給はで、巳時に給たりける御教書を、未刻に被召返けり。午時許ぞ有ければ、京童部が、足利又太郎が上野の大介は、午介とぞ笑ける。高倉宮には常に人の參寄事もなかりければ、見知進たる者もなし。先年御惱の時、御療治に參たりしかばとて、典藥頭定成朝臣を召けり。定成大に痛申ければ、さては如何すべきとて、或女房を尋出して、見進すべき由申されけり。彼御頸を只一目打見進て、後は兎も角も被仰旨はなかりけり。只袖を顔に當て臥倒てぞ泣給ふ、去こそ一定の御頸とも知にけれ。彼女房も御身近く召れ、御子あまた御座ば、不疎思召れし御遺の惜さに、替れる御姿也共、今一度見進ばやと、盡せぬ志に引れては參たれ共、見進て後は、中々由なかりける事にやとぞ歎給ける。此宮は先年御顔に惡き瘡の出きて、御大事に及べかりけるを、典藥頭定成參て、目出療治し進たりける。其御瘡のあと御座ければ、まがふべくぞなかりける。廿五日に攝政殿より、南都の騒動

つるばみ—橡實の煮汁にて染めたる物、凶服也

大介—親王任國に限り次官を大介

不知ゆゝしくぞ見えし。高倉宮宇治を過て、南都へ越させ給由聞えければ、藏人頭重衡、左少將維盛朝臣、五百餘騎の軍兵を卒して、宇治に馳向ける程に、此人々に先立て、忠清、景家等勝負を決してければ、上は源三位入道已下の首を取て入洛しけり。未刻に維盛朝臣は重服也ければ、つるばみの袍に衣冠にて東門より參入、重衡朝臣は、冑を著て西門より參上す、兩人の裝束不同也。とりどりにぞ人稱美しける。合戰の次第御尋あり、兩人の申詞事多といへ共、賴政黨類、於平等院追討の趣は一同也。晩頭に及で、景家は賴政入道、仲家、嗣、守、助、重等が首を捧げて、八條高倉前右大將の亭に歸參す。忠清又兼綱、義清、唱法師、配が首をさゝげて、同參しけり。左衞門尉重清、又加が首を捕て參入しけり。各事柄いづれもゆゝしくぞ見えける。上總守忠清、相國禪門に申けるは、今度合戰の高名、足利太郎忠綱が宇治川の先陣の故也、向後の爲に、速に勸賞候べしと細々申ければ、入道大に感じて忠綱をめし、宇治川の先陣返々神妙、勸賞乞に依べしと宣ふ。忠綱畏て、靭負尉、撿非違使、受領をも申べく候へ共、父足利太郎俊綱が、上野十六郡の大介と、新田庄を屋敷所に申候しが、其事空く候き、御恩には同は父が本意をもとげ、身の面目にもそなへん爲に、彼兩條をゆるし給り候はんと申。入

のけ甲―甲を脱ぎて頸に結び置く事
あふだ―編板の約、籠の輿

にと聞えければ、御憑しく思召けるに、今五十餘町御座つかで、討れさせ給ひにけり。法皇第二御子なれば、帝位に卽て天下の政ましまさん事も難かるべきにあらず、其までこそ御座ざらめ、目の渡り懸御事にあはせ給事、先世の御宿業にこそとは思へども、哀也ける事ども也。佐大夫宗信は、御身を離れず御伴に候て、三井寺宇治までも參たり。宮の落させ給ければ、三位入道の油鹿毛と云馬に乘て、後進せじと打けれ共、馬弱くて進みえず、敵は後より責懸る。無爲方馬を捨て、新野池の水の中にはひ入て、草に顏を隱して蛙などの樣に泣居たり。宮は今は奈良坂にもかゝらせ給ぬらんと思ける處に、軍兵のけ甲に成て雲霞の如くに歸ける中に、淨衣著たる死人の首もなきが、あふだに舁れて通を見れば、腰に笛をさせり。穴心うや、宮の御むくろにこそ、早討させ給にけりと思て、走出ていだきつき進せんとまで覺けれ共、さすが武士共恐ろしければ其も不叶。御笛と云は御祕藏の小枝也。此御笛をば、我死たらん時は必棺に入よと仰けるとぞ、佐大夫後に語たりける。大夫は夜に入て、池の中よりはひ出て、はふ〳〵京へ上にけり。甲斐なき命ばかり生て、五十までは官もなかりけるが、正治元年に改名して近江守になり、邦輔とぞ云ける。宮の御頸、竝討所の頸共五十餘捧て、平家の軍兵都へ歸入。後は

季札が事―史記に見ゆ

○季札劍事

昔異國に季札と云し兵あり。呉王の使として魯國へ行けるに、徐君と云ふ知人の有けるに、一夜の宿を借たりけり。家主徐君、季札が帶たる劍に目を係て、口には乞事なかりけれ共、是もがなと思へる氣色見えたりけり。季札心に思樣、吾呉王の使として他國へ行、ほしがる貌たて如何せん、先與ん事難叶、魯國より歸らん時は、必與んと思て去にけり。季札不久して呉國へ歸けるに、又徐君が家に行て角と云ければ、世を早して今はなしと答。季札泣悲て、墓はいづくぞと問ば、家僕相具して行。塚に松うゑたり、是徐君の墓と云ければ、心にゆるしたりし劍なり、死たりとて爭か其心を違へんと思て、劍を解、松の枝に懸て、徐君が靈を祭て去、其ためしにぞ似たりける。彼は劍を解て松に懸て舊友を祭、是は庄を寄て奉佛師匠を弔ふ、心の中の約束を違ざるこそ哀なれ。

○南都騷動始事

南都の大衆三萬餘人御迎に參けるが、先陣は既に木津川に著、後陣は猶興福寺の南大門

ければ、郎等落合て、宮の御頸をば取てげり。悲と云も疎也。寺法師律淨坊の日印の弟子に伊賀坊、乘圓坊の慶秀が弟子に刑部房、殘り留て命も惜まず戰けり。白刃を拭に隙なし。爰にして飛驒判官が郎等多打れにけり。律淨坊日印も、打死して失にけり。心は猛く思へども、小勢は力及ばずして、伊賀房、刑部房、奈良の方へ落にける。彼律淨坊と申は、兵衞佐賴朝の流人にて伊豆に御座せし時、忍で諸寺諸山の僧徒に祈を附給ひけるに、寺には此律淨坊を以て師匠に憑給へり。日印八幡宮に參籠する事千日、無言大般若を讀けるに、七百日に當る夜、御寶殿より金の鎧を給と示現を蒙りたりければ、悅をなし、夜を以日に繼伊豆國へ馳下、此由兵衞佐殿に語申。聞給て、いか樣にも末憑もしき事にこそと夢合し給て、世に候はば思知べしと宣たりけるが、平家滅亡の後に、兵衞佐殿三井寺へ尋給けるに、治承の比高倉宮の御伴申て、光明山の鳥居の邊にて打死也と申たりければ、不便の事にこそ、且は祈の師也、又夢の勸賞も宛給はんと思しに、死ける事の無慙さよ、但其人なければとて、爭て存ぜし事爭か空かるべきとて、伊賀國山田郷を三井寺へ寄られて、律淨坊が孝養報恩無二退轉一とぞ聞ゆる。

高倉宮宇治の
軍敗れて南都へ
落させ給ふ道にて
流矢に中り
薨じ給ふ

井出—山吹の名所

光明山—山城國相樂郡綺田の東嶺

○宮中ニ流矢ノ事

宮は平等院を落させ給つゝ、男山八幡大菩薩を伏拜御座して、新野の池も過させ給ひて、井出の渡と云所まで延させ給ひけり。御寢もならず喉も乾せまし〳〵て、水進度思召ければ、小河の流たりけるを汲て進けり。此所をばいづこと云ぞ、又此河をば何と云ぞと御尋あり。此邊をば、山城國井出の渡と申、河をば水なしと申候と答申ければ、打領許せ給て、思召つゞけけるは、

山城の井出の渡に時雨して水なし川に浪や立らん

と御口ずさみ有りて、光明山へかゝらせ給に、軍兵後より追係進せけるが、何者が射たりける矢やらん、鳥居の前にて流矢來つて、宮の御かた腹に立たりければ、御馬より眞逆に落させ給ふ。やがて消入せ給て御目も御覧じあけず、園城寺法師に、讃岐阿闍梨覺尊と云者、長絹の衣に違袖して、下に腹卷著て御伴に候けるが、馬より飛で下り奉ㇾ拘。御伴の人々は未追附進せず、黒丸と申舍人計ぞ候ひける。覺尊と二人して、相構へて御馬に搔のせ進せんとする處に、飛驒判官景高奉ㇾ見ㇾ之、鞭を揚てあれ〳〵と云

れば、此彼に馳合々々討死するもあり、蒙疵自害するも有ければ、遁は少く死は多し。其中に競が事をば、右大將不安被思ければ、兵共に相構て虜て進せよ、鋸にて頸きらんと下知し給ければ、官兵其意を得て、競と名乘ば弓を引かず太刀をぬかず、邊に廻て伺ける間に、瀧口は先に心得て射廻り切廻りければ、人は討れ手負けれ共、競は身に恙なし。侍ども今は只討とれ、人一人生どらんとて多兵を失べきに非ずとて、中に取籠散々に戰ければ、競も終に打死して失にけり。伊豆守仲綱の郎等に、公藤四郎、同五郎兄弟は、御室戸より伊勢路に向て落にけり。圓滿院大輔は、赤威の鎧に、そり返りたる長刀持て、平等院の門外に進出て、高倉宮未これに御座あり、參て見參に入者共とて、持て開て走出ければ、馬の足薙れじとて、百騎計馬より下、太刀を拔てぞ懸ける。大輔は長刀打振て、しころを傾て向ふ敵に刎て懸ければ、左右へざと引退き、中を開て通しけり。大輔は河を下に落て、行足はやくして飛が如し。馬も人も追附かざりければ、唯遠矢にのみぞ射ける。大輔は川の耳に物具ぬぎ捨て、しづ〳〵と川を渡り、向の岸におよぎ附、いかに殿原渡し給へ〳〵と申て、我寺へこそ歸にけれ。

さては云々 —最早是迄

候はんとて、太刀を差やりたりければ、入道池の水にて手口をすゝぎ西に向て念佛三百返計申て、最後の言ぞ哀なる。

埋木は花咲事もなかりしに身のなるはてぞ哀なりける

と云も果ぬに、太刀の先を腹に取當て倒懸り、貫てぞ死にける。此時歌など讀べしとは覺ねども、若より心に懸好みければ、最後にも思出けるにこそ、哀にやさしき事也。入道の首をば下河部藤三郎取て、平等院の後戸の板敷の壁をつき破て隱し入る。同子息伊豆守仲綱も散々に戰ひて後、入道の跡を尋て、平等院の御堂に立入て、物具脱捨腹掻切て死にけり。彌太郎盛兼其頸を掻落して、入道の首と一所に隱し置、人不知之。後日に竹格子の下より、血の流出たりけるを恠て、御堂を開て見ければ、頸もなき死人あり、誰と云事を不知、後にこそ伊豆守とも披露しけれ。其よりしてこそ、其名をば自害の間とも申也。彌太郎盛兼走廻て、入道殿も伊豆守殿も御自害也と申したりければ、さてはかうにこそとて、入道の養子にしたりける木曾が兄に六條藏人仲家、其子の藏人太郎父子二人、太刀を拔き、腹と腹とにさし違てぞ死にける。宮の兵共かやうに宗徒の者討死しければ、恥を思輩は同死ぬ。渡邊黨の宗徒の者三十餘有りけるも、入道父子亡にけ

弦走―鎧の胴の正面、染革にて包む處

けやけく―際立ちて烈しく

俊、緋威冑に白き綍係て、樓門のきはまで攻寄たりけるを、唱法師勝たる弓の上手也ければ、一の矢に貞保が內甲をいて落してけり。貞俊是を見て太刀を拔、唱を討とらんと懸けるを、二の矢に貞俊頸骨を被﹂射て、馬の弓手に落にけり。伊賀國住人森小平太利宗と名乘て懸けるが、源次加につるばしりの板を筋違樣に射ぬかれて、馬の前に落にけり。此外或はあきまを被﹂射落﹂者もあり、或は馬の腹をいさせてはね落さるゝ者もあり、敵をいとるたびには、聲を調て嘲り咲けり。敵もおくしぬべくぞ聞えける。三位入道此有樣を見て申ける、軍敗をけやけくたゝかふ事は敵によるなり、此奴原は近國の者共にこそ有ぬれ、さのみ罪な作そ、今は弓を收て各自害をすべしとて、我身も鎧脫捨、下總國住人下河部藤三淸恒と云郞等を招き宣けるは、敵の中にて討死をもすべかりつれ共、老衰たる首をとられて、是ぞ三位入道が頸とて、敵の中にて取渡されん事心憂思つれば、心閑にと存て是へ來れり、我頸敵にうたすな、人手にかくな、急ぎ伐ていづくにも隱し棄よと宣ふ。淸恒目もくれ心も迷ければ是を辭申。因幡國住人彌太郞盛兼に被﹂仰けれ共、同是を辭す。渡邊の丁七唱を召て、今は限と覺る也、敵に知せで急頸を討と宣へば、唱も年來の主君を伐奉らん事の哀しさに、御自害候へかし、御頸をば給

六代―崇德近衞後白河二條六條高倉

君故に身をば省とせしかども名は宇治川に流しぬる哉

と思つゞけて、腹かい切て同く河にぞ入にける。三位入道は右の膝を射させたりけれ共、宮の御伴に落行けるが、子息の判官が討るゝを見て申けるは、兼綱こそ入道を延せんとて討死仕ぬれば、若き子が討るゝを見て、老たる入道がいつまで命を生とて、いづくまでか落行べし、禦矢を仕べし、急南都へ入せ給て、深く衆徒を御憑有べし、今こそ今生の最後に侍れ、さらば暇給べしとて引返ければ、宮も御遺惜く思召、御涙に咽ばせ給ふ。入道は養由をも欺ける程の弓の上手也ければ、年闌たれども引とり〳〵、散々に射ければあだ矢は一もなし。平家の大勢射しらまされて、度々河耳へ引退く。右の膝も痛手也。矢種も既に盡ければ、郎等の肩に懸り、平等院の釣殿におり居て、唱法師源八馴を招て宣けるは、身仕㆓六代之賢君㆒、齢及㆓八旬之衰老㆒、官位已越㆓列祖㆒、武略不㆑恥㆓等倫㆒、爲㆑道爲㆑家有㆑慶無㆑恨、偏爲㆓天下㆒今舉㆓義兵㆒、雖㆑亡㆓命於此時㆒、留㆓名於後世㆒、是勇士所㆑庶、武將非㆑幸哉、各防矢射て、閑に自害を進めよと申ければ、源藏人仲家、足利判官代義清、源次加を始として三十餘人、皆甲を脱、矢先を調て射ければ、飛驒守景家、上總介忠清、飛驒判官景高を始として、三百餘騎前を諍て懸けり。伊勢國住人、堀六郎貞保、同七郎貞

せかれて矢の思はしく射られれば也

・うたてく―薄情にも

無下―非常に

うなじ―後頸部、ぼんのくぼ

に宮は南を指て延させ給へば、三位入道も續て落行けり。上總太郎判官忠綱、七百餘騎を引率して、勝に乘てぞ追懸ける。源大夫判官兼綱は、父の入道を延さんと、只一人引返引返散々に戰ける程に、痛手を負、今は叶はじと思て鞭を揚て落行けり。太郎判官忠綱申けるは、兼綱と見は僻事か、逃ばいづくまで延べきぞ、弓矢取身は我も人も、死の後の名こそ惜けれ、うたてくも後を見する物哉、返せや〳〵とて責懸たり。兼綱は宮の御伴に參也とて馳けれども、無下に間近く追係たれば思切、馬の鼻を引返て宮を延し進せんと、七百餘騎が中に蒐入つゝ、蛛手十文字に狂ければ、寄て組者はなかりけり。唯中を開てぞ通しける。上總太郎判官、弓を引儲て、箭所のしづまるを待處に、忠綱に組んと志て馳て懸けるを、能引放つ箭に、源大夫判官が内甲を射たりければ、箭尻はうなじへつと通り、血は眼にぞ流入。判官今は世間搔暗て、弓を引太刀を拔事不レ叶けるを、太郎判官が童に、二郎丸とて大力有けり。兼綱が頸をとらんとて打て懸けるを、播磨二郎省と云者、主の首を取れじと立塞て戰けるが、兼綱いかにも難レ遁見えければ、省主の首を搔落し、泣々暫しは持たりけれ共、三位入道も伊豆守も、皆自害し給ひぬと聞ける後は、石を本どりに結付て、河の中へ投入つゝ、我も御伴申さんとて、

矢束を云々
―甲を著す
れば鏃等に

侍れば、果報冥加は太政入道殿の御身に侍べしと。名を得たらん兵、忠綱打捕やと云て懸ければ、大夫判官兼綱申けるは、秀郷朝臣は含ニ綸旨一朝敵を誅しき、彼朝臣が後胤として、今宗盛卿が郎徒と名乗、何の面目有てか先賢を顯して其恥をしめす、甚拙なしとぞ咲ける。忠綱不ニ取敢一申けるは、秀郷朝臣が將門を誅せし時も、征夷の大將軍は參議右衞門督藤原の忠文朝臣也き、宗盛卿今征夷將軍也、依ニ勅定一隨ニ將軍一是兵の法也、汝は攝津守賴光朝臣非ニ遺孫一や、將軍次將の作法を不レ存歟、尤不便也と云係て、兼綱に組んとて懸ければ、飛驒兵衞尉景康、上總次郎友綱を始として、三百餘騎轡を竝て兼綱にかゝる。大夫判官郎等小源太嗣、內藤太守助、小藤太重助、源次加を始として五十餘騎、折塞て戰けり。或は組で落もあり、或は互に被ニ射落一もあり、何れ隙有共不レ見、此にて源平兩氏の名を得たる郎等被ニ多討一けり。源三位入道は、薄墨染の長絹直垂に、品革威の鎧を著、今日を限とや思けん、態甲は不レ著けり。紫革威とは、藍皮に文にしだをぞ付たりける。嫡子伊豆守仲綱は、赤地の錦直垂に、黑絲威の鎧著たり、是も甲は不レ著けり。矢束を長く引んと也。同舍弟源大夫判官兼綱は、萠黃の生絹直垂に、緋威の鎧著て、白星の甲に、蘆毛の馬にぞ乘たりける。父子兄弟矢先を揃て散々に射。其間

金に—眞直也、直に渡さば水に押流さるべければ也

巳の時—紅色の鮮明なるをいふ

白星の甲—兜の鉢につきたる星を白磨にしたる物

ほろ—鎧の背に負ひて矢を防ぐ物

弓の本はず童すがりに打かけよ、あまたが心を一になし、曳聲出して渡すべし、金に渡て過すな、水に從て流渡に渡すべしとて、橋より上へ三段計打あげて、三百餘騎ざと打入、曳々とをめき叫て渡たり。橋の下へ一段さがらず、三百餘騎も流さず皆具して向の岸へさと上る。見之て千騎二千騎、打入々々渡たり。二萬餘騎、馬と人とに防がれて、漏る水こそ見えざりけれ。自ら前後の勢に連かずして、十騎二十騎渡しける者は、一人もたまらず押流さる。大勢河を渡しければ、宮の兵共暫平等院に引退。足利又太郎は、西の岸に打上て、鐙踏ばり弓杖突、物具の水はしらかし、鎧突す。鎧は緋威に金物を打、末巳の時とぞ見えし。白星の甲居頸に著なし、大中黑の廿四差たる矢、頭高に負、滋籐の弓の眞中取、紅のほろ懸て、連錢葦毛の馬の太逞に、金覆輪の鞍置てぞ乘つたりける。平等院の惣門の前に打寄て、皆紅の扇ひらき仕ひ、鐙踏張弓杖つきて申けるは、只今宇治川の先陣渡せるは、昔朱雀院御宇、承平に將門を討、勸賞に預し下野國住人俵藤太秀鄕が五代の苗裔、足利太郎俊綱が子に、又太郎忠綱、生年十七歲、童名王法師、小事は不知、大事の軍は三箇度、未不覺仕、係無官無位の遠國の夷の身として、忝も宮に向進て、弓を引矢を放侍ん事、天の恐候へ共、是も私の宿意に非ず、平家の下知にて

草頭—馬の尾の付根を云ふ、三頭てへん—頂邊也、冑には八幡座の邊。

水溺れては死とも、爭か敵を餘所に見るべき、況や此河は浪早しといへ共底深からず、岩高しといへ共渡瀬多し、河を渡し岸を落す事は、鐙の蹈様手綱のあやつりにあり、馬の足をかぞへて浪間を分よ者共とて進みければ、然べきとて伴者ども、一門は小野寺の禪師太郎、戸屋子七郎太郎、佐貫四郎大夫弘綱、應護、高屋、ふかす、山上、那波太郎、郎等には金子の舟次郎、大岡の安五郎、戸根四郎、田中藤太、小衾二郎、鎮西八切宇の六郎、産小野次郎を始として、三百餘騎を伴ける。足利又太郎、眞先係て下知しけり。此川は流荒して底深し、大事の川ぞ過すな、肩を竝て手を取り組、さがらん者をば弓筈に取付せよ、強馬をば上手に立よ、弱馬をば下手に竝よ、馬の足のとづかん程は、手綱をすくうて歩ませよ、馬の足はづまば、手綱をくれておよがせよ、前輪には多くかゝれ、水越ば馬の草頭に乘さがれ、水には多く力を入よ、馬には輕く身をかくべし、手綱に實をあらせよ、去ばとて引かづくな、敵に目をかけよ、餘りに仰のき内甲射さすな、餘りにうつぶきててへん射すな、鎧の袖を眞額にあてよ、水の上にて身繕すな、我馬弱とて、人の馬にかゝりて、二人ながら推流るな、我等渡すと見るならば、敵は矢衾つくりて射ずらん、敵は射とも各返し矢いんとて、河の中にて弓引て推流されて笑はるな、

はざま―岩と岩との間

白兒黨皆火威の鎧きて宇治の網代に懸りけるかなと、平家の侍に、上總守忠清、此有様を見て申けるは、橋は引たれば難レ渡、河は水早して底不レ見、人種は盡とも渡すべきとも不レ覺、追手の勢少々を此に置て敵にあひしらひ、搦手を淀路河内路へ廻て、敵の前を塞で戰はんと云ければ、下野國の住人、足利又太郎忠綱進出で、淀路河内路も我等が大事、全く餘の武者の向べきに非ず、橋を引れ河を阻たればとて、目にかけたる敵を見捨て、時刻をへるならば、芳野法師奈良法師參集てゆゝしき大事、此川は近江湖水の末なれば、旱事更にあるべからず、武藏と上野との境に、利根川と云大河あり、其にはよも過じ物を、昔秩父と足利と中惡て、度々合戰しけるに、寄時には瀬を蹈舟に乘て渡しけれども、軍に負て落けるには、舟にも乘らず淵瀨を嫌事なし、され共馬も殺さず人も死なず、又足利より秩父へ寄けるに、上野の新田入道を語て搦手に憑、大手は古野杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定たりける程に、秩父に舟を破れて、新田入道河の端に引へたり、入道申けるは、人に憑れて搦手に向ひながら、船なしとて暫も此にやすらふならば、大手軍に負なんず、去ば永く弓矢の道に別べし、縱骸を底のみくづと成とも、名を此川に流せやとて、長井の渡を越けり、同は我等も

尾籠―をこの宛字を音讀せる也、醜狀

網代―水中に竹木を竝べて魚を取る料としたる物

習なれ共、致奉公忠勤輩、更に以て身命を惜事あるべからず、況合戰の庭に敵を目に懸けながら轡を押へて馬に鞭打ざる條、致大臆病處也、平家軍將心おとりせり、源家の一門ならましかば、今は此河を渡なまし、榮花を一天に開く、臆病を宇治川の橋の畔に現す、禁物好物自在にして、四百四病はなけれ共、一人當千の兵に會ぬれば、臆病計は身に餘りけり、良平家の公達聞給へ、此には源三位入道殿の矢筈を取て待給ぞ、源平兩門の中に撰れて、鵺射給たりし大將軍ぞや、臆する處尤道理也、爰に一來法師太刀を振ば、二萬餘騎こそ引へたれ、尾籠也見苦々々、思切て渡や〳〵とぞ呼ける。左兵衛督知盛聞之、不安事かな、加樣に笑れぬるこそ後代の恥と覺ゆれ、橋桁を渡せばこそ無勢にて多兵をば射落さるれ、大勢を川に打ひたして渡とぞ宣ける。平家方より伊勢國住人古市の白兒黨とて、さゞめきて押寄たり。宮御方より渡邊者共、省、授、與、列、競、唱、清、濯と名乘合て、散々に射。白兒黨に先陣に進戰ける内に、三人共に赤威の鎧に、赤注付たりける武者、馬を射させて川中へはね入られて、浮ぬ沈ぬ流て宇治の網代による。秋の紅葉の龍田川の浪に浮に異ならず。網代に懸て、弓筈を岩のはざまにゆり立て、希有にしてこそあがりけれ。源氏これを見て、

革なかべし　といふ

さだかに〳〵　はつきりと

水車を廻しければ、雨の降る如くに射けれども、長刀にたゝかれて箭四方にちる、春の野に蜻蜓の飛散が如くなり。敵も御方も皆興に入て、ほめぬ者こそなかりけれ。中にも後中院の但馬房を矢切と申けるは、左の脇に長刀を挾、右の手には三尺二寸の太刀拔持て、敵の射箭を切落す。下る矢をば踊越え、上矢をばついくゞり、向矢をば伐落す。懸ければ、身に立矢こそなかりけれ。其間に敵八人討捕て引退。さてこそ矢切の但馬とも申けれ。橋を引てければ、敵數千騎ありといへ共渡えず、明春等に被ㇾ禦て、合戰時をぞ移しける。矢切但馬、淨妙、一來、此等三人橋桁を渡ける。敵共殘り少く被二切落一ければ、後には渡る兵なし。平等院の前西岸の上、橋の爪に打立たる宮の御方の軍兵共、我も我もと扇を揚て、渡せや〳〵と招て訇けるは、其程臆病なる軍將やはある、太政入道心おとりせり、懸不覺の者共を合戰の庭に差遣す條、非二一門恥辱一やと云て、舞かなづる者もあり、踊はぬる者もあり、されども進兵なかりけり。寺法師、法輪院荒土佐、鏡鍐をば、雷房とぞ申ける。雷は卅六町を響かす音あり、此土佐も卅六町の外にある者を呼驚す大音聲なれば、さだかにはよも聞えじとて、岸の上の松木に上て、一期の大音聲今日を限とぞ呼ける。一切衆生法界圓滿輪皆是身命爲第一寶とて、生ある者は皆命を惜

負けかゝる

みつせ川—三途川

脇かく—脇を明けて自由をはかれる也

洗革—白滑

我もと橋の上にぞ走重。橋は二間引れたり、後より御方に推れて、心ならず七十餘騎川へ落て流けり。三位入道見之て、世を宇治川の橋下さへ、落入ぬれば難堪、況冥途の三途川こそ思やらるれとて、

思やれくらき暗路のみつせ川瀬々の白浪拂あへじを

筒井淨妙俄に彌陀願力の舟に心を係て、

宇治川に沈むを見れば彌陀佛誓の舟ぞいとゞ戀しき

明春心は猛く思へども、手負ければ引退て、平等院の門外、芝の上にて物具ぬぎ置、冑甲に立所の矢六十三、大事の手は五所也。閑所に立寄て彼是灸治し、頭はからげ弓打切杖につき、平足駄著て獨言して云けるは、法師等が外は軍心に入たる者はみえず、いかにも始終墓々しからじとて、阿彌陀佛と申て奈良の方へぞ落行ける。圓滿院大輔慶秀、矢切但馬明禪と云ふ者あり。是又武勇の道人にゆるされたる兵也。慶秀は白帷の脇かきたるに、黄大口著て、萠黄の腹巻に袖付たり。明禪は脇かきたりける褐の帷に、白大口に、洗革の腹巻に射向の袖をぞ附たりける。各長刀脇に挾て、しころを傾て又行桁を渡けるを、平家の軍兵矢衾を作て射ければ、射すくめられて渡えざりけるに、長刀を振上て、

勢―脊の當字

かけず―物ともせずの義

しらみて―

そばより通にも非ず、明春に竝たりける一來、今は暫く休給へ淨妙房、一來進て合戰せんと云ければ、尤然べしとて、行桁の上に、ちと平みたる處を、無禮に候とて、一來法師兎ばねにぞ越たりける。敵も御方も是を見て、はねたり〳〵あつはねたり、越たり越たりよつ越たりと、美ぬ者こそなかりけれ。此一來法師は、普通の人より長ひきく、勢ちひさし、肝神の太き事、萬人に勝れたり。さればこそ甲冑をよろひ、弓矢兵仗を帶しながら、身の惜事をも顧みず、あれ程狹き行桁を走渡、大の法師をかけずはね越たりけめ。太刀のかげ天にも在地にもあり、雷などのひらめくが如し。切落し切伏らるゝ者其數を不知、上下萬人目を澄てぞ侍りける。明春、一來師、弟子二人に討るゝもの八十三人也。誠に一人當千の兵也。あたら者共討すな、荒手の軍兵入替よや〳〵と、源三位入道下知しければ、渡邊黨に、省、連、至、覺、授、與、競、唱、列、配、早、清、進、なんどを始として、各一文字聲々名乘て、三十餘騎馬より飛下々々、橋桁渡て戰けり。明春は此等を後陣に從へて彌力付て、忠淸が三百餘騎の勢に向て、死生不知にぞ戰ける。三百餘騎と見しかども、明春一來が手に懸り、渡邊黨に討れて、百騎計に成て引退く。平家の大將是を見て、橋の手こそしらみて見れ、返合よ〳〵と下知しければ、我も

射向の袖―鎧の左の袖

東門云々―東門は地名、五色瓜の熟したる也

死狂―死物狂

脇にかい挾みて、射向の袖をゆり合せ、しころを傾、橋桁の上を走渡る。橋桁は僅に七八寸の廣さ也。川深して底見えざれば、普通の者は渡べきにあらざれ共、走渡りける有樣、淨妙が心には、一條二條の大路とこそ振舞けれ。廿人の堂衆等も續ざりける。其中に十七になる一來法師計こそ少しも劣らず連けれ。明春元より好所也ければ、今日を限と四方四角振舞て飛廻りければ、面を向る者なかりけり、電光の如にひらめきけり。立に敵九騎討捕て、十人と申けるに、甲の鉢にしたゝかに打當て、長刀こらへずして折ければ、河へからと投入て、太刀拔て戰けり。太刀にて七騎討捕て、六騎に手負て休居たり。平家の方より、悪き法師の振舞哉、さのみ一人に多者討れたるこそ安からねとて、しころを傾けてながえを指出たる兵あり。明春是を見て、面白し、東門五色の熟瓜ぞやとて、甲の鉢を打破て、喉笛まで打さかんと打たりけるに、太刀もこらへずして、目貫穴のもとより折にけり。太刀は折たれ共、甲も頭も打破れて、眞逆に川中へぞ落にける。憑處は腰刀計也、腰刀を拔持てはねて係りて戰けり。死狂とぞ見えたりける。見レ之淨妙討すな者共とて、後中院但馬、金剛院六天狗、鬼土佐、佐渡、備中、備後、能登加賀、小藏尊月、尊養、慈行、樂住、金拳玄永等命を不レ惜戰たり。橋桁はせばし、

しかま―濃紺色、播磨國飾磨にて染め出す

つらぬき―軍陣用の履

はづむ―に餘る程の義

者其者云々―我は武家の者に非ざれば

れば、寺法師は筒井の浄妙明春と云者あり、自門他門に被ㇾ免たる悪僧也、橋の手にぞ向ける。明春今日は事を好てぞ装束したる。しかまの褐の冑直垂に、紺の頭巾に黒糸威の大荒目の冑の一枚交なるを、草摺長にゆり下し、三枚甲の緒を強くしめて、黒ぬりの太刀の三尺五寸あるに、練つば入て熊皮の尻鞘をさす。同毛色のつらぬきをぞ帯たりける。黒塗の箙に、塗篦に黒つ羽を以てはぎたる矢を廿四差たるを、頭だかに負なしつつ、七もちりなるまゆみのしめ塗にぬりたるに、塗づる懸て眞中を取、烏黒の馬の七寸にはづみたる黒鞍置て、熊皮泥障指てぞ乗たりける、同宿廿人、同毛色に眞黒にぞ出立たる。三尺五寸の長刀童に持せて具足せり。明春云けるは、殿原暫軍止め給へ、其故は敵の楯に我箭を射立て、我楯に敵の箭をのみ射立られて、勝負有べきとも不ㇾ見、橋の上の軍は、明春命を捨てぞ事行べき、續かんと思人は連やと云儘に、馬より飛下てつらぬき拔捨、橋桁の上に舉りて申けるは、者その者にあらざれば、音にはよも聞給はじ、園城寺には隱れなし、筒井浄妙明春とて一人當千の兵なり、手なみ見給へとて散々に射ければ、敵十二騎射殺して十一人に手負て、一は殘して箙にあり。箭種盡ければ、弓をばかしこに投捨ぬ。彼はいかにと見處に、箙も解て打すて、童に持せたる長刀取、左の

内甲―兜の内面

宮南都へ入せ給由聞て、追討使を被二差遣一に、左兵衛督知盛卿、藏人頭重衡朝臣、中宮亮通盛朝臣、薩摩守忠度朝臣、左馬頭行盛朝臣、淡路守清房朝臣、侍には上總忠清、上總大夫判官忠綱、攝津判官盛澄、高橋判官長綱、河内判官季國、飛驒守景家、飛驒判官景高、都合二萬餘騎、宇治路より南都を差て追て懸。平等院に敵ありと見ければ、平家の兵共雲霞の如くに馳集て、河の東の端に引へて時を造る事三箇度、夥しとも不レ斜。宮の兵共も時の音を合て、橋爪に打立て禦矢射けり。其中に寺法師に、大矢の秀定、渡邊清、究竟の手だり也けるが、矢面に進んで差詰々々射けるにぞ、楯も鎧も不レ叶して多の者も討れける。平家の先陣も、始は橋を隔て射合けるが、後には橋上に進上て散々に射。其内に信濃國住人、吉田安藤馬允、笠原平五、常葉江三郎を始として、二百餘騎進出て戰けるに、常葉江三郎内甲射させて引退く。宮の兵は橋の西爪にて、差詰々々射ければ、面を向がたし。平家の軍兵は、東の爪に轡を竝て如二雲霞一。橋は狹し人は多、我劣らじ〳〵と上が上に籠入けり。未曉の事なるに、上川霧立て暗さは闇し、橋をさへ引たりければ、先陣に進者、橋を引たるぞ〳〵と、口々によばはりけれ共、指もどゝめく中なれば、唯我先にと馳こみける程に、先陣二百餘騎をば川の中へぞ推落す。夜もほの〴〵と明け

跡懐―襁褓の中と云ふに同じ

合期―一致の義なれど此處には唯不適當といふに同じ

はいかにもと存ずれ共、御伴に不レ叶、弟子にて侍る刑部房俊秀は、相摸國住人山内須藤刑部丞俊通と申し者が子息に侍、彼俊通は、去し平治の合戰に義朝が伴して、六條川原の軍に討死して孤子にて侍しを、慶秀跡懐より生し立き、心の中も身の力もよく〱知て候、不敵の僧にて心際惡からぬ者にて侍り、慶秀御伴仕と思召れて、御前近く召仕はせ給べしとて、涙を流し墨染の袖を絞ければ、宮も聞し召し御覽じて、假そめのなじみに、加樣に思覺事よと思召ければ、御涙ぞ進みける。宮は御淨衣にて御馬に召、三位入道の一類、竝寺法師、都合三百餘騎御伴に候けり。新羅社の御前にては御心計に再拜して、大關通に御出なる。東を望めば湖水茫々として波清く、西を顧ば嶺松鬱々として風冷じ。關寺關山打つゞき、往人來人會坂や、一叢杉木下より、筧の妙美井絶々也。くゞ井坂、神無の森、醍醐路に懸て、木幡の里を傳つゝ、宇治へぞ入せ給ける。宇治と寺との間、行程纔に三里計也、六箇度まで御落馬あり。御馬に合期せさせ給はぬ故にや、又此程打解御寢ならぬ故にや、是も然べき御運の際とは申ながら、加程の御大事の中に、睡落させ給ける御事云がひなし。加樣に度々御落馬在ければ、暫く休め進せんとて、宇治の平等院に入進て御寢あり。其間に宇治橋三間引て、衆徒も武士も宮をぞ奉二守護一。平家は

護摩壇―智火を以て煩惱の薪を燒くを護摩と云ふ

笛咎め―普通の笛樣に取扱ひたれば咎めたる也

龍華の云々―千歳一遇の義、龍華は樹名

ざりければ、希代の寶物と思召て、三井寺の法輪院覺祐僧正に仰て、護摩の壇上に立て、七箇日加持して後、彫たりける御笛也ければ、おぼろげの御遊には取りも出されざりけり。鳥羽殿にて御賀の舞のありけるに、閑院の一門に、高松中納言實平、此御笛を給て吹けるが、すき聲のしけるをあたゝめんとて、普通樣に思ひつゝ、膝の下に推かいて、又取上吹んとしてけるに、笛咎めや思けん、取はづして落して蟬を打折けり。其よりして此笛を蟬折とぞ名ける。高倉宮管絃に長じまし〳〵ける上、ことに御笛の上手にて渡らせ給ひければ、御孫子とて、鳥羽院此宮には御讓ありける也。宮も故院の御形見と被思召ければ、聊も御身を放たせ給はざりけれ共、深く龍華の値遇と思召ければ、彼天の樂を奏して、此寺の本尊に進給ひけるこそ哀なれ。

○宇治合戰附賴政最後事

宮は御馬に召て、既に寺を出させ給けり。兒共大衆行歩叶はぬ老僧までも、此程の御なごりを奉惜て、墨染袖を絞りけり。中にも乘圓坊阿闍梨慶秀は、七十有餘の老僧也。腰二重にて鳩杖に係り、御前に進て奏けるは、慶秀齡已に八旬に及て行歩に力なし、御志

獨古―古は鈷也、眞言宗の僧侶が持つ行道具

天衆菩薩此樂を奏して、如來を供養し奉りしかば、萬秋樂と名たり。昔朱雀院御子に日藏上人とて貴人にて、金峯山に行澄して御座けるを、藏王權現の御方便にて、祕密瑜伽の獨古を把て六道を見廻給けるに、都卒の内院に參給へり。折節彌勒慈尊は、大廈高堂に默然として坐し給たりけるに、菩薩聖衆祕密陀羅尼を妓樂に移し、此曲を奏して慈尊を奉ニ供養一。日藏上人絃の道に長じ給たりければ、唱歌を以て傳へつゝ、我朝の管絃に被レ移たり。此に都卒天の樂と云。序三帖、破六帖合て九品に是をあつ。舞の終に必膝をついて居事は、彌勒を敬由也。手に合掌の曲あり、見佛聞法の樂とも云。迦毗相經第六に說て云、此萬秋樂傳受人天、決定往生都卒天上文、誠大陀羅尼の功德也、不レ輙妙曲也。或說云、日藏上人大唐より此曲を傳と云々。

○蟬折笛事

蟬折と云御笛は、鳥羽院御時、唐土の國王より御堂造營の爲にとて、檜木の材木を所望ありけるに、砂金千兩に檜木の材木を被ニ進送一たりければ、唐土の國王其志を感じて、種種の重寶を被ニ報進一ける中に、漢竹一兩節間被レ制たり。竹の節生たり。蟬につゆたがは

金堂—本堂

世巻第十五

○高倉宮出寺事

高倉宮は、暫く此にも御渡あらばやと思召けれ共、山門の大衆は變改、國々の源氏は未參、寺ばかりにては叶はじとて、廿五日に園城寺を出させ給て、南都を憑て落させ給けるが、先金堂に御入堂ありて、蟬折と云御祕藏の御笛を以て、萬秋樂の祕曲をあそばして御廻向あり。南無大慈大悲當來導師彌勒慈尊、戒善の餘薫拙くして、今生こそ空くとも、龍笛の結緣を以て、後生助給へとて、泣々佛前に差置せ給けるこそ哀なれ。警固の大衆も、御伴の兵も、皆袖をぞ絞りける。

○萬秋樂曲事

抑萬秋樂と云曲は、本は都卒天上の樂也。是即彌勒の內院の祕密灌頂の陀羅尼なり。釋迦如來忉利の雲上にして、彌勒に袈裟を附屬し給ひし時、彼天の萬秋樂と云木下にて、

切坊一坊中を斬り廻る

はいかにも叶はじとて、山階よりこそ引返せ。懸しかば如意が手をも呼返し、其夜も空く明ぞ行。此事眞海阿闍梨が長僉議の故也とて、一如坊へ押寄て、切坊に及ければ、禦戰けれども、同宿あまた討れて、眞海希有にしてまぬかれ出、はふ〳〵六波羅へ行向此由角と訴申けれども、六波羅には兼て大勢用意ありければ、更に騒事なし。いざ〳〵、眞海も寺法師也、敵の計ごとにもや有らん、打解がたしとて無興なりければ、眞海兎に角に面目なくて還にけり。

一枚まぜ—革一枚毎に金を交へたろか、鎧に知り難し
孟嘗君—田氏名は文、史記に委し
馮驩—孟嘗君の客にして辞の責を收めし人を誤れるなるべし

堀塞、逆木垣楯構たりければ、彼等を取拂、堀に橋渡などする程に、五月の短夜推移、關路の鷄鳴あへり。伊豆守は夜討こそよかりつれ、鷄鳴頻也、夜既明なんとす、今は叶はじとて引へたり。圓滿院大輔は、褐の直垂に、黑皮威の大荒目の鎧の、一枚まぜなる草摺長にさゞめかし、白星の甲に、大の長刀杖につきて申けるは、昔漢朝に孟嘗君と云人あり、本は齊の國の人也けり、狐白の裘と云て、千の狐の脇の皮を取集て、しつらひ作たる祕藏の物を持たりけり、秦昭王に心ならず乞取れて不安思けり、彼孟嘗君は、樣樣の能者を三千人從仕ひけり、其中にりうていと云者は、勝たる犬の學の上手にて、而も盜人也けるを以て、犬の學して藏を破、白狐裘を盜出して逃けるに、昭王兵を遣して孟嘗君を討んとす、孟嘗君三千人の客を引卒して、函谷關にぞ係ける、彼關は鷄不鳴さきには戸を開かぬ習なれば、夜深して通り難し、敵は既襲來る、遁るべき樣もなかりけるに、三千人の客の中に、馮驩と云者あり、鷄の音をまねぶ上手也ければ、關の戸近き木に昇て、鷄の眞音をぞ啼たりける、關路の雞聞傳て、一羽も不殘鳴ければ、いまだ夜半の事なれども、關守戸をぞ開てける、孟嘗君希有にして遁にけり、其よりしてぞ馮驩をば、雞鳴とも申ける、されば是も敵の謀にや有らん、只寄給へと云けれども、今

進出て唯一口に、衆徒の僉議端多し、五月の短夜明なんとす、急寄られよと云ければ、尤々とて如意峯より、帥法印乗智が弟子共に、義法禪永等五十餘人、乗圓坊の慶秀が同宿等に、加賀刑部光乗一來を始として六十餘人、律淨坊の日胤が同宿に、伊賀越前上總坊を始めとし五十餘人、其外兒共童部、大津の在家駈具して千餘人、手々に續松支度して向けり。六波羅の討手には、伊豆守仲綱を大將軍として、侍には、渡邊黨、滿馬允、子息省の播磨次郎、其子授薩摩兵衛、刈源太、與馬允、競瀧口、唱丁七、清、灌等也。僧には法輪院荒土佐、圓滿院大輔、平等院因幡竪者、荒大夫松井肥後、角六郎坊、島阿闍梨北院の金光院六天狗に、大輔、式部、能登、加賀、佐渡、肥後等也、常喜院には、鬼土佐、筒井法師に、卿阿闍梨悪少納言、我耶筑前、南勝院に、肥後房、日尾定雲四郎坊、後中院に但馬坊、大矢修定、此等は皆弓矢を取ても打物以ても一人當千の兵也。堂衆には、筒井淨妙、明秀、小藏には、尊月、尊永、慈慶、樂住、金拳、賢永等こそ伴けれ。僧俗勢都合七百餘騎、皆長刀を持たりけり。如意峯の手は、物具を帶して、嶮山を上ける上に、五月二十日餘の事なれば、雲井の月もおぼろにて、木の下も又暗ければ、進もやらざりけり。六波羅の手は、宮御入寺の後は、用心の爲に、大關小關

窮鳥云々―魏氏春秋等に見ゆ

左にはあらずと仰あらば、王子の軍兵に見せ奉んと申せば、宮名乘て憑まんとおぼして丸は淨見原の宮也、深く汝を憑と宣へば、長者畏て聟に取奉て、隱し置奉る、年月を經て、王子二三人出き給へり、其後長者東夷を催て、白鳳元年壬午始て不破關を置て、美濃國にて軍構し給へり、王子此由聞給て、西戎を集て向給ふ、兩軍山中宿にて合戰す、山中の東なる河を阻て戰けり、兩陣互に白刃を合せければ、其川黑き血に流けり、さてこそ彼川をば、黑血川とは名附たれ、宮の勢は東國より走集て如雲霞、王子の軍は敗て、終に亡にけり、宮都に上給ひ、卽位給にけり、天武天皇とは是也、淨見原天皇共申、天皇崩御の後、關の長者の恩を思召けるにや、神と被祝給へり、關明神と申は是也、關所の殿原と云は、彼長者の女に儲給へる末葉也、去ば天皇大和國宇多郡を逃給けるには上下十七騎、遂には軍に勝て位に卽給へり、昔を以て今を思ふに、不可依無勢、十七騎猶軍に勝、況三院の衆徒をや、況源氏の與力をや、就中窮鳥入懷、人倫憐と云事あり、況宮の御入寺をや、異計を廻さんとて徒に時日を隔ならば、敵に上手を討れて、後悔無益也、自餘は不知、慶秀が弟子共は、急ぎ先陣仕て、慥に太政入道の首を取て、親王の御代に成進せよとてひしめきけり、實にゆゝしくぞ見えける。圓滿院の大輔

風輪云々—四輪は金水風空を正とす、空輪を最下として順次に風水金輪あり、金輪の上は即大地也

大童—結べる髮の解け亂れたる樣を云ふ

ば、三千界の内には見え給はずと、次に聞鼻承て、三千界の内に其香なしと、次に聞耳承て、暫く聞て、此君は此界には御座せず、其故は此世界の構様は、風輪の上に水輪あり、上に金輪あり、上に地輪あり、而を淨見原の宮、只今金輪の上の水輪を渡給ふ、足音かは〳〵と鳴侍るとて、是より皆々都へ歸上ぬ、其後翁來て岩屋の戸を開て奉レ出、君太神宮の御寶前にて御神樂あり、神明顯現じ給ひて御託宣あり、君は國津神を集、東夷を催して禦レ敵給へ、大友は都西の戎を以て責來るべし、近江と美濃との境に、城構して相待給へ、我擁護を加て勝事をえしめ、必可レ有ニ即位一と、宮悦思召て、近江國の山傳して、百濟寺山を通て美濃國に入り給ひ、是彼忍隱給けり、大友王子聞給て勢を催て、美濃國へ向けり、何の所にか有けん、宮を奉ニ見附一て追懸たり、危かりける時、野中に大なる榎木一本あり、二に破て中開たり、宮其中に入給へば、木又いえ合ぬ、敵打廻見けれども、見え給はざりければ陣に歸ぬ、其後榎木又破れて中より出給ぬ、大童に成て御身を窄し、其邊に廻て宮仕せんと宣へば、關の邊に一人の長者あり、招入て仕試るに、萬に賢かりければ、只人共不レ覺して、かしづき仕けるに、夜々夢に日月を仕と見る、不審によりて、抑誰人ぞ、若大友王子に忍給ふなる淨見原の宮にて御座か、

可祝―册立すべし

異の思を成給ふ、王に肩を竝るとは、朕が事を示にやと、憑しく思召し、重て汝に子ありやと御尋ねありければ、我に一人の女子あり、后相を具せる故に、凡人に隱して、此山の上に御所を造て居置侍ると、宮の仰に云、我は是淨見原の宮也、天智の讓をえたれ共、大友の王子に襲れて、爰に迷來れり、汝が女朕が后に可レ祝とて、卽其夜中に彼御所に入給、又宮翁に仰て云、大友王子に、見目、聞耳、かぐ鼻とて、三人の不思議の者を召仕ふ、一旦此に隱忍たりとも、遂には顯なん、いかゞすべきと語給へば、翁畏て申、君の御先祖と申は、天照太神也、程近伊勢國渡會郡、五十鈴の河上に崇られ給て、御子孫を守護し奉らんと御誓あり、御參あり祈念あらば、御恙あらじと申ければ、卽老翁を召具して御參詣あり、折節降雨車軸を下して、鈴鹿川に洪水漲下りて渡り難かりけるに、二頭鹿參て、兩人を背に乘、河を奉レ渡、其より彼河を鈴鹿川と改名せり、敵兵攻來ると聞えしかば、翁太神宮の御後に、大なる岩屋あり、君を奉レ入、銀の盤の上に金の鉢に水を入て、御足を指入させ奉て、敵來侍ん時は、御足にて水をかは〳〵と鳴させ給へと申て忍隱ぬ、敵程なく責來たれども、岩屋の口にて失二行方一、あきれ立たり、宮御足にて水をかは〳〵と鳴し給ふ、大友王子見目に仰て、いづくにかおはすると宣へ

稀なる成功と云ふ程の義

勢を東西に催して軍せんは可レ宜か、角申せばとて、全く平家の方人には非ず、いかにも寺門の安堵衆徒の高名こそ末代までも存ずる事なれと、言と心と引替て、夜を明さんと、閑々長々とぞ僉議したる。此に乘圓坊阿闍梨慶秀は、下腹巻に衣裝束、長絹袈裟にて頭を裹、打刀前垂指、進出て云けるは、軍に勝こと勢には依らず、證據外になし、我寺の本願主、淨見原の宮と申は、事新けれども天智天皇御弟、大海人王子是也、天皇我御子達には讓レ位給はで、淨見原宮に讓給へりしかば、天智崩御の後、皇子大友位に洩給ひぬる事を恨て、謀叛をおこし、淨見原宮を襲ひ給しかば、宮都を出て吉野山に入給ふ、天神憐を垂給けるにや、天女あま降り、天の羽衣にて廻雪の袖をかなでしかば、後憑しくぞ思召けるに、猶芳野山を責べき聞えありければ、彼山を出給、伊賀國へ越伊勢と近江の境なる鈴鹿山に入り給、深山陰幽にして人跡絶、更闌夜暗して月不レ照ければ、東西に迷給、爲方を失へり、前後左右を見廻給へば、山中に幽に火の光あり、彼にたどり至て御覽ずれば、奇き柴庵に、夫婦とおぼしくて老翁老嫗あり、御宿を借り給へば、不レ惜奉レ請入、宮問云、在所多レ之、何心在てか此深山に栖と、翁答曰、此地は靈地にして凡境に非ず、此に栖者王に肩を竝る地形あり、故に爰を栖とし侍と、淨見原の宮、奇

能者—働ある軍兵

衆流云々—楊子法言百川學海の筆意

蟷螂車を遷す—極めて

平家を夜討に爲んはよかりなん、さらば老僧兒共、童部法師原一二千人、如意峯に指遣て、續松手々に用意して、足輕二三百人、法勝寺の北ざまより、三條河原祇園の邊までするりと遣て、在家に火を放ちなば、六波羅の早雄の武者共、軍兵に招れて馳來ば、引退引退あひしらひ、矢少々射させて岩坂櫻本に引籠て戰はん、其隙に指遣て、能者四五百人六波羅へ打入つて、風上に火を係て、太政入道右大將を燒出して、などかは討ざるべきと宣へば、大衆夜討の義尤然べし、軍は不レ如レ乘レ勝とて、三院の大衆貝鐘鳴し、金堂の前に會合して、已に夜討の手分する處に、一如坊阿闍梨眞海と云者あり、太政入道の祈の師也。同宿濟々と引具して、僉議して云、抑佛法王法は助レ君守レ法、文官武官は治レ國鎭レ亂、其中に源平兩氏の將軍は、朝家前後の守護として、國土を治奉レ守二君王一、互に午角たりき、然而倩近來を見に、源家は運衰て諸國に零落し、平家は威盛にして一天を管領せり、依レ之五畿七道不レ背二其命一、百官萬庶相二從其威一、衆流の海に入が如く、萬木の似レ靡レ風、一寺の衆徒の力を以て、一族多勢の兵を傾事たやすからじ、但蟷螂車を遷と云こと侍ば、其にはよるまじき上、親王の御入寺は、寺門の繁昌衆徒の面目也、當二此時一誰か等閑を存じ、勇心なからん、然者率爾の夜討を止て、能々謀を橫縱に廻し、

ことぞ悲しき—平家には、數に入る哉に作る

勝事—珍事

絹にあたらざりける山法師讀たりけるとかや、

　織のべを一切もえぬ我等さへ薄恥をかくことぞ悲しき

輿せんと申て變改有ければ、三位入道角ぞ送遣しける。

　薪こる賤がねりその短きかいふ言のはの末のあはねば

山門の衆徒底恥しくこそ思けめ。高倉宮の御謀叛によりて、山門園城騷動すと聞えければ、主上俄に入道の宿所西八條に行幸あり。新院日比是に御座けり。日次かたぐ惡かりけれ共、かゝる急々の折節なれば、是非の沙汰にも及ばず、又御輿の前後に、軍兵數千騎打圍たり。事の外に騷しくぞ見えける。堀川院御宇、承保元年十月には、八幡、賀茂兩社の行幸の日、園城寺の惡徒等參洛すと聞えしかば、前下野守義家弓箭を帶し、軍兵三千餘騎にて御輿の後、右衞門の陣に候ひしをこそ希代の勝事也とて、人驚耳目。近來の御幸行幸には、ともすれば軍兵前後に仕るぞ淺増き。

○三井寺僉議附淨見原天皇事

去程に三位入道被申けるは、山門は變改、南都は未參、小勢にて合戰ゆゝしき大事也、

令ニ祈申一、又大威德供可レ被ニ始行一之由、依ニ院宣一言上如レ件。

煩不レ可ニ默止一歟、誠是魔緣之結構、盍仰ニ佛界之冥助一哉、滿山衆徒、異口同音、可

園城寺衆徒等、尙背ニ敕命一、於レ今者可レ被レ遣ニ追討使一也、一寺滅亡雖ニ歎思召一、萬民之

とぞ有ける。猶重たる院宣云、

五月廿四日　　　　　左少辨行隆奉

と有ければ、座主登山有て、衆徒を宥制じ給ひける上に、事を往來に寄て、近江米一萬石、美濃絹三千匹を上て、谷々坊々に積て引レ之けり。取者は一人して五匹十匹をも取けり、空レ手て不レ取衆徒も有けれ共、一山大に悅で、忽に三井の發向を變改す。米とり絹取たる大衆等、大講堂に會合して僉議あり。倩園城寺の牒狀を見に、延曆園城兩寺は、鳥の左右の翅の如く、車の二の輪に似りといへり、此條奇怪の申狀也、山門は本山也、園城は末寺也、本末混合の牒狀、豈同心すべきや、此時若合力あらば、向後定て同輩せんか、不レ可レ然と申たりければ、衆徒一同して不ニ與力一、一門賄賂に耽て忽に變改と聞えければ、三井の衆徒角ぞつゞけける。

山法師織のべ衣うすくして恥をばえこそ隱さゞりけれ

美濃絹―他國のに比べて一尺程長ければ織延絹ともいふ

貫首―前出

山門南都同心の由聞えければ、宮の軍兵、寺の衆徒、大に勇悦けり。六波羅には大勢馳集て、合戰の評定樣々也ける中に、上總介忠淸計ひ申けるは、山門南都同心せば、合戰ゆゝしき大事也、三井寺には、大關小關を伐塞、山には東西の坂に弩はり、海道北陸二の道を催て防戰程に、南都の大衆、芳野十津川の惡黨等を相語て、宇治路淀路より挾で寄ならば、前後に敵を拘へん事ゆゝしき大事也、官兵數を盡し、日數程を經るならば、國々の源氏も馳上て、軍に勝ん事難し、されば先貫首に仰て山門を制し、内々三千衆徒を可二詐宥一也、いかなる者も財に耽らぬ事やはある、殊に山法師は、詐安ものぞと申ければ、可レ然計ひ申たりとて、先院宣被レ下、狀云、

園城寺者、元是謀叛之地也、誠乎箇事、非寺之訴非法之鬱、同意八虐之輩、忽失二皇法一、欲レ滅二佛法一、早今日中企二登山一、勅定之趣、具可レ被レ仰二衆徒一、内祈二誓神一、外降二惡黨一耳、抑深懸二叡念於叡山一、蓋誠二一寺於一門一、其上凶徒等、忽被レ責二兵甲一者、定遁二隱山上一歟、兼得二此意一、憖可レ令二守護一者、宜レ守二院宣之趣一之狀如レ件、仍言上如レ件。

治承四年五月廿四日　　左少辨行隆奉

謹上　天台座主御房

阿僧―阿僧法の略か、無著は唯識の祖也
八埏―埏は埏の誤、八方に同じ

牒、諸宗雖レ異、皆十二代聖教、諸寺雖レ區、同安二三世之佛像一、就レ中園城寺者、彌勒如來常住靈崛也、我等受二阿僧之流一、慣二慈氏之教一、又貴寺八宗教法、相並學レ之、豈不レ憶二彼寺之破滅一乎、而花洛之間有二一臣一猶、平治元年以來、押二領於四海八埏一、如二奴婢一、進二退於百司六宮一、任二我意一、一毛違レ心則雖レ云二王侯一禽レ之、片言乖レ思、又雖レ爲二公卿一醢レ之、是以累代相傳之家、君還成二膝行之禮一、萬乘尊重之國主、殆致二面展之矯一、遂廻二趙高指レ鹿之謀一、滅二王室一剰追二弗沙飛レ象跡一、失二佛家一、卽今明之間、欲レ殘二害園城寺一、以二未レ發以前一不二相救一者、我等獨全有二何益一乎、然則不日調レ兵、欲レ向二京洛一、佛法興廢只有二此繂一、且祈二誓佛神一、可レ降二伏魔軍一、且驅二催末寺庄園一被二供奉一者、冥叶二天地之神慮一、顯保二南北之佛法一而已、仍粗勒二由緒一、牒送如レ件、密狀勿レ令二遲引一、故牒。

治承四年五月二十三日　興福寺大衆等、

と、加樣に書て十五大寺へ遣けり。

○山門變改事

鏤弱―仙蹕の誤か
青鳥―使書の事、漢武の故事
梁園―親王家

我等在遠域感其情之處、清盛入道猶起凶器欲打入貴寺之由側以承及、兼致用意爲成合力、廿二日晨旦發大衆、廿三日牒送諸寺、下知末寺、調得軍士之後、欲達案内之刻、青鳥飛來投一芳紙、數日之鬱念一時解散、彼唐家清涼一山之苾蒭、尚返武宗之官兵、況和國南北兩門之衆徒、盍擺謀臣之群類、能固梁園左右之陣、宜待我等進發之告者、勒衆議牒送如件、察狀勿疑殆、故牒、

治承四年五月廿三日

權都維那法師善勝
都維那大法師有實
權寺主大法師俊範
權寺主大法師兼清
權上座大法師禪慶
上座法橋上人位俊慶

と書て、三井寺へ送る。又興福寺より諸寺に牒送する狀に云、

興福寺大衆牒　東大寺衙
欲早駈末寺庄園被供奉今明中發向洛陽可助園城寺佛法破滅狀

馬臺—耶馬臺
金吾—衛門督の唐名
竹符—契符を云ふ、任官者には必ず下賜す
博陸—關白、漢の霍光が故事
八幡三所—東玉依姫中大菩薩西神功皇后

顯季、爲播磨太守之昔、任馬厩別當職、暨于親父忠盛、被聽昇殿之時、都鄙老少皆惜蓬壺之瑕瑾、内外英豪各依馬臺之讖文、忠盛雖刷青雲之翅、世人猶輕白屋之種、惜名青侍、無臨其家、然間去平治元年、右金吾信頼謀叛之時、太上天皇感一戰之功、被行不次之賞以降、高昇相國、兼賜兵仗、男子或忝臺階、或列羽林、女子或備中宮職、或蒙准后宣、兄弟庶子皆歩棘路、其孫彼甥悉割竹符、加之統領九州、不辭封家、細官進退百司、皆爲奴婢僕從、一毛違心、縱雖皇侯禽之、一言背命不嫌公卿臨之、是以爲延一旦之身命、爲遁片時之陵辱、萬乘聖主尚成面展之媚、重代之家、君還致膝行之禮、雖奪代々相傳之家領、上裁恐命巻舌、雖押宮々相承之庄園、天子憚威無言、乗勝之餘、其驕倍增、去年十一月追捕太上天皇之棲、抄掠種々之財貨、押流博陸輔佐之身、奪取國々之庄園、叛逆之甚、誠絶古今、其時我等須行向賊徒、以問其罪也、然而或相量神慮、或依稱皇憲、抑鬱胸送光陰之間、淸盛入道重發軍兵、打圍一院第二親王宮之處、八幡三所、春日大明神、竊垂影向、奉擎鏤弼、送附貴寺、奉預新羅權現之間、押開金樞奉守玉體、王法不可盡之旨明矣、隨又貴寺捨命奉守護之條、含識之類、誰不隨喜哉、

玉泉玉花—玉泉は天台大師止觀說法の寺名、玉花は法の花の義
金章云々—釋尊一代の經說など美めて云へり
緇林—僧侶
白衣—俗人
八座—參議

興福寺牒　園城寺衙
被載可相禦爲清盛入道欲破滅貴寺佛法由事
來牒一紙
牒、今月二十日牒狀、今日到來、披閱之處、悲喜相交、如何者、玉泉玉花、雖立兩箇之宗儀、金章金句同出一代之教文、南京北京、倶以爲如來之弟子、貴寺他寺互可防調達之魔障、就中貴寺者、我等本師彌勒慈尊常住之精舍也、何況或公家或姑山、或諸官、或相門講席之時、令戰智諍儀事、是則天台、法相、三論、花嚴等而已、若一宗相闕豈不恨乎、然者天台學徒被魔滅者、法相獨留如何爲哉、凡緇林之諍乙甲者、則是兄弟之諍也、白衣之蔑佛法者、寧非魔軍之企哉、所及贔屓、最可相救也、抑異域本朝弓馬之道、勞力苦身、雖平王敵、抽賞以不過千金萬戶、官位未必及子孫兄弟、其中我朝自古賞武之道、無授高位、既異唐家、天平御宇、大野東人雖斬魁首、僅預八座次、弘仁御宇、坂上將軍、遠攘奧州之狡猾、近鎭平城之煙塵、雖加九卿、無昇三公、爰清盛入道者、平氏之糟糠、武家之塵芥也、祖父正盛仕藏人五位之家、把諸國受領之鞭、大藏卿爲房、爲賀州刺史之古、補檢非違所、修理大夫

住山―昔は一山に住したれば也

園城寺牒　延暦寺衙まらうとゐかまと

欲殊致合力被助當寺佛法破滅狀

右入道淨海、恣失皇法、又滅佛法、愁歎無極之間、去十四日夜、一院第二皇子、不慮之外、所令入寺給也、爰號院宣、雖有可奉出之責、皇子須令固辭、衆徒專奉守護之處、可放遣官軍之旨、有其聞、當寺破滅將當此時歟、而延曆園城兩寺者、門跡雖分慈覺智證之遺訓、所學是同圓實頓悟之教文、喩如鳥之翅不闕、又似車之輪相備、於一方闕者、爭無其歎哉、特致合力被助佛法破滅者、早忘年來之遺恨、必復住山之往昔、衆徒之僉議如斯、仍牒送如件。

治承四年五月廿一日　　小寺主法師成賀

都維那大法師定算

寺主大法師忍慶

上座法橋上人位忠成

とぞ書たりける。山門の衆徒、不及返牒けれ共、先同心參加の由憑しく申たり。自興福寺有同心返牒。其狀云、

會昌—唐武宗の年號

無罪長者—基房を云ふ、春日明神は藤氏の祖なれば也

一院第二皇子、忽爲レ免二不慮之難一、俄所レ令二入寺一給也、而重號二院宣一、有レ可レ奉レ出レ之、責二衆徒一不レ能レ欲レ罷、而奉レ惜之處、彼禪門欲レ入二武士於當寺一云々、然者云二王法一云二佛法一、一時將二破滅一、諸衆盍二愁歎一乎、背二唐會昌天子、以二軍兵一令レ破二滅佛法一之時、淸涼山衆徒、合戰禦レ之、王憲猶如レ此、何況於二謀叛八虐之輩一、誰人可二諫順一乎、就レ中南京者、被レ配二流無罪之長者一、意念動二胸中一、非二今度一者、何日遂二會稽願一、衆徒内助二佛法之破滅一、外退二惡逆之伴類一、同心之至本懷可レ足、衆徒僉議如レ此、仍牒送如レ件。

治承四年五月廿日

小寺主法師成賀

都維那大法師定算

勾當法師忍慶

上座法橋大法師忠成

とぞ書たりける。興福寺大衆會合僉議して、尤同心して、佛法の助專命二王法一愁吟を休め奉るべしとて、進士藏人入道信救に仰て、返牒あるべしと議定畢。又山門へも牒狀を送りけり。其狀に云、

牢籠—窘困

一味—三井寺と山門と同じく法華の流れを汲めば也

得度—戒行一定期を過ぐれば度牒を給はる、是を得度といふ

法輪院には、警固の大衆守護の武士、樣々軍の談議評定しける中に、三位入道申けるは、合戰の習、勢には依らず、謀をむねとすと申傳たれ共、南都山門へ牒狀を遣て、大衆を召るべきかと宣ふ。衆徒の僉議には、近來の作法を見、平家の振舞を案ずるに、佛法の衰微、王法の牢籠時至れり、依之人臣專憂之、僧徒大に歎之、雖然、且く淨海入道の威に恐て、在家出家閉口處に、一宮御入寺偏に是正八幡宮の衛護、新羅明神の冥助也、我寺の興隆此時に相當れり、速に平相國が暴惡を炳誡せん事、衆徒の力によるべし、誰やの人をか憑べき、何の時をか期べき、天神も地祇も、必納受をたれ、佛力も神力も速に降伏をくはへ御座さん事、疑有べからず、抑北嶺は圓宗一味の學地、南都は出家得度の戒場也、爲佛法爲王法被牒送處に、爭か與力なからんやと云ければ、尤々と一同して、兩寺へ牒狀あり。先南都へ牒送の狀に云、

園城寺牒　興福寺衙まらうとゐかまと

請殊蒙合力被助當寺佛法破滅狀

右佛法之殊勝、爲護王法也、王法之長久、則依佛法也、而自頃年以來、入道前太政大臣平清盛、恣竊國威、濫亂明政、附内附外、成恨成歎之間、今月十四日夜、

桓公云々—韓非子説林篇に出づ

賢人も折によるべし、係る時は物具も乘物も大切也と存て、乘て參つるに、大將の門前にて名乘て通つる事語畢て、さても競を宗盛年來の主を捨て他人の門踏んずる者と思ひけん事のあぶなさよと申たりければ、宮を始進て、僧も俗も咲つぼの會にてぞ有ける。伊豆守仲綱は、木下丸を大將に乞れて、仲綱打はれと云れたるを、安からず思ひければ、競が引出物に得たる小糟毛を取寄て、髮をかり法師に切て、平宗盛入道と金燒して、京へ向てぞ追放つ。未曉大將の六波羅の大庭に放れ馬あり、よく〱見給へば小糟毛也。是はいかにと引廻し〱見給へば、平宗盛入道と金燒したり。大將は木下が報答せられたりとぞ宣ける。昔齊桓公の孤竹國を伐けるに、春往て冬還、深雪道を埋て歸事をえざりけり。管仲計ひ申けるは、老馬の智を用べしとて、老たる馬を雪の中に放つゝ、馬に隨行ければ、齊國にも還にけり。今の宗盛の小糟毛も、六波羅三井寺遠けれども、道芝の草を分朝露にしをれつゝ、關山關屋も歩過、本の主の家なれば、大將の亭にぞ歸りける。

○南都山門牒狀等事

ぬけ〳〵云
云―愚なる
事、馬鹿を
見る義

侍こそ―さ
ればこそ打
捨てし也

たりける。大將の侍共これを聞て、競こそ小糟毛に乘、遠山に童乘て、しかぐ〳〵と喚て、門前を下馬もせで通侍、奇怪に覺れば、追係て討留なんと申。大將はぬけ〳〵としなされ、尾籠の男にこそ、但止る事はいかゞ有べき、小糟毛は早走也、一町共延なば追付難し、競は弓の上手也、小勢にて過すなよ〳〵、さる白癡にはゆきあはぬにはしかじ、音なせそとぞ制し給ふ。云甲斐なくぞ聞えし。競寺に馳著て、親き者共に、いかに口惜も殿原は、此程の御大事角とも告げ給はで、捨てはおはするぞと恨申せば、さればこそ告んと申つるを、入道殿の仰に、競が宿所は大將の向なれば、つけては中々無骨也、何所にも落著ぬと聞なば、深く我を憑たる者也、定て時を指て來べき者ぞと仰の有つれば、さてこそと答ければ、競さては嬉くこそ、何事に御隔あらんと心元なく侍りつるに、つけずとも聞ては參べき者ぞと、憑れ進せける競こそ我身ながらも糸惜けれとて、咲まけてぞ有ける。宮の御所には三位入道父子三院の大衆、軍の評定して竝居たり。競進出て申けるは、右大將家へ被招間、事の體をも伺見んとて行たれば、いかに入道と共に入寺はなきぞ、我に宮仕せよとて、甲冑馬鞍引出物に得たり、宿所に歸たれば、隙なくあるか〳〵と問給ける事、一々に申て、馬も鎧も盜て取たらばや不當とも云はれめ、

瀧口競を
宗盛卿の
名馬を奪ひ
三井寺
頼政卿
陣へ

時の花云々―權勢に從つてこそ榮達を得べけれとの義
忠臣云々―史記田單傳に出づ
紀信―紀信が事漢高祖三年にあり

此裏築るは、能侍儲たり、王城一の美男也、心剛に弓箭取てよし、渡邊黨の最中也、此裏築地を朝夕に出入を見るにも、目醒しくほしかりつるに、期も有けりと悅給へり。競家に歸ても、さすが覺束なくて早晩人を遣して、競は有か候と、又人を遣て、競は有か候と隙なくこそ問ひ答けれ。競思けるは、是程の大事を思立給ながら、告給はぬ事は眞實に遺恨也、大將の角打たへ語ひ給ふもいなみ難し、時の花をかざしの花にせよと云事あり、さてもあらばやと思けるが、又案じけるは、告給はぬも樣あるらん、六波羅近き家なれば無骨也、中々にとも被レ思つらん、忠臣不レ仕二二君一、貞女不レ嫁二二夫一と云事あり、蘇武は胡敵に足を切れしか共、猶夷には不レ隨、紀信は帝位いつはりて、高祖の命にも替りけり、我爭か相傳の主を捨奉て、今更平家にうでくびをにぎらん、末代までも名こそ惜けれと思て、大將より給ぬる鎧著て、小糟毛に乘、遠山に乘替の童乘て、郎等三騎家子二騎、都合七騎にて三井寺へとて打出けり。大將の惣門の前を通るとて、手綱かいくり鐙蹈張立上り、門の内へのぞき入、高聲に申けるは、競こそ只今御前を罷通侍れ、昨日の御馬鎧悅存れば、尤も御宮仕申べく侍れ共、年來の主君入道殿戀く思奉候へば、寺へこそ罷越候よとよばはりて打過けり。競は瀧口の名殘を惜けるにや、白羽の矢をぞ負

否々然るにてはあるまじ
おぼろげ云云―一方ならぬ
あらはかなき―あゝ儚なき
貝鞍―鞍に青貝を摺込める物

等こそ身に替り、命をも捨べき一二の者と世には沙汰するに、告げざる事は大に覺束なしと宣へば、競共も樣こそ侍らめ、但此間は怨申子細候に附て、心を置るゝ事共も侍り、假令入道殿こそ告給はずとも、親者多候に、角とも申さぬは、よく主人の勘當の深ければこそ、加樣の大事には人一人も大切にこそ侍べきに、さすが競などを打すて給事は、おぼろげの所存にはあらじ、其上は又追て參ずるに及ばず、慕も樣によるべき事なれば、當時はさてこそ候へと申。大將打うなづきて、年來ほしく〳〵と思て、入道にも度々乞しかども叶はざりつるに、然べき折節也、よき侍一人儲たりと悅で、向後は宗盛を憑かし、三位入道の恩程の事は、などか思宛ざらんと宣へば、競はあらはかなの宣事や、縱命は失とも、宮仕はすまじき者を、但只今いなと云べき折に非ず、相從はんと思て申けるは、競させる身にあやまる事候はず、身にも命にも替奉り候はんとこそ存ずれども、入道殿此間心を置給へば、奉恨奉公も不仕、内々は申入ばやと存候つるが、主に中違ていつしかと人の御景迹も恥し、自然の次をと存處に、此仰身の幸也と申。大將不斜嬉げにて、見參の始なればとて、隨分祕藏し給たりける小糟毛と云馬に貝鞍置、遠山と云馬引具し、黑糸威の鎧甲皆具給てけり。競は畏り給て、ほくそ咲て罷歸ぬ。大將宣ひけ

さらで云々ーさ迄には及ばず

さも云々ー

等に渡邊黨を引具して、三位入道の近衛河原の家に火係て燒拂ひ、三井寺へこそ參けれ。渡邊黨に箕田源氏綱が末葉、昇の瀧口子息に、競瀧口と云者あり。弓矢取ては並敵もなく、心も剛に謀もいみじかりけるが、而も王城第一の美男也。宿所は平家の右大將の、六波羅の宿所の裏築地也。入道三井寺へ落給けるに、傍輩ども此事を競に告知せんと申。入道さらで有なん、彼家は平家の近隣也、周章たる使にて、角と云物ならば、妻子所從泣悲て、物運ぞ逃隱などせば、中々惡かりなん、只打棄て音なせそ、競は深く入道を憑たり、又謀賢者なれば、いづくにも落附く所をだにも聞ならば、時を指て來らんずる者也と宣へば、打捨て告ざりけり。去程に三位入道は、高倉宮を尋進て、三井寺へと披露あり。右大將人を遣して、競も供して行けるかと被レ見。使歸て、競は未是に候と申。まこととも不レ覺、存の外也、入道の內には競こそ一二の者よ、いかに供をばせぬぞ、僻事にこそとて、楢の太郎友眞、讃岐四郎大夫廣綱二人を遣て、慥に見て參と宣ふ。此等も歸參て、さりげもなくて宿所に候と申。さらば召とて召ければ、競は使と共に參たり。大將出合宣けるは、いかに、主の入道は寺へと聞に、汝は作もせざりけるぞと宣へば、競は角とも告給はねば、爭か知侍るべきと申。さもあらずとよ、入道の內には汝

還城樂—西域の人蛇を捕ふるに擬したる樂
鞦—尻懸の晉便、馬の三がいの一
帶刀先生—東宮坊帶刀の長

舞還城樂と奉見候き、雖異體候、一匹一振令送進候とぞ有ける。黑き馬の七寸に餘て、太逞に白覆輪の鞍置て、厚房の鞦を懸たり。太刀は長伏輪也けるを、錦の袋に入られたり。優にやさしく見えける。仲綱御返事には、御劍御馬謹拜領、御芳志之至殊畏入候、抑去夜誠還城樂の心地仕候き、仲綱頓首謹言と書たりけり。還城樂とは、蛇を取舞なれば、角問答有けるこそ。小松殿は加樣にこそ御座しに、其弟にて、いかに宗盛はかゝる情なく御座らんと申けり。或說云、木下丸とは今の逸物の馬也と云事あり。

○三位入道入寺事

高倉宮は十四日に都を落させ給て、終夜三井寺に入給たりけれ共、ゆゝしく申し賴政法師も不見來、況國々の源氏一人も馳參らざりければ、こはいかに有べき事やらんと思召れける程に、廿日源三位入道嫡子伊豆守仲綱、次男源大夫判官兼綱甥を養子にす、三男判官代賴兼木曾冠者義仲が兄に、六條藏人仲家、其子に藏人太郎、六條藏人とは、帶刀先生義賢子也。義賢討れて後孤子也けるを、是をも三位入道の養ひたりける也、此等の一類郎

六位―六位の藏人の略言

八匹の跡を愛して、穆王遂に亡けり。今の仲綱は一匹の馬故に、一門悉絶ぬる事こそ哀なれ。

○小松大臣情事

懸る一匹の馬故に、世の亂と成けるに附ても、小松殿の事をぞ上下忍申ける。小松大臣中宮の御方へ、被申べき事有て被參たりけるが、仁壽殿に候はれて、帥典侍殿と中女房と暫し對面有けるに、良ありて帥典侍殿の左の袴のすそより、大なる蛇はひ出て、重盛の右の膝の下へはひ入けり。大臣これを見給ひ、我さわいで立ならば、中宮も御騷有べき、帥典侍殿も驚給べし、此事旁惡かりなんと推しづめ給て、左の手にて蛇の頭をおさへ、右の手にて尾を押へて、六位參と召ければ、伊豆守其時は、未藏人所に候けるが、指出たりけるに、是は何と被仰たれば、見候とてつとより、布衣の袖を打覆て、飛出て御倉町の前に出て、人や候參と呼ければ、小舍人參たり。これ賜ていづくにも捨よとて、差出したれば、一目見て赤面して逃歸りぬ。郎等省に賜たれば、不恐蛇の頭を取て、大路に出て打振て捨たれば、蛇即死けり。翌日に小松殿自筆にて御文あり。昨日の御振

立廻る―世の交際場裡に立ちめぐる

穆王八駿―驥[illegible]驪駉驊騧騄駬

漢文帝云々―即位元年の紀事にあり

綱つなぎ附よなどゝ、宗盛の申けん事、今生の恥辱弓取の遺恨、何事かこれにすぎ侍るべき、今は世に立廻りても云甲斐なし、されば宗盛が宿所に行向て、骸を曝か、さらでは髻を切て、山林に隱籠か、此外は他事あらじとてはらく\／と泣けり。三位入道これを聞ては、さこそ遺恨に思けめ。さてこそ此惡事を、宮にも申勸め奉りけるとは、後には披露有けれ。さればあやしくいさめる乘物をば不ㇾ可ㇾ用けるにや。

○周朝八匹馬事

昔周穆王と申帝御座き。或人駿馬八匹を獻。彼馬一日に行事萬里なれば、鳥の飛よりも猶速也。穆王獨愛して乘ㇾ之給、四荒八極に至りつゝ、都に還御なかりければ、七廟の祭も怠り、萬機の政も絕にけり。去間には民愁國荒て、穆王終に亡にけり。されば白樂天は、戒㆓奇物㆒とて、奇しき乘物を不ㇾ用とぞ書れたりける。漢文帝の御時、一日に千里を行馬を奉たりけるには、帝の仰に御幸の時には、必千官萬乘相從、我獨千里の馬に乘て先立て行くべきに非ずとて、遂に用給事なかりけり。依ㇾ之民富國治れり。木下丸もいなゝきいさむにして、天下無雙の奇物也けるをや、係㆓不思議㆒も出來にけり。昔周帝は

なる銀の異稱

してよき馬也けれども、木下には及附べき馬に非。係し程に當家他家の公卿殿上人、右大將の亭に會合の事あり。或人實や仲綱が祕藏の木下と申馬の、此御所に參て侍けるは、逸物と聞えけり、見侍ばやと申たり。大將さる馬侍りとて、伊豆守がさしも惜つる心を惡で、木下と云名をばよばずして、馬主の實名を呼で、其伊豆に轡はけて引出し、庭乘して見參に入よと宣ふ。仰に依て引出し、庭乘樣々しけり。右大將は仲綱こはくば打はれ、さて仲綱引入てしたゝかにつなぎ附よと下知し給ふ。左程の砌也ければ、なじかは隱あるべき、程なく伊豆守も聞てけり。口惜と思て、父三位入道の許に行て、仲綱こそ京都の咲ぐさに成て候へ、平家は桓武帝の苗裔とは申せども、時代久く下て十三代、中比は下國の受領をだにも不レ免けるが、近く家を興せり、當家は淸和帝の御末、多田滿仲の後胤として、入道殿まで九代間近御事也、但源平兩氏朝家前後の將軍なれば、必しも甲乙有まじき事なれ共、一旦の果報に依て、當時暫く官途に淺深あるにこそ。其に宗盛が詞のにくかりしかば、木下をば惜遂んと存ぜしを、御命に背きがたさに馬をば遣し候ぬ、縱宗盛心の底に不レ思とも、禮義なれば悅申べきに、さはさくて、剩當家他家の酒宴の席にて、仲綱に轡はげよ、仲綱こはくば打はれ、仲綱庭乘せよ、仲綱引入よ、仲

大將さては惜にこそとて、重て使を遣す。彼御馬は一定是に侍る由承る、さる名馬にて侍るなれば、一見の志計也と謂れけり。伊豆守は我だにも猶見飽ず、不得心なりと思て、猶もなしと答ければ、大將は負じと一日に二度三度使を遣し、六七度遣日も有けれ共、惡惜て終にやらず、一首かくこそ讀たりけれ。

　戀敷ばきてもみよかし身に副るかげをばいかゞ放遣べき

木下鹿毛の馬也、我身の影に添けるにや、最やさしく聞えけれ共、一門亡て後にこそ、放つまじき影を放て、角亡にけり、歌に讀負たりとぞ申ける。三位入道仲綱を呼て、いかに其馬をば遣さぬぞ、あの人の乞かけたらんには、金銀の馬也とても進べし、縱乞給ずとても、世に隨習なれば、追從にも進べきにこそ、增て左程に乞給はんをば、惜むべきに非ず、況馬と云はのらん爲也、家內に隱置ては何の詮か有るべき、とく〳〵其馬進すべしと宣ひければ、仲綱力及ばず、父の命に隨て、木下を右大將の許へ遣けり。聞に合て實に能馬也ければ、舍人あまた附て、內厩に祕藏して立飼けり。日數經て後、伊豆守以使者、召置れ候し木下丸返給べき由申たり。右大將此馬をば惜て、其代りと覺しくて、南鐐と云馬を賜たりけり。極て白馬也ければ、南鐐とは呼けり。是も誠に太遑

不得心―不承知

南鐐―上等

鹿毛―鹿の毛色の如く茶色なるもの

佳巻第十四

○木下馬事

抑三位入道頼政の、係る惡事を宮に申勧め奉る事は馬故なり。嫡子伊豆守仲綱が家人東國に有けるが、八箇國第一の馬とて伊豆守に進たり。鹿毛なる馬の太逞が、曲進退にして逸物也。所々に星有ければ、星鹿毛と云けり。仲綱是を秘藏して立飼けり。實に難レ有馬也ければ、武士の寶には能馬に過たる物、なにかは有べきとて、あだにも引出事なければ、木の下と云名を附て、自愛して飼ける程に、或人右大將に申けるは、伊豆守許にこそ東國より究竟の逸物の馬出來て侍るなれ、被レ召て御覽候へかしと申。大將軈て人を遣て、誠や面白馬の出來て侍るなる、少し見度候と云れたり。仲綱これを聞て、暫しは物もいはず、良久有て、御目に懸るべき馬には侍ざりしかども、けしかる馬の遠國より上て、爪をかきて見苦げに候し間、相勞はらんとて田舍へ下して候ふと返事しけり。人申けるは、一昨日は湯洗、昨日は庭乘、今朝も坪の内に引出て有つる也と申。右

縋りつゝ到著する

起僉議して法輪院に御所しつらひ、懐き入進せて、乗圓坊阿闍梨慶秀、修定坊阿闍梨定海なんど云古悪僧等、門徒の大衆引率して、御前に候て、様々勞り守護し進けり。

云―道理至極の義
なじかは―何とて
むばら―荊棘
かゝぐり著く―物等に

る御歎とは此事にや。晴明五代の苗裔、當世無雙の重巫也、指の神子といはれたる泰親なれば、なじかは勘へ損ずべき、太政入道殿は、嫡子小松内府重盛、去年八月に失給しかば、分力なき次男にて、前右大將宗盛に世を讓給たりける、一番手合に、宮取にがし進せたり、不覺し給たり、云甲斐なしと沙汰すと聞えければ、誠口惜き事にぞ被レ思ける。

○高倉宮籠二三井寺一事

同十五日に、高倉宮は三井寺に迯籠らせ給ふよし聞えけり。通べき道ならねば、御馬にだにものせ奉らず、僅に人一兩人ぞ御伴には候ける。峨々として高き山、鬱々としてしげき峯、道もなき御木の本を、夜しも渡らせ給ければ、白くいつくしき御足は、むばらの爲に紅を絞り、黒く翠なる御髪は、さゝがにの糸にぞまとはりける。角て通夜這々寺に入せ給けん、さこそは悲く覺しけめ。昔淨見原の天皇、大伴の王子に被レ責て、芳野山へ逃入せ給たりけん形勢、角やとぞ哀なる。三井寺にかゝぐり著せ給て、甲斐なき命の惜さに、打憑來れり。衆徒助よとぞ泣々仰ありける。大衆は哀に忝く思進せて、蜂

文治云々ー平家によれば、信連死罪を免れて伯耆の日野に流され源氏の世に及び東國へ下り梶原景時によりて恩を受けしと云ふ

責めての云

ければ、大將げにもとや覺しけん、死罪をば宥て、且く左の獄に被ㇾ入けり。平家滅亡の後、京都に安堵せずして、伯耆國へ落下り、金持の邊に經廻しけるを、鎌倉殿聞給て、當國の守護に仰て、去文治二年の頃、關東へ召下されて、剛者のたね繼せんとて、山利小藤太が後家に合て被ㇾ召仕㆒けり、御恩の始に鎌倉殿御自筆に、假名の御下文にて、能登國大屋の庄をば鈴の庄と號す、彼所を賜たりけるとかや、治承の昔は平家に命を被ㇾ助、文治の今は源氏に恩を蒙れり、武勇の名望有難とぞ申ける、高倉宮をば取逃し進たりと披露あり、六波羅京中騷動せり。何者か云たりけるやらん、宮は山門に籠らせ給て、深衆徒を憑ませ給間、大衆是を警固し進せて平家追討の爲に、山門の衆徒、既西坂本、切堤、賀茂の川原、二條三條邊まで下たりと聞えければ、平家の一門右大將已下、軍兵東西に馳さわぐ事不ㇾ斜、去共僻事也ければ靜りにけり。よく天狗の荒たりとぞ見えし。此宮と申は、法皇の第二の御子にて御座せば、よその御事に非ず。法皇鳥羽殿より還御の日しも、係御事聞召ば、又いかなる日にかあはんずらん、朕は思召よらぬ事なれ共、入道此事に依て、よもたゞあらじ、中々鳥羽殿にて御心閑に御座べかりける事を、由なき都へ還出にけるとぞ被ㇾ思召㆒けるぞ責ての御事と哀也、三日の内の御悅、後には大な

心ぎは—心懸
はがれ—勇略

唯有の儘の事に侍ると云ければ、平家の侍共がこれを聞きて、げにも道理なり、誠に我主の御所へ、物具して怪氣なる者が夜陰に打入たらんをば、縱ひ宣旨共いへ、院宣ともいへ、後は知ず、弓矢取の習なれば、一旦は防戰んずるぞかし、其を見ながら逃失んをば、ほむる主はよもあらじ、我等もさこそ振舞はんずれ、此信連は心ぎは恥しき者にて、而も大剛の者、度々はがねを顯して、一度も不覺せずとこそ聞、中にも本所に候ける時、末座の衆事を仕出して、狼藉不レ斜、一臈二臈も制し兼て、座を立騷けるに、信連是をしづめけれ共、猶散々の事也ければ、寄合の末座の主從二人左右の脇に挾み、一しめしめて罷出、其座の狼藉をしづめたりければ、時に取て高名第一と云れき、又大炊御門京極なる常葉殿御所へ、大和强盜が打入て、家内の資財をぬすみとり、多の人を切殺して出けるを、家主聲を立て、盜よ〳〵と叫けれども、音を合する者なし、大番衆も追ざりけるに、信連左右の小手に腹卷著て太刀を拔、京極大路に出合つゝ散々に戰ひけるが、强盜四人切留、一人には寄合て組で搦めんとせし程に、頰をつき貫かれながら搦留たりけり、其時の刀の跡ぞかし、當時までも頰にある疵は、されば度々名を顯したる剛者を、忽に被レ切事不便也、信連體の者をこそ御所中にも召仕はせ給ふべけれなど、人々申合

骨法—禮儀作法の大綱

して、不覺せじと御所中を見巡つる程に、未曉かけて物具足したる者が、數は不知御所中へ亂入、何者ぞ狼藉也と咎め申つれば、是は宣旨の御使と詰聲して名乘、宮は御出也、此御所當時御留守也と申せども、さないはせそ、唯打入とて亂入間、只今何故に宣旨の御使とて、係る貌にて此御所へは參るべき、夜々伺と聞に合て、是は強盜めらが、言を替てたばかり入にこそ、誠や盜人は君の渡せ給ふなど申て、人の心をたぶらかすなんど承候へば、是もさにやと存る處に、只入に打入し間、散々に切殺し追出し侍き、今こそ實とも承はり存れ、大方は宣旨の御使に參ける撿非違使、思慮なかりけり、加程の御事に侍ける上は、巨細をのべ、宣旨の御使某と名乘申さんには、爭狼藉をも仕り侍るべき、又唯一人候ける信連に被追立、度々逃出々々しけるも云甲斐なし、衞府の官をけがす侍に、繩付けむなど申し行ひつる事、無下に骨法を不知けり、侍けがしに御恩蒙に、一人也とも故實の者こそ召仕れめと、憚る處なくこそ申たれ。大將彌腹立して、兎角の陳答に及ばず、疾々川原に引出して、首を刎よと宣ひけり。信連重て申けるは、是は命を惜咎を申ひらかんとには非ず、假令此御所へ、思懸ぬ夜中に、物具したる者が宣旨の御使とて亂入らんをば、宣旨の言に恐、侍共が防戰追出たらんをば、不覺とや仰すべき、

忩々—慌だしく粗忽なる樣

諸亭に云々—他の諸官邸に職を求めずとの義

右の兵衞尉赤皮、左右の衞門尉藍皮是を以て、侍の品を知、國王の御寶なれば、可遁非分難笠注しなれ、さればこそ宮をも一けがすは有難き朝恩にてあれ、繩を付ずとても、信連誤なければ、參て申べしと云ければ、さてはとて唯追立て、六波羅の大庭に引居たり。前右大將は御簾を半ば卷上て、大口許に白衣にて、長押に尻懸、大床に足差出して、謀叛の次第竝狼藉の樣、拷木に懸けて可召問と宣へば、信連餘御前の忩々なるに、雜人を被退候へ、不預拷問とも、御尋に付て所存をば申べし、いかに預推問骨身をば微塵に被碎と云共、無事申さじと存ざらん事は申まじ、但今夜の狼藉の事身に誤なし、先所存にて侍れば申候、侍品の者が、朝に奉召仕時、奉公私なければ諸大夫にあがり、其より殿上を免され奉ること其例是多し、就中信連不肖の身也と申せども、私に主を憑て、諸亭にうでくびをにぎらず、久く宮の御所召仕て奉公年積れり、普通の侍に思召准ふべからず、御座席こそ無骨に覺え侍れと申。是は大將白衣にて、長押に尻係たる事を咎申なるべし、大將も苦々しく覺されけり。次に夜の事誠の御使と存侍れば、爭忝も宣旨を忽緒し奉べき、此間宮は忍たる御出とて、三條殿をば出させ給ぬ、御留守の間にて侍を、夜々強盜等が伺と承間、五月闇にてはあり、信連每夜に用心

たばかる—偽り欺く

なへぐ—喘ぐ

のりはづめ—飛び乗り損じて

絃袋—弦巻に同じ、豫備の弓弦を巻き藏むる物

をたばかるにこそ、虚言ぞ、左右なく寄て過すなとて、たゞ遠矢に射、主は誰ともしらず、信連左の股を射させたり。其矢を拔て捨たれば、尻を止て猶もゝにあり。打かゞめて柱に當てねぢぬきて思けるは、角て犬死をせんより、敵に組食付ても死なんと思て、なへぐ〳〵小門の脇へ走出て、信連是に有と云ければ、寄手の者ども聲に恐れてさつと引。金武は加樣の剛の者、打刀にては叶はずとて鞘にさし、小長刀を莖短に取なして寄合さゝんとしけるを、信連持たる物はなし、手をはたけて飛て係、長刀にのりはづめ、又右の股をさゝれつゝ、是にして被虜。其後官人御所中に亂入て、天井を破板じきを放て、探せども〳〵宮も御渡なし。人一人もなかりければ、唯信連計を居廻して、繩を付て六波羅へ參らんと云。信連は云甲斐なき者共かな、まてとよ、侍程の者になは懸事やある、況や靱負尉に於てをや、無下なる田舍撿非違使共かな、爭か實に知べき、己等に物教へんとて云ける。我朝に三種の神器の内に、內侍所と申御事有り、昔天照太神の御時、百王の末の帝までも、我御形を見まゐらせんとて移し留め御座御鏡也、さて絃袋と云は、又後の內侍所の御貌を形どれり、其故に百官悉く朝に雖奉召仕、衞府の官は淺位なれば、地下にして致奉公直人に紛べきに依て、內侍所の御貌を學て、絃袋を賜て、左

放免—使廳の下部也、罪人の放免せられし者を使ひしより名となれり

下知す。下知に随ひて下郎等亂入つて、狼藉不レ斜。信連腹を立て、奇怪なる田舎撿非違使共が申樣哉、我君今こそ勅勘ならんからに、一院第二王子にて御座、馬に乘ながら門内に打入るをだに不思議と見處に、さがせと下知する事こそ狼藉なれ、にくき官人共が振舞哉とて、薄青の單へ狩衣の紐引切抛て、音にも聞、目にも見よ、宮の侍に長兵衛尉長谷部信連とは我事也とて、太刀をぬき刎て蒐。兼成が下部に金武と云ふ放免あり。究竟の大力、大腹巻に左右の小手指、打刀を拔て向會けり。其をば打捨て、御所中へみだれのぼる兵五十餘人が中に打入りて、竪横に禦ければ、木葉を風の吹が如し、庭へさとぞ追散す。信連御所の案内は能知たり、彼に追つめて丁と切、是に追つめてはたと切、唯電などの如くなれば、面を向る者なし。程なく十餘人は被レ討にけり。信連が太刀は心得てうたせたりければ、石金を破とも、左右なく折返るべしとは思はざりけれ共、餘に強く打程に、度々曲けるを、押なほし〳〵戰程に、結句つば本より折にけり。今は自害せんと思て、腰をさがせども、刀も落てなかりけり。力不レ及大床に立て、宮の侍に長兵衛尉信連こゝに有、太刀も刀も折失て、勝負の道に力なし、我と思はん者寄合て、信連討捕勳功の賞に預やと、高聲に云けれ共、手なみは先に見つ、太刀刀のなしと云は、敵

我とて云々―我身とても何時迄生存せんか斗り難し
取したゝむ―茲處には取片附くる意
盆の窪―頸の中央にある凹部

は、我とてもいつまでと思召ば、再び御覽ぜん事有難し、來世にこそ行會してと被レ仰もあへず、御涙を流させ給ければ、信連も消入樣には覺けれども、角心弱ては叶ふまじと思切、涙を推て歸にけり。御所中走廻て、見苦き物ども取したゝめて後、青狩衣の下に萠黄の糸威の腹卷著て、烏帽子の尻、盆の窪に押入て、狩衣の小袂より手を出し、衞府の太刀の身をば心得て造りたりけるを佩て、くらき事もなき剛者也ければ、唯一人中門の内にたゝずみてぞ今か〳〵と待たりける。

○高倉宮信連戰事

五月十四日の夜の曙に、官人三人向たり。源大夫判官兼綱は、存る旨ありと覺て、遥の門外にひかへたり。光長兼成兩人は、馬に乘ながら門内に打入て申けるは、君代を亂させ給べき謀叛の聞あるに依て、可レ奉ニ迎取一由、蒙ニ別當の宣一罷向へり、光長、兼成、兼綱、是に侍り、速に御出有るべきと高聲に申ければ、信連立出て、當時の忍の御所に入せ給て、此御所は御留守也、此子細を傳奏仕べきと申ければ、博士判官こはいかに、此御所ならでは、何所に渡らせ給べきぞ、虚言ぞ、足がるども亂入りてさがし奉れと

懸らず云々—心に掛らぬ事は無けれども

さる男—賢しき男

今、萬葉、歌雙紙等、何も〳〵御心に懸らずしもはなけれ共、其中に小枝と聞えし漢竹の御笛の、殊御秘藏ありけるをば、何の浦へも御身にそへんとこそ兼ては被㆓思召㆒けるに、餘りの御心迷に、常の御所の御枕に殘し留められけるこそ御心にかけて、立歸ても取まほしく思召て、延もやらせ給はず、御伴に候ける信連を召て、加程に成御有樣にては、何事か御心に懸べきなれども、小枝をしも忘ぬる事の口惜さよ、いかゞせんと仰有ければ、信連さる男にて、最安き御事にて侍とて走歸り、御所中大概取したゝめて此笛を取、二條高倉にて追付進て獻㆑之、宮御淚を流させ給ひ、よにも御嬉しげに被㆓思召㆒たり。信連二條川原にて申けるは、日來は何の所の浦までも御伴と存じ候しかども只今官人等が御所に參向はんずるに、物一言申者もなからざらん事、無下に口惜く覺侍、信連はいかになかりける歟、又臆病して逃けるかなど、平家の申沙汰せんも遺恨なるべし、弓箭取者の習、假にも名こそ惜候へとて、暇を申ければ、宮は誠に申處さることなれども、汝に離れては痛く便なかるべし、野の末山の奥までも參らん事こそ本意なれと被㆓仰下㆒けれども、信連はいづくにても命は君に進せ侍るべし、なからん跡までも君の御爲我ため、よき名をこそ殘したく候へと強て申しければ、力不㆑及重て仰ける

局町―奉仕女官の部屋
けしかる―怪しき
はしたなく―淺間敷と云ふに同じ、女らしくもなく

所に候ける事は、本妻は日吉社の神子也けり。宮御所に候ける青女房に思付て、二心なく通ける折節候會たりける也。年來の者也とても、打解させ給ふべきに非ず、況かりそめの信連なれば、御愼み有べきにてこそ在けれども、假事也ける上、信連心際さかくしかりければ、かく仰けるにこそ。信連は蒙仰、痛く御騷あるべからず、別の御事候はじとて、局町に走入、女房の薄衣一面、笠取出して、宮を女房の形に仕立進せて、佐大夫宗信にけしかる直衣小袴きせ奉、黑丸と云御中間に、表差したる袋持せて、御所を出し進する。假忍の御事に、ゆゝしく計申たりけり。去ば余所目には、青侍體の者が、女を迎て行ぞと見えける。三井寺へと志、東山を差てぞ落させ給ける。佐大夫宗信と云は、六條宰相宗保卿の孫、左衞門佐家保子息也。五月の空のくせなれば、雲井の月もおほろにて、行さきも又幽也。三條高倉を上に出過させ給けるに、ひろらかなる溝あり、宮安々と越させ給たり。大路通る人立留てあやしげにて、はしたなく越たる女房かなとぞつぶやきける。佐大夫これを聞て、彌膝振心迷て歩れず、取敢ざりし事なれば、御所中などは取したゝむるに及ばず、希代の寶物共も打捨させ御座、御厨子に被残ける御反古ども、なからん跡までもいかゞと被思召、御笛御琵琶御遊の具足、源氏、狹衣、古

青道心—佛道等に志しなまなか慈悲心等を起すをいふ

大方發まじきは弓取の青道心にて有けり、永暦元年に切べかりし頼朝を宥おき、今係大事を被二仰下一こそ安からね、所詮東國の勢の馳上らぬ前に、宮を取奉て、土佐の畑へ流し奉るべしとぞ被レ定ける。上卿には三條大納言實房、職事には藏人左少辨行隆、別當平大納言時忠卿仰を蒙て、撿非違使源大夫判官兼綱、出羽判官光長、博士判官兼成等を召て、以仁王を土佐の畑へ移奉べきよし仰含。官人の中に兼綱と云は、源三位入道の子息也。親父の入道が勸と云事をば、平家未レ知けり。急告んと思て、入道の本へ角と云。淺ましと云も理に過たり。卽宮へ此由を申入けり。宮は五月の空の五月雨の、雲間の月を詠つゝ、御心を澄しうそぶいて、何の行末も思召知らぬ折節に、入道の狀ありとて、長兵衛尉信連取次て、佐大夫宗信に奉る。披見れば、御謀叛の披露有て、官人兼綱、光長、兼成等御所に參り候、急ぎ御所を出させ給て、如意越に三井寺へ入せ給へ、入道も軈馳參候べしと申入たりければ、宗信こはいかゞせんと思て御所に參り、わなゝく／＼忍音に讀上たり。宮聞召あへず、御心も心ならずあきれ迷せ給ひ、こはいかゞ有べき、よき樣に相計へ宗信と仰けれども、只振わなゝきたる計にて、申遣したる事なし。信連を御前に召て、然々の御事あり、計へとぞ仰ける。此信連と云は、年來の侍にも非ず、此御

三目の鏑ー普通の鏑矢三孔あれば云ふ

六種震動ー大地震動の動起涌震吼擊を云ふ

しよせけり。新宮那智の大衆此事を聞て、那智の執行正寺司權寺司、羅睺羅法橋、高坊の法眼等、同心して大衆二千餘人、新宮の渚に陣をとる。大江法眼押寄て、互に時を作る事三箇度也。三目のかぶらやなりやむ事なく、太刀長刀のひらめく影、電の如し。源氏の方には角こそ切れ、平家の方には角こそ射とて、軍よばひ六種震動の如し。互に半時も退かず、一日一夜火の出る程こそ戰たれ。され共大江法眼軍に負、相語ふ輩逃るる者は少く、討るゝ者は多かりけり。那智新宮大衆、軍に勝て貝鐘を鳴し、平家逆傾て、源氏繁昌し給べき軍始に、神軍して勝たりと、悦の時三度までこそ造けれ。和泉國住人に、佐野法橋と云者、大江法眼には甥也けるが、軍には負ぬ、山に迯籠て息つき居たり。內の消息を書て福原へ奉りけるは、君未知召れず候や、新宮十郎義盛、高倉宮の令旨を給り、東國に下向して源氏等を催促して、平家を亡し奉らんとて、白旗白弓袋に成返れる間、那智新宮の義盛に同意の由承て、大江法眼御方として、新宮の渚におしよせて、一日一夜戰ひ侍しかども、軍敗ぬ、御用心有べくや候らんと告たりけり。平家これをきゝ給て、面目なしとぞ咲れける。太政入道は不安おぼして、數萬騎の軍兵をそろへて福原より上洛す。六波羅には公卿殿上人ひしと並居給ひたりけるに、入道宣けるは、

かくすく〳〵 ―内密に

し御住居引替て、御心廣く思召ける程に、還御の日しも、第二御子高倉宮の御謀叛の御企ありとて、京中の貴賤靜ならず。去四月九日潛に令旨をば被下たれども、源三位入道父子、十郎藏人の外には知人もなし。藏人は關東へ下向しぬ。いかにして洩にけるやらん、淺間しとも云計なし。

○熊野新宮軍事

此事のあらはれける事は、十郎藏人東國下向の時、内々新宮へ申下ける事は、平家は惡行年積て、法皇を鳥羽の御所に押籠奉て、忽に逆臣となるに依て、彼輩追討すべきよし宮の令旨を給ひて、同姓の源氏年來の家人を催促の爲に、關東へ下向す、早く家人等に相ふれて、内々用意有て行家が上洛を相待べしと云下たりければ、那智新宮の者共、寄合々々かくす〳〵と私語けれども、國内通計の事なれば、平家の祈の師に、本宮の大江法眼これを聞き、新宮十郎義盛こそ高倉宮令旨を給はり東國に下り、白旗白弓袋になりかへり、平家を亡さんとするなるか、那智新宮大衆等、源氏の方人せんとて用意有けれ、いざや推寄滅さんとて、大江法眼大將軍として、三千餘騎舟に乗て、新宮の渚へお

占形—占筮

大將—右大將宗盛

烏丸—美福門院の御所

てもいかゞはせんと思て、忍つゝ參たり。法皇御覽じて、哀あれはいかにして參たるぞとて、軈御涙をのごはせ給ふ。さても只今然々怪異あり、急ぎ聞召たく思召に、折節參りあへる事、神妙々々とて、御占形を賜つて泰親がもとへ勅定あり。仲兼急京へ馳上り、陰陽頭泰親が樋口京極の宿所に行向て、以二御占形一勅定をいぶ。泰親相傳の文書よく／＼披て見、今月今日午時の御さとし、今三日が中の還御の御悦、後大なる御歎也と勘申たり。仲兼先嬉くて、件の勘文を以つて鳥羽の御所に歸參して、此由を奏す。法皇はいさ／＼何故にか、左程の御悅はと被レ思召ける。

○法皇自二鳥羽殿一還御事

法皇の御事、大將強に被レ歎申けるによつて、入道さま／＼の惡事思直して、同十四日に鳥羽殿より八條烏丸御所へ還入進す。是にも軍兵御車の前後に打圍てぞ候ける。十二日の先表、同十四日の還御、三箇日の中の御悅と、占申たりける事、つゆ違はず、後の大なる御歎とは、又いかなる事の有べきやらんと御心苦く思召ける、法皇は去年の十一月より御意ならず、鳥羽殿に籠らせ給ひて、今年五月十四日に御出ありしかば、幽なり

目彩―先方を見渡す樣を云ふ

普賢大士―華嚴三聖の一、釋尊の右脇士

前右兵衛權佐源　朝臣

治承四年五月日

とぞ被ㇾ書たる。係ければ國々の源氏、背者一人もなし。

○鳥羽殿鼬沙汰事

一院は年を經て、月を重ぬるに附ても、新大納言成親父子が如く、遠國遙の島にも放遷さんずるやらんと思召けるに、城南離宮にして、春もすぎ夏にも成りぬれば、さていかなるべきやらんと御心ぼそく思召て、御轉讀の御經も、彌心肝に銘じて被ㇾ思召ける。五月十二日の午刻に、赤く大なる鼬の、何くより來り參りたり共御覺ぜざりけるに、御前に參り、二三返走り廻り、大にぎゝめきて法皇に向ひ參て、跳上々々、目彩なんどして失にけり。大に淺間しく思召て、禽獸鳥類の恠をなす事、先蹤多しといへ共、此獸は殊に樣有べしと覺たり、去は爰に籠置たるも猶飽足らず思うて、入道が朕を死罪などに行ふべき計などの有にやと思召に附ては、南無一乘守護、普賢大士、十羅刹女、助させ給へと御祈念有りけるぞ悲き。源藏人仲兼と申者あり、後には近江守とぞ申ける。法皇の鳥羽殿に遷され御座て、參り寄人もなき事を歎けるが、思に堪ず如何なる咎に合と

占形―占筮

大將―右大將宗盛
鳥丸―美福門院の御所

てもいかゞはせんと思て、忍つゝ參たり。法皇御覽じて、哀あれはいかにして參たるぞとて、軈御涙をのごはせ給ふ。さても只今然々怪異あり、急ぎ聞召たく思召に、折節參りあへる事、神妙々々とて、御占形を賜つて泰親がもとへと勅定あり。仲兼急京へ馳上り、陰陽頭泰親が樋口京極の宿所に行向て、以御占形勅定をのぶ。泰親相傳の文書よく〳〵披て見、今月今日午時の御さとし、今三日が中の還御の御悅、後大なる御歎也と勘申たり。仲兼先嬉くて、件の勘文を以つて鳥羽の御所に歸參して、此由を奏す。法皇はいさ〳〵何故にか、左程の御悅はと被思召ける。

○法皇自鳥羽殿還御事

法皇の御事、大將强に被歎申けるによつて、入道さま〴〵の惡事思直て、同十四日に鳥羽殿より八條鳥丸御所へ還入進す。是にも軍兵御車の前後に打圍てぞ候ける。十二日の先表、同十四日の還御、三箇日の中の御悅と占申たりける事、つゆ違はず、後の大なる御歎とは、又いかなる事の有べきやらんと御心苦く思召ける、法皇は去年の十一月より御意ならず、鳥羽殿に籠らせ給ひて、今年五月十四日に御出ありしかば、幽なり

目影―先方を見渡す樣を云ふ

普賢大士―華嚴三聖の一、釋尊の右脇士

治承四年五月日　前右兵衛権佐源朝臣

とぞ被レ書たる。係ければ國々の源氏、背者一人もなし。

○鳥羽殿鼬沙汰事

一院は年を經て、月を重ぬるに附ても、新大納言成親父子が如く、遠國遙の島にも放遷さんずるやらんと思召けるに、城南離宮にして、春もすぎ夏にも成りぬれば、さていかなるべきやらんと御心ぼそく思召て、御轉讀の御經も、彌心肝に銘じて被二思召一ける。五月十二日の午刻に、赤く大なる鼬の、何くより來り參りたり共御覽ぜざりけるに、御前に參り、二三返走り廻り、大にぎゝめきて法皇に向ひ參て、踊上々々、目影なんどして失にけり。大に淺間しく思召て、禽獸鳥類の恠をなす事、先蹤多しといへ共、此獸は殊に樣有べしと覺たり、去は爰に籠置たるも猶飽足らず思うて、入道が朕を死罪などに行ふべき計などの有にやと思召に附ては、南無一乘守護、普賢大士、十羅刹女、助させ給へと御祈念有りけるぞ悲き。源藏人仲兼と申者あり、後には近江守とぞ申ける。法皇の鳥羽殿に遷され御座て、參り寄人もなき事を歎けるが、思に堪ず如何なる咎に合と

甥—義經也

案書與て伊豆國北條に打越えて、右兵衛佐殿に角と云。佐殿は廻宣披見の後宣けるは、平家追討の令旨を被下事、當家の面目に侍り、尤一門同心して家人を相催し、上洛仕るべし、但頼朝別心を不存といへども、當時勅勘の者に侍り、身に當て令旨を給らずば、軍兵引率其憚ありと宣へば、行家は其事兼て御沙汰ありき、別したる令旨とて、笈の中より取出てこれをわたす。佐殿は手洗口漱て、是を請取て、領許に入てぞ御座ける。行家は伊豆より常陸へ越て、兄なれば信太に知せ、佐竹に告て、案書を與へて、甥なればば告んとて、奥州へこそ下にけれ。

○頼朝施行事

去程に兵衛佐殿は、別して令旨を給ける間、國々の源氏等に被施行。其狀云、

被最勝親王勅命、併召具東山東海北陸道堪武勇之輩、可追討清盛入道並從類叛逆輩之由、廻宣一通如此、早守令旨、可有用意、美濃尾張兩國源氏等者、勸催東山東海便宜之軍兵、可相待、北陸道勇士者、參向勢多邊、相待上洛、可被供奉洛陽也、御即位無相違者、誰不執行國務哉、依廻宣之狀、執達如件。

柿の衣―柿色の衣にて山伏の服

○行家使節事

抑令旨の御使、誰か可レ勤と仰ければ、三位入道申けるは、外人は憚有べし、新宮十郎義盛、折節在京に侍れば、被レ召て使節を可レ被二仰含一かと。可レ然とて義盛を召。事の次第委被二下知一ければ、十郎畏て、平治年中より新宮に隱籠て、夜晝安き心なし、いかゞして素懐をとげて、再家門の恥をきよめんと存る處に、今蒙二嚴命一條、併身の幸に侍、一門誰か子細を申べき、速に東國に罷下て、同姓の源氏、年來の家人を催上候べしとて、御前を立處に、三位入道申けるは、令旨の御使を勤候はんには、無官にては其恐行べしと申せば、然るべしとて當座に藏人になされけり。十郎藏人は、義盛を改名して行家と名乘。九日令旨を給て、十日の夜半に藤笈を肩にかけ、柿の衣に裝束して、熊野にて見習たれば、山伏の學をして、海道に係つて下けり。先近江國には、山本、柏木、錦織に角と知せて、令旨の案を書與へて美濃尾張へこゆ。山田、河邊、泉、浦野、葦敷、關田、八島に觸廻り、又案書を與へて信濃へ越ゆ。岡田、平賀、木曾次郎に相ふれ、又案書與て甲斐へこし、武田、小笠原、逸見、一條、板垣、安田、伊澤に相ふれて、

蔵人行家の山伏の
姿となりて高倉宮の
令旨を東國へ
源氏に下されし
配所蛭兒嶋の
頼朝にも
別書の令旨
を賜ふ

治承四年四月九日　　伊豆守正五位下源朝臣

とぞ在ける。伊豆國流人、前の兵衛佐源頼朝は源家の嫡々なればとて、別令旨を被ㇾ下。其狀云、

下　東國源氏竝官兵等所

應下早且任二廻宣狀一且以前右兵衛佐源頼朝爲二大將軍一令上ㇾ參洛事

右宣旨意趣者、我爲二百王孫一、雖ㇾ期二寶祚一、猶依二聖運遲々一、未ㇾ至二即位一、而淸盛入道、以二一旦冥怪一、令ㇾ治二天下一、誇二非分權威一、欲ㇾ絕二皇法一之處、依ㇾ有二佛神之守護一、不ㇾ遂二梟敵之姦望一、未ㇾ及二王法失亡一之條明矣、謹仰二嚴旨一可ㇾ責二淸盛一也、速致二同心一、勵二微力一、果二其意趣一、必進二帝位一者、朝恩爭可ㇾ空哉、然者依二淸盛武勢一、下知既致二都洛空役一、我與二皇恩一、以二東北武勢一、何不ㇾ治二天下一哉、旁各可ㇾ仰二景迹一也、若於ㇾ背二宣命一者、早可ㇾ致二伐責一之狀如ㇾ件、以宣。

治承四年四月九日　　前右少史小槻宿禰

とぞ被ㇾ下ける。

景迹—操守する行狀

行一位高くして低き官を勸むる事

の源氏等に、廻宣の令旨をぞ被レ下ける。其狀に云、

下　東山東海北陸三道諸國軍兵等所

早可レ追ニ討清盛法師竝從類叛逆輩ー事

右前伊豆守正五位下行源朝臣仲綱宣、奉ニ最勝親王勅ー、併清盛法師竝宗盛等、職ニ威勢ー蔑ニ帝王ー、起ニ凶徒ー、亡ニ國家ー、惱ニ亂百官萬民ー、掠ニ領五畿七道ー、閉ニ籠皇院ー、流ニ罪臣公ー、斷レ命流レ身、沈レ淵入レ樓、盜レ財領レ國、奪レ官授レ職、無レ功恣許レ賞、非レ罪猥配レ過、依レ之巫女不レ留ニ宮室ー、忠臣不レ仕ニ仙洞ー、或召ニ誡於諸寺之高僧ー、禁ニ獄修學之淨侶ー、或賜ニ下於叡岳之絹米ー、相ニ具謀叛之粮食ー、斷ニ百王之跡ー、抑一人之頂逵ニ逆帝皇ー破ニ滅佛法ー、見ニ其振舞ー、誠絕ニ古代ー者也、于レ時天地悉悲、臣民皆愁矣、仍一院第二皇子、尋ニ天武皇帝之舊儀ー、追ニ討王位推取之輩ー、訪ニ上宮太子之古跡ー、打ニ亡佛法破滅之類ー也、唯非レ憑ニ人力之構ー、偏所レ仰ニ天照之理ー矣、因レ之如レ有ニ三寶佛神之威ー、何無ニ四岳合力之忠ー哉、然則源家家人、藤氏氏人、兼ニ三道諸國之內ー、堪ニ勇士ー者、同令ニ與力ー、可レ追ニ討清盛法師竝從類ー、若於レ不ニ同心ー者、可レ行ニ配流追禁之罪過ー、若於レ有ニ勝功ー者、先預ニ諸國之使ー、兼御即位之後必隨レ乞可レ賜ニ勸賞ー也、諸國宜ニ承知ー、依レ宣行レ之。

相人―人相見

をも休め進させ給たらば、御至孝にてこそ侍らめ、伊勢太神宮も正八幡宮も、必御恵を垂させ給ふべし、天神地祇も爭か思召可レ捨、急思召立て平家を亡し、御位にも卽せ給なば、源氏等遠き御守護と成進せ候べしと、細々と申上けり。宮はつらく〳〵と聞召て、此事如何が有べかるらん。主上は淸盛入道外孫、平家尤後見たり、御代は高倉院聞召、兄弟國をあらそはん事、恐なきに非、保元の先蹤憚あり、抑源氏御命に相從つて急ぎ馳上り、平家を打亡さん事も難レ知、此事身の上の至極、天下の珍事也、偏に浮言を信ぜんは、思慮なきに相似たり、然而今一々宣說處、已に兵法をえて能辨二人理一、文武事異なれども、通達旨同、欺て益なし、昔微子去レ殷而入レ周、項伯叛レ楚而歸レ漢、周勃迎二代王一黜二少帝一、霍光尊二孝宣一廢二昌邑一、是皆覩二存亡之符一、見二廢興一事成二功於一時一、垂二業於萬代一、時至ぬれば運の速なる事可レ無レ言、抑少納言惟長とて相人あり、是は左大臣俊家の息男、阿古丸大納言宗通の孫、備後前司季通の子息なり、此の人相したる事は一事も不レ違ければ、時の人相少納言と申、其人此宮をば位に卽せ給べき相御座、天下の事思召捨させ給べからずと申し事思召出て、帝位を踐べき時の至にもや、賴政入道もかくは申らめ、又天照太神の御計にてもや有らんとて、不敵に思召立て、國々の宗徒

義清—義光の子、甲斐源氏武田氏の祖

盛義—義光の子、竹内氏の祖

冠者—元服後暫時の稱

令旨—諸后王の御命令の文書

義清、同太郎清光、武田太郎信義、同弟に加々美次郎遠光、安田三郎義定、一條次郎忠頼、同弟板垣三郎兼信、武田兵衛有義、同弟伊澤五郎信光、小笠原小次郎長清、信濃國には、岡田冠者親義、同太郎重義、平賀冠者盛義、同太郎義信、帶刀先生義賢が子に木曾冠者義仲、伊豆國には、左馬頭義朝が三男に前兵衛權佐頼朝、常陸國には、爲義が子義朝が養子に、信太三郎先生義憲、佐竹冠者昌義、子息太郎忠義、次郎義宗、四郎義高、五郎義季、陸奥國には、義朝が末子に九郎冠者義經とて候、此等は皆六孫王の苗裔、多田新發滿仲が後胤、頼義義家が遺孫也、家子郎等駈具せば、日本國に誰かは相從ひ集らざるべき、其に昔は大衆をも防、凶徒をも退け、預朝賞宿望をも遂し事は、源平何も勝劣なかりき、而當時は雲泥の交を隔て、主從の禮よりも猶異也、僅に甲斐なき命ばかり生たれ共、國々の民百姓と成て、所々に隱居て侍るが、國には目代に隨ひ、庄には預所に仕て、公事雜役に駈立られ、夜も晝も安事なし、いか計かは心憂思らん、君思召立て、令旨をだにも下させ給はゞ、且は奉公の忠を存じ、且は宿望を遂んが爲に悦をなし、夜を日に續てむらがり上り、平家を亡さん事、時日をばよも廻し候はじ、法皇の鳥羽殿に御年を經て、打籠られさせ給て、幽なる御住居、御心うき御事

六戰云々—以下孫子に出づ

光信—賴光四代の孫

非其器、雖迷其術、武略裏家、兵法傳身、倩顧六戰之義、今案必勝之法、加於己不得止、謂之應兵、爭恨小故、不勝憤怒、謂之忿兵、利土地貨寶、謂之貪兵、恃國家之大、矜民人之衆、謂之驕兵、此類皆背義背禮、必敗必亡、救亂誅暴、謂之義兵、此類已叶道叶法、百戰百勝、上應天意下得地利、舉義兵討逆臣、奉慰法皇之叡慮、被釋群臣之怨望、專在此時、不可經日、急被下令旨、早可被召源氏等、入道七十有餘、年闌侍けれども、子息家人餘多候へば、一方の御固と可被憑思召、悅を成し馳參らんずる源氏等、國々に多候とて申連けるは、京都には、出羽判官光信男、伊賀守光基、出羽藏人光重、出羽冠者光義、熊野には、六條判官入道爲義が子に新宮十郎義盛、平治の亂より彼に隱れ居たりしが、折節上洛して此にあり、攝津國には、多田藏人行綱、同次郎知實、同三郎高頼、大和國には、宇野七郎親治が子に宇野太郎有治、同次郎清治、同三郎義治、同四郎業治、近江國には、山木冠者義清、柏木判官代義康、錦織冠者義廣、美濃尾張には、山田次郎重弘、河部太郎重直、同三郎重房、泉太郎重滿、浦野四郎重遠、葦敷次郎重頼、其子太郎重助、同三郎重隆、木田三郎重長、關田判官代重國、八島先生齊助、同次郎時清、甲斐國には、逸見冠者

三族―父母兄弟妻子

と申しに、大宮御所にて忍て御元服有しが、既に三十に成せ給ぬれども、親王の宣旨をだにも不レ被レ下して、沈てぞ御座ける。御手跡も厳く、御才覺も優に御座けり。御位に即せ給たらば、末代の賢王とも申つべしなど人々申しけれども、女院には御繼子にて渡らせ給ければ、被二打籠一つゝ、春は花下にてかたむく日影を歎暮し、秋は月前にて明行空を怨み明し、詩歌管絃に御心を慰め、等閑に年月を過させ給けり。治承四年卯月九日夜深人定て後、源三位入道頼政、潛に彼宮の御所に參て申けるは、君は天照太神四十八代の御苗裔、太上法皇第二御子にて渡らせ給へば、太子にも立帝位にも即せ給べきに、親王の宣旨をだにも御免無くて、既御年三十に成せ給ぬ、御心憂と思召候はずや、平家は榮花身に餘り、惡行年久成て、運命末に望めり、子孫相續して朝に仕へん事難く見え侍り、當時いかなる御計もなくば、いつをか期せさせ給べき、愼み過させ給とも、終には安穩に果させ給はん事も有がたし、物盛して衰へ、月盈而虧、此天道非二人事一、爰清盛入道偏に振二武勇之威一、忽に忘二君臣之禮一、不レ恐二萬乘尊高之君一、不レ憚二三台重任之臣一、只任二愛憎心一猥取二斷割之刑一、所レ惡滅二三族一、所レ好先二五宗一、逞二思於一身之心腑一、懸二毀於萬人之脣吻一、天譴已到、人望早背、量レ時立レ制文之道也、乘レ間討レ敵兵之術也、頼政依

御さとし—神託、冥々の御戒

色—倚廬の借字、喪服の間を云ふ

咲ひまく—思ふ坪とて笑ひ悦ぶ

極殿なからん上は、紫宸殿にて可ㇾ被ㇾ行と被ㇾ仰けるに依、即其にてぞ有ける。康保四年十一月十一日、冷泉院御即位は、紫宸殿にて被ㇾ行ける。其例いかゞ有べき、唯後三條院の御例に任て、太政官の廳にて有べき物をと、人々被ㇾ申けれども、右の大臣の御計也ければ、子細に不ㇾ及けり。中宮は弘徽殿より仁壽殿へ移らせ給て、高御倉へ参らせ給ひける有樣目出ぞ在ける。され共ひそか事には、樣々の御さとしども有けるとかや。平家の人々、宗盛三十三の重厄の愼とて、去年より大納言並大將を辭給し出仕なし。小松内大臣薨じ給しかば、維盛、資盛、清經など色にて籠給へり、本意なかりし事也。左兵衛督知盛、藏人頭重衡朝臣計ぞ出仕有ける。後朝藏人左衛門權佐定長、太政入道の宿所に参じて、昨日の御即位に御失禮もなく目出く難ㇾ有由、細々と四五枚に書注して、二位殿の御方へ進たりければ、入道殿も二位殿も、咲まけてぞ御座ける。

○高倉宮廻宣附源氏汰事

一院第二の御子、以仁王と申は、御母は春宮大夫公實息男、加賀大納言季成卿御娘とかや。三條高倉に御座ければ、高倉宮とぞ申ける。去永萬元年十二月十六日に、御歳十五

法性不二―眞如
官廳―太政官廳

鞍職言く、何なる驗有てか可レ經二官奏一と。明神答云、王城の艮の天に、客星異光有て出現せん、公家殊に驚て可レ成レ怪、時に烏鳥多集て、共に榊の枝を食へんと宣けり。卽攝津國難波の王城に、俄に千萬の烏、榊の枝を食へて禁裏に鳴集る。鞍職奏して申、是は大明神の現瑞也と。天皇叡信の餘、御俸田百八十町、御修理杣山八千町、御寄進の宣旨を被レ下の上、同年十二月廿八日に、重て被二宣下一云、自今以後、拜二任當國之吏一、每任可レ捧二上分田一、不レ可レ輕二神威一、及二末代一社頭破壞顚倒之時は、當任の國司經二官奏一、點二國中之杣一可二修理一、其間材木檜皮等不レ可レ運二上京都一云々。御垂跡者、天照太神之孫、娑竭羅龍王之娘也、本地を申せば、大宮は是大日、彌陀、普賢、彌勒、中宮は、十一面觀音、客人宮、佛法護持多門天、眷屬神等、釋迦、藥師、不動、地藏也、惣八幡別宮とぞ申ける。御託宣文云、法身恆寂靜、淸淨無二相、爲度衆生故、示現大明神、御祓の時には、必此文を誦すと申。法性不二の色身は、寂光淨土に居すれども、和光同塵の垂跡は、巨海の流類に交れり。治承四年四月廿二日、新帝御卽位あり、此御事大極殿にて被レ行事なれども、去し治承元年に燒にしかば、後三條院延久の例に任て、官廳にて有べかりしを、右の大臣兼實計申させ給けるは、官廳は凡人に取ば公文所也、大

延任—國司は四年を一期とし、特別の事情あれば延任若くは再任を許す

内舍人—中務省所屬の官人

綱鉤恩賀—漁獵の謝恩

尊の中尊の寶冠をば、腦より血を出して被書たり。誠の志とぞ人感じ申ける。清盛高野下向の後に、院參して右の夢想を奏聞す。任を延て嚴島を可修理由被仰下依之清盛社々を造替し、古にし鳥居を立改、廻廊百廿間造り瑩き、内侍神女に至までも、もてなしかしづき給けり。修理の功終て、清盛彼社に參詣あり。大明神内侍に移て有御託宣。やゝ安藝守殿、高野にて夢に告知せ奉しは、此大明神也、夢の告不空、角懇に奉崇敬事、返々神妙、神約なれば子孫までも可守とて、明神あがらせ給にけり、揭焉也し事共也。懸ければ入道俗體の昔より、出家の今に至まで、信仰歸依怠らず。されば子息兄弟、太政大臣大將に至り、國郡庄園朝恩に飽滿給へり。されば神明の御計にて入道の心も和らぎ、法皇もくつろがせ給ふ御事を御祈誓の爲に、賀茂八幡兩社の御幸より前に、新院嚴島の御幸は有けるにこそと人申けり。抑嚴島明神と申は、推古天皇御宇、癸丑端正五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職と云者、爲綱鉤恩賀島の邊に經回しけるに、西方より紅の帆舉たる船見え來る。船中に瓶あり、瓶の内に鋒を立て、赤幣を附たり。瓶内に三人の貴女あり。其形端嚴にして人類に不同。託宣して云、吾爲百王守護鎮本所近王城、御寶殿竝廻廊百八十間造立して、我を嚴島大明神と崇べしと宣へば、

かせ杖—頭部が桙形をなせる杖

○入道信二嚴島一竝垂迹事

抑入道の嚴島を崇給ける事は、鳥羽院御宇、清盛安藝守たりし時、以二彼國一高野の大塔造營すべき由院宣を賜て、渡邊黨に、遠藤六賴賢に仰て、六箇年に被二組立一たりけり。清盛則高野に參て、大塔奉二拜休一給たりける夜の夢に、七十有餘の老僧の、八字の霜を眉に垂、滄海の波面に疊て、かせ杖の二俣なるさきに、鐵入たるを突て、入道に申けるは、此大塔造營こそ返々目出覺れ、又所望申度事侍、安藝嚴島と、越前氣比とは、西海北陸境異なれども、金剛胎藏の兩界として、目出き所にて侍也、氣比の社は繁昌せり、嚴島は荒廢して候、此事大に歎思ふ、相構て崇修理し給へ、さらば我身の榮花をも開、子孫の繁昌疑なしと云かけて出給ふ。是は何なる人にて御座るやらん、あれ見て參とて、貞能を附て遣しけるに、三町計御座て、彼老僧御堂の中へ入給ぬと語申と見て、夢覺畢。清盛此事は、弘法大師の御託宣にやとぞ被レ思ける。又此夢に驚、娑婆世界の思出にとて、高野の金堂に曼陀羅を書給ひけるが、西の曼陀羅をば正妙とて、院にも召れ入道も仕給ける繪師を以て被レ書。東の曼陀羅をば、清盛の自筆に書給。九

上下―上は正の誤ならん、平家には清邦正四位下に作る

さがりて―遅れて

御色―御氣色

和卷第十三

○新院自嚴島還御事

治承四年四月七日、新院自嚴島還御、以其次太政入道の御座ける福原へ御幸有て、八日被勸賞行。左少將資盛四位從上、丹波守清邦、五位上下也。今日福原を出させ御座て、寺江と云所に御留あり。九日は御京入、新帝始めて大内へ依有遷幸、公卿殿上人其へ參給ければ、新院御迎には、左大臣公能の子息に、右宰相中將實守一人に、殿上の侍臣五人、鳥羽草津へ參向ふ。嚴島まで御伴に參たる人々は、舟津に留て、さがりて京へは入給へり。新院都を立離、八重の鹽路を遙々と思召立御志、神明も爭御納受なかるべき。御願成就疑あらじとぞ覺し。法皇かく被打籠まし〳〵て、幽なる御形勢、御心苦く思召て、此大明神に祈申たらば、神明の御計として、入道の謀叛の心も和ぎ、法皇も御心安事もやとて御參ありと申す人もあり。又入道の崇給へば、御同心なる御色をあらはし御座すにこそと申す人も有けれども、世間には御夢想のつげ故とぞ披露しける。

らふたしー臈たし、都雅なる事

ける。月比日比の御歎にや、事外に面痩て見えさせ給に附ても、らふたくうつくしくぞ渡らせ給ける。新院は出させ給とて、今一度見進せずして、何事もやと御心憂侍つるにとて立せ給ふ。法皇は御名殘惜くて、今暫くとも被二思召一けるが、日影も高く成上、いつも名殘はと思召けるに、去氣なくもてなさせ給けれ共、なほ御涙はつきざりけり。叡慮推はかり進ては、供奉の人々も袂を返して涙をそのごひける。南門より御舟には移らせ給けり。御おくりの人々は、是より歸上る。嚴島までの供奉の公卿殿上人は、内々用意ありければ、淨衣にて被二參詣一たり。前右大將宗盛數百騎の隨兵を召具し給へり。けしからず見えけり。二十六日に嚴島に御參著、神主佐伯景弘、當國國司有經、當社座主尊叡勸賞を蒙。

諸衞云々—六衞府の官人陣を固む
幔門—幔幕を張りたる門

る。去年正月六日朝覲の御爲に、七條殿の行幸思召出させ給ても、只夢の御心地にぞましましける。彼行幸には、諸衞陣を引、諸卿列に立、樂屋に亂聲を奏し、院司公卿參向て幔門を開き、掃部寮の筵道をしき、正しかりし御事也しかども、是は儀式一事もなし、成範中納言參給て、御氣色被レ申ければ入せ御座けり。法皇も新院も、御目を御覽じ合せましまして、互に一言の仰はなくして、唯御涙に咽ばせ給けり。少し指退きて尼ぜの候けるが、御二所の御有樣を見進て、うつぶしに臥て泣けり。良久有て、法皇御涙を推のごはせ給て、何なる御宿願にて遙々と嚴島まで思召立せ給にやと申させ給ひければ、新院は深く祈申旨候と計にて、又御涙を流させ給。法皇は此身の角打縮られたる事を、痛く歎かせ給ふなるに合て、祈誓せさせ給はん爲にこそと御心得有けるに、いとゞ哀に思召れて、共に御涙に咽ばせ給ふ。御淨衣の袖も御衣の袂も、絞る計にぞ見えける。昔今の御物語ども仰かはさせ御座すに、日暮夜を明させ給ふ共盡しがたき御事なれば、御名殘は惜く思召けれども、泣々出させ給ひけり。法皇は今日の御見參をぞ返々悅申させ給ける。新院今年二十に滿せ給けるが、御冠際御鬢莖より始て、氣高く愛々しくて、此世の人とも見えさせ給はず。御母儀故建春門院に似させおはしければ、いとゞ哀にぞ思召御覽じ

よそ聞―外聞

不相觸―知らせずしては

越路を云々―今はとて越路に歸る雁は羽もたゆくや行きかゝるらん(金葉集)

の訴訟も煩はしとて、よそ聞には鳥羽殿へ御幸と御披露有て、十八日の夜、太政入道の宿所西八條へ入せ給て、前右大將宗盛を召て、明日鳥羽殿へ參ばやと思召御事あり、入道に不二相觸一しては叶はじやと仰も終ぬに、龍眼に御涙を浮めさせ給ければ、大將も哀に覺し、宗盛角て候へば、何かは苦かるべきと被レ申けり。不レ斜御悅有て、去ば鳥羽殿へ御氣色申せと仰ければ、大將急其夜の中に被レ申たり。法皇は覺御心もなく悅び御座して、餘に戀しく思召御事とて、夢に見つるやらんとまで仰けるこそ哀なれ。十九日には鳥羽殿へ御幸とて、西八條を夜中に出させ給けり。比は三月半餘の事なれば、雲井の月も朧にて四方の山邊も霞こめ、越路を差て歸鴈、音絕々にぞ聞召。御供の公卿には藤中納言家成卿の子息に帥大納言隆季、前右馬助盛國の子息に五條大納言邦綱、三條内大臣公敎の子息に藤大納言實國、前右大將宗盛、久我内大臣雅通の子息に土御門宰相中將通親、殿上人には、隆季の子息に右中將隆房朝臣、中納言資長子息に右中辨兼光朝臣、三位範家子息に宮内少輔棟範、公卿五人、殿上人三人、北面四人、十二人ぞ候ける。新院、鳥羽殿にては門前にして御車より下させ給ひて入せ給けり。暮行春の景なれば、梢の花色衰、宮の鶯音老たり。庭上草深して宮中に人希也。指入せ給より、御涙ぞすゝませ給け

穆帝―獻侯の子、字は弗生

准三后―大皇太后、皇太后、皇后宮に等しき年給を受くる事

上日の者―晝間宮中に奉仕する者

ば、外祖父、外祖母とて、太政入道夫婦ともに三后に准る宣旨を蒙て、年官年爵を賜て、上日の者を被二召仕一ければ、給書花附たる侍ども出入て、院宮の如にてぞ有ける。出家入道の後も、なほ榮耀名聞は盡ざりけりとぞ見えし。出家の人の准三后の宣旨を蒙事は、法興院の大入道殿の御例とぞ承る。大入道殿とは、九條右丞相師輔の第三男、東三條太政大臣兼家の御事也。かくはなやかに目出き事は有けれども、世中は不レ穩。

○新院嚴島鳥羽御幸事

三月十七日には、新院安藝國一宮嚴島の社へ可レ成二御幸一由披露有ける程に、諸寺諸山騷動して、京中の貴賤何となく騷合ける上、山門の衆徒僉議しけるは、帝王位を退せ給ては、必ず先八幡賀茂兩社の御幸有て、其後何れの社へも思召立御事也。但白川院は先熊野御參詣、後白川院は先日吉の御幸有き。去ば任二先例一、此神々へこそ先可レ有二御幸一に、不二思寄一嚴島御參詣也、速に可レ被二停止一、此上猶御幸あらば、京中に打入て、可レ及二狼藉一之由蜂起すと聞召ければ、俄に又思食止らせ給ぬと聞えけり。新院猶御宿願を果さんと思召けるに依て、内々は其御用意にて、供奉の人々も忍て被二仰合一けれども、山門

を捨つる能はざる身分の者
まな始―三四歳頃始めて魚肉を供する儀式
成王―武王の子、周公攝政す

左京大夫修範是二人ぞ被レ免候ける。年去年來れ共くつろがせ給御事もなし。筧のつらゝの心地して、閉籠られさせ給たるぞ哀しき。二十日春宮の御袴著、御まな始可レ聞召レとて、花やかなる御事共世間には訇りひそめきけれ共、法皇は御耳のよそにぞ被レ聞召レける。

○安徳天皇御位事

二月十九日、春宮位に即せ給、安徳天皇と申、僅に三歳にぞ成せ給、いつしかなり。先帝も異なる御事もましまさね共、我御孫子を附奉んためにおろし奉る。是も太政入道の萬事思樣なる故也と人々私語傾申けり。平大納言時忠卿聞レ之被レ申けるは、なじかはいつしか也と申べき、異國には周の成王三歳、晉穆帝二歳、皆襁褓の中に裹れて、衣帯を正くせざりしか共、或は攝政負て位につき、或は母后懷て朝に望といへり、後漢孝殤皇帝は、生て百餘日にて踐祚ありき、我朝には近衞院三歳、六條院二歳、これ皆天子の位を踐給ふ、非レ無ニ前蹤一なじかは人の傾申べきと嗔り宣ければ、是の才人達、穴おそろし／＼物云はじ、去ば其は吉例にやは有とぞつぶやきける。春宮位に即せ給けれ

篝火—かゞり火

漢四皓—東園公、綺里季、用里先生、夏黃公

叶ぬ身—世

とては、昇せ煩ふ篝の火、叡慮にかゝる事とては、いつまで旅の襟ひ、白雪庭を埋ども、道を拂人もなく、結氷も池を閉て、群居鳥だに見えざりけり。大宮大相國伊通、三條内大臣公教、葉室大納言光頼、中山中納言顯時など申し人々も被失にき。古人とては民部卿親範、宰相成頼、左大辨宰相俊經なんどの御座せしも、此代の成行有樣を見給て、左も右も有なん、大中納言に成たりとも只夢なるべしとて、未四十にだにも成給はざりける人々の、忽に世を遁れ家を出て、親範は大原の霞に跡を隱し、成頼は高野の雲に身を交へ、俊經は仁和寺の閑居をしつらひて、偏に後世菩提をこそ被祈けれ。漢四皓は商山の洞に住、晉七賢は竹林の庵に隱、首陽山に蕨を採、潁川の水に耳を洗し人も有ける也。まして此世には、心あらん者一日も跡を留むべきにあらざりけり。中にも宰相入道成頼、此事共を傳へ聞給ては、哀うれしくも心とく世を遁たるもの哉、角て聞も同事なれども、世に立交てまのあたり見ましかば、いかばかりか心憂からまし、保元平治の亂をこそ淺猿と思ひしに、世の末になればにや、彌増々に成行たり。此後又如何あらんずらん、雲を分ても上、地を堀ても入ぬべくこそ覺ゆれとぞ宣ける。賢も思切給へる人々也と、叶ぬ身にも申けり。治承四年正月元三の間も、鳥羽殿には參寄人もなし。藤中納言成範、

涼殿東廂の南にあり、板張の上に石灰を塗り土間の如くす

北野天神―菅原道眞

二條院―立后の事等を申すにや

にこそ、同父子の御間なれども、殊に御志深かりけるこそ哀なれ。見進せける餘所の袂も乾く間ぞなかりける。百行の中には孝行を先とし、萬行の間には孝養勝たり、如來萬德の尊孝を以て正覺を成、明王一天の主、孝を以て國土を治といへり。去ば唐堯は衰老の母を貴、虞舜は頑なる父を敬へり。延喜の聖主は我朝の賢帝に御座けれども、北野天神の御事に依て寛平法皇の背仰給て、惡道に入せ給けり。一條院も賢王にて御座けれ共、天子に父母なしとて常に法皇の背仰申させ給ける故にや、繼體の君までも御座さず先立せ給、御ゆづりを受させ給たりし六條院も、御在位僅に三箇年、五歳にて御位を退せ給ひ、太上天皇の尊號ありしか共、未御元服もなかりしに、御年十三にて、安元二年七月二十七日に隱させ給にき、哀也し御事也。鳥羽殿には月日の重に附ても御歎は淺からず、折々の御遊、所々の御幸、御賀の儀式の目出かりし、今樣朗詠の興ありし事、扇合繪合までも、忘るゝ御隙なく、只今の樣にぞ被思召出ける。自參よる人もなし。理也、法皇も恐思食て召れず、大相國も免し給はざりければなり。唯秋山の嵐烈く、軒ばをつたふ友となり、古宮の月さやけくして、淚の露に影を宿す、夜深しては枕に通砧の聲、御寢の夢を覺し、曉かけては氷を碾車の音、老牛心を傷しむ。御眼に遮る物

夜のおとゞ—清涼殿晝御座の北にある御寢殿
內—主上
いさみ—勇氣
石灰壇—清

解御寢もならず、御心地惱しとて、常は夜のおとゞに入せ御座ければ、后宮を始進せて、近く候はれける女房達も、心苦く見進ける。內より鳥羽殿へ御書あり、世もかくなり君も左樣に御座ん上は、位に候ても何にかは仕べき、花山法皇の御座けん樣に、國を捨家を出て、山々寺々をも修行せんと思食とまで申させ給たりければ、法皇、我御身は君のさて御座をこそ憑にて候へ、さやうに思召立なん後は、何の憑かは侍べき、左も右も此身のならん樣を御覽じ終させ給へと、樣々の御返事有ければ、いとゞ御歎の色深して、御書を龍顏にあてさせ御座して、御淚に咽せ給けるぞ悲き。太政入道は天下の大小事一筋に內の御計に有べしとて、福原へ下向あり。宗盛此山を被奏聞。思召れけるは、主上聟也、天下を我儘にせんとや、法皇の御讓をえたる御世にも非ず、縱さりとても法皇鳥羽殿に御心憂御形勢に御座す、何のいさみ有てか世事を可聞召入、我御心に任する世ならば、法皇をぞ打籠進せざらんと被思召けるにや、いかにも宗盛可相計、又關白に申せとぞ仰は有ける。只明ても暮ても法皇の御事をのみ歎思食て、世事はつゆの御計ひなかりけり。去二十日法皇鳥羽殿へ移らせ給と聞食し後は、御神事とて、夜のおとゞへ入せ給ひ、每夜に石灰の壇にて太神宮をぞ拜奉らせ給ける。法皇の御事を祈申させ給ける

品いみじき—家柄の勝れたる

君舟臣水—もと孔子家語に出づ

主上—高倉院

悪徒は必水の泡と消失ん事疑なし、御心づよく思召べしとて、貢御勧め被レ申ければ、いさゝか慰む御心地して、御湯づけ少聞召入られけり。尼ぜも力付て覺えけり。此尼ぜと申は、法皇の御母儀待賢門院の御妹、上西門院にも候はれけるが、品いみじき人にては無りけれども、心様さか〱しき上、一生不犯の女房にておはしければ、清き者也とて、法皇も幼稚の御時より近く召仕はせまし〱ければ、臣下も君の御氣色に依て、尼御前とはかしづきよばはれけるを、法皇はたゞ尼ぜとぞ仰ける。鳥羽殿に唯一人付進せて候けり。君舟臣水、水治レ浪舟能浮レ水、湛レ波舟又覆と云ふ事あり。太政入道保元平治兩度の合戰には、御方にて凶徒を退て君を助奉りき、水波を治めよく舟を浮たり。治承の今は勳功の威に誇て君を褊し奉る、水波を湛て舟を覆す憂あり。貞觀政要の文、實也とぞ覺たる。

○主上鳥羽御籠居御歎事

主上は臣下のかく成るをだにも不便の事に歎き思食けるに、法皇の御事聞召ては不レ斜御歎き付て、何事もおぼし召入ぬ御有様にて日を経つゝ、はか〲しく貢御も進ず、打

裘—裘代也、僧服

いざ〳〵—感詞也、いざに同じ

災妖云々—史記に妖不レ勝レ德とあり

法印も御有樣を見進て、御心中さこそはと忝く覺ければ、やがて裘の袖を顔におてゝ、音も惜ず泣給ふ。尼ぜも臥沈たりけるが、法印被レ參たりけるに力附て起あがり、泣々申けるは、昨日の朝七條殿にて貢御進たりし外は、夕も今朝も御熱米をだにも御覽じ入させ給はず、永き夜すがら御寢もならず、御歎のみ御心苦げに渡らせ御座せば、ながらへさせ給はん事もいかゞと覺るとて、又さめ〴〵となかれけり。法印心を定めて申されける。此事更に歎思召べからず、平家は凡人と申ながら、家を興し世を取て天下を我儘にして、二十餘年の榮耀にほこるといへ共、何事も限あり、彼等は臣下也、君は國主に御座、忝くも御裳濯川の御末、百王億載の御ゆづりを受させ給へり、草木風に靡きて枝全く、萬物地に依て生長す、非情の心なき猶以如レ此、況人臣として朝家を嘲、任レ下上を蔑にせん事、いざ〳〵例多といへども、素懷をとげたる者なし、遠は三年を過ず、只今天の責を蒙なんず、是は偏に天魔入道に入替て、其家の正に亡んずる也、御歎に及ばず、只今こそ角渡らせ給とも、伊勢太神宮、八幡大菩薩、殊には君の憑み思召さるゝ山王七社、兩所三聖、よも捨果進せ給はじ、災妖不レ勝二善政一、夢怪不レ勝二善行一と申事侍ば、只先非を悔させ給ひ、人民に惠を施し、政務に私あらじと思召ば、天下は忽に君の御代に立返、

十六洛叉｜億十を洛叉と云ふ、百六十億地獄の底
推條｜吉凶の考察
三十六禽｜十二支に各三禽を配したる稱
うるはしき人｜善人

が馳參て泣々奏聞しけるも、今こそ被レ思知一けれ。彼泰親は晴明六代の跡を傳て天文の淵源を盡し、占文の祕樞を極めたり。推條は掌をさすが如く、卜巫は眼に見に似たり。一事も違事なければ、異名には指神子とぞ云ける。されば雷落懸たりけれども、少も恙なかりけり。十二神將をも進退し、三十六禽をも相從けり。いか樣にも正身の神歟佛歟、非二直人一とぞ申ける。

○靜憲鳥羽殿參事

靜憲法印入道の許へ行向て被レ申けるは、法皇を鳥羽の御所に移し入おはすなるは、如何なる御咎の御座候やらん、一日承し御憤の末はれさせ給はぬにや、人一人も不二附進一と承ば、想像進て心苦く覺侍るに、一家御免レ參て、御徒然をも慰め進ばやと被レ申たり。此法印はうるはしき人、濁れる世をも澄し、事あやまるまじき者なれば、何か苦からんと被レ免けり。法印悦て宿坊へも歸らず、軈て鳥羽殿へ參給へり。法皇は御經高らかに遊して御前には人も候はず、法印急ぎ音なひて參たりけるを叡覽有て、強にうれしげに覺しつゝ、あれはいかにと仰もはてず、はらはらとこぼるゝ御涙は御經の上にぞ懸ける。

御所―鳥羽殿

供御―御食饌

つゝたましげ―憎々しく恐ろし氣

十三大會―、院とも云ふ、一切衆生の本德なるを云ふ、胎藏界の曼陀羅也

へ入進せけり。平家の侍に肥前守泰綱奉て奉ニ守護一、御所には然べき者一人も候はず、右衛門佐と申ける女房の、尼に成て尼御前をば略して尼ぜと申ける計ぞ免されて候ける。唯夢の心地してぞ御座ける。供御進たりけれ共、御覽じ入るゝ御事なし、不レ盡けるは唯御涙計也。門の内外には武士充滿して所もなし、國々より駈上せたる夷共なれば、爭か御覽じ知せ給べき。つべたましげなる顏氣色、うとましげなる事様也。大膳大夫業忠、其時は兵衛尉とて十六に成けるを召れて、朕は今夜失はれぬと覺る也、最後の御所作の料に御湯召されたきは叶はじや、水などは冷じく思召にと仰ければ、業忠今朝よりは肝魂も身に添はず、只音魂計にて有けるに、此仰を奉ていとゞ絶入ぬ地して、物も覺えず悲かりけれ共、狩衣の玉襷上て水を汲たれども薪もなし。緣の束柱を放集てたき物として、御湯構出して進たりければ、御湯懸召て泣々御行始りて後は、終夜法華經をぞ遊しける。最後の御勤と思召ければにや、例よりも殊に物悲くて、鈴の響も耳に透り、讀經の御音も肝に銘ず。二聖二天、十羅刹女も、十三大會、菩薩聖衆も、いかに哀と覺しけん、今夜別の御事なくて明にけり。去七日の大地震、係る淺增き事の有べくて、十六洛叉の底迄も答つゝ、堅牢地祇、龍神八部も驚騷給けるにこそと覺たれ。陰陽頭泰親

乗用の車を寄かけく御乗車に供奉する也

指もの―それ程の事

御力者―實の出家にはあらぬ中間小者

事ぞ、遠國へも遷し人なき島にも放つべきにや、左程の罪有とこそ思めさね、主上さて御座せば世務は口入する事計にてこそあれ、其事不レ可レ然、向後は天下の事にいろはでこそあらめ、汝さてあれば、思放つ事はよもあらじとこそ思召せ、其にいかにかく心憂目をば見するぞと仰られもあへず、龍眼より御涙をはら〳〵と流させ給けり。大將も見進せては涙を流被レ申けるは、指もの御事は爭有べき、世間鎭らんまで暫く鳥羽殿へ移し進せんとぞ入道は申侍つると被レ申ければ、左も右も計にこそと仰もはてさせ給はぬに、御車を指よせて大將軈て御車寄に候はれけり。御經箱計ぞ御車には入させ給ける。御供をも仕れかしと御氣色の見えければ、宗盛卿心苦く思進て、御供候て見置進たくは思給ひけれども、入道いかゞ宣はんずらんと恐さに、涙を抑へて留り給ふ。公卿殿上人の供奉する一人もなし、北面の下﨟二三人ぞ候ける。御力者に金行法師は、君はいづくへ御幸有て何とならせ給やらんとて、御車の後に、下﨟なればかきまぎれて泣々ぞ參ける。其外の人々は、七條殿よりちり〳〵に皆歸にけり。御車の前後左右には、軍兵いくらと云數を不レ知打圍て、七條殿を西へ朱雀を下に渡らせ給ければ、上下貴賤の男女迄も、法皇の流され御座と聞り見進ければ、御供の兵までも涙をぞ流しける。鳥羽の北殿

僧侶等の乗用する八瓣蓮花の紋ある車

御車寄－御

忘たり。被レ免ニ出仕一だにも有難に、さしも貧しかりつる家中に、百石百匹牛車を見廻し給ひけん心中、唯推量るべし。一門の人々も馳集、家中の者ども寄合て酒宴歡樂しても、抑是は夢かや〳〵とぞ云ける。十七日に右中辨親宗朝臣の被ニ追籠一たりける其所に行隆成かへり、同十八日に五位藏人に成り給けり。今年五十一、今更若やぎ給ふも哀也。

○一院鳥羽籠居事

同二十日、院御所七條殿に軍兵如ニ雲霞一馳集て四面を打圍、二三萬騎もや有らんとぞ見えける。御所中に候合たる公卿殿上人、上下の北面女房達、こは何事ぞとあきれ迷けり。昔惡右衞門督信頼卿三條殿を仕たりし樣に、御所に火を懸て人をも皆可ニ燒殺一なんど云者も有ければ、局々の女房女童部まで喚叫、かちはだしにて物をだにも打かづかず迷ひ出て、倒れふためきて騷合り。理也。法皇は日比の有樣、事の體御心得ぬ事なれ共、流石忽に懸べしとは思召よらざりけるに、まのあたり心憂事を叡覽ありければ、只あきれてぞ渡らせ給ける。御車寄には前右大將宗盛卿參給へり。法皇の仰には、こは何

左右なく―輕々しく
樣がまし―仰山らし
ほくそ咲―ほく／＼と悦び笑ふ
後朝―翌朝
小八葉―四五位の雲客

共、何樣にも行向てこそ兎にも角にも機嫌に隨はめと思ひて、愁に參ずべき由、返事はし給たりけれ共、裝束牛車もなかりければ、弟の前左衞門權佐時光の本へ、係る事と歎遣したりければ、牛車雜色裝束ども急ぎ遣したり。軈て取乘て出給ふ。北方より子息家人に至まで、何事にかと肝心を迷て泣悲、左右なく出給べからず、よく／＼世間をもきき、太政入道の氣色をも伺ひ給てこそと口々に申けり。理也、上﨟下﨟罪科せられて東國西國へ被二流遣一折節なれば、留め申さるも道理也。行隆は不參は中々樣がましとて、西八條へ御座しつゝ車より下、わなゝく／＼中門の廊に居給へり。入道やがて出合て見參して宣けるは、故中納言殿も親く御座上、殊に奉レ憑大小事申合せ進候き、其御名殘とてまし／＼せば、疎にも不レ奉レ思、御籠居久く成をも歎存侍しかども、法皇の御計なれば力及ばず過ぬ、今は疾々御出仕有べしと宣ければ、左も右も御計に隨ひ奉べしとて、ほくそ咲て出られぬ。宿所に還て入道のかくいはれつると語給へば、北方より始て、出給ひつる心苦さに、今は皆泣笑して喜合給へり。後朝に源大夫判官季貞を使として、小八葉の車に入道殿の祕藏の牛係て、牛飼の裝束相具し、百石の米、百匹の絹、被二送遣一ける上に、今日軈辨に奉二成返一と有ければ、大形嬉などは云計なし。手の舞足の踏所を

他を顧みざる事
あはーあはれ
五位正上ー
正五位上

下を亂り臣下を惱す。入道猶腹をすゑ兼たりと聞えければ、殘る人々も今いかなる事を聞んずらんと肝魂を消す。馬も車も騷しく通れば、あは何事やらんと淺增く、大路門に人の物を云ば、我身の上かと心噪くて、貴も賤も安堵の思ひぞなかりける。

○行隆被二召出一事

前左少辨行隆と申人御座けり。故中納言顯時卿の長男にて御座しが、二條院の御代に近召仕れ奉て、辨に成給へりし時も、右少辨長方を越て左に加り給へり。五位正上し給へりし中にも、顯要の人八人を越などして優々しかりしが、二條院に奉レ後て時を失へり。仁安元年四月六日より官を止られて籠居し給しより、永く前途を失て、十五年の春秋を送つゝ、夏冬の更衣も力なく、朝暮の食事も心に叶はで、悲の淚を流し明し暮させ給けり。十六日の狹夜更程に、太政入道殿より使とて、急ぎ立寄給へ、可二申合一事ありと事々敷云ければ、行隆何事やらんとうつゝ心なく騷給へり。此十五年の間何事も相綺事なし、身に取て覺る事はなけれ共、上下事にあふ折節なれば、若謀叛などに與する由、人の讒言に依て、成親卿の被二引張一し樣にやと振わなゝき、思はぬ事もなく思はれけれ

柿衣―柿澁染の衣
鵄甲―鳶尾に擬したる甲
首丁頭巾―僧の用ふる軍陣頭巾
片顔なし―心一徹にて

けれ共、怨靈猶しづまり給はざりけるにや、平中納言敎盛の夢に見給ひたりけるは、保元に討れし平馬助忠正、六條判官入道爲義、大將軍と覺しくて、數百騎の勢共有ける中に、或柿衣に不動袈裟係たり、或鵄甲に鎧著たり、或首丁頭巾に腹卷きたりなんどして、讃岐院を張輿にのせ奉て、木幡山の峠に昇すゑ奉て、可ㇾ奉ㇾ入ㇾ都由評定しけり。新院の御貌を奉ㇾ見ば、足手の御爪長々と生ひ、御髮は空樣に生て銀の針を立たるが如し。御眼は鵄の目に似させ給へり。是も柿の衣をぞ召たりける。爲義申けるは、西國より遙々と是まで上著ぬ、抑君をば何所へ可二入進一やらんと申せば、忠正子細にや及べき、法皇の御所法住寺殿へと云。爲義其は叶候はじ、院御所は當時天台座主御修法にて、不動大威德門々を守護し給へり、輙入れ奉り難しと申せば、さてはいかゞ有べきと、種々に評定しけるに、新院仰の有けるは、御所に成べき便宜の所なくば、只太政入道の宿所へ入進せよと仰ければ、さらば昇進せよやとて、忠正は前輿爲義は後輿を仕て、數百騎の者共手手に奉ㇾ捧て、入道の宿所西八條へ入進するとぞ見えたりける。敎盛卿は夢覺給たりけれ共、猶現とは思はれず、此由角と內々申給けれ共、入道はさる片顏なしの人にて、更に用給はざりける上、げにも怨靈のよく入替給たりけるにや、現心もなく物狂しくして天

の宣旨とも云ふ、職務攝關に同じ

般若野—墓所

給べきにて有を、太政入道三度まで執申されしを御免なくして、前關白殿の御子三位中將師家の八歲になり給へるが、傍より押違へて成給へる故也、されば靜憲法印にも被レ怨申ける其一也と人申ければ、さらば關白殿計こそ事にもあひ給ふべきに、四十餘人まで罪なるべしや、何樣にも直事には非ず、是は偏に入道に、天魔の入替たるにやとぞ申ける。

○敎盛夢忠正爲義事

去保元年中に、新院讚岐に遷され御座し、左府流矢にあたり給ひ、般若野に奉レ送たりけるを、信西が計ひとして左府の御首を堀起して被二實撿一首を山野に奉レ捨、新院讚岐の國にて五部大乘經を御書寫ありて、是を都近き所に納奉らせんと仰けるを、是も信西が計ひとして入れ進せざりければ、新院口惜事也、我身こそ角憂目を御覽ずとも、大乘經何の咎御座てか都の内に入せ給はざるべき、今生の怨のみに非ず、後生まで敵にこそとて、思死に隱させ給しかば、旁の怨靈の故にや、打續世の中靜ならず、依レ之去年七月に讚岐院を神と奉レ祝、崇德院と御追號あり。宇治左府には贈位とて正一位を宣下あり

ー世に勢威有る人

大外記ー大政官外記局の上首

大夫史ー史は相當六位なるが若五位なれば大夫史と云ふ

內覽の宣旨ー天下執行

にてもおはせず、左右なく請取給事も不定也、又平家の人々在々所々に充滿たり、中々路頭にて云甲斐なく被討捕恥を見ん事心うしと思返、瓦坂の家に打歸て、屋に火を懸て父子二人手を取組て、炎中に飛入て燒死にけり。嗚呼がましき樣には云けれども、時に取てもゆゝしき剛者、哀也と云者も多かりけり。此外の人々も、只今いかなる事をかきかんずると周章騷ぎて、安堵の思なかりけり。近衞入道殿下をば其時は中殿とぞ申ける。其御子に二位の中將とて御座けるを、太政入道聟に奉取て、一度に內大臣より關白になし奉る。大納言をへずして、二位中將より大臣關白になる事其例なし、是ぞ始なる。節會も行はれ、大臣召の有事もあり、先例ある事にや。上卿も宰相も、大外記大夫の史までも、皆あきれ迷て肝心も身に副ぬ體也けり。去ば是何故ぞと審なし。昔堀川關白忠義公兼通、從三位權中納言にておはしけるが、一條攝政殿失給たりしに、天祿三年十一月廿七日に、俄に大納言をへ給はず、中納言より內大臣に成給て、內覽の宣旨を被下たりしこそ珍しき事と人思へりしに、是は非參議して大臣攝籙、ためしなき事也、去々年の夏、成親卿父子、法勝寺執行俊寬、北面の下臈共が、事にあひしをこそ君も臣も淺猿と被思召しに、是は今一きはの事也、今關白に成給へる二位中將殿の、中納言に成

丱童—びんづら結べる天童

世に有る人

○高博稲荷社琵琶事

高博と云し人の母、重病を受て存命不定なりしが、逝て不ㇾ還は盛年、別て會がたきは親の悲也、いかゞせんとて樣々勞けれ共、終に療治の效なかりければ、稲荷社に七箇日參籠して、母の病を祈申けり。第七日の夜及ニ深更一、心を澄て琵琶を抱て上玄石象の曲を彈ぜしに、折節御前の燈爐の火消なんとしけるを、御寶殿の内より金の扉を押開き、玉簾を卷上て丱童一人出現し、燈をぞ挑ける。高博奉ㇾ拜ㇾ之、神慮の御納受憑しく覺て、即下向したりければ、母の重病たちどころに平愈して、更に恙ぞなかりける。懸る目出き祕曲也、爭か輙聞給べきに、適大臣の依ニ配流一此曲を彈ぜしかば、熱田大明神も御納受ありけり。左衞門佐業房は伊豆國へ流し遣さる。備中守光憲は罪科せられぬ前に、無ㇾ由とて本どり切て引籠りぬ。源判官遠業は、四十二人の罪科之内と聞て、さては難ㇾ遁身にこそ、伊豆國の流人前兵衞佐殿こそ思へば末たのもしき人なれ、打憑み下りたらば、自然に遁るゝ事も有なんとて、子息相具して瓦坂の家を打出、稲荷山に籠て醍醐の山を傳ひ、田上通に野路の原より關東へ下んと思立たりけるが、抑兵衞佐殿と云も世に有人

奉書―下文

あや―障りての義

還城樂―見蛇樂の轉、唐樂也

覺えたり。さびしき梢なれ共、荻花啄木は空に玲瓏の響を送る。其時水の底より青黑色の鬼神出現して、膝拍子を打て、和に嚴き音を以て、御琵琶に付て唱歌せり。何者の仕業なる覧と覺束なし。曲終り撥を納給時、我は是此水の底に多の年月を經しかども、未是ほどの面白く目出き御事をば承及ばず、此御悅には今十日の内に歸洛せさせ奉らんと、申も終らず掻消樣にぞ失にける、水神の所行といちじるし。此等の事を思召合するにも、惡緣は卽善緣の始なりけりと今さら思ひ知給ふ。されば明神の御託宣水神の悅申の驗にや、第五箇日と申に歸洛の奉書を被下たり。管絃の音曲を極て、當代までも妙音院の大相國と申は、此大臣の御事なり。治承三年に流され給て、同四年に召返ありと。此大臣歸洛の後有御參內。御前にて琵琶を調べ給ければ、月卿雲客頭をうなだれ、簾中堂上目をあやにして、何なる祕曲をか彈じ給はんずらんと被思けるに、珍しからぬ還城樂をぞ彈じ給ふ、皆人思はずに思へりけり。去共大臣御心には深き所存御座けり。還城樂とは都に歸て樂と云讀のあれば、昨日は東關の外に被遷、草庵に懶住居也しか共、今日は北闕の内に仕て、槐門に樂み榮えて御座ければ、此曲を奏し給ふも理也と後にぞ思合られける。

徒然に云々―つれ〴〵を慰めんと

白霧云々―波卷に出せる蒼波道遠の句を學べり

輕攏云々―白氏琵琶行に出づ

山祇―山神

君の流罪の由を承て、路の程の御徒然に參たりと申す。都にても御覽たりとも覺えず、京は何所ぞと尋給ければ、大内裏に常に出入侍也と申。我内裏に奉公して年久し、去共懸る童在とも不レ覺者をやとて、能々尋給ければ、清涼殿の御節の箱に玄上と申琵琶也とて、搔消樣に失にけり。されば師長流罪の後は、玄上の甲はなれ絃切て、天下の騷にぞ有ける。理や西國までまし〳〵たりければ也。此大臣配所の徒然を慰まんとて宮路山へ分入給つゝ、木々の紅葉を遊覽あり。比は十月二十日餘の事なれば、梢まばらにして落葉道を埋、白霧山を阻て鳥聲幽也。山又山の奧なれば、旅寢の里も見えざりけり。後は松山峨々として、白石瀧水流れ出、苔石面に生て、嵐尾上に冷、誠に石上珍泉の便を得たる勝地あり。御心の澄ければ、上玄の曲を調べくぞ覺しける。岩の上に虎皮の御敷皮を打しき、紫藤の甲の御琵琶一面を搔すゑて、撥をとり絃を打鳴し給へり。四絃彈の中には、宮商彈を宗とし、五絃彈の中には、玉しやう彈を先とす、輕攏慢撚て撥復挑、初爲二霓裳一後には六幺す。大絃は嘈々如二急雨一小絃竊々如二私語一第一第二絃の聲は索々たり、春の鶯閞々として、花木に滑也。第三第四絃の聲は竊々たり。閑泉幽咽して氷の下に眤、鳳凰鴛鴦の和鳴の聲を添へずといへ共、事の體山祇感をたれ給らんと

何者ぞ云々—古今著聞集にも見えたり

清暑堂—豐樂院不老門内にあり

唯一人御座有けるに、一叢の雲南殿の廂に引覆、影の如なる者空より飛參て、琵琶の音に合て舞侍ければ、何者ぞと問せ給ふ。我は是大唐の琵琶の博士、劉次郎廉承武也、琵琶を極て仙を得たり、御琵琶の撥音のいみじさに參たり。去承和の比、遣唐使貞敏に三曲を授て今二曲を殘せり、君の玄象の御調べの目出きに、貞敏に惜て祕藏したりし曲也、授奉んと申せば、聖主叡感の氣まし〱て、御琵琶を差遣たりければ、搔直して、此は廉承武が琵琶也、貞敏に二賜ひたりし内也と申て、終夜御談話有て、上玄、石象の二曲を奉レ授、仙人即飛去ぬ。帝御名殘惜く思召、雲井遙に叡覽ありて感涙を流させ給し曲也。三曲と云時は、流泉、啄木、楊眞藻是也。五曲と云時は、上玄、石象を具すとかや。係る目出き曲なれば、廉承武も貞敏には惜て傳ざりし曲也。玄象と云も又彼仙人の琵琶也。希代の重寶なりければ、清暑堂の御厨子にふかく被レ納たり。異本に云、此曲と申は、黍なく、靈仙玉廂軒にして操學、神樂につたへし妙調、堯採館の月の下に、承武が攘牖に立翔り、天子にさづけし祕曲也。此師長公、保元の昔西國へ流され給しに、年十二三計と見えて、優なる童一人御舟に參て朝夕に仕へけり。彼國近く成て、童暇を申て罷さらんとしければ、大臣怪レ之、汝は何の國のいかなる者ぞと問給へば、京都に侍る者也、

ゆ、朗詠集にも出せり

本命元辰―北斗七星に金輪妙見二星を加ふ

祕曲を彈澄給へり。其聲凄々切々として又諍々たり。嘈々竊々として錯雜彈、大絃小絃の金柱の操、大珠小珠の玉盤に落るに相似たり。御祈誓の驗にや、御納受の至か、神明の感應と覺くて、寶殿大に動搖し、襅振玉の簾のさゞめきけり。靈神に恐て大臣暫く琵琶を閣給けり。神明白貍に乘給示して云、我天上にしては文曲星と顯て、一切衆生の本命元辰として是を化益し、此國に天降ては、赤青童子と示して一切衆生に珍寶を與へ、今此社壇に垂跡して年久、而を汝が祕曲に不レ堪、我今影向せり、君配所に下り給はずば、爭か此祕曲を聞べき、歸京の所願疑なし、必復本位給べしと御託宣有て、明神上らせ給たりしかば、諸人身毛竪て奇異の信心を發す、大臣も平家係る惡行を致さずば、今此瑞相を可レ奉レ拜や、災は幸と云事は加樣の事にやと感淚を流し給ても、又末憑しくぞ覺しける。抑此曲と申は、仁明天皇御宇承和二年に、掃部頭貞敏、遣唐使として牒狀を賜り、觀密府に參じ、上覽に達して琵琶の博士を望申れしに、開成二年の秋の比、廉承武を被レ送て祕曲を被レ授、我朝に傳しは、流泉、啄木、楊眞藻の三曲也。其後村上帝御宇、朗月明々として澄渡り、秋風さつ〳〵として物哀なる夜、御心をすまし、晝御座の上にして、玄象と云琵琶を水牛の角の撥にて彈じすまさせ給ひ、小夜深人定るまで

呂律―六律六呂

瓠巴―淮南子に出づ

虞公―杜氏通典に見ゆ

普合―諧香調也、普律の名

願以―白樂天の文、洛中集記に見

○師長熱田社琵琶事

師長公終夜爲二神明納受一、初には法施を手向奉り、後には琵琶をぞ彈じ給ける。調彈數曲を盡し、夜漏及二深更一で、流泉、啄木、楊眞藻の三曲を彈給處に、本より無智の俗なれば、情を知人希也。邑老村女漁人野叟參り集り、頭を低歛レ耳といへども、更に清濁を分ち呂律を知事はなけれ共、瓠巴琴を彈ぜしかば魚鱗踊躍き。虞公謌を發せしかば梁塵動搖けり。物の妙を極る時は、自然の感を催す理にて、滿座涙を抑へ諸人袂を絞けり。増て神慮の御納受さこそは嬉く覺すらめ。曉係て吹風は、岸打波にや通らん、五更の空の鳥の音も、旅寢の夢を驚す。夜もやう〳〵あけぼのに成行ば、月も西山に傾く。大臣御心をすまして、初には、

　普合調中花含二紛馥氣一　流泉曲間月挙二清明光一

と云朗詠して、重て、

　願以二今生世俗文字業狂言綺語之誤一、飜爲二當來世々讃佛乘之因轉法輪之緣一

と被レ詠て、御祈念と覺しくて暫物も仰られず。良ありて御琵琶を搔寄て、上玄石象と云

ざ立よりて見て行かむ年經ぬる身は老やしぬると 不破の關屋ー新古今集、人すまぬ不破の關屋の板廂古りにし後は唯秋の風 二千里外ー三五夜中新月色二千里外古人心、白樂天が詩 景行云々ー日本武尊と素盞烏尊とを混同せる也

にも懸りつゝ、谷川雪の底に聲咽嵐、松の梢に時雨つゝ、日影も見えぬ木の下路、心ぼそくぞ越え給ふ。不破の關屋の板廂、年へにけりと見置つゝ、株瀬川にも留給ふ。比は霜月廿日に及ぶ事なれば、皆白妙の晴の空、清き河瀬にうつりつゝ、照月波もすみわたり、二千里外古人心、想像旅の哀さ最深し。去程に尾張の井戸田の里に著給。保元の昔は西海土佐の畑に被遷て、愛別離苦の怨を含、治承の今は、東關尾張國へ被流、怨憎會苦の悲を含給。但し心ある人は皆罪なくして配所の月を見んと願事なれば、大臣彼唐太子賓客白樂天の、元和十五年の秋、九江郡の司馬に被左遷、潯陽江の側に遊覽し給ける古きことに思慰て、鳴海潟鹽路遙に遠見して、常は朗月を望、浦吹風にうそぶきつゝ、琵琶を彈じ和歌を詠じて、等閑に日を送り給けり。或夜當國第三宮、熱田の社に詣し給へり。年へたる森の木間より、漏り來月のさし入て、緋玉垣色をそへ、和光利物の榊葉に、引立標繩の兎に角に、風に亂るゝ有樣、何事に付ても神さびたる氣色也。此宮と申は素盞烏尊是也。始は出雲國に宮造りして、八重立雲と云三十一字の言葉は此御時より始れり。景行天皇御宇に此砌に跡をたれ給へり。

遊子殘月―登卷に出せり

漕行舟の云云―萬葉に出づ、世の中を何に喩へん朝びらき漕行く舟の跡の白波

十八公―松の異名

葦手―散し書、崩し書、葦の生へたる樣なれば云ふ

老やしぬらん―古今集、鏡山い

曉深く出給へば、會坂山に積る雪、四方の梢も白して、遊子殘月に行ける函谷の關を思出て、是や此延喜第四の御子、會坂の蟬丸、琵琶を彈じ和歌を詠じて嵐の風を凌つゝ、住給けん藁屋の跡と心ぼそく打過て、打出濱、粟津原、未夜なれば見分ず。抑昔天智天皇御宇、大和國飛鳥の岡本の宮より、當國志賀郡に移て、大津宮を造たりと聞にも、此程は皇居の跡ぞかしと思出て、あけぼのの空にも成行ば、勢多唐橋渡る程、湖海遙に顯て、彼滿誓沙彌が比良山に居て、漕行舟の跡の白波と詠じけんも哀也。野路宿にも懸ぬれば、枯野の草に置る露、日影に解て旅衣、乾間もなく絞りつゝ、篠原の東西を見渡せば、遙に長堤あり。北には郷人棲をしめ、南には池水遠く清めり。遙の向の岸の汀には、翠り深き十八公、白波の色に移りつゝ、南山の影を浸ねども、青して滉瀁たり。洲崎にさわぐ鴛鴦鷗の、葦手を書ける心地して、鏡宿にも著ぬれば、むかし扇の繪合に、老やしぬらんと詠じけんも此山の事也。去程に師長は武佐寺に著給ふ。峯の嵐夜ふくる程に身に入て、都には引替て、枕に近き鐘の聲、曉の空に音信て、彼遺愛寺の草庵の、ねざめも角やと思知れつゝ、蒲生原をも過給へば、老曽森の杉村に、梢に白く懸る雪、朝立袖に拂ひ敢ず、音に聞えし醒井の、暗き岩根に出水、柏原をも過ぬれば、美濃國關山

式部内侍、大江山生野の道の遠ければまだ文も見ず天の橋立

あだまろ—仇敵視せらる

員外—大納言は定員四人とす、後世増減多かりき

三守—武智麻呂の曾孫

國村雲と云所にぞ蟄さすらひ給ける。後には召返されて信濃國奥郡へ流され給けり。此資賢卿は今様朗詠の上手にて、院の近習者當時の寵臣にて御座しければ、法皇諸事内外なく被仰合けるに依て、入道殊にあだまれけるとかや。同七日に妙音院太政大臣師長は、參河國へとは披露有けれども、實には尾張國井戸田へ流罪とて、都を出され給けり。此大臣は去保元元年に、中納言中將と申て、御歳二十にて御座ける時、父宇治惡左府の世を亂り給し事に依て、兄弟四人土佐國へ流され給たりけるが、御兄の右大將兼長卿も、御弟の左中將隆長朝臣も、範長禪師も、配所にて失給にき。此は九年をへて、長寛二年六月廿七日に被召返、其年の閏十月十三日に本位にかへし、次年八月十七日に正二位し給て、仁安元年十一月五日、前中納言より權大納言に移り給ふ。大納言のあかざりければ、員の外に加給けり。大納言六人になる事是より始れり。又前中納言に移る事も、先蹤希也とぞ承る。阿波守藤原眞作の子後山階大臣三守公、源大納言俊賢の子宇治大納言隆國卿の外、其例希也。此大臣は管絃の道に達し、才藝人に勝れ給て、君も臣も奉重しかば、次第の昇進不滯、程なく太政大臣に上らせ給へりしに、いかなる事にて又係御目に合せ給らんと人々歎申けり。十六日の晩に山階まで出奉りて、同十七日の

たも職事と云ふ

大江山―小

授戒あり、御年三十五。世中御昌りにて禮儀よくしろしめし、曇なき鏡にて御座つゝ御事をと上下奉レ惜。入道は、出家の人をば本の約束の國へは遣ぬ事にてある也とて、筑紫へはさもなくて、備前國湯迫と云所へぞ奉レ流ける、大臣流罪の事、左大臣蘇我赤兄、右大臣豐成公、左大臣魚名公、右大臣菅原、右大臣高明公、内大臣藤原伊周公等に至るまで六人也。されども清和帝御宇、攝政にて太政大臣良房忠仁公白川殿又染殿、小松帝御宇關白にて太政大臣基經、昭宣公堀川殿と申より以來、帝皇廿四代、攝録十八代、攝政關白流罪の事是を始とぞ申ける。按察使大納言資賢子息左少將通家孫、右少將雅賢三人京中を可二追出一由、博士判官中原章貞に被二下知一ければ、追立撿非違使來て、遲々と責追けるこそいと悲けれ。恐しさの餘に北の方に物をだにもはかぐ\しく不二宣置一、子孫引具して出給ふ。假初のありきにだにも、馬よ牛よ輿ぞ車ぞとてあたりを拂、綺羅を研てこそ出入給しに、淺猿敷賤がはきものわらぐつなど云物をはき給て出給へば、北方より始て女房侍に至る迄、無人を送出す樣に喚叫事不レ斜。三人夜中に出給ける上に、落る涙にかきくれて行先も見え給はず。心うや配所を何所とだに定ぬ事よと悲くて、九重の内を紛れ出て、八重立雲の外へ、足に任て遥々、彼大江山生野の道を越過て、丹波

上卿―臨時の公事に奉行する公卿
職事―執行の當官を云ふ、但藏人

遠卷 第十二

○大臣以下流罪事

治承三年十一月十五日、入道奉レ恨ニ朝家一由聞えしか共、靜憲法印院宣の御使にて、樣々會釋申ければ、事の外にくつろぎ給たり。上下大に悦で、今はさしもやはと人々思被レ申けるに、四十二人の官職を止て被ニ追籠一。その內參議皇太后宮權大夫兼右兵衛督藤原光能卿、大藏卿右京大夫兼伊豫守高階泰經朝臣、藏人右少辨兼中宮權大進藤原基親朝臣、以上三官被レ止。按察使大納言資賢卿、中納言師家卿、右近衛權少將兼讃岐權守資時朝臣、大皇太后宮權少進兼備中守藤原光憲朝臣、已上被レ止ニ二官一。上卿は藤大納言實國、職事左少辨行隆、別當平大納言時忠とぞ聞えし。當時關白太政大臣基房公松殿と申をば太宰權帥に奉レ移、筑紫へ奉レ流。住馴し都を別れ悲き妻子を振捨、遠旅に出させ給ければ、係る浮世にながらへて何にかはせんと覺召、つや〱物も進ず、御命も危く聞えさせ給けるが、思召切せ給ひ、大原の本覺坊の上人を召して、淀に古川と云所にて御出家

養由―養由基は楚の大夫、百歩にして柳葉を射る

五更―今の午前四時頃

ぼりけり。さて祐金は熊野へ歸下、又兒童は京都に留て、法印をぞ憑ける。後には元服して、皆石は金剛左衞門、皆鶴は力士兵衞とぞ改名したる。兄弟共に大力也ければなり。金剛左衞門は、下針をも射る上手也ければ、異名には、養由左衞門共云。力士兵衞は射的の上手にて、百手の矢を以、的を洲濱形に射成ければ、異名には洲濱兵衞とも云けり。法印は弟子ながらも、子の如くに最惜して、一日も身を離たれず、殊に出仕交衆の時は、影の如くに身に隨へて此等二人を具せられぬれば、數十人の郎從を引率したる心地して、最憑しくぞ思れける。市夜叉、瀧夜叉と云童も、二人ながら二十人が力あり。小法師原も一人當千の奴原也ければ、法印何事か御座らんとて、迎に參たりけるなり。餘所の人目までも、きら〳〵しくぞ見え給ふ。牛飼車を遣出して、御所へ仕候べきか、清水の御坊へかと申せば、法印は夜已に深更也、御所は定て御寢ぞ御座あるらん、早旦に可ㇾ參と仰ければ、小路きりに東山へぞ遣て行。雲井に照す月影は、寒行霜に限もなく、鴨の河原に鳴千鳥、瀬々の波にぞまがひける。五更の空も黎明に、清水の坊に入給ふ。

事を聞給て、皆石皆鶴、兄弟二人を請出て見參し給たり。此兒の師匠に、祐蓮坊阿闍梨祐金に對面して、此兒童兄弟はいかなる人ぞと尋ね給へば、祐金答申て云、母にて侍し者は、夕霧の板とて山上無雙の御子、一生不犯の女にて候し程に、不レ知者夜々通事有て儲たる子どもとぞ申侍し、其御子離山して、今は行方を不レ知と申す。法皇宣ひけるは、美目よき同宿を尋る身にて侍り、兄弟兩人ながら靜憲に賜候へかし、院内の見參にも入、所領官爵をも申て、人目よき樣に扶持せんと所望し給へば、祐金阿闍梨老眼より涙をはら〳〵と流して、赤子の時より養育して、成人の今まで立離るゝ事候はず、十餘年の芳契名殘實に惜く侍れども、彼等世にあらん事をこそ神にも佛にも祈り申事なれば、然べき事にこそと悅で、二人の兒を奉る。阿闍梨も又もと思ふ見參も難レ叶ければとて、京まで二人を送けり。祐金暇申て歸り下るとて、兒を左右の袂にかゝへて申けるは、定めなき浮世の習は、風にちる花のためし、雲にかくるゝ月の理り、老少互に前後を知ざれ共、若きはさすが憑あり、祐金齡已に八旬に及、殘月幾なし、是最後の別なり、後生菩提は助弔給へとて衣の袖を濡しけり。二人の兒は、住馴れしふる里も、山川遙に立隔ぬ。父とも母とも深く憑て、十餘年芳恩を蒙りし師範の名殘も惜ければ、袖をし

金剛力士—寺門等に建つる密跡那羅延の二金剛神

西施—越の美女

衣通姫—允恭帝の妃

千字文—周興嗣が韻の書に、信使可覆器欲難量とあり

苾芻—比丘

ば、大石道を塞て可二出入一樣なし。天狗の所爲にやと身毛竪てこれを披露すれば、上下集て不思議の思をなす。金剛力士の所爲歟、四天大王の態歟、又鬼神の集て引たるかとて見程に、庭にうらなしの跡あり、跡をとめて行て見れば、皆石と云兒の坊へ尋ね至れり。緣の上にうらなしあり。妻戸を開て兒を見れば、兄弟二人の兒あり。兄は皆石十八、弟は皆鶴十五になる。皆鶴は未臥たり、皆石は唯今起たる體にて、寢亂髮ゆり懸て琴を調て居たり。文机には、史記、文選、歌雙紙など竝置たり。美目貌嚴して、西施が顏色にも過てあてやかなり。歸鴈のつらをなせる柱の上に、白く細やかなる手付、衣通姫の容貌潔し。去ば彼やさしき姿にも、五十人が力に勝て、一人して二段計大石を引ける事よと不思議也。千字文と云文に、器欲レ難レ量といへり、實に稚けれども力つよき者も有けり。鐵は小にして強き事萬物に勝、龍子は小なれ共雲を起す事も大龍に同じ。伽那久羅蟲はすはう螺の下にかくれて大木を碎く風を起す。栴檀は二葉なれども四十里の伊蘭を消し、天の甘露は少しきなれ共諸病を愈す。火は芥子計なれども一切の物を亡し、佛は苾芻の勢に御座共、一切衆生の導師たり。皆石十八歳の齡にて五十餘人が力を持たりけり。器欲レ難レ量と云も理也など云沙汰しける折節、靜憲法印熊野參詣の次に、此兒の

滋目結――一面に隙間もなく目結したる物、目結は鹿子絞綺羅―玆には儀表也

人、滋目結の直垂に菊閉して、下腹巻に矢負たり。上下の弭に角入たる滋籐の弓をぞ持たりける。下僧には、金力、上一、上萬、金幢地、聞覺、一夜叉、門能印、已上七人、此等も皆黑革威の腹巻に、手鉾長刀持ちたりけり。此靜憲法印は、父信西入道の跡を逐、内典外典の學匠、僧家俗家の才人にて、院内御氣色も目出、上下萬人學を成、綺羅誠に神妙にして言語殊に鮮也。召仕給ける從類は、能も賢く力も人に勝れたりけり。

○金剛力士兄弟事

金剛左衛門、力士兵衛と云侍は兄弟也。熊野生立の者、十八歳にして五十人が力持たりける剛の者也。熊野に有りける時、或人南庭に池を掘けるに、大石を堀出せり。五十人して此石を引すてんとしけれ共、さらに動く事なし。大勢にて明日引べしとて人皆歸ぬ。其傍に僧坊あり。皆石とて十八歳になる兒の有けるが思けるは、五十人して引ども動かぬは、人の弱か石の重歟覺束なしとて、うらなしと云物をはきて庭に下、夜中に人にしられぬ樣にて此石を引見れば、安々と動けり。去ばこそ石は輕かりけり。人の弱と思ければ、件の石を二段計引て行、或僧坊の門に引塞て置。明朝に坊主起て門を見れ

社中—院中

船能云々—貞觀政要の文によれり

押へよ—牛を控へて車を出さぬ事

誰人云々—源順の句、朗詠集月部に出づ

不醉云々—白樂天の句、朗詠集に出づ

魚綾—山鳩色を云ふ

も、時に臨で然べくも申つゞけ給たれば、邪雲も少晴給ぬらんと覺るにぞ日出けれと、悦人多かりけり。肥後守貞能が、道理也、去ば社中に僧俗多き中に撰れて、御使にも立られめとて褒たりけり。或本文云、君王治ㇾ國、忠臣扶ㇾ君、船能載ㇾ棹、棹能遣ㇾ船と也。此言思合られて哀也。靜憲法印忠臣として、よく君を奉ㇾ扶事こそ神妙なれと、口々にこそ感じけれ。時は十一月十五日夜の事也。法印は西八條の南門より出給へば、明月は東山綠の松の木の間よりこそ出たりけれ。法印の胸に籠れる心月は、三寸の舌の端に顯て、入道の心の闇を照し、中冬十五日の夜半の月は、蒼天の空に圓にして、法印の歸る車を耀せり。牛飼既に車を遣んとしければ、法印宣樣、車暫押へよ、夜陰の行は路次狼藉也、迎の者共を待べしとて、下簾を褰て、今夜の月の隈なきに、舊詩を思出て、

誰人隴外久征戍　何處庭前新別離

不ㇾ醉二黔中一爭去得　磨圍山月正蒼々

と詠じ終給はざる處に、迎の者ども出來れり。誰々參たるぞと尋給へば、金剛左衛門俊行、力士兵衛俊宗と侍二人、烏黑なる馬に白覆輪の鞍置て、魚綾の直垂の下に、火威の腹巻月の光に耀て、合浦の玉を瑩けるが如なり。市夜叉、瀧夜叉とて、大の童のみめよきを二

とかくなん—彼此と

天心蒼々として—天の蒼々たるが如く

弓杖—一張の弓の長さ七尺五寸程

いちじるき—變り樣の甚しきを云へり

今の案—唯今の決心

以ㇾ不ㇾ可ㇾ不ㇾ爲ㇾ臣と申本文も候ぞかし、所詮御家門に於て、君のとかくなんと被二聞召一事は、偏に謀臣の凶害と覺候、信ㇾ耳疑ㇾ目俗弊なり、少人の浮言を信じて、まのあたり朝恩の他に異なるを蒙て君を背奉らん事、冥顯に付て其憚不ㇾ少、凡天心蒼々として叡慮量り難し、定て其故ぞ候らん、下として上に逆る事、豈人臣の禮たらんや、能々可ㇾ有二御思慮一、又仰の趣伺二便宜一て可二奏申一、さらば暇申てとて法印座を立給ければ、入道高らかに、院宣の御使也、各禮儀申べしと宣ければ、侍諸大夫等八十餘人有けるが、一同に皆庭上に下て門送す。法印最騒ぬ體にて、弓杖三杖ばかり歩出て、立歸て深く敬屈して立歸られて御座しければ、さのみは恐候とて、八十餘人皆緣の際に立歸る時、法印も歩給にけり。美々敷ぞ見えたりける。法印は穴いちじるしき人の心や、今朝の對面の遲さ無興さの有樣に、唯今の泣樣送禮の體、說法しすましたりと咲くぞ思はれける。法印出給ければ入道も內に入給ぬ。さて人々申けるは、聞つるに合ておはれさか〳〵しき人かな、是程に入道の泣口說給はんには、我等ならば院中の有事無事吐ちらして、追從してこそ出べきに、還て樣々奉二教訓一、一々の返答文々句々、面白申されつる者かな、入道殿の日比の御憤事の外に蕩てこそ見え給ひつれ、三分が二は今の案にてこそ御座らめど

百黎—黎は黎元也、萬民に同じ

こそ、是又龍樓鳳闕の御祈禱に侍りき、其故は、去比八幡宮に怪異頻に示しけるを、別當恐て護法を下し進せたりけるに、御託宣の御歌に、

春風に花の都は散ぬべし榊の枝のかざしならでは

と詠じて畿内近國闇と成て、九民百黎山野に迷ぬべしと仰候けるを、法皇大に驚き思召て、臣下卿相息災延命、洛中上下五畿七道、安穩泰平の爲に、三日三夜の御神樂の候し事、明王明君の御德政にこそ、洛中上下の爲なれば、御家門の御祈にも非や、故内府は大國までも聞え御座し賢臣にて、常に國土安穩人民快樂と祈らせ給し事なれば、彼御神樂をば、小松殿は草の陰にてもさこそ悅御座けめと覺候、此上なほ御不審相殘らば、八幡の別當に御尋あるべく候哉、次に越前國を被二召返一けん事は未二承及一君思召忘させたるにや、便宜を以て急ぎ奏聞仕て、若子細あらば遂て可二申入一候、次に二位中將殿御所望の事は、必しも入道殿の御子孫にても渡らせ給はず、強御憤深かるべき御事ならず、去ば故小松殿、並前右大將殿などの御昇進の時は、理運數輩の人々を超越せられしか共、臣下も恐をなして申旨もなく、君も子細に不レ及御事とこそ承しか、其上叙位除目、關白殿の御計なれば、誰か難レ申侍べき、縱又一度は君の御あやまりに渡らせ給とも、臣

二羽―兩手の義

所狹く―御場所も狹き程に

幽儀―幽冥界

畏―御詫

立腹―怒り易き事

かゞ有けんと御尋候しかば、或雲客、其病患は悪瘡にて候ける間、瘡の習臨終亂れず正念に住して、二羽合掌の花鮮に、十念稱名の聲絶ず、三尊來迎の雲聳て、九品蓮臺の往生とこそ見えて候しかと申せば、龍顔に御涙を流させ給のみに非ず、宮中皆袖を絞られて、當時までも折に隨事に觸ては、御歎の色ところせくこそ見えさせ給候へ、さて法皇の仰には、生死は定れる習、惜とも力なし、何事よりも心肝に銘じて浦山しき事は往生極樂の一事也、入道も歎の中に嬉くこそ存らめ、熊野參詣の時申請る旨有とて療治をもせざりけるも、はや此一大事に有けり、朕も熊野山に參て祈申たけれ共、道の程も遙也、人の煩とも成べし、つら〳〵案ずるに、同じ西方の彌陀にて御座せば、八幡宮へ參詣して往生を祈申さばやと思召也、且は内府の爲に、毎日に祈念する、念佛讀經して、廻向も清淨の靈地にしてこそ金をも鳴さめとて、七日の御參籠候ひき、是則内府幽儀の得脱、又大相國の御面目、何事か過」之侍べき、されば御中陰終給なば、急ぎ御院參有て畏をこそ申させ給はざらめ、還て御恨にや及べき、仙源の水清けれども山鳥流を穢すと云たとへ、少も違はずと被」申ければ、立腹なる人の習心淺くして、入道袖かき合て、聲を上てさめ〳〵とこそ泣給ひけれ、次八幡宮の御遊とは、臨時の祭の事を悪樣に申たるに

る書也

明王云々―孝經孔安國の註に見ゆ

通三明一―天地人三才に通じて道に明なる事

智者云々―前出

金烏―太陽

座せども、執中人下流を濁して、入道殿に悪樣に申入たりと覺侍り、努々御恨あるまじき御事なり、但何樣にも院中の御奉公を思召止らん事、能々御思慮有べき也、世の爲御爲に、つらく愚案を廻すに、明王爲二一人一不レ枉二其法一、日月爲二一物一不レ暗二其明一と云文あり、通三の主明一の君、爭御徳政に私を存御座べきなれども、智者千慮有二一失一、愚者千慮有二一徳一と申事も侍ば、たとひ叡慮御あやまり有て、千萬に一つ人望に背法に相違する事侍ば、臣下の御身としては、何度も我御あやまりなき旨を陳じ可レ被レ申、是忠臣の法也、君雖レ不レ爲レ君、臣以不レ可レ不レ爲レ臣といへり、其に小賢き申狀恐なる事にては候へども、法皇は君なり入道殿は臣也、下として上を奉レ恨、臣下として惱レ君給はん事、只仁義を忘れ給のみにあらず、恐くは天地の御とがめ不レ可二遁給一、世を不レ遁家を不レ捨して、居レ位貪レ祿ながら御出仕を停止し給はん事、天地の御意計難、尚も能々御計ひあらば、且神明も納受をたれ御家門繁昌の基にて侍るべし、抑承處の條々の御恨の事、先八幡宮の御幸は、哀なる御事にてこそ侍りしか、其故は、あへなくも重盛に後れぬる事、朕一人が歎のみに非ず、臣下卿相普天卒土誰か愁へざらんや、金烏西に轉じて一天暗く、邪風頻に戰四海不レ靜と御定有て、日々夜々の御歎今に未レ淺、勅定に臨終い

龍の髭云々―史記黃帝紀及尚書等によりて書けり
さる人―然るべき豪膽者
老牛云々―事類全書に見ゆ
貞觀政要―唐太宗の言行を其臣吳兢が編述せ

されば院中の奉公無㆑益に侍と、憚處なく被㆑申ても、入道はら〳〵とぞ泣給ける。靜憲法印も流石哀にも覺え、又恐しくも有ければ、汗水になられにけり。此時には一言の返事にも及難かりける事ぞかし。其上我身も倩ながら近習の者也。成親卿已下の事も正く見し事なれば、我も其人數に思けがされて、唯今もいかなる目にかあはんずらんと、兎角案じ思けるに、龍の髭を撫虎の尾を踏心地せられけれ共、法印もさる人にて、騒ぬ體にもてなして答られけるは、誠に度々の御奉公不㆑淺、一旦恨み申させ給ふ旨、御理と覺え侍り、其中に殊に親子恩愛の道は、老牛舐㆑犢、牝虎含㆑子志、水畜淵魚野獸山禽に至まで情深しと申す、況朝家の寵臣、明德賢才の御子を先立御座ぬる老相の御歎、餘所の袂も皆絞り煩てこそ候しかとて、法印も良久泣給へり。去て法印涙を押のごひ、袖かき合て申されけるは、不肖の身を以て御返報に及條、其恐不㆑少といへども、且は仙洞に御過なきを、人の惡樣に申入ける事を陳開て、御鬱忿をも謝し申べし、貞觀政要の裏書に思合る事あり、仙源雖㆑澄、烏浴濁㆑流とて、仙宮より流出る河は仙人集て仙藥を洗すゝぐ故に、下流を汲者までも必長命也、而を其河の中間に、陰山の烏其流をあぶる時、水還て毒と變ずといへり、其樣に法皇の政德は仙宮の水の如く、萬庶を哀で其源を澄し御

天氣—天子の御氣色

も、一度はなどか御許容なかるべき、況家の嫡々と云位階の次第と云、旁御理運にて御座を被引違し事、老後の所望面目を失侍き、二位中將殿も申かなへんずらんと思給へばこそ入道をば被憑仰けめ、入道も又さりともとこそ存じて奏申しに、不叶しかば口惜こそ存しか、但し是は君の御計のみに非、執申人餘多侍りけると承及き、次に近習の人々、此一門を亡さんと相はからはれける、是又私の計にあらず、叡慮の趣を守る故也、いまめかしき申事には侍れども、縦入道何たる過誤り有共、七代迄は爭か思召捨らるべき、其に入道既に七旬に及で餘命幾ならず、一期の間にも、動すれば可被失御計に及申さんや、子孫相續して、一日片時召仕るべき事難し、凡は老て子を失は朽木の枝なきに喩たり、内府におくるゝを以て、運命の末に望める事を且知れ候ぬ、去ばこそ天氣の趣も現申事も輕く、人望にも背き侍らめ、何なる奉公を致とも、叡慮に應ぜん事よもあらじ、此上は幾ならぬ身心をつひやしても何にせんなれば、兎ても角ても侍なん、惡事不孝の子すら別は悲事ぞかし、何に況重盛は奉公と申才藝と申、至孝と云心操と云、禮儀よく治て人是を輕ぜず、永き別の習なれば再相見べきにあらず、恩愛の慈悲骨髓に徹て悲こそ存ぜしに、老父が歎き思召よりて、などか一度の御憐なかるべき、

李勣―曹州の人、尚書左僕射となる
魏徴―唐建國の功臣、諫議大夫に終る
中陰―人の死後四十九日間
過怠―罪科
二位中將―基通、清盛の女婿
三位中將―師家
非據―據處なき我儘

宗文皇帝は剪レ鬚燒レ藥、功臣李勣賜、含レ血吮レ瘡、戰士思摩で助けり、又魏徴大臣と云臣下に後れ給て、御歎の餘りに、

昔殷宗夢中得ニ良弼一 今朕夢後失ニ賢臣一

と云碑文を、自書て魏徴が廟に立て悲給けり、凡明王の臣下の歎を慰訪給例不レ知ニ其數一、以レ是父よりも睍子よりもなつかしきは、君と臣との道とこそ承候へ、口惜こそ候しか、重盛が中陰未四十九日も過ざるに、八幡の御幸有て御遊候けり、法住寺の御會も候けり、哀不便の仰こそなからめ、人目の恥かしさ、入道が傳承らん事、などか御かへりみもなかるべき、御房も御存知候らん、小松内府は其器こそ愚に候しかども、勅定には忠を抽で志を運き、されば保元平治の合戰にも命をば爲レ君輕じ、屍をば戰場に捨んとこそ擧動侍しか、及ニ天聽一人口にもほめられき、其後大小度々の騷動も、每度に選れ進せて、院宣と申勅命と申、旁御感に不レ預と云事なし、されば越前國を重盛が給し時は、子々孫々までとこそ被ニ仰下一しか、それに重盛逝去の後、卽被ニ召上一之條、死骸何の過怠か候、其外中納言の闕の侍し時、二位中將殿御望候の間、入道再三執申しに終くして、關白殿の御子息三位中將殿、非分にならられたりし事、縱入道何なる非據を執申と

藍婆鬼—十羅刹女の一

沛艾—勇ましく逸りかなる馬

昇霞—霞と共に立昇る義、火葬

ば、父頼義忽に別離の歎を止て、勅命の忝に、歡喜の涙を流しけり、後三條院御宇に、江中納言親信卿の母儀、長病に臥て三年、死たるにも非ず、生たるにも非、子孫眷屬日夜に愁歎し、朝暮に涙を流すよし聞食ければ、帝大に悲みまし〳〵て、彼母儀病惱の間は、雲の上に物の音を鳴らすべからずと御諚有ければ、一千日に及まで、管絃を奏する人なかりき、白川院御宇には、承曆元年の春、藍婆鬼と云鬼京中に充滿て、十歳以前の小者、十が八九は取失はれければ、上下男女家々の歎親々の悲、帝聞食、其春は子日の御會なかりけり、堀川院御宇には、御隨身清房が、三黒と云小馬を賜て庭乘仕りける程に、沛艾の馬に惡樣に乘つゝ、落て則死ければ、帝耄々たる老父が盛年の子を先立て、左こそ歎思らめ、且は清房が歿後をも弔ひ、且は老父が心をも慰とて、河内國に所領一所を給りたる事も候なり、鳥羽院御宇には、顯賴民部卿、指たる忠臣迄は御座ざりけれ共、昇霞の煙哀也とて、御立願の八幡詣、御代官を以てはたさせ御座けり、同御宇に、忠貞宰相闕國有しかば、宰相大に歎つゝ、都を出て片邊に引籠たりければ、帝遠山の籠居、最不便也とて、御衣を脱で送給たりければ、忠貞卿老眼に紅の涙を流して、持佛堂に有ながら、發願持經より先に、先王宮に向て三度まで君を拜しけるとなり、又唐太

後めたなき—後暗き行爲

東夷—前九年の役を云へり

眞言—祕密語の義、咒也

鹿谷の御幸をも申止られたりしと承れば、呼返奉て申候ぞ、臣下の身として爭か背二明王ノ勅一侍るべき、而を自今以後は院中の奉公思止る由を申候事は、淨海君を恨進事一方ならず、入道君の御爲に何事か御後めたなき事候、保元平治の合戰に、身を捨て先をかけ、御命に替り進せて逆臣をふせぎ、君の御世に成參せたる事、人の皆知たる事なれども、度々の奉公を思召忘て、入道が事とだに申せば、何事も六借事と思召れたり、依レ之又云甲斐なき近習の者共の勸申事に著せ給て、成親已下の輩に仰付て、入道を傾けんとの御氣色あり、然而家門の運盡ざるによりて、今に御本意をとげさせ給はず、入道希有にして世に立廻るといへども、有てなきが如し、第一の遺恨と存ずる間、君を恨進する事僻事にて侍か、漢家本朝明王の臣下を憐給事ためしおほし、吾朝には、冷泉院御宇に東夷朝家を背しかば、伊豫守源賴義勅を奉て貞任を攻しに、賴義が末子に賴俊と云ける者、よき敵其數餘多討て、每日に退かず進戰ける程に、流矢に中て亡にけり、賴義朝臣いさめる心を惜み、永き別を悲て、天に仰で歎由聞召ければ、帝御日筆に金泥を以て、屍骸成佛の眞言をあそばして、此を亡骨に具して墓に埋ば、其亡骨必成佛すべし、天子の御志幽靈が成佛、賴義爭か悅ざらんと、勅書を遊して奧州へ逆下させ給たりけれ

るの由其聞あり、軍兵を引率の條其故を知召さず、異なる子細なくば家人の騷動を可レ被レ鎭歟、若又存知の旨あらば、何事も可レ及ニ奏聞一如ニ風聞一太不レ可レ然と仰遣す。法印西八條に行向て、源大夫判官季貞を以て此由披露したりけれ共、敢以て御返事なし。更闌日傾て已に晩頭に及ぶ間、季貞を尋出して、御使今は罷出なんと云はせたれ共、猶以て出給はず、良久有て、子息左衞門督知盛を以て、院宣畏承候畢、抑淨海老衰て、諸事不覺なれば、院中の出仕無レ益、さては別に子細候はずと申たり。

○靜憲與ニ入道一問答事

法印は、さればこそ人の云に合て、穴おそろしやと思て、震々出給けるが、立樣に取敢ず、高らかに賢相明德踰レ天と申、本文はいかにとて出給ひぬ。入道此句にや驚給けん、急ぎ中門に出て、遙に歸たりける法印を呼返す。法印は我も四十二人の罪過の内に入たるよし内々聞に、新大納言の樣に引張などせんずるにやと心迷しければ、足振て緣の上へ昇り煩給へり。震々中門の廊に御座けれ共うつゝ心なし。入道大に嗔れる體にて、爰にて對面せられたり。宣けるは、やゝ法印御房、御邊は物に心得給て、成親卿が謀叛の時、

更闌―夜の更くる事なれど茲には時移る義

うつゝ心―現心

嗷々―徒黨を組みて喧嚣す

べきにて侍りけるを、父を内府が樣々に敎訓し申けるに依て、事故なく罷過候けり、惡き事を制し諫侍りし内府は薨じ侍りぬ、今は憚る處なく其遺恨をむくいんとにて候也、いかが仕り侍るべき、朝夕に拜し進する君にも奉ㇾ別、住馴し都を出されて、知ざる旅にさすらはん事こそ心うく思侍れ、御前に參ぜん事も是を最後と存ずればとて、はら〳〵と泣給ひ、袖を顏にあて給へば、法皇も叡慮ものうげにて、臣下何の咎有てか、さほどの罪に行なはるべき、去ば朕とても安穩なるべしとも不ㇾ覺とて、又龍眼より御淚を落させ給ふ。關白殿此御有樣を見進らせ、不ㇾ堪思召ければ出給ぬ

○靜憲法印勅使事

去程に十五日の朝、故少納言入道信西が子靜憲法印を御使にて西八條へ遣さる。勅定には入道相國に云べき樣は、凡近年朝廷も不ㇾ靜、人の心も不調にして、世間も落居せぬ樣に成行事、總別に付て歎思召せども、入道さて御座すれば、萬事は憑思召てこそ有に、天下を鎭迄こそなからめ、事に觸て嗷々の體御意を得ざる處に、剩朕を恨むなど聞召はいかゞ、こは何事ぞ人の中言歟、入道上洛の後、武士家々に充滿て、京中の貴賤安堵せざ

勘文―勘考して上る表文

事に逢―後出、四十二人の筆頭なれば也

度の地震強に騒申事、異なる勘文ありやと御氣色あり。泰親勅問の御返事には、三貴經の其一、金貴經の説に云、去夜戌時の地震年を得ては年を不ㇾ出、月をえては月を不ㇾ出、日を得ては日を不ㇾ出、不ㇾ得ば時ばかりと見えたり、其中に此は日をえては日を不ㇾ出と候へば、遠は七日、近は五日三日に御大事に及べし、法皇も遠旅に立せ御座し、臣下も都の外に出給べし、此事もし一言違ふ事候はば、御前に於て相傳の書籍を燒失ひ、泰親禁獄流罪、勅定に隨べしと、憚處もなく泣々奏聞しければ、旁御祈始られけり。去共七日の地震、十三日までは七箇日にあたる、其間異なる事なし。斯りければ公卿僉議有て、泰親御前にして荒言を吐き、叡慮を奉ㇾ申、驚條奇怪也、遠は七箇日の御大事たる由、占文其效なき上は、速に土佐の畑へ可ㇾ被ㇾ流罪ㇾと定られて、既に追立の官人に仰付らるべしとぞ定りける。去程に同十四日、太政入道福原より數千騎の軍兵を相具して上洛、何と聞分たる事はなかり侍けれ共、京中貴賤上下東西に走り迷て物騒し。或は朝家を可ㇾ奉ㇾ怨とも聞えけり、或は公卿殿上人を流し失べしとも私語けり。其口さまぐ也。當時の關白松殿ひそかに院參して奏申されけるは、清盛入道が上洛は、基房事に逢べき由内々告知する事侍り、其故は、去嘉應に小松の資盛が乘會の事に、入道憤て無なる

たて板—鰭板等を云へるなるべし

占文—占の表文

差もやは—夫程の事はいかで

に漏なく聞えけり。昔よりたび〳〵の鳴動有しかども、一時に三度是ぞ始也ける。東は奥州の末、西は九箇國のはてまでも、聞えけるこそ不思議なれ。同日の戌刻に、たつみの方より地震して、乾を指てふり持行、是も始には事なのめ也けるが、次第につよく振ければ、山傾て谷を埋、岸くづれては水をたゝへ、堂塔坊舎も顚倒し、築地たて板も破れ落て、山野の獸上下の男女、皆大地を打返さんずるにやと心うし。谷より落る瀧津瀬に、棹さし渡し煩ふ筏師の、乗定めぬ心地して、良久しくぞゆられける。

○大地震事

同年十一月七日戌刻に又大地震あり、夥しとも云計なし。時移る迄振ければ、唯今地を打返すべしなど申て、貴賤肝心を迷す。明る八日、陰陽寮安部泰親院參して奏聞しけるは、其夜の大地震、占文の指所不レ斜重く見え侍り、世は唯今失なんず、こはいかゞ仕るべき、以外に火急に侍とて、軈はら〳〵と泣けり。傳奏の人も法皇も大に驚て思召けれ共、さすが君も臣も差もやはと覺しける。若殿上人などは、穴けしからずの泰親が泣樣や、何事の有べきぞとて笑人も多かりけり。法皇の仰には、天變地夭は常の事也、今

智者云々―史記淮陰侯傳、又晏子春秋に見ゆ

か、少し立させ給ひて事の様を御覧候へと申せば、實にさるべしとて、二町許を隔て見給へば、黒雲經俊を引廻し、雷はたと鳴かとすれば、又雷の音にはあらで、はたと鳴おとしけり。やがて空は晴にけり。其後小松殿人々相具し給て、近く寄て見給ければ、經俊は散々にさけきれて、うつぶしに臥て死にけり。太刀には血付て、前に猫の足の如なる物を切落したり。係ければ小松殿常に物語し給けるは、是程の大剛の者にて有けるを、思慮なく其身を亡したる事、我一期の不覺也とぞ仰ける。智者の千慮有二一失一と云は加様の事にや。小松殿薨じ給て後は、前右大將の方様の者は、世は此御所へ進りなんとて悦けり。穩かるまじき事とも知らず、加様にのゝしりけるこそおろかなれ。

○將軍塚鳴動事

七月七日申刻に、南風俄に吹て碧天忽に曇り、道を行者夜歩に似たりければ、人皆くやみをなす處に、將軍塚鳴動する事一時が内に三度也。五畿七道悉く肝をつぶし耳を驚す。後に聞えけるは、初度の鳴動には洛中九萬餘家に皆聞え、第二度の鳴動には、大和、山城、近江、丹波、和泉、河内、攝津難波浦まで聞えけり。第三度の鳴動は、六十六箇國

壺公—後漢書方術傳に見ゆ

なり、木々の梢も禿にて、燒野の薄霜枯ぬ、降積雪の深ければ、言問道も埋れぬ、池の汀に住し鳥、去てはいづくに行ぬらん、峯吹嵐烈しくて、橋の筧もつらゝせり。庭には金銀の沙を蒔、池には瑠璃のそり橋、溝には琥珀の一橋渡し、馬腦の石立、珊瑚の礎、眞珠の立砂、四面を莊れり。經俊立廻て、穴目出、是やこの費長房が入ける壺公が壺の内、浦島が子が遊けん名越の仙室なるらんと、最面白思つゝ、暫たちたりけれ共、如何にととがむる者もなし。良立聞ば、ほのかに機織音のしければ、太刀取直して、聲を知るべに内へ入見れば、年三十計なるが、長八尺もあらんと覺ゆる女也。經俊には目も懸ず、機を操て居たりけり。難波六郎問けるは、是はいづくにて侍るぞ、いかなる人の栖ぞと云ば、女答云、是は布引の瀧壺の底龍宮城也、おやしくも來者哉と云て又も云はざりけり。經俊淺間しと思て御所の上に飛上り、棟木の上に立たれば、腰より上は水也けり。力を入て躍たれば水の中に入、暫有て瀧壺へ浮出たり。小松殿待得給て、いかにや〳〵と問給へば、經俊有の儘にぞ語りける。詞未をはらざりけるに、瀧の面に黑雲引覆、雷鳴あがりて大雨降、いなびかりして目も開きがたし。經俊は腹巻に太刀をぬき、小松殿に申けるは、我は必ず雷の爲に失なはれぬと覺侍り、程近く御渡あらば御あやまちもこそあらん

甲臆―甲は剛也

昔の跡な―五月まつ花橘の香なかげば昔の人の袖の香ぞする(今古)

者のしかも水練あると尋給ければ、備前國住人難波六郎經俊進出て、甲臆はしらず候、瀧壺に入て見て參らんと申。然るべしとて免されたり。經俊は紺の袴かき、備前造の二尺八寸の太刀隨分祕藏したりけるを脇に挾で、髪を亂してつと入、四五丈もや入ぬらんと思程に、底にいみじき御殿の棟木の上に落立たりけるが、腰より上は水にあり、下には水もなし。穴不思議と思ながら　さら〳〵と軒へ走下たれば、水は遙に上にあり。こは何とある事やらんと、胸打騷ぎけれ共、心をしづめてよく見んと思て、軒より庭に飛下、東西南北見廻ば、四季の景氣ぞ面白き。東は春の心地也、四方の山邊も長閑にて、霞の衣立渡り、谷より出る鶯も、軒端の梅に囀、池のつらゝも打解て、岸の青柳絲亂、松に懸れる藤花、春の名殘も惜顏なり。南は夏の心地也、立石遣水底淨、汀に生る杜若、階の本の薔薇も、折知がほに開けたり。垣根に咲る卯花、雲井に名乘杜鵑、沼の石垣水籠て、菖蒲みだるゝ五月雨に、昔の跡を忍べとや、花橘の香ぞ匂、潭邊に亂飛螢、何とて身をば焦すらん、梢に高く鳴蟬も、熱さに堪ぬ思かは。西は秋の心地也、萩女郎花花薄、枝指かはす籬の内、朝は露に亂つゝ、夕は風にやそよぐらん、梢につたふ鵯、庭の白菊色そへて、窓の紅葉葉濃薄し、妻喚鹿の聲すごく、蟲の怨も絕々也。北は冬の心地

難波六郎經俊内大臣
重盛の命を蒙て
布引瀧の深淵に入て
龍宮城へ到る

ありしと信じて崇重せられし寺

横紙を破り―是非に拘らず押通す

布引瀧―神戸市外葺合村にあり

ば、御門其深き志を隨喜して、一塵の遺物猶以て默止がたし、況千金の重寶をやとて、即檜木の材木を以て寶形作の御堂を立て、五百町の供米田を彼育王山へぞ寄られける。依之當山の禪侶、其志の眞實なる事を感じて、始には息災の祈禱しけるが、薨給ぬと聞て後は、大日本國武州太守、平重盛神座と過去帳に被入て、讀上奉るなるこそ哀なれ。此大臣の失給ぬるは、平家の運盡ぬるのみに非ず、爲世爲人にも惡かるべし、入道の横紙を破給をも、直し被宥しかばこそ穩くても有つるに、こは淺増き事かなとぞ上下歎ける。加樣に事に觸て思慮深く、君父に仕るに私なし、賢き計をのみし給けるに、小松殿常に被仰けるは、重盛一期の間さしたる不覺なし、但經俊を失たりし事こそ思慮の短至り永不覺と覺し。

○經俊入布引瀧事

譬へば小松殿、布引瀧爲遊覽御參あり、景氣實に面白し。山より落岩波は、糸を亂せるかと疑れ、岸にたゝへたる淵水は、藍を染かとあやまたる。泉の妙美井揚ざれど、影涼くぞ思召ける。小松殿被仰けるは、瀧壺覺束なし、底の深さを知ばや、此中に誰か剛

鼓と鐃鈸と銅拍子

間をぞ廻りける。

心の闇の深きをば、燈籠の火こそ照なれ、彌陀の誓を憑身は、照さぬ所は無けりと、別の詞を交へず、是ばかりを折返々々謠はせて、我身は中臺に座し給ひ、是をぞ被聽聞ける。是や此極樂世界の菩薩聖衆の、彌陀覺王に奉仕して、或は説法化行し、或妓樂歌詠して、佛の化儀を助らんも、角やと思知れたり。餘所迄も哀に貴く覺つゝ、身の毛も竪ばかりなり。係し故に此大臣をば、異名に燈籠の大臣とぞ申しける。

育王山―五山寺の一阿育王の建立せる佛塔の一が此山に

○育王山送金事

我朝の三寶に財寶を抛ち給のみに非ず、異國の佛陀にも志をぞ運給ける。奥州知行の時、氣仙郡より金千三百兩の金を進たりけるを、妙典と云唐人の筑紫に有けるを召て、百兩の金を賜て仰けるは、千二百兩の金を大唐へ渡べし、其内二百兩をば育王山の衆徒に與へ、千兩をば帝に獻て、當山に小堂を建立して供米所を寄進せられ、重盛が菩提を弔て給るべしと可申とて、檜木材木一艘漕渡べき由を下知し給ければ、妙典承て、材木砂金取具して、事故なく渡唐して、二百兩を僧衆に施て、千兩を帝に獻じて事の子細を奏けれ

二世の悉地—現世と來世との成菩提

鼓銅鈸子—

○燈爐大臣事

此大臣、二世の悉地をなさん爲に靈神靈社に志を運、佛法僧寶に首を傾け給けり。さればにや先祖に拜任の例なかりける大臣の大將を極て、丞相の位に登給へり。親に先立御歎ばかりや御心に懸給けん、今生の榮花一として闕給はず、又後生の苦を悲みて、來世の營み他事なかりける。其中に難有事と世に聞えけるは、大臣の常に住給ける所をば、東へ十二間、南へ十二間、西へ十二間、北に十二間の屋を立て、四方に四十八の間を點じ、一方の十二間に、十二光佛を一體づつ奉立たりければ、四方に四十八體の十二光佛御座けり。其御前ごとに常燈を燃されければ、四十八の燈爐あり。晴夜の星の隈もなく、澤邊の螢に似たりけり。上は二十歳下は十六歳、色深く身盛に、姿人に勝形類なき美女を四十八人撰て、常燈に一人づつ付給、油を添燈を挑てぞ置れける。齡二十にも餘ければ、取替々々居られけり。日沒の時に成ければ、四十八人の女房達、衣裝花を折、蘭麝の芳を新にして、日沒靜に禮讃し、念佛貴く唱つゝ、四十八間をぞ廻られける。念佛禮讃終りぬれば、彼女房達六人づつ番を結て、鼓銅鈸子をはやしつゝ今様謠て、又彼四十八

扁鵲難經金匱要略甲乙經

鼎臣―三公を云ふ、內大臣は正しくは三公に非ず、故に外相と云へり

あぢきなし―不愉快也

いかでも―何とかして、又何卒

道なきに似たり、若又彼醫術效驗なくば、面謁其詮なし、就中重盛不肖の身ながら、天恩忝に依て三公の一分をけがし、丞相の位に昇、本朝鼎臣の外相を以異國浮遊の來客に見えん事、且は國の恥也、且は家の疵也、縱ひ我命を亡すと云とも、爭か此國の恥を顧ざらん、彼につけ是につけ、其事有べからざる由を申べしとて、年來の侍に向給て、殊に禮儀し給ければ、盛次泣々罷出ぬ。入道殿に此由こま〴〵と申ければ、力及給はず。其後大臣は出家し給て、後世菩提の御勤より外他事なかりける程に、終に八月一日に薨給にけり。生年四十三、五十にだにも滿給はず、惜かるべき御命也。入道の老の歎中も愚也。實にさこそは思給けめ、人の親の子を思習、愚なるだにも悲し。況や當家の棟梁、朝廷の賢臣にて御座しかば、恩愛の別と云家の衰微と云、爭か歎悲給はざるべき。されば入道は內府が失ぬるは、併運命の末に成にこそと萬あぢきなし、いかでも有なんとぞ宣ける。凡此大臣文章うるはしくして心に忠を存、才藝正くして詞に德を兼ねたりければ、良臣を失へる事を憂ふる家には武略の廢する事を歎く。心あらん人誰か實に嗟歎せざらん。

漢高三尺劔─後漢書に漢高三尺之劔坐制二諸侯一とあり

黥布─淮南王英布が事

扁鵲─渤海郡鄭の人、齊桓公頃の名醫

耆婆─天竺の名醫、王族の人

四部─本草の四部を云ふか

五經─素問

すまふとも雖レ叶事に侍、昔漢高祖は三尺の劔を以て、諸侯を制し天下を治めけれども、淮南黥布を討し時、中二流矢一蒙レ疵、命を亡さんとせし時、高祖后呂太后、醫師を迎て是を見す、醫の云、五百斤の金を賜て御疵を癒さんと申しに、高祖宣く、我項羽と合戰する事八箇年の間七十五度、去ども命を全して諍勝天下を治き、而に今天の命に背に依て被二此疵一命は即天の與にあり、天の心を知ずして療治を加と云とも、扁鵲何の益かあらん、但かくいへば金を惜に似たりとて、五百斤の金をば醫師に給りけれども、療治をばせずして終に失にけり、先言耳にあり、今以て甘心す、重盛苟も九卿に列し三台に昇る、其運命を計るに、以て天の心にあり、爭か天の心を不レ察して、愚に醫療を致ん、況又所勞若定業たらば、加二療治一とも可レ無レ益、もし又非業たらば自然に癒る事をうべし、彼耆婆が醫術及ずして、釋尊涅槃に入給き、是則定業の病癒ざる事を示さんがためなり、治するは佛體也、療するは耆婆也、定業猶醫術にかゝはるべくば、豈釋尊入滅あらんや、定業治するに不レ足旨明けし、然れば重盛が身非二佛體一、名醫亦不レ可レ及二耆婆一、假令四部の書を鑑て百療に長ずと云とも、爭か有待の依身を救療せん、假令五經の說を詳して衆病を癒すと云とも、豈先世の業病を治せんや、若又彼治術に依て存命候はば、本朝の醫

小松殿の勞、日に隨て憑なき由聞ければ、入道殿より盛次を使にて被ㇾ仰けるは、御所勞日にそへて大事になる由承る、心苦こそ存侍れ、何事にても御意得ある人の、いかに今まで療治はなきやらん、親に先立は不孝とこそ申侍、今日明日とも知ず老たる父母を殘留めて、歎思はん事罪深かるべし、此間唐より目出き醫師の渡て、今津に著て候ふなる、折節然べき御運と覺え、即彼使者に具足し進すべけれども、先案內を申也と云はれたり。

內府は病の床に臥て、世に侘しげに御座けるが、入道殿に最後の對面の由思はれけるにや、人に扶起されて、烏帽子直衣にて盛次に出合、返事被ㇾ申たり。療治の事畏承候ひ畢ぬ、尤御命に可ㇾ隨、但今度の勞存ずる旨あるに依て殊に不ㇾ加二醫療一、其故は重盛去五月に熊野參詣して、權現に申請る旨侍き、嚴重の瑞相等ありし上、今此勞を受、御納受の故と存ず、神慮の御計凡夫の是非に不ㇾ及歟、老少不定の世の習、老たるを殘置奉る實に痛敷存といへ共、親に先立ためし重盛一人に不ㇾ限、前後相違の國、本より存處なれば、強に歎思召べきに非、其上命は天の與る事なれば、必しも治術に依べからざるか、重盛保元平治の合戰には、命を捨て矢前に立て振舞しかども、矢にも中らず劍にも代れずして今に命を持てり、然而今年が一期の限、生涯の終りにこそ侍らめなれば、惜とも

平門棟門―棟なき屋門を棟門、屋上を平にしたるを平門といふ

今はかうー愈々滅亡するかと

けれども、其御心をば知ず、下向の後幾程なくて、後に悪き瘡の出給たれども、つや／＼療治も祈誓もなかりけり。

○旋風事

六月十四日、旋風夥吹て、人屋多く顛倒す。風は中御門、京極の邊より起て、坤の方へ吹以て行。平門棟門などを吹拂て、四五町十町持行て抛などしける。上は桁梁垂木こまひなどは、虚空に散在して此彼に落けるに、人馬六畜多く被打殺けり。屋舍の破損はいかゞせん、命を失ふ人是多し。其外資財雜具、七珍萬寶の散失すること數を知ず、これ徒事に非とて御占あり。百日の中の大葬白衣の怪異、又天子の御愼、殊に重祿大臣の愼、別しては天下大に亂逆し、佛法王法共に傾、兵革打續、飢饉疫癘の兆也と、神祇官竝陰陽寮共に占申けり。係ければ、去にては我國今はかうにこそと上下歎あへり。

○大臣所労事

畏まる—山家集にあり仁和二年十月十日の夜の事也

薄あほ—あほは(あを)の誤か

などや—何となく

して後世の事を申けるにも、流石名殘惜くて、

かしこまる四手に涙ぞ係りける又いつかもと思ふ身なれば

と讀て涙ぐみたりけん事、急度思出給ひつゝ、袖をぞ濕し給ける。彼は諸國流浪の上人也、命あらば廻り會世も有ぬべし。是は最後の暇を申給へば、今を限の參詣也、さこそ哀れに覺しけめ。筑後守貞能御供に候ひけるが、奉レ見けるこそ奇けれ。大臣の御後より、燈爐の火の如くに赤光たる物の俄に立耀ては、ぱつと消え、ぱと燃上りなどしけり。惡き事やらん吉事やらんと胸打騷思けれども、人にも語らず、左右なく大臣にも不レ申、御悅の道になり給。音無の王子に詣給たりけるに、淸淨寂寞の御身の上に、盤石空より崩係るとぞ大臣うつゝに見給ける。岩田川に著給て、夏の事也ければ河の端に涼み給ふ。權亮少將已下、公達二三人河の水に浴戲れて上給へり。薄あほの帷を下に著給へるが、淨衣に透通て諒闇の色の如くに見えければ、貞能是を見咎て、公達の召れたる御帷淨衣に移て、などや忌敷覺候、可レ被二召替一と申ける。次を以て證誠殿の御前にて念珠の時、御後に照光し事有の儘に申ければ、大臣打涙ぐみ給て、重盛權現に申入旨有き、御納受あるにこそ其淨衣不レ可二脫改一とて、是より又悅の奉幣あり。人々奇とは思ひ

親を顯し云々—立レ身行レ道揚ニ名後世ニ以顯ニ父母ニと云ふ孝經の文によれり

薄地—地は智の當字

何事ぞと尋給へば、兼康畏て夢物語申、大臣の見給へる夢に少しも不違、さればこそと涙ぐみ給て、よし〳〵妄想にこそ、加樣の事披露に不及誠宣けり。懸ければ一門の後榮憑なし、今生の諸事思ひ捨て、偏に後生の事を祈申さんとぞ思立給ける。同年五月に、小松大臣宿願也とて、公達引具し奉り熊野參詣あり。精進日數を重つゝ、本宮に著給ひて、證誠殿の御前に再拜し啓白せられけるは、歸命頂禮大慈大悲證誠權現、白衣弟子平重盛驚奉、申入心中の旨趣を聞召入しめ給へ、父相國禪門の體、惡逆無道にして動すれば君を惱し奉る、重盛其長子として頻に諫を致と云共、身不肖にして不敢服膺、其振舞を見に一期の榮花猶危、枝葉連續して親を顯し名を揚ん事難し、此時に當て重盛苟も思へり、愁に諂て世に浮沈せん事、敢良臣孝子の法に非ず、不如名を遁れ身を退て、今生の名望を抛て來世の菩提を求んにはと、但凡夫の薄地、是非に迷が故に、猶未志を不恣、願は權現金剛童子、子孫の繁榮絶ずして、仕て朝庭に交るべくば、入道の惡心を和て天下安全を得せしめ給へ、若榮耀一期を限、後昆恥に及べくば、重盛が運命を縮て來世の苦輪を助給へ、兩箇の愚願偏に冥助を仰ぐと、肝膽を碎て祈念再拜し給ふにも、西行法師が道心を發しつゝ、諸國修行に出るとて、賀茂明神に參つゝ、通夜

三島—平家には春日明神とせり

○小松殿夢同熊野詣事

治承三年三月の比、小松内府夢見給けるは、伊豆國三島大明神へ詣給たりけるに、橋を渡て門の内へ入給ふに、門よりは外右の脇に、法師の頭を切かけて、金の鏁を以て大なる木を堀立て、三つ鼻綱につなぎ附たり。大臣思給けるは、都にて聞しには、一所三島と申て、さしも物忌し給て、死人に近附たる者をだにも、日數を隔て參るとこそ聞しに、不思議也と覺て、御寶殿の御前に參て見給へば、人多居並たり。其中に宿老と覺しき人に問給やうは、門前に係りたるはいかなる者の首にて侍ぞ、又此明神は死人をば忌給はずやと宣へば、僧答て云、あれは當時の將軍、平家太政入道と云者の頸也。當國の流人源兵衛佐頼朝、此社に參て千夜通夜して祈申旨ありき、其御納受に依て、備前國吉備津宮に仰て入道を討してかけたる首也と見て夢さめ給ぬ。恐し淺猿と思召、胸騒心迷して、身體に汗流て、此一門の滅びんずるにやと、心細く思給ける處に、妹尾太郎兼康、折節六波羅に臥たりけるが、夜半計に小松殿に參て案内を申入、大臣奇と覺しけり。夜中の參上不審也、若我見つる夢などを見て、驚語らんとて來たるにやと、御前に被召

巴峽—瑶臺霜滿一聲之玄鶴唳ﾚ天巴峽秋深五夜之哀猿叫ﾚ月、射觀の句也

營む—歿後の事共取營む也

方士は貴妃を云々—長恨歌に出づ

第に弱て云事も聞えず、息止眼閉にけり。寂々たる臥戸に泪泉に咽べども、巴峽秋深ければ嶺猿のみ叫けり。閑々たる溪谷に思歎に沈ども、青嵐峯にそよいで皓月のみぞ冷じき。白雲山を帶て人煙を隔たれば、訪來人もなし。蒼苔露深して洞門に滋れども、憐思者もなし。童只一人營つゝ、燃藻の煙たぐへてけり。荼毗事終てければ、骨を拾て頸に掛、涙に咽て遙々と都へ歸上にけり。奈良の姫君に奉ﾚ見ければ、悶焦て泣悲事不ﾚ斜、さこそ有けめと想像れて無慙也。童申けるは、御文を御覽じてこそ御歎の色もまさる樣に見えさせ給ひしか、硯も紙もなかりしかば御返事は候はず、思召れし御心中、さながら空く止にきとて、恨事の次第細々と申ければ、姫君涙に咽て物も不ﾚ被ﾚ仰、出家の志有と仰ければ、有王丸兎角して、高野の麓天野の別所と云山寺へ奉ﾚ具、其にて出家し給にけり。眞言の行者と成て、父母の菩提を弔給ひけるこそ糸惜けれ。有王も其より高野山に登、奧院に主の骨を納卒都婆を立、卽出家入道して同後世を弔ひけり。方士は貴妃を蓬萊宮に尋、金言は嚴父を狄が城に尋けり。彼は恩愛の情に催され、王命の背難によて也。主を硫黄島に尋ねける有王が志こそ哀なれ。

惱障の緣により感得したる異熟の依身

須迷津―淨土に至るべき渡津

半偈―釋尊生滅々已寂滅爲樂の半偈を聽かん爲身を雪山の谷に投げし事あり

二空―人空と法空、又性空と相空

か悲ざらん、蘭香の家も未無常の悲を免れず、櫻梅の宿も猶生死の別には迷へり、況俊寛が有樣、今日とも明日とも不レ知身なれば、過去の修因今生の現果、拙かりける我かなと所從なれ共恥し、されば肝心を碎ても骨肉を捨ても、求べきは菩提薩埵の行、血髓を屠身體を拋ても、望べきは安養淨土の境也、徒に身を野外に捨んよりは、同は覺悟の佛道に捨べし、空く心を苦海に沈めんよりは、須迷津の船筏を儲べし、而を身命を雪山に投じ、半偈の文眼に宛たれども如レ不レ見、給仕を千歲に運し一乘の說、掌に把とも似レ不レ取、悲哉無上の佛種をはらみながら、無始無終の凡夫たる事を、痛哉二空の滿月を備ながら、生死長夜の迷情たる事を、凡此島に放るゝ初には、思に沈て岩の迫に倒臥て、今生の祈も後生の勤もなかりしか共、丹波少將も、康賴入道も歸洛の後は、毎日に法華經一部を暗誦し、よもすがら彌陀念佛を唱て、一筋に後世の爲と廻向して今に不レ怠、夫來迎の金蓮には、貴も賤も倶に乘、弘誓の船筏に乘には、富も貧をも渡し給と聞ば憑あり、又妙法の二字には諸法實相の理を兼、蓮華の兩字には權實本迹の義を含り、誠に貴御法也、晝誦夜唱る功德、去ども後世は覺ゆれば、唯汝も念佛を勸よ、我も名號を唱んとて、明れば佛の來迎を待て、暮れば最後の近を悅で、日數をふる程に、次

衆生始ある事なし
當來—當然來るべき來世
善巧—方便に同じ、善く巧に衆生を化益する事
分段—分段身の略、有漏の業が煩

可レ知、長命と云共必死す、昔より形を殘す者なし、されば今は一筋に、今生を穢土の終と思召切て、當來には必淨土へ參らんと、心強願御座べし、無益の妄念を殘して心憂き境に廻給べからず、四五箇年の流罪猶以難レ忍、無量億劫の惡趣、出期を不レ知といへり、今度厭給はずばいつをか期給べきなど、種々教訓申ければ、僧都息の下に、二人は被ニ召還一俊寛一人留し上は、思切てこそ有しか共、凡夫の習なれば、折々には去共と憑む心も在き、其云甲斐なし、己角理を以て云教れば思切ぬ、昔は召仕し所從、今は可レ然善知識也、權化の善巧歟大聖の方便歟、誠に此世の中の習、強に都へ歸ても何にかはせん、玉の簾錦の帳も萬歲の粧にあらず、尤可レ厭、金臺銀階千秋の粧にあらざれば無レ由、其上不レ待ニ入息出息一身なれば、朝露の日に向ふよりも危し、生死不定の命なれば、蜉蝣の夕べを待よりも短し、殊に此二三年は、歎を以て月日を運、齡傾勢衰て、悲を以て星霜を送つ、危壽に病附ぬ、浮雲の假宿とは知ながら、墓無く我身を起て歸洛を待き、草露の英なる命と思ながら、愚に常見を成て怨念を含、終には是山川の土なれども、捨難は血肉の身也、思へば又野外の土なれども、欲レ惜分段の膚也、碧綠の紺靑の髮筋も、遂には塚際の芝に纏、莊嚴端直柔和の姿も、亦路邊の骸骨也、尤可レ厭、爭

業―身口意の所作全部を云ふ、又惡業のみにも云ふ

無始―一切

折て肉を貪る、得たる時は慰む、くれざる日は空く臥ぬ、角しつゝ一日二日とする程に、早四箇年にも成にけり、さて生たる甲斐有て、己を見つる嬉さよ、若此事夢ならば、覺て後はいかゞせんと、噦噎もし敢ず泣語給けり。有王つら〳〵と聞レ之、涙の乾間ぞなかりける。僧都又宣けるは、俊寛は懸罪深者なれば、業にせめられて今幾ほどか存ぜんずらん、己さへ此島にて歎事も不便也、疾々歸上と云れければ、有王尋參侍程にては、十年五年と申とも、其期を見終進侍るべし、努々御痛有べからず、但御有樣久かるべし共不レ覺、最後を見終奉らん程は、是にして兎も角も勞進すべしとて、僧都に被レ教、峯に登ては硫黄を堀て商人に賣り、浦に出ては魚を乞て執行を養ふ、係けれども、日來の疲も等閑ならず、月日の重るに隨て、いとゞ憑なく見えけるが、明年の正月十日比より打臥給ひぬ。有王は今は最後と思て立離ず看病して、兼て賢くも善知識して申けるは、再都へ歸上給はざる事、努々御妄念に思召べからず、北方も若君も空き露と消させ給ぬ、姫君は奈良に御座せば御心安かるべし、唯娑婆の定なき有樣を思知給ふべし、假令妻子を跡枕に居置奉、古き都にして終給とも、住馴し境界は御名殘惜思召べし、依レ之衆生無始より生死にめぐりて三界を不レ出とこそ承り候へ、富貴榮花も終には衰、御身に宛て

申くつろぐ―申し寛む、種々口入して歸京の出來る樣に取計はんと也

是程の御有樣にては、口比は何として今迄もながらへさせ給けるぞと問ければ、僧都は其事也、三人被ㇾ流たりしに、丹波少將の相節とて、舅門脇宰相の許より一年に二度舟を渡しし也、春は秋冬の料を渡し、秋は春夏の料にとて渡しを、少將心樣よき人にて、同島に流され同所に有ながら、我一人生て、まのあたり各を無人と見ん事も口惜かるべし、三人あればこそ互に便ともなり、又なぐさめとて、一人が食物を三人に省、一人の衣裝の新きをば我身に著、古をば二人に著せつゝ、兎角育し程は人の體にて有しか共、去年此人々還り上て其後は事問者もなく、情を懸る人もなければ、適が甲斐なき命の惜ければ、此人々の都にて申くつろげんなんど云しを憑みて、力の有し程は島の者のするを見習て、此山の峯に登て硫黄を取て、商人の舟の著たるにとらせて、如ㇾ形代を得て日を送り、命を續しか共、力弱り身衰て後は、山に登事も不ㇾ足叶、硫黄を取事も力盡ぬ、さてもあられで、澤邊の根芹をつみ、野邊の蕨を折てさびしさを慰しも、叶はぬ樣に成果て、今はする方もなければ、浪たゝぬ日は磯に出て、岩の苔をむしりて、潮に洗て食物とし、汀に寄たる海松和布を取、和なる所をかみて明し暮す、何を期する事はなけれ共、責ての命のをしさに、網引者に向ては手を合て魚を乞ひ、釣する海人に歎ては膝を

なましき骸骨―生きたる骸骨

あらは―顯露の義、隱す處なき也

と申ければ、僧都我身は云に及ず、志深き己さへ、我故に此島にて朽ん事の悲にこそと宣へば、有王涙を流し、老たる母をも捨て、兄弟にも角とも不レ申、はる〴〵と參侍し事は、命を君に奉り、身を海底に沈めんと思定て候き、一度都にて捨て侍命を、二度此島にて可レ惜かと申ければ、僧都打ちうなづきて、嬉しげにて、いざさらば我夜の臥所へとて具して行く。住給ふ所を見れば、巖二が迫に、竹そ木の枝を取渡し、寄來藻くづを取係たり。雨露のたまるべき樣もなし。僧都一人入給ぬれば、腰より下は外にありて、内には又所もなし。有王はあらはにぞ居たりける。穴心憂の御住居や、今は申て甲斐なき事なれども、京極の御宿所、白川の御坊中、鹿谷御山庄まで、塵もつけじとこそ營立させ給しに、何と習はせる人の身なれば、懸る住居にも御座ける事よ、京童部が築地の腹などに造りたる犬の家には猶劣れる物ぞやとて口說泣。京より菓子少々用意して持たりけるを、取出て奉レ勸。僧都被レ思けるは、此等を食たり共、ながらふべき命に非ず、中々由なけれ共、都より我爲にとて遙々持下たる志を失て、打捨ん事も無念也と覺して、食やうにして宣けるは、此等は指も味もよかりし上、世に珍けれども、餘に疲衰たる故にや、喉乾口損じて、氣味も皆忘にけりとて、指置給けるぞ糸惜き。有王申しけるは、

なじかは—何とて

ゆるぎ—立動く様

と仰候しを承置て、當時は奈良の姨母御前の御許に侍り、疎なるべき事にはあらねども、幽なる住居推量給へ、さても此三年迄、いかに御心強く有とも無とも承ざるらん、母御前にも弟にも後れて憑方なし、誰に預何にせよと思召にか、疾して御上候へ、戀し共戀し床し共床し、三年の思歎水莖に難盡侍れば留候ぬ、穴賢々々と裏書端書滋く薄く、みだし書にぞしたりける。僧都は此文を見て、巻つ披つ泣悲て云けるは、俊寛が此の島へ流されし年は、姫は十に成しかば、今年は十二と覺ゆ、文は詞もおとなしく、筆の立所も尋常也、去共切繼たるやうに、とくして上れ自ら申さんと書たるこそ流石稚けれ、心に任たる道ならば、なじかは暫もやすらふべき、墓なき物の書様やとて、聲も惜まずをめき給ふ。やをれ有王、此島の形勢にて、今まで俊寛が命の有けるは、姫が文をも待見、又汝が志の切也けるに、今一度見せんとて神明の御助にて有けるにこそ、已一人を見たれば、都の人々を皆見たる心地こそすれ、係る貌なれ共、見えぬれば三年の思ひも晴ぬ、今は疾々歸上、僧都には人も不付しに、京より下て訪など聞えん事も恐ありと宣へば、有王申けるは、穴うたての御心や、是程の御有様にて世も恐しく命も惜思召候か、御身のゆるぎ、御詞のいづれは人とや思召、唯なましき骸骨の動かせ給ひ候とこそ見進候へ

草のゆかり一ちと許りの所縁也

も承便もなし、身の有様をも知られ進せず、いぶせさのみ積れども、世中かきくらして晴心地なく侍り、さても三人同咎とて一つ島に移されけるに、二人は被レ免になどや御身一人殘留給らんと、人しれぬ歎唯思召やらせ給へ、人々島へ被レ流給て後、其ゆかりの者をば尋求て、手足を損じて責問べしなど聞え侍しかば、召仕し者共も遠國々へ落失て、舊里に一人も留らざれば、都には草のゆかりも枯はてて、立紛べき方もなく、哀糸惜と事問人もなし、君達も可レ被ニ召捕一など聞えしかば、母御前弟我身三人引具して、幽なる便に附て、鞍馬の奥とかやへ迷入、日影も見えぬ山里に、住も習はぬ柴の庵に、忍居て候し程に、朝夕は御事をのみ歎給しに、打副稚身々の向後いかにせんと隙なき御物思の積にや、病と成せ給たりしかば、弟と二人、とかく勞り慰進せしか共、不レ叶して空見成進せぬ、生ての別死の別れ爲方なければ、二人歎暮し泣明し侍し程に、又弟も疱瘡とかや申勞をして、今年の五月に身罷侍り、同道にと歎しか共、はかなき露の命と云ながら消もやらで、強面今までは草の庵に殘留て侍れば、憂事も悲事も可ニ思召知一、拙果報の程こそ宿世の身のつとめ辱く思侍れ、故母御前御勞の時、我死なば誰をか便と憑御座べき、奈良の里に姨母と云人御座す、尋行き打歎かば、去共憐給はんずらん

本結—髻を結ぶ物、即元結也

留巻　第十一

○有王俊寛問答事

有王申けるは、姫御前は奈良の姨御前の御許に御渡と承て、参て、此島へ思立候、御言傳やと申入て候しかば、端近出させ給ひ、不斜御悦有て、哀女の身程無甲斐事はあらじ、我身も父の戀しさは、己にや劣るべき、可類方なし、可思立道ならねば力なし、さても多人の中に一人思立らん嬉さよ、平らかに參著たらば進せよとて御文あり、御詞には、替ぬる世の恨に筆の立所も覺侍らず、泣々申候へば文字もさだかならず、御覽じ悪こそ渡らせ給はんずらめ、御返事をも待見進せば、いか計かはと申せとこそ仰候しか、昔ならば角直に承べしやと、哀に思進て、落涙を押つゝ、奈良を出て罷下し程に、門司赤間の關より始て、硫黄島へ渡ると申者をば怪、文などや持たると求捜と承しかば、御文をば本結の中に結び籠て、難有して持て參たりとて、取出して奉之。僧都は悲さの中にも嬉く珍く思て、涙を押拭々々披見給へば、其後便なき孤子と成果て、御向後を

さすが人は
ーさろにて
も彼人は

からず見えさせ給ひし程に、其積にや日比悩せ給ひしが、去年の冬遂に隠れ御座ぬと申も果ぬに、僧都は穴哀や、さては女房は早はかなく成給ひけるにこそ、慰む便もなく知れる人もなき我だにも、係る島の有様に三年の今までも在るぞかし、さすが人は少き者共もまた有き我を見るとも、思成てこそ有べきに、若や姫をば誰孚めとて隠れ給ひけるぞや、其に就ても難面かりける我命かなとて、又臥倒給ひけるに、有王泣々重て申けるは、若君は父の渡らせ給なる所は何所やらん、尋参れと仰候ひしかども、故北方の、穴賢そなたの方と知すな、少き心に走出て、行へも知ず失る事もこそと承りしかば、知せ進する人も候はざりし程に、人の煩ひ合て侍し疱瘡と申御労に、去五月に又失させ給にきと云ければ、僧都又伏倒て、やをれ有王、今は係る憂事をばな語りそとよ、三人が中に法師一人捨置れぬれば、都に還上り再妻子を相見る事はよもあらじなれども、さても有らんと思ひやれば慰事も有にや、いつを限に惜べき身ならねども、此を聞彼を聞に、絶入ぬべき心地なり、よし〳〵今はな語そと云けるこそ責ての事と哀れなれ。

やをれ—如何に

事も愚に—物事をさばかり輕やか

のあたり見進する御有樣、うつゝ共覺候はず、されば何なる罪の報にて角渡らせ給覽とて、僧都の顏をつく〴〵と守つゝ、雨々とぞ泣臥たる。童良在て起あがりければ、僧都も又起なほりて泣々宣けるは、此島は遙なる海中、遠き雲の徐なれば、おぼろげにても人の通事なし、己が兄の龜王が、淀まで訪下たりしをこそ有難く嬉き事と思ひしに、有王が是まで思立見來事、實に現とも覺ねば、もし夢にてや有らん、やをれ有王、さらば中々何如に悲しからん、それも戀しき者を見つれば、嬉などは云も疎也、さても少將と判官入道との有し程は、憂事悲事云連ては泣つ、思出有し昔物語をしては笑つ、互に慰しに、被₂打捨₁し後は、一日片時堪て有べし共覺ざりしに、甲斐なき命のながらへて、互に相見つる事の嬉さよ、加程の有樣なれば、何事を思べきにあらね共、都に殘留し者共の、忘るゝ間なく戀く聞まほしけれども、心に任せぬ旅なれば其も叶ず、是ほどの志の有けるに、などや此三年までは問ざりけるぞ、少將の迎の時は、何に文一は傳ざりけるぞと宣。童申けるは、事も愚におぼしめしけるか、君西八條殿へ被₂召籠₁させ給し後は、御あたりの人をば上下を云ず搦捕て、獄舍に入られ家財を壞取しかば、成ㇾ恐近習の人々も思々に落失ぬ、北の方は鞍馬の奥、大悲山に忍ばせ給しが、明ても暮ても[illegible]

輕大臣―下學集神社啓蒙等に此事見えたり

弱宰相―春衡と云ふとぞ

宰相―燈臺鬼を求めて歸朝の際硫黄島に溺沒す。故に鬼界といふと云へり

斜なる―大方なる

けれ。係樣も有けるにや、昔輕大臣の遣唐使に渡されて、形を他州にやつされ、燈臺鬼となされつゝ、歸事を不レ得けり。子息弼宰相、其向後の覺束なさに、大唐國に渡て尋れ共尋れ共、目の前に有ながら明す者こそなかりけれ。父は子を見知つゝ角と云まほしけれ共、物いはぬ藥をのませ、瘂になされたりければそも叶はず、額に燈械を打れつゝ、宰相に向て只泣より外の事なし。宰相はやつれたる父なれば、面を並て不レ知けり。燈臺鬼涙を流つゝ、指端を食切て、其血を以て宰相が前に角ぞ書連ける。

我是日本花京客、汝則同姓一宅人、爲レ父爲レ子前世契、隔レ山隔レ海戀情苦、經レ年流レ涙宿二蓬蒿一、逐レ日馳二思親蘭菊一、形破二他州一成二燭鬼一、爭歸二舊里一寄二斯身一、

と書きあらはしたりけるにこそ宰相は我父の輕大臣共知けれ。執行も三年の思に衰痩、あらぬ形に成たれば、知ざりけるも理也。我こそ俊寛よと名乘けるより、有王は流す涙せきあへず、僧都の前に倒伏、良久物も云ず、さても老たる母をみすて、親者にも知れずして都を出て、遙の海路を漕下、危浪間を分凌ぎ參しには、縱疲損じ給たり共、斜なる御事にこそと存ぜしに、三年を過し程はさすが幾ならぬ日數にこそ侍るに、見忘るゝ程に衰させ給ける口惜さよ、口比都にて思やり進けるは、事の數にても侍らざりけり、ま

さこそ云々
―死にこそ果つべき身の上なるに

もさすが人には違ず、都にも老衰たる者もあり、片輪なる人もあり、去ば此島にも係者も有にこそと思て問ければ、やゝ一年此島へ三人流され給たりし人の二人は免て上給ぬ、今僧の一人御座なる、いづくにぞと云ければ、僧都は貌こそ衰たりけれども、目と心とは昔に替ず、童をば慥我召仕し有王とぞ被レ思ける。童は主の餘に衰損じたれば、僧都とは知ざりけれ共、さすが又何とやらん覺てつく〴〵と守立たり。僧都は顏の色をとかく變じて樣々にぞ思ける。我こそ俊寛よと名乘んとすれば、果報こそ拙て、かゝる身とならんからに、心さへ替けるよと思はん事も愧し、恥を見んよりは死をせよとこそ云に、さこそあらんからに、僧形として生魚を手に把たる心うさよ、只知ざる樣にて過さばやと、千度百度案じけるが、又思けるは、此島にては、疎く不レ知者也共、都がかりの人に遇たらんはうれしく珍らしかるべし、況年比の主を悲て遙々と尋來たらん者を、其志を失空く返し上せん事、最不便也、我も又問聞たき事も多しと思返して、手に把たる魚をば後へ廻し、去げなき樣に抛て、あはれ有王か、何にして是までは尋來れるぞや、我こそ俊寛よ、穴珍や〳〵、己一人を見たれば、捨別し妻子も仕なれし古郷も、皆見つる心地のするぞや、いかに〳〵とて、手すり足すり喚叫けり。其時こそ有王も慥の主とは思

帯
つや〳〵
一切、露ばかりも

けるは、此島に法勝寺の執行僧都の御房御座し候なるは、何所にて候やらんと問ければ、打見たる計にて物も云はざりけり。法勝寺共執行共爭か可レ知なれば、不レ答も理也。白言事も有けれ共、つや〳〵不二聞知一ければ、いとゞ力なく覺けり。責ては死給たりとも其骸骨は御座らん、彼をなりとも尋得て形見ともするならば、いか計限なく志のかひも有べきに、御行へをだにも知ずして空く都に歸上らん事の悲さよと思て、猶深く山邊に尋入たれども、我主に似たる人もなし。立歸遙々浦路に迷出たれば、礒の方より働來者あり。只一所に動立樣也。其形を見に、童かとすれば年老て其貌に非、法師かと思へば又髮は空樣に生あがりて白髮多し、銀の針を立たるが如し。萬の塵や藻くづの附たれ共不二打拂一頸細して腹大脹、色黑して足手細し、人にして人に似ず、左右の手には小き生魚を二三づつ把り、腰のまはりには荒和布を取纏付けて、さけびきて凡力もなげ也。童思けるは、哀我主の角成給たるにもや在らん、いかにといへば、若干の法勝寺領を知行し給ながら、修理造營をばし給はず、恣に三寶の信施を受、あくまで伽藍の寺川を貪給し罪の報に、生ながら餓鬼道に落給たるやらん、餓鬼城の果報こそ、頸は細く腹は大に、色黑して首蓬の如く有とは聞など樣々に思に、いとゞ悲て、近付き能々みれば、手も足

夏衣—拾遺集に、花散ると厭ひし物を夏衣たつを遅しと風を待つ哉

はねかづら—花鬘也

むつき—下

き者と生て、父には生て別れぬ、母と妹には死して後れぬ、多の人の中に角思立ける志の嬉さよ、餘りに父の戀く思侍れば、男子の身ならば走連ても行まほしく侍れ共、女とて叶はぬ事の悲さよ、御文慥に進せて、相構て疾して御上あれと申べしとて、やがて倒れ臥、聲も不レ惜泣ければ、童も倶に袖を絞る。唐船の纜は、四月五日に解習にて、有王は夏衣たつを遅しと待兼て、卯月の末に便船を得、海人が浮木に倒つゝ、波の上に浮時は、波風心に任せねば、心細事多りけり。歩を陸地にはこびて山川を凌ぐ折は、身疲足泥、絶人事も度々也。去共主を志にて行程に、日數も漸積ければ、鬼界島にも渡にけり、此島の躰動、都にて傳聞しよりも、まのあたり見は堪て有べき樣なし。峯には燃上ほむら行客の魂を消、谷には鳴下る雷旅人の夢を破る、山路に日暮ぬれども、樵歌牧笛の音もなく、海上に夜を明せば、松風白浪心をいたましむ。童何事に付ても慰思なければ、いかにすべし共不レ覺けれ共、主の行末の悲さに、谷に下て尋れば、岩もる水に袖しをれ、峯に上て求ば、松吹嵐ぞ身にしみける。兎にも角にも叶はねば、只涙を流して立たりけり。去程に島の住人と覺しくて、木の皮をはねかづらとして額に卷、赤裸にてむつきをかき、身には毛太く長く生て、長は六七尺計なる者ぞ遇たりける。有王嬉て云

見繼ぐ—財物を給與す

も具したうこそあれ、され共其義なければ不ㇾ及ㇾ力、誠や薩摩國硫黄島とかやへ可ㇾ被ㇾ流ときけば、命ながらふべしとも覺えず、路の程にてはかなくもやならんずらん、我身の事は今はさて置、都に殘留女房少者共の心苦しきに、彼人々に付て朝夕の事をも見繼べし、我に隨はんに露劣るまじ、とく歸上れなど泣々宣ひ、通はす處に、宣旨御使又六波羅の使、何事中童ぞと怪み尋ける恐しさに、龜王名殘は惜けれども、泣々都へ歸上けり。其弟に有王と云けるは、僧都に別て後、仕はんと云人在けれ共、宮仕もせず、大原、閑原、嵯峨、法輪、貴所々に迷行て、峯の花をつみ谷の水を結て、山々寺々手向奉、我主に今一度合せ給へと、夜晝心をいたして祈けるこそ不便なれ。角て三年を經て、少將と判官入道と都へ還上ぬと披露有ければ、有王我主の事何に成給ぬるやらんと覺束なく思て、此人々の迎に行たりける人に合て尋聞ば、上りしまでは御座き、二人に捨られて歎悲み給し事、二人舟に乘給しに、舷に取付て、遙に出給たりし事、陸に歸上て濱の沙に倒ふし給事、委く語答ければ、有王涙を流て、さては未此世に御座るにこそ、誰育誰憐奉らんと悲くて、有王は只一人都をあくがれ出、未ㇾ知薩摩方硫黄島へ、遙々とこそ思立て、先奈良に行、僧都の姫の御座けるに角と申て御文を賜りけり。姫宣けるは、我身果報な

寶物集—書名、七卷あり、群書類從に收む。

一の預—預人の首座

波の底にも沈たるやらんとぞ歎けるが、其思や積けん、はかなく聞えて今日は五日に成にけり。使歸て角と申ければ、入道は墨染の袖を顏にあてて、薩摩方沖の小島に我ありと親には告げよ八重の鹽風

とは、誰がために云ける言葉ぞとて、絕入々々咽けり。其後は雙林寺の庵室に閉籠、なからん跡の形見とて、淚の隙々に寶物集を造て、世にこそ披露したりけれ。

○有王渡二硫黃島一事

法勝寺執行俊寛は、此人々に捨られつゝ、島の栖守と成はてて、事問人もなかりけるに、僧都の當初世に有し時、幼少より召仕ける童の三人粟田口邊に有けるが、兄は法師に成て法勝寺の一の預也。二郎は龜王、三郎は有王とて、二人は大童子也。彼龜王は僧都の被レ流て、淀に御座處へ尋行て、最後の御供是こそ限なれば、何所までも參侍るべしと泣々申けるを、僧都は誠に主從の好み昔も今も不レ淺と云ながら、多の者共有つれ共、世中に恐て問來者もなし、其恨にあらず、あまたの中に尋來て、角申こそ返々も志の程うれしけれ、但我に限らず、少將も判官も人一人も不レ隨とこそ聞け、御免あらば幾人

は藏人頭

人を語ひて
—人を賴みて

判官入道は、東山雙林寺に、昔の山庄の有けるに落著て見けれ共、留主に置たりし下人もなし。庭には千草生かはし、軒にはしのぶゝ茂たり。荒たる宿の習にて、事問人もなく、板間に苔むして、月の光も漏ざりければ、いとゞ心のすみつゝ思ひつゞけけり。

故鄕の軒の板間に苔むして思ひしよりももらぬ月哉

と。我世に有し時は宿所もあまた有き、山庄も所々に有しか共、鬼界へ越し後は其行末を不ㇾ知、僅に殘る栖とては、此屋ばかりと哀也。さても入道は紫野に有ける七十有餘の母の許へ、急ぎ角と申たかりけれ共、身にそへる下人もなし、昨日は夜ふけて都へ入りぬ、程は遠、明を遲しと待けるが、同十七日に、人を語ひて母がもとへぞ遣ける。下侍し時角と申度侍しかども、老衰て後歎おぼさんを、まのあたり見聞奉らんも、中々痛しく思給しかば、心づよく告申事もなくて罷下侍しに、かひなき命の不ㇾ消して、再都に歸上り見え奉ん事こそ嬉く侍れ、急參らん程先人を進する也とぞ云遣たりける。入道の又母は、七十に餘て悲き子を流れて、係る憂目を見事よと歎けるが、可ㇾ被ㇾ召返ㇾと聞ければ、流されし時は由なき命の長生哉と思しに、今は我子を再見ん事の嬉さよ、去年の冬島をば出たりと聞に、何に見えぬやらん、海路遙に日を經たり、風の烈き折節なれば、

そも召も―それも御召も

夕郎の貫首―夕郎は五六位藏人の總名、貫首

給し時、四になり給ける若君は、髪生のびて結程なり。見忘給はざりけるにや、父の御膝近くなつかしげにて寄給へり。又北方の御傍に、三ばかりなる稚人の御座けるを、あれはたそと問給ければ、北方是こそはと計にて、又物も宣はず泣給けるにこそ、流されし時、近産すべきにと心苦く見置しが、生にけるよとは心え給たりける。是を見彼を見に付ても、盡せぬ物は只涙也。少將は急御所に參て君をも見進せばやと被思けれ共、そも召もなかりければ、憚進て不參。法皇も御覽ぜまほしく思食けれ共、人の口を御憚有て急召事もなし。同十八日に入道より宰相の許へ使者あり。少將相具して來給へと也。又いかなる事の有べきにやとて、各歎思はれけり。さて默止べきにあらねば、宰相と少將と同車して、西八條へ參られたり。入道中門の廊に出合給て、鬼界島の事あらあら問給へば、少將は細々とぞ答へける。戯呼哀なる所にこそ、實にさこそ思給ひけめ、早々出仕し給て田舍忘あるべしと宣ければ、さてこそ御所に參て君をも見進せけれ。其後本位に復し、夕郎の貫首を經て、父の跡を逐、大納言にも至りけれ。

○康頼入道著二雙林寺一事

世を諂ふ—世に立交ると云ふ程の義

急度—急には

名残を惜つゝ云けるは、昔召仕し者東山雙林寺の邊にありき、相尋べし、今は係る身に成ぬる上は世を諂に及ばず、他事を忘て後世の營をはげむべきに侍り、若眞如堂雲居寺詣など思召立事あらば、御尋も有べし、又性照も道廣成なば、六波羅の貴殿へも參ずべし、三年の依ニ御恩ニ消やすき命のながらへて再都に歸上ぬる事、生々世々に難ニ忘こそ奉レ思とて、或は悦或は契て、墨染の袖を顏にあてて、六波羅にて車より下り、暇申て分れにけり。少將は宿所に落著給たりければ、宰相を奉レ始、皆悦の涙に咽て、急度もの云人もなかりけり、理には過たり。少將は昔住馴給し方へ御座て、見廻給て内に入給へり。懸連たりし簾簾もさながら有、立並たりし屏風も障子も動らかず、只昔に替たる物とては、乳母の六條が、三年のもの思に黑かりし髮の皆白妙に成たると、少人のおとなしく生立給へると計也。北方も疲衰給へり。是も三年のもの思と覺たり。昔足柄明神の異國へ渡り給しに、さり難妻の御神を留置て、戀悲給んずらんと覺しけれ共、振捨て三年をへて後に還給たりけるに、殊に白くうつくしく肥ふとり給たりければ、明神の仰には、瀧の水も冷戀せば疲もしぬべし、我を戀悲み給はざりけるにこそとて、終に別れ給にけり。是は疲衰給ひたりければ、誠に戀しと思給けりとて、いとゞ情ぞ増ける。少將被レ流

桃李―菅原文時の詩、朗詠集に出づ

遺愛寺―遺愛寺鐘欹枕聽といふ白樂天の句による

王昭君―漢元帝の宮女、胡王に嫁せしめらる

桃李不レ言春幾暮　煙霞無レ跡昔誰栖

と。又思ひつゞけ給ふ。

人はいさ心もしらず故鄕は花ぞむかしの香ににほひける

いつしか田舍には引替て、入相の野寺の鐘の音、今日も暮ぬと打響く。彼遺愛寺の邊の草庵に似たりけり。王昭君が胡國の夷に囚れて後、其跡角や有けんと思ひやられて哀也。姑射山仙洞の池の汀を望ば、春風波に諍て、紫鴛白鷗逍遙せり。興ぜし人の戀さに、いとゞ涙ぞこぼれける。南樓の木本には、嵐のみ音信て、夢を覺す友となり、木間を漏る月影の、涙の袖に宿れるも、名殘を慕かと覺ゆるに、夜差更て宰相の本より迎に人來たり。少將と判官入道と同車して遣出す。造路四塚東寺の門をも打過けり。うれしさの心中、只推量べし。二人は道すがら硫黃島の心うかりし事共語り連ても、俊寛僧都をぞ悲みける。只一人島の巣守と成果てて、思に堪ずはかなくや成ぬらん、又猶も生て有ならば、いかばかり歎き悲むらん、糸惜や三人有しにだにも僧都は殊に思入たりしに、増て友なき身と成てはさこそ有らめと、互に袖を絞けり。さても三人同罪とて被レ流、一人は留二人歸上事、是偏に熊野權現の御利生にこそと、貴にも又涙也。判官入道は三年の

晝はいかなるぞや—何故に晝は參られざるにか

絡石—つた

るやらん、無二心元一とて、中間雜色餘多、江口、神崎、室、兵庫邊まで下遣たりけれども、遊君遊女に戲つゝ疎略にや待たりけん、違て少將は登給へり。使六波羅の宿所に來て角と云ければ、奉レ始二宰相一、貴きも賤も悅相り。北方も乳母の六條も、御文見給て、穴珍々々、晝はいかなるぞや、必しも更て入せ給べきかや、人は御心のつよきぞやとて泣給けり。少將の父故大納言入道殿は、京中にも限ず、所々に山庄多持給へり。其中に鳥羽の田中殿の山庄をば、殊に執思給て、私に洲濱殿とぞ申ける。少將は日をも暮さんため、父の遺跡もなつかしくて見巡給ければ、屋敷は昔に替らねども、蔀格子もなかりけり。築地崩て覆朽、門傾て扉倒、庭には千種生茂、人跡絕て道塞、蘿門亂て地に交り、唐垣破て絡石はへり。檐には垣衣苅萱生かはし、月漏とて葺ねども、板間まばらに成にけり。少將あの屋この屋に傳つゝ、大納言はこゝにこそ御座しか、彼にこそ立給しかなど思つゞけ給ても、哀のみこそ增けれ。何事に付ても皆昔に替たれども、比は三月の中の六日の事なれば、秋山の梢の花所々に散殘、楊梅桃李の匂も、折知顏に色衰、百囀の鶯も、時しあれば聲已に老たり。少將悲のあまりに、木の本に立より、古き詩を詠じ給ひけり。

釘貫—柵の如く拵へたる物
しつらふ—調理修繕
重厄—三の數を忌むに是は重三なればなり

どかは一言の御返事なかるべき、冥途の境異に、生死の道の隔る習こそ心うけれとて、泣々舊苦を打拂つゝ、墓を築、釘貫し廻て、道すがら造られたりける卒都婆墓の中に立給。又參らん事も有難とて、墓の道に蓬葺の道場しつらひて、僧を請じて少將と判官入道と相共に、七日七夜の不斷念佛申、卒都婆經一部書き、過去聖靈成等正覺とぞ祈給ふ。草葉の陰にても亡魂いかに嬉と思すらん哀也。名殘はさこそ惜かりけれども、さても有べきならねば、泣々其を出けるに、判官入道哀に思入て、成親を有木の別所に送りたりけるにそへて、釘貫の柱に、

朽果ぬ其名計は有木にて身は墓なくも成親の卿

角て備前國をも漕出給ければ、都近くなるに付ても、樣々哀ぞ多かりける。治承三年二月二十二日、宗盛卿、大納言竝大將を上表あり。今年三十三に成給ければ、重厄の愼とぞ聞えし。同三月十六日の暮は、丹波少將鳥羽の洲濱殿に著給へり。軈も六波羅の宿所へ落つかばやと被思けれ共、此三年の間疲たる身の有樣を、人々に見えん事も、さすが愧くや覺しけん、迎に下たりける者に、是までこそたどり著て侍れ、ふくる程に牛車給り候へと宰相の許へ被申けり。宰相は又少將も今は上給らんに、今まで遲は何と御座す

遠き守云々—父の亡魂遠く我身を守り下されしか

と申ければ、少將は萌出若草を分入て見給へども、其驗もなければ、卒都婆一本も見えず、實に誰かは立べきなれば、只一村の松木に、八重の葎引塞、苔深く繁し、土の少高かりける所をぞ其驗とも思はれける。少將は其前に居給て、目にあまる涙をのみぞ流給ふ。康頼入道も、諸共に墨染の袖を絞けり。少將良有て宣けるは、備中國へ可被流と聞えしかば、可奉相見とは思はざりしか共、御渡の國近しと承、よにも嬉しく侍りしに引替、鬼界島へ流されて後、幾程もなくて空く成せ給ひぬと風承りしかば、世にも悲く覺て、生てかひなきとまで思つゞけ侍き、彼島の有様一日片時堪て有べしとも覺ざりき、されども遠き守とやならせ給たりけん、露の命三年の秋を送迎て都に還上、二度妻子を見ん事うれしく存ずれども、ながらへて御質を見進らせたらばこそ不消命の驗にても候はめ、是までは急がれつる道の、今より後は行空も覺え難しと、生たる人に物を云様に、墓の前にて通夜細々と口說宣けれ共、春風にそよぐ松の響、岩間に落る水音ばかりにて、答る聲もせざりけり。年去年來ども難忘ものは撫育の昔の恩、如夢如幻、易漏者戀慕の今の涙也、悲かな形を苔の底に埋て再其貌を見ず、怨哉名を松の下に殘ども終に其音を聞ざる事を、成經が參たるを聞召さんには、何なる處に御座とも、な

うたてげ―極めて粗末に物恐き程

荊鞭云々―江相公無爲治詩、荊鞭は刑罰の鞭也、朗詠集に出づ

吉備の中山―吉備津彦社後の岡也

て見給へば、是又うたてげなる賤が屋なり。係處にしばしも御座けんよと、後までも勞しくぞ思はれける。内に入て見巡給ければ、古障子に手習し給へる跡あり。父の書給へるよと涙浮て目も見え給はざりければ、少將袖を顏にあてて立除、やゝ判官入道殿、何と書給へるぞ、其御覽ぜよと宣ければ、入道指寄て見れば、前海水溗々月浮二眞如之光一、後巖松禁々風奏二常樂之響一、聖衆來迎之義有レ便、九品往生之望可レ足と、又荊鞭蒲朽螢空去、諫鼓苔深鳥不レ驚とも書れたり。又常に居給たりける後の障子と思しきに、六月廿七日に、源左衞門尉信俊下向共書れたり。其昔都にて殊に不便に思召て、御身近く召仕はるゝ者が下向したりけるを、餘に嬉く思召て其日並を書き付られたりけるにこそ、故入道の御手跡と奉レ見、寄て御覽ぜよと、判官入道勸め申ければ、少將寄て涙の隙より是を見に、實に父の在生の筆の跡也ければ、其子としてこれを見給けん御心の中、さこそ悲く思けめ。水莖の跡は千世も有なんとは是やらんと思給ひけるにもいとゞ涙のこぼれける。御墓は何所やらんと問給へば、有木別所と云山寺也と申。是やこの備中と備前との境なる吉備の中山打過ぎて、細谷川を分登給へば、秋の空にはあらねども、草葉に袖ちぬれしをれ、落る涙に諍けり。彼別所にて何所の程ぞと尋れば、あれに侍一村松の程

皇太子―即ち安德天皇

官を辭申されたりしか共、君も御憚有て臣下にも授給はず、臣も成恐望申事なし。三條大納言實房、花山院中納言兼雅などは、哀とは思食けれ共、色にも詞にも出し給はず、宗盛兩官に成返給たりければ、人々さればこそとぞ思はれける。十二月八日、皇子親王の宣旨を被下、十五日皇太子に立せ給ふ。

○丹波少將上洛事

治承三年正月十日比に、丹波少將は、鹿瀨庄を出て上洛、都に待らん人も心元なかるらんとて急給けれども、餘寒猶烈くて海上も痛荒ければ、浦傳島傳して日數を經つゝ、二月十九日比に備前兒島と云處に漕著給ふ。其邊の者に、故大納言入道殿の御座けん所は何所ぞと尋給へば、始は是に御渡候しが、是は猶惡とて、當國の中ひだの如意尻と申所に、難波太郎俊定と申者が古屋に移らせ給て侍しを、早昔語に成せ給にきと申す。少將は始御座ける父の御跡と聞て、兒島の宿所を見給へば、柴の庵の奇に、草の編戸を引立たり。淺猿氣なる山邊なれば、細谷川の水、岩間をくゞる音幽に、尾上を吹嵐の梢を傳ふも身にしみて、いかばかり悲く御座けんと、袖もしぼりあへ給はず、其より又如意尻へ尋入

かた〳〵—色々と

太上天皇—後一條帝

冥の—冥々裡の神佛の照覽

年に、園城寺の衆徒等頻に訴申ければ、主上もかた〳〵思召煩せ給ひて、御宸筆の祭文を遊して、當時の貫首敎圓座主に登山を進め、七箇日有二御祈誓一云、

敬白、叡山三寶根本中堂護法山王四所八王子、昔延暦聖代、始祖大師建二立我山一以來、年記遥矣、靈驗炳然、智證門徒累二月白一、別建二戒壇於三井之道場一、請二得度於一門之師跡一、便是郡國之重事、法宇之要害也、竊見二舊典一、前聖猶難レ遂レ思、新義末代豈易乎、仍以座主大僧都法眼和尚位敎圓、自二今日一七箇日、令レ啓二白滿山三寶護法山王一、戒壇分而可レ無二國家之危一者、悟二其指歸一、戒壇立而可レ有二王者之懼一者、施二其示現一、託二自身一託二他人一、不レ過二一七祈禱之日限一、必彰二遠近掲焉之證驗一、敬白、取レ要書レ之。

長暦三年八月日　　皇帝　諱ト

敎圓座主祈誓七箇日の間、太上天皇御靈夢三箇度御覽有りけるに依て、御免なかりけり。後冷泉院御宇、天喜元年冬、又三井の衆徒、戒壇建立を可レ被レ免由、雖レ捧二奏狀一御免なし。白川院御宇承保元年に皇子御誕生の勸賞、賴豪加樣に奏申けれ共、赤山の御託宣に恐て無二御免一、冥の照覽實に子細あるらんと覺たり。同十五日、法皇中宮の御產所六波羅の池殿へ御幸なる。十二月二日は、宗盛卿、大納言幷大將辭狀を返し給はる。去十月兩

事只事に非ず、可レ有二怨靈一とて、鼠の寶倉を造て神と奉レ祝、さてこそ鼠も鎭けれ。圓宗の教を學して可二成佛一賴豪が、由なき戒壇だてゆゑに、鼠となるこそをかしけれ。

○守屋成二啄木鳥一事

昔聖德太子の御時、守屋は佛法を背、太子は興レ之給。互に軍を起しかども、守屋遂被レ討けり。太子佛法最初の天王寺を建立し給たりけるに、守屋が怨靈彼伽藍を滅さんが爲に、數千萬羽の啄木鳥と成て、堂舍をつゝき亡さんとしけるに、太子は鷹と變じてかれを降伏し給けり。されば今の世までも、天王寺には啄木鳥の來る事なしといへり。昔も今も怨靈はおそろしき事也。賴豪鼠とならば、猫と成て降伏する人もなかりけるやらん、神と祝も覺束なし。

○三井寺戒壇不レ許事

抑傳教智證は師弟の契、延暦園城は一味の佛法也。兩寺戒壇何の妨か有るべきなれ共、冥慮より起に依て、三井の訴訟雖レ及二度々一、代々聖主更に無二勅許一。御朱雀院御宇長暦三

凌遲—衰退

からき骨—辛うじての義、丹誠を凝す

聖教—佛教の經文

誕生は有しか、代の末に臨と云とも山門效驗凌遲すべからず、なじかは御願成就し御座ざるべきとて、本山に還上て、山王三聖王子眷屬、滿山三寶護法聖衆に被二祈申一しかば、中宮賢子、承曆二年の冬の比よりたゞならぬ御事也けるが、同三年七月九日皇子御誕生あり。應德三年十一月二十六日に御年八歲にて東宮立の御事有て、同十二月十九日御卽位、寬治三年正月五日御年十歲にて御元服、御在位二十二年と申。嘉承二年七月十九日に、御年二十九にて隱れさせ給ぬ。堀河院と申は是也。御母は京極の大殿の御女と申、誠には六條右大臣源顯房の御女とかや。山門の靈驗も掲焉也し事也。

○賴豪成レ鼠事

賴豪はからき骨を碎て、皇子をば祈出し進せたれども、戒壇は御免なし、大惡心を起して早死しけるぞ無慚なる。去程に山門又皇子を奉二祈出一御位に卽せ給たりければ、賴豪が死靈もいとゞ成二怨靈一、山門と云ふ處があればこそ我寺に戒壇をば免されね、されば山門の佛法を亡さんと思て、大鼠と成、谷々坊々充滿て、聖教をぞかぶり食ける。是は賴豪が怨靈也とて、上下是彼にて打殺踏殺けれ共、彌鼠多出來て、夥なんどは云計なし。此

さしもはや—夫程には迚も

叡信—天子の御信仰

九條右丞相—師輔

艫舳に現給へり。此明神は又赤衣に白羽の矢負つゝ、舟の上に現じ給つゝ、大師を被守護けり。山王は東の麓を守給へ、我は西の麓に侍らん、閑なる所を好む也とぞ被仰ける。赤山とは震旦の山の名也、彼の山に住神なれば、赤山大明神と申にや、本地地藏菩薩なり、太山府君とぞ申す。頼豪は戒壇勅許なければ、終に持佛堂にして干死に失にけり。さしもはやと思召けるに、王子常にわづらはせ給ければ、頼豪が怨靈を宥んとて、近江國、野洲、栗太兩郡に、六十町の田代を實相坊領に寄附せらる。智證の門徒一乘寺三室戸など云ふ貴僧に仰て御祈隙なかりけれ共、遂に承曆元年八月六日御歳四歳にて隱れさせ給にけり。敦文親王とは此皇子の御事也。皇子隱れ給ぬれば、主上の御歎不斜。

○良眞祈出王子事

さて可默止にあらざれば、西京座主大僧正良眞、其時は圓融坊の大僧都にて、山門には無止事貴人にて御座けるを被召、山門の叡信不淺、衆徒の憤兼て依思召、而寺門の戒壇を免されぬ故、頼豪成怨奉失皇子、早山門に繼體の君を祈出し奉なんやと被仰下けり。僧都被申けるは、九條右丞相慈惠僧正に依被契申こそ冷泉院の御

賢聖障子―紫宸殿なる宸座の後にあり
爪よる―矢を左手の爪にのせ右手にて曲直を試す事

取返レ侍べし、今生の見參これ最後也とて、持佛堂に歸入て障子を丁と立て、其後は音もせず。匡房卿不レ及レ力、歸參してしかぐヽと奏聞す。主上ゆヽしく歎思召れければ、當時の關白太政大臣師實卿、御痛敷思ひ進て、暫く賴豪が怨を被レ宥程、戒壇を可レ被レ許歟と被レ申ければ、叡慮も思食煩せ給けるに、御夢想あり。賢聖の障子のあなたに赤衣の裝束したる老翁あり。左の脇に弓を挾て、大なる鏑矢をさらりくと爪よると聞召ければ、驚思召て誰人ぞと御尋有けるに、我は是比叡山の西の麓に侍る老翁也、世には赤山とぞ申侍る、三井寺に戒壇を可レ立由執奏の臣あり、蒙ニ御免一て年來もてる鏑矢を放んと存て矢を爪よる也と答と思召て、御夢覺させ給たりけれ共、猶爪よる聲は聞えさせ給ければ、無ニ御免一けり。

○赤山大明神事

赤山大明神と申は、慈覺大師渡唐時、淸涼山の引聲の念佛を傳給しに、此念佛を爲ニ守護一とて、大師に成ニ芳契一給ひ、忽異朝の雲を出て、正に叡山の月に住給ふ。されば大師歸朝の時、惡風に逢て其舟あやふかりければ、本山の三寶を念給けるに、不動毘沙門は

師壇―師弟の義

持佛堂―自己の持佛を安置供養する佛間の稱

主上聞召て宸襟不ㇾ安、朝政も御倦までの御歎也ければ、江中納言匡房卿の、其時は美作守にて御座けるを召て、皇子誕生の勸賞、頼豪三井寺に戒壇建立の所望有つるを御免なしとて、惡心を起し、我身干死にして皇子をも可ㇾ奉二取返一由聞召、汝は師壇の契深し、罷向て誘宥よと仰ければ、匡房卿裝束を改ず、束帶を正して、内裏よりやがて三井寺へ馳行て彼坊に罷向て見ば、蔀遣戸も立下、纔に持佛堂計に人ありがほ也。明障子も護摩の煙に薫て、何となく貴く身毛竪てぞ覺ける。美作守持佛堂の大床にたゝずみて、匡房參侍る由申けれ共、暫は音もせず。頼豪良久有て、荒らかに障子をあけて出給へり。目はくぼ〳〵と落入、白髪は永々と生延て、銀の針を琢立たる如し。手足の爪も切らず、身の垢も積りて顏の正體もなし。天狗とかやも角やと覺て物おそろし。頼豪申けるは、やゝ御邊は宣旨の御使にこれへは入給へるな、奉二出合一事は不二思寄一存ずれ共、年來師壇の契不ㇾ淺、最後の見參と存て只今奉ㇾ見也、有難き志と思給べし、さて天子は不二虚言一、綸言如ㇾ汗出再不ㇾ歸とこそ承、皇子祈出して進よ、勸賞は可ㇾ依ㇾ乞と、度度蒙二勅定一し間、過去今生の所修の功德を回向して、肝膽を碎て精誠を盡祈生進ぬ、其に戒壇建立を不ㇾ被ㇾ免條、生々世々の遺恨單に此事にあり、所詮皇子に於ては奉ㇾ

三院の牢籠―三院は叡山、牢籠は苦しみ困却する事

能依―所依に對す、依る者と依らるゝ者、母は所依、子は能依の類也

以て三院の牢籠を顧ざらん、其上三井の戒壇においては上代既達せず、後代爭か成せんと仰下されければ、頼豪は、百千萬劫の古より、欣求淨土の望を達せずとて、二千餘年の今、厭離穢土の思を可断、爭前佛の教化に依不預、即後佛の引導に可漏ば、現在未來の一切衆生出離生死の期を失ふべし、此條事背聖教、其理豈叶佛意哉、就中我門徒の爲體、乍耀能依之戒光於胷中、不被許所依之戒壇砌下、悲哉毎迎登壇受戒之期、必臨異門他宗之境、恨哉乍爲大乘圓頓之器、受小乘偏漸之戒、愁吟之至切也、門人而誰不傷嗟、悠々たる生死の長夜に、挑戒光而照闇冥、茫々たる苦海之嶮浪に、乘木及而到彼岸、只爲遁三界濁穢苦域所住、欲生九品淨土常樂の安養也、此條若存矯飭者、吾國は神國也、神明神道宜糺非、吾法は佛法也、佛界佛陀須與罰、現世には即不過三七日、速に災難災殃を招、當來には必可限萬劫千劫永沈八寒八熱、是佛法興隆の爲なり、是衆生利益の故也など種々に申し上けれ共、遂に御許なかりければ、頼豪大惡心を起し、眼の色替、今は思死とて雙眼より涙をはら〳〵とこぼし、御前を立様に、頼豪思死に死失なば、皇子は我進たる物なれば、即可奉取返とて三井寺へ罷歸る。即飲食を止めて道場に入、行死に死て皇子を取死し奉らんとぞ聞えける。此事

皇子—敦文親王

名聞—名譽

綸言如汗—漢書劉向傳、又文心彫龍等に出づ

ば、三井寺の實相房の賴豪阿闍梨を召れて、汝皇子祈出してんや、效驗あらば勸賞は乞に依べしと被仰含。賴豪畏て申す、年來深望侍、勅定無相違ば、皇子の御誕生勿論の御事也と奏す。主上大に悅思召て、勸賞乞に依べしと重て勅約あり。賴豪悅で本寺に歸、年來所持の本尊の御前にして、肝膽を碎て祈申ける程に、中宮たゞならぬ御事と承て、彌皇子御誕生と黑煙を立て祈申。月滿御座して承保元年十二月十六日、最安らかに皇子御誕生あり。主上斜ならず御感有て、賴豪を召て效驗神妙々々、勸賞何事をか可申請と御氣色あり。賴豪は園城寺に戒壇を立、寺門年來の遂本意とぞ奏しける。其時主上、こは思食よらぬ御事也、只一度に僧都僧正にも成、寺領坊領をも申さんずるにやとこそおほし召れつれ、戒壇の事は努々御存知なかりきと勅定有ければ、賴豪重て、凡卑の愚僧名聞の高位も所望なく、此事を申うけん爲に微力を勵、肝膽を碎て祈出進せり、綸言をば汗に喩、出て再歸事なし、勸賞は乞に依べきよし、勅約今更改べからず候也、寺門の宿訴と云賴豪が本意と云、所望たゞ此事に有と奏申。主上の仰には、凡皇子誕生有て祚を令繼事も、海内無爲の御志也、今汝が所望を達せば、山門憤を成て世上靜ならじ、兩門の合戰出來せば天台の佛法忽に亡ぬべし、何ぞ戒壇の一事を

甑を落す—徒然草に御胞衣滯る時の咒也といへり
忩々—匆々也
歷口—前に出づ
腸を斷つ—腹を抱へる程の可笑味

し事は、甑を北の御壺に落て、取上て又南へ落直たりし事、皇子御誕生には南へこそ落すに、聞誤たりけるにや、希代の勝事とぞ私語ける。をかしかりし事は、陰陽頭安部時晴が、千度の御祓勤て大幣持て參けるが、左の履を蹈ぬかれて、其をとらん〱とする程に、冠をさへ突落されたりけれ共、餘の忩々に周章つゝ其をも知らず、花やかに裝束したる者がもとゞりはなちて、さばかりの御前へ、歷口に氣色して出たりける事、さしもの御大事の中に、堂上堂下女方男方腸を斷けり。不堪者は閑處に逃入人もあり。建禮門院内へ參せ給て后に立せ給にければ、あはれ皇子御誕生あれかし、位に即進せて外祖父とて、彌世を手に把らんと思心御座ければ、二位殿日吉社に立願を百日祈申されけれ共、其驗なかりければ、入道は淨海が祈申さんになどか不賜とて、本より奉憑事なれば、嚴島へ月詣を始て詣給けるに、いつしか二箇月に御懷姙の氣御座て皇子御誕生あり、掲焉也し效驗也。

○賴豪祈二出王子一事

白川院御位の時、后腹皇子渡せ給はざりければ、主上御心元なく思召、貴僧と聞召けれ

大元の法―大元帥明王を本尊とする鎭護國家の御修法

七日難産せられたりければ、隆季出仕し給はず、三位中將も出仕なし、不吉と存ぜられけるにや。又前右大將宗盛は、去七月に室家逝去に依て無出仕。彼所勞の時、大納言竝大將兩官をば辭申されたりけり。前治部卿光隆、近衞殿御子息右二位中將基通、宮內卿永範、七條修理大夫信隆所勞、藤三位基家、大宮權大納言經盛所勞、新三位隆輔、松殿御子息三位中將隆忠不參とぞ聞えし。御修法結願して勸賞被行。仁和寺の宮には東寺を可被修造。法印覺成を以て權大僧都に被任。後七日の御修法、大元の法灌頂等可被興行と、座主宮には、以法眼圓良被叙法印。此兩事、藏人頭皇太后宮權大夫光明朝臣奉て、被仰下けり。座主宮は、二品竝牛車を申させ給けれ共無御免。仁和寺宮聞召て、御憤深勸賞蒙じと申させ給けるとかや。右大將宗盛卿の北方御帶進せ給たりしかば、御乳人と成給ふべかりしか共、七月に失給にければ、左衞門督時忠卿の北方、御乳人に成給にけり。本は建春門院に候はれけるが、皇子受禪の後、內侍典侍に成給て帥典侍殿とぞ申ける。抑此御產の時樣々の事共有けり。目出かりし事は太上法皇の御加持、淺猿かりし事は太政入道のあきれ樣、忌々しかりし事は入道と二位殿と泣給へる事、優也し事は小松大臣の有樣、本意なかりし事は右大將の籠居、おやしかり

亥子—夜半
丑寅—拂曉

申合れけり。御輕々敷御事をば免し進せられざりけるにや、陰陽頭助以下多參會して思に占申けり。亥子の時と申者もあり、丑寅と占者もあり、又姫宮と勘申者も有けるに、陰陽頭安部泰親ばかりぞ御産唯今の時、皇子にて渡せ給ふべしと申ける。其詞の未」終けるに、皇子御誕生、指神子と申も理也。御悦申に被」參ける人々には、當時關白松殿基房、太政大臣師長、大炊御門左大臣經宗、九條右大臣兼實、小松内大臣重盛、德大寺左大將實定、同弟左宰相中將實家、源大納言定房、三條大納言實房、五條大納言邦綱、藤大納言實國、中御門中納言宗家、按察使資賢、花山院中納言兼雅、左衞門督時忠、藤中納言資長、別當春宮大夫忠親、左兵衞督成範、右兵衞督頼盛、源中納言雅頼、權中納言實綱、皇太后宮大夫朝方、門脇平宰相教盛、六角宰相家通、左宰相中將實宗、堀河宰相頼定、新宰相中將定範、左京大夫脩範、太宰大貳親信、左三位中將知盛、新三位中將實清、左大辨俊綱、右大辨長方、

已上三十三人也。右大辨の外は直衣にて參給へり。不參の人々は、花山院前太政大臣忠雅、前大納言實長、兩人は近年出仕なかりければ、唯布衣を著して太政入道の宿所へ向はる。
大宮大納言隆季の第一の娘は、法性寺殿御子左三位中將兼房の室にて御座しけるが、去

鴎尻―太刀の尻、鞘の末端が上に反り上れる物

請用振―請用によりて得たる財寶の披露

嬉さに聲を上てぞ泣れける、忌々しくぞ聞えし。關白殿以下、太政大臣已下堂上堂下の人々、一同にあと宣合れける聲のどよみにて有ければ、門外まで聞えてけしからずぞ覺えし。小松大臣は蒔繪の細太刀鴎尻に佩給、金錢九十九文御枕の上に置て、天を以て父とし地を以て母とすと奉レ祈けり。卽御臍の緒を奉レ切て御碁手に錢被レ出たり。辨靱負佐是をうつ、是又例ある事にや。故建春門院の御妹、あの御方懷あげ奉る。平大納言時忠卿の北方帥典侍殿、御乳侍に參給へり。此女房は中山中納言顯房卿の女なり。法皇は新熊野へ御參詣有べきにて、兼て御車を門外に立させ給ひ、急ぎ御出有けり。卽新熊野にて移花進せさせ給けり。入道殿より御文有とて捧レ之。披て叡覽あり、沙金千兩、富士の綿千兩の送文なり、御布施と覺たり。最便なくぞ有ける。法皇は彼送文を後ざまへ投捨て、嗚呼驗者しても身一はすぐべかりけりと仰有けり。何者か立たりけん、新熊野にて法皇の御庵室の前に札に書て、御驗者の請用振は何日にて侍べきぞ、化行せしとぞ立たりける、最をかしかりけり。代々の女御后の御產有しかども、太上法皇の御驗者昔より未無二其例一、末代にも有難、當代の后宮に御座せば、父子の御心も淺からざりける上、太政入道を重思召ける故也。故建春門院の女院渡せ御座さんには、角はよもあらじと人々

僧伽—僧に同じ

阿遮一睨—不動明王が一眼を閉ぢて法の唯一を示す事

多齡三啜—降三世明王が三界威力決勝契を結ばんと吽字を三喝する事

ければ、入道二位殿共に彌魂を消、心を碎給へり。係ければ、樣々御願を立られけれ共其驗なくして、遙に時刻押移ければ、御驗者面々に僧伽の句共あげて、我寺々の三寶年來所持の本尊責伏奉ければ、振鈴の聲大内に滿、護摩の煙烟空にあがる。いかなる惡靈邪神も、爭か障碍を成べきとぞ見えし。諸僧の心中推量られて貴かりけるに、猶其効見えざりけり。法皇御几帳近く居寄らせ御座して、千手經をぞあそばしける。餘の忝さに、身毛竪涙を流す人も有けり。躍り狂ふ御よりましの縛共も少し打しめりたり。勅定には、何なる御物氣也とも、老法師かくて侍らんには爭か可レ奉二近付一。我聞阿遮一睨の窻の前には、鬼神手を束て降を乞、多齡三啜の床上には、魔軍頭を振て恐を成と、況觀音無畏の利益をや、千手神呪の効驗をや、而今顯るゝ處の怨靈と云は、成親俊寛西光等也。皆朕が依二朝恩一官位俸祿に預し輩に非や、縱報謝の心こそ存ぜざらめ、豈障碍を成に及ばんや、其事不レ可レ然、速に罷退き侍れと被レ仰、女人臨難生産時邪魔遮障苦難忍至心稱誦大悲咒鬼神退散安樂生と貴くあそばして、御念珠さら〳〵と押揉せ御座ければ、御産安々と成せ給にけり。頭中將重衡朝臣、其時は中宮亮にて御座けるが、簾中より出給て、御産平安皇子御誕生と高らかに申されたりければ、入道殿二位殿は、餘の

七佛藥師―吉祥五音自在王妙行成就王最勝吉祥王法海雷音神通瑠璃光の七如來

長吏―園城寺の司也

平文―斑なく一様に紋を染出したる物

經あり。御神馬を引るゝ事、大神宮、石清水より、嚴島までに八社と聞ゆ。小松内大臣御馬を進せらる。父子の儀なれば可ㇾ然、寬弘に上東門院御産の時、御堂關白の御馬を進られし其例に相叶へり。五條大納言邦綱卿の馬二匹進られたりし、志の至りとは云ながら、徳の餘りか、不ㇾ可ㇾ然とぞ人々傾申ける。又仁和寺守覺法親王、孔雀經の御修法、天台座主覺快法親王、七佛藥師の法、寺長吏圓惠法親王、金剛童子法、此外諸寺諸山の名德知法の仁に仰て、大法祕法數を盡されけり。五大虚空藏、六觀音、一字金輪、五壇法、六字訶梨帝、八字文殊普賢延命大熾盛光等に至るまで殘所なし。佛師法印召れて、等身の七佛藥師幷五大尊の像造立せらる。御誦經物には御劔御衣、諸寺諸社へ被ㇾ進。御使は宮の侍の中に有官の輩勤ㇾ之。平文の狩衣に帶劔したる者共の、御劔御衣を始として色々の御誦經物を捧て、東の對より南庭を渡て中門を持つれたる有樣は、ゆゝしき見物にてぞ有ける。二位殿と入道殿とは、つや〳〵物も覺ずげにて、人の物申しけれ共あきれ給て、只兎も角も能樣にとのみ宣。さり共鎧打著て馬にのり、敵の陣に押寄て、軍のおきてし給はんには、角はよも臆し給はじとぞ上下思申ける。新大納言成親卿、法性寺執行俊寛、西光法師等が靈共、御物付に移て樣々に申事ども有て、御産も不ㇾ成と申

しき神

のどろか―悠然と落着よく

四手―御幣

きら〳〵し―四方照り輝く程に

人の口に移りて善惡を示すと申す。されば十二人の童部とは、十二神將の化現なるべし。御産未成とて、平家の一門は不及申、關白以下公卿殿上人馳參給けり。法皇も西面の北の門より御幸あり。御驗者には、房覺昌雲兩僧正、俊堯法印、豪禪實全兩僧都なり。其上法皇も内々は御祈有けり。内大臣は例の吉事にも惡事にも强に騷給事御座ざりければ、少し日闌て公達引具し參給へり。最のどろかにぞ見え給ける。權亮少將維盛、左中將清經、越前侍從資盛など遣列給へり。御馬十二匹に四手附て被引立たり、神馬の料と見えたり。砂金千兩、南鐐百、御劍七振、廣蓋に入て、御衣二十領相具せられたる。誠にきら〳〵しくぞ見えける。大治二年九月十一日、待賢門院御産の時、重科の者五十三人被寬宥、其例とて今度七十三人宥されけり。内裏より御使隙なし。右中將通親、左中將泰通、右少將隆房、通資等の朝臣、右兵衞佐經仲、藏人所々衆、瀧口等、各二三返づつ馳違々々參けり。承曆三年に皇子御誕生の時には、殿上人寮の御馬に召けり。今度は車にてぞ被參ける。八幡、平野、日吉社へ可有行啓之由御願あり。全玄法印是を啓白す。凡神社に被立御願事は、石淸水、賀茂社より始て、新西宮、東光寺に至るまで四十一箇所、佛寺には、東大寺、興福寺より、常光院、圓明院まで、七十四箇處の御誦

取頻る—取急ぎ差迫る

橋占—辻占の一種、橋邊にて往來の人語を聞き吉凶を判ずる事

職神—陰陽道にて呪咀等に使ふ奇

奴巻　第十

○中宮御産事

治承二年十一月十二日寅時より、中宮御産の氣御座と罵けり。去月廿七日より時々其御氣御座けれ共、取立たる御事はなかりつるに、今は隙なく取頻らせ給へども御産ならず、二位殿心苦く思給て、一條堀川戻橋にて、橋より東の爪に車を立させ給て、橋占をぞ問給ふ。十四五計の禿なる童部の十二人、西より東へ向て走けるが、手を扣同音に、榻は何榻國王榻、八重の鹽路の波の寄榻と、四五返うたひて橋を渡、東を差て飛が如して失にけり。二位殿歸給て、せうと平大納言時忠卿に角と被仰ければ、波のよせ榻こそ心に候はねども、國王榻と侍れば王子にて御座候べし、目出き御占にこそ候へとぞ合たる。八歳にて壇浦の海に沈み給てこそ八重の鹽路の波の寄榻も思ひ知給ひけれ。一條戻橋と云は、昔安部晴明が天文の淵源を極て、十二神將を仕にけるが、其妻職神の貌に畏ければ、彼十二神を橋の下に咒し置て、用事の時は召仕けり。是にて吉凶の橋占を尋問ば、必ず職神

へり。湯沐髪すゝぎなどせられければ、冬も深く成て年も既に暮、治承も三年に成りにけり。

大伴狹手彥—金村の子、宣化欽明の頃任那を鎭す
領巾麾—肥前國
九國—九州

共、責の別の悲さに、遙々沖を見送て、跡なき舟を慕けり。昔大伴の狹手彥が遣唐使にさゝれて、肥前國松浦方より舟にのり漕出たりけるに、夫の別を慕つゝ、松浦さよ姫が、領巾麾の嶺に上りて、唐舟を招つゝ悶焦けんも、又角やと覺て哀也。日も既暮けれ共僧都はあやしの伏戶へも歸ず、天に仰ぎ地に臥、首を扣き胸を打、喚叫ければ、五體より血の汗流て、身は紅にぞ成にける。只礒にひれふし、浪にうたれ露にしをれて、蟲と共に泣明しけり。昔天竺に、早利即利と云し者繼母に惡れて、海岸山に捨られつゝ、遙の島に二人居て、泣悲けん有樣も角やとぞ覺ゆる。彼は兄弟二人也、猶慰事も有けん、是は俊寬一人也、さこそは悲く思けめ。さても庵に歸りたれ共、友なき宿を守て事問者も無れば、昨日までは三人同く歎きしに、今日は一人留りて、いとゞ思の深なれば、角ぞ思つゞけける。

見せばやな我を思はん友もがな礒のとまやの柴の庵を

少將は九月中旬に島を出て、心は強に急けれども、海路の習也ければ波風荒くして日數を過、同廿日餘にぞ九國の地へは著給ふ。肥前國鹿瀨庄は私には味木庄とも云ひけり。件の所は舅平宰相の知行也。爰に暫く逗留して、日來のつかれをもいたはり給

鬼界嶋の流人
少将成経平判官
康頼の二人ハ
帰洛乃宣旨を
蒙り俊寛一人
嶋に残されしハ
いかなる宿世の
罪にやありけん

一樹一河—説法明眼論に或處ニ一村ニ宿ニ一樹下ニ汲ニ一河流ニ一夜同宿一日夫妻皆是先世結縁とあり

不便の樣—便なく憫然たる有樣

ん、さて三年の契絶はてて、獨留て歸上り給はんずるにや、穴名殘惜や〳〵とて、二人が袂をひかへつゝ、聲も惜ずをめきけり。理や旅行一匹の雨に、一樹の下に休み、往還上下の人、一河の流を渡れども、過別るれば名殘惜く、風月詩歌の一旦の友、管絃遊宴の片時の語ひ、立去折は忍難くこそ覺ゆれ、況やうき島の有樣とは云ながら、さすが三年の名殘なれば、今を限の別也、いかに悲く思らんと、打量りては無慙なれども、縱戀路に迷人も、我身に増るものやあると云けんためしなれば、執行をば打捨て、少將も判官入道も急ぎけるこそ悲けれ。判官入道は本尊持經を形見に留む。少將は夜の衾を殘し置、風よく侍とて水手等とく〳〵と進ければ、僧都に暇乞船にのり、纜を解て漕出けり。責の事に、僧都は漕行舟の舷に取附て、一町餘出たれども、滿鹽口に入ければ、さすがに命や惜かりけん、渚に歸て倒れ臥、足ずりをしてをめきけり。稚子の母に慕て泣かなしむが如也。彼喚叫音の、遙々と波間を分て聞えければ、誠にさこそ思らめと、少將も康頼も涙にくれて、漕行空も見えざりけり。僧都は千尋の底に沈まばやとは思けれ共、此人々の都に歸上て、不便の樣をも申て、などか御免も無るべきと、有云ける憑なきことのはを憑て、それまでの命ぞ惜かりける。漕行船の癖なれば、浪に隠て跡形はなけれ

執筆―書記

道廣き―晉天白日の身として何方へも便多き

忍かねたりき、今人々に打捨られ奉なば、一日片時いかにして堪過すべき、但三人同罪とて同島に遷されたる者が、二人は免されて俊寛一人留めらるゝ、誠共覺えず、さらでは又別の咎もなき物をや、是は一定執筆の誤と覺たり、若又平家の思召忘給へるかや、執申者の無りけるかや、餘も苦しからじ、唯各相具して登給へ、若御免されもなき物を具足し上たりとて御とがめあらば、又も此島へ被ニ流返一よかし、其れは怨にもあらじ、今一度古郷に歸上、戀き物共をも見ならば、積る妄念をも晴ぞかしと口說けり。少將も判官入道も被レ申けるは、さこそ思給らめなれども、御教書に漏たる人を具足せんも恐あり、同罪とて同所に被レ流ぬれば、咎の輕重あらじかし、中宮の御產に取紛れて、執筆の誤にてもあるらん、又平家の思忘たる事にも有らん、今は我等道廣き身と成ぬ、僧都の赦免に漏て歎悲み給し事不便也、被ニ召返一たらば、目出き御祈禱たるべき由、內外に附て申さばなどか御計なからん、其までの命をこそ神にも佛にも祈り申されめ、更に不レ可レ有ニ疎略一なんど樣々に誘慰けり。僧都は、日來の歎は思へば物の數ならず、古鄉の戀しき事も此島の悲き事も、三人語て泣つ笑つすればこそ慰便とも成りつれ、其猶忍かねては憂音をのみこそ泣つるに、打捨て上給なん跡のつれぐ\、兼て思にいかゞせ

立文—杉原島の子等の全紙に書れたる狀

なじかは—何として

左衛門尉基安と申者に侍、六波羅殿より赦免の御教書候、丹波少將殿に進上せんと云。人々餘の嬉さに、只夢の心地ぞせられける。成經是に侍りとて出合れたり。基安立文二通取出て進る。一通は平宰相の私の消息也、少將ばかり見之。一通は太政入道の免狀也、判官入道披之讀に云、

依中宮御産御祈禱被行非常大赦之内、薩摩方硫黄島流人丹波少將成經、並平判官康頼法師可歸洛之由、御氣色所候也、仍執達如件。

七月三日

とはありけれども、俊寛僧都といふ四の文字こそなかりけれ。執行は御教書とりあげて、ひろげつ卷つ、卷つ披つ、千度百度しけれども、かゝねばなじかは有るべきなれば、やがて伏倒、絶入けるこそ無慚なれ。良有起あがりては、血の涙をぞ流しける。血の涙と申は、涙くだりて聲なきを血と云といへり。言は出さざりけれ共、落る涙は泉の如し。理や爭かなからざらん。三人同罪にて同島へ流されたるに、死なば一所に死に、還らば同く歸べきに、二人は召かへされて僧都一人留るべしとは思やはよりける。誠に悲くぞ思けん、遙に久有て宣けるは、年比日比は三人互に相伴、昔今の物語をもして慰つるすら猶

王子宮あり
鹽せ―潮の流れ、せは瀬也
澪の浮洲―水路の標識とせるもの
めかれ―目離れ
蕀―荊棘也

稲荷の社の杉の枝に賜、重て黒目につくと思て、嶮山路を下りつゝ、遙の浦路に出にけり。折節日陰のどかにして、海上遠く晴渡り、五體に汗流て、信心肝に銘ければ、權現金剛童子の御影向ある心地せり。遙に鹽せの方を見渡ば、漫々たる浪の上に怪物ぞゆられける。少將見之、やゝ入道殿、一年我等が漕來侍りし舟路の浪間に、ゆられ來るは何やらんと問れければ、あれは澪の浮洲の浪にたゞよひ侍るにこそと申。次第に近附をめかれもせず見給へば舟也けり。端島の者共が硫黃取に越るかと思程に、近く漕よせ、舟の中に云音をきけば、さしも戀き都の人の聲なり。穴無慙、何なる者の罪せられて又此島にはなたるらん、思歎は身にも限らざりけりと思ながら、疾おりよかし、都の事をも尋聞んと思けるに、實に近附ば、今更やつれたる有樣を見えん事の恥しさに、二人は礒を立退、木陰に忍て見給けり。舟こぎよせ急ぎおり、人々の忍方へぞ進ける。僧都は餘りにくたびれて、只夜も晝も悲の涙に沈み、神佛にも祈らず、熊野詣にも伴はず、岩のはざま苫の上に倒れ臥して居たりけるが、都の人の聲を聞起あがれり。草木の葉を結集て著たりければ、蕀を戴ける簑蟲に似たり。頭は白髮長く生のびて、銀の針を研立たる樣也。見もうたてく恐し。二人の居たりける處へ進來れり。六波羅の使近附寄て、是は丹

三人の―足柄を歌ひし三女房也

ゆゝしき―甚しき

しがらみ―篩による水の如く涙の盡きぬ也

切目―紀伊、名高き

と、三返是を歌ひつゝ、先は證誠殿に手向奉り、二度三度は結早玉に奉るとて、心を澄して歌ければ、權現も岩殿もさこそ哀におぼしけめ、神明遠に非只志の内にあり、熊野の山は一千五百の遠峯、硫黃島は西海はるかの浪の末、信心淨くすみければ、和光の月も移けり。歸雁二とあれば赦免一定なるべし、秋此島に遷れて、春都へ歸べきにこそと、憑しく覺る、中にも三人の女房の、都還の名殘こそ思合て嬉けれ。陸奧國に有りける者、毎年參詣の願を發て、年久く參たりけるが、山川遠く隔て、日數を經國に下り著て、穴苦し、ゆゝしき大事也けりとて、休み臥たりけるに、權現夢の中に御託宣あり。

道遠し程も遙にへだたれり思ひおこせよ我も忘れじ

と、深志權現爭か御納受なからんと覺えたり。彼寬平法皇の御修行、花山院の那智籠、捨身の行とは申しながら、勞しかりし御事也、況我等が身として、歎くにたらぬ物なれども、理忘るゝ涙なれば、袖のしがらみ解けやらず、係るうき島の習にも、自慰便もやとて、少將は蜑の女に契を結び給て、御子一人出來給ひけり。後はいかゞ成りにけんそも不知、夫婦の中の契は、うかりし宿世と云ながら、最哀なりし事共也。二人の人々は、岩殿の御前を立ち、悅の道に成、切目の王子の水蒼葉を、

窪津―亦熊野參詣の途次にあり

馴子舞―今の手踊の類

魍魎―罔兩は水神、此處には怪物の義

黒目―紀伊

現に至まで、和光の誓を憑つゝ、いはのはざま苔の莚、杉の村立、常葉の松、神の惠の青榊、八千代を契る濱椿、心にかゝり目に及、さもと覺る處をば、窪津王子より八十餘所に御座王子々々と拜つゝ、榊幣挾れたる心の内こそ哀れなれ。奉幣御神樂なんどこそ力無れば不ㇾ叶と、王子々々の御前にて、馴子舞計をばつかまつらる。康賴は洛中無雙の舞也けり。魍魎鬼神もとらけ、善神護法もめで給計なりければ、昔今の事思ひ出で、

さまも心も替かな、落る涙は瀧の水、妙法蓮華の池と成、弘誓の舟に竿指て、沈む我等をのせたまへ

と、舞澄して泣ければ、少將も諸共に涙をぞ流しける。日數漸重て、參詣已に滿ければ、殊に今日は神御名殘も惜、何もあらまほしくぞ思はれける。一心を凝し抽二丹誠一、彼岩殿の前に常木三本折立て、三所權現の御影向と禮拜重尊し奉る。其御前にて性照申けるは、三十三度の參詣已に結願しぬ、今日は暇給て黒目に下向し侍べければ、身の能施て法樂に奉らん、我身の能には、今樣こそ第一と思侍れとて、神祇卷に二の內、佛の方便也ければ、神祇の威光たのもしや、扣ば必響あり、仰ば定て花ぞさく

誠殿に中御前西御前等あり
はゞき—脛巾也、脛に纒ふ今の脚絆
さくる—歩行する事
三歸五戒—佛法僧に歸依し殺生偸盗邪淫妄語飲酒の五戒を守る

の歌を感ぜさせ給けるにこそ、さらずば又廿八部衆の內に、龍神の守護して海中より來給へる歟、夢も現も憑しくて、二人は終に歸上にけり。俊寛此事を後悔して、獨歎悲めども甲斐ぞなき。さても二人の人々は、新く用べき淨衣もこり拂もなければ、都より著ならしたる古き衣を濯て、新しがほに翫しつゝ、藁履はゞきもなかりければ、ひたすら跣にてさゝれけり。人も通はぬ海の耳、鳥だに音せぬ山のそばを、泣々打列御座けん、心の內こそ糸惜けれ。手にたらひ身にこたへたる態とては、入江の鹽にかくこり、澤邊の水にすゝぐ口、立ても居ても朝夕は、南無懺悔、至心懺悔、六根罪障と宿罪を悔、寢ても覺ても心に心を誡て、三歸五戒を守つゝ、半日に不足道なれども、同所を往還々々、日數を經こそ哀なれ。峨々たる山をさす時は、高峯岩角蹈迷、鹽風寒浪間の水何度足を濡らん、霞籠たるそばの道、柴折を注に過られけり、浦路濱路に赴てさびしき處をさす時は、和歌、吹上、玉津島、千里の濱と思なし、山陰木影に懸つゝ、嶮所を過には、鹿瀨、蕪坂、重點、高原、瀧尻と志し、石巖四面に高して、靑苔上に厚くむし、萬木枝を交つゝ、舊草道を閉塞ぐ。谷河渡る時もあり、高峯を傳折もあり。岩田川によそへては煩惱の垢を洗、發心門に准ては菩提の岸にや至るらん。近津井、湯河、音無の瀧、飛瀧權

梛葉—梛と書く水葱に似たり、力柴とも云ふ、伊奘諾尊のなぎに通ずればかく尊ぶならん

禮奠—御禮の爲の供物

西御前—證

なし。係程に又梛葉の廣かりける、何くよりとも知ず飛來て、康頼入道の膝の上にぞ留りたる。取てみれば歌なり。

　　禅振神に祈のしげければなどか都に歸らざるべき

是を見給けるにこそ、二の歸雁と有けるは、成經性照二人とは思定て嬉けれ。二人互に目を見合て、責の事には、これを若夢にやあらんと語けるこそ哀なれ。今日を限の參詣也とて、少將も康頼も御名殘を奉レ惜て、去夜は是に留て通夜法施を奉二手向一。曉方に康頼歌をうたひ、其終りに足柄を歌て禮奠にそなへ奉る。さてちとまどろみたりける夢の中に、海上を見渡せば、沖の方より白帆係たる小船一艘浪に引れて渚による。中に紅の袴著たる女房三人舟より上りて、鼓を脇に挾みつゝ、拍子を打て足柄に歌を合歌たり。

　　諸の佛の願よりも、千手の誓は賴もしや、枯たる木草も忽に、花咲實なるとこそ聞

と、三人聲を一にして二返までこそ歌ひけれ。渚白女房達、舟にのらんとて汀の方に下けり。少將も康頼も名殘惜覺つゝ、遙に是を見送れば、女房立歸つゝ、人々の都歸も近ければ名殘を慕て來れりとて、搔消樣に水の中へぞ入にける。夢覺て後是を思へば、三所權現の御影向歟、西御前と申は千手の垂跡に御座せば、禅振玉の簾を卷揚て、足柄

権現を祀る
七寶莊嚴ー
金銀珠玉の
飾いかめし
きをいふ
戒律乘急ー
持戒と聞法
と共に急を
希ふ事

籬、和ニ八萬四千之光、同ニ形於六道三有之塵、故現定業能轉衆病悉除之誓約有レ憑、當
來迎引接必得往生之本願無レ疑、是以貴賤列ニ禮拜之袖、男女運ニ歸敬之歩、漫々深海洗ニ
罪障之垢、重々高峯仰ニ懺悔之風、調ニ戒律乘急之心、重ニ柔和忍辱之衣、捧ニ覺道之花、動ニ
神殿之床、澄ニ信心之水、湛ニ利生之池、神明垂ニ納受、我等成ニ所願、乎、仰願十二所權現、伏
乞三所垂跡、早並ニ利生之翅、凌ニ左遷海中之波、速施ニ和光之惠、照ニ歸洛故郷之窻、弟子
不レ堪ニ愁歎、神明知見證明、敬白再拜々々。

と讀上て、互に淨衣の袖をぞ絞ける。さらぬだに尾上の風は烈きに、暮行秋の山下風、痛身にしむ心地して、叢に鳴蟲の音も、古郷人を戀るかと、最物哀也けるに、峯吹嵐に誘れて、木葉亂て落散けり。其内に最怪き葉二飛來て、一は成經の前、一は性照が前にあり。康頼入道の前に落たる葉には、歸雁と云二文字を蟲食にせり。少將前の葉には、二と云ふ文字を蟲食へり。二の木葉を取合て讀連れば、歸雁二と有。二人取かはし取かはし、讀ては打うなづき／＼して、奇や何なれば歸雁二と有やらん、三人同流されて誰一人漏べきやらん覺な、但信心參詣の志、權現爭か御納受なからんなれば、神明の御計にて、我等二人は被ニ召返ニて、執行など殘し置るべきやらん、又何れもるべきぞやと、共に安心

芭蕉に似たる莖を持てる海邊の草
羽林—近衞府の唐名
信德—神德に同じ
十二所權現—熊野三山各十二所に

謹請再拜々々、維當歲次、治承二年戊戌、月の竝十二月、日數三百五十四箇日、八月廿八日、神已來、吉日良辰撰、掛忝日本第一大靈驗熊野三所權現、竝飛瀧大薩埵、交韮うつの弘前、信心大施主、羽林藤原成經、沙彌性照、致清淨之誠、抽懇念之志、謹以敬白、夫證誠大菩薩者、濟度苦海之教主、三身圓滿之覺王也、兩所權現者、又或南方補陀落能化之主、入重玄門之大士、或東方淨瑠璃醫王之尊、衆病悉除之如來也、若一王子者、娑婆世界之本主、施無畏者之大士、現頂上之佛面、滿衆生之所願給へり云彼云此、同出法性眞如之都、從入和光同塵之道以來、神通自在、而誘難化之衆生、善巧方便而成無邊之利益、依之自上一人、至下萬民、朝結淨水係肩、洗煩惱之垢、夕向深山運歩近常樂之地、峨々峯高、准是於信德之高、分雲登、嶮々谷深、准是於弘誓之深、凌露下、爰不憑利益之地者、誰運歩於嶮難之道、不仰權現之德者、何盡志於遼遠之境、然則證誠大權現、飛瀧大薩埵、慈悲御眼竝、牡鹿之御耳振立、知見無二之丹精、納受專一之懇志、現止成經性照遠流之苦、早返付舊城之故鄕、當改人間有爲妄執之迷、速令證新成之妙理而已、抑又十二所權現者、隨類應現之願、本迹濟度之誓、爲導有緣之衆生、救無怙之群情、捨七寶莊嚴之栖、卜居於三山十二之

黄土—大地

拜み神—敬意を致すすべての神佛

はまゆふ—

心を和げ、必都へ還し入給へと祈誓しけるぞ哀なる。結願の日に成りけるに、康頼入道、社壇の御前にて歌をうたひて法樂に備けり。

白露は月の光にて、黄土うるほす化あり、權現舟に棹さして、向の岸によする波と、未諸も果ざるに、三所權現となぞらへ祝ひ奉る。何も常葉の榊の葉に、冷風吹來動搖する事良久。入道是を拜しつゝ、感涙を押へて一首の歌をぞ讀ける。

神風や祈る心の清ければ思ひの雲を吹やはらはん

少將も泣々十五度の願滿ぬとて、

流よる硫黄が島のもしほ草いつか熊野に廻出べき

さて少將立あがりて入道を七度まで拜給ふ。性照驚、是は何事にかと申ければ、入道殿のすゝめに依て先達に奉レ憑、十五度の參詣已畢候ぬ、神明の御影向も嚴重に御座せば、再都へ歸らん事疑なし、さらば併御恩なるべし、生々世々爭か忘れ奉るべきとて、聲も不レ惜泣れけり。性照も己と我を拜み神として効驗を現し給へば、絞る計の袖也けり。其後康頼入道は小竹を切てくしとし、浦のはまゆふを御幣に挾み、蒐草と云草を四手に垂、淸き砂を散供として、名句祭文を讀上て、一時祝を申けり。

化度利生―教化濟度して衆生を利す
開示悟入―迷を開き智を示し事理を悟り本體に證入す
十六善神―二種あり共に護法の善神也、一は十六藥叉將と云ひ他は十六夜叉と云ふ

はずば、何に依てか露計も佛法に縁を結奉らん、化度利生の構は彼榊幣より始かたくる、きねが鼓の音までも、開示悟入の善巧は、哀に忝き御事也、故に爲度衆生故、示現大明神とも說、和光同塵は結緣の始とも釋せり、現世の望をこそ假の方便とかろしめ給へども、生死を祈らん爲には、爭濟度の本懷を顯し給はざらん、民なくば君ひとり公たらんや、神なくば法獨法たらんや、是を以て藥師の十二神將、千手の廿八部衆、般若の十六善神、法花の十羅刹女、皆是神法を守り、法神に持たれたり。

○康頼熊野詣附祝言事

誘給へ少將殿とて、精進潔齋して、熊野詣と准て岩殿へこそ參けれ。俊寛は詞計は云散たりけれども、法華を讀己身を觀ずる事もなく、日吉詣もせざりけり。唯歎臥たる計にて、聊も所作はなかりけり。少將と入道とは岩殿に參拜して、熊野權現と思なぞらへて、證誠殿と申は本地は彌陀如來、悲願至て深ければ、十惡五逆も捨給はず、垂迹權現は利生方便の靈神也、遠近尊卑にも惠を施し給へば、兩人御前に跪き、南無日本第一、大靈驗三所權現、和光の利益本誓に違ず、我等が至心の誠を照覽し給て、清盛入道の惡

正像―佛滅後五百年を正法、次の千年を像法、次の一萬年を末法時といふ

五濁―劫見煩惱衆生命の各濁

餘年、天竺を去事數萬里也、僅に聖教渡るといへ共、正像既過ぬれば、行する人も難く其驗も希也、是以て諸佛菩薩の慈悲の餘に我等惡世無佛の境に生て、浮期無らん事を哀て、神道と垂跡して惡魔を隨佛敎を守賞罰を顯し信心を起し給ふ、是則利生方便の懇なるより始れり、是を和光同塵の利益と名たり、我國の有樣を見に、神明の御助なくば、爭人民を安し國土も穩からん、小國邊土の境なれば國の力も弱く、末世濁惡の此比なれば人の心も愚也、隱ては天魔の爲になやまされ、顯ては大國の王にあなづらる、縱佛法渡給とも、魔障强ば濁世の今ひろまり難し、天竺は南州の最中にて、佛出世し給し國なれども、像法の末より諸天の擁護漸衰へて、佛法亡給しが如、然を我國は、伊弉諾、伊弉册尊より、百王の今に至まで、始終神國として加護他に異也、剩神功皇后の古へは、新羅、高麗、支那、百濟なんど申て、勢ひ大なる國をも隨て、五濁亂漫の今までも大乘廣まり給へり、若國に逆臣あれば月日を不ㇾ廻亡ㇾ之、若天魔佛法を妨れば、鬼王と成て對治し給、依ㇾ之佛法も法王も不ㇾ衰、土民も國土も穩也、公の御爲には高き大神と顯れ、民の爲には賤き小神と示す、智者の前には本地を明にし、邪見の家には垂迹を現す、後世を不ㇾ知輩も猶祈て步を運ぶ、因果に暗き人も又罰を恐て奉ㇾ仰、神明顯給

たふ〳〵—清々と辯じ立つる貌

我立杣—前巻に見えたる傳教の歌

し給はば、行住坐臥念々歩々、口に名號を唱へ、心に極樂を念て、臨終の來迎を待給べし、聖道の修行ならば、凡聖元より二なし、自身の外に佛を不レ可レ求、邪正自一如也、自土の外に淨土なし、三界一心と知ぬれば、地獄天宮外になし、心佛衆生一體と悟ぬれば、始覺本覺身を離れず、自性の本佛、もとより己身に備と觀ずれば、無窮の聖應、響の聲に應ずるが如し、生死斷絕の觀門、出過語言の要路也、達磨西來の直指見性成佛の祕術、皆自身の寶藏を開にあり、神明外になし、只我等が一念也、垂跡他に非、專自己の本宮にありなんど、たふ〳〵と云散す處に、此島の習なれば、暴風俄に吹て地震忽に起、山岳傾崩て石巖海に入、其時古詩を詠じけり。

岸崩殺レ魚其岸未レ受レ苦　風起供レ花其風豈成レ佛

崩れつる岸も我身もなき物ぞ有と思ふは夢に夢みる

詠じて、只佛法を修行して今度生死を出給べし、但我立杣の地主權現、日吉詣ならば伴なん、熊野の神は中惡とて不レ與けり。康賴申けるは、教訓の趣は誠に貴く侍り、尤甘心し奉る、但佛教の中に神の御事希也と申せども、以離るべきに非、其故は、末世の我等が爲には、後の世を欣はん事も必神明に奉レ祈べしと見えたり、釋尊入滅の後二千

無生—再度と迷の生を受けざる阿羅漢果の譯

後生菩提の爲ならば、乃至十念若不生者不取正覺と誓給へり、彌陀念佛をも唱べし、都還の祈ならば、現世安穩後生善處とも説、病卽消滅不老不死とも演給へり、遠流の罪に行れて、日積歎に悲も是又病に非や、されば法華經をもよみ給べし、凡神明には權實の二御座、權者の神と申は、法性眞如の都より出て、分段同居の塵に交り、愚癡の衆生に緣を結給、實者の神と申は、惡靈死靈等の顯出て衆生に祟をなす者也、彼を禮し敬は、永劫惡趣に沈故に、或文に云、一瞻一禮諸神祇、正受蛇身五百度、現世福報更不來、後生必墮三惡道と見えたり、されば漢朝に靈驗無雙の社あり、人祟之牛羊の肉を以て祭けり、其神體を尋れば古釜にて有けるとかや、一人の禪師來て釜を扣て云、神何の處より來れるぞ、靈何の處にか有と云て、さながら打碎て捨けり、禪師角して歸時、青衣の俗人現て冠を傾け僧を禮し云、我こゝにして多苦患を受き、而に禪師今無生の法をとき給ふ、吾聽聞して忽に業苦を離れて、天に生ずる事を得たり、其恩報じ難しと云て、忽然として失にけり、されば我等が身には、今生の事更に不ㇾ可ㇾ思、偏に後世の苦をまぬかるゝ方便をこそあらまほしく侍れ、神明と申は、權者の神も、佛菩薩の化現として、假に下給へる垂跡也、直に本地の風光を尋て出離の道に入給べし、其に念佛を憑て往生を期

由旬—八倶盧舍を一由旬とす、我國にて凡四十里

屈請—勸請に同じ

權者—神佛の權に姿を現世に現はしたる者

て谷深し、其名を鸞岳と云、彼岳には夷三郎殿と申神を奉レ祝、岩殿と名付たり、此島に猛火俄に燃出て、殊に熱たへ難時は、様々の供物を捧て祈祭れば、火靜風のどかに吹て自安堵すとぞ語りける。少將これを聞て、係る猛火の山、鬼の住所にも、神と云事の侍にこそと宣ば、康頼答けるは、申にや及侍る、炎魔王界と申は、地の下五百由旬にあり、鬼類の栖として猛火の中に侍、其にだにも十王とも申、十神共名付て、十體の神床を並て住給へり、況や此島は扶桑神國の内の島なれば、夷三郎殿もなどか住給はざらん、抑性照三十三度熊野參詣の宿願有りて、十八度までは參て今十五度を殘せり、當來得道の爲に岩殿の御前にて果さばやと存、露の命もながらへば都還をも祈らんと思なり、大神も小神も屈請の砌に影向し、權者も實者も渇仰の前に顯現じ給ふ事なれば、權現も定て御納受有べし、同心あらば然べし、各いかゞ思食と云ければ、少將成經はやがて入道を先達として可レ詣とぞ悦給ける。俊寬の云けるは、日本は神國也、天開け地堅り、國興り人定て後、光を高間原に和げ、跡をあらかねの地に垂給ふ、大小の神祇三千七百餘所也、多は久成正覺の如來大悲闡提菩薩也、又吉備大臣神明の數を注たりけるには、上には一萬三千、下は粟三石が員といへり、其名帳の中に硫黄島の岩殿と云神よもあらじ、就レ中

李夫人—漢武帝の妃也照陽殿は漢宮内の殿名

おどろおどろしく—恐ろしく

さばくる—捌く

る御有樣は、漢李夫人の照陽殿の病の床に臥たりけんも、角やとぞ人申ける。新大納言父子、竝俊寛康頼等が靈共とて、御物附に移て樣々に申事共有けり。生靈死靈輕からず、おどろ〳〵しくぞ聞えける。係ければ丹波少將可レ被ニ召返一由定にけり。宰相聞給ては心の中の嬉さ、たゞ可ニ推量一。北方は猶も誠とも思給はざりけるにや、臥沈給けるぞ糸惜き。七月上旬に丹波少將召返とて六波羅より使あり、入道の侍に、丹左衛門尉基安と云者也。宰相の許よりも私の使を相添られたり。漫々たる萬里の波、浦々島々漕過つゝ、心は強に急げども、滿來鹽に沂吹立浪も荒して、海上に日數を經、八月下旬に薩摩の地に著。九月上旬にぞ硫黃島には渡ける。さても此人々、日比露の命の消ざれば、さすが憂身の有程は、朝な夕なの渡居を、さばくる者もなければ、何習たるにはあらね共、手自營けるぞ無慙なる。少將山に入て爪木を拾、朝には康頼澤に出て根芹をつみ、俊寛谷に下て水を結、夕には少將浦に行て藻をかきけり。僧俗の品もなく、上下の禮も亂つゝ、賄けるぞ糸惜。角て春過夏闌ても思を故郷に馳、年を送り月を迎ても悲を萬里に殘す。月日の數も積ければ、島の者共のいふ言も、各聞知給けり。彼等も此人々の言をも自聞知奉る。物語の次に島の者共が申けるは、此御棲より五十餘町を去て一の離山あり。峯高し

もて離る—案外に懸隔る
それ〳〵—あれよこれよ
御口入—御執成

と承る、縱異姓他人なり共かゝる折に當ては廣大の慈悲を可レ施、況や御一門の端に結て、か程に歎申さんに、爭か御憐なかるべき、然べきの樣に御計あらば、上なき御祈と成て必御悦びも報なんと、樣々に宥被レ申たれば、入道今度は事の外に和で、去ば俊寛康賴は如何と宣けり。其も同罪とて同配所なれば、倶に御免あらぬと申れけり。何も詳なる事はなけれ共、日來には似ず思の外になだらかに返事し給へば、大臣うれしとおぼして被レ出けり。宰相待受ていかゞと問給ふ。今度はもて離たる事はなし、相計るゝ旨もありなんと宣へば、宰相手を合て悅の涙を流し給けるぞ糸惜き、敎盛御一家の片端に侍れば、高山とも深海とも奉レ憑上は、是程の事などかは御免を蒙らでも有べき、女子にて侍れば、親に向聲振立て、それ〳〵と申までこそなけれ共、敎盛を見度にうらめしげに思て、常は涙ぐみて見え侍れば、思はじと思へ共、恩愛の道には力なく、無慙に覺えてかく歎申、相構て助る樣に御口入御座と宣ければ、大臣は上下品替といへ共、子を思道は等閑ならねば、誠にさこそ思召らめ、猶もよく〳〵申侍るべしと立給ひぬ。中宮は月日の重る儘に、いとゞ御身を苦ぞ思召ける。係折をえて御物氣煩しくぞ御座など申ければ、御驗者隙なく召れて護身頻なり。少し面瘦させ給て、御目だゆげに見えさせ給け

攘災—災禍を攘ふ事、怨靈等慰むるも其一也

家の人々は、只今皇子御誕生などのある樣に、あらまし事共申て悦給へり。平家の角榮給へば、一定皇子にてぞ御座んと、餘人も色代申けり。

○宰相申ニ預丹波少將一事

中宮五月にて御帶賜御座て、六月二十八日吉日とて御著帶あり。御懷妊事定らせ給ければ、御産平安王子御誕生の御祈、内外に付て頻也。平宰相折節を得て小松殿に被ニ參申一けるは、中宮御産の御祈に、定て樣々の攘災行れずらん、成經が事今度申宥れなんや、何事にも勝たる御祈たるべし、さらば御産も平に、皇子も御誕生疑あらじと泣口說給。大臣は、誰も子は悲き物なれば、誠にさぞ覺すらん、心の及ん程は申見べしとて入道殿に被レ申れるは、成經が事を宰相の痛く歎申るゝこそ不便に侍れ、御産の御祈に非常の大赦行はれて、丹波少將其中に入らるべくや候らん、宰相の申さるゝ如く無雙の御祈たるべし、人の思歎を休、物の所望を叶させ給なば、皇子御誕生有りて家門の榮花もいよく開ぬと相存ず、誠に人の親として子のうれへ歎を見聞ん程に、身にしみ肝を焦す事、何かは是にまさるべき、爲レ善者には天報ずるに福を以し、爲レ非者には天報るに殃を以す

浪に浮云々
―本田善光と共に例の妄誕也

たゞならぬ
―御姙娠

第一の佛像也、如來滅度の後天竺に留給ふ事五百歲、佛法東漸の理にて、百濟國に渡御座て一千年の其後、欽明天皇の御宇に、浪に浮本朝に來給ひたりしを、推古天皇の御宇に、信濃國水內郡住人本田善光と云者、遙に負下奉て、我家を堂とし我名を寺號に付つゝ安置し奉りてより以降、日本最初の佛像本師如來と仰て、貴賤頭を低道俗掌を合つゝ既に六百歲に及べり。炎上の例雖及度々、王法亡んとては必佛法先に亡といへり。去ばにや加樣にさしも止事なき靈寺靈場の多亡失給は、王法の末に臨、天下の穩しかるまじき瑞相にやとぞ尊も卑も歎ける。

○中宮御懷妊事

建禮門院、其時は中宮にて御座しが、春の暮より御惱とて貢御もつや〳〵進らず、打解御寢も成らずと聞えしかば、人々怪をなす。何なる御事やらん、御物氣などにやと疑申時の后宮にて御座かば、天の下の歎なる上、平家の一門は殊に騷合へり。太政入道二位殿共に、理に過て肝心を迷し給程に、たゞならぬ御事なりとて、引替悅あへり。主上今年十八、いまだ皇子もおはしまさず、若皇子にて渡せ給はば如何に目出からんとて、平

五種の惡病—目口耳鼻頭より膿の流出する病

至心に—衷心精神を籠めて

の合戰に打勝て、いとゞ我慢の鋒をぞ研ける。古人々の申けるは、山門に事出來ぬれば必世の亂あり、一年天下の騷も山門より亂初たりと聞ゆ、今年又何事の有るべきやらん、鬼門の方の災夭也、帝都尤可レ鎮とぞ歎申ける。

○善光寺炎上事

今年三月廿四日、信濃國善光寺炎上あり、是又淺猿き事也。彼如來と申は、昔天竺の毗舍離國に五種の惡病發て人民多亡き。毗舍離城の月蓋長者と云者あり。最愛の女子如是と云者、病の床に臥て、憑なく見えければ、恩愛の慈悲に催れ、釋尊說法の砌に參て歎申けるは、如來は大悲を法界に覆て、衆生を一子と孚給へり、而を毗舍離城の人民多滅亡、最愛の女子亡せんとす、願は慈悲を垂て惡病を濟給へと。釋尊勅して云、我力を以て彼鬼病を助がたし、是より西方十萬億土を過て佛御座、其名を阿彌陀佛と云、至心に祈誓し奉らば自其病を助るべしと敎給ふ。長者蒙二佛勅一家に歸て遙に西に向ひ、香花を備へ十念を唱祈申しかば、彌陀如來、觀音、勢至、西方の虛空より飛來、一光三尊の御體一搩手半の御長にて、長者の門閫に現じ給たりけるを、閻浮檀金を以て奉レ鑄移二閻浮提

大安樂師西大法隆

傳教の歌―朗詠集にも出たり、上の句は、正偏智無上正覺の佛達よの義也

夏衆―一夏安居を主とする衆僧

切物奇物―納米若くは珍奇なる物品

不ㇾ悲と云事なし。離山しける僧の坊の柱に書付たりけるは、

　祈りこし我たつ杣の引かへて人なき嶺となりや果なん

と、傳教大師當山草創の昔、阿耨多羅三藐三菩提の佛達、我立杣に冥加あらせ給へと、祈申させ給ける事を思出て讀たりけるにや、最哀に情くぞ聞えし。大衆離山して、今は人なき峯に成はてて、鎭護國家の道場には、青嵐獨咽、住持佛法の窻前には、白雪空に積る由聞召ければ、慈鎭和尚の未慈圓阿闍梨にて御座ける時、いと悲く思食つゞけさせ給ければ、白雪の朝、尊圓阿闍梨の許へ送らせ給けり。

　いとゞしく昔の跡や絶なんと今朝降雪ぞ悲しかりける

御返事に、

　君が名ぞ猶あらはれん降雪に昔の跡は絶えはてぬとも

抑堂衆と申は、本學匠召仕ける童部の法師に成たるや、若は中間法師などにて有けるが、金剛壽院の座主覺尋僧正御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して佛に花奉し輩也。近來行人とて山門の威に募、切物奇物責はたり、出擧借上入ちらして、德付公名付なんどして、以外に過分に成、大衆をも事共せず、師主の命を背、加樣に度々

一化—佛一代の化導
八音—如來八種の音聲也、極好柔輭和適尊慧不女不誤深遠不竭
七大寺—東大興福元興

せ、金容を空瀝に潤。夜月燈を挑て、軒の隙より漏、曉の露玉を垂て、蓮座の粧を添。夫末代の俗に至ては、三國の佛法も次第に衰微せるとかや。遠く天竺に佛跡を訪へば、貞觀三年の秋佛法興隆の爲に、玄弉三藏流沙葱嶺を凌て佛生國へ渡り、春秋寒暑一十七年を經廻けるに、耳目見聞三百六十箇國。彼國の中に大乘の弘れる十五箇國には過ざりけり。佛の教說し給ひける祇園精舍も竹林精舍も狐狼の棲となり、鷲峯山も孤獨園も只柱礎のみ殘れり。白鷺池には水絕て草のみ深く茂り、退凡下乘の卒都婆も霧に朽て傾ぬ。六年苦行の壇特山、成等正覺の金剛座、大林精舍、鹿野園、凡て悉達誕生の伽毘羅城より始て、如來入滅の沙羅林中に至るまで、一化早く極て、八音響絕にしかば、衆生利益の聖跡も荒にけるこそ悲けれ。震旦の佛法も同く滅にき。天台山、五台山、雙林寺、玉泉寺も、近比は住侶なき樣になり果て、大小乘の法文は箱の底にぞ朽にける。我朝の佛法も又同。南都には七大寺も荒果て、八宗九宗跡絕ぬ。瑜伽唯識の兩宗の外は殘る法文もなし。東大興福兩寺の外は殘堂舍もなし。北京には愛宕、高雄の山も、昔は堂塔軒を礪、行學功を積けれ共、一夜の中に荒しかば、今は天狗の栖と成にけり。去ば止事なき天台の佛法計こそ有つるに、治承の今に至て滅果ぬるにやと、心あるきはの人

錫杖―振鳴して人々に佛緣を結ばしむる物、玆には役僧の義

九旬安居―夏季九十日間僧侶が靜座修行する事

六根―眼耳鼻舌身意

釋迦堂は延秀菩薩の造立也。寂光大師施主として、護命僧正導師たり。弘法大師は咒願し、別當慈覺兩大師梵音を誦し、安惠惠亮の和尚達錫杖をぞ勤ける。本尊と申は傳教大師の御作也。中堂の藥師と印相更違ず、醫王善逝かと思しに、天人香呂の間に天降給ひて、閼伽の御盞を備つゝ、敬禮天人大覺尊の、四句の文を誦しけり。九旬安居の供花も、此伽藍より始れり。横川の中堂と申は、慈覺大師歸朝の時、惡風に放たれて羅刹國に至しに、觀音海上に現じ給ひ、不動毘沙門艫舳に現じ給へり。赤山明神は簑笠を著給ひ、弓箭を手に把て大師を守護し奉る。彼の三體を移て本尊とし給ひ、赤山明神を西坂本に崇けり。如法堂と申も慈覺大師の御建立、六根懺悔の行義は、此道場より始れり。三十番神の守護こそ貴くは覺ゆれ。相應和尚の不動尊、南山の洞に坐し給ひ、大樂大師の大威德、西塔院に御座。或は祕密瑜伽の精舍もあり、或は法華讀誦の道場もあり、念佛三昧の砌あり、圓頓教の窓あり。目出かりし峯なれども、谷々の講演も皆斷絶し、堂堂の行法も悉く退轉す。修學の樞を閉塞、座禪の床に塵積る。三百餘歲の法燈は挑る人もなく、六時不斷の香の烟、絶やしぬらんおぼつかな。堂舍高く顯て三重の構を青漢の中に挾み、棟梁遙に秀て、四面の垂木を白霧の間に螢しかども、今は供佛を峯の嵐に任

梵釋四天—梵天帝釋と四天王
寛仁の入道—道長
宇治關白—賴通

捧る者もなし。緋の玉垣みだれつゝ、引立たる標縄も絶々なり。

○山門堂塔事

抑當山は是傳敎大師草創の砌、桓武天皇の御願也。天長地久の長講は、止觀院に置れたり。本尊と申は、大師自斧を取、藥師の像を造つゝ、未來の衆生を利益し給へと誂申給しに、半作の佛像のうなづき給ひしも憑しくこそ覺れ。梵釋四天の像は又忠仁公の造立也。十二神將の像は寛仁の入道大相國の所造也。日光月光の二菩薩は宇治の關白の所造なり。效驗何もとり〴〵に、利生實に嚴重也。法花三昧堂は又傳敎大師の草創也。一乘轉讀の髑髏は、此砌にぞ住ける。半行半座の三昧、此道場に修すとかや。常行三昧院は慈覺大師の建立、法道和尚の引聲此道場に遷さる。戒壇院と申も同大師の建立、圓頓無作の大乘戒、此靈場に行る。惣持院と申は文德天皇の御願、眞言上乘の祕法は、此伽藍に修せらる。如來遺身の御舍利、多寶塔に納、鎭護國家の道場、名稱實に憑しや。深草天皇の定心院、朱雀天皇の延命院、花山法皇の靜慮院、承雲和尚の五佛院、後冷泉院の實相院、弘宗王の大講堂、文德天皇の四王院、皆是國家鎭守の道場也。西塔院の

陵母―漢高祖が臣王陵が母劒に伏して陵を勵せり

何にかせんと思ければ、命も不ㇾ惜振舞けり。堂衆は此小冠が頸を切べきにて有けるを、父の頼方を招んが爲に、子息を城戸口に出して、我命を助んと思はば城の中に入とよばはらせければ、頼方子が頸を續ん爲に、甲を脱矢をはづして城の內へぞ入にける。大國の陵母は子を思て劒に伏し、我朝の頼方は子を悲て城に入、恩愛親子の情こそとり〴〵には覺えけれ。同五日學匠等一人も殘らず離山して、此彼に息つぎ居たり。義竟四郎神人の一庄を押取て知行すとも、何計の所得か有べきに、敦賀の中山にて恥を見、剰取かへもなき命を失、山門の滅亡朝家の御大事に及ぬるこそ淺猿けれ。人は能々思慮有べき者也、貪欲は必身を食といへり、此事可ㇾ愼。十一月五日、學匠等又上座寛賢竝齊明を大將軍として、堂衆が城郭へ推寄て攻戰けり。夜に入て學匠又被ㇾ打落ㇾて四方に散失ぬ。討るゝ者百餘人、今はいかにも力なくして、學匠等散々にこそ成にけれ。其後は山門彌荒果て、西塔院の禪衆の外、止住の僧侶無りけり。末代の作法にや、惡者は強善人は弱なりて、行ひ人は強して、智者の謀も不ㇾ及して、有緣の方に行別て、人なき山に成にけり。中堂衆など云者も失ぬ、當山草創より以來如ㇾ此事なし。只佛法の滅亡のみに非ず、祭禮も又廢にけり。社頭は死骸にけがされて、神供備る人もなく、在家は親子に別れば、幣帛

肝々しげ―勇ましげ

先生―帶刀先生の略、東宮坊帶刀の長

阿坂本に走越て、八王子山のすそ早尾坂の邊を見廻に、死人の多き事算を散せるが如し。木の本草の末皆紅に變けり、無慙と云も疎也。此彼見程に、一人の童死人を抱て泣居たる處あり。近附寄て是を問へば、我は武藏國廿糟殿の下人也、敵に打合給しが、長刀にて兩膝を切おとされ、西に向ひ合掌して念佛三百返ばかり申て死給、旅の空なれば何にすべしとも不᠁覺して、かくて侍也とて泣けり。淨阿彌は泣々頸を搔落し、童が直垂に裹せて檜笠の下に引かくし、童相具して大谷の庵室に來れり。上人見᠁之給へば、昨日鮮に肝々しげなりし有樣に、今日は魂もなき生首、憂世の習と云ひながら夢の心地し給へば、墨染の袖をぞ絞られける。さて念佛申て終ぬる事細々と語申ければ、上人神妙々々とて、やがて上の山にて首を燒、骨をば拾て童にたび、七日念佛申されて武藏國へぞ被᠁下ける。平野先生賴方と云者あり。官兵にさゝれて堂衆を攻けるが、强弓の手だれなり。打物取ても足早、唯電なんどの如し。我一人と戰ければ、堂衆多くは是が爲に討れたり。敵も安からず思ければ、いかにもして賴方を討ばやと目に係たり。賴方は子息小冠者相具して、散々に戰ける程に、敵多打て懸り、あますなとて手繁く戰ければ、引退處にいかゞしたりけん、我身は遁て子息の小冠を被᠁虜ぬ。賴方心細悲く思て、今は命生ても

源空―法然上人

十念―六字名號を唱へて縁を佛に結ばしむる事

給へり。甘糟は我軍の庭に出て修羅闘諍の劒に當りなば、惡趣の苦患其恐不レ少、されば進んとすれば生死遁がたし、退んとすれば不覺の名憚あり、敵に向ひなば命を生て不レ可レ歸、これ弓矢の家を思故、子孫の末を存ずる故也、縱係身にて侍とも、生死を離べき一句を奉ばやと申。上人哀に思召て、御物語をしづ〳〵と始給へり。源空は本美作國の者也、父母子なくして、觀音に祈申て我を儲たりき、我九歳の時、父は明石の源内と云者が爲に夜討にせられて孤子と成しを、親者が山へ登たりしかば、少き心に父が後世をも弔、我身も生死を離れんと思て、法相、三論、花嚴、天台、眞言、佛心、乃至小乘律藏に至まで渡見に、末代罪惡の衆生の爲には、唯念佛の一行を得たりと語給へば、致二信心一西に向合掌して十念を受。上人十念を唱て後、縱合戰闘亂の中なり共、弓箭身を亡す時也とも、十念成就せば往生不レ可レ疑と教訓し給へば、甘糟悦で坂本に越にけり。翌日上人大谷庵室に縁行道し給けるが、折節候ける摩訶部の敬佛、かくはりの淨阿彌陀佛を呼出して、あれ見給へ、紫雲西山に聳て比叡山に係れり、是は一定昨日來りたりし甘糟が、敵に討れて念佛申て往生する瑞相と覺たり、淨阿彌陀佛御房は力强足早し、急坂本に越て、甘糟死にたらば、骸をも隱し首をも取て來給へと被レ仰ければ、かくはりの淨

石弓―石を投出す武器、弩

惡趣―三惡趣又修羅を加へて四惡趣

に仰す。入道勅定を蒙て、紀伊國住人湯淺權守宗重を大將として、畿内近國の武士三千餘騎を相副て、東坂本へ差遣す。十月四日學匠官軍と相共に、早尾坂の城へよす。此山は後は峯高くして下がたく、前は谷嶮して上難き上に、道には大木を切て逆木に引、岡には大石を竝て石弓をはる、面を向べき處に非ず。去共武家の軍兵三千餘騎、衆徒の軍兵二千餘騎、今度は去共と見えけるに、衆徒は官兵を進、官兵は衆徒を先立んと思程に、心々にてはかゞ〳〵しく攻寄戰輩なし。堂衆等は執心深く思ひて面を振ざりける上、所語の惡黨ども、賄賂屬託に耽て死生不知戰ければ、適進戰輩、射伏られ切伏られける中にも、多は石弓に打れてぞ亡ける。官兵も學匠も散々に打落されて、手負は數を知らず、死者二千餘人とぞ聞えし。今度被討ける官兵の中に、武藏國住人甘糟太郎某、三條川原を東へ向て打けるが、倩案じ思樣、我戰場に向ひなば、生て歸らん事有がたし、敵の爲に害せられば、惡趣におちん事疑なし、法然上人の折節大谷に御座ければ、出離惡道一句聽聞せんと思出て、彼庵室に推參して馬より下、小具足附ながら緣のきはに立て、是は武藏國住人甘糟太郎某と申者にて侍が、堂衆追討の爲に、官軍に催されて戰場に罷向侍、後生菩提の事御言承ばやとて參たる由申入たりければ、上人出合

しころ―兜の後に垂れて首筋を蔽ふもの

に向城を構て勝負を決せんとす。露吹結ぶ秋風は鎧の袖を翻し、雲井に響雷電は甲の星を耀す。堂衆八人しころを傾て大納言の岡へ打上り、城戸口近く攻附たり。城内より義竟四郎先陣に進で六人打て出、互に進退一時戰けり。堂衆八人請太刀に成て引けるを、義竟打嗔て長追す。堂衆難レ遁して返合て亂會て、散々に戰ける程に、義竟四郎長刀の柄を打折て、腰刀を拔て刎て係るかと見程に、頸打落されて失にけり。大將軍の義竟被レ討ければ、學匠即引退く。十日堂衆等、東陽房より坂本に下り、近江國三箇庄へ下向して、國中の惡黨を相語、學匠を亡さんと結構す。所レ語者と云は、古盗人古強盗山賊海賊共也。年比日比畜へもつ處の、米穀絹布の類を施し與へければ、當國にも不レ限、他國よりも聞傳て、縁を尋便に附て、雲霞の如く集と聞えし程に、九月二十日堂衆數千の勢を相具して坂本に越、早尾坂に城墎を構て楯籠る。學匠兼て用意有ければ、不日に押寄たりけれ共、散々に打散されて云甲斐なし。去共々々と又寄又寄しけれ共、每度に不レ叶ければ、今は學匠力盡て及二奏聞一。堂衆等師主の命を背て惡行を致す間、誡を加る處に、諸國の凶賊等を相語て衆徒を亡さんとす。衆徒對治をなすといへど、學侶多く討れて佛法僧法忽に滅とす。官兵を以て可レ被二追討一と申ければ、院宣を被レ下太政入道

鬼門—艮の隅に鬼星あり、萬事忌避すべしといふ
押取—奪掠する

理卷第九

○堂衆軍事

山門の騷動を靜られんがために、三井の御幸を被停止たりけれ共、學匠と堂衆と中惡して、山上又不靜。山門に事出來ぬれば世も必ず亂といへり。理や鬼門の方の災害なり、是不祥の瑞相なるべし。又何なる事の有るべきにやと恐ろし。此事は今年の春の比、義竟四郎叡俊と云者越中國へ下向して、釋迦堂衆に來乘房義慶と云者が、所の立置神人を、押取て知行しける間に、義慶憤を成て、敦賀中山に下合て義竟四郎を打散し、物具剝取などして恥に及。叡俊山に逃入て、希有にして命を生、夜にまぎれ御登山して衆徒に訴ければ、大衆大に憤て三塔不靜、來乘及堂衆等を相語ければ、同心して義慶を助けんとする間、山上坂本騷ぎ合り。八月六日學匠義竟四郎を大將として、堂衆が坊舍十三宇を截拂、若干の資財雜物を追捕して卽學匠等西塔東谷大納言の岡に楯籠て城墎を構ふ。堂衆彌我執を起して、同八日數百人の勢を率して登山して、西塔北谷東陽房

附法—教法を附屬する事

有待不定—死の無常迅速なるを云ふ

御手を合つゝ、御心中に住吉明神を拜せ給ひつゝ、

　住吉の松吹く風に雲晴て龜井の水にやどる月影

とあそばして、五智光院にして龜井の水を結び上、五瓶の智水として、佛法最初の靈地にてぞ傳法灌頂をば遂させ給ひける。法皇今年六十一、智證大師より十五代の御附法也。無上菩提の御願忽に成就して、有待不定の玉體速に金剛佛子に列御座、六大無碍の春の花は、出レ自二胎藏界理門一、三密瑜伽の鏡の面は、浮二五智圓滿聖體一、八葉肉壇の胷の間には耀二三十七尊光圓一、五輪成身の寶冠には厳二八十種好金花一、遍照遮那の悟開て、密嚴花藏之土に遊給ふも、あな目出た。

五智五瓶―法界體性智大圓鏡智平等性智妙觀察智成所作智、五瓶は智水也、五大又五色を現す

道宣―支那丹徒の人、玄奘と同時の高僧

道理にては侍りけれ、今に於ては慙愧懺悔の風冷に、魔縁境界爭かはれざらん、さては忍やかに宿願を果し候ばやと存ず、御計候へと仰有ければ、大明神宣く、傳敎大師の申せと候つるは、延暦寺と申は愚老が建立、園城寺と申は又智證大師の草創也、効驗何も輕して御歸依の分にあたはず、我朝の靈地には四天王寺勝れたり、聖德太子の御建立、佛法最初の砌也、彼聖德太子は救世觀音の應現、大悲闡提の菩薩也、信心空に催さば、勝利何ぞ少からんや、折節彼寺に入唐の聖歸朝して、惠果法全の流水五智五瓶に潔なり、灌頂の大阿闍梨其器に可足、密に御幸ならせ御座して、御入壇候へと被仰て明神忽に失給ぬ。其時法皇御落涙有て、良思食けるは、慢心いかに發さじと思へども、事により折に隨て起べきに有けり、さしも大明神の敎給ひつる慢心の今更起たるぞや、其故は、大唐國に一百餘家の大師先德御座ける中に、毗沙門天王の御子に韋駄天と申將軍に對面して、佛法の物語し給ける明德は、律宗の祖師終南山の道宣大師ばかりと見えたり、日本に七十餘代の御門座ししかども、親住吉大明神に對面して種々に物語したる帝王は、朕ばかりこそ在らめと慢心の起たるぞやとて、阿彌陀佛〱助させ御座せと御祈念ぞ在ける。さても法皇は公顯僧正を被召具て天王寺へ御幸あり。彼寺の西門にして

打はらるゝ—被打張、張るは打つ

灑瓶—瓶の水を寫す如く奧儀を皆傳する事

鈴杵—金剛杵を柄として作る、鈴行道に使ふ

たる智者幾か侍やと。明神宣く、よき法師は皆天狗に成り候間其數を知ず、大智の僧は大天狗、小智の僧は小天狗、一向無智の僧中にも隨分の慢心有、其等は悉く畜生道に墮て朝夕に責つかはれ、行歩に打はらるゝ諸の馬牛共は是なり、中比我朝に柿本の紀僧正と聞えしは、弘法大師の入室灑瓶の弟子、瑜伽灌頂の補處、智德秀一にして驗德無雙聖たりき、大法慢を起して日本第一の大天狗と成て候き、此を愛宕山の太郎坊と申也、惣じて憍慢の人多が故に、隨分の天狗と成て、六十餘州の山峯に、或は二三十人、或は五十百二百人集らざる處候はずと。其時法皇、誠に如仰、朕が行法は王位の中に、佛法者の中にも、最希にこそあらめと思て侍りつる也、先兩界を空に覺て、每夜の二時に供養法し給ふ御門、上古には未聞と思侍りき、別尊法鈴杵を廿五壇に建たる帝王も未聞と思侍て、子に臥し寅に起る行法、帝王の中には未聞と思侍りき、每日法華經六部を信讀し奉る國王も、我朝には未聞と思侍き、況や三部祕經の持者、上乘灌頂の聖と成て、本寺本山の智者達にも勝れたりと被嘆と思ふ慢心を起こと度々也き、而今如是聞召るゝにこそ罪業の雲既に晴て覺え候、全く山門の大衆の狼藉にては侍らず、我身の慢心則天魔の緣と成て、六十餘州の天狗ども、數日精進の加行を打破けるにこそ

兩界―金剛胎藏二界

金剛不壞―堅固にして壞れざる事

不レ知時に、人に增ばやと思ふ心の有を緣として、諸の天狗集るが故に、此を名付て魔緣と申、されば憍慢なき人の佛事には魔緣なき故に、天魔來て障を成事なし、天魔は世間に多しといへ共、障碍を成べき緣なき人の許へは翔り集る事更になし、されば法皇の御憍慢の御心、忽に魔王の來べき緣と成せ給て、六十餘州の天狗共、山門の大衆に入替て、さしも目出き御加行をも打醒進て候也、御憍慢の發らせ給も實に御理也、兩界の曼陀羅一夜二夜に懈怠なく行はせ給事、四十代の帝の中にも御座ざりき、僧中にも希にこそあらめと思召御心、則魔緣となれり、二十五壇の別尊の法、諸寺諸山の僧衆も、朕には爭かと思召も魔緣なり、三密瑜伽の行法、護摩八千の薰修、上古の御門にましまさず、まして末代にはよもあらじ、佛法修行の智者達にもまさらばやと思召も是魔緣也、光明眞言、尊勝陀羅尼、慈救眞言、寶篋印、火界眞言、千手經、護身結界十八道、仁王、般若、五壇法、朕に過たる眞言師も希にこそあるらめと思食たるも魔緣也、況や入壇灌頂して、金剛不壞の光を放て、大日遍照の位にのぼらん事、明德の中にも希なるべし、天子帝王の中にも我はすぐれたらんと、大憍慢をなさせ給が故に、大天狗共多集て、御灌頂は空く成たる事こそ淺增く覺候へとぞ申させ給ける。又法皇の仰に、日本國中に、天狗に成

八宗―華嚴律法相三論成實俱舍天台眞言

第六意識―意根を所依とし法境を所緣として境の總相を認識する識

大眉―眉を飾る事

て嘲笑などする者、必死ぬれば天狗道に墮すといへり、されば末世の僧皆無道心にして憍慢あるがゆゑに、十が八九は必天魔にて、佛法を破滅すと見えたり、八宗の智者は皆天魔となるが故に、是をば天狗と申也、淨土門の學者も名利の爲にほだされて、虛假の法門を囀り、無道心にして念珠をくり、慢心にして數反すれば、天魔の來迎に預り、鬼魔天と云所に年久といへり、當知魔王は、一切衆生の第六の意識かへりて魔王となる、故に魔王形も又一切衆生の形に似り、されば尼法師の憍慢は、天狗に成たる形も尼天狗法師天狗にて侍也、頰は天狗に似たれども頭は尼法師也、左右の手に羽は生たれ共、身には衣に似たる物を著て、肩には袈裟に似たる物を懸たり、男憍慢は、天狗と成ぬれば、頰こそ天狗に似たれ共、頭には烏帽子冠を著たり、二の手には羽生たれ共、身には水干、袴、直垂、狩衣なんどに似たる物を著たり、女の憍慢は、天狗と成ぬれば、頭にかづら懸て紅粉白物の樣なるものを頰に付たり、大眉作てかね黑なる者もあり、紅の袴に薄衣かづきて大虛を飛もあり、二には波旬、天狗の業已に盡果て後、人身を受んとする時、若は深山の峯若は深谷の洞、人跡絕果て千里有所に入定したる時を、波旬と名く、一萬歲の後人身を受といへり、三には魔緣、憍慢無道心の者必天狗となれりといへ共、未其人

むづ心—憤りの心

御尋あれば、開發源大夫住吉とぞ名乘給たりける。さては住吉大明神にこそと思食て、急御對面あり。夢にも非覺とも思召さず、希代の不思議かなとぞ被_二思召_一ける。さて種々の御物語有ける中に、大明神被_レ仰けるは、今夜は當番衆、松尾大明神にて候へ共、急ぎ申べき事候て引替て參て候、昨日の曉山王七社と傳教大師と、翁が宿所に來臨し給て、日本國の吉凶を評定候しに、今度山門の大衆等邪風殊に甚く、宸襟を惱し奉る條、存の外の次第にて候、但むづ心にては候はざりつる也、日本國の天魔集て山の大衆に入替て、君の御灌頂を打止めまゐらせ候處也、されば衆徒の咎には非ず、併天魔の所爲にこそと。其時法皇の仰に、抑天魔と申は、人類歟、畜類歟、修羅道の族歟、何なる業因の者なれば加樣に佛法を障碍し侍らん、と御尋有りければ、大明神答て宣く、聊通力をえたる畜類也、此に付て三品あり、一には天魔、諸の智者學匠の、無道心にして憍慢の甚き也、其無道心の智者の死すれば、必天魔と申鬼に成候也、其形頭は天狗身は人にて、左右の羽生たり、前後百歳の事を悟て通力あり、虛空を飛事如_レ隼、佛法者なるが故に地獄には不_レ墮、無道心なる故に往生もせず、憍慢と申は人に増らんと思ふ心也、無道心と申は愚癡の闇に迷へる者、智者の燈をも授けばやとは思はず、剩念佛申て後世欣者を妨

常坐三昧常行三昧半行半坐三昧非行非坐三昧

婇女―采女を云ふ

西王母―列仙傳一に見ゆ

春來云々―王維が句、朗詠集に出づ

黃鐘―十二律の一つ、月には十一月也

時より、何なる深き山にも閑籠、苔むす洞にも隠れ居ばやとや思召けん、御心を澄して、智者は秋の鹿とのみ御詠有ければ、后宮婇女も淺猿く思召、雲客月卿も肝神を失ひ給き。既青陽暮春の比にも成にければ、三月桃花の宴とて、桃花も盛に開たり。西王母が園の桃とて、唐土の桃を南庭の櫻に植交て、色々樣々にぞ御覽じける。櫻が先に開時もあり、桃が先に開時も在、桃と櫻と一度に開て匂を交る折もあり。今年は櫻は遲つぼみて、桃花はさきに開たりけれ共、智者は秋の鹿とのみ詠ぜさせ給て、花を御覽ずる事も無き。依レ之雲上人、更に一人も花を詠ぬる人は御座ざりけるに、三月三日たりしに、

春來遍是桃花水　不レ辨ニ仙源一何處尋

と高聲に詠ずる人あり。法皇誰ぞやと被ニ聞食一程に、やがて清涼殿に參て笛を吹鳴して、時の調子黃鐘調に音取すましたり。さるかとすれば、又御厨子の上なる千金と云琵琶を懷下し奉りて、赤白桃李花と申樂を、三返計ぞ引たりける。直人とは覺えず、希代の不思議哉とぞ法皇は被ニ思召一ける。赤白桃李花を三返彈て後は、琵琶を引ず詩歌をも不レ詠笛をも不レ吹、良久音もせざりければ、此者は歸ぬるやらんと思召て、やゝ赤白桃李花をば何者が彈つるぞと仰在ければ、御宿直の番衆とぞ答奏しける。番衆とは誰ぞやと

六部轉讀―大乘經六部を轉讀する事
三身―法身報身應身
三尊―彌陀觀音勢至
四種三昧―

されば其時までは、罪業を恐る人もなく、善根を修行する人も無りき。親に孝養する事をも知ず、心に善惡の業をも不レ辨、持律齋戒の作法もなく、念佛讀經のわざも無りき。而るに第三十代の帝、欽明天皇の御宇十三年壬申歳十月十日、百濟國の聖明王より、金銅の釋迦如來、竝に經論、幢幡寶蓋、寶瓶等の佛具なんど被レ送たりしかども、佛の功能を知、聖教の談議する僧法もなかりしかば、三寶を供養し佛教を隨喜せず、唯闇の夜の錦にてぞ侍ける。第三十二代の帝用明天皇と申は、御諱豐日天皇とも申き。此御時より三寶普く流布して、大小乘の法文の光天下に耀しより以來、佛法修行の貴賤其數多といへ共、此法皇程の薫修練行の御門を不レ承、子に臥寅に起させ給ふ御行法なれば、打解て更に御寢もならず、金烏東に耀ては六部轉讀の法水、三身佛性の玉を磨き、夕日西に傾ば、九品上生の蓮臺に、三尊來迎の御心を運給へり。常の御座の御障子の色紙に書せ給たりける名句に云、身は雖レ居二東土八苦薪之下一、心常令レ遊二西方九品蓮之上一とぞあそばしたる。又常の御詠吟に、智者は秋の鹿鳴て入レ山、愚人は夏の蟲飛んで火に燒とぞながめさせ給ける。此は止觀行者、四種三昧の大意を釋しける絕句とかや。昔より常に此事を詠させ給ける御事なれども、今度山門の大衆に御灌頂御入寺を打さまされ給し

如來又比丘を云ふ、又八福田の事

五帖の法衣｜帖は條也、安陀會と云ふ三衣の一也

締松を捧て、三井寺を燒亡さんと計ふらん條、少しもたがはず提婆達多が類にこそ、さこそ末代といはんからに、此程に王威を輕すべき樣やは有べき、口惜事哉とて宸襟しづかならず、逆鱗しばしば忝し、抑王威は佛法を崇め、佛法は王威を守るこそ相互に助て効驗も目出く明德もいみじけれ、若王威を王威とせずば、何の佛法か我朝に興隆すべきや、今度山僧等、園城寺を燒失はんに於ては、天台座主を流罪し、山門大衆を禁獄せんと思召けるが、又返つて山門の衆徒、内心こそ愚癡の闇深して、邪雲佛日の影を犯とも、形は已比丘に似たり、一々に禁籠せん事、罪業又消滅すべからず、且は五帖の法衣身にまとへり、歸依の志全堅誓師子におとるべからず、且は大師聖靈の御計をも奉レ待べし、且は醫王山王も爭か捨果させ給べきやとて、御淚にぞ咽ばせ給ける。法皇は百王七十七代の帝、鳥羽院第三の御子雅仁親王とぞ申しし。治天僅に三年也、忽に御位をすべらせましましける。御志は無官無智の僧に近附て、甚深の佛法をも聽聞し、壇處行法の花香をも、手ら自らいとなまんと思召るゝ故なり。抑百王と申は、天神七代地神五代の後、神武天皇より奉レ始て、御裳濯川の流涼く、龍樓鳳闕の月陰なかりしか共、第廿九代帝、宣化天皇の御時迄は、佛法未我朝に傳らざりしかば、名字をすら聞事なかりき。

經解說書寫の五種法師

大日覺王—密經の本尊毘盧遮那佛

無上福田—

提の聖帝とぞ見させ給ける。彼公顯僧正と申は、法皇の御外戚顯密兩門の師德也。止觀玄文の窻の前には、一乘圓融の玉を磨き、三密瑜伽の寶瓶には、東寺山門の花開け給へり。內に附外に附て御歸依の御志深によりて、此妙典をも公顯僧正に受、御灌頂をも三井寺にてと思食たりけるに、山門騷動して打止め奉ければ、御心うしと被二思召一けり。法皇、我朝は是邊土粟散國也、何事も爭か大國に等かるべきなれども、中にも雲泥不レ及ける は、律の法文僧の振舞にてぞ有らん、僧衆の法は、歸僧息諍論、同入和合海といへり、縱和合海にこそ入ざらめ、諍論を專にして、させる咎もなき三井寺を燒失せんとする條、無道心の者共かな、破和合僧は五逆罪の隨一に非や、形ばかりは出家にして、心はなほ在俗よりも不當也、愚癡のやみ深して、憍慢の幢高し、比丘の形と成ながら、難レ値如來の敎法をも修行せず、大日覺王の智水の流に身をも不レ洗、朕が適入壇灌頂せんとするを、障碍する事の無慙さよ、縱朕が理を枉て非法を宣旨し、若は山門の所領を別院に寄とも、王威王威たらば誰か背申べき、何況受戒灌頂と云は、上求菩提下化衆生の祕要也、智德明匠讚嘆し、貴賤男女も隨喜せり、たとひ隨喜讚嘆褒美するまでこそなからめ、無上福田の衣の上に、邪見放逸の冑を著、定惠二手の掌の內に、佛法破滅の

一行大日經—唐の一行が義釋せる大日經
法界宮—萬有の本體を法界と云ふ
六道—地獄餓鬼畜生修羅人間天上
三有—欲界色界無色界
五種法師—受教讀經誦

也。彼寺三代叛逆の地たるに依て此災を成、適安樂に屬する處に、又臨幸あらば天下の滅亡歟、鎭國の御祈禱を致山僧等、諫諍の制止を加へ奉るをや、抑公顯申狀不審甚多し、不レ可レ出二寺中一之由智證大師の遺誡ならば、何ぞ智證大師歸朝の後、叡山にして度々灌頂を修べき、又智證の門流靜觀僧正、爭我山惣持院にして、灌頂を寬平法皇に奉レ授べき、智證の遺誡頗不レ足二信用一、就レ中一行大日經の義釋には、三所の道場あり、王城と深谷と寺中と也、寺中とは是僧伽藍の中也、大唐の人師豈獨三井寺を支んや、三所の道場は猶是淺略也、本經の說の如ば三種の灌頂あり、所謂結緣灌頂、傳法灌頂、自證灌頂也、法界宮の大日法界を以て道場とすと說り、不レ限二三所一と見えたり、公顯申狀不レ及二偏信一哉と被レ申たりければ、叡感の氣ありて、三井寺の御幸は被レ止けり。抑三部經と申は、大日經、金剛頂經、蘇悉地經是也。今此經の大意を尋れば、若有人此經、受持讀誦者、卽身成佛故、放大光明圓と說、又若有人受持讀誦、此經典者、父母所生身、忽に成大日如來、放胸間大光明、照六道三有黑闇とも說る祕典也。後白川の法皇、忝も觀行五品の位に御心を係御座て、法花修行の道場に五種法師の燈を挑て、七萬八千餘部軸讀、上古にも未レ承及一、況や於二末代一乎。十善玉體の御膚、三密護摩の烟に薰て、卽身菩

年序―歲月
全玄―藤原實明の子

城寺の御幸の事、治承年中に其沙汰有て被二停止一畢、而を彼寺にして御灌頂あらば、三井寺を可二燒拂一なんど聞食されければ、當時の座主全玄僧正を、法住寺の御所に召れて、行隆を以被二仰下一云、求法の御志有に依て、公顯僧正を以て智證流之灌頂を可レ受の由思食處に、公顯の申さく、智證大師一行禪師の釋に依て、一流の灌頂に於ては不レ可レ出二寺中一之由、殊所レ誡也、然ば早く當寺に御幸有て可レ有二御傳法一と、所レ申旣に道理也、仍三井寺に御幸有べし、爰に山僧此事を訴申之條、甚其謂なし、凡一天之下皆王土也、何の所なりと云共、臨幸可レ任二叡慮一依レ之或は本尊を拜せんが爲め、或は神道を仰ぐ故に、熊野金峯淸水廣隆に臨幸あり、昔より不レ及二違亂一何ぞ三井の一寺に限て訴訟に及べきや、不日登山して可レ加二制止一也と。座主の御返事には、勅定は石よりも重し、爭か子細を申べき、不日罷上て可レ加二制止一候、但先師大僧正治山の時、北國白山を山門に可レ賜之由致二訴訟一刻、甚深の以二道理一被二仰下一に附て、三箇年の間加二制止一と云へども、山徒の訴彌以て熾盛なるに依て、終に以て蒙二裁許一畢ぬ、全玄が治山、先師の威德に及べからず、然而勅定の趣き、不日披露仕べく候、又山門の訴訟は叡慮に背に似たれども、其本意を論ずれば忠節の至也、長寬に三井に幸有て後、天下不吉也、萬人所レ知

三部―數種あり、眞言には大日經金剛頂經蘇悉地經

入壇―灌頂の際壇を設くれば也

加行結願―修行の功を增加し修法を終ふる事

部の祕經を受させ給ひ、二月十九日、三井寺にて御灌頂有べき由思召立と聞えし程に、山門大衆憤申けるは、昔よりして今に至るまで、御灌頂御受戒、みな我山にして遂させ給へり、山王の化導專受戒灌頂の爲也、就中園城寺者、昔天智天皇の御子大友王子、國家を亂らんとて軍を起給ひし謀叛惡逆の境也、始て今御入寺有て御灌頂あらん事、旁以不可然と申ければ、樣々誘へ仰けれ共、例の山大衆更に院宣を用ず、三井寺にして御灌頂有ば、彼寺を可燒拂之由僉議すと聞えければ、權大納言隆季卿の奉書にて、院宣を被下云く、御入壇、偏に可爲祕密結緣之處、還及騷動之條、不慮の次第歟、因玆園城寺御幸所延引也、是延曆園城安全の謀也と有けれ共、大衆猶憤申けるは、延引の院宣全く山門の眉を開かず、永く三井の御幸を不被停止、彼寺に發向して、佛閣僧坊一宇も殘さず可燒拂之由騷動すと聞えければ、重て院宣を被下て云、御幸の事被停止之由、一日被仰下畢、山門衆徒等、明日二日猶發向彼寺之由風聞、可令制止云々と有ければ、御幸停止之院宣に依て、山門既に靜ぬ。法皇は御加行結願して、思召止らせ給にけり。去ども猶御宿願を遂させ給はんが爲に、年序をへて文治二年の春の比、三井寺にして御灌頂有るべきよし聞えければ、山門大衆又騷動して云、園

蚩尤—黄帝の時の諸侯、涿鹿の野に敗死せる叛臣

○彗星出現事

同十二月廿四日、彗星東方に出で、廿八日に光を增。蚩尤旗とも申し、赤氣ともいへり。何事の有べきにかと上下恐をなす。天文勘して申く、五行の氣五星と變ずる内に、彗星は是大亂入兵之瑞相なりと奏す。何樣にもおだしかるまじとぞ歎あひける。五行者、木火土金水、五星者、彗星、熒惑星、鎭星、太白星、辰星なり。治承二年正月一日、院御所には拜禮被レ行、四日朝覲行幸有て、例に替たる事はなけれども、去年成親卿已下近習の人々多く被レ失にし事、法皇不レ安思召れて、御憤未やすませ給はず、世の御政も倦く思召れて、御心よからぬ事にてぞ有ける。入道も多田藏人行綱が告知せ奉てより後は、君をも後暗御事に思奉て、世の中打解たる事もなし。上には事なき樣にもてなせども、下には用心して只苦咲ひてぞ有ける。

○法皇三井灌頂事

法皇は三井寺の公顯僧正を御師範として、眞言の祕法傳受せさせ給けるが、今年の春三

も造作せられざる法を無とす

五三昧—茶毘所又墓所

元方—菅根の子、天慶の亂に征東將軍たらんとして罷めらる

ぞゆかしけれ。

○宇治左府贈官事

八日朔日、宇治左府の贈官贈位の御事有て、少納言惟基は彼御墓所に參て、宣命を捧て、太政大臣正一位を被ㇾ送之由讀かけ奉る。件の御墓は、大和國添上郡河上の村、般若野の五三昧也。昔堀起し奉り、捨られにし後は、死骸道の邊の土と成て、年々に春の草のみ繁れり。今勅使尋入て宣命を傳けん、亡魂如何思召けんおぼつかなし。思の外の事共有て、世の亂るゝは直事に非、偏に怨靈の致す處也。冷泉院の御物狂御座し、花山法皇の御位をさらせ給ひ、三條院の御目のくらかりしも、元方の民部卿の靈とこそ承れ。怨靈は昔も今も恐しき事なれば、早良廢太子をば崇道天皇と號し、井上の內親王は皇后の職位に復す、皆是怨靈を被ㇾ宥し謀也。されば今度も可ㇾ然にこそと、人々計ひ被ㇾ申ければ、贈號贈官有て、院をば崇德院と申し、臣をば正一位と宥行はれけれ共、後いかがあらんと覺束なし。

見にもとて二首の歌をぞ書附ける。

久に經て我後の世を問へよ松跡忍ぶべき人もなき身ぞ

爰を又我住うくてうかれなば松は獨にならんとやする

書注てぞ出にける。是にや怨靈も慰給けん、咎なし。さても西行發心のおこりを尋れば、源は戀故とぞ承る。申も恐ある上臈女房を思懸進たりけるを、あこぎの浦ぞと云仰を蒙て思切、官位は春の夜見はてぬ夢と思成、樂榮は秋の夜の月西へと准へて、有爲世の契を遁つゝ、無爲の道にぞ入にける。あこぎは歌の心なり。

伊勢の海あこぎが浦に引網も度重なれば人もこそしれ

と云心は、彼阿漕の浦には神の誓にて、年に一度の外は網を引ずとかや。此仰を承て西行が讀ける、

思きや富士の高根に一夜ねて雲の上なる月をみんとは

此歌の心を思には、一よの御契は有けるにや、重て聞食事の有ければこそ阿漕とは仰けめ、情かりける事共也。彼貫之が御前の簀子の邊に候て、まどろむ程も夜をやぬるらんと云ふ一首の御製を給て、夢にやみるとまどろむぞ君と申たりけん事までも、想やるこ

最下級の人民

見はてぬ夢―よそ乍ら思ひしよりも夏の夜の見果ぬ夢ぞ儚なかりける(後撰)

有爲無爲―因縁によりて生じたる諸現象を有とし、本來常住何物に

こそ難から
め假の宿り
を惜む君
哉、家を出
づる人とし
きけば假の
宿に心とむ
なと思ふ許
ぞ

宮も藁屋も
ー世の中は
兎ても角て
も同じ事宮
も藁屋も果
しなければ

松樹ー白樂
天の句

刹利ー印度
四姓の中王
種、首陀は

猗草繁し。いかなる前世の御宿業にかといと悲し。昔は清涼紫宸の玉臺に四海の主とかしづかれ御座しに、今は民村白屋の外土に八重の葎に埋れ給へる事、御心うき事なれ共、翠帳紅閨の中に三千の君と仰がれ、龍樓鳳闕の上に二八の臣とあがめられて、辨才世にかまびすしく、威勢朝に振し人々も、名ばかり留る世の習、咸陽宮も徒に片々たる煙と昇、姑蘇臺も空く瀼々たる露繁し。宮も藁屋もはてしなし、兎ても角ても世の中は、只かげろふの假の宿、すみはつまじき所也とて、西行古詩を思出て、

松樹千年終是朽　槿花一日自成ㇾ榮

と詠じつゝ暫くこゝに候ひけれども、法華三昧つとむる住持の僧もなく、燒香散華を奉る參詣の者も無りけり。最物さびしかりければ、

よしや君むかしの玉の床とても係らんのちは何にかはせん

と讀けるは、彼延喜の聖主の、

いふならく奈落の底に入ぬれば刹利も首陀も異らざりけり

と巾御歌に思合て哀なり。さても七箇日逗留して、花を手向香を燒讀經念佛して、聖靈決定往生極樂と回向し奉て立けるが、御廟の傍に松の有ける木を削り、無らん時の形

すき者―風流人

壺の石―壺の碑、陸前國に在り

金の御崎―筑前

葉守の神―柏木に葉守の神のましけるを知らでぞ折りし祟りなさるな

假の宿―世中を厭ふ迄

けれ共、餘に都を戀悲み御座けるにや、煙は都へ靡きけるとぞ。御骨をば必高野へ送れとの御遺言有けるとかや。鳥羽院の北面に佐藤兵衛尉義清と云し者道心を發し、出家入道して西行法師と云けるが、大法房圓意と改名して、去仁安二年の冬の比諸國修行しけるが、中比のすき者にて、東は壺の石、歩夷が島、西は金の御崎、松浦の沖、名處舊跡の歌枕を歩み、見ぬ所はなかりけり。不破の關屋に留ては、月には雲のふはと云、武藏野を過とては、柏木の葉守の神を恨けり。實方中將の墓にては、一村薄を悲み、白川の關にかゝりては、關屋の柱に筆を止む。四國の方の修行を思立けるときは、江口の妙に宿をかり、假の宿と讀しかば、心とむなと返しつゝ、一夜の宿をぞ借にける。讃岐國へ入て松山の津と云所に行きぬ。こゝは新院流されてわたらせ給ひける所ぞかしと思出し、昔戀しく尋まゐらせけれ共、其御あともなかりければ、龍顏奉公の古より、鵞王歸依の今までも、御事忝く哀に覺えければ、

松山の浪に流れてこし舟のやがてむなしく成にける哉

と打詠て、支度と云山寺に遷らせ給ても年久成にければ、御跡なきも理に覺て、御墓はいづくぞと問ければ、白峯と云山寺と聞て尋參りたりけるに、おやしの下﨟の墓よりも

姑射山―藐姑射の山の略、仙洞

蓬萊洞―海中仙山の一に取りて仙洞或は內裏の名とせり

木丸殿―天智帝御製、朝倉や木丸殿に我居れば名乘をしつゝ行くは誰が子ぞ

の露袖を濕し、松高しては夜の風膚を融す。人跡絶たる庭上に、奇げなる柴の御所、まことにいぶせき御住居也。傳聞しよりも猶心憂く悲しかりければ、中々無由下にけりとぞ思ける。哀哉姑射山の上にしては曇らぬ月を詠め、蓬萊洞の內にしては四海の波を澄し御座しに、庭の千草は枝かはし、往還人も絶果て、賤が宿戸の庵より猶うたてき様なれば、蓮如涙に咽けり。さても有つる人して角と申入たりければ、院はさしも戀しき都の人なる上、昔御覽ぜし者なれば、御前へも被召度は思召けれ共、間につらさも思し出ぬべし、又係淺増き御貌を見えん事も憚あれば、中々無由とて、只御涙をのみぞ流させ給ける。御氣色角と申ければ、蓮如誠にもとて一首を詠じ、見參に入よとて、

朝倉や木の丸殿に入ながら君にしられで歸る悲しさ

御返事あり、

朝倉やたゞ徒に歸すにも釣する海士の音をのみぞ啼

蓮如いと悲く覺て、是を笈に入つゝ泣々都へ歸上る、哀にやさしく聞えし。其後長寬二年の秋八月廿四日、御年四十六にて、支度と云所にて終に隱れさせ給にけり。讃岐御下向之後九年にぞ成給ける。白峯と云山寺に送奉り燒上奉りけるが、折節北風けはしく吹、

三悪道―地獄、餓鬼、畜生の三道
顯仁―崇德帝の御諱
陪從―管絃を行ふ地下の樂人
負かけて―笈を懸けて

て降人に成ぬれば、辛罪に行るゝ事やはある、我今悪行の心を以係苦みを見れば、今生の事を思捨て、後生菩提の爲にとて書奉る五部の大乘經の置所をだにも免されねば、今生の怨のみに非ず、後生までの敵にこそと仰られて、御舌のさきを食切給ひ、其血を以て御經の軸の本ごとに、御誓狀をぞあそばしける。書寫し奉る處の五部の大乘經を以て、三悪道に抛籠畢。此大功德の力に依て、日本國の大魔と成て、天下を亂り國家を惱さん、大乘甚深の囘向、何の願か不成就哉、諸佛證知證誠し給へ、顯仁敬白とあそばし、誓はせ給て其後は、御爪も切せ給はず、御ぐしも剃せ給はず、生ながら天狗の貌に顯れ御座けるこそ恐しけれ。小河侍從入道蓮如とて世捨上人あり。昔陪從にて公事勤ける時、御神樂などの次に、自幽に見參に入進せける計なれば、さしも歎き思進すべきにしも無れども、大方情深き人にて、只一人自負かけて都を迷出、はるかに讃岐國へ下りにけり。御所の渡に餘所ながら立囘て見けるに、目も當られぬ御有樣也。いかにもして内に入り、角と申入ばやと志深く伺けれ共、奉守ける武士はげしくとがめければ、空く日も暮にけり。折節月隈なかりければ、蓮如心を澄して笛を吹て通夜御所を廻、曉方に黑ばみたる水干袴きたる人内より出たり。便を悦て相共に内に入、事の體を見に、草深しては朝

五部大乘經—大日經、金剛頂經、蘇悉地經、念誦經、瑜祇經

御室—仁和寺

三佛菩提—三身正覺

大夫高遠が堂に入せ給けるを、鼓岡に御所を立て奉ㇾ居、御歎の積にや、御惱の事有ければ、關白殿へ能樣に申させ給へと仰有けれ共、世に恐させ給ひつゝ御披露も無りければ、思召切らせ給て、三年の間に五部大乘經をあそばし集て、貝鐘の音もせぬ遠國に捨置進せん事心憂く覺え侍るに、御經ばかり、都近き八幡鳥羽邊迄入まゐらせばやと、御室へ申させ給けり。其御書云、昔は槐門崇廟の窻にして玉體遊宴の心をやすめ、今は離宮外土の西海の波にくだかれて江南浮沈の哀聲を加ふ、嵐松を拂て獨筵に月を見、爭か再舊鄉に還て、自玉聖の氣を成ん、月西山に傾けば都城仙宮の曉の詠を思出、日晨岳に出れば龍樓竹園の甚しき興を忘ず、早く民煙蓬屋の悲涙を止て、必三佛菩提の妙位に昇らんとあそばして、奥に一首の御製あり。

濱千鳥跡は都へ通へ共身は松山に音をのみぞ啼

御室より此御書を以關白殿へ被ㇾ仰けり。關白殿又内へ被ㇾ申たりければ、少納言入道信西を召て仰含らる。信西さる事爭か候べきと大に諫申ければ、御免もなかりけり。讃岐院此由聞召れては、御心憂事也。天竺、震旦、新羅、高麗にも、兄弟國を論じ、叔父甥位を諍て致ㇾ合戰ㇾ事、尋常の習なれども、依ㇾ果報ㇾ兄も負甥も勝、されども手を合膝を折

閼伽―佛前墓前に捧ぐる淨水

五衰―前に見ゆ

智明が若宮とて今にあり。

○大納言北方出家事

大納言の北方傳聞給て、相見事はなけれども、露の命の未消給はずと聞つる程は、心苦しながら頼しくて、ながらへばもし奉見事もやとて、つれなく髪をも落さゞりつるに、隱給けるにこそ、今は甲斐なしとて、自ら御髪をはさみ下し、雲林院の菩提講に忍参り、出家して戒を持ち、如形追善をも其にてぞ營給ひける。若君閼伽をむすぶ日は姫君花を摘、姫君燈を挑たる折は若君香を燒、明ても暮ても兩共に、父の菩提を弔給ふも哀也。昔皇門鳳城に仕へて、恣に槐門の春の花を詠ぜしに、今は民烟蝸屋に遷て、望郷の曉の露に埋れけり。樂盡て悲來るなる天人の五衰も角やと覺えて無慙也。

○讚岐院事

新院讃州配流の後は讃岐院と申けるを、廿九日に御追號有て崇德院とぞ申ける。去る保元元年七月に當國に遷され御座て、始は直島に渡らせ給けるが、後には在廳一の廳官野

○大納言入道薨去事

大納言入道殿は、少將も琉黄島へ流され、北方も君達も、此彼に逃隱れて安堵せずなど聞給ては、いとゞ心憂思食、日に隨而弱給けり。七月十日比よりは起臥も輙らず、かく痛苦給へども、跡枕に侍て湯水を進る者もなし。何事に付ても唯古鄕の人々のみ戀く、今一度相見事のなくて露の命の消なん事をぞ歎給ふ。適見ゆる物とてはあらけなき武士也。大納言入道をば急ぎ可レ失と六波羅より難波が許へ被二下知一たりければ、直に足手をきり奉レ刎レ首こと、流石かはゆくや思けん、不レ知して奉レ失とて、深き淺の底に竄を植て突落してぞ殺しける。只一度に刎レ首たらば、尋常の習にて有べきに、心うくも計たりけりと無レ情こそ云けれ。其より取擧て、備前備中の境なる有木の別所と云所に送捨、形の如穴を掘石を疊て奉レ納。難波が後見に智明と云法師あり。加樣のかまへ、此法師ぞ奉行したりける。其故にや女子三人持たりけるが、俄に物狂しき心地出來て、一人は深き筒井に落入て死ぬ。二人は竹の林に走入て、竹の利杙に貫かりて失にけり。大納言入道の死靈の故にやと、人皆舌を振て怖合けり。智明恐をなし、社を造て怨靈を祝ひ奉る。

跡枕—枕邊
あらけなき—荒々しき
竄—頭部に銳利なる鐵をつけたる物
後見—後楯となり參謀となる機密の人

約誠あらば、今生に再父を相見せしめ給へと、三千三百三十三度の禮拜をぞ奉る。既に八十餘日も積けるに、硫黄が島にて判官入道の夢に、海上遙に詠れば、白き帆懸たる船一艘走來り、近付を見れば嫡子康基此舟にあり。船の帆には妙法蓮華經信解品と銘を書り。急舟を付て、左衛門尉が下來れかし、餘に都も戀きに物語せんと思ひ、能々見れば舟にはあらで、白馬に乘たりと見て打驚ぬ。何なる妄想やらんと汗押拭て人にも不ㇾ語、都へ還上て子息康基に語たりければ、康基此を聞て、貴にも涙、うれしきにも涙也。泣々語けるは、我信解品を轉讀して百日清水寺の觀音に祈誓し奉き。觀音は白馬に現じ給ふなれば、掲焉御夢想也とて父子感涙を流しけり。さても康基、觀音の御前にては觀音品をこそ可ㇾ奉ㇾ讀に、信解品を讀ける事は、此品に賢き長者、愚なる子を失て、跡を同居の塵にとゞめて、二度親子互に見事を得たり。以ㇾ之一實の慈悲求ㇾ子不ㇾ得、中止二一城一伺二窮子之機一、父子相見後、初脱二瓔珞之衣一といへり。されば父子再會の金言を憑て此品を讀ける也。彼は三千塵點、子を失て父かなしみ、此は三年の春秋、父を被ㇾ流て子哀む、愛敬之道は中心より出たれば、父子の情ぞ哀れなる。

轉讀―經典の紙を飜して讀誦に擬する事

一實―眞如

信解品―法華經廿八品中の一

朽たる木草も云々―千手の誓願也

鳥の翅に書を付事、天竺にも有けり。波羅奈國、月蓋王に二人の太子御座す。善友、惡友と云。兄の善友太子、弟の惡友太子に眼を被損たりければ、今は位を繼べきに非とて、諸國に流行し給けるに、母后太子の行末を悲て、御書をあそばし、善友太子の年比飼給ひける鷹の頸に被懸たりければ、其鳥高飛去て、是を太子に奉たりとぞ、報恩經には説れたり。蘇武は漢家の勅使也、一紙の筆の跡鴈金雲井を通、康頼は本朝の流人也、二首の歌の詞は卒都婆浪路を傳へたり。彼は十九の春秋を送迎、是は三年の月日を明し暮しけり。上代末代時替り、漢家本朝所異なれども、ためしは同じかりけり。理や彼は天道哀みを垂給ひ、是は神明惠を施し給へばなり。

○康基讀二信解品一事

平判官康頼が嫡子平左衛門尉康基は、攝津國小馬林まで父が供して見送たりけるが、康頼出家してければ、康基其より還上、精進潔齋して、日數を百日に限し清水寺へ參詣し、信解品を讀誦す。隔夜する折も有、夙夜する時もあり。願は大慈大悲千手千眼憑をかけ志を運べば、朽たる木草も花さきみのると御誓ある也。如來の金言誤なく、薩埵の誓

甘露―此も宣帝の年號

父が死骸を掘起し、老母兄弟罪せられけんこそ悲けれとて、一巻の書を注してぞ進じける。其中に、

雙鳧俱北飛　一鳧獨南翔
余自留新館　子今歸故鄉

とぞ書たりける。蘇武は十六にして胡國に行、十九年を經て後、三十五にて舊里に歸る。盛なりし年なれども、胡國のもの思に鬢鬚白く成て、漢王の御前に參て、單于に被虜て十九年悲みを呑し事、官兵悉片足を切れし事語申て、其後に李陵が一巻の書を進。漢王叡覽有て御淚を流、大に後悔し給へ共無力。去共蘇武は舊里に歸て再妻子を見のみに非、後には典屬國と云官を賜て君に仕へ奉。孝宣皇帝の御宇神爵二年に、八十餘にして薨じけり。甘露三年に帝功臣四十二人を麒麟閣に畫し給けるに、蘇武其中にあり、一紙の鴈の書なからましかば、爭か加樣の幸有べき。去ば是よりして文をば鴈書とも雁札とも云、使をば雁使とも名付たり。

○善友惡友兩太子事

たのむ—田面也

未胡國にあり—匈奴詭つて武既に死せりと言ひければ也

春は北來の翅、秋は南往の鳥なり、我舊里をも飛過らん、心あらば言傳せんと云ければ、天道哀とや覺しけん、二羽のかりがね飛下、蘇武が前にぞ居たりける。武悅て指を食切て血を出し、一紙の文を書つゝ鴈の翅に結附たりければ、南を指て飛行ぬ。漢昭帝上林苑に御幸して、木々の紅葉叡覽有ける折節、秋のたのむの鴈雲居遙に飛けるが、一紙の書を落したり。帝怪思召、取上是を御覽ずれば、蘇武が狀にぞ有ける。其狀に云、

昔籠巖穴之洞、徒送三春之愁歎、今放稽田之畝、空同胡敵之一足、設身留永朽於胡國、必神還再仕于漢君、

とぞ書たりける。

是を叡覽有て、さては蘇武は未胡國にあり、爭か空く他國の民となすべきとて、昭帝胡王單于に眤をなし給ひ、金銀の寶を遣して蘇武を贖給ければ、單于蘇武を許して漢宮へぞ返しける。李陵見之、いかなれば大將軍に被選て、一人は召返し一人は沈らん、心憂や我年來君に仕奉て二心なし、命を重じ忠を盡すといへ共、官軍敗て誤つて虜れぬ、不如素懷を遂んと存じて、一旦凶奴に仕て遂に胡狄を亡し、必漢宮にかへらんと、而も

羊の毛云々
一幽レ武置ニ大窖中ニ絕不ニ飲食ニ會天雨レ雪武臥齧ニ雪與ニ旃毛ニ竝咽レ之

とて、自餘の兵は皆片足を切て追放つ。死する者は多助る者は希也。李陵此形勢を見て終に胡王に從へり。蘇武未隨ざりければ、胡王語て云、汝命を助けんと思はば我に從へ、將相として召仕んと。蘇武答て曰く、我忝漢王の勅を蒙て汝等從へん爲に此國に來れり、何ぞ死を遁れんが爲に還て狄の類に囑せんといへば、胡王大に嗔て武を惱事二年、後には囚に籠て食を絕。蘇武羊の毛に雪を裹て食しつゝ不レ死ければ、胡王いよ〳〵其賢なる事を知て、囚より出して誘て云、我に公主と云祕藏の娘あり、形世に勝たり、汝に與て將相とせんといへ共不レ從。胡王問て云、命は人の寶也、官は人の品也、汝何ぞ將相には不レ成空く身を亡さんとすると。蘇武答云、授レ妻爲レ相、汝當ニ不仁ニ任レ身受レ死、我爲ニ忠臣ニといへば、胡王不レ及レ力、北海の邊に放捨て羊をぞ飼ける。漢王此事を傳聞給て、蘇武は實に功臣也、李陵は二心有とて、父が死骸を掘起し、老母兄弟罪せらる。蘇武は甲斐なき命は生たれ共、形を宿す奇の臥戸もなく、飢を支る朝夕の食物もなし。韋韝毳幕以レ之禦ニ風雨ニ、羶肉酪の漿かれを以て飢渇を休、年月を送ければ、故郷の戀さ不レ斜。角て海邊野澤川中などに迷ひ行ける程に、後には禽獸鳥類も見馴て驚事なし。繫ぬ月日明暮て、十九年をぞ經たりける。秋の鴈の連を亂らず飛けるに、蘇武天に仰て歎云、

蘇武―天漢二年匈奴に使し神爵二年に卒す

李陵―都騎尉となり遂に匈奴に降る、在外廿餘年にして卒す

智卷 第八

○漢朝蘇武事

昔漢武帝の時、胡國の凶奴朝家に不ㇾ隨ければ、李陵を大將軍とし蘇武を副將軍として、胡國の王單于を被ㇾ責けり。漢朝より彼國へは五萬里の道なれば、九年に一度行還程也。胡國の狄城を百重に構たり。李陵勅を重じ命を輕じて、先陣に進て攻戰。狄不ㇾ堪して引退。勝に乘て攻入つゝ、九十九の城を靡しけり。李陵今一の城に打入て見に、凶賊退散して只胡國の美人のみ有。官軍亂入ければ、美人歎て云、天命を背たてまつるに依て、妾が輩ども、或は身命を亡し或は行方を知ず、生ても別死ても別れぬ、願は漢の使我等を助よと悲泣。李陵敵の謀とは不ㇾ知して、胡國の女に心を移て遊ける處に、凶奴四方を打圍、李陵を生捕にしけり。副將軍に引へたる蘇武生年十六歲、心うしと思て死生不ㇾ知に戰けれ共、大陣破ぬれば殘黨不ㇾ全習にて、蘇武も同く虜る。胡王議して云、大將二人は定是漢朝の功臣ならん、徒に命を斷事不ㇾ可ㇾ然、罪を宥て我國の臣下とすべし

筆を染、其子細を注しつゝ、震旦にして大海に入たりけるが、播磨國増位寺へ流寄たりけるも、角やと思ひ知られたり。

方も思ほへず親に先立つ道を知らればー清水の觀音ー猶賴めしめぢが原のさしも草我世の中に有らん限はー秋果ぬればー山田守るそうづの身こそ悲しけれ秋果てぬれば訪ふ人もなし

雲に暗くする人、此道に携ざるは稀なり。玄賓僧都は、山田を守りて秋果ぬればと恨み、空也上人は、市の中にも墨染の袖と詠じ給ふ。されば西行法師が夢にも、時澆季に及、世末代に臨て、萬事零落すれども、歌道計は猶古におとらずといへり。判官入道も、難波津の言の葉、卒都婆の面に書集、海へぞ入たりける。薩摩方より、新羅、高麗、震旦、天竺、島々國々にも寄つらん、異國なればよもしらじ。縱一丈二丈の木也共、漫々たる海上茫々たる繁浪に、爭か當國に來べき。況や一尺二尺にはよも過じ。祈る禱も叶つゝ、龍神惠を顯して、當社の砌に附寄けり。

○近江石塔寺事

大江定基三河守に任じて、赤坂の遊君力壽に別て、道心出家して其後、大唐國に渡、清涼山に參たりければ、寺僧每朝に池を廻る事あり。寂照故を尋れば、僧答て曰、昔佛生國の阿育王、八萬四千基の塔を造、十方へ抛給たりしが、日本國江州石塔寺に一基留り給へり、朝日扶桑國に出れば、石塔はるかに影を此池に移し給ふ、故に彼塔を拜せんが爲に此池を廻る也とぞ申ける。寂照上人聞給て、信心骨に入、隨喜肝に銘じて、墨を研

良辰美景—賞心樂事を加へて四美といふ

能因が歌—天の川苗代水にせき下せ天下ります神ならば神

小式部が歌—いかにせん行くべき

入道未都へ歸り上らざりけれ共、此歌は上下哀に翫けるとかや。

○和歌德事

凡和歌は、國を治人を化する源、心を和思を遣基也。故に古の明王、月の夜雪の朝、良辰美景ごとに、侍臣を召集めて夢の歌を奉らしめて、人の賢愚を知召といへり。奈良御門の往躅より始て、延喜天暦の以來、夜の雨塊を穿たず、秋の風枝を鳴さぬ御代には、必ず勅撰ある事今に絶ず、只住吉玉津島の此道の崇神たるのみに非ず、伊勢、石清水、賀茂、春日より始奉て、託宣の詞は夢想の告、何も歌に非ざるは少し。靈神の御歌に名を連、明王の御製に肩を並事、此道の外は又何事かは有るべき。能因が歌には三島の明神納受し、小式部が歌には冥途の使を退くと見えたり。唯治世の基、神道の妙に叶のみに非、又佛法の正理にも通ずる故にや、清水の觀音は、しめぢが原のさしも草と詠給、善光寺の如來は、厩戸の王子に贈答し給へり。凡三十一字は、無間頂を除いて三十二相にかたどり、五句六義の趣は、五輪六丈の瑜伽を顯す。此故にや行基菩薩、婆羅門僧正、傳教大師、慈覺より以來、或は釋門の棟梁、法家の龍象、或は名を玄地に遁れ、跡を白

水茎―手跡の義
御むづかり―御悲歎

急ぎ慥に附べきとぞ申ける。ゆかりの僧も見聞けり、心も消涙もこぼれて嬉く悲かりける中にも、是は明神の御計にやと、忝貴ぞ思ける。社僧此僧を語ひ申けるは、やゝ修行者の御坊、もし都へ上給はば、此卒都婆を事傳申さん、慥に平判官康頼が妻子の許へ傳給なんやといへば、僧答て曰、此事承るに、よにも有難く哀なる事にこそ、修行者の習、宿定らぬ事なれども、本都の者にて侍りしが、折節都へ還上侍、康頼がゆかりほの知て候へば、たしかに傳送べし、且は明神も御照覧候べしとて、件の卒都婆を請取て、笈の肩に挾み、泣々都へ上にけり。母の尼公妻子親類招集て見せたりければ、もだえこがれ泣悲みける心の中たゞ推量るべし。康頼は卒都婆に歌を書、名を注し、文字をば彫刻、其に墨を入たれば、鹽にも浪にも消ずして、鮮にこそ見えたりけれ。此事京中に披露有ければ、既に及二叡聞一、彼卒都婆を被レ召つゝ、叡覧有りて龍眼より御涙を流させ給ひ、康頼法師未ながらへて彼島に有らん事こそ不便なれ、水茎の跡なかりせば知らざらましとて、御むづかり有ければ、御前に候ひける人々も各袖を絞けり。小松内府の被レ參たりけるに、康頼法師が歌哀にこそとて賜下されたりければ、大臣も打見給つゝ涙ぐみて御前を立て、父の入道に奉たれば、相國禪門もさすが哀にこそ覺しけめ。係ければ判官

合浦玉―今の廣東省、秦には象郡と云へり、珠の產地
和光同塵―老子に出づ天台止觀には垂迹の義
徹取敢ぬ―急ぎの旅
そこはか―そことも彼處とも

はる。引鹽神前を去時は、合浦の玉を庭上に蒔歟とうたがはる。和光同塵の利益は、何もどり〴〵なりといへ共、海畔の鱗に、契を結給らん、因緣誠に知難し。參詣合掌の我までも、八相成道の結緣は、憑しくこそ思けれ。此神明をば、平家の大相國深く崇敬し給事ぞかしと思出るも恐し。徹取敢ぬ事なれば、只法施をぞ手向奉ける。心中に祈念申けるは、歸命頂禮、和光垂迹當社權現、琉黃島流人康賴が生死知せしめ給へ、猶も存命あらば、夜の守晝の守と成給て、浪の使の言傳をも聞しめ、再故鄕の雲に返し入しめ給へと、祈けるこそ哀なれ。終日念誦したりける晚程に、社司神女御前の渚に遊覽す。月の出鹽滿けるに、そこはかともなく浪に流るゝもづくの中に、卒都婆一本見え來る。あやしや何なる事にかとて取上見之ば、一首の歌を書、下に康賴法師と書附たり。各手々に是を取渡し、歌を詠じて哀なる事也、作者何者やらんと云ける中に、社僧の有けるが云けるは、糸惜事かな、是は一年都より薩摩方硫黃島へ、三人の流人有りき、法勝寺の執行俊寬、丹波少將成經、平判官康賴也、此康賴法師が古鄕も戀く、恩愛の親も悲くて、角書流せるにこそ、懸樣昔も有とこそ聞、是をば如何情なく捨ては置べき、都の妻子もさこそ戀し悲しと思て、ゆくへ聞まほしかるらめ、如何して是を故鄕の親き者の許へ、

康頼入道

梵天帝釋—梵天は娑婆世界の主、帝釋は三十三天の主

龍神八部—天龍夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩喉羅迦の稱

あくがる—心浮立ち思を惱す

弘誓—一切衆生濟度の佛陀の誓

王王子眷屬、惣而上は梵天帝釋、下堅牢地神、殊には內海外海龍神八部、憐を垂給ひて、我書流す言葉、必風の便波の傳に、日本の地につけ給へ、古郷におはする我母に見せしめ給へと祈つゝ、西の風の吹時は、八重の波にぞ浮べける。行に百行あり、國土を治謀、善に萬善あり、生死を出る勤なり。卒都婆は萬善の隨一、諸物是を歡喜し、孝養は百行の最長、龍天必ず哀愍す。漫々たる海上、鹽路遙の波の末、必左とは思はねど、責ても母の悲さに、角してこそは祈けれ。思ふ思も風と成、願ふ願もこたへつゝ、龍神納受を垂給ひ、新宮の湊に卒都婆一本寄たりけるを、浦人是を見咎て、熊野別當に奉りたれ共、世を恐たりけるにや、披露はなし。安藝の嚴島にも一本附たりけり。折節判官入道のゆかり也ける僧、康頼西海の浪に被流ぬと聞ければ、何となく都をあくがれ出て、西國の方へ修行し行けるが、便風あらば彼島へも渡らばやと思ひけれ共、おぼろげにては船も人も通はず、自商人などの渡るも、僅に日よりを待得てこそ行など申ければ、いかにも尋行べき心地もせずは有けれども、安藝國までは下にけり。嚴島明神に參詣して、兩三日ぞ有ける。當社の景氣を拜すれば、後は翠嶺山高して、吹風効驗の高事を示し、前には巨海水深して、立浪弘誓の深事を表す。さす鹽社壇を浸時は、紺瑠璃を瑞籬に敷かと疑

へ歸上らん事をも願、後世菩提をも助めとて、己が能也ければ、歌をうたひ舞をまうて、島の明神に手向けり。端島の者共、時々來て見けるが、興に入て舞などしけるぞ歎の中にもをかしかりける。

○康頼造二卒都婆一事

判官入道は都の戀さも猿事にて、殊に七十有餘の母の、紫野と云所に在けるを思出侍けるに、いとゞ爲方なくぞ思ける。流されし時かくと知せまほしかりけれ共、聞給なば悶焦給はん事の痛はしくかなしさに、角とも云ずして下たれば、ながらへて今迄もおはさば、此形勢を傳聞ていかばかりかは歎給はんと、云つゞけては唯泣より外の事なし。悲さのあまりには、角ぞ思つゞけけり。

薩摩潟沖の小島に我ありと親には告よ八重の鹽風

思やれ暫しと思ふ旅だにもなほ古郷は戀しき物を

千本の卒都婆を造り、頭には阿字の梵字を書、面には二首の歌を書き、下に康頼法師と書て、文字をば彫つゝ、誓ける事は、歸命頂禮熊野三所權現、若一王子、分ては、日吉山

鳴とあり
されかづら
ー五味子、
其果實やう
に束れたる
を云ふか、
さははの誤
ならんも知
り難し

蓬萊云々ー
東海中にあ
りと云ふ三
仙山

迫ー岩と岩
との間を云
ふ

雷の音、肝心も消計なれば、一日片時堪て有べき心地せず。賤が山田も打ざれば、米穀の類も更になく、園の桑葉も取ざれば、絹布服も稀也。昔は鬼の住ければ、鬼界の島とも名附たり。今も硫黄の多ければ、硫黄の島とぞ申ける。少將は中々被」刎」首たらんはいかゞせん、生ながら係悲き島に放れて、憂目をみん事の罪深さよと思はれける。中にも故郷に殘留て、此島の有樣傳聞て歎らんこそ無慙なれと、覺しけるこそ哀なれ。此人々始には三の島に被」捨、所々に歎けり。彼海漫々として風皓々たり。雲の浪煙の波に咽らん。蓬萊、方丈、瀛州の、三の神仙の島ならば、不死の藥も取なまし。此島々の中には、慰事こそなかりけれ。責ては三人一所にだにあらば、悲事も憂事も互に語て心をもやりなん、島をかへ海を隔て、所々に歎けるこそ無慙なれ。少將には門脇宰相より訪給けれ共、二人をば助る者もなし。僧都も入道も、身も悲しく人も戀しかりければ、後には網舟釣舟に手をすり腰をかゞめつゝ、俊寛も康頼も、硫黄が島へぞ寄會ける。少將と判官入道とは、痛く思沈たる事はなし。浦々島々見巡て、都の方をも詠けり。僧都は強歎瘦て、岩の迫に苫の下に倒伏て、浦吹風に身を冷る事もなく、岸打浪に思をも消ざりけり。判官入道は、泣悲ても由なし、只佛の御名をも唱神にも祈申てこそ、二度都

さすらふ—流離漂浪

木綿付鳥—鶏

遊子云々—賈島の句に佳人盡飾ニ於長粧ー魏宮鐘動遊子猶行ニ於殘月ー函谷鶏

○俊寛成經等移ニ鬼界島ー事

薩摩方とは惣名也、鬼界は十二の島なれや、五島七島と名附たり。端五島は、日本に従へり。康頼法師をば五島の内ちとの島に捨て、俊寛をば白石の島に棄けり。彼島には白鷺多して石白し、故に白石の島と云。丹波少將をば、奥七島が内、三の迫の北、硫黄島にぞ捨たりける。尋常の流罪だに悲かるべきに、道すがら習はぬ旅にさすらひて、そゞろに哀を催けり。前途に眼を先立れば、早行事を歎、舊里に心を通はせば、終に還らん事難し。或は雲路遠山の遙なる粧を見ては、哀涙袖を絞り、或は海岸孤島の幽なる砌に臨では、愁烟肝を焦しけり。さらぬだに、旅の憂寝は悲しきに、深夜の月朗に木綿附鳥も音信り。遊子殘月に行けん函谷の有様思ひこそ出でけれ。日數ふれば、薩摩國に著にけり。遙々と海上を漕渡て、島々にこそ被レ捨けれ。此島々へは、おぼろけならでは人の通事もなし。島にも人稀也。自有者も此土の人には不レ似、身には毛長生、色黑して如レ牛、云事の言も聞知ず、男は烏帽子もきず、女は髪もけづらず、木の皮を剝てさねかづらにしたり、ひとへに鬼の如し。眼に遮る物は、燃上火の色、耳に滿る物は、鳴下

の者
人には人の
ー猥に祕密
等を人に打
明く可らず
との義
小馬林ー平
家物語には
周防の室津
にて出家す
とせり

に、西光法師折たる瓶子を取合て、猶平氏の首取たりくと云けるを、入道聞給て、かく深き罪には被レ行けり。契浅からぬ輩こそ其座には有りけめ、何として漏けるやらん、後にこそ行綱が讒言とも聞えしか、天可レ度地可レ度、只不レ可レ度人心と云り。よくく其を知ずして、左右なく人には人の打とけまじき者と覺えたり。丹波少將成經をば、福原へ召下し、妹尾太郎に預置、備中國へ遣したりけるを、俊寛僧都、平判官康頼に相具して、薩摩方鬼界が島へぞ被レ放ける。康頼は都を出て配所へ赴けるが、小馬林を通るとて、

　津國やこまの林をきて見れば古はいまだ變らざりけり

と思連、やがて爰にて僧を請じ、出家入道して法名性照とぞ云ひける。髮をおろし袈裟を戴とて、

　終にかく背はてける世中をとく捨ざりし事ぞくやしき

剃たる髮を紙に裹、此歌に取添へて故郷に遣したりければ、其妻一目打見つゝ、何とだにも云ずして、絶入けるこそ無慚なれ。

いづら―いづれが
形見こそ―形見こそ今は仇なれ是なくば忘るる時もあらまし物を（古今）
宗人―主要

けり。信俊給之て出けるが、行もやらず、又大納言入道も、差て宣べき事は皆盡にけれ共、恭さの餘には度々是を呼び返す。還行べき旅だにも、程ふれば故郷は戀きに、今を別の心の中、被推量て哀也。さても有べきならねば、信俊都へ上にけり。北山へ參て北方に御返事進たりければ、穴珍々や、御命の今まで存へておはしけるなとて、文を披見給ふに、髮の黑々として有けるを一目見て、此人は樣替られにけるよとばかり宣て、又物も不宣、やがて引潛てぞ伏給ふ。其後良起居給ても、此髮を懐に入て、胸に當ては取出、顔に當てはもだえ給へり。移香も未昔に替ざりければ、指向たる樣に被思けれ共、主は遠國を隔たれば、唯面影ばかりなり。若君姫君もいづら父の御ぐしとて、面々に取渡泣あひ給へり。形見こそ今は還て悔しけれ、是なかりせばかくばかり覺えざらましと歎かれけるぞ糸惜き。新大納言と俊寛僧都とは宗人の事、丹波少將は成親卿の嫡子なれば、罪科實に難遁、首を切れ給はぬ事は、小松大臣の御助也。康頼が無類になる事は、何の罪なるらんと無慙也。北面の輩あまたこそは被召誡けるに、他人は指もやは有し、此事は同意の輩、鹿谷の評定の時、瓶子の倒て頸を打折たりけるを、平氏既に倒たり、頸を取には過ずとて、樣々振舞たりければ、滿座の人此秀句を感じける

限の―死期
の
睨言―睦言

たぶ―賜ふ

やは有べきと奉ニ待思一事、丹波少將さへ福原へ被ニ召下一給へり、悲き事共細々と書つゞけ給へるを見給ては、日比覺束なかりしよりも今少し悲しく思給て、暫し絕入てぞ御座ける。信俊やゝ勞り奉ければ、人心地出來給て、生て物を思も悲ければ、よき次に消果べかりける物をと宣けるこそ、責の事と哀なれ。信俊二三日候て、泣々申けるは、角ても附添進て、限の御有樣をも見進せて、後の御孝養をも仕べく候へども、都にも見繼進る便もなし、立隔ぬる御旅の空、又もと思召御睨言も絕や果なんなれば、今一度御返事をなり共御覽ぜばやと、罪深思召れて被ニ下遣一たるに、日數積らば跡もなく驗もなきやらんと、いか計かは御心苦く思召れんなれば、今度は御返事を賜て、急罷上て見參に入進て、又こそ罷下候て奉公をも申、終の御事をもと申せば、入道よに名殘惜は被レ思けれ共、誠にさるべし、疾々還上、都にて待らん事も痛しし、北方少者共に能々宮仕申べし、係憂身と成ぬる上は、左にも右にも云計なし、人々の事こそ心苦く覺ゆれ、但汝が又こんたびを待附べき心地もせず、いかにも成ぬと聞ば、後世をこそ弔めとて返事細に遊ばして、剃髮の有けるを引裹て、是を形見と御覽ぜよ、ながらへて世に聞はてられ奉べしともおぼえず、今生にこそ相見事の空とも、後の世には必など、心細げに書連てたびて

賓客は、門前事騷しく踵を繼ぐ、男女は庭上狼藉也。角こそ榮給たりしに、今成給へる有樣の悲さに、目もくれ心も消て、前に臥倒て喚叫外は何事も申されず。大納言入道も信俊を見給ては、墨染の袖を顏に當給て、唯さめ〳〵とぞ泣給ふ。入道良在て宣けるは、多の者共の中に、いかにとして是迄尋下けるぞや、餘に都の戀さに、夢なんどに見るやらん、更に現とは覺えずとて、こぼるゝ涙せき敢ず、悲の色ぞ深かりける。信俊泣々申けるは、去し六月一日より、北御方若達相具し進せて、北山の雲林院の僧坊、菩提講行ひ候所に忍つゝ、幽なる御住居、若君姫君の戀かなしみ奉る御事、今度罷下べき由、懇に仰を蒙候し事共細に申て、懷より文を取出して進たり。入道は世にも有難なつかしげにおぼして、披見給はんとし給へども、落涙は降雨の如くにして文の上にかゝりければ、筆の跡も見分給はず見えければ、信俊もいとゞ袂を絞けり。兎角して涙の隙よりほの是を御覽ずるに、若君姫君の限なく戀悲み奉痛しさに、我身も叉月日を過べき心地もなけれ共、如何にと結べる露の命やらん、強面消も失なで、焦て物を思ふ事、朝夕の煙たえて、心細く幽なる住居、思出る昔の戀しき事、若君姫君行末いかにと心苦き事、心に任する旅の御住居ならば、共に下て見見え奉たき事、愚なる心にも今一度上り給はぬ事

ほの是を―是をほのかに

空御事―空しく死に果て給ふ事

赤土の小屋―埴土等にて塗廻したる賤しき貧民の家

どもをも、聞まほしく被二思召一候らめ、音信便も絶ぬ、傳申人もなくて、空御事にも成給なば、如何計の御妄念にかと罪深思進すれば、其御渡の事をも語申て、聊御妄念もはるゝ御心もやと存じて、遙々と罷下れり、然べくは蒙二御免一て、今一度最後の見參にいり進ばやと申けるを、始は緊く恠嗔て叶まじと云けれ共、泣々掻口說云ければ、武士共涙を流し、最哀に思つゝ、何かは苦かるべきとて、終には是を免けり。信俊不ㇾ斜悅て、大納言の御座する所へ參て奉ㇾ見に、淺猿く悲かりける事がら也。奇氣なる小屋に、垣には土を壁に塗廻、戶には藁のこもを懸垂たり。內に差入て見廻せば、藁の束と云物を敷て、瘦衰たる法師あり。よく〳〵見れば大納言入道殿にてぞおはしける。下には垢附たる布の服、上には袖やつれたる墨染の衣也。傍には竹の杖を立て、前には繩緒の足駄を置り。是やこの賤が伏戶の赤土の小屋、民の住居の草の戶ざしなるらんと、心憂こそ思けれ。中御門高倉の御宿所より始て、所々の御山庄屋數を盡棟を並べ、瑞を硏柱を彩、屛風障子を立交、雲繝高麗を敷滿つゝ、殿には風月の雙紙を取亂、琴瑟の具足を立並、庭には四季の草木枝を通合、浦の沙玉を蒔て、或は仙院仙洞の御幸も有、或は卿上雲客の遊宴も有しかば、絃歌の妙なる聲絕る事なく、海陸の珍味盡ざりき。車を馳る

そ覺さんずれども、責の事には、加樣のうき事をも戀き事をも申ばやと思に、汝いかなる有樣をもして尋參なんや、御文をも進返事をも待見ならば、限なき心の中をも慰事もやと思はいかゞすべきと宣ければ、信俊淚を流して申けるは、誠年比近く召仕れ進せし身にて候へば、今は限の御供をも申べくこそ候しか共、御下の御有樣、人一人も附進する事有まじと承しかば、思ながら罷留候き、明暮は君の御事より外は思出事侍ず、召れ進せし御聲も耳に留、御諫の御詞も肝に銘じて忘まゐらせず、年比日比身を助、妻子を育し事、君の御惠に非と云事候はず、上下品替といへども、まのあたりの御形勢共と申、西國御下向の御戀さと申、袖に餘たる淚絞煩たる折節、かく承候へば、身は何樣に成候共、いかゞは仕候べき、御文を給、急尋參んと申ば、北方無限悅て、細に文遊して賜にけり。信俊給之、泣々小島へ下けり。既に彼に行著て、預の武士に申けるは、是は大納言殿の年比の侍に、源左衞門尉信俊と云者に侍り、君當國へ御下向の時も、御作申度候しを、御方樣の者をば一人も附られずと承しかば、思ながら今は限の御伴をも申さず、差も御糸惜深く食仕れまゐらせしかば、奉別後は、明暮唯此事のみ悲く戀く思出まゐらすれば、若今一度奉見事もやと存るうへ、さこそ都の事をも君達北方の御事

身々—銘々の生命

昔語—死に果てゝ後世の話の種となる事

進むる—食事を催促する也

○信俊下向事

大納言の北方、北山の栖ひ唯推量るべし。住馴ぬ山里は、さらぬだにも物うかるべきに、柴引結庵の内、まだしも馴ぬ草枕、過行月日も暮しかね、明し煩有様也。女房侍共の其数多かりしも、流石身々の捨難ければ、世に恐れ人目をつゝむ程に、最後を訪ひ奉る者もなかりけり。其中に大納言の年比身近く召仕給ける源左衛門尉信俊と云侍あり。情ある男にて、時々奉ㇾ事問ㇾけるが、或暮つがたとぶらひに参たりける次に、北方御簾近く召よせて宣けるは、やゝ信俊承れ、大納言殿は備前國兒島とかや云所へ流され給ぬとは聞しか共、此渡より尋參人一人もなし、未生て御座するやらん、又堪ぬ思に忍煩て、昔語にもや成給ぬらん、其行末をも不ㇾ奉ㇾ知、未生ても御座さば、流石此渡の事いかばかりか聞まほしく覺すらん、又少き人どもの住馴ぬ山里の栖ひ、中々申も愚也、唯推量給べし、懸憂身の分野思出て、無昔も猶忍がたかるべきに、朝夕の事叶はねば、少き者共がうき事をも不ㇾ知、おそしくと進るを聞に附ても、先立物とては只涙ばかりなり、今は甲斐なき身なれ共、露の命の消も失なで、明し暮すなり、聞給ひなばいとゞ心苦こ

云よと被ㇾ思ければ、其後は又問事もなかりけり。

○大納言出家事

二十三日に大納言は、少しくつろぐ事もやと覺しける程に、少將も福原へ召下など聞えければ、いとゞ重のみ成ゆけば、姿を不ㇾ替してつれなく月日を過さんも憚あり、何事を待にか、猶も世にあらんと思ふやらんと、人の云思はんも恥しければとて、出家の志有よし、小松殿へ被ㇾ申たりければ、終には其こそ本意なれば、左右にこそと免されて、備中國安養寺に、調御房と云僧を請じて、備中國朝原寺にて出家受戒し給けり。御布施には、六帖抄と云歌雙紙をぞ被ㇾ渡ける。彼抄と申は、村上帝の第八御子、具平親王家の御集なり。此親王をば六條宮とも申、後中書王共申、中務親王とも申けり。内に道念御座して、外に仁義をたゞしくし、管絃の妙曲を極、詩歌賦の才藝に長じ給へり。歌道殊に巧に御座けるが、後の世の御形見とて集させ給ひたりける草子也。此大納言も彼抄をば無ㇾ類おぼされければ、配流の時身に附る物はなけれ共、此抄計をば是迄も被ㇾ隨身ㇾたりけり。旅の空布施になるべき物なかりければ、泣々被ㇾ出けるにこそ、最哀也。

くつろぐ―禁の弛ぶ

中書王―中書省は中務省の唐名

災禍を防ぐ三神

隱相—陰部の形

𩵽の使—鱒を正月に獻ずる故事あり、腹赤の奏

拜して過給へと云。實方問て云、何なる神ぞと。答けるは、これは都の賀茂の河原の西、一條の北の邊におはする出雲路の道祖神の女也けるを、いつきかしづきて、よき夫に合せんとしけるを、商人に嫁て、親に勘當せられて、此國へ被追下給へりけるを、國人是を崇敬ひて神事再拜す、上下男女所願ある時は、隱相を造て神前に懸並り奉りて、是を祈申すに叶はずと云事なし、我が御身も都の人なれば、さこそ上り度ましますらめ、敬神再拜し祈申て、故鄕に還上給へかしと云ければ、實方、さては此神下品の女神にや、我下馬に及ばずとて、馬を打て通けるに、神明怒を成て、馬をも主をも罰し殺し給けり。其墓彼社の傍に今に是有といへり。人臣に列て人に禮を不致ば被流罪、神道を欺て神に拜を不成れば横死にあへり、實に奢る人也けり。去共都を戀と思ひければ、雀と云小鳥になりて、常に殿上の臺盤に居、臺飯を食けるこそ最哀なれ。又備前、備中、備後、本は一國也けり。豐前、豐後も如此、筑前、筑後も同事、肥前、肥後もしかの如し、日本國は東西へ去事二千七百五十里、南北は五百三十七里也。筑紫より𩵽の使の上るこそ行程十五日とは聞えしか。是より奧鎮西なんどへ下らんこそ假令十二三日にも行んずれ。備前備中さしもの大國とは聞ざりしものを、父の御座所をしらせじとて、角は

—此邊の事すべて古事談に見ゆ

かとて、此彼男女に尋問けれ共、教る人もなく知たる者もなかりけり。尋佗てやすらひ行ける程に、道に一人の老翁あへり。實方を見て云けるは、御邊は思する人にこそ御座れ、何事をか歎給と問。あこやの松を尋兼たりと答ければ、老翁聞て最情ぞ侍る、是やこの

みちのくのあこやの松の木高に出べき月の出やらぬ哉

と云事侍り、此事を思出つゝ都より遙々と尋下り給へるにやといへば、實方さにこそと云。翁曰、陸奥出羽一國にて候し時こそ陸奥國とは申たれ共、兩國に分れて後は出羽に侍也、彼國に御座て尋給へと申ければ、即出羽に越て阿古野の松をも見たりけり。彼老翁と云けるは、鹽竈大明神とぞ聞えし。加樣に名所をば注して進せたれ共、勅免はなかりける。

道祖神—さへの神也根國より來る

○笠島道祖神事

終に奥州名取郡、笠島の道祖神に被蹴殺にけり。實方馬に乘ながら、彼道祖神の前を通らんとしけるに、人諫て云けるは、此神は效驗無雙の靈神、賞罰分明也、下馬して再

廳參―國司の廳に參る事

小臺盤所―清涼殿御座の側にあり、供御を調ふる所

うるさく―麗く也

しらけ―負色となりて手持無沙汰也

櫺子―禁中殿上の格子窗

阿古屋の松

四の大河あり。廳參の時、洪水の爲に人多く損じければ、是は廳の遠き故也とて、嵯峨天皇の御宇、弘仁十四年に上奏を經て、加賀郡を四郡に分ちて加賀國と定め、能登郡廣しとして、四郡に分て能登國と定む。さてこそ五箇國をば、越路とて道は一なれ。又陸奥、出羽兩國、是も一なりけるを二箇國に被レ分たり。一條院御宇、大納言行成の末殿上人にて御座ける時、參内の折節、實方中將も參會して、小臺盤所に著座したりけるが、日比の意趣をば知ず、實方笏を取直て、云事もなく行成の冠を打落、小庭に抛捨たりければ、もとゞりあらはになしてけり。殿上階下目を驚して、なにと云報あらんと思けるに、行成騷がず閑々と主殿司を召て、冠を取寄せかうがい抽出して、髪搔なほし冠打きて、殊に袖搔合、實方を敬して云けるは、いかなる事にか侍らん、忽にかほどの亂罰に預るべき意趣覺えず、且は大内の出仕也、且は傍若無人也、その故を承て報答後の事にや侍るべからんと、事うるさくいはれたりければ、實方しらけて立にけり。主上折節櫺子の隙より叡覽有つて、行成は勇々しき穩便の者也とて、卽藏人頭になされ、次第の昇進とどこほりなし。實方は中將を召て、歌枕注して進よとて、東の奧へぞ流されける。實方三年の間名所々々を注しけるに、阿古野の松ぞなかりける。正く陸奥國にこそ有と聞し

の者は一人も附ざりけり。妹尾は宰相の返り聞給はん事を恐けるにや、様々志ある體に勞り振舞けれ共、少將は慰む方もおはせず、都の人の戀おぼされければ、責の事には哀聲にて唯佛の御名を唱て、夜も晝も泣より外の事なかりけり。少將は備中國へ配流の由聞給ければ、相見奉事は有まじけれども、責ての戀しさの餘に、大納言の御座國は幾ら程近やらん、いづくとだにも聞まほしく思て、妹尾を召被」仰けるは、いかに兼康、汝が候妹尾より、大納言殿のおはすらん所へはいか程かあると問ひ給へば、大納言の御座する有木の別所高麗寺と申は、備前に取ても備中の境、妹尾と云は備中に取りても備前の境也、兩國の間に御部川とて、川を一つ阻たり。其間は纔に三十餘町有けるを、しらせ奉りては悪かりなんとや思けん、大納言殿の御渡候所へは、行程十三日とぞ申ける。

○日本國廣狹事

少將被」思けり、日本は是本三十三箇國也けるを、六十六に被」分たり、越前、加賀、能登、越中、越後五箇國は、本一國也。中比三箇國に分たりしを、越前加賀兩國の間に、

元服―服を改め髮を理し冠を加ふる儀式

有增事―豫定の事

きれつゝ、こはいかなる事ぞ、日數へぬれば今は異なる事あらじとこそ思つるに、又加樣に宣ふ事こそ悲けれ、中々在し時に、左も右も成たりせば、忘るゝ事も有なましと、責の事には覺されけり。今は惜とても甲斐あるまじ、終にすまじき別に非、疾々出立給へと宣へば、少將は、今日までもかく延たる事こそ有難けれとて急給ふ。少將も北方も乳母の六條も、今更絶焦給ければ、猶も入道殿へ仰候へかしと人々申しけれ共、宰相は存ずる處は前に委く申き、其上に角宣はん事力及ばず、世を捨より外は何と申べき、乍レ去御命のなき程の事はよもとこそ存侍れ、何の浦島に御座とも、敎盛が命のあらん限は、何にも可レ奉ニ音信訪一、憑しく思召べしとぞ宣ける。少將は少き人呼出し、髮搔撫て、七歲にならば元服せさせて、御所へ進せんとこそ思しに、今は日比の有增事も云に甲斐なし、成人たらば相構て法師になり、我後の世弔へよと涙もかき敢ず、成人に物を云樣に打口說給ければ、四歲に成給御心なれば、何とは辨給はざりけめども、父の顏を見上給て、うなづき給けるにも、いとゞ爲方なくぞ被レ思ける。北方も六條も、此形勢を見聞きては、臥倒、音を調てをめき給ふ、理なれば哀也。少將は今夕鳥羽までとて急出けれども、宰相は世のうらめしければとて今度は相具し給はず、行くも留も互に心ぼそくぞ被レ思け

に藻鹽たれ
つゝ詫ぶと
答へよ‥

と詠じけんも我身の上と哀也。淡路の繪島を見給ふにも、昔廢太子の遷れて、波に朽せぬ繪島をば、誰筆染て寫けんと、昔語もいと悲し。月名にしおふ明石の浦えい崎林崎、小松原高砂や尾上の松も過ければ、室の泊に附給ふ。藻懸の瀬戸蓬が崎やよりの濱を漕渡、備前國阿江の浦より、内海を通て兒島と云所に著き給ふ。都を出給にし後、日數ふれば、遠成行古里のみ戀くて、道すがら只涙のみにぞ咽び給ふ。はか〴〵しく湯水をだにも聞入給はざりければ、ながらふべしとも覺さゞりけれ共、さすが露の命の消やらで、此まで下り著給にけり、民の家の怪げなるに奉二居置一。彼所は後は山、前は磯、岸うつ浪は瀝々として音幽に、松吹風は蕭々として物さびし。去ぬだに旅のうきねは悲きに、汗に諍涙の色、耳おどろかす波の音、いとゞ哀ぞ增りける。しばしは兒島にまし〳〵けるを、こゝは猶津宿近して人繁し、惡かりなんとて、後には難波と云所へ奉二移居一けり。

○丹波少將召下事

廿日太政入道福原より平宰相の許へ被レ申けるは、丹波少將をば是へ渡し給へ、都におきてはいかにも惡かりぬと覺侍り、相計て何所へも遣すべしとぞ宣たる。宰相聞給てあ

藻鹽云々—わくらはに問ふ人あらば須磨の浦

つらきも夢の世の中、兎にも角にも現ならず、由なき妻子に心を留て、晴ぬ闇路に迷給ふな、我世にあらん程は、人々の事をば可ニ育申一なんど遊して、旅の粧様々に調へてぞ奉れる。難波次郎が許へも、よく〳〵仕へ申べし、愚にあたり奉るなとぞ被ニ仰付一ける。さばかり忝く思食ける君にも別れ進せ、尻頭ともなき小君達の糸惜く悲しきをも振捨て、知らぬ國、習はぬ旅にさすらひつゝ、都をば雲井の外に立隔、かへるさ知らぬ配所なれば、二度妻子を見事も有難しと、思残す事もなし。一年山門の大衆の訴により、日吉の神輿下洛して、朝家の御大事に及しも、西三條に五箇日こそ在しか、其なほ御宥し有き。是はさせる君の御誡にも非ず、又山門の訴にもなし、こは何なる事ぞやと我身の悪事をば忘つゝ、天に仰地に臥て喚叫び給けり。夜も既に明ければ、大納言は大物が浦より舟に乗、鹽路遙に漕出し、浪にぞ浮み給ける。難波の里に飛螢、蘆屋の沖の舟呼ひ、武庫山下風、福原の京、渚河、和田の御崎、逆手河行來の人のしげければ、小馬の林に隙ぞなき。彼は須磨關屋にや、行平中納言藻鹽たれつと侘にけん、此浦の事ならん。昔源氏の大將の流されて、月日を送り給つゝ、

秋の夜の月げのこまよわがこふる雲井にかけれときのまもみん

林に闌たる云々―闌は秀の義也、高木忌ㇾ風

の宿老にて御座き。兼雅は清花英才の人にや、越られ給も不便也とぞ人々申ける。是は三條殿遣進の賞とぞ聞えし。御徙移の日也。同三年四月十三日に、又正二位し給けるには、中御門中納言宗家卿越られ給けり。去々年安元元年十一月二十八日に、第二の中納言左衛門督、撿非違使の別當權大納言に成上給ふ。加樣に榮給ければ、越られ給ふ方樣の人々は、目醒しく思嘲て、山門の大衆に呪咀せらるべかりける者をと云けるぞ恐しき。神明の罰も人の呪咀も、疾もあり遲もあり、遂には必報けりとぞ申ける。林に闌たる木は必ず風に摧、衆に秀たる者は正に怨に沈。たとひ高位に昇るとも、身を約しくもてなし、縱ひ榮花に誇るとも、心に驕事なかれ。此大納言は、官職先祖に越、朝恩傍輩に過たれば、奢る思も多かりけん、人の恨も積つゝ、角成給ひけるこそ不便なれ。同三日のまだ曉、京より御使有とてひしめきけり。既に失へとにやと聞ば、備前國へと云て、船を出すべき由罵る。内大臣より御文あり、大納言泣々披見給へば、都近片山里にも置奉んと樣々誘申しつれ共、死罪を宥申だにあるに、其事努々叶まじと、入道堅宣へば力及ばず、世に有甲斐なく覺侍り、但御命計は申請ぬ、いづくの浦に御座共、御心安可ㇾ思召、さても替行憂世の分野、よく〳〵思ひつゞけて念佛申永悟を開かんと思召べし、うきも

たる船

國有諫臣—以下孝經に出づ

蔛—集韻には草名、玉篇には草長弱の貌とあり、不詳

けん心の中、さこそ悲く覺しけんと、押計られて無慙也。淀の泊の黎明に白雲係八幡山、木津殿、鵜殿、渚院、江口、神崎滸過て、今夜大物が浦に著給ふ。大納言は死罪を宥られて流罪に定りぬと聞えければ、相見事は堅かりけれ共、是れは小松内府のよく〳〵入道に申給たるにこそ、國有ニ諫臣一其國必安、家有ニ諫子一其家必直といへり、誠なるかな此言とぞ人々悅び給ける。此大納言の中納言にて御座し時、尾張國守にて、去嘉應元年冬の比、目代にて、衞門尉政友を當國へ被レ下けるが、美濃國杭瀨河にて宿を取、山門領平野庄の神人、蔛を賣て出來れり。政友是を買はんとて、直の高下を論じて樣々になぶる程に、蔛に墨をぞ附たりける。懸ければ神人等憤起て、山門に攀登って致ニ訴訟一間、衆徒及ニ奏聞一、聖斷遲々に依て、同年十二月廿四日に、大衆等日吉の神輿を頂戴して下洛す。武士に仰て被レ防しか共、神輿を建禮門の前に奉ニ振居一、國司成親卿を流罪なり、目代政友を可レ被ニ禁獄一之由訴申ければ、成親卿は備中國へ流罪、政友をば禁獄之由被ニ仰下一。即西の朱雀まで被レ出たりしか共、同廿八日に被ニ召返一、同晦日本位に復し、中納言に成返て、嘉應二年正月五日右衞門督を兼して、撿非違使の別當に成給ふ。其後目出くときめき榮給て、去承安二年七月廿一日に從二位し給し時も、資賢兼雅を越給き。資賢は古人

打物―手して打鳴らす樂器

盤渉調―十二律の一

褌―犢鼻褌の事

舁居屋形―屋形を舁入れて据付け

言資賢は笛の役、葉室中納言俊賢は篳篥の役、楊梅の三位顯親は笙笛の役、盛定行家は打物を仕き、調子盤渉調、萬壽樂の祕曲を奏せられしに、五六調に成て宮中澄渡り、諸人感涙を流しに、天井に琵琶の音しき、著座の公卿は怪を成して色變ぜしかども、君は少も御騷なし、何人ぞと尋可ㇾ申之由勅定を蒙りし間、成親畏て、左右の袖を搔合天井に仰向つゝ、何なる人に御座すぞ、御名乘し給へ、勅定也と申ししに、我は是攝津國住吉の邊に居住せる小樵なり　君子の御遊、群臣管絃の目出さに望み參れりと答て、其後は琵琶の音もせざりき、住吉大明神の御影向にやと諸人身の毛竪ちし程に、又池汀に赤き鬼の青き褌をかきて、扇を三本結立たり、誠に御遊の妓樂に目出給ひ、明神のかけらせ給けるにこそとて、其よりして洲濱殿をば住吉殿とは申けれ、係し時も多くの人の中に、成親こそ宣旨の御使を勤て、奉ㇾ向ニ靈神ニ問答をば申て侍しが、非ニ朝敵ニ今赴ニ配所ニ事、先世の宿報とは思へ共、憂かりける身の果かなとて音も惜まず泣き給ふ。盛者必衰の理、實也とぞ哀なる。大納言の世におはせし昔、熊野詣などには、二瓦の三棟に造りたる舟に、次の船二三十艘漕列けてこそ下りしに、今はけしかる舁居屋形の船の淺猿かりけるに大幕引廻して、見も馴ぬ武士に乗具して、いづくを指て行とも知らず下給

ゆかり—所縁

非番當番—間がな隙がなの義、色色と差繰りして

かしさに、今日の憂身を悲しめり。我宿所の前を見入て過給ふに附ても、いとゞ涙を流されけり。南門を過河の耳に御舟の裝束とく〳〵とひそめけば、こはいづくへやらん、終に可被失ならば、同くは只都近此邊にても失へかしとおぼしけるぞせめての事と哀なり。近候ける武士を召て、是は誰人ぞと問給へば、難波次郎經遠と名乘る。此邊に若我ゆかりの者や在と尋ねてえさせよ、舟にのらぬさきに云ひ置べき事ありと宣ければ、經遠其邊近あたりを打廻て相尋けれ共、有と答る者なし。可然者候はずと申せば、大納言は、などか我ゆかりの者なかるべき、世に恐てぞ出ざるらん、命に替身に替らんと云契し者共は、この程にも一二百人はありけん者を、よそにて此形勢を見んと思はざるらん口惜さよ、鳥羽の御所に被候し時には、非番當番して、目にかゝらん詞にかゝらんとこそ振舞しか、世あらたまり勢ひかはればにや、うらめしくも云ひ置べき事をきかじとまで思ふ覽よと口說給へば、武き夷なれ共、流石心の有ければ、すゞろに涙をすゝめけり。大納言は既に船に乘波に流て漕行けども、心は妻子につながれて、思ひは都にとゞまりけり。鳥羽殿を顧給て、泣々武士に宣けるは、去し永萬元年の春、鳥羽の御所に御幸ありて、終日御遊ありしに、四條太政大臣師長は琵琶の役、花山院中納言忠雅、按察大納

大内山―内裏の異名

岩木云々―木石に非ざれば

言は車の物見を打塞、前後に障子を立たれば、月日の光も見給はず、西も東も不レ知けり。加樣の歎の深さには、晩を待べしとも覺えざりければ、難波次郎經遠を以て、成親縱いかなる浦島にはなたるとも、責ては月日の光をだにも免れて侍らば、いさゝかなぐさむ方も候なん、さしも罪深き者と思食とも、かばかりの御誠までや候べきなんど、内府へ被レ申たりければ、大臣聞給て、こは不便の事也とて、月日の光はゆり給ふ。八條を西へ朱雀を南へ遣行けば、大内山を遙に顧給ふにも、思出事のみ多かりけり。造路四塚をも過給へば、今を限の御名殘、心は都に留れども、車に任せて遣り行。鳥羽殿を過給へば、年來召仕給ける舍人牛飼共泣居つゝ、涙を流し袖を絞ること理也とぞ哀なる。よそほかの者までも、悲を含み哀を催して、涙にむせばぬ者はなし。まして都に殘留る者共の歎悲らんこと思ひつゞけ給ふにも、只袖をぞ被レ絞ける。我世にありし時附て仕し者の一二千人はありけれども、人一人も身にそはで、今日を限に都を出る悲しさよ、重き罪を蒙て遠き國へ行者も、人の一人身にそはぬ事やあるなんど種々獨言を宣ひて、聲もをしまず泣給へば、車の前後に候ける武士共も、さすが岩木をむすばねば、各袖をぞぬらしける。此御所へ御幸のありしには、一度も御供に闕る事なかりきと、せめて昔のゆ

車の簾を逆に—罪人護送の例也
看督長—使廳の下役、罪人を追捕し牢獄を管理す

登卷 第七

○成親卿流罪事

六月二日、新大納言成親卿をば、公卿の座に出し奉りて物進らせたれ共、胷せき喉ふさがりて聊もめされず。追立の官人來て、車さしよせてとく〳〵と申せども、すゝまぬ旅の道なれば、座を立ちて急乘給はざりけるを、御手を取あらゝかに引立奉、うしろざまに投のせて、車の簾を逆に懸て、門前に遣り出す。大路にて先火丁よりて車より引き落し奉て、誡の楉とて三枚あてたれば、次に看督長殺害の刀とて、二刀突まねをして、其後山城判官秀助宣命を含させて、又車に押乘奉りて、前後には障子をぞ立たりける。人の上をだにも見給はぬ事なれば、増て我身の上の悲さは、推量れて哀なり。軍兵前後に打圍て、我方ざまの者は一人もみえず、なにと成りいづくへ行やらんも知らする人もなし。内大臣に今一度會申さばやと宣へども、それも叶はず、憂身に添る者とては、盡せぬ涙ばかりなり。唐の呂房と云人、旅の空に行しかども、故宮の月に慰みけり。此大納

子

勁松云々――潘安仁が西征賦中の句

水至清無魚――東方朔が答二客難一文中の語、友は徒に作る

と云へり。嘉應の相撲の節會に、大將にて右の片屋に事行じ給ひけるに、見物の中に立たりける人の申けるは、果報冥加こそ目出くて、近衛大將に至り給ふとも、容儀心操さへ人に勝れ給ひける難有さよ、但此國は小國なり、内大臣は大果報の人也、末代に相應せずしてとく失給ふべきにやと申たりけるが、露たがはざりけるこそ不思議なれ。

三摩耶形—諸佛は一切衆生をして平等の理に入らしめんため種々の本誓を發す、本誓より出現したる諸尊の所持品を形と云ふ

文宣王—孔

少き御心にさまよひありき給ける程に、彼篭舍の砌に迷行。獄人是を見るに、みめ形よのつねならずありければ、汝をば我子にすべしとて、官食を分てこれを養ふ。懐姙の期満て生産す、即女子也。無雙みめよし、長大するに随ひて美人の擧れ國中に極れり。幽王是を召て后とす。此忠に依て篭舍の者も被出けり。此后生てより笑事なしと、云々。如先、山桑の弓、なまえの矢賣ける者と云は、他國の王幽王を亡さん爲に、陀天の法を祭り附て是を賣らせり、陀天は狐也、山桑なまえは陀天の三摩耶形なりければ、かくはかり事にしたりけりと、云々。此事大に不審、周の代には佛法未渡、眞言なし、僻事にや、可相尋也。内大臣も此意を得給けるにや、今度事無とて後日の催しに、悠々を不存とは仰せけるにこそ。實に君の爲には忠勤あり、父の爲には孝道を存す、臣以不爲臣不可有、子以不爲子不可有と宣へる文宣王の言に不相違ぞありける。法皇聞召て、今に不始事と云ながら、怨をば恩を以て被報ぬ、返々も重盛が心の中こそはづかしけれ、勁松彰於歳寒、貞臣見於國危と云へり、恥かしくも憑しくも思食臣也、南無天照太神、正八幡宮、春日、日吉の神明、願は小松内府より先立て、朕が命を召給へとて、龍眼より御涙を流させ給ひけるぞ忝なき。東方朔が詞に、水至清無魚、人至察無友

いぶせし—心結ぼれ氣晴れず

齒かゝざる—乳齒の脫落せざる

千萬の態有、見人十人が八九は迷ぬとぞかゝれたる。或說云、褒姒は黿の子也。周厲王の時、南庭に二の白龍出來て蟠居れり。帝いぶせく思召ければ、可ㇾ殺よし宣下せられけるを、大臣公卿僉議ありて云、龍は命長して必如意寶珠を持と云へり、朝家安穩の爲に出現するにもやあるらんと、巫に依て死生を可ㇾ定歟と奏しければ、然べしとて御占あり。不ㇾ可ㇾ殺と云占也ければ、早汝が命を助く、速に可ニ罷去一と被ニ宣下一、二龍恩を報ずとや思けん、暫庭上に泡を吐て去ぬ。彼吐所の泡を見れば、さま〴〵嚴しき玉也けり。希代の重寶也、末代までも朝家の寶とすべし、輙く不ㇾ可ㇾ開とて、是を檜の唐櫃に納入て、勅封を附おかれけり。其後厲王宣王幽王三代は、國治り民豐なりしを、幽王始て是を開き給へり。日記の如くには非ず、忽然として靑黿也。王是を愛し給ひけり。宮中に七歲の姬宮御座、卽幽王の后に祝奉べき仁なりけるが、此黿を愛して、常に唐櫃の邊に遊給ける程に、何としたりけんいまだ齒かゝざる程の御齡也けるに、黿と嫁て懷姙し給へり。折節天下に童部歌を歌ふ事あり。山桑の弓生柄の矢を以て、此國を可ㇾ滅とぞ歌ひける。不ㇾ久して男一人出來、山桑の弓生柄の矢をぞ賣たりける。是をきゝ、聞ゆる事にこそとて件の男を搦捕て、土の篭に誡入、七歲の懷姙の姬宮をも追捨てられたりけるが、

百媚―長恨歌に回レ眸一笑百媚生

て、國々の兵を召例あり。されば一月に行べき道なれども一日の内に知せけるなり、是を飛火と名たり。燧帝の猛火といへるは是也。我朝にも奈良帝の御時、東より軍おこらんとせしかば、春日野に飛火を立始て、其火を守人を被レ置たりき。春日野を飛火野と申は是也。異賊幽王を可レ奉レ傾之由聞えければ、飛火をあげて兵をめす。官兵馳集て旗をなびかし、戈をさゝげて、鑣を並べ時を作りけるに、后始て笑給へり。さらぬだに見目形たぐひなくうつくしかりける上、咲ひ給ひたりければ、いとゞ百の媚をぞ増給ふ。帝嬉しき事に思召、常に飛火を揚られて兵を集給ふ。或は千里の山川を分來、或は八重の波路を凌上る。そも軍ならねば、兵本國に歸下る、國の費人の歎云ふばかりなし。かゝりし程に、幽王を亡ぼさんとて凶賊襲來ければ、又烽火を被レ上たり。諸國の軍兵是を見て、例の后の烽火と思ければ、官軍進み參事なくして、幽王忽に滅にけり。さてこそ后を褒姒僻愛とは申けれ、又は傾城とも名たり。都を傾と云ふ讀あれば、當初は誡けれども、近來は人ごとに傾城とぞ呼ける。彼后幽王亡給て後、尾三つある狐と成て、こうこう鳴して古き塚に入にけり。狐人を蕩とては、化して婦人と成りて顔色好。頭は雲の鬢と變じ、面は嚴き粧と成て、翠眉不レ舉、華の顔低たり。忽然に一たび笑ば、

褒姒―褒は地名、今の陝西省褒城縣の地也、幽王嘗て之を征す褒人女を獻ず、之を褒姒と呼ぶ

○幽王褒姒烽火事

去程に異國の幽王にありき、度々の御召に事なければとて、官兵後日の催に參らざりければ、つひに國をほろぼしけり、其こゝろあるべしとぞ仰ける。昔異國に周の幽王と云しは、宣王の子也。位に附給て二年と云ふ春、山川大に震動せり。于時伯陽甫と云人申けるは、周すでに亡なんとす、昔伊洛竭て夏亡、河竭て商亡たりき、國は必ず山川による、山崩河竭ば亡之徵也、河竭ときは山必崩、周の亡ん事十年にすぎじと被歎けるに、次の年幽王美人を得たり、其名を褒姒と云ふ。いつしか懐姙して皇子誕生あり、伯服とぞ云ける。幽王の本の后は申候と云ふ人の女なりけれども、彼を捨てて褒姒を后とし、伯服を太子に立給ひければ、世は既に亡ぬとぞ群臣歎申ける。此后三千の寵愛にすぐれ、萬女の綺羅に越たれども、笑事さらに御座さず。王心元なく思食て、宮中に心をとゞめ給はぬにや、いかゞして笑顔を見んと思食けるに、大國の習朝敵を禦ぎ亡さんとて、官兵を召時は、必烽火を揚る事あり。烽火とは我朝の高燈籠の如く、大なる續松に火を附て、高き峯にさゝげともせば、烽火の司人是を見繼て、四方の岳々峯々にともしつゞけ

怠狀—詫證文、あやまる事

五逆罪—數種あり、佛道には殺父殺母殺阿羅漢破和合僧出佛身血を云ふ、普通には君父母祖父母を殺すこと

角も相計はれんにこそ奉レ随らめと、曳去ばとく還り行て、此由を申べしと宣へば、二人の者共は、守護に候べしとの仰也、別の御使を以て可レ被レ仰や候らんと申す。入道の仰には、只急歸れ、我一人いづくへか落行くべき、是に不レ働して居べしなんど樣々怠狀被レ申けり。二人歸て細に角と申せば、内府は打頷許涙ぐみ給て、やをれ家貞貞能よ、まことには勅定なりとても、爭か父に向ひ奉て無道の逆罪を犯すべき、只入道殿違勅の振舞をしづめ奉り、天下の煩を止との方便なりと云へども、重盛かゝる惡人の子と生れて、五逆罪の一を犯する事こそ悲けれ、いかにといへば、子の身としては我こそ何度も父の命には随奉べきに、今父に向ひ奉りて御心を傷り奉り、御怠狀をせさせ奉る事の心憂さよとて、はら〳〵と泣き給へば、二人の者共も鎧の袖をぞぬらしける。其後大臣は軍兵等に仰られけるは、日比の契約たがへず、下知に隨て馳參り、聞傳て參上の條、返々神妙、聞召す事ありて被レ仰たりつれども、其事聞なほしつ、僻事にありけり、とく〳〵罷歸べし、但今度別の事なければとて、後々の催促に悠々を存ずべからず、たとひ事無しと云とも、何度も可レ隨二下知一也、終には御用に叶ふべし。

よもさらじ—よもや然るにてあるまじ

道殿に參て、弓脇に挾甲を脫高紐に懸て、庭上に候けり。入道殿は人々に捨られて、徒然の餘に猶緣行道して御座けるが、此等を見給てへらぬ體に宣けるは、如何に家貞貞能よ、小松殿には軍兵を誘引して、是には人一人もなし、所存何事ぞ、其意を得ずと宣へば、家貞畏て、可レ有二御院參一之由仙洞依レ被二聞召一、法皇大に驚御座て、勅定に爲レ治二天下一被レ下二軍將之宣旨一之後、經二多年一之間、云二官位一云二福祿一、秀二于先例一、深可レ存二朝恩一之處、還而欲レ亂二國家一之條、旣爲二朝敵一之上者、速に可二追討一之旨、所レ被レ下二院宣一也、昨日申入しが如、奉レ向レ父弓矢を引事は有べからずといへ共、重盛今官に居し祿を貪る上は、勅定又難レ奉レ背、此事聞食されなば御自害もやあらんずらん、先守護し進せよ、重盛角て侍れば、御命をば奉公に申替侍らんと被二仰下一と申たれば、入道殿まづ興醒て、俄に道心も失果つゝ、實か虛言かと宣へば、一定に候と申す。よもさらじ、入道を矯見とてこそといはれければ、家貞は、今始て小松殿左樣の輕々敷御事有べしと不レ存、院宣とて軍兵の中に御披露有りしは一定の事にこそと申時、入道大に歎給ていはれけるは、家貞貞能慥に承れ、昨日申しし樣に出家入道の身也、餘年日數少し、內府に奉レ讓レ世ぬる上は、向後は物にいろひ申す事あるべからず、院宣の御返事もよき樣に可レ被二奏聞一、兎も

不十分不確なる事

如法夜中—形の如き闇夜、夜は暗ききまりなれば云ふ

繞行道—佛道修行の法、經文を誦しつゝ佛座を周行する事（二）

はぬ人の、係る仰の下るは實に別の子細の有にこそとて、難波次郎經遠、妹尾太郎兼康筑後守家貞、肥後守貞能等を始として、如法夜中の事なれども、我先にとぞ馳參りける。係ければ老も若も留る者はなし。小松殿へとて周章て參けり。入道は、何事ぞ世間の物騷ぎは、是に候や〳〵と宣けれ共、そら聞ずして馳出ければ、西八條には青女房老尼、若は筆執ばかり殘たる。少も弓馬に携る程の者は一人もなかりけり。是のみならず、夜も明ければ、次第々々に聞傳て、洛中白川の外、北山、西山、嵯峨、廣隆、梅津、桂、淀、羽束、醍醐、小栗栖、日野、勸修寺、宇治、岡屋、大原、閑原、賀茂、鞍馬、大津、粟津、勢多、石山迄も聞傳て、馬に乘も乘らざるも、弓を取も取らざるも、出家遁世の古入道に至迄馳參ければ、洛中邊土の騷斜ならず、保元平治の逆亂に物懲して、貴賤上下肝をけす。入道宣ひけるは、内府は何と思て、此等をば呼取ぬるやらんと、よく心得ずげにて、腹卷脫て素絹の衣に、長念珠後手にくりて、繞行道して、あゝ内府に中違たらんもよき大事やと宣て、いと心も發ぬ哀念佛をぞ被申ける。又小松殿には、盛國承て侍の着到しけり。宗徒の侍三千餘人、郎等乘替打具て、一萬餘騎とぞ注したる。内大臣は着到披見の後、家貞貞能を召して子細を下知し給て、西八條へ遣れけり。二人の者共入

そゝろぐ
きまりわろがる
おぼろげ

られ候ぞや、縦入道殿こそ老耄し給て、あらぬ振舞あり共、今は各こそ家門をも治め、惡事をも可ㇾ被㆓宥申㆒に、相副たる御事共候哉と被ㇾ仰ければ、宗盛已下の人々苦々敷そぞろぎてぞ見え給ける。内大臣は中門廊に立出給ひ、さも然べき侍共の並居たりける所にて仰けるは、重盛が申つる事共慥に承りつるにや、去ば院參の御供に出ば、重盛が頸の切られんを見て後に仕べしと覺るはいかに、今朝より是に候て、加樣の事共叶はざらんまでも申ばやと存つれども、此等が體のあまりに直騷ぎに見えつる時に歸りつるなり、今は憚處有べからず、猶も御院參有べきならば、一定重盛が頸をぞ召れんずらん、各共旨をこそ存ぜめ、但さも未仰られぬは、何樣成べきやらん、去ば人々參れやとて、又小松殿へぞ被ㇾ歸ける。

○内大臣召ㇾ兵事

内大臣は、入道猶も腹惡き人なれば、院參の事もやあらんずらんと思召ければ、其惡行を塞がん爲と覺しくて、主馬判官盛國を使にて、重盛こそ別して天下の大事を聞き出したれ、我を吾と思はん者共は急ぎ參れと被ㇾ催たり。是を承る者共、おぼろけにては騷給

の詞こそ思ひしられ候へ、功成稱遂不ㇾ退身避ㇾ位則遇二於害一と申せり、彼漢蕭何は勳功を極に依つて官大相國に至り、劍を帶し冠を著ながら殿上に昇る事を被ㇾ免しか共、叡慮に背く事有しかば、高祖重く禁て、廷尉に下して深く罪せられき、加樣の先蹤を思侍るにも、御身富貴と云ひ榮花と云、朝恩と云ひ重職と云、極させ御座しぬれば、御運の盡事も難かるべきに非ず、富貴之家祿位重疊、猶再實之木、其根必傷とも申す、心細くこそ覺候へ、噫呼邦無ㇾ道富貴耻と云本文あり、去ば重盛何迄か命生て亂ん世をも見べき、唯速に頸を食れ候べし、人一人に被二仰附一て、御つぼに引出されて、重盛が首を刎られん事、安事にこそ候へ、人々是をばいかゞ聞給やとて、又直衣の袖を絞つゝ、泣々被二諫申一けり。是を見給ける一門の人々も、涙を流し袖を絞らぬはなかりけり。入道は口說立られて、おろ泣色には御座けれども、猶へらぬ體にて、さらば今は世にもいろひ侍まじ、院參も思止候ぬ、其上は召誡る者共をも、死罪にも流罪にもせでこそあらめ、但入道かく計申す事も全く身の爲ならず、淨海年闌て餘命幾なし、唯子々孫々末の代までも安穩にやと存ずる計也、其事人望に背愚案の企にあらば、何樣にも御計ひなるべしと宣て内へ被ㇾ入けり。小松殿は弟の殿原に向ひて、いかに加樣のひけうは結構せ

功成稱遂云云―老子に富貴而驕自遺二其咎一功成名遂身退天之道也

邦無道云々―論語泰伯篇の語

おろ泣―おろ〳〵と泣きて涙の垂るゝ事

いろふ―關係する

瑩レ風高低千顆萬顆之玉、染レ枝染レ涙表裏一入再入之紅（菅原文時）

大炊殿ー白河殿

迷盧八萬ー須彌山を蘇命路、修迷盧、迷廬等と云ふ、山高八萬由旬

雖君不君云云ー孝經序、原文爲字なし

申請る詮ー結局は

逆亂の時、六條判官爲義は、新院の御方に參り、子息下野守義朝は、內裏に參りて父子致二合戰一、新院の御方軍破て、大炊殿戰場の煙の底に成しかば、院は讃州へ下向、左府は流矢にあたりて失給ぬ、大將軍爲義法師をば、子息義朝承つて朱雀大路に引出し、首を刎たりしをこそ、同く勅定の忝なさと云ながら、惡逆無道の至、口惜事哉と存候しか、正御覽ぜられし事ぞかし、其に人の上の樣に淺增と悲かりし事の、今日は又重盛が身の上に罷成ぬる事よと存こそ心憂覺え候へ、悲哉、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷盧八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘なんとす、痛哉、不孝の罪を遁とすれば、又朝恩重疊の底極がたし、君の御爲に既に不忠の逆臣となりぬべし、雖二君不一レ爲レ君、不レ可三臣以不二レ爲レ臣、雖二父不一レ爲レ父、不レ可三子以不二レ爲レ子といへり、云レ彼云レ此、進退こゝにきはまれり、思ふに無益の次第也、只末代に生を受て、係る憂目を見る重盛が、果報の程こそ口惜けれ、されば申請くる處御承引なくして、猶御院參有べくば、只今重盛が頸を召るべく候、所詮院中をも守護仕べからず、惡逆の咎難レ遁、又御供をも仕るべからず、忠臣の儀忽に背候、請る詮たゞ頸を召るべきにあり、唯今思食合せ御座すべし、御運は既に末に望ぬと覺候、人の運命の盡んとする時、加樣の事は思立事にて侍り、老子

八埏—八荒八紘八極等皆八方の義也
三公—左右大臣内大臣
千顆萬顆云云—登レ日

如何なる事思食立と云とも、何の恐か御座べき、大納言已下の輩に、所當の罪科を被レ行候はん上は、退て事の由を陳じ申させ給て、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、人の爲にはますます撫育の哀憐を致させ給はば、佛陀の加護に預り神明の冥慮に背べからず、神明佛陀の感應あらば、君もなどか思召直す御事もなかるべき、濫く法皇を傾進せんとの御計、方々不レ可レ然、重盛に於ては御供仕べしとも存侍らず、不下以二父命一辭中王命上、以二王命一辭二父命一、不下以二家事一辭中王事上、以二王事一辭二家事一と云本文有り、又君と臣とを竝親疎を分事なく、君に附き奉るは忠臣の法也、道理と僻事とを竝べんに、爭か道理に附ざらん、是は專君の御理にて御座候へば、神明擁護を垂給らん、さらば逆臣忽に滅亡し、凶徒即退散して、八埏風和ぎ、四海浦靜らん事、掌を返すよりも猶速なるべし、去ば重盛院中を守護し進せ侍ばやとこそ存候へ、重盛始は六位に敍し、今三公に列るまで、朝恩を蒙る事家に其例なし、身に於て過分也、其重き事を思へば、千顆萬顆の珠にもこえ、其深色を論ずれば、一入再入の紅にも定て過たるらん、然者院中に參り籠り侍なん、其儀ならば重盛が命に替身に替らんと契を結べる侍、二百餘人は相隨へて持て候らん、此者共は去共重盛をば捨思はじとこそ存候へ、是以て先例を思に、一年保元の

受領—國司

蓮府槐門—共に大臣の稱

人皆有心云云—十七憲法第十に曰く絶レ忿棄レ瞋、不レ怒二人違一、人皆有レ心云々

御時、鳥羽院の御願、徳長壽院造進の勸賞に依て、家に久く絶えたりし内の昇殿をゆるされける時は、萬人孱を反し侍けるとこそ傳承候へ、去ども御身は既に先祖にも未拜任の例をきかざりし太政大臣を極めさせ御座上、又大臣の大將に至れり、所謂重盛など暗愚無才之身を以、蓮府槐門の位に至る、加之國郡半は一門の所領となり、田園悉く一家の進止たり、是希代の朝恩に候はずや、今此等の莫大の御恩を忘て、濫く君を奉レ傾らんと思召立こと、天照大神、正八幡宮の神慮にも定めて背き給ふべし、背レ朝恩レ者は、近は百日、遠は三年をすごさずとこそ申傳て侍れ、昨日までは人の上にこそ承つるに、今日は我身に係なんとす、其上日本はこれ神國也、神は非禮を受給はず、而に君の思召立處道理尤も至極せり、此一門代々朝敵を平げて、四海の逆浪を鎭る事は、無雙の勳功に似たれ共、面々の恩賞に於ては、傍若無人と申べし、聖徳太子十七箇條憲法には、人皆有レ心、心各有レ執、彼是則我非、我是則彼非、我必非レ聖、彼必非レ愚、共に是凡夫耳、是非之理、誰か能可レ定、相共に賢愚にして、如二環無一レ端、是以彼人雖レ瞋還恐二我失一とこそ承れ、依レ之君事の次を以て奇怪也と思召ば、尤御理にてこそ候へ、然而御運の盡ざるによりて此事既に顯ぬ、被二仰合一大納言又被レ召二置一ぬる上は、縱君

三世―前世現世來世

解脱幢相―解脱のしるしなる法衣

内外―佛書を内典、儒書等を外典とす

普天之下云云―詩經小雅北山篇に出づ

潁川洗耳―許由

首陽採蕨―伯夷叔齊

天照太神の御子孫國の主として、天兒屋根尊の御末、朝政を掌給しより以來、太政大臣の官に昇れる人、甲冑を著する事輙かるべしとも覺えず、就中出家の御身也、夫三世の諸佛の解脱幢相の法衣を脱捨て、忽に弓箭を帶し御座さん事、内には既に破戒無慚の罪を招き給、外には又仁義禮智信の法にも背御座覽と覺ゆ、旁恐ある申事にて候へ共、暫く御心を閑め御座て、重盛が申狀を具に可聞召哉覽、且は最後の申狀と存れば心底に旨趣を不可殘、先世に四恩と云事あり、諸經の說相不同に、内外の存知各別也と云ども、且く心地觀經を見候に、一には天地恩、二には國土恩、三には父母恩、四には衆生恩是也、以知之人倫とし、不知を以て鬼畜とす、其中に尤重きは朝恩也、普天之下莫非王土、卒土之濱莫非王臣、されば彼潁川の水に耳を洗ぎ、首陽山に蕨を折ける賢臣も、勅命の難背禮儀をば存とこそ承れ、何況倩上古を思ふに、御先祖平將軍貞盛は、相馬小次郎將門を被誅たりけるも、勸賞被行事受領には過ぎざりき、伊豫入道賴義が貞任宗任を滅したりけるも、いつか丞相の位に昇り不次の朝恩に預し、就中此一門は、忝く桓武天皇の御苗裔、葛原親王の後胤とは申ながら、中比よりは無下に官途も打下て、下國の受領をだにも宥されずこそ有りけるに、刑部卿殿備前守の

けるをかくさんと、頻に衣の頸を引違々々し給ひければ、引綻ばかしていとゞきらめきて見えけり。入道はへらぬ體にて、抑此間の事、西光法師に委く相尋ぬれば、成親卿の謀叛は事の枝葉也、實は叡慮より思食立と承れば、世の鎭らん程暫く法皇を奉迎、片邊に御幸なし進せんと存ず、大方近來いとしもなき者共が近習者し、下剋上して折を待時を伺て、種々の事を勸申なる間に、御輕々の君にては御座、係亂國の基をも思召立けり、向後とても非可奉打解、一天之煩當家の大事、一定出來ぬと覺ゆ、されば奉申合ばやと存じて使者を進たれば、いかなる遲參候ぞやと宣けり。小松殿は弟の右大將宗盛より上座し給たりけるが、檜扇半ばかり披仕給けるが、入道の言を聞給ひ、雙眼より涙をはらはらと流し、暫物も宣はず、先興醒て御座ければ、入道又物もいはれず、一門の殿原なりを鎭て音もせず、庭上の軍兵等皆畏て候けり。

○小松殿敎訓父事

内府やゝ暫く在て、直衣の袖より疊紙を取出し、落る涙を推拭被申けるは、左右の子細は暫閣、此御貌見進するこそ現とも存じ候はね、流石我朝は邊鄙粟散の境と申ながら、

奴袴—指貫

惡氣—不都合を怒れる貌

世を表する—落ちつきたる有樣

面早く—面羞し

人あと云ば、郎等さと出べき體也けり。小松大臣は引替、烏帽子直衣に奴袴し、稜取さやめき被﹆入ければ、人々事の外にぞ奉﹆見。右大將宗盛出向て、内府の直衣の袖を引へて、是程の大事出來て、入道殿既に甲冑を被﹆帶候の上は、御裝束何樣にか候べきと宣ければ、何事かは有べき、朝家の重事をこそ大事とは申せ、此は私事也、入道の物狂の至る所歟、武具を帶する事輒らず、重盛忝に其職に居ながら甲冑を著せん事、太不﹆可﹆然、就﹆中近衞大將は世の重ずる官、他に異なる職也、兵共も數千騎候之上は、云がひなく重盛一人物具したらば、何程の事かは候べき、禮儀を知ぬに似たり、夷賊朝家を亂り、凶徒勝に乘て御方敗れんとせん時は、たとひ丞相の位に至るとも、自禦戰べし、而を敵方も無其仁も不﹆知、何に向てか合戰すべき、沙汰之趣尤以つて不審也とて、よに惡氣にて尻目に懸て通られければ、宗盛卿苦々敷思給ひ、歸入給ぬ。實に理也ければ、聞人々皆苦りあへり。内府内へ入り給へば、入道見﹆之給て、臥目にこそ成給へ、例の此内府が世を表する樣に振舞とて不﹆意得﹆氣には御座しけれども、子ながらも道あの貌に物具して相向はん事、面早くや被﹆思けん、物具脫置隙もなかりければ、障子を少し引立て、腹卷の上に薄墨染の素絹の衣を引懸て出給たりけるが、胸板の金物のはづれて見え

著背長と著く、鎧に同じ、大將の用

小具足—鎧の胴のみを略して他は皆著用する事

鎧直垂—鎧の下に著用する直垂

是程の大事爭か内府に可レ不ニ申合ニとて、急ぎ立寄給へ、申べき事等侍りと、使者を立られたりけれ共、強にさわがぬ人におはしければ、けしからず只今何事か有べきとて、急ぎ出給ふ事なし。其間に侍共は入道の下知に隨て、弓よ矢よ、馬鞍などひしめけり。一門の人々も色々に出立て、つと出給はんずる體也。入道は小具足取附腹卷著て、中門の廊に打立給へり。主馬判官盛國此形勢を見て、穴淺猿と思ひければ、小松殿に馳參、世は既にかうと見え侍り、入道殿御きせながを被レ召たり、公達も侍も悉く被ニ打立ニたり、法住寺殿へ御參有て、法皇を鳥羽の御所に移し進すべしと披露候へども、實は西國の方へ御幸有べきとこそ内々承つれ、いかに此御所へ御使は不レ被レ進やらんと申ければ、大臣大に騷給て、使者は有りつれ共何事かは有べきと思食つるに、今朝の入道の氣色、さる物狂しき事も有覽とて、急ぎ西八條へ被ニ馳參ニけり。其時も猶今朝の姿にて、烏帽子直衣にて、物具したる者をば一人も具し給はず、差入て見給へば、入道既に腹卷を著給ける上は、一門の卿上雲客數十人、各思々の鎧直垂に色々の鎧著て、中門の廊に二行に著座せられたり。諸國の受領なんどは、緣に居複て庭にもひしと並居たり。馬の腹帶強しめて、手綱打係々々、旗竿共引そばめ、熊手薙鎌手々にさゝげ、甲を前に置て、主

平馬助―清盛の叔父忠正

重仁―崇德の皇子、忠盛之に傳たりき

經宗惟方―共に平治の亂に信賴に與す、後朝權を私して阿波に流さる

きせなが―

れり、淨海一人に非ず、君強に御憤有べき事ならず、其奉公を案ずるに一度一旦の勳功に非ず、一年保元逆亂の時、平馬助を始として、親者共も半に過て、新院の御方に參き、一宮重仁親王の御事は、故刑部卿殿の養君にて御座しかば、旁思放進せがたかりしかども、故院の御遺誡に任て、御方にて前を蒐、凶徒を討平たりき、是一の勳功也、次平治元年に右衛門督信賴卿、下野守義朝等が振舞、入道命を惜ては叶ふまじかりしを、命を重じ身を輕じて凶黨を退き、經宗惟方を召し禁しに至るまで、度々天下を鎭海内を平げて、君の御代になし進たる入道也、たとひ人いかに讒申とも、爭か子々孫々迄も捨思召べき、成親卿が讒奏につかせ御座て、一門追討せらるべき由の院中の御結構こそ返々遺恨の次第なれ、此事行綱不二告知一不レ可レ顯、不レ顯ば入道安穩に有るべしや、猶も北面の下臈共の中に申事なんど有ば、御輕々の君にて、一定當家追討の院宣被レ下ぬと覺ゆ、朝敵と成なん後は悔に甲斐有まじ、世を鎭程、仙洞を鳥羽の北の御所へ移しまゐらする歟、去ずば御幸を是へなし進せばやと思也、其儀ならば北面の者共の中に、矢をも一つ射出す者も有ぬと覺ゆるぞ、侍共に可レ有二用意一と觸べし、大方は入道院中の宮仕思切ぬ、きせなが取出せ、馬に鞍置せよとぞ宣ける。又然べしとは云まじけれ共、

さいなまる—苛められ呵責を受く

打刀—帶取なくて腰に指す刀

木蘭地—黃紅赤の雜色

涯分—身分相應

打たりける。大納言は、あら難レ堪助給へ妹尾殿、休給へ難波殿とぞ叫び給ふ。物に能々喩れば、罪深き衆生の、所造の業に隨ひて刑罰を蒙り、獄卒阿旁羅刹にさいなまるらん冥途の旅の有樣、角やと覺えて哀也。入道聞レ之給て、少し腹居て、さばかり候へとて、又本の所へ推籠奉る。

○入道院參企事

入道は加樣に人々禁置て後も、猶不レ安おぼされければ、生衣の帷の脇搔たるに、赤地錦鎧直垂に、白金物打たる黑糸威の腹卷に、打刀前垂に指、當初安藝守と申時、嚴島社の神拜の次に、蒙二靈夢一賜ると見たりけるが、うつゝにも實に有ける銀の蛭卷したる手鋒の、祕藏して常枕を不レ放被レ立たる、鞘はづし左の脇に挾て、中門の廊に被レ出たり。其氣色大方あたりを撥て勇々敷ぞ見えける。貞能々々と召ければ、筑前守木蘭地の直垂に火威の鎧著て跪て候ひけり。入道嗔聲にて宣けるは、やをれ貞能慥に承れ、入道が過分とては、官途の涯分計也、坂上田村丸は、刈田丸が子也しかども、東夷の邊土を平げし忠に依て、左近大將を兼たり、朝敵を誅して高位に登事、異域本朝其跡相傳

したゝか―
甚だ強く

に物論ずる人の有ぞ、西光が白狀進よと宣へば、貞能卷物一卷持て參る、四五枚も在らんと見ゆ。入道自さと披て、慥に聞給へとて高聲に二返讀聞せ奉て、此上爭か論じ給べき、穴惡の人の物論じたる顏の誠し氣さよ、穴惡やとて白狀を取直して、大納言の顏をすぢかへに打つて、障子を立て入給ぬ。入道角しても猶腹居かねて、難波妹尾を召て、大納言をめかせよと宣ふ。二人の武仰奉て、一間より引出し奉て壺の内に召居、數の楉を支度したり。入道は壁を隔て立聞給けり。難波妹尾、大納言に無〻情當れりとて、小松殿深く禁給ひける事を大に恐思ければ、忍やかに大納言の耳に申けるは、上の仰なれば奉〻誡山なるべし、眞は爭か其義有べき、入道殿壁を隔て立聞給へり、叫給へと申て、大納言の居給へる傍をしたゝかに打ちければ、あゝ難〻堪、助給へや休給へや、物申さんとのたまひければ、入道、何事ぞ暫休て物云せよ、聞かんと有ければ、經遠兼康杖を納む。大納言は、我平治の亂に既に可〻奉〻被〻刎〻首かりし者が、小松殿に奉〻被〻助〻繼〻命、位正二位、官大納言に經上つゝ、大國數多給て、官祿共に身に餘たる我身の今なる果こそ悲けれ、平家御恩を蒙たる身也、爭奉〻忘〻其恩〻謀叛の企候べきとぞ口說給ふ。入道はさこそ思べき事よ、但虛言ぞ、今一度をめかせよと宣へば、又傍をぞ強く

大口―裾の口廣く大なる袴

被二宥申一ければ、遖が子ながらも恥かしき人にておはすれば、其教訓も難レ背して、死罪までの事はなけれども、西光法師が白狀に安からず被レ思つゝ、大納言のおはする後の障子をあらゝかにあけて出で給へり。生の衣の裳短きに、白き大口を着給たり。聖柄の腰の刀をさし、大に瞋たる體也。大納言に向て、一長押上たる所に尻打係て、はたと睨給へば、大納言はあは只今被レ失歟、又いかなる事のあらんずるやらんと思より、いとゞ胸打騷ぎ伏目にて打俯給たりければ、入道、やゝ大納言殿大納言殿と呼仰て、あら悪の殿の顔やな、御邊は平治の亂逆の時失給ふべかりし人ぞかし、共に小松の内府が頻に歎申に依て、心弱く宥置奉て頸を繼、大國庄園數多給り、官位と云俸祿と云、身に餘る程に成給へる人の、何の飽足ずさに其恩を忘て、忽に此一門を滅さんと結構し給けるぞ、入道が咎何事に侍るぞや、一門の運依レ不レ盡、今其企顯れたり、同意の北面の奴原、一一に食禁て候、御邊又加樣に奉レ迎候へば、今は別事あらじと存ずれ共、入道に深宿意の有けん子細、謀叛悪行の企語給へ、承らんと宣へば、大納言は、人の讒言にてぞ候覽、御一門に向進せて、何事の怨有りてか左樣の事思立侍るべき、努々無事也と被レ申たり。入道立直て大の音を以て、侍に人や在〳〵と呼給ければ、貞能候とてつと參。やをれ、此

八大奈落―奈落は地獄の底也、等活黒繩衆合叫喚大叫喚焦熱大焦熱無間を八大地獄と云ふ

○西光卒都婆事

或人の云けるは、今生の災害は過去の宿習に報ふべし、貴賤不レ免二其難一、僧俗同く以て在レ之、西光も先世の業に依てこそ角は有りつらめども、後生は去とも憑しき方あり、當初難レ有願を發せり、七道の辻ごとに六體の地藏菩薩を造奉り、卒都婆の上に道場を構て、大悲の尊像を居奉り、廻り地藏と名て七箇所に安置して云、我在俗不信の身として、朝暮世務の罪を重ぬ、一期命終の刻に臨ん時は、八大奈落の底に入らんか、生前の一善なければ、没後の出要にまどへり、所レ仰者今世後世の誓約なり、助レ令レ助レ後給へ、所レ憑者大慈大悲の本願也、與レ慈與レ悲給へとなり。加樣に發願して造立安置す、四宮河原、木幡の里、造道、西七條、蓮臺野、みぞろ池、西坂本、是也、たとひ今生にこそ劔のさきに懸共、後生は定て薩埵の濟渡に預らんといと憑しとぞ申ける。

○大納言音立事

新大納言成親卿をば、速に死罪に行はばやと入道はおぼされけれ共、小松大臣の樣々

て、小熊郡司惟長、川室の判官代範朝等を相具して押寄、散々に戰ふ。師高、師平、師親、兄弟三人思切て振舞けれ共終に叶ず、惟長が爲に被㆑誅けり。郎等三人同被㆑誅、又主從六人が頸河の耳に切係たり。身は河原に倒臥、沙に交りて在けるを、師高が思ける萱津宿の遊君、僧を語ひ孝養して、骨を拾ひて堂塔に納つゝ、尼に成て後世弔けるこそ哀なれ。西光師高父子共に、法皇の切者にて世をば世とも思はず、人をも人共せざりし餘りに、白山妙理權現の神田講田沒倒し、涌泉寺の坊舍聖教燒拂、末社の神輿登山、日吉御輿及㆓入洛㆒、其上顯密之法燈智行先達に御座し、天台座主種々に奉㆓讒奏㆒しかば也。人の歎神の恨、三千の咒咀も不㆑空、十二神將の冥罰も揭焉にして一門終に亡ぬるこそ無慙なれ。左見つる事よと云者は多けれ共、ほむる人こそ無りけれ。大方は女と下臈とは賢き樣なれ共、思慮淺き者也、西光も本は田舍の夫童なれば、無下の下臈ぞかし、去共一旦賢々敷心樣也ければ、一天の君に奉㆑被㆓召仕㆒、忝く龍顏に近づき進せしかば、果報や盡けん其心大に奢つゝ、其官其職にあらねども、天下の事共執行、よしなき謀叛に與しつゝ、我身も加樣に失にけり。不㆑在㆓其位㆒不㆑謀㆓其政㆒と云事あり、相構て人は身の程の分を相計て可㆓振舞㆒とぞ申合ける。

講田―法花講等のため寄進したる寺領

左見つる事よ―果して然りしよ

不在其位―論語に出づ

耳こそばゆく思ふ—耳いたく片腹いたく思ふ事

用給、責ては手に懸んより、聟にて侍べれば僞範に預給候へと、低臥被申けれ共、種々の悪口申たりけるに依て、入道終に聞入給はず、口を割れて被禁置たりけるを、松浦太郎高俊承つて朱雀大路に引出し、なぶり切にぞ切てける。郎等三人同被切。見聞の者中に、哀西光法師は詮なき悪口して口を割るゝのみに非ず、終に被切ぬる無慙さよ、倩事の心を案ずるに、雖冠古猶居頭、雖履新尚蹈地、嗔れる挙不当、笑顔故不如順、下に居て嘲上、愚にして賢を蔑にして、かく被死ぬるこそ不便なれ、同罪にてこそ有らめども、餘の輩は角はなし、或は流され、或は被禁てこそ有にと申ければ、不敵の者も有けり、終に切らるゝ者故によくこそ云たれ、無事ならばこそと云者も在けり。聞之耳こそばゆく思ふ者は、立退人も多かりけり。西光法師が子息に加賀守師高、左衛門尉師平、右衛門尉師親兄弟三人をば、依山門之訴訟被流尾張國たりけるが、當國井戸田と云所に在けるを、爲追討武士を被差下、師高が母聞之、急ぎ人を下して角と告たり。師高折節河狩して遊けり。國中の者共多集て、水邊に假屋を造並べ、遊君共數呼集て、今様うたひ琴琵琶彈、面白かりける酒宴の座へぞ告げたりける。師高周章迷て彼配所を逃出て、同國蚊野と云所に忍居たりけるを、討手の使下向し

つゝまし｜恥かしく思ひて斟酌すること

くおはしける中に、ことに此人をば糸惜おぼして、一日も見ねば戀しくおぼつかなければとて、六波羅の惣門の脇に家を造て居置給ひたれば、異名に門脇宰相と申ける也。係中なれば、しひても歎き暫免しも預け給けり。入道當時八條に御座けり。世もつゝましとて少將の方には、蔀の上計を上てぞ居たりける。大納言父子は今夕可被刎首と披露有けれ共、其夜殊なる事無りければ、是は小松殿と門脇殿との歎教訓し給験にやと、當家も他家も、女房も男も悦申けり。新大納言父子にも不限被召誡輩は、新判官資行をば、源大夫判官季貞に仰せて佐渡國へ流す。山城守基兼をば、進の二郎宗政に仰て淀の宿所に召置、平判官康頼、法勝寺執行俊寛をば、妹尾太郎兼康承つて福原に被召置。丹波少將成經をば、舅の平宰相教盛申預り給ぬ。近江中將入道蓮淨をば、土肥次郎に仰て常陸國へ遣す。

○西光父子亡事

西光法師は、入道の三男に三位中將知盛の乳人に、紀伊次郎兵衛爲範と云者が舅也けるに依て、爲範が主の三位中將に歎申、中將又樣々に預り候はんと被申けれ共、入道不

途血途刀途の苦

いかゞ聞なさん―如何なる音信をか聞くらん

始終云々―事件落着迄無事ならんとは覺えずと也

とも宣べ給へり、子を思妄念に依て、今生にも心苦く、後生も惡趣に墮と見えたり、敎盛子故にかく心を盡す事よと被思けるが、少將の我身の歎に打そへて、父の事をあながちに心苦く悲む事の哀さよ、子ならでは誰かは此程に思べき、恩愛の道こそ糸惜けれ、子は持べかりけりと、兎にも角にも只涙をぞ流し給ふ。宰相の宿所には、少將の出けるより、北方を奉始て、母上乳母の六條諸共に臥沈て、いかゞ聞なさんと、肝心も消失て起もあがり給はざりけるに、宰相入給ふと云ければ、穴心憂、少將をば打捨ておはするにこそ憑しき人には捨てられぬ、いかに心細かるらんと被歎ける處に、少將殿も同く歸入せ給と申ければ、人々泣々起上車寄に出向て、眞歟々々と聲々に問給ふ程に、少將も宰相も同車して入給ふ。後は知ず、さて歸入給たれば、無人の蘇生たる樣に悅泣の淚は、先よりも猶色深こそ見えられけれ。内に入て宰相宣けるは、入道の憤こと不斜、對面もなし、ゆゝしく惡氣なりき、宣事も理也つれども、季貞を以て推返々々、出家遁世して山林に籠らん、暇を給へとまで恨口說たれば、澁々に暫くとは宣つれども、始終よかるべしとも不覺と云ければ、人々始終の事はいかゞはせん、今朝を限とこそ思ひ侍つるに、二度奉見事のうれしさよとぞ悅給ふ。此平宰相と申は入道の弟也。兄弟多

女子は持つまじき物—女子は罪障極めて深きものなればとて斯くいへる也

亞相—大納言の唐名

三途苦—火

けるを見給て、宰相は、人の身に女子は持まじき物ぞと云は理也と始て思知れけり、我子につかずばなにとて角歎べきぞ、徐外にこそ見聞べきにとおぼされけり。平家は保元平治より已來樂み榮は在つれども、愁歎はなかりしに、門脇宰相ばかりこそ、由なかりける聟ゆゑに係る歎はし給ひけれ。少將は我身の少し甘ぐに附ても、父いかゞ成給ぬらむ、かばかり暑き折節に、裝束もくつろげ給はず、狹き所にこそ奉ニ押籠一たるらめと心苦さに、大納言の事はいかゞ聞召つると問給へば、宰相は一筋に御事をのみ申つれば、亞相の御事までは心も不レ及と答給ふ。少將理とは思ながら、我身の命の惜も、父の行末を知ばやと也、大納言の世に御座ぬ事ならんには、其子としては只同じ道にこそとて泣給ふ。宰相は車に乘給へども、少將は倒臥て立も上給はず、宰相哀に覺して其心を慰給はん爲に、誠や自は奉レ問事は無りつるを、季貞が物語しつるは、亞相の事をば內大臣の樣々に被レ申て、食事をも奉レ進、又休まゐらするなんど承りつれば、命のおはせぬ程の事はよもと覺ゆと宣へば、少將手を合悅て、泣々車に乘給へり。宰相は歸給ふ道すがら、子は有ゝ歎き無も歎と云ながら、無はほしと樂思ばかり也、有ては旁煩多し、心地觀經には、世人爲子造諸罪墮在三途長受苦とも說、無量壽經には、不如無子

平氏に敵なす凶徒を指す
輪廻—三界六道に迷を重れて轉々する事
善知識—人をして佛道に歸せしめ、解脱を得さす高德の賢者

我身一人が事ならば、いかでも在なん、御一門の端と成て、是程に歎申事の不レ叶には、世に諂て何の詮か有べき。今は身の暇を給ひて出家入道し、片山陰に籠居して、後の世をこそ助め、世に隨へば望あり、望叶はねば怨あり、恨も望も思へば共に輪廻の妄念也、よし〳〵憂世を厭ひて實の道に入らん事、可レ然善知識にこそ侍らめ、參つるまでは無レ由子ゆゑと存じつるに、聞入給はねば思切なん、人の御心つよきは、我菩提の指南なるべしとまでこそ口說かれたれ。宰相のかく被レ申も理也。子息に通盛教經業盛とて、一人當千の人々御座しければ、荒風をばまづ可レ防と述懷し給ひけるなり。季貞世に苦苦敷思て、立歸入道殿に委申ければ、物にも心えぬ人かな、吐已其程に聟の悲く思覺よとて、打傾て又返事なし。季貞は暫候て、門脇殿は思召切たる御氣色に見えさせ給也、能樣に御計ひ有べくもやと申ければ、入道宣けるは、成經が事たゞ家門の煩なき樣を計ひ申處に、出家入道とまで被レ仰之上は、少將をば暫御宿所に置給へかしと澁々に宣ふ。季貞此旨申ければ宰相大に悅て、急少將の御座る所へ立入給、被レ預置こと叶まじと再三に及びつれども、出家遁世とまで恨くどきたれば、暫宿所に具し還れと宣き、事の樣後いかゞと覺束なしと語給へば、少將は一日の命とても疎なるべきかとて被レ泣

荒き風をば云々—源氏桐壺に荒き風防ぎし蔭の破れしよりとあり。

に申せば、打聞てへし口して、去ばこそとて能々心得ぬ事に思、急と返事なし。宰相殿は中門にていかゞ返事し給はんずらんと、今や〳〵と待給へり。入道良久有て宣けるは、成親卿此一門を亡して國家を亂らんとする企て有けり、去ども家門の運盡ざる間、事既に顯れぬ、成經と云は彼卿の嫡子也、親く成給たりとても宥申がたし、且は邊迹も有べし、其企本意とげば、御邊とても安穩にやおはすべき、御身の上をばいかによそほかの樣には思給ふ、聟も娘も身に勝るべきかはと云へとて、少もゆるぎなかりければ、季貞出て此樣を申す。宰相大に本意なき事に思て、重て被申けるは、仰の上に又申入る事その恐なれども、心中に所存を殘さん事も妄念也、流罪にも死罪にも被定行を、免ぜられんと申さばこそ堅からめ、それとても緣に附曰ば、寛宥せらるゝ事尋常也、さまでこそなからめ、罪科治定の程、暫被預置事、何の苦か有べき、保元平治兩度の合戰には、御命に替奉り、身を捨て振舞侍き、向後とても荒風をば先禦ぎ奉らんと深存ず、教盛こそ老耄也共、子息等あまた侍れば、御大事の時は、一方の御固とは憑思召すべし、成經を預置給はずば、二心有者と思食にこそ、後闇者ぞと被思械たてまつりて、世に立廻ては何の面目か有べき、大中納言の望も、富貴榮耀の欲さも、子を思故也、

臾―力を入るゝ時の感詞

えけり。八條殿より使度々に及で、遅々と申ければ、何樣にも罷向ひてこそは兎も角も申さめとて、宰相出給ければ、少將も車に乘具して出給。今を限と思ければ、無人を取出す樣に見送つゝ、男も女も聲を調て泣きあひけり。八條近邊寄て見れば、其邊四五町には武士充滿て、いくらと云事を知ず、いとゞ恐しなんども云ばかりなし。少將は此を見給に附ても、大納言の事いかゞ成給ぬらんと思給けるぞ悲き。宰相車を門外に止て、案内被レ申たれば、少將をば内へは不レ可レ被レ入とて、侍の許に下し置、武士餘多來て守二護之一。宰相内へ入、源大夫判官季貞を以て、參給へるよし申入給へり。入道は聟の少將が事を申さん料にぞ在らん、此程風氣有て不レ入二見參一と云へ。臾とて出合れず。此由御返事申せば、宰相又季貞に被レ仰けるは、無レ由者に親く成て候、返々悔思へども、兼て不レ存事なれば今は云に甲斐なし、相具せる者の痛歎焦を思はじと思へども、恩愛の道とて、餘に不便に覺ゆるをいかゞ仕るべきと存る上、近產すべき者にて侍なるが、月比日比も惱なるに、此歎打副て、身身とならぬ前に命も絶えぬべく見ゆれば、相助はやと存て乍レ恐角申入也、成經ばかりは、罪科治定の程は申預候ばや、教盛角て候へば、僻事努々有べからず、覺束なく思召るべからずと泣々口說被レ申けり。季貞又此由入道殿

身々ー分娩して身二つとなる

一度が定は｜一度の程は

しもや有べき、王法の盡ぬるかと、御口惜ぞ思召れける。近奉﹂被﹂召仕﹂人々も、此は人の上と不﹂可﹂思、又いかなる事か聞見んずらんと安き心もなし。少將は宰相の許へ被﹂出たりけれ共、此事の聞えけるより、北方はあきれ迷て、物も覺ぬ樣にてぞ御座ける。近產し給べき人にて、何となく日比も惱給けるが、此を聞給て後は、いとゞ臥沈てぞ御座ける。少將は今朝より流淚盡せざりける上に、北方の形勢を見給ひけるにこそ無﹂爲方﹂けれ。責ては此人の身々と成たらんを見て、何にも成ばやとおほされけるぞ糸惜き。六條とて乳母の女房の有けるも臥倒て喚叫けり。血の中に御座を此年比生し立奉りて、糸惜悲しと思そめ奉りしより、明ても暮れても此御事より外に又いとなむ事もなし、我身の年の積をば顧ず、早く成人し給はん事をのみ思て、廿一まで奉﹂生、院内へ參らせ給ても、遲く出させ御座せば、心本なく戀しくのみ奉﹂思つるに、こは何へ御座ぞや、棄られ進て、一日片時堪て有べし共覺えずと口說立て泣ければ、げにもさこそは思らめとて、少將も淚を押て、痛く歎思給べからず、角宣へば、いとゞ打副無﹂爲方﹂覺るに、乍﹂去我身に誤なし、又宰相殿角て御座せば、縱いかなる咎に當べくとも、一度が定はなどか申請られざるべきと、去共とこそ思へなど誘へ給へども、人口も知ず泣もだ

自勞─自己の病氣

つゝまし─斟酌すべき

日比年比は馴戯たりける女房達も出合つゝ、何事にか淺增や、さて出給なば、後いかが聞なし奉らんとて、涙を流し各別を悲けり。少將宣けるは、八歲にて見參に入、十二より立も去事なく、夜も晝も御所に伺候して、自勞なんどの外は、一日も不參事はなかりき、朝夕に龍顏に近づき進て奉公忝く、君の御糸惜み深くして朝恩に飽滿し晚しつるに、いかなる目をみるべきやらん、父大納言も此の暮に被失べしときけば、同罪にてこそあらんずらめ、父左樣に成給はんには、其子として命生ても何かはすべきと云もはて給はず、狩衣の袖を顏に押あてて泣給へば、近候ける人々も、袂を絞ぬはなし。兵衞佐御前に參て、此由角と申ければ、法皇大に驚かせ御座て、今朝の相國が使も不得御意つるに、此等が內々計し事の漏にけるよと、淺間敷被思召て、去にても是へと御氣色有ければ、世はつゝましかりけれ共、今一度君をも見進せんと思つゝ、志計にて御前へは參たれ共、涙に咽て物も不被申。法皇も御涙を押へ御座して、御詞も出させ給はず。少將はいとゞ涙の流ければ、袖を顏にあてて罷出給ぬ。御所中に候合給たりける人々、門外まで遙に見送て、各袖をぞ被絞ける。法皇は又も不御覽事もやと思食けるにや、御簾近御幸ありて、御涙を拭はせ給けるぞ忝き。末代こそ心憂けれ、角

上臥―通宵御座に近侍する事

門脇殿―參議教盛

邊卷　第六

○丹波少將被召捕附謀叛人被召捕事

新大納言成親卿の嫡子に、丹波少將成經とて、今年廿一に成給ふ。折節院御所に上臥して、未罷出程なりけるに、大納言の供に有ける侍一人走來て、上には西八條殿に被召籠させ給ぬ、今夜可失奉と承りき、君達も一々に召し給べしと申あへりと聞えければ、こはいかにとてあきれ給ひ、物も覺給はず。左程の事に、如何に宰相の許よりは告給はざるらんと、舅を恨み給けるに、門脇殿よりとて使あり。聞給へば、八條殿より少將相具して來れと被申遣たり、急ぎ先是へ入給へ、いかなる事にか淺猿と云も疎也と被申たれば、肝魂も消はて、うつゝ心なし。兵衞佐と云女房を尋出して、泣々被語けるは、夜部より世間の物騷き樣に聞ゆれば、例の山大衆の下るやらんと餘がましく思侍れば、かゝる身の上の事に聞なせり、御前に參て今一度君をも見進せたく侍れ共、憚ある身なれば、思ながら空くて罷出候ぬと御披露あれと、云もはてず袖を絞けり。

縄目の色革—捕縄に使用する様の染革

島摺—島等の模様ある青草摺

云人御座けり、右京大夫信輔朝臣の子也。彼信輔武藏守たりし時、當國に下りて儲たりけるが、元服して敍爵し給たりければ、異名に坂東大夫と申けるが、兵衛佐に成たりけるにも、猶坂東兵衛など申けるを、新大納言、法皇の御前にて戯て、やゝいかに親信、坂東には何事共かあると被」申たりけるに、兵衛佐取敢ず、縄目の色革こそ多候へと答たりければ、大納言顏のけしき少替て、又物も宣ざりけり。此大納言は平治の亂逆の時、信頼卿に同心とて、六波羅へ被」召しに、島摺の直垂著て、高手小手に縛られて、恥をさらしたりける事を思出て、縄目にそへて申たりけるにこそ。御前に人々あまた候はれける中に、按察使大納言資賢の後に常に宣ひけるは、兵衛佐はゆゝしく返答したりしものかな、成親卿は事の外に苦りたりし事様也とぞ被」申ける。されば人は聊の戯言にも、人の疵をば云まじき事也けり。

天上の五衰―大小の二種あり、大は衣服垢穢頭上華萎身體臭穢腋下汗流不樂本座、小は樂聲不起身光忽滅浴水著身著境不捨眼目數瞬なと云ふ

雨織戸―今の雨戸なるべし

不レ及ニ取認一門をだに押立る人もなし。唯我先にと周章出けるも理也。馬屋には馬共鼻を竝て立たりけれども、草飼舍人もなし。夜明れば馬車門に立竝賓客座に列居て、遊戲れ舞踊、世は世とも思はれず、近き渡りの人々、物をだにも高もいはず、門前を過る者もおぢ恐れてこそ昨日迄も有つるに、夜のまに替る形勢、天上之五衰は人間にも有けりと哀也。此北方と申は、山城守敏賢の女也、建春門院の御乳母帥人とて、御身近人取り立て進られたりけるを、法皇淺からず思召て、十四歳より十六迄御糸惜みふかゝりしを、二條院御位の時御覽じて、忍々に御書を被レ遣、常には唯是へ參と云仰繁かりければ、帥人も女院の思召所も憚覺れば、旁々内へ參られんは然べしなどゆるされければ、法皇の御所をばまぎれ出て、十六の歳内裏へ參給て、互の御志深かりしが、中二年有て十九歳、二條の先帝崩御の後は、雲井の月の昔語を忘かね、大炊御門高倉の雨織戸の内に、揆籠て渡らせ給しを、大納言の宿所、中御門の移徙の夜、帥人に語寄押て取られ給しより、鸞鳳の鏡に影を竝、鴛鴦の衾に枕を寄てこそ御座ましけるに、大納言被ニ召捕一給しより、樂み盡て悲み來り、北山雲林院の菩提講おこなふ處に忍びておはしけり。此大納言は餘に誇て、戯れ事にも無レ由言すごす事も有けり。後白川院の近習者に、坊門中納言親信と

雉の隠れ—頭隠して尻隠さぬ義
身々—各の身命
一間戸—一先

北方より始て、男女上下聲を揚てぞ叫びける。是は何故ぞや嘗し、夢かや夢かと悶え焦給けれ共、眠の中の歎ならねば猶うつゝ也。さこそ悲かりけめと被推量無慙也。何に角ては御座しますぞや、少將殿をも君達をも、一々に召とり進せんとこそ承りつれ、去ば叶はぬまでも、暫く立忍ばせ給へかしと申ければ、か程の事に成て隠れ忍びたらば、いかばかりの事ぞ、雉のかくれとかやの風情か、大納言殿の左様に成給ふ程にては、此身々ばかり安穏也共甲斐あるまじ、唯同じ草葉の露と消ん事こそ本意なれ、今朝を限の別ぞと思はざりける悲さよとて、北方臥倒て泣給ふ、げにもと覺て哀なり。兵既に來なんと人申ければ、遉角て憂目を見る事も恥がましければ、一間戸も立忍ばんとて、尻頭どもなき小き人ども車に取のせ奉り、いづくを指て行ともなく遣出して、大宮を上りに、北山雲林院の邊まではおはしにけり。其邊なる僧坊に下居奉て、送の者共も身々の難捨おそろしさに、皆散々に歸りぬ。今は無云甲斐小き人々ばかり留居て、又事問ふ人も無くて御座けん、北方の御心中推測べし。日影の暮行を見給に附ても、大納言の露の命今日を限と聞つれば、はや空き事にもやと思やり給ひては、絶入々々し給ふもいと悲し。取敢ぬ事也ければ、女房侍共もかちはだしにて恥をもしらず迷出ければ、見苦き物共を

積善之家云云—易の繫辭傳に見ゆ

景家—安達景家

保元の罪の報と覺て恐しくこそ侍しか、是又させる朝敵に非ず、旁以可有恐、御身は御榮花殘所なければ、思食置事なくとも、子々孫々までも繁昌こそあらまほしく侍れ、積善之家必有餘慶、不善之家必有餘殃とこそ承れ、されば文王は太公望に命じて四知己を恐れ、唐太祖は張蘊古を切つて後五奏を被用、又行善則休徵報之、行惡則咎徵隨之とも申す、父祖の善惡は必及子孫ともいへりなど、樣々に被誘申ければ、入道餘に口解立られて、實とや思給けん、今夜切事は止給にけり。内大臣は中門に出給、さも可然侍共を召集被仰含けるは、入道殿の仰なればとて、大納言を不可有失事、腹の立給ふ儘に物劇事あらば、後に必悔み給ふべし、不拘制止ひが事して重盛恨な、經遠兼康が大納言に情なく當たりける事、返々も希恠也、重盛が還聞所をば、爭か可不憚、哀景家忠淸なんどならば、いかに仰を承りたりとも角はよもあらじ、かた田舍の者は懸るぞとよ、と仰られければ、大納言引張たりける備前國住人難波次郎經遠、備中國住人妹尾太郎兼康、恐入りてぞ候ひける。其外の侍共は、舌を振てぞ威合ける。大納言の供に有ける者、中御門高倉の宿所に走歸、上には西八條殿に召籠られさせ給ぬ、今夕可奉失とて晩を待つとこそ承つれとて、有つる事共泣々細々と申ければ、

重盛邸にありて
父の清盛に諫諍
せられき

角は聞食せ共―成親謀叛との御聞及なれども

西宮大臣―醍醐帝の第十七子源高明

罪の重き云云―尚書大禹謨に出づ

仲成―右兵衛督を正しとす、種繼の子、藥子の兄

宇治左府―賴長

れん事足ぬべし、角は聞食ども、若僻事ならば彌不便の事に侍べし、北野天神は、時平大臣の依讒奏西海の浪に流され、西の宮の大臣は、多田新發が依姦訴山陽の霧に埋る、各無實なれ共被流罪給けり、皆是延喜の聖主安和の御門の御僻事とこそ申傳侍れ、上古猶如此、況末代をや、賢王猶御誤あり、況凡夫をや、委御尋もあり、能々御案も侍べし、物騒き事は必後悔あり、既かく被召置ぬる上は、急不被失とも何の苦か有べき、罪之重をば輕し、功之淺をば重くせよと云本文あり、何様にも今夜卒爾の死罪不可然と被申けれ共、入道いかにも心不行氣に宣ければ、申請旨御承引なくば、侍一人に仰附て、先重盛が可被刎首、かゝる亂たる世にながらへて、命生ても何の詮かは有べき、又重盛彼大納言の妹に相具し、維盛又聟也、旁親く成て候へば、角申とや思召るらん、一切其儀は侍ず、爲世爲家の事を思て歎申計也、我朝には嵯峨帝の御宇、左衛門尉仲成を被誅後、死罪を被止より以來廿五代に及しを、少納言入道信西が執權の時に相當て、絕て久き例を背き、保元の亂の時、多の源氏平氏の頸を切、宇治の左府の墓を掘、死骸を實撿せし其酬にや、中二年こそ有しか、平治に事出來て、田原の奥に被埋たりし信西が被掘起、頸を渡獄門の木に被懸き、是はさせる朝敵にあらね共、併

少將―成親の子息丹波少將成經

侍らんずらんと憑氣なく宣へば、いとゞ心細くおぼして、成親平治の亂に切らるべかりしを、御恩にて命を生られ奉りて、正二位の大納言に至り、歳四十に餘りぬ、生々世々に難報謝、同は今度の命を助給へ、出家入道して高野粉河にも籠り、一筋に後世の勤仕らんと宣へば、重盛かくて侍れば、去共と思召るべし、御命にも替奉らんとこそ存ずれとて被起ければ、又奉見事もやと、遙に見送給てはかひなき袖をぞ絞給ふ。少將も被召捕ぬるやらん、少者共の跡に殘留るもいかゞ成ぬらんと覺束なし。身の悲さ、跡のいぶせさ思つゞけ給へば、熱さに難堪うへ胸塞て、晩を待ずして可消入こそおぼしけれ。内大臣の訪れつる程は、聊慰みて取延る心地也けるが、立歸給て後は今少心細く悲被思ける、理と覺て哀也。

○小松殿教訓事

小松内府、入道の許に參じ申給けるは、大納言を被失事は、能々可有御思案事也、六條修理大夫顯季卿、白川院に召仕てより以來家久く成りて、位正二位、官大納言まで經上、君の御糸惜も不浅仁を、忽に被刎首事いかゞ侍るべき、唯都の外へ出さ

命世之才—世に名ある英雄
あらまし事—豫定の事、
子息の中將—維盛、實は少將權亮
そゞろく—極り惡氣に
帽子甲—平義器談に不詳とあり

被召籠おはしつるが、此暁に可奉失なんど聞え候と申ければ、内大臣は良久有て子息の中將車の尻に乘せて、衞府四五人、隨身二三人被召具たり。各布衣にて、物具したる者は一人も不具給、最のどやかにて西八條へ被入けり。入道を奉始、一門の人々思はずに思ひ給へり。弟の殿原何に係る大事の出來て侍にと口々に宣へば、内府は只今何條事か有べき、物騷き者かなと被靜ければ、兵杖を帶給へる人々も、そゞろきてぞ見えける。入道は帽子甲に、萌黃の腹卷の袖附たるを著て、小長刀計にて立給たりけるが、大臣の擧動を遙に見て、急ぎ内に入、素絹の衣に脱替て、さらぬ體にて御座けり。内府は、さても大納言はいかに成給ぬるやらん、唯今の程には失ふまでの事はよもあらじとて見廻り給ふに、一間の障子を大なる木を打違て、蜘蛛手を結たる所あり。爰にこそと哀に悲くおぼして、立寄急ぎ音なひ給へば、大納言蜘蛛手の間より、幽に大臣を見附給、地獄にて罪人の地藏菩薩を奉見らんも、是には爭か可過と嬉さ不斜、泣々宣けるは、成親身に誤ありと不存、今かゝる憂目に逢て侍り、さて御渡あれば、去ともと憑思奉とて、はら〳〵と淚を流し給ふも無慚也。大臣の返事には、人の讒言にぞ侍らん、御命計はいかにも申請ばやとこそ存ずれ共、入道腹惡き人にておはすれば、そもいかゞ

中門—屋敷の外門と寝殿との間にある門
蜘蛛手—交叉する事
晁錯—前漢孝文孝景二帝に仕へたる人
周魏—周亞夫と魏其侯
賈誼—漢文帝の時の人
周亞夫—勃の子也、晁錯と時を同じうす

らんと申ければ、入道は大床に立れたりけるが、流石昨日迄も面を向へ肩を並し卿相也、眼前に縄附事は、かはゆくや被㆑思けん、去ず共有なんといはれければ、中門の廊へ入られて、縄をば不㆑奉㆑付けり。只一間なる所に、大なる木を以て蜘蛛手を結、其中にぞ奉㆓押籠㆒ける、糸惜なんどは云計なし。蕭樊囚執、韓彭葅醢、晁錯受㆑戮、周魏見㆑辜、其餘佐㆑命立㆑功之士、賈誼亞夫之徒、皆信命世之才、抱㆓将相之具㆒、而受㆓小人之讒㆒、並受㆓禍敗之辱㆒と云事あり、蕭何、樊噲、韓信、彭越と云ひしは、皆漢の高祖の功臣たりしか共、かくのみこそ有けれ、異國にも不㆑限、我朝にも保元平治の比より打續き浅間敷事のみ有しに、又此大納言の係る目に合給ふ事、いかゞはせんとぞ悲み合給ける。大納言の共に有りける諸大夫も侍も被㆓起隔㆒、雑色牛飼までも忙騒、身々の恐さに牛車を捨て、散々に逃失ぬ。大納言はかばかり熱く難㆑堪比、一間なる所に被㆓禁籠㆒、汗も涙も諍つゝ、肝心も消はてて、こはいかにしつる事ぞや、日比のあらまし事の聞えけるにこそ、何者の漏しぬるやらん、北面の者の中にぞ有らんとぞ被㆑思ける。小松の内府は見え給はぬやらん、去とも思捨給ふ事はあらじ者をと被㆑思けれ共、誰して云べき便も無れば、唯悲の涙にのみぞ咽給ける。小松殿へは人参て、謀叛の者とて人々被㆓召禁㆒侍、大納言殿も

世にあらん―世に榮えん

たわやか―たわ〳〵と打しなへる事

るらめ、去ばいはんと思つゝ、休よ語らんと云ければ、拷木より下して、硯紙取寄て聞く之、西光有の儘にぞ云ける。執事別當新大納言殿、院宣とて催れしかば、院中に被二召仕一身として不レ叶と申すべきにあらねば、平家一門打失て、西光も世にあらんと思て與して侍き、院宣の趣き誰か可レ奉レ背とて、始より終まで門狀四五枚に記して、判形せさせて後、高俊、西光法師が頭を蹈て口を割、重て誡置てけり。新大納言の許へは、大切に可レ奉二申合一事侍、時の程立より給へとて使者を遣れたり。大納言は我身の上とは露知給はず、例の山の大衆の事を、院へ被レ申ずるにこそ、此事はゆゝしく御憤深き御事也、可レ叶とは覺ねども、何樣にも參りてこそ申さめとて急ぎ被レ出けり。安元二年七月に、建春門女院隱させ給て、其御一周を果ざれば、諒闇の直衣ことに內淨たわやかにして、諸大夫一人、侍二三人花やかに裝束せさせて、入道の宿所、西八條へおはしけり。近く成儘に其邊を見給へば、軍兵四五町に充滿たり。穴恐し、こは何事ぞやと、胸打騷給へり。門の前近く遣寄、車より下て門の內へ入給ければ、內にも兵所もなく竝居たり、只今事の出來たる體也。中門の外に恐しげなる者二人立向て、大納言の左右の手を取、天にも揚ず、地にもつけず、引持てゆき、もとゞりを取て打臥ける儘に、是は可レ奉レ誡や

覧―柿澁にて色染したる樣の色合

刑部卿―忠盛

榜木―榜問用の木製の具

では敍爵をだにも不ㇾ賜、しかも繼母には値たり、難ㇾ過かりければこそ、中御門藤中納言家成卿の播磨守にておはせし時、受領の鞭を取り、朝夕に覧の直垂に繩緒の足駄はきて通給しかば、京童部は高平太と云ひて咲しぞかし、其を恥しとや思けん、扇にて顔を隱し骨の中より鼻を出して、閑道を通給しかば、又童部が先を切て、高平太殿が扇にて鼻を挾みたるぞやとて、後には鼻平太々々とこそいはれ給しか、去ども故刑部卿殿、近江國水海船木の奥にて、海賊廿人を被二搦進一たりし勳功の賞に依つて、保延の比かとよ、御邊十八歟九歟にて、四位の兵衛佐に成給ひたりしをこそ人々疾しと申しか、其が今太政大臣に成たるをこそ下臈の過分とは申すべき、此條は爭か評給べきと、高聲に門外まで聞えよと云たりければ、入道餘に腹を立て、爲方なかりければ、縁の上にて三踊四躍踊給ふ。猶腹を居兼て大庭に飛下り、西光が頰を蹴たり蹈たりし給けれ共、西光は口は少も減ず、去て其は左は無りし事か、彼は有し事ぞかし、哀足手だにも安穩ならば、報答申してんと云ければ、入道何如樣にも謀叛の次第委く相尋て後、しや口割て誠よと宣ひければ、松浦太郎高俊、榜木に懸て打せため、事の起を尋けり。始は大に不ㇾ知と云けれ共、惡口は吐ぬ、不ㇾ落とても非ㇾ可ㇾ宥、人が云ひたればこそ入道殿も是程は知給た

此輩—行綱が中言によりて知りたる西光康賴等

素絹—白色の生絹、すべて白き僧服

聖柄—柄を鮫皮等にて飾らざる小刀

不當仁—剛氣者の義

撿非違使安部資成と云ふ者を召して、院御所に參て、信業をして申さん樣は、近く被召仕之輩、恣に朝恩に誇、剩謀叛を巧世を亂べきよし承間、尋沙汰仕るべきと申せとて進す。資成法住寺殿に參、大膳大夫信業を尋ね出し此由を申す。信業色を失て御前に參て奏聞しけれども、分明の御返事なし。只此事こそ御意得なけれ、こは何事ぞと計仰ければ、資成歸參じて此樣を申す。入道去社よも御返事あらじ、行綱は實を云けり、法皇も知召たるにこそとて、此輩を召誡けり。其內に西光法師を召取て、大庭に引居たり。相國は素絹の衣を著、尻切はき、長念珠後手に取て、聖柄の刀さし、中門の緣に立ちて西光法師を一時睨で嗔聲にて、無云甲斐下臈の過分に成上、朝恩に誇る餘、無誤天台座主奉流罪、剩入道を亡さんと申行ける條はいかに、あら希恠やく、凶也々々、すはゝや山王之冥罰は蒙ぬるはと宣けり。西光は天性死生不知の不當仁にて、入道をはたと睨返して、西光全く謀叛の企を不存、此恥にあふ事運の窮にあり、但耳に留事あり、侍程の者が、靱負尉にもなり、受領撿非違使に至らん事、何か過分なるべき、始たる事に非ず、去てかく宣和入道は、いかに王孫とこそ名乘給へども、昔の事は見ねば知ず、御邊の父忠盛は、正しく殿上の交を嫌れし人ぞかし、其嫡子におはせしかば、十四五ま

中言—中より告口する事

悪口吐たりしをば、人の云たるになし、殆有し事よりも過ては云たりけれ共、五十端の白布をば一端も語らざりけり。入道大に驚騒手を打、君の御爲に命を捨る事度々也、いかに人中とも、爭入道をば子々孫々までも捨させ給べきとて、座を起ち障子をはたと立て入給ぬ。行綱はある事なき事散々に中言して出でけるが、入道の氣色を見つるより心騷がし、慥の證人にや立られんずらんと恐しく覺えければ、取袴して足早にこそ還にけれ。

○成親已下被㆓召捕㆒事

同廿九日、入道上洛して西八條の宿所に著きて、肥後守、飛驒守を召て、貞能、景家慥に承れ、謀叛之輩多し、與力同心の上下の北面等、一人も漏さず可㆓搦進㆒之由、行綱が口狀に附て下知し給。又一門の人々侍共に可㆓相觸㆒とて、使を方々へ遣ければ、右大將宗盛、三位中將知盛、左馬頭重衡已下の一門の人々甲冑を著し、弓箭を帶して馳せ集る。其外軍兵聞傳て馳參ければ、其夜の中に四五千騎こそ集つたれ。又貞能景家は、二百騎三百騎の勢にて、此彼に押寄々々搦捕、京中の騷ぎ不㆑斜。六月一日未明、太政入道、

当職―罪人の頸を取り大路を渡すは撿非違使の役目なれば云ふ

糸惜み―こは寵愛の義

下刻上―刻は剋の當字、下輩が上者を侵す事

叶じとは可レ申なれば、左も右も勅定にこそと申侍し程に、折節一村雨して、山下風の風烈く吹侍しに、庭に張立置たる傘共のふかるゝに、馬共驚跳躍、蹈合食合なんどするを見て、末座の人共の立騒、直垂の袖に瓶子を係て引倒し、其頸を打折て侍しを、座席靜つて後、大納言殿、あゝ事の始に平氏倒たりと宣しかば、滿座咲壺の會にて侍き、是こそ淺間敷事云たりと存ぜしに、申も口恐しく侍れども、西光法師倒れたる瓶子の頸をば取て、大路を可レ渡と申を、康頼つと立て、當職の撿非違使に侍とて、烏帽子懸を以て、瓶子の頸を貫捧て、一時舞て廣縁を三度持廻して、獄門の木に懸と申て、緣の柱に結附て侍し事、身の毛竪て淺間敷こそ侍しか、何の弓矢取と云事なく、當時一旦の御糸惜みに誇て、西光が我一人と事行して申振舞し事、下刻上之至也と不思議に存じ侍き、法皇の御幸も成べきにて候けるを、靜憲法印の、樣々こは淺間敷御事也、天下の大事只今出來なん、いかに人勸申とても、國土の主として爭でか一天の煩を引出し御座べきなんど、諫申けるに依て、御幸は止らせ給ぬとぞ私語申候し、やがて鹿谷究竟の城郭也とて、其にて兵具を可レ調と承き、加樣の事人傳に被レ聞召レなば、誤なき行綱までも、御勘當後恐しく候へば、内々告知せ進する也とて、人の能言云たりしをば、我申たるになし、我

最中—中央、茲には屈指の義

蛭巻—柄を銀にて少しづつ間をおきて巻きたる物

近江中將入道—名は蓮浄、事露れて後常陸に流さる、俗名は成正

道宣けるは、行綱は源氏の最中也、隙もあらば平家を亡して、世を知らんと思心も有らんなれば、非レ可二打解一とて、子息重衡を相具し、銀にて蛭巻したる小長刀、盛國に持せて中門の廊に出合れたり。行綱申けるは、院中の人々兵具を調へ軍兵を集らるゝ事は、知召れ候やらんと申す。入道、其事にや、西光法師が依二讒奏一、山門の大衆を可レ被レ責と聞ゆ、さまでの御企有べし共覺ずと、いと事もなげに宣ふ。行綱居寄て私語けるは、其義には侍らずとよ、御一門の事に候、假令ば新大納言殿、使を以て可レ申事あり、可二立寄一と承し間、如二御諚一山門の事と存候て、中御門の宿所へ罷向之處に、行綱見え來らば鹿の谷へ可レ參とぞ仰也と申間、則打越て見廻し侍れば、馬車其數立竝たり、分入みれば酒宴の座席也、人々目に懸て其へ〳〵と申に附て著座す、やがて酒をすゝむ、當座には新大納言家父子、近江中將入道殿、法勝寺執行法印、平判官康頼、西光法師ぞ候き、行綱酒三度たべて後、大納言宣しは、平家は惡行法に過て、動すれば奉レ嘲二朝家一之間、可二追討一之由、被レ下二院宣一たり、但源平兩氏は、昔より朝家前後之將軍として、逆臣を誅戮して所レ蒙二異賞一也、されば今度の合戰には御邊を憑、可レ有二其意一と被レ仰間、こは浅間敷事かな、いかゞ返答申べきと存ぜしかども、左程の座席にて而も院宣と仰られんに、爭か

目打しばだたく一瞬多くする事、歎息の貌

けり。是偏醫王山王の御利生也とぞ人貴み申ける。

○行綱中言事

新大納言成親卿は、山門の騷動に依て、私の宿意をば暫被押けり。其内議支度は樣々也けれ共、儀勢計にて其事可叶共見えざりければ、さしも契深く憑れたりける多田藏人行綱は、弓袋の料の白布を、直垂小袴に裁縫せて、家子郎等に著つゝ、目打しばだたきてつく〴〵案じつゝ、此事無益也と思ふ二心附にけり。倩平家の繁昌を見に、當時輙く難傾、大納言の語ひ給軍兵は、僅にこそあれ、可立川之輩希なり、無由事に與して、若聞えぬる者ならば、被誅事疑なし、無甲斐身にも命こそ大切なれ、他人の口より洩ぬ先にとて、五月廿日西八條へ推參して見ば、馬車數も知ず集たり。藏人何事やらんと思て尋問ければ、案内者とおぼしくて答けるは、是は入道殿福原御下向の御留守に、君達會合して貝覆の御勝負也と云ければ、同廿七日に藏人鞭を上て福原へ下向す。入道の宿所に行向て、可申入事侍りて行綱下向と申ければ、常にも不參者也、何事ぞ其聞とて、主馬判官盛國を被出たり。人傳に非可申事、直に見參に可申入と云たりければ、入

に同じ

波旬―魔王の名、悪法を成し僧を擾し人を殺す

逢訴訟之本意、先皇之代在之、明哲之時非無依之、誑先座主之罪名、雖捧衆徒之愁訴、近臣依怨家之語、而全不達上聞、辨官隨姦人之謀、更不奏聞、然間不被決理非、忽蒙使廳之責、不被糺實否、俄定配流之國、以好言而企人、以惡口損人者也、政忘先例、議違巧故也、亦君非奇叡山之佛法、怨人之不知食所誑乎、誠魔界競我山、而法滅之期得此時歟、波旬怯洛城、而無實之咎達叡聽歟、爰衆徒等、悲佛法之命根斷、歎大戒之血脈失之處、如風聞者、師高往向一村之邊、可夭害先座主云々、彌失前後正亡思慮、且労先賢之明德、且爲最後之面拜、欲陳申子細向配流路頭之計也、夫根朽枝葉必枯矣、一宗長者衰、三千倶可衰、非痛貫首之流罪、只痛師資相承之斷、非惜一人嘉名、偏惜顯密兩教之廢、況先座主、鎭嗣候於鳳城、而堅護持於龍顏、縱雖有重罪之甚、何不被免於積勞、縱雖有過去之業、何不被置禮儀於戒師、若夫有證據者、尤可賜正文也、非返勅定、陳子細計也、以此旨可被執啓、夫國土理亂任臣忠否、若不被糺邪正之道者、寧天子之守在海外乎。

安元三年五月日

とぞ書たりける。此落書に依て、山門の大衆の座主を奉取留事は、公家御沙汰に不及

金輪―金輪は地下にありて世界を擧ぐるもの

朝勘―勅勘

夫前座主明雲僧正者、挑法燈於三院之學牖、灑戒水於四海之受者、顯密之大將、大戒之和尙也、三觀之隙必專金輪之久轉、六時之次先祈玉體之長生、誠是佛法之命也、王法之守也、爰與隆思深而悛九院之朽梁、護國志厚而却六蠻之凶徒、依之法侶勵修學之勞、惡黨隱弓箭之具、制修維之巧、而餝護國之道場、豈非爲山門之奇異哉、亦停兵俗之器、而殘法僧之道具、寧非專朝家之祈願哉、爲天朝爲國家治者也、冊人也、而有一類讒家所惡成獊瘠矣、其不被糺是非、不被尋眞僞、預重科蒙流罪之條、是非君有偏、亦非臣無忠、讒奏之酷、僞言之巧故也、讒口爍於黃金、毀言銷白骨此謂歟、夫末寺末社之訴者、非始于當代、皆是往代例也、或斷根本之佛事、或闕恒規之祭禮之時、受末所之愁訴、而及本山之悲歎、列大師門徒之族習、皆成教網之者、何可悅三聖之威光消、誰不悲一山之佛法滅乎、然者衆徒三千之蜂起、豈被引座主一人之結構哉、何況於先座主者、大畏勅制、而頻雖制大衆蜂起、依殘愁訴倘以烏合者也、抑考山門之故實、懷理訴無裁許之時、衆徒等戴三社之寶輿、而參九重之金闕、曩時之例中古之法也、厥皇化者、專天下之太平、貫首者恭山上之安穩、臣家可思奏者可案、豈勸騷動於衆徒、招朝勘於一身乎、凡大衆不叶貫首之進止、欲

叢蘭云々ー劉晝新論に叢蘭欲レ茂秋風害レ之賢哲欲レ正讒人敗レ之とあり、又貞觀政要には本文通に書けり
物にも覺えぬー物を物とも思はぬ

未聞の事に侍り、下として猥きを、上として緩に御沙汰あらば、世は世にても侍るまじ、能々可レ有二御誡一とぞ奏しける。只今我身の亡をも不レ知、山王權現の神慮にも不レ憚、加樣に申ていとゞ宸襟を惱し奉る。讒臣亂レ國、妬婦破レ家とも云へり、叢蘭欲レ茂秋風破レ之、王者欲レ明讒臣隱レ之ともいへり、誠哉此事。抑今度大衆之狼藉仍可レ被レ責二山門一之由、被レ仰二武家一けれ共、進ざりければ、新大納言成親卿已下近習の輩武士を集て、大衆を可レ傾之由其沙汰あり。物にも覺えぬ若者共、北面の下臈等は、興ある事に思て勇みけり。少も物の心辨たる人々は、こはいかゞせん、只今天下の大事出來なんとぞ歎ける。内々又大衆をも誘、仰の有けるは、院宣の下も忝し、王土にはさまれて、さのみ詔命を對捍せんも恐有とて、思返靡き奉る衆徒もあり。大衆二心出來ぬと聞食ければ、座主は貴の御事有し時、兎も角も成たりせば、今は思切なまし、中々衆徒に被レ取レ登又いかに成べき身やらんと、御心細く思召けるに、大講堂の庭に會合僉議しけるは、前座主を中途にして奉レ取留レ事、依レ輕二朝威一公家殊に御憤深由其の聞えあり、此事いかゞ有るべき、今は唯可レ奉レ宥二逆鱗一歟と云ける砌に、落書あり、其狀に云、

告下申大衆御中一可レ被レ遣二入道大相國許一事

堅牢地神―大地を堅固ならしめ常に法座を守る神

調達―提婆達多が事、常に釋尊を苦しめし者

方士を云々―白樂天長恨歌に出づ

て、其の血を以て右の袖に寫し留め給ひけり、九曜曼陀羅は其よりして弘まれり。彼一行阿闍梨と申は、本は天台の一行三昧の禪師也けるが、後に眞言に移て德行高顯て國家の重寶たり、慈悲普覆て、人臣の所歸也。被讒申けるこそ慍しけれ。一行無實之由、皇帝聞召披、則被召返、賢鍐造逆也、不善之咎難遁とて、被流罪ける程に、堅牢地神の罰蒙て、大地忽に裂て、乍生大地獄にぞ落にける。在家を出て佛家に入、師恩を受て法恩を聞、たとひ報謝の心こそなからめ、爭か阿黨を成べき。在世の調達滅後の賢鍐とりどりにこそ無慙なれ。さても一行の相し申さるゝ如く、楊貴妃は安祿山が爲にすかし出されて、馬嵬の野邊に露と作て消給ふ。皇帝は后の遺を悲て方士を以て蓬萊宮を尋らる、玉の簪し金釵刀を被返送、いとゞ歎に臥給ひ、思死にぞ失給ふ。去ば顯密兼學、淨行持律の天台の座主讒し申す西光も、いかゞと覺ておぼつかなし。

○山門落書事

山門大衆等流罪の座主を奉取留之由法皇聞食て、不安思召しける上に、西光法師内々申けるは、山法師の昔より猥き沙汰仕る事は、今に始ぬ事なれ共、今度の狼藉は先代

通路——一行と貴妃と密通の通路

師資——師事に同じ

て死し給相也、帝には御うしろに紫の黒子あり、思に死する御相也と申けり。皇帝此の事を聞し召て、大方の相は正しく見る共、爭か膚をば知るべき、通路のあればこそ膚の下の黒子をば知らめとて、可流罪之由被仰下ける程に、公卿僉議有つて、一行は朝家の國師、佛法の先達也、就中相に於ては天下第一也、音を聞て五體を知り、面を見て心中を相するに敢て違ふ事なし、いかゞ可被流罪と申ければ、且くさし置給たりけるに、一行の弟子に賢鏡阿闍梨と云者あり、佛教博學にして智德高く長ぜり。忽に師資の儀を忘れて、獨天下に秀でん事を思ければ、偸に一行の亡失ん事を思ける折節、流罪の沙汰の有ければ、次をえて后の御事種々に讒申ければ、帝逆鱗有りて火羅國へぞ被流ける。彼の國へ行には、三の道あるとかや、一には林池道とて古き都なりければ、御幸の外にはおぼろげにては人通はず。一には幽池道とて、雑人の通路也。一には闇穴道とて、罪ある者を流す道也。されば一行も此道よりぞ遣しける。件の道は、七日七夜が間空を見ずして行なれば、闇穴道とぞ名けたる。七十里の大河あり、碧潭深流れて、白浪高揚也、冥々として獨行、閑々として人もなし。前途の末も知ざれば、さこそは悲く覺しけめ。天道無實の咎を哀て、九曜形を現つゝ闇穴道をぞ照されける。一行右の指を食切

して諸法實相を明かに觀ずる事
瑜伽三密―身口意の三密と法身佛の三密とが互に相應融通する事
いかめ坊―嚴めし坊の義か
火羅―今の沙拉我地方にもや

山長安城之艮也、於我朝日本、延暦寺平安城之鬼門也、傳教大師の御記文には、此山滅亡せば、國家も必ず滅亡せんといへり、而に末寺末社の訴訟に依て、衆徒子細を奏するは先例也、聖斷遲々する時神輿の下洛ある事は是冥慮也、大衆爭か可不被合力哉、異見の僉議に付て例を此時に殘されば、生々世々可口惜事なれば、所詮祐慶今度三塔の張本に召れて被行禁獄流罪、たとひ雖被刎首、今生の面目、冥途の思出なるべし、全怨に非ず、衆徒爭か我山の疵を可不思と高聲に訇り、雙眼より涙をはらはらと流しければ、滿山の大衆是を聞、皆袖絞りつゝ尤々と同じければ、軈座主を奉昇東塔南谷妙光坊へ奉入。其よりしてぞ祐慶をばいかめ房とは申しける。

○一行流罪事

時の横災は、權化の人も猶遁れ給はざりけるにや、大唐の一行阿闍梨は、無實の讒訴に依つて火羅國へ流され給ひけり。たとへば一行は玄宗皇帝の御加持の僧にて御座しが、而も天下第一の相人に御座ける。皇帝と楊貴妃と、連理の御情深くして、萬機の政務も廢給程也けり。一行帝后二人の御中を相するに、后には御臍の下に黑子あり、野邊にし

高紐―鎧のひき合せの紐

午角―互に優劣なき事

止觀上乘―煩惱を斷ち智慧を發起

和阿闍梨仙性と云ふ者後陣を昇、國分の毘沙門堂より、鳥の飛が如風の吹樣に、粟津原打出の濱、大津三井寺志賀の里、先陣後陣劣らずこそ見えけれ共、仙性が後陣には、時時大衆代りけり。祐慶が先陣は初より物具脱事もなく、高紐に甲を懸、奧を轅に長刀の柄折よ摧よと把具し、坂本早尾昇越して、さしも嶮しき東坂一度も代らず、講堂の庭に昇附たり。爰に行歩に不叶老僧、若は花族の修學者、此事いかゞ有べき、日來は一山の貫首たりといへ共、今は流罪の宣旨を蒙給へり、横に取のぼせ奉事、逆勅の咎難遁かと、樣々僉議あり。實と云衆徒も多かりけり。去ども祐慶は少もへらず、鎧の胸板きらめかし、扇披遣て申けるは、我山は是日本無雙之靈地、鎭護國家之道場也、一乘之教風扇四海、七社之威光耀卒土、佛法王法午角にして、山上山下安泰なり、當山超萬山之威驗、此宗勝諸宗之教法、依之聖代明時合掌於一實之圓宗、皇門后宮傾頭於一山之効驗、然ば大衆の意趣も人にまさり、賤き法師原までも世以て輕しめず、何況や前座主明雲僧正は、智慧高貴にして一山の爲和尚、德行無雙にして三千の貫長たり、當代に無罪被遠流給はん事、是山上洛中の歎のみに非ず、併興福園城の嘲也、悲哉止觀上乘之窻前に、廢螢雪之勤、怨哉瑜伽三密之壇上に、絕護摩之煙、就中於大唐震旦天台

茅の葉の如く―茅萱は長三四尺もある草なれば斯く云へり

世々の遺恨に思けるが、妄念晴れ難く覺て、よし〳〵此寺におればこそ此の思もあれ、不如山門に移住せんにはと變改して、住馴し三井の流を打捨て、西塔院へぞ渡にける。本より心立たる者なれば、三枚甲を居頸に著なし、黒皮威の大荒目の冑に、三尺の大長刀の茅の葉の如なる杖に突て、衆徒の中に進入て申けるは、倩事の心を案ずるに、當山建立以後數百歳の星霜を送、貫首代々相續て、忝顯密の教法を弘通し給へり、四明の法燈一天之戒珠に御座す、而も姦臣の讒訴に依て實否糺されず、重科に被行給はん事、末代と云ながら心憂次第に非や、且は朝家の師範、且は山門の官長に御座、誰人か歎訪ひ奉らざらん、今度流罪に沈給はんに於ては、衆徒何の面目有りてか當山に可止跡、いづくまでも御供をこそ被申めとて、衆徒の中を指越々々座主の御前に參て、大長刀杖に突て、座主をはたと奉睨申けるは、加樣に御心弱渡らせ給へばこそ係る憂目をも御覽じ、山門に樣なき疵をも附させ給へ、急御登山あらましかば、衆徒これ程の骨をばよも折侍らじ、其に貫首は三千衆徒に代て、流罪の宣旨を蒙らせ給ふ上は、衆徒貫首に代り奉て、命を失はん事全くうれへに非ず、唯とく〳〵御輿に召されよやとて、御手をむずと取奉、引立御輿に奉昇乘。座主は戰々乘給けり。祐慶やがて先輿を仕る。東塔南谷、妙光坊の大

三台槐門―三台は三公に同じ、共に大臣の事

四明幽溪―天台宗と云ふに同じ、四明尊者智禮は中興の祖とすれば也

三院―三塔に同じ

追下之山、被宣下上は、暫もやすらふべきに非ず、衆徒はとく／＼歸上給へとて、端近出給宣ひけるは、三台槐門の家を出て、四明幽溪の窗に入しより以來、廣圓宗の教法を學して、只我山の興隆をのみ思ひ、奉祈國家事も不疎、衆徒を育志も深りき、然而身に誤なうして、無實の讒奏により遠流の重科を蒙る事、兩所三聖定めて知見照覽し給らん、倩事の情を案ずるに、大唐には慈恩大師達磨和尚、配所の草に名を埋み、我朝には役優婆塞遠流の露に袖を絞給へりき、我身一人に非ず、是皆先世の宿業にこそと思へば、代をも人をも神をも佛をも奉恨心なし、是まで訪來り給へる衆徒の芳志こそ難申盡とて、香染の袖をぞ絞らせ給ける。奉見之衆徒、誰か衫を絞ざるべき、皆鎧の袖をぞぬらしける。軈て御輿を舁寄て被召候へと勸申けれ共、昔こそ三千人の貫首たりしか、今は係身に成て、再我山に還登事だに難有、いかゞ無止事修學者、智慧深大德達に被舁捧上べき、屩なんど云物をはきて、同じ樣に歩連てこそと宣へば、西塔法師に戒淨坊相模阿闍梨祐慶は、三塔無雙の惡僧也、此僧は本園城寺の衆徒にて、よき學匠也けり。倶舍、成實の性相より、法相、天台の深義を極め、顯密兩宗に亘つて三院三井の法燈也けるが、大慢偏執の者にて我執強き僧也。我寺山徒の爲にあざむかるゝ事、生々

人護送の使者

五體ー兩手兩足頭

引唱ーつれだつ

なれば、取得奉らん事難」有からんか、此事冥慮に相叶、我山可」爲」我山」者、山王權現力を合せ給へ、衆徒の愁歎神明哀と思召ば、只今驗を見せ給へと、肝膽を碎て祈申ける程に、十禪師の宮の造合より、白髮たる老女一人現じて、心身を苦ましめ、五體に汗を流て、我に十禪師權現乘居させ給へり、誠に衆徒の歎難」默止」我此所に跡を垂事、圓宗の佛法を守り、三千の學侶を爲」育也、而今樣なき例を我山に留、三千の貫首を被」流罪」事、我一人が歎なれば、冥慮誠に難」休、速に可」奉」迎、深力を合べし、あな心うやとて左右の袖を顔に當、さめ〲とぞ泣ける。大衆怪」之、誠に十禪師權現の御託宣ならば、我等驗を奉らん、本の主々に返給とて、各念珠を大庭へ抛たりけり。物附是を取集て、左の手にくり懸て、立廻々々若干の念珠少も違へず、本の主々へ賦渡す。不思議なりし事共也。山王權現の靈驗の新なる忝さに、衆徒泪を流つゝ、さらば迎へ奉れやとて、袈裟衣をば甲冑に脱替て、或は渺々たる志賀唐崎の浦路に、歩引唱衆徒もあり、或は漫々たる山田矢橋の湖上に、舟に竿さす大衆もあり。角て國分寺の毘沙門堂へ參りければ、稠けなりつる追立の官人も見えず、兩送使も失にけり。座主は此有樣を御覽じて、大に恐給」被」仰けるは、勅勘の者は日月の光にだも不」當とこそ申せ、況や不」廻」時刻」可」被」

一心三觀—任意の一念に三觀(空假中)を行ひ眞理を透破する事

粟散邊土—仁王經を出所とす、我國の邊部にして且つ小島より成るを云ふ

兩送使—雜

らふべし共覺えず、弘通を遐代に及し、利益を有緣に施給へ、諸佛己心の所證也、天台祕密の法門也とて、一心三觀の相承血脈を授らる。抑此法不ㇾ輙、如來四十年懷に在て說給はず、此法難ㇾ聞ければ、衆生無量億劫耳の外にして未ㇾ聞、適釋尊出世の昔一乘弘宣の時、本迹二門に權智實智の一心三觀を被ㇾ演。灰沙の二乘は無生の悟を開、塵數の菩薩は增進の益に預き。龍女が速成を現じ、達多が授記を蒙し此法力也。天台大師は、大蘇山法花三昧の道場にして、行道誦經せし時に、靈山の一會現じつゝ、多寶塔中の釋迦より此法を傳給き。傳敎大師は渡唐の時、台州臨海縣の龍興寺極樂淨土院にして、道邃和尙に奉ㇾ値、此法を傳受し給しより以來、相承聊爾ならず、血脈法機を守る、就中國は粟散邊土也、時は濁世末代也、誠に非ㇾ可ㇾ輙、今日の情けに堪へずして、澄憲附屬を得たりけり。僧都は血脈を給ひて、法衣の袖に裹みつゝ、泣々御前を立ちたまふ。去る程に滿山の大衆殘留もなく、東坂本に下つゝ、十禪師御前にて、各淚を流し僉議しけるは、當山五十五代、いまだ天台座主流罪の例を聞ず、此時始て顯密の主を失ひ、修學の窻を閉事、唯當時の失二面目一のみに非ず、末代までも口惜かるべし、然者三千の衆徒等、違勅の咎を顧ず、貫首に代奉て粟津へ向、座主を可ㇾ奉二取留一、但追立の官人兩送使等有

香染—木蘭色、黄に黒味ある色

赴給ふ。慈覺大師の自造り給へる如意輪の御像ばかりを、泣々御頸に被レ懸ける。朝夕に見馴給へる御弟子一人も不レ奉レ附、門徒の大衆も不レ參、御覽じも知ぬ武士に伴て出給ける御有樣、よその袂も絞けり。被レ召たる馬は淺猿き野馬に、けしかる鞍具足也。彼粟田口、兩葉山、四宮河原を打過て、影も涼しき會坂の、關の清水を過越て、粟津の浦にぞ出給。漫々たる海上に、山田、矢橋の渡舟、漕わかれける形勢も、渺々たる浦路の、志賀坂本に立煙、空に消ゆく景氣まで、我身の上とぞ思召。無動寺の御本坊、根本中堂の杉の本、適に顧給て、御名殘こそ惜かりけめ。汀に遊鷗鳥、群居て思やなかるらん、唐崎の一松、友なき事をや歎らん。此れを見彼れを見給ても、唯香染の御衣をぞ被レ絞ける。角て暫く粟津の國分寺の毘沙門堂に立入給へり。

○澄憲賜二血脈一事

故少納言入道信西の子息に、安居院の法印澄憲、いまだ權大僧都にて御座けるが、座主の遺を慕ひつゝ、國分寺まで奉レ送。座主は君に捨れ奉て、配所の道に出ぬるを、是までの芳志こそ憂身の旅の思出なれ、かゝる勅勘の者なれば、再び花洛に歸上んまで、命なが

寺法師―三井寺の法師
一切經の別所―一切經を讀む別院也

藤原松枝と名を改て、伊豆國へ流罪と定る。係りければ、山門なほ騒動して、又神輿を振奉べしと聞えければ、御輿を下奉らんとて、西坂本の坂口、此彼松木を切持て行て、逆木にこそ引たりけれ、最をかしく見えし。いかなる者の讀たるやらん、門の柱に御改名を添て、

松枝は皆さかもぎに切はてて山にはざすにする者もなし

寺法師の所行とぞ申ける。座主の流罪の事、人々諫申けれ共、西光法師が無實の讒奏に依て、かく被」行けり。今夜都を出奉らんとて、宣旨稠しかりければ、追立の撿非違使、白河高畠の御坊に參て責申しけり。座主は白河の御所を出給て、粟田口の邊、一切經の別所へ出させ給けり。大衆聞」之、西光法師父子が名を書て、根本中堂に御座す金毘羅大將の御足の下に蹈奉て、十二神將、七千夜叉、東西滿山護法聖衆、山王七社、兩所三聖、時刻を廻さず召捕り給へと呪咀しけるこそ懼しけれ。又大講堂の庭に、三塔會合して僉議しけり。傳教、慈覺、智證大師の御事は不」及」申、義眞和尚より以來五十五代、いまだ天台座主流罪の例を聞かず、末代と云とも、爭か吾山に疵をば可」附、心憂事也、天下を闇に成べしなんど喚叫ぶと聞にけり。同二十三日に、座主一切經の別所を出て配所へ

護法―佛法擁護の諸天善神

陣の座―公事の時公卿の坐りて事を執行する座

たり、仙洞を宥申されんに、なびき給はずば、三千の學侶、誰か身命を惜べきとて、各大講堂の前にして、滿山の佛神伽藍の護法を驚奉て、泣々起請して云、衆徒の鬱憤不レ散して、固被ニ流罪一者、大衆皆從レ彼同蒙ニ配流之罪一、滿山學侶一人も不レ可レ留、我山存亡只在ニ此成敗一、宜下察ニ此趣一被中執申上とて、同十七日に、所司等を以福原の禪門大相國へぞ送遣ける。二十日前座主の罪科の事、可レ有ニ僉議一とて、太政大臣以下の公卿十三人參内あり。陣の座に著て其定有けれ共、冥には七社權現の照覽も難レ測、顯には三千衆徒の鬱憤も恐しくやおぼしけん、諸卿各口を閉て申す旨もなかりけり。其中に八條中納言長方卿、其時は左大辨宰相にて御座けるが被レ申けるは、法華の勘文に任て、死罪一等を減じて、雖レ可レ被ニ遠流一、前座主僧正は、顯密兼學、淨行持律の上、公家には一乘圓宗御師範也、法皇には圓頓受戒の和尙たり、御經の師、御戒の師にや、被レ行ニ重科ニ事、冥の照覽難レ測、還俗遠流を可レ被レ宥かと、無レ所レ憚被レ申ければ、當座の公卿、各長方卿の被ニ定申一之義に同ずと被レ申けれ共、法皇の御憤深かりければ、終に流罪に定りけり。太政入道も此事角と承ければ、申止進らせんとて被レ參たれ共、御風の氣とて御前へも召れず、御憤りの深きよと心得て出給にけり。二十一日に前座主明雲僧正をば、大納言大夫

脫時の禮敬、又晨晝晩の三時

台岳—天台宗を奉ずる比叡山

諫鼓—管子淮南子等に見ゆ

主者、毎度禁制之、蓋山門動搖、爲貫主痛故也、對決處無其隱歟、設有不慮越度、何及重科耶、衆徒等、譴驚天聽欲救末寺愚僧之處、被召其張本、爲歎之間、終失本山之高僧之條、不慮愁無物取喩、夫不崇聖勅、勿散怨望、是常例也、今雖仰天裁、還蒙嚴罰、未得意矣、抑我君太上法皇、偏仰醫王山王之冥德、久歸台岳三寶、專憑山修山學之禪侶、忝抽興隆之叡慮、而今仁恩忽變、誅戮俄來、數百歳之佛日云、迷心神之所行、三千人之胸火熾燃、不知愚身之所措、若明雲被配流者、衆徒誰留跡、鎭護國家道場、眼前欲魔滅、早宥明雲配流、被停止私領沒官者、十二願王新護持玉體三千衆徒彌奉祈寶算矣、誠惶誠恐謹言。

安元三年五月日

とぞ書たりける。但此奏狀、誰人を以つてか傳奏すべきと僉議ありけるに、禪門平相國は、既に一朝之固、萬人之眼也、天下の亂山上の愁、爭か其成敗なかるべき、就中前座主は是れ大相國の爲に菩薩戒の和尚也、此事に於ては尤可被鳴諫鼓、若此憤を散ぜずして、大戒の和尚を令還俗、なほ被流罪者、則吾山の佛法破滅時至るなるべし、一字を習傳、一戒を受持たらん者は、師資の門葉也、誰人か背之、相國禪門受戒の弟子

和尚—法眼大和尚位の略

四教三密—藏通別圓の四教が應報法三身に相應する教

三時禮敬—久遠下種時、機根調熟時、得解

同十五日に前座主明雲僧正滅死罪一等、可被遠流之由法家勘申之旨風聞有ければ、衆徒捧奏狀云、

延暦寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩早被停止前座主明雲配流并私領沒官子細事

右座主、是挑法燈之職、和尚又傳戒光之仁也、若處重科被配流者、豈非天台圓宗忽滅、菩薩大戒永失哉、因茲我山開闢之後、貫首草創以來、百王理亂、雖是異、一山安危、雖隨時、只有歸敬之禮、都無流罪之例、就中明雲是顯密之棟梁、智行之賢德也、一山九院之陵遲、此時復舊跡、四教三密之紹隆、其儀不恥上代、今忽赴遠方永別我山、衆徒悲歎何事如之、何況前座主、於天朝者、是一乘經之師範也、須盡千歲之供給於仙院者、又菩薩戒之和尚也、盍運三時之禮敬、今沒官所知、更被蒙重科、寧非大逆罪哉、謹尋異域訪舊例、未聞一朝國師無故蒙逆害矣、抑配流科怠何事乎、如閭巷說者、或人讒言度々、山門訴訟、或追却快秀僧正、或訴申成親卿、又當時師高之事等、偏是明雲之結構者也、因此讒達忽蒙勅勘云々、若如風聞者、何用浮言、須對決彼此被糺眞僞也、至件等事者、大衆鬱憤致訴訟之刻、於前座

構制止之詞—制止したる詞に背くと云ふ事

朝章—朝憲と云ふに同じ

一故大僧正快秀、爲當山座主間、相語悪僧等、令追拂山門事。

一去嘉應元年、就美濃國比良野庄民等、結構訴訟、發當山之悪徒、令亂入宮城、狼藉事。

一近日大衆蜂起事、次第超過、彼嘉應狼藉、先一旦意趣、催三塔凶徒、外構制止之詞、内成騒動企、蔑爾朝章、欲滅佛法、或以凶徒、亂入陣中、數箇所放火、或對警固之輩合戰、或帶兵具、可下洛之由、令執奏、誠是朝家之怨敵、偏叡山之魔滅者歟、仰下明法博士、就彼條々所犯、可勘申明雲所當罪名。

安元三年五月十一日　　藏人頭右近衛中將藤原朝臣光能　奉

とぞ有ける。十二日に前座主所職を被止之上、大衆の張本を出すべき由、撿非違使二人を被差遣、水火の責に及けり。此事に依て衆徒憤中て、猶參洛すべしと聞ければ、内裏並に法住寺殿に軍兵を被召置、大臣以下殿上の侍臣皆馳集りければ、京中の上下騒あへり。

○山門奏狀事

使廳ー撿非違使廳

保卷第五

○座主流罪事

安元三年五月五日、明雲僧正被レ止二公請一之上、藏人を遣て被レ召二返御本尊一。其上使廳の使を以て、今度奉レ振二下神輿一大衆の張本を被レ召けり。加賀國には座主の御房領あり。師高國務之刻、是を停廢の間、其宿意に依て、門徒の大衆を語らひ訴訟を致。既に朝家の及二御大事一之由、西光法師父子讒奏之間、法皇大に逆鱗有て殊に重科を行べき由被二思召一けり。同六日撿非違使師房、使廳の下部二十餘人を相具して、白河高島の座主の御坊内に亂入て、狼藉古今に絶たり。軈當日に印鎰を御經藏へ奉レ渡。山門京都耳目を驚せり。衆徒谷々坊々に寄合々々私語けり。十一日七條の七宮覺快、天台座主に成せ給。是は鳥羽院の第七の皇子、故青蓮院大僧正行玄の御弟子なり。同日に明法へ被二尋下一宣旨狀云、

延曆寺前座主僧正明雲條々所犯事

火極とは火極と讀り、未來いかゞ有べかるらん、筆勢過たりとぞ笑ける。去ばにや、今かく亡ぬるこそ淺増けれ。

後にぞ思合ける。

○大極殿燒失事

樋口富小路よりすぢかへに乾を差て、車の輪程也ける炎、内裡の方へぞ飛行ける。これ直事非、比叡山より猿共が、松に火を附持下つゝ京中を燒拂ふとぞ人の夢には見たりける。神輿に矢立、神人宮司被ニ射殺一たりければ、山王嗔を成給、角亡し給けるにこそ。人恨神嗔、必災害成といへり、誠哉此言。大極殿は清和帝の御時、貞觀十八年四月九日燒たりけるを、同十九年正月三日、陽成院の御即位は豐樂院にてぞ有りける。元慶元年四月九日事始有て、同三年十月八日ぞ被ニ造出一たりける。後冷泉院御宇、天喜五年二月廿一日に又燒にけり。治暦四年八月二日事始有りて、同年十月十日棟上有りけれ共不レ被ニ造出一、後冷泉院は隱れさせ給にけり。後三條院の御時、延久四年十月五日、被ニ造出一行幸有りて宴會被レ行、文人詩を奉り伶人樂をぞ奏しける。今は世末に成、國の力衰て、又造出さるゝ事難もやあらんと、皆人歎合給けり。嵯峨帝の御時、空海僧都勅を奉て、大極殿の額を被レ書たり。小野道風見レ之大極殿には非、火極殿とぞ見えたる、

伶人—雅樂音樂を奏する人

照宣公—基經

さすのみこ—未然を豫知する義、陰陽師天一神をさすと云へば是より出でしならん

枇杷殿、一院京極殿、天の橋立に至まで、一字も殘らず燒にけり。まして其外家々は數を知ず、はては大内に吹附たりければ、朱雀門、應天門、會昌門、陽明、待賢、郁芳門、清涼、紫宸、大極殿、豐樂院、天透垣、龍の小路、殿上の小庭、延喜の荒海、見參の立板、動の橋、諸司八省までも皆燒亡びぬ。淺增と云も疎也。

○盲卜事

大炊御門堀川に、盲の占する入道あり。占云言時日を違ず、人皆さすのみこと思へり。燒亡と訇りければ、此の盲目何く候ぞと問。火本は樋口富小路とこそ聞と云。盲しばし打案じて、戲呼一定此火は是樣へ可レ來燒亡也、ゆゝしき大燒亡かな、在地の人々も、家々壞儲物共したゝめ置べきぞと云。聞者皆をかしと思て、樋口は遙の下、富の小路は東の端、さしもやは有べき、いかにと意得てかくは云ぞと問ければ、占は推條口占とて、火口といへば、燃廣がらん、富小路といへば、鳶は天狗の乘物也、小路は歩道也、天狗は愛宕山に住ば、天狗のしわざにて、巽の樋口より乾の愛宕を指して、筋違さまに燒ぬと覺ゆとて、妻子引具し資財取運て逃にけり。人嗚呼がましく思けれ共、燒て

融—嵯峨帝の皇子、東六條に河原院を建て泉石の美を極む

忠仁公—良房

貞仁公—仁は信の誤ならん、貞信公は忠平

者が申けるは、兵衞殿田舍へ御下向に、御肴に進べき物なし、便宜能是こそ候へとて、もとゞり切て抛出たり。又或者が、穴面白や、あれに劣べきかとて、耳を切て抛出す。又或仁思中には、大事の財惜からず、大事の財には命に過ぎたる者有まじ、是を肴にとて、腹掻切て臥ぬ。成田兵衞が、穴ゆゝしの肴共や、歸上て又酒飲事も雖有、爲成も肴出さんとて、自害して臥。家主の男思けるは、此者共かゝらんには、我身殘たり共六波羅へ被召出安穩なるまじとて、家に火さして炎の中に飛入て燒にけり。折節巽の風はげしく吹て、乾を指て燃ひろごる。融大臣鹽釜や川原院より燒そめて、名所卅餘箇所公卿家十七箇所燒にけり。染殿と申すは忠仁公の家也、正親町京極。小一條殿と申すは貞仁公の家とかや、近衞東洞院。染殿の南には、清和院。小二條欵冬殿と申は二條東洞院也、三條宮の御子、左の小藏宮とぞ申ける。照宣公の堀河殿、大炊御門、冷泉院、中御門の高陽院、寛平法皇の亭子院、永頼三位の山井殿、鷹司殿、大炊殿、押小路町の鴨井殿、六條院、小松殿、公任大納言の四條殿、良相公の西三條、高明御子の西宮、三條朱雀に、朱雀院、神泉苑、勸學院、奬學院、穀倉院、東三條近衞院、滋野井本院、小野宮、冬嗣大臣の閑院殿、北野天神紅梅殿、梅苑、桃苑、高松殿、中務の宮の千種殿、

植・字子建

三千の恥—衆徒三千人の辱しめ

八付—磔の當字

罧—水中に浸す

殺さんと思つゝ、弟を前に呼居て云けるは、汝七歩が間に詩を造、不然者速に汝を可殺と聞えければ、陳思死を逃んが爲に、文帝の前を立ちて七歩しける間に、煮豆燃豆萁、豆在釜中泣、本是同根生、相煎何太急と云たりけれ。文帝感之弟を許し、厚斷金兄弟の昵を成けり。是を七歩の才といへり。陳思王は七歩の詩を造つて一生の命を助け、時忠卿は兩句の筆に依て三千の恥を遁たり。誠に時の災をまぬかるゝ事、藝能に過たるはなかりけり。

○京中燒失事

四月廿八日亥刻に、樋口富小路より燒亡あり。是は神輿を奉振とて狼藉に及ぶ武士七人禁獄之內、十禪師の御輿に、矢を射立進らせける成田兵衞爲成と云者は、小松殿の乳人子也、ことに重科の者也。衆徒の手に給て、唐崎に八附にせん罧にせんなど訴申ければ、小松殿よりとかく山門を被宥て、禁獄をも乞免し、伊賀國へ流せとて所領へ下遣けるが、今日の晩程に、遺惜まんとて、同僚共が樋口富小路なる所に寄合ひて酒盛しけり。酒は飲ば醉習なれ共、各物狂しき心地出來て、成田が前に杯の有ける時、或

交名―呂巻に出づ

事柄―光景

魏文帝―曹操の子曹丕

陳思王―曹

今日宣下訖、以二此旨一可レ令レ披二露山上一給之由所レ候也、恐々謹言。

四月二十日　　権中納言藤原光能

執當法眼御房へとぞ有ける。

追書に云、禁獄官兵等之交名、山上定令二不審一候歟、仍内々委相二尋尻附交名一通、所レ被二相副一候也、平利家字平次、是は薩摩入道家季孫、中務丞家資子、同家兼字平五、故筑後入道家貞孫、平田太郎家繼子、藤原通久字加藤太、同成直字十郎、是は右馬允成高子、同光景字新次郎、是は前左衛門尉忠清子、成田兵衛尉爲成、田使俊行、難波五郎と注したり。

衆徒取廻々々見レ之。事柄よかりければ、逃隱たりつる侍も雜色も、此彼より出たりけり。時忠卿則下洛して參內、事の次第一々に被二奏聞一けり、ゆゝしくぞ聞えける。後に大衆口々に申けるは、哀能はいみじき者かな、此時忠が五言四句の筆のすさみを以て、三千一山の憤を平げつゝ、雖レ逃虎口を遁て、見るべき身の恥を逃ぬるこそ有難けれと感じけり。昔大國に魏文帝と云御門御座けり。其弟に陳思王と云ふ人あり。同母の兄弟にて、蘭菊の契深かるべかりけるに、何事の隔有けるやらん、兄の文帝、陳思王を惡で

當色―其歳の生氣の方の色を云ふ吉方の色

引張―引捕へて髪を切り湖水にはむる事

納言時忠卿、其時は中納言にて御座けるが、本より心猛勇る人にて、亂の中の面目とや被レ思けん、侍十人花を折て裝束し、雜色共人に至るまで當色きせて出立給へり。山上には、時忠登山あらば、速にもとゞりを切、湖水にはめよなんどと僉議すと聞り。時忠卿既に有二登山一。實に衆徒の瞋れる氣色面を向べき樣に非、只今可レ會レ事體也ければ、供に有つる侍も雜色も、大床の下御堂の陰に忍居たり。時忠卿は少も騷給はず、大講堂の庭に進出て、懷中より矢立墨筆取出して、所司を招硯に水入、疊紙に一筆書てぞ給たりける。所司狀を捧て大衆の前ごとに披露す。其詞に云、衆徒致二濫惡一者、魔緣之所行、明王加二制止一者、善逝之加護也とぞ書たりける。大衆各見レ之、理なれば不レ及二引張一、還優に書れたる一筆かなと、稱美讚嘆に及び落涙する衆徒も多かりけり。其後師高解官配流の宣旨を取出て披露あり。

今月十三日叡山衆徒、舁二日吉社、感神院等之神輿一、不レ憚二勅制一、亂二入陣中一、發警固之輩、相二禦凶黨一之間、其矢誤中二神輿一事、雖レ不レ圖何不レ行二其科一、宜下仰二撿非違使一、召二平利家、同家兼、藤原通久、同成直、同光景、田使俊行等一、給中獄所上者也、從五位上加賀守藤原朝臣師高解官流罪尾張國、目代師經流罪備後國、奉レ射二神輿一官兵七人禁獄事者、

圓融十乘—圓は四の誤、一心三觀の上に一種の觀法を附加して十乘又十重とも云ふ
上綱—首座の僧

人恨神怒れば災害必成といへり。天下の大事に及なんと、心ある者は上下皆歎恐けり。四月十四日に、大衆なほ可レ下ニ洛一之由聞えければ、夜中に主上腰輿に召て、院御所法住寺殿へ行幸、内大臣重盛以下の人々、直衣に矢負て供奉せらる。軍兵御輿の前後に打圍て雲霞の如く也。中宮は御車にて行啓、禁中何と無く周章騷、男女東西に走迷へり。關白以下大臣公卿殿上の侍臣皆馳參りけり。聖斷遲々の間、衆徒多矢にあたり、神人殺害に及上は、神輿の殘四社を奉ニ振下一、七社の神殿、三塔の佛閣一宇も不レ殘燒拂、山野に交るべし、悲哉西光一人が姦邪に依て、忽に圓融十乘の教法を亡さん事をと、三千の衆徒僉議すと聞えければ、當山の上綱を召て、可レ有ニ御成敗一之旨依レ被ニ仰下一、十五日勅定を披露の爲に僧綱等登山しけるを、衆徒瞋を成て、水飲に下向て追歸す。僧綱色を失て逃下。

○師高流罪宣事

廿日加賀守師高解官、尾張國へ流罪由被ニ宣下一。上卿は權中納言忠親卿也。此宣旨を以、急登山して、山門騷動を可レ鎭之由仰けれ共、衆徒の蜂起に恐て登山せんと云人なし。平大

對捍―抵抗

倶舍頌―倶舍論頌を云ふ

陵礫―凌ぎ犯し辱しむ

頂被レ附二天台兩門一之旨、被二仰下一畢。崇德院御宇、保安四年七月十八日、忠盛朝臣、神人殺害事に依、三聖並三宮奉レ下二神輿一。官軍川原に馳向ひ禦ぐ間、神人等神輿を奉レ捨分散す。大衆數百人感神院に引籠て官軍と合戰に及。同御宇保延四年四月廿九日、賀茂の社領住人、日吉馬上對捍の事に依て、八王子、客人、十禪師三社の神輿を仙洞鳥羽院へ奉レ振。卽時に裁許有りければ、大衆歸山の次いで、鴨禰宜住宅を破却しけり。近衞院御宇、久安三年六月廿八日、淸盛朝臣郎從依二神人殺害事一、三社の御輿を陣頭に奉レ振。同日に忠盛可レ被二配流一之由被二仰下一畢。二條院御宇、永曆元年十一月十二日、菅貞衡朝臣息男資成、依二有智山僧坊燒失事一、三社の御輿を仙洞へ(後白川院)奉レ振。當日貞衡解官資成流罪、安樂寺住僧六人禁獄之由、右大辨雅賴を以つて大衆の中へ被二仰下一。大衆不日の勅裁を悅豫して、倶舍頌を誦して歸山畢、やさしかりける事也。高倉院御宇、嘉應元年十二月廿二日、尾張國目代政友、依二平野の神人陵礫の事一、三社の神輿を奉レ振二大内一、裁報遲々の間、御輿を南殿に向奉二振居一。同廿四日成親卿解官配流、備中國政友、禁獄之由被二宣下一畢。神輿下洛の御事、代々及二六箇度一、毎度に武士を召て被レ禦けれ共、御輿に矢を進る事はなかりき。今度の御輿に矢の立事、亂國基歟、淺間しと云も疎也。

圓宗—天台宗

上一人—天皇

尊勝寺—六勝寺の一

申は、拘留尊佛の時、天竺の南海に、一切衆生、悉有佛性と唱る波立て、東北方へ引けるに、彼波に乘て留らん所に落附んと思食けるに、遙に百千萬里の滄路を凌て、小比叡の杉下に留らせ給けり、其後天照大神天の岩戸を開、天御鉾を以て海中を捜せ給しに、鋒に當人あり、誰人ぞと尋給ければ、我は是日本國の地主也とぞ答給ける、昔天地開闢の初の、國常立の尊の天降給へる也、此神日吉に顯給けるには、三津川の水五色の浪を流しけり、されば我朝は、大比叡小比叡とて大宮二宮の御國也、迹を叡山の麓に垂て、威を一朝の間に振、圓宗守護之靈神、王城鎭護之靈社也、依之代々の歸敬是深、世々の崇信不淺、四海之甲乙掌を合、諸國之男女歩を運べり、係る目出き神輿を塵灰に蹴立て、白晝に雜人共に交奉り入奉らん事、其恐侍るべしと奏申たりければ、上一人より奉始、當參の卿相雲客、隨喜の涙を流して、渇仰の袖を絞けり。仍及晩陰祇園社へ奉入。神輿に立所の矢をば、神人を以て拔せられけり。山門の大衆訴訟を致す時、聖斷遲々の間、神輿を下し奉事度々に及べり。

鳥羽院御宇嘉承三年三月三十日、尊勝寺灌頂の事に依、一社八王子客人神輿、下松まで下給へり。可有裁許之由、卽時に被仰下ければ、其夜御歸座、四月一日彼寺灌

磯城島金刺宮—欽明帝、刺は刺の誤
大津宮—天智帝
提婆品—法華經廿八品の一

出して、
高きやに上りて見れば煙たつ民のかまどはにぎはひにけり
と、かゝる目出き我山也、係目出き垂跡也、下洛實不レ輙、衆徒の憤叡慮に通する時、神輿必入洛あり、急可レ有二裁許一哉。

○山王垂跡事

凡山王權現と申は、磯城島金刺宮即位元年、大和國城上郡大三輪神と天降給しが、大津宮卽位元年に、俗形老翁の體にて、大比叡大明神と顯給へり、大乘院の座主慶命、山王の本地を被二祈申一けるに、御託宣に云、此にして無量歲佛果を期し、是にして無量歲群生を利すと仰ければ、座主提婆品の我見釋迦如來於無量劫、難行苦行積功累德、求菩薩道未曾止息、觀三千大千世界、乃至無有如芥子許非是菩薩捨身命處と云文に思合て、大宮權現ははや釋尊の示現也けり、されば我滅度後於末法中、現大明神廣度衆生とも仰られ、汝勿帝泣於閻浮提、或復還生現大明神とも慰給けるは、日本叡岳の麓に、日吉の大明神と垂跡し給べき事を說給ひけるにこそと、感淚をぞ流されける、地主權現と

彌山の南方にあり、諸佛此州にのみ出現す、卽ち現世界なり

觸穢―親族中に死者ある者は皆觸穢也

病即消滅不老不死と說り、一乘法花を轉讀して、七社權現に祈誓せば、何どか勝利なからんやと云大衆あり、或云、七難を滅して七福を生じ、不祥を退、天殃を拂はんが爲に、佛護國の法を說給へり、然者仁王經を轉讀講尺此時に當れりと云ければ、此義最然べしとて、三千衆徒一七箇日、山上三塔の諸堂にして、一萬部の仁王般若を轉讀して、供養を山王の寶前にて遂けり、飢饉に責られ疫癘に侵れて、親に後る子、恩德の高き淚を流し、子を先立る親、哀愍の深き袖を絞る、兄弟夫婦互に別亡ければ、京中も田舍も皆觸穢にて社參の者なし、折節四月上旬にて、導師說法の終に、卯月は神の月なれども、再拜と云人もなく、八日は藥師の日なれども、南無と唱る聲もせず、緋の玉垣地に倒、青葉の榊も不差けりとしたりければ、三千の衆徒一同に墨染の袖をぞ絞りける。神明御納受有ければ、即夜に帝の御夢想に、比叡山より天童二人下て、左手に瑠璃の壺を持、右の手に榊の枝を持て、榊を壺の水に指入て、京中邊土の病者に灑ければ、家々より青鬼赤鬼いくらと云ふ數を知ず出てさると叡覽あり、打驚御座て、朕が歎衆徒の祈、佛神に感應して、無爲の代に成ぬるにこそと御感有て、說法の草案を被召、御衣の袖をぞ絞らせ給ける、いつしか民の煙もにぎはひ、烟絶せぬ御代に改たりければ、古歌を思食

惠亮―信濃の人幼より叡山に登り貞觀元年に寂す

尊意―京都の人延長中叡山座主となり天慶三年寂す

延喜帝―醍醐天皇

閻浮提―須

卿各被レ申ければ、未刻に及で、彼社の別當權大僧都澄憲を召て、神輿を可レ奉レ迎入一由仰含けり。澄憲畏って奏申、我山は是日本無雙之靈地、鎭護國家之道場也、我神は又和光垂跡之根元、效驗揭焉之明神也、日吉の神威異二于他一、山門の效驗勝二于世一、惠亮腦を摧て、清和位に卽給、尊意劍を振て、將門終に亡にき、神は又あくまで一乘の法味をなめて、感應風雲よりも速に、獨百神の化導に秀、賞罰日月よりも明なり、住吉明神の託宣云、天慶年中に凶賊を誅する陣には、我大將軍にして、山王副將軍たり、康平年中の官軍には、山王大將軍として、我副將軍たりきと、依レ之代々の聖主、一山驗德を憑、世々の臣公七社の冥鑒を仰、神の神たるは人の禮に依つて也、人の人たるは神の加護に任せたり、而を今度朝儀遲々の間、神輿入洛に及、尤恐思召べき事也、傳聞延喜帝の御宇に、飢饉疫癘起て、天下に餓死する者多し、帝民の亡るを歎思食て、我山に仰附て可レ祈止一之由勅定あり、三塔會合して、僉議區也、雨を祈雨を降し、日を祈て日を耀す事非レ無二先例一、而に普天の飢饉四海の疫癘、いかゞ有べきと云大衆あり、或云僻申せば勅命を背に似たり、領掌すれば先蹤なしといへ共、皇王を守護し夷狄を降伏し、天災を除地夭を轉ずる事、我山萬山に勝たり、況閻浮提人病之良藥、若人有病得聞是經、

面摸—假面

ひた頭直面にて—何等の扮裝をもなさずして

先王の舞を舞なるには、面摸の下にて鼻をにかむる事に侍る也、三塔の僉議と申事は、大講堂の庭に三千人の衆徒會合して、破たる袈裟にて頭を裹、入堂杖とて三尺許なる杖を面々に突、道芝の露打拂、小石一づつ持、其石に尻懸居並るに、弟子にも同宿にも、聞しられぬ樣にもてなし、鼻を押へ聲を替て、滿山の大衆立廻られよやと申て、訴訟の趣を僉議仕に、可然をば尤々と同ず、不可然をば此條無謂と申、假令納定なればとて、ひた頭直面にては爭か僉議仕べきと申上れば、法皇先興に入せ給、早々罷歸て山門にて僉議するらん樣に出立て、急參て僉議仕れと被仰下、豪雲宿坊に歸て、同宿共には袈裟にて裹頭、童部には直垂の袖にて頭裹せて、三十餘人引具して、御前の雨打の石に尻係て並居たり。豪雲己が鼻を押へて、大衆立廻られよやと云て、我訴訟の趣を、事の始より終まで一時が程こそ申したれ。同宿共兼て存知の事なれば、尤々と訴訟其謂あり、道理顯然也、早可被經奏聞、聖代明時之政化、爭か無御裁許哉と申たりければ、法皇御興有て、則被仰附たりけるとかや。係者也ければ、さしもの亂の折節に、僉議して賴政難を遁たり。藏人左少辨兼光仰を承て、先例を大外記師尚に被尋ける上、院の殿上にて、公卿僉議あり。保安の例とて、神輿を祇園社へ可奉渡之由、諸

門々—宮城の正門十二あり、外に上東上西の二小門あり

と秀歌仕たりけるやさ男、さる情深き名仁ぞや、首を山王に傾て、年久掌を衆徒に合せて降を乞、嗷々無情門々端多し、頼政が申狀に隨はるべき歟哉と罵ければ、大衆尤々と同じて三社の神輿を舁返し、東面の北の端、陽明門をぞ破ける。此門をば重盛の軍兵ぞ固たりける。警固の武士は神輿入たてまつらじと支たり。大衆神人は陣頭を押破らんとしける程に、以外に狼藉出來て、官兵矢を放。其矢十禪師の御輿に立。神人一人宮仕一人射殺さる、蒙疵者も多かりけり。神輿に矢立神民殺害の上は、衆徒音を揚てをめき叫事夥し。見聞の貴賤も身毛立ばかり也。大衆は神輿を陣頭に奉振捨、なくなく本山に歸のぼりぬ。

抑豪雲と云は、二品中務親王具平七代の孫、民部大輔憲政が子也けり。訴訟の事有て、後白川法皇の御所に參ず。折節法皇南殿に出御有て御座、いかなる僧ぞと御尋あり。山僧攝津竪者豪雲と申者にて侍と奏したり。法皇被仰下けるは、實や和僧は山門僉議者と聞召す、己が山門の講堂の庭にて僉議するらん樣に只今申せ、訴訟あらば直に可被裁許と。豪雲蒙勅定、頭を地に傾畏て奏しけるは、山門の僉議と申事は、異なる樣に侍り、歌詠ずる音にもあらず、經論を說音にも非ず、又指向言談する體をもはなれたり、

名にても候はんずれ、角巾を押て入せ給はゞ、賴政今日より弓箭を捨て、命をば君に奉り、骸を山王の御前にて曝べしと申せと候とて、太刀のつか碎けよと握らへて立たり。大衆聞ㇾ之、若衆徒は何條是非にや及べき、唯押破て陣頭へ奉ㇾ入と云けるを、物に心得たる大衆老僧は、さればこそ子細有らんと思つるにとて、奉ㇾ抑ㇾ神輿ㇾ僉議しけり。

○豪雲僉議事

其中に西塔の法師に、攝津竪者豪雲と云者あり、惡僧にして學匠也。詩歌に達して口利也けるが、大音擧て僉議しけるは、大内の四方門々端多し、强に北陣より非ㇾ可ㇾ奉ㇾ入、就ㇾ中彼賴政は、六孫王より以來、弓箭の藝に携て、代々不覺の名をとらず、是はその家なればいかゞせん、和漢の才人風月の達者、かたゞゝ優の仁にて有なる者を。

○賴政歌事

實や一とせ近衛院御位の時、當座の御會に深山見ㇾ花と云ふ題給はりて、
深山木のその梢ともみえざりし櫻は花にあらはれにけり

竪者—律者
六孫王—源經基
風月の達者—風流文雅の達人

ける物

五枚甲—鉢付の板より菱縫の板迄五枚ある甲

宿赭白毛—月毛の馬の稍赤色を帯びたる毛色

小櫻を云々—小櫻革を萌黄地にして櫻のみを黄染したる物

軍角しける上は、家子も郎等も各下馬して拝みけり。大衆見レ之子細有らんとて、暫神輿をゆらへたり。頼政は丁七唱と云者を招て、子細を含て大衆の中へ使者に立。唱は小櫻を黄に返たる鎧に、甲を脇に挟み弓を平め、神輿近参寄、敬屈して云、是は渡部黨、箕田源氏綱が末葉に、丁七唱と申者にて侍、大衆の御中へ可レ申とて、源兵庫頭殿の御使に參て侍、加賀守師高狼藉の事に依、聖斷遲々之間、山王神輿陣頭に入せ給べき由、其聞有て公家殊に騒驚き思召、門々を可二守護一之勅旨定を蒙て、源平の官兵四方の陣を固る內、達智門を警固仕、昔は源平勝劣なかりき、今は源氏においては無レ力如し、頼政纔に其末に殘て、たまく綸言を蒙、勅命背き難ければ此門を固むる計也、然共年來醫王山に首を傾奉て、子孫の神恩を奉レ仰、今更神輿に向奉て、弓を引可レ放レ矢ならねば、門を開て下馬仕、引退て神輿を可レ奉レ入、其上纔の小勢也、衆徒を禦奉るに及ず、此上は大衆の御計たるべし、但三千の衆徒神輿を先立て奉り、頼政尫弱の勢にて固て候門を、推破奉レ入ては、衆徒御高名候まじ、京童部が弱目の水とか笑申さん事をば、争か可レ無二御憚一、東面の北の脇陽明門をば、小松内大臣重盛公、三萬餘騎にて固らる、其より入せ御座べくや候らん、さらば神威の程も顯れ、御訴訟も成就し、衆徒後代の御高

散米—神佛に捧ぐる洗米

品皮威—齒朶革藍地に二枚の齒朶を白く染拔

今年改元有りて治承元年といふ。

○山門御輿振事

治承元年四月十三日辰刻に、山門大衆日吉七社の神輿を奉レ莊、根本中堂へ振上奉、先八王子、客人權現、十禪師、三社の神輿下洛有、白山、早松の神輿、同振下奉、大嶽水呑不動堂、西坂本、下松、伐堤、梅忠、法城寺に成ければ、祇園三社、北野京極寺末社なれば、賀茂川原待受て、力合て振たりけり。東北院の邊より神人宮仕多來副て、手を扣音調てをめき叫ぶ、貴賤上下走り集つて之を拜し奉る。法施の聲々響レ天、財施の散米地を埋みたり。一條を西へぞ入らせ給ひける。まだ朝の事なれば、神寳日に耀きて、日月地に落ち給へるかと覺えたり。源平の軍兵依レ勅命レ四方の陣を警固す。神輿堀川猪熊を過ぎさせたまひて、北の陣より達智門をこゝろざしてぞふり寄せたてまつる。源兵庫頭賴政は、赤地錦直垂に、品皮威の鎧著て、五枚甲に滋籐の弓、廿四指したる大中黑の箭負て、宿赭白毛馬に白伏輪の鞍置て乘り、三十餘騎にて固たり。神輿旣に門前近く入せ給ければ、賴政急下馬す。甲を脱弓を平め、左右の臂を地に突、頭を傾け奉レ拜。大將

よくゆゝしき人にて御座しか共、事の急に成けるには、御命を惜給けり、誠に惜べき御齡也。未四十にだにも成せ給はず、何事も先世の事と申ながら、親に先立せ給ふ御怨も哀也し御事也。されば昔も今も山門の訴訟は恐しき事也、大衆憤をなし、山王の衆徒を育御座事雖二默止一と申傳たり。中宮大夫師忠、奸邪の詞を出さずば、かゝる大事にや及べき、江中納言匡房卿の大に被二歎申一けるも思知るゝとぞ申しあへりける。關白殿薨去の後、八王子と三宮との神殿の間に磐石あり。彼石の下に、雨の降夜は常に人の愁吟する聲聞えけり。參詣の貴賤あやしみ思けり。餘多人の夢に見けるは、束帶したる氣高上臈の仰には、我はこれ前關白從一位内大臣師通也、八王子權現我魂を此岩の下に籠置せ給へり、さらぬだに悲、雨の降夜は石をとりて責押に依て、其苦み難レ堪也とて、石の中に御座とぞ示給たりける。星霜やう〳〵經程に、今は愁吟の音絶にけり。人の夢に、我久磐石の下に被二籠置一たりつれ共、長日の法華講經の功力に依相助り、都卒天宮に生たりと告られけり。さてこそ磐石の重き苦の御音もなかりけれ。惡樣に申勸まゐらせたりける中宮太夫師忠も、幾程なくして失にけり。禰宜友實を射たりける中務丞頼治自害して、一類も皆亡びけり。神明罰二愚人一とは此の事にや、申すも中々疎なり。

都卒天宮―須彌山の頂上十二萬由旬の高處にあり、人間四百歳を一晝夜とす

る

渡庄―祖先傳來の庄園

互に見ぬ―病人を中にしては前後侍座人お互の顔も見えざる也

しえ―潰ゆ

いえさせ給て、御心地本復せさせ給ければ、紀伊國川中庄は、殿下渡庄也けれ共、八王子に御寄附あり。依之問答講とて今に退轉なし。其後中二年有て、承德二年六月廿一日に、關白殿本の御髪際に又惡瘡出きさせ給へり。兼て御託宣有しかば、今は一筋に後世の御營有けるが、同廿八日、大殿に先立給て薨じ給ふ。御年三十八、未盛の御事也。京極の前大相國師實公の長男、御母は右大臣師房御娘也。才幹拔粹にして、容貌端正に御座し上、時の關白に御座しかば、百官袂を絞り、萬庶悲を含り。まして父の大殿、北政所の御心中、たゞ推量べし。此御病は御髪際に出て、惡瘡にて大に腫させ給へり。御看病に伺候したる輩、立烏帽子を著て前後に侍りけるが、互に見ぬ程に大に高腫させ給たれば、入棺可奉葬送御有樣にも非ず。父の大殿是を御覽じて、御涙に咽ばせ給ながら、御行水召れて、春日大明神を伏拜せ給て、子息師通山王の御咎とて世を早し候ぬ。いかに春日明神は、思食捨させ給けるやらん、但定業限あらん命、今は力及侍らず、かゝる淺間敷有樣にて、恥隱べき樣なし、此後の氏人氏人たるべきならば、此姿を本の形に成給へ、最後の孝養仕んと、泣々口說給けるこそ哀なれ。御納受有けるにや、忽に御腫のしえさせ給て、入棺事畢にけり。關白殿はさこそ御心も猛、理つ

法花講―法華經轉讀の法會など云ふ、八講會には非ず

一乘―法華

社司射殺され、山上山下叫聲、我身の上の歎也、禰宜友實が頼治に被射たりし疵は、我身に立たる也、血出して見せんとて、肩を脱たりければ、脊の中に疵あり。疵の中より血の出事夥し。此上はいかに祈申させ給共、助奉らんとはえ申さじとて、如元舞乙づ。參詣の道俗男女御子宮司、身の毛竪てぞ覺ける。北政所も忍て御身をやつし、宮籠の中に御座けるが、つく〲聞食之悶絶して、地に倒もだえ焦給けり。何習はせ給たる御事にあらね共、責の御子の悲さに、徒跣にて御足の欠損ずるをも顧させ給はず、御參有けるに、角聞召けん御心中、被推量哀也。心地觀經に、悲母恩深如大海と說給へるも、今こそ被思知けれ。北政所は泣々又御心中に、一の願を立させ給けり。良久有て彼童神子申けるは、既に上らせ給はんとしつるに、北政所重て御心の底に、一の願を發給へり、長命までこそ叶はず共、半年一年也共今度の命を助け給へ、八王子の御前にて毎日法花講行て、法樂に備へんと也、此間樣々の御願有といへ共、一乘の法味は飽思召事なし、聞ども〲彌めづら也、何の願よりも目出ければ、三年の命を奉る、其後は我を恨と思召な、必死決定とて權現上せ給にけり。北政所御所に歸入せ給て、此御物語有ければ、上下萬人身の毛立てぞ覺ける。御託宣聊もたがはせ給はず、御腫物

宮籠—宮籠りせる人の義に云へり

けり。出羽の羽黒より上りたる身吉と云童御子の籠たりけるが、十禪師の御前にて、俄に狂出でて舞乙でけるが、暫有て死入けり。何者ぞ門外へ舁出せと云けるに、事の樣を見よとて、大庭に舁居て守レ之、やゝ在て走出で舞乙。人奇特の思を成處に、汗押拭申けるは、衆生等憒にきけ、我には十禪師權現乘居させ給へり、我御前には攝政の御母儀、大殿の北政所、七箇日御參籠有て、心中に三の御願あり、攝政山王の御とがめとて、親に先立て世を早し給はんとす、今度の命を助させ給候はば、一には八王子の御前より二宮樓門まで、渡廊造連て可レ進、大衆參社之時、雨露之難を除かんため也、二には五人の姫君に、御前にて芝田樂躍せて、可レ奉レ見と也、此事こそ哀に思食せ、女御后にもといつきかしづき、玉簾錦茵に勞奉て、あたにも出入給はぬ姫君達を、一人の子の悲さに、角思召こそ糸惜けれ、三には自都の住居を捨て、御輿の下殿に候ふ宮籠に相交て、唐崎より白砂を千日運て進せんと也、太政大臣家の北政所として、此態已に命を捨給程の御事也、此三の御願は、七社權現の外に人不レ知レ之、眞に爭知べき、親子の昵恩愛の情こそ神慮も悲思し食とて、左右の袖を顏に當て、はら〳〵とこそ泣たりけれ。暫有て、母の子を思ふ志助ばやと思召ども、世に安かりし訴訟を大事に成、所司

一搩手半—母指と中指とを張りたる長さに其半を加へたる長さ

驊騮駼駬—周穆王八駿の一、こゝには單に良馬の義

廊の御神樂—寺社の庇の間にて御神樂を寄進する事

○殿下御母立願事

父の大殿の御母儀、北政所の御歎不ㇾ斜、かたぐ御祈始らる。一搩手半の藥師如來像、延命菩薩像各一體、又等身藥師一體、造立供養あり。日吉社にして、千僧供養あり。又同社壇にて、十箇日の千座千僧の仁王講被ㇾ行、又一切經竝金泥の法華經書寫供養あり。澄禪法印を以つて被ㇾ啓白。又根本中堂にして、藥師經轉讀あり。其外諸寺諸社にして、貴僧高僧に仰せて樣々御祈有ける上に、驊騮駼駬の類、金銀幣帛の貢り、神社佛寺に被ㇾ送進けれ共、御心地いよ〳〵重くならせ給ければ、又丈六の藥師七軀、阿彌陀如來一體造立あり。除病延命の御祈は、御志を盡し御座けれ共、更に御驗なし。父京極の大殿、憑なき御有樣を御覽じて、二紙の願書をあそばして、日吉社にて可ㇾ被ㇾ啓白之由仰て、天台座主へ被ㇾ送進。其願書に云、日吉社にて臨時の祭を居、百番の御子の渡物、百番の一物、百番の流鏑馬、百番の競馬、百番の相撲、廊の御神樂、三千人の衆徒に、毎年の冬衣食の二事十箇年連いて可ㇾ送となり。され共いよ〳〵重らせ給ければ、御母儀北政所忍て御參社有て、七箇日御參籠あり、三の御願を立給へり。是をば人知ざり

名、内道場に供奉する者

稚い竹馬の昔より、生立たる友實と知ながら、諸物に合て腰格し給殿に鏑矢一放給へ、大八王子權現とぞ申ける。其上禰宜友實を八王子の拜殿に舁入て、社官神女等手を扣聲を舉て、關白殿を咒咀しけるこそ、聞も身の毛竪けれ。山王權聞食入させ給けるにや八王子の御神殿より鏑箭鳴出でて、王城を指て鳴行くとぞ諸人の耳に聞えける。係りければ大衆は神明も力を合給にこそとて、離山を止て七社の神輿を莊奉りて、根本中堂振上奉り、關白殿を咒咀しけるこそ恐ろしけれ。神輿の御動座是ぞ始也ける。權中納言匡房は、和漢の才幹世にゆるされ、廉直の政理に私なき人也。此事大に歎申給へり。師忠惡樣執申さずば、關白御愼あらんや、關白穩治に下知し給はずば、神明御恥に及給ふべしや、讒臣亂國といへり、爲世爲人に哀亡國の基かなとぞ宣ける。去る程に關白殿御夢御覽じけるこそ恐ろしけれ。比叡大嶽頽割て、御身に係ると覺え、打驚給て淺増と思召處に、又うつゝに東坂本の方より鏑矢の鳴り來つて、御殿の上に慥に立とぞ被聞召ける。御青侍を以て被見ければ、寢殿の狐戸に、しでの附たる青榊一本立ちたりけるこそ不思議なれ。關白殿は夢も現も山王の御祟、恐ろしく被思召ける程に、御髮際に惡瘡出來させ給へりと披露あり。牛馬巷に馳違、輿車門前に多し。

社を上中下の三に區分していふ

僧綱—寺院を統括する僧官の總稱

大講堂—比叡山東塔の大建築物

供奉—僧職

を倒しける故に、事出來て山門の久住者圓應被殺害けり。此事訴申さん爲に、同十月廿四日、山門衆徒社司寺官等を以捧解狀、卅餘人下洛之由風聞あり。武士を川原へ被差向て禦けれ共、押破て陣頭へ參。中宮大夫師忠が申狀に依、時の關白師道後二條殿、中務丞賴治と云侍を召て、只法に任て可禦也と仰含られければ、賴治承て興有事に思散々に禦。疵を蒙る神民六人、死する者二人、禰宜友實が背に矢立ける上は、社司も寺官も四方に迯失にけり。神慮誠難測ぞ覺ける。猶子細を爲奏聞とて、一山の僧綱等下洛しけれ共、武士を西坂本へ差遣被禦しかば、空く歸登。同廿五日に大衆大講堂の庭に會合僉議して云、我山は是日本無雙の靈地、國家守護の道場也。而子細奏聞の使をば被追返、寺官社司は被射殺ぬ。此上は當山に跡を止て何にかせん、中堂講堂已下諸堂、大宮二宮以下の諸社灰燼と成て、各有緣の方へ赴べしとて、三千の樞を閉修學の窓を塞離山しけるが、最後の名殘を惜み、三山の參詣を遂、伽藍の御前に跪きては、叡慮の恨しき事を申、橫川の御廟に參ては、離山袖をぞ絞ける。角て三千の衆徒東坂本に下七社の寶前にして、眞讀の大般若あり。社々にて中上有ける內、八王子の御前にて、仲胤法印いまだ供奉にて御座しけるが、啓白の導師として高座に上り說法して、敎化の詞に云、榮

御おこたり申す—謝罪す

非據の亂訴—理由もなき亂暴なる訴へ

七社—山王附屬の廿一

畏罪不言、下の情不通、上に此悲之大也と云事あり、去ば各口をぞ閉たりける。後朱雀院御宇、長暦年中に、宇治關白賴通公の吹擧に依、三井の明尊僧正、天台座主に被補之時、山門の衆徒關白殿に訴申刻、衆徒と軍兵と忽に動亂及けり。此事の張本と號して、賴壽、良圓兩僧都罪名を被勘ける程に、主上御惱の事あり。樣々御祈有けるに、山王託宣して云、吾は是惡靈に非、死靈に非、根本叡山の主也、內一乘の敎法を味て壽とし、外に三千の僧侶を養て子とする神也、去し春山僧等不慮の殃にあへり、此事訴へ申さん爲に、玉體に奉近也とありければ、御賴壽良圓が罪名を被宥つゝ、樣々の御おこたり申させ給けり。白川院は賀茂川の水、雙六の賽、山法師、是ぞ朕心に隨ぬ者と、常は仰の有けるとぞ申傳たる。鳥羽院御時、平泉寺を以て園城寺へ被附由、其聞え有しに、山門の衆徒騷動して、奏狀を捧て訴申。非據之亂訴也けれ共、院宣には歸依不淺、遂に以非爲理所被裁許也とぞ被仰下ける。堀川院御宇、寛治四年に大藏卿爲房を哀みさゝへさせ給けるに、江中納言匡房被申けるは、三千の衆徒、七社の神輿を陣頭に奉振訴申さん時、君はいかゞ可有御計と奏申ければ、實に難默止事也とぞ仰ける。同帝御宇、嘉保二年に伊豫入道源賴義が子に、美濃守義綱朝臣、當國の新立の庄

御上を云へり

面は猿―猿は山王の使者也

客人の宮―上七社の一つ

叡辻の神主が夢に見たりけるは、戸津比叡辻の浦に、いみじく飾尋常なる船七艘有。日中なるに篝を燃す。舟ごとに狩衣に玉襷あげたる者の、北へ向て舟を漕、いかなる人の御物詣ぞと問ば、白山權現の神輿の御上洛之間、御迎にとて山王の出させ給御舟也と申。角云者の姿をみれば、身は人、面は猿にてぞ有ける。打驚たれば汗身にあまれり。不思議やと思立出て、四方を見渡せば、此山より黒雲一叢引渡、雷電ひゞきて氷の雨ふり、能美の山の峯つゞき、鹽津、海津、伊吹の山、比良の裾野、和爾、片田、比叡川、唐崎、志賀、三井寺に至るまで、皆白平に雪ぞ降。十四日の子時には、客人の宮の拜殿へ奉入。客人の神明は、金の扉を押開、早松の明神は、錦の帳を卷揚て、御訴訟の有樣御物語もや有らんと身の毛竪てぞ覺えける。三千の衆徒踵を繼、禮拜袖をぞ列ける。係ければ、山門大衆奏狀を捧て、國司師高を被流罪、目代師經を可被禁獄之由度々奏聞に及びけれ共、更に御裁許なかりけり、太政大臣已下さも可然公卿殿上人、哀とく御裁許有べき物を、山門の訴訟は昔より他に異也、大藏卿爲房、太宰帥季仲卿は、朝家の重臣也しか共、大衆の訴訟に依て被流罪き、況師高、師經等が事は、物の數にや有べき、子細に及ぬ事也と、内々は私語申けれ共、言に顯て奏聞の人なし。理や大臣重祿不諫、小臣

加賀國溫河燒失事

右非白山々門之末寺之由、在廳雖令申、大衆強訴申出、依令申給、目代師經可被行罪科、仰依大衆之語號末寺、致無道濫訴、恣動神輿、欲企猥濫、惡僧張本二人、南陽房明惠、卑道房生蓮、慥令召進可被尋問子細者也、依御氣色上啓如件。

三月九日　　右京大夫泰經

謹上、山座主僧正御房とぞ有ける。寺官依貫首の御下知、一山三院に披露しけれ共、是を用ず、則其夜大講堂の庭に三塔會合して僉議して云、上之爲上依下之崇敬、下之爲下守上之威應、千里駒非每不行、揚寶雀離母不飛云事あり、然者末社の訴訟不可疎、末寺の僧侶不可苟、末寺として既に本山を憑、本山爭末寺を棄ん、就中神輿旅宿に御座、空本社に還御あらば、白山面目を失、神慮尤難測、早本末力を一にして、神輿を迎へ奉り、佛神威を垂給はば、豈無裁許哉と云ければ、尤々と同じけり。佛光以下の輩悦て、十一日に山を立て、十二日に敦賀津に著。僉議の趣披露しければ、白山の衆徒等勇悅で、十三日に神輿を奉出、荒智の中山立越て、海津の浦に著給ふ。是より御舟に召して海上に浮給へり。或は濱路を歩大衆もあり、或は波路を分る神人もあり。比

神女三業—身業口業意業

三塔—東塔、西塔、横川

測、三所垂迹之玄應失憲歟、云寺僧云氏人、歎冥威之陵夷、悲權迹之衰微、而奉戴神輿所企推參也、痛哉神明閉扉、不見星宿之光、哀哉佳侶迷道、永忘後榮之思、五尺之洪鐘、徒待響於松柏之風、六時之行法、空任聲於紫蘭之嵐矣、但慮神明之冥覽、定不可失德、人倫之迷情爭可知靈應、早示現將來之吉凶、託宣當時之眉目給、江登社僧、一心合掌、神女三業、低頭而致祈誓之處、人恨融于神、神喧通于人、依有夢想之告託宣之聞、憑神託驚示現、暫不顧本寺之嚴制、既奉動末社之神輿畢、雖然任御寺牒之趣、奉相待裁報之左右所、抑留神明之上洛也、仍返牒言上如件。

安元三年二月廿日　中宮衆徒等請文

とぞ書上たる。此上は山門の衆徒登山しぬ、其後神明の旅宿、訴訟の遲意、心元なしとて、中宮の大衆の中に、智積、覺明、佛光等の骨張の輩六人、同廿八日に坂本につき、同廿九日に登山して、西塔院谷、千光院の助公貞寛がもとを宿房として、子細を訴申間、貞寛滿山三塔に披露しければ、大衆度々蜂起して衆議する處に、三月九日被下院宣云ふ、

上座—三綱の一、寺中を統督する僧官

神融—白山草創の僧

上座大法師

修理別當法眼和尚位

とぞ書たりける。中宮の衆徒僉議して云、且は本山の大衆、上下三百餘人下向あり、且は制止の寺牒到來せり、先捧返牒、且く可待裁許とて注狀云、

請謹延曆寺御寺牒まらうといやまと

被裁下可止白山神輿上洛事

右當山權現者、掛忝天神元初之、國常立尊之、爲守寶祚垂迹于我朝、爲弘佛法、濫觴于此砌也、依之代々聖主、歸妙理大菩薩之効驗、世々臣公、仰神融小禪師之德行、爰爲目代師經、燒拂涌泉一寺、沒倒寺社料所之間、以去年十月之比、欲企推參、掌裁許之處、被下宣命竝御下文云、且待聖斷仰上裁於鬱訴相賂者可言上子細云々、仍以同十一月、雖差專使致訴訟、于今無御裁報、而空送年月畢、倩案事情、白山妙理權現者、雖有敷地、併山門三千之聖供也、雖有兎田、又當任沒倒、非神物、故只有名更無實、是以恒例之神事佛事、此時既斷絕、以往之八講三十講、今正及闕退、隨而近來無有參詣、再拜之輩、不見歸敬奉幣之顯、大悲和光之素意難

の首座

專當―寺僧の役名

先達―先輩

都維那―維那とも云ふ、授事の義

久我太政大臣雅實の御嫡子、六條源大納言顯通の御子也。白山の神輿登山の事、可奉禦留之由、院宣を被下之間、貫首の御沙汰として、門跡の大衆二十人に被下知之間、衆徒、院宣並寺牒を帶して、本寺の專當千仁金力等を先として、同十九日敦賀津に下りて、寺牒を披露し、奉留神輿。其狀云、

延暦寺政所下　　加賀馬場先達神人等

可早止上洛儀待御裁下事

右近日住僧神官等、捧神輿企上道之旨、在其聞、甚以不可然、相當仙洞熊野參詣之折節、訴訟奏聞無便、就中件訴、貫首度々雖有沙汰、其後成敗自然遲引、重可有御沙汰也、而此間無左右企上洛者、雖有狼戾勘發、更無訴訟裁判歟、忽任自由者、定及後悔歟、云先達云、神人閑迴隨分之思案、可存向後之安堵、宜承知、止參洛之狀以下。

安元三年二月日

小寺主法師琳海

都維那大法師

寺主大法師

白山中宮大衆政所返牒　留守所衙

来牒一紙被載送神輿御上洛事

牒、今月九日牒狀同日到來、依狀案事情、人成恨神忿嗔、神明與衆徒鬱憤和合、而既點定吉日、早進發旅宿、人力不可成敗、冥慮輒不可測矣、仍返牒之狀如件。

安元三年二月九日　　中宮大衆等

と書すてて、同十日金劒宮を出し奉つてあはづへ著せ給ふ。十一日には須河社、十二日には越前國細呂宜山の麓、福龍寺森の御堂へ入せ給ふ。今日神人宮仕此彼より參集て、御伴の人數九千餘人、在々所々に充滿たり。是に留主所より神輿を留め奉らんために、在廳の中に紀二郎大夫爲俊、安二郎大夫忠俊二人、所從眷屬五十餘人相具して追ける程に、野代山にて馳附たりけるが、坂中にて馬を倒て足を折り、目くれ腰直などしければ、これ直事ならずとて、八丈二尺御幣衣に進て、跋行留主所へ歸にけり。見之大衆も神人も、冥慮憑く思ければ、各勇て進上、十三日には木田河の耳、十四日には小林の宮、十五日にはかへるの堂、十六日には水津の浦、十七日には敦賀の津、北の端、金が崎の觀音堂へ奉入。路次の煩衆徒の憤、山上洛中不斜。當時の貫首明雲僧正と申すは、

點定―選定に同じ

貫首―山門

歸命頂禮―三寶に歸順し頭を地につけて敬禮する事

法橋―三僧綱の最下位

解狀―箇條書

散位―位記のみにて官職なき者

が原、金劔宮へ奉入。此明神と申は、嵯峨天皇御宇、弘仁十四年に、此所に奉祝て三百五十餘年也。本地は倶梨伽羅不動明王也、魔王と威勢を諍て、邪見の劍を呑給ふ。當社に兩三日の逗留あり。衆徒も神人も念珠を揉、手を扣て歸命頂禮、早松金劔兩所權現、本地垂跡力合せ、思を一にして、速に師高、師經を召捕給へと、口々に咒咀しけるこそ恐けれ。同九日留守所より牒狀あり。使には橘次大夫則次、同次大夫忠俊也。彼狀云、

留守所牒、白山中宮衆徒之衙まらうとい

欲早被停止衆徒之參洛事

牒、衆徒戴神輿、企參洛、擬致訴訟之條、非無不審、依之差遣在廳忠俊、尋申子細之處、就石井法橋之訴訟、令參洛之由返答之趣、理豈可然、爭依小事可奉動大神哉、若爲國司之御沙汰、可被裁許者、速賜解狀、可申上也、仍粲狀以牒。

安元三年二月九日

散位財朝臣

散位大江朝臣

散位源朝臣　各在判

とぞ書たりける。衆徒の返牒狀云、

日本根子云云—元正帝

谷々坊々に訴れども不事行、此由かくと申下たりければ、又八院三社の大衆、三寺四社の衆徒、不日に衆會して僉議して云、謹で白山妙理權現の垂跡を尋奉れば、日本根子高瑞淨足姫御宇、養老年中に鎭護國家の大德神融禪師行出し給て、星霜既に五百歲に及で、効驗于今新なり、日本無雙の靈峯として、朝家唯一の神明也、而を目代師經程の者に、末寺一院を被燒亡て、非可默止、此條もし無沙汰ならば、向後の嘲不可斷絕。

○白山神輿登山事

糺斷遲々の上は、神輿を本山延曆寺に奉振上訴申さんに、大衆定贔負せられば、訴訟爭か不達、若目代師經に被枉て、理訴非に被處者、我寺々に跡をとゞむべからずと議定して、各白山權現の御前にして、一味の起請を書灰に燒て、神水に浮て呑之、身の毛竪てぞ覺ける。さらば何をか期すべき、奉出とて、白山七所の其中に、佐羅の早松の御輿を奉餝、本地は不動明王、惡魔降伏忿怒形、賞罰嚴重の大明神也。安元三年正月晦日辛未日、吉日也とて御門出あり。同二月五日丙子を吉日として、早松の社より願成寺へつかせ給ふ。御共の大衆一千餘人、皆甲冑を帶して是を晴とぞ出立たる。六日は佛

そくび——素つ頸

左右す——裁決す

の外へ追出す。此由角と馳告ければ、目代師經大に憤て、在廳國人等を驅催して、數百人の勢を引率して、彼寺に押寄て不日に坊舍を燒拂。懸ければ北の四箇寺に、隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南四箇寺に昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮花寺、八院の衆徒等會合して、使者を中宮へ立たりけり。別宮佐羅中宮、三社の衆徒、急下て一になる。岩本、金劒、下白山三宮、奈谷寺、榮谷寺、宇谷寺三寺四社の大衆も馳集りて同意しけり。時刻を廻すべからず、目代師經を誅罰すべしとて、七月一日數百人の大衆喚て廳へぞ押寄ける。師經は涌泉寺燒失の後、僻事しつと思つゝ、忍て京へ逃上たりければ、廳には人こそなかりけれ。八院三社の衆徒の張本に、智積、覺明、法臺、金臺、學圓、佛光寺の宗人の大衆三十餘人、三寺四社の衆徒等相具して、其勢二千餘騎、國分寺に衆會して評定あり。目代逃上りぬる上には、國にして左右すべきに非ず、本山に訴へて、師高師經を可二斷罪一也とて、子細を錄して寺官六人を差上て、山門に訴訟しけり。大衆此事を聞、本社白山の事ならば左も有なん、彼社の末寺也、許容に及ずとて其沙汰なし。寺官等力なくして、十一月の比國に下る。衆徒會合して云、理訴を極ずして下向の條謂なし、山門にてこそ火にも水にも成べけれとて、重て又追上す。寺官山上に越年して、

直勤仕の者

きり者—權勢者

召公—周公の弟召公奭

目代—國司が私に置ける代理の役人

在俗不當—俗人の亂暴者

ければ、院の御目にも懸進せて被召仕けり。師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とぞ申ける。信西平治の亂に討れし時、二人共に出家して、左衛門入道は西光、右衛門入道は西景とぞ申ける。二人ながら御藏の預にて、猶被召仕けり。其西光が子息に、近藤左衛門尉師高きり者也ければ、撿非違使五位丞まで成て、安元元年十一月廿九日に、追儺の除目に加賀守になる。國務を取行間、樣々の非法非禮張行之餘、神社佛寺の御領、權門勢家の庄園を倒し、散々の事共にてぞ有ける。縱召公が跡を傳と云とも、穩便の政を行べきに、心の儘に振舞し程に。

○涌泉寺喧嘩事

目代師經在國の間、白山中宮の末寺に、涌泉寺と云寺あり。國司の廳より程近き所也。彼山寺の湯屋にて、目代が舍人、馬の湯洗しけり。僧徒等制止して、當山創草より以來、いまだ此所にて牛馬の湯洗無先例と云ひけれども、國は國司の御進止なり、誰人か可奉背御目代とて、在俗不當の輩、散々の惡口に及んで更に承引せざりければ、狼藉也とて涌泉寺の衆徒蜂起して、目代が馬の尾を切、足打折、舍人がそくびを突、寺内

云へる也

北面—上下の二種、上北面は諸大夫の四五位、下は源平氏等の侍が任ず

種根—出身
身元

天台の不思議—天台宗に就ての不審

廢亡—遺忘

恪勤者—宿

りけるとかや。北面は白川院御宇より被始置、衛府共おまた在けり。爲俊守重童部より、千壽丸今犬丸とて切者にて侍けり。鳥羽院御時は、季範季頼父子共に、近奉被召仕、傳奏する折も有けり。去ども皆身の程を計てこそ振舞けるに、此御時の北面の下臈共は、事の外に過分にて、公卿殿上人をも物共せず、無禮義。理や下北面より上北面に移り、上北面より殿上をゆるさるゝ者も有ければ、驕れる心も有ける也。其内故少納言入道信西のもとに、師光成景と云者あり。成景は京の者小舎人童太郎丸と云けり。師光は阿波國の者、種根田舎人也けり。童部より常に召具しけるが、院御所にて信西御前に候けるに、天台の不思議共御尋有けるに、折節廢亡して演得ざりければ、如何して御前を立べきと、身體苦く思煩たる心地色に顯て在ければ、童是を遙見危て、沓脱近居寄て高かに、御内より御召有て、御使三箇度御參り如何と云たり。信西得たる折節とて罷出ぬ。如何にと尋ぬれば、童答て云、御座を起ばやと思召御氣色の見させ給へば、自が虚誕也と申。信西打領許て、神妙々々と感ず。喩へば紅山に入て道を失へりしに、牛童に教へられて都に入、所望を遂と、銀心大臣が書る筆も、今被思合と感じて、烏帽子をたび、恪勤者なんどに仕けるが、兩人勤負尉になさる。事にふれて賢々しかり

瓶子―倒利

土の穴を―祕密の漏れ易きを譬へ

酒盛しけり。多田蔵人が前に杯の有けるに、新大納言青侍を招て私語給へり。青侍まかり立て、程なく長櫃一合縁の上に昇居たり。尋常なる白布五十端取出して、蔵人が前に積置せて、大納言曰けるは、日比談義申侍つる事、大將軍には一向に奉レ憑。其弓袋の料に進ずる也、今一度候ばやとぞ強たりける。蔵人居直り畏て、三度呑て布に手打係て押除たれば、郎等よつて取レ之。其後押まはしく、得たり指たりする程に、既晩に及ぶ。庭には用意に持ちたりける傘をあまた張立たり。山下の風に傘共吹れて倒ければ、引立々々置たる馬共驚て、散々に跳蹄。食合踏合しければ、舎人雑色馬をしづめんと、庭上上を下へ返て狼藉也。酒宴の人々も少々座を立けるに、瓶子を直垂の袖に懸て頸をぞ引折てける。大納言見レ之、戯呼事の始に平氏倒侍りぬと被レ申たり。面々咲壺會也。康頼突立て、大方近代あまりに平氏多うして持酔たるに既に倒亡ぬ、倒たる平氏頸をば取に不レ如とて、是を差上て一時舞たり。さて取たる首をば可レ懸也とて、大路を渡すと云て、廣縁を三度廻し、獄門の樗木に係ヒと名て、大床の柱に烏帽子懸につらぬきて結附けたり。土の穴を堀て云事だに漏と云、まして左程の座席にて加様にや有るべきと後おそろし。石に口すゝぎ流に枕すと云ふ事有りと思者は、偸に座を起つ人もあ

俊寛の山荘
鹿谷に會合して
平家伐亡の
計を密に謀り給ふ
今に談合谷といふ

爾卷第四

○鹿谷酒宴靜憲止二御幸一事

新大納言成親卿は、日比内々相語輩偸に催集て、鹿谷に衆會し、一日酒宴して軍の評定あり。法皇も忍て御幸有べかりけるが、故少納言入道信西の子息、靜憲法印を召て、此事を被二仰含一けり。法印は、努々不レ可二思食寄一御事也、伏羲神農の聖人たる、猶瓊樹根を別にし、軒轅虞舜の明王たる、又玉體種を分つ、夏殷周晉春の花、芬馥氣種々に含、梁陳隋唐の秋の月、清光區に朗也、夫天下を治事如レ此、況や君は忝も地神五代の御苗裔を受させ御座して、人皇億歳の寶祚を踏給へり、逆臣背き奉らば、忽に天罰を蒙て、兵略を廻らかさずと云共、自滅亡せん事疑あらじ、日月爲二一物一不レ暗二其明一、明王爲二一人一不レ曲二其法一と云事侍り、成親卿一人が勸によつて、萬人惱亂の災を致さん事、豈天地の心に叶はんや、全政道有德の基に非ず、こは淺增き御企也と大に諫申ければ、法皇の御幸は無りけり。鹿谷には軍の評定の爲に、人々多集て一日

法皇—後白河

日月爲一—孝經孔安國の註

内取―名合の前々日、天皇仁壽殿に御し習禮あり、力士狩衣烏帽子にて奉仕す

れけるに、長経膝を突て、さはりを申けり。是は内取の日負にければ、准分をしりて勝負をせざりけるとぞ聞えし。

なつけ簾を垂れ置く廊

番長—近衛府の下役、隨身となる事多し

宸儀—天子

參內せられけり。殿上の前駈廿七人、地下前駈十人とぞ聞えし。番長には下毛野武安、扈從の公卿には、五條大納言邦綱、治部卿光隆、別當成親、右衞門督宗盛、花山院中納言兼雅、中宮權大夫時忠、右兵衞督賴盛、平宰相敎盛、六角の宰相家通、修理大夫信隆、二條三位經盛、藤三位基家也。申次をば頭中將實定朝臣ぞつとめられける。扈從の月卿雲客、或は時にあへる權勢、或又花族の人々也ければ、何も執々にはえ〴〵しくぞ被レ見ける。同廿七日に、大內にて相撲召合あり、頭左中辨長方朝臣ぞ奉行しける。諸卿杖座に參著せられけり。午刻に宸儀南殿に出御なりければ、內侍劔璽に候しけり。左大將師長、右大將重盛、左右奏を取つて、相かはりて簀子を經て御簾を褰て被レ奏。重盛卿奏覽の後、被二退出一ければ、容儀可レ見、進退有レ度とぞ上下稱美しあへりける。兩大將本座に被レ復ければ、左大臣經宗、右大臣兼實、源大納言定房、大宮大夫公保、中宮大夫隆季、三條大納言實房、新大納言實國、五條大納言邦綱、中御門中納言宗家、別當成親、左兵衞督成範、殿に昇て著座あり。相撲長左右各二人、左番長秦兼宗、下毛野武安、右番長秦兼景、下毛野種友なり。籌判府生、左右各一人、左貞弘、右諸武、隨二勝負一立合て判す。一番相撲、左加賀國住人藤井守安、右因幡國住人尾張長經召合ら

略頌―綽名に同じ

透渡殿―兩側な板壁にて塞がず柱のみに勾欄

但今より後、猿樂事にも加樣の事申すならば、如何にも重盛相計ひ候べしと被申たり。其時入道かほの色少し直りて、穴賢々しの君の御代や、賤女の女御とはされば誰ぞ、若丹後の局の事歟、そも桶櫃を戴て物をばよもうらじ、亂行の狼藉とは、先房覺僧都が事にや、其僧こそ至處ごとに不覺をのみせらるなれば、京童部が房覺不覺と云略頌をば云なれとて、からくと咲ひて入道内へ入られけり。重盛卿今は入道別の事をばせじと覺して、心安思はれ被出けり。其事猶も本意なく思はれければ、澄憲の雨の高名も、天下には謳歌しけれども、入道は不被興けり。近衛大將可有其闕と聞えければ、人々望申されける中に、平大納言重盛卿の被申けるは、大臣の息、大將に任は古今の例也、就中其身苟武將也、其職已武官也、官職所掌、文武道異也、偏被抽花族只被撰重代是近年の訛跡也、非聖代之流例被奏ければ、同七月八日、除目被任右近大將けり。同廿一日に拜賀被申けり。小松亭よりぞ出立れける。先法住寺殿に被參ければ、御前に召れ、法皇は寢殿の西の戸内に御座。大將は透渡殿にぞ被候ける。兼圓座被敷たり。内藏頭親信ぞ申次をば勤ける。御馬を引れければ、地に下て取繩、二拜之後、左中將知盛朝臣ぞ請取ける。次建春門院御方に申されて、其後

所詮なき―詮なきに同じ

向ざまに―面と向つて刃向ひ抵抗する樣に

極て身にしみ候て覺れ。惣而は君の所詮なき御心ばへにて、澄憲を愛し咲はせ給はんとて、係述懷はせられさせ給也、さればとて一座の御導師を、いかにとせさせ給べきぞ、今日より後は、かるぐしき事、上にも下にも止らるべき也とぞ申合れける。平大納言重盛は、入道此事聞給なば、さる腹惡人なれば、如何なる心か附給はんずらんとて、六波羅の宿所に參られたり。入道は左の手に蓮の實の念珠を持、右の手に蒲團扇を仕給て、大納言に目も係ず、憤ある氣色也。重盛は、此事はや人の云たりけりと意得て、大に畏給へり。良久有て、哀此入道が、神にも佛にも成たらん後、和殿原の君の御後見して、一日世に立廻給なんや、故通憲入道が誤にて、信賴に頸切られたりし時、憂目みたりし澄憲が、向ざまに惡口するを聞も咎めずして、さて立ける事の口惜さよ、何樣にも沙汰有べしとて、指彈はたくとし給けり。大納言は、此條重盛一人が事にあらず、百人の稗販の女御、百人の亂行の驗者達のとがめられぬ事なるを、其を閣きて非可咎申、惣而は加樣の事をば、たゞ聞ぬ樣にて御渡候べしと覺ゆ、猿樂と申は、をかしき事を云つづけて人を咲はかし侍るぞかし、君のをかしき事をいはせんとて、尼が子くとはやさせ給へば、澄憲猿樂ことを申すにて侍るべし、其故に中々何と御腹をば立られ候べき、

わていそぐ

べし口―強ひて口を嘬める貌

院より始進せて、上下皆何事をか申さんと、兼て咲せさせ給けり。澄憲三百人々々々と云音を出す。殿上人猶あまくだりあまくだりと拍。澄憲三百人の其内に、女御百人、陣販公卿百人、伊勢平氏驗者百人、皆亂行三百人々々々と云て、扇を展て、殿上がさゝと扇散して、皆人は母が腹より生るゝに、澄憲のみぞあまくだりけると申て、走入にけり。公卿殿上人、上には咲けれ共、底にがく〳〵しき景氣也。小松内大臣、其時は新大納言にて、常座に候はれけり。始よりべし口してえも咲ず、事はてて澄憲以下、人々罷出ぬ。新大納言は、最のどやかに畏て、御前を立れぬ。北面に蹲居して、あまたおはする殿原に向て被申けるは、一天の君の召仕はせ給ふ三百人の數に、重盛が入て侍は面目也、但世に隱なし、朝恩によりて國務を奉行する事、先祖に多侍、伊勢平氏とは、いづれの卿上の事ぞと尋申べかりつれ共、勅願の導師也、便宜なしと存じて無申子細、思よらぬには非ず、父の禪門加樣の事にたまらぬが、親ながらも惡辨と存ず、さても奉公に忠勤を致せば官祿に洪恩あり、而を代々軍功依無私、子孫蒙朝恩、加樣に世に立廻者を、僧も俗も惡猜侍事、まことに不及力こそ存候へ、罷歸入道諫申さんとて出られにけり。其跡に殘留たる人々申しけるは、新大納言の被申事こそ理を

通憲入道—少納言入道信西
裏なし—草履の一種
そゝぐ—あ

時、泰經御返事に、故通憲入道は、和漢の才幹至れる上、心かしこき者といはれ候ひき、相伴ける尼もさる尼にて儲けたる子なれば角侍るにこそ、過にしころ比叡山に候ひける兒の、夜の間に失せて見えざりければ、師匠朝に兒の部屋に入て障子を見るに、歌を書て候けり、

住儘になつかしからぬ宿なれど出ぞやられぬ晨明の月

と有りけるを見て、早失にけりとて、方々尋ける程に、唐崎の海に人の身投たりと聞て、師僧罷見ければ、濱の砂に裏なしを脱置たる處へ、二三度計往還たる跡在終に沈たりけるを、一山の衆徒是を憐て、造佛寫經して追善仕けるに、凡僧なれ共此澄憲を唱導に請じたる、施主段に童子の年は十八歳、髪は長御座けれ共、命は短かりけり、今は神の力及ず、佛助給へと申たりければ、衆徒感涙を流、僧綱に准じて、手輿に乘侍けりとぞ承る、されば今日の說法も目出くこそ候へと申ければ、院打うなづかせ給て、誠にも神妙に仕たりけり、此僧が高座より下りん時、各はやせ、何なる風情才覺をか申振舞と仰あり。院の依ニ御氣色ニ、若き殿上人四五人、心を合て拍子を打て、あまくだりあまくだりと拍。是は尼の生たる子と云心を拍也。澄憲更にそゝがずして、一かひな三かひな舞翔て、

九年の蓄――禮記王制篇に、國無二九年之蓄一曰二不足一

龍門埋骨――白樂天の詩に、遺文三十軸軸々金玉聲龍門原上土埋レ骨不レ埋レ名

天照す光の下にうれしくも雨と我名のふりにける哉

打續三日三夜降ければ、畿内遠國に至まで、民九年の蓄を俟、人五袴の樂に誇けり。藏人左衞門權佐光雅を以仰下されて云、說法依二殊勝一感應いちじるき也、尤感じ思召處也。猶叡感之餘、啓白之詞を尋召れけるに、御諷文に云、

最勝講啓白之詞、謹以令二注進一候。一驚二叡聽一、忽蒙二異賞一、再及二叡覽一、永留二後代一、實是一道之光榮、萬代之美談者歟。骨縱埋二龍門之土一、名可レ留二鳳闕之雲一、喜懼之至啓而有レ餘而已、澄憲恐惶頓首謹啓。

とぞ被二申上一たる。加樣に上一人より下萬民に至るまで、難レ有事にこそ感歎しけるに、太政入道はあざ咲て、人の病の休比に、醫師は驗あり、是を醫師の高名と云樣に、春の比より旱して、五月雨の降比に說法仕合て、澄憲が高名と人の沙汰すらん事、いとをかしき事なりとて興なくぞ被レ申ける。是偏に澄憲偏執の詞也。其意趣いかんとなれば、澄憲當初法住寺殿にて、御講の導師勸めける次に、日出き說法仕たりけり。院母屋の簾内にて、竊に大藏卿泰經に仰けるは、此僧の若さに口のきゝたる樣よ、世は末に成と云へ共、道盡ざりけるもの哉、實や尼の生たる子と聞食とて咲はせ給ひける

威儀師—授戒法會等に儀式の指揮をなす役僧

草座—今の座蒲團の類

後昆—後世

賞歟と奏聞し給ければ、同廿八日は、結願の日にて有けるに、頭左中辨長方朝臣、公卿座の前を經て、殿下の御前にすゝみて仰曰、權少僧都澄憲が說法之効驗揭焉也、仍權大僧都に上給。長方又蒙殿下之御目左大臣の方に向て、同此趣を仰。左府澄憲を座前に召て、勅定之趣を仰す。澄憲本座に歸著せんとしければ、威儀師覺俊起座して、南の弘庇に出て、澄憲權大僧都の從僧侍やと召けれ共、心得ずして見えざりければ、覺俊重て召て草座を取て覺長が上に置。覺長忽に居下る。澄憲又居上る。當座の面目說道の高名、今日にきはまれり。覺長が門弟等、恥辱を歎出仕を制し申。覺長存る旨ありとて、猶出仕す。威儀師覺俊、昨日は覺長が草座を澄憲の上にしき、今日は澄憲が草座を覺長が上にしく、無面目みえけるに、覺長奏けるは、今日の出仕身に取て雖似恥辱、普天之降雨は一道の名望也、爭か忘天感可存我執哉、爲勸後昆恥を押へて參內と申たりければ、諸卿各被感申けり。後朝に俊惠法師と云者、いひ送たりけるには、

雲上に響を聞ば君が名の雨と降ぬる音にぞ有りける

澄憲返事には、

護國四王―四天王に同じ

彼蒼―上天

松殿―基房

者、即不護常住三寶、龍神若惡我國者、即奉惡三寶福田、不降雨失地利者、佛界皆施供養、不止災損人民者、出家定滅徒衆敗、護國四王、發誓願於佛前、龍神八部、承佛勅於在世、忘護法誓於心中敗、誤我國風於眼前敗、天人龍神、過勿憚改、速降甘露雨、忽除災旱憂、傳聞中天舍衛大國、每年一度設法會、難陀跋難守其國、風雨順時、今見南閻浮大日本國、春夏二度修大會、難陀跋難何衛此朝、雨澤不階時、徒雨八十億、諸大龍王、雨惜何不降我國、無罪六十餘州人民、忽失口中食、此言必達上天之聞、此時速除下土之憂、玉體安穩寶祚延長之唱、讓座之啓白、今且代民述一國之大訴、代君陳一心之深誠、萬機政未出叡情彼蒼之責、何故一國罰未任神襟、上怨之咎無由、驚三界諸天、聽此詞、聚四海龍神、怨此事、冀不廻時日之程、忽降甘露之雨、然則春稼秋熟、國保九年之蓄、月俸有餘、民誇五袴之慶、抑附經有多文段、初文如何。

とぞ被啓白たりける。龍神道理にせめられ、天地感應して、陰雲忽に引覆、大雨頻に下けり。上一人より下百官に至るまで、當座の効驗事の不思議、信仰涙に顯たり。時の攝政松殿被奏申けるは、說道の拔群、當座の降雨、古今誠に類なし、可有御勸

東京—京都
三密—瑜伽三密
十乘—摩訶止觀に出でたる十重の觀法
耆闍崛—大林精舍給孤獨園等皆釋尊說法の地

群公卿士、下至二諸國黎民一、競捨二田園一、皆施二佛地一、爭傾二財產一、悉獻二三寶一、不レ修二佛事一者、不レ爲二生類一、不レ立二堂塔一者、不レ列二人數一、國風俗習、久積深馴、近自二畿內一、遠及二七道一、攝州上宮太子、立二四天王寺一、過者悉知二極樂東門一、泉州行基菩薩、託二生大鳥郡一、立二寺於四十九所一、南都七大諸寺比レ甍、田園皆爲二三寶之地一、東京數代御願接レ軒立レ錐、無レ非二精舍之地一、弘法大師、卜二紀州高野山一、溢二三密流於四海一、傳敎大師、點二江州比叡嶺一、扇二十乘風於一天一、此外七道諸國、九州率土山無二大小一、皆松坊比レ檐、寺不レ辨二公私一、悉國郡卜二領一國田地一、帝皇進止實少、皆爲二三寶之領一、九州正稅、國家用途不レ幾、併宛二佛界之供一、然則釋梵四天廻レ眸照レ之、龍神八部以レ目視レ之、十六大國加、加留レ國、有二五百中國加一、加留レ境有二法弘一、還有二滅時一、道盛必有レ衰、國有二善王一、又有二惡王一、君信二正法一、臣又信二邪法一、彼罽賓國秋池潺湲流、而漸溢二國界一、耆闍崛春苔埋二聖跡一、埋而只有二猛獸一、毗舍利國尋二佛跡一、大林精舍空聞レ名、給孤獨園訪二伽藍一、祇園精舍唯有レ礎、阿育大王歸二正法一後、爲二弗沙密多一被レ滅、梁武帝崇二正法一後、値二唐武宗一滅レ之、豈如哉、我國家一歸二佛一、永無レ改、一弘レ法、遂不レ墮、自二欽明一至二當今一五十二代、未レ聞レ背二佛法一之君上、推古天皇以來、五百七十餘年、未レ見下棄二佛法一之代上、然則天人不レ護二我國一

日曜―星名

尙羊―尙羊鼓舞は洪水の前兆也

君以民云々―禮記註及臣軌等に、君以レ民爲レ體民以レ君爲レ心

末法―佛滅後一千五百年を經てより一萬年間

攘災招福無雙之御願也、抑當嚴重御願之筵、天衆影向之場、聊有可訴申之事、伏見我聖朝御願金光最勝兩會、迎春夏無怠、歸佛信法、御願送歳月彌盛、而頃年七八箇年、毎歳有旱魃之憂、不知如何、就中今年當日曜在井宿之月、天晴拂雲、迎霖月可降雨之候、地乾揚塵、農夫拱手西作勤已廢、唯非尙羊之忘舞、恐有龍神之爲嗔歟、夫君以民爲力、民以食爲天、百穀悉枯盡、兆民併失、計貴歸一人、恨殘諸天、夫當天然之紀運、至災孽之萌起者、聖代在之、治世非無、所謂漢朝堯九年洪水、湯七年災旱也、本朝貞觀旱、求祚風承平煙塵正暦疾疫、朝有善政、代多賢臣、天然之災氣、實不能遁、而至近年小旱者、非普天諸遍之災、非紀運令然之友、恐龍神聊相嫉、天衆少不祐事有歟、凡代及澆季、時屬末法、一人御政事無背天心、萬民所爲定有犯過、實可恐深可謝、但倩重案事情、我大日本國、本是神國也、天照大神子孫、永爲我國主、天兒屋根尊子孫、今佐我朝政、以神事爲國務、以祭祀爲朝政、善神尤可守之國也、龍天輙不可棄之境也、何況欽明天皇代、佛法初渡本朝、推古天皇以來、此敎盛行降、及聖武御宇、彌盛尊重、其堂宇之崇、佛像之大、敢非人力之所爲、如鬼神之製、又令七道諸國、立國分尼寺、凡上自

最勝講―毎年五月に五日間金光明最勝王講を講じ天下太平を祈る儀式

九禁―九重

三宗―法相破相法性

の御幸をも畏入給へり。又我一門にあらぬ者の、僧も俗も高名したりと見聞給ては、强に嫉傾中給へり。

○澄憲祈雨事

其中に今年春の比より天下旱魃して夏の半に至り、江河流止りければ、土民耕作の煩を歎、國土農業の勤を廢す。井水絕にければ、泉を掘てぞ人は集ける。淸涼殿にして恒例の最勝講被始行。五月二十四日は開白也、二十五日は第二日也、朝座の導師は、興福寺權少僧都覺長、夕座は山門の權少僧都澄憲。澄憲天下の旱魃を歎、勸農の廢退を憂て、敬白に言を盡し、龍神に理を責て、雨を祈乞給けり。其詞に云、

夫御願者、起自寬弘之聖朝、至于承安之寶曆、法會雖舊道儀彌新、時代雖重興隆更珍、九禁之裏專盛人事美麗、三宗之間、殊撰才辨之英傑、故生肇融叡之倫、演說連珠防尙光基之類、問難爭鋒、五日開講、法性淵底、悉顯十問興疑、玄宗祕頤無殘、聖皇自捧香爐煙、昇三十三天之雲、群臣各列法筵、喩合金字金光之輝、天人光龍神影、降上昇下、陽臺雲、潁川星、內凝外聚、寔是鎭護國家第一之善事、

枳棘―公卿

偏執―片意地、偏屈

者、則大日也、有便于祈日域之皇胤思、外現者亦貴女也、無疑于答女人之丹心、我既爲本朝之國母、旁足蒙當社之神恩、抑至心繫念之輩、朝祈暮賽之人、自古迄今、皇胤雖雲布、或雖有枳棘之尊貴、敢不及院宮之往詣、而弟子一者彼扶當時之信力、一者被引多劫之宿緣、忽詣此場、始蹈其跡、若於今日而無揭焉之驗、恐令後人而生疑惑之心、伏乞冥應成就、素望圓滿、然則往還之間、無風波之難、先知冥助之潛通、心意之裏、滿大小之願、新顯利益之現證、年々歲々、彌致欽仰、子々孫々永可歸依、神而有可知、必垂答貺、重請禪定大相國、今世拂友氣於三觀之寶、來世證妙果於一佛之土、弟子所以憑彼懇篤之至、亦任知見、敬白。

承安四年三月日

とぞ書たりける。當社は是當國第一の鎭守に御座。太政入道の世に出られし事、爲安藝守時也。被誓ける事の有けるにや、殊に彼明神を信られて、加樣に御幸をすゝめ申給へり。法皇も女院も、入道の心に隨はせ給はんとての御爲にや、遙々と有御參詣けるこそ貴けれ。尋常の人の習と云ながら、太政入道は極たる大偏執の人にて、奉我信佛神へ人の詣れば、殊に嬉事に思はれて、德大寺の實定をも大將になされ、法皇女院

清潔不姤儉
約恭謹勤勞
姑山—仙洞

紫宮—紫禁
卽ち宮闕を
云ふ

伊都岐島社者、極聖和光之砌大權垂跡之地、青松蒼柏之託根多、送五百廻之歲月、貴賤高下之運心、不遠千萬里之風煙、海中之仙島也、省龍波之浮蓬壺沙濱之靈祠也、知龍宮之近苦壖、可以採不死之藥、可以得如意之珠、勝絕之趣讃不可盡、因茲現當之善利、殊抽豫參之精誠、蓋郷法皇之虛舟、逐弟子之懸筍也、旅泊夜深幽月照懷鄕之夢、羇中春暮、殘花爲行路之資、遂就紛楡之社壇、敬設清淨之法會、廼奉鑄顯大明神本地正體御鏡三面、奉書金字紺紙妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀普賢經一卷、般若心經三十三卷、大日經一部十卷、理趣經一卷、大日眞言百遍、十一面眞言百返、毘沙門眞言百返、此中於大日經者、所奉納銀筥也、其外師子馬鞍刀劒弓箭、各冶金銅、殊盡彫鏤、復有色馬、復有八女、共施丹青、限以三十三、專捧幣帛、更副鈿蓮、其勤非一、其誠無貳、以此財施法施之功、能仰彼權化實化之納受、于時岸風之拂齊席香煙、添栴檀之薰、天水之及瑞籬、潮聲助梵唄之曲、所生勝因、併資法樂、先捧白業、奉祝紫宮、齊數久遠、履獻柱文、麻姑之筭繼嗣恢弘、勞耀瓊蕚金枝光、弟子生涯尙遙、退病源於他土、壽域新兆移南山於前庭、若夫現在生之運命、有限百二十之春秋、逐過之夕不誤、順次之往生、速詣安養之世界、夫當社者、尋內證

領状―状は掌の當字、承諾

四徳―言容功徳を婦の四徳とす

六行―柔順

濡たりけるとかや。大納言此事打語ひ解給ければ、無左右領状もなかりけれども、鶴前に心を移して隙なく通ければ、終にはかく同意しけり。

○一院女院厳島御幸事

承安四年三月に、法皇並建春門院、安芸国厳島明神へ可有御幸由聞えし程に、十六日癸卯、法住寺殿を御門出ありて、十九日に室泊まで御船に奉る。同二十六日癸丑、社頭に参著せ給へり。則今日一院の御奉幣有て、御正體御経供養あり。御導師は東大寺の別當法印顯慧ぞ被召具たる。差も道の御参詣に、御願文のなかりけることこそ怪しけれ。同二十七日には、女院の御奉幣、御正體御経供養あり。御願文は右大辨藤俊經ぞ書きたりける。

側聞、登中嶽而延齡焉、漢武建白雲之封、祀高禖而獲子矣、簡狄感玄鳥之至、神靈福助前鑒既明者歟、伏惟四徳雖疎、六行雖闕、初侍姑山而承恩、早編榮名於九九之列、後居后房而正位、更守謙退於疑々之心、忝爲聖皇之母儀、遂賜仙院之尊號、造次所慕者、天祚之無窮也、寤寐所思者、帝業之繁昌也、于朝于暮、祈佛祈神、於是

歷々の義

執行—寺務を總理する僧職

案もなく—思慮をもなさずに

心の色—こころばへ

ば、行綱爭いなと云べきなれば、醉のまぎれに深く憑給へ、承り侍ぬと領掌して立にけり。東山鹿谷と云所は、法勝寺の執行俊寛僧都が領也。後は三井寺に續て如意山深、前は洛陽遙見渡して而も在家を隔たり。爰ぞ究竟の所也とて、城廓を構兵杖を用意す。攝津國源氏に多田藏人行綱は、成親兼憑ける上、法勝寺の執行に師檀の契深して、互に憑憑れたりければ、俊寛も語レ之。平判官康頼、近江中將入道蓮海、其外北面の下﨟共、あまた同意しけり。彼俊寛僧都は、村上の帝第七王子、二品中務親王具平六代の後胤、仁和寺の法印寛雅が子、京極の源大納言雅俊卿孫也。此大納言はさせる弓矢取家にはあらね共、ゆゝしく腹惡心猛き人にて、常は齒を食しばだたいて御座ければ、京極の家の前をば、たやすく人も不レ通けり。かゝる人の孫にて此俊寛も、僧ながら驕つゝ、案も無こそ被レ與ニ此事一けれ。成親卿の許に、松の前鶴の前とて、花やかなる上童二人あり。松前は容顏は勝たれども心の色すくなし。鶴前はみめ貌は少後たれども、心の色今一際深かりけり。謀叛の事によつて彼が心をとり語はんために、中御門高倉の宿所へ、執行僧都を請じて酒を出し、彼上童二人を以て樣々にしひたりけり。係りし程に僧都常に通て、はじめは松前に志を顯しけるが、後には鶴前に思移して、女子一人

皆人哀と思ひけり。見なれし内侍が事なれば、德大寺の左大將、さこそ不便におはしけめ。

○成親謀叛事

新大納言成親卿は、實定の大將に成給へるに附て、是も平家の計也と思はれければ、平家を亡さんと謀叛を發、疎人も入ぬ所にて、兵具を調へ軍兵を集られ、さるべき者共相語らひ、此營の外他事無りける中に、多田行綱を招て、樣々酒を勸て、金造の太刀一振、引出物に賜、酒宴取ひそめて、大納言行綱が膝近居よりて、耳に口を差寄て、私語事は、成親不思寄院宣を下賜れり、其故は平家朝恩の下に居ながら、朝家を蔑ろにし、一門國務を執行、國主を蔑如す、悪行年を重、狼藉日に競り、依之彼一類を可追討之由、仰を承といへ共、且は存知樣に、成親させる武勢の器にあらず、尤猶豫すべきを、君も大に鬱思召ばこそ、如此は被仰下らめ、非可奉返院宣、されば一方の大將には奉深憑、御邊又源氏の濫事也、爭か執心もなからん、平家亡しぬる者ならば、日本の大將軍共成給へかし、其條奏申さんに子細やは有るべきと語けれ

濫事—保卷に最中と有るも同じ。

潯陽江—白樂天琵琶行に出づ

澪—水路を標識する杭

をかくれ共、其事叶ふべきにあらねば、浮世につれなくあればこそ係る忍難事もあれ、千尋の底に沈みなばやと思つゝ、艜舟に便船して、有し人の戀さに都近所にて兎も角もならんとて、波の上にぞ漂ける、責ての事と哀也。船の中の慰には、琵琶の曲をぞ彈ける。調彈數曲を盡せば、聲松の風にや通らん、四絃緩急に搔亂せば、響波の音にも紛けり。彼白樂天、潯陽江の口に流されて、舟の中に琵琶を彈ずる音を聞ば、錚錚然として京都の聲あり。故鄕の戀さに其人を尋れば、我是長安の唱家の女也、十三にして琵琶を學得て、名は敎坊第一部に有しか共、顏色朝暮に衰て、老大にして商人の婦となれり、夫は利を重くして他に行ば、我は獨空き船を守て波の上に浮と云ながら、琵琶を抱て面を指かくしけん古を被思出哀也。有子終に攝津國住吉の澪の沖にて、舷に立出でつゝ海上はるかに見渡て、

はかなしや浪の下にも入ぬべし月の都の人やみるとて

と打詠て、忍やかに念佛申して海中へぞ入にける。船の中の者共、あれや〳〵と騒けれ共、又も見えざりければ力なし。彼潯陽の老女は、色衰て商人に隨て舟を守、此嚴島の有子は、年若して實定を戀ひて水にぞ沈ける。いつしか彼歌都に有披露ければ、

いちじろき人一物に堪へ得ぬ人
けしからず一不當の義、甚しく、非常に、

く見させ給へる上、事に觸て御情深、内侍殊に不便にあたり奉給つれば、旁御遺惜て、又もの御參も難有ければ、都まで送附たれば、樣々相勞れ奉て、色々の御引出物賜て下侍るに、爭角と可不申入とて、參てこそと申は、入道本よりいちじろき人にて、涙をはらくと流給へり。やゝ有て宣けるは、近衛大將は家の前途也、歎給も理也、夫に都の内に靈佛靈社其數多く御座、此佛神を閣て、西海はるかに濟下、浮海が深奉崇、遙嚴島まで被參詣けるこそ糸惜けれ、明神の御照覽爭測、其上今度は理運也しを、入道が計にて宗盛を舉し申たるにこそ、可計申とてけしからず泣給へり。内侍共既引出物なんど給て被下けり。其後やがて重盛の左に御座けるを辭し申て右にうつし、實定卿を舉申て奉成。左大將いつしか、同五月八日御悦申あり。今日佐藤兵衛近宗を、左衛門尉に成れける上、但馬國きの崎と云大庄を賜はる。神明忽に御納受、貴きに附ても、近宗が計神妙とぞ思召ける。

○有子入水事

侍も有子の内侍は、德大寺の何となき言の葉を得て、思日々にぞ增りける。千早振神に祈

雀の松原—攝津

山の端に契て出でん夜半の月廻逢べき折を知ねど

有子内侍は此手ずさみを給て、堪ず思しめたる氣色にて、御前をば立ぬ。實定は只尋常の情に思食けるを、内侍は難レ忍ぞ思沈ける。さても七日過ぬれば、都へ歸上給ふ。内侍共も御送にぞ參ける。有子はさらぬだに悲、上給なん後は、徐そにても爭か見奉らんとて、衣引かづきて臥にけり。内侍共一夜の泊まで御伴申て、其夜は殊に名殘を惜奉、明ぬれば暇申けるを、實定宣けるは、餘波は尋常也と云ながら、此は理にも過たり、何かは苦かるべき、都まで送附給へかし、又もと思ふ見參もいつかはと覺て、あかぬ思の心元なきぞと仰られければ、内侍共さらぬだに難レ忍なごりに、角こま〴〵と宣ければ、都までとて奉レ送けり。舟の泊やさしきは、明石、高砂、須磨浦、雀の松原、小屋の松、淀の泊のこも枕、漕こし船の習にて、鳥羽の渚に舟をつく。是より人人上つゝ、徳大寺へ相具し給て、兩三日勞りて、樣々翫引出物賜たりける。さても内侍暇給て下けるが、入道の見參に入んとて、西八條へぞ參たる。入道出會ていかにと問給へば、内侍申けるは、徳大寺大納言殿、今度大將に漏させ給へりとて、爲御祈誓遙々と嚴島へ御參籠七箇日、尋常の人の社參にも似させ給はず、思食入たる御有樣も貴

朗詠—漢文詩歌等の秀句に節附して歌ふもの

に沈給し比、依夢の告播磨入道の女明石の上を条迎けん、須磨より明石の浦傳にも、路の程遙に有けんと思召し残す方ぞなき。角て日数ふる程に、春も既に暮れつゝ夏の木立に成にけり。四月二日は厳島にも著給。神前に参て社頭の景氣を拜し給へば、皎潔たる波月は和光の影を静、蒼茫たる水雲は利物の風を帶びたり。雲の棚霞の軒、幾廻かは年へけん、玉の簾錦の帳、憑を懸て日を送れり。係る遠國にも眺望やさしき名所とて、神明地を點じ垂迹、人を利し給こそ貴けれ。肩をさし袖を連る内侍も、結縁淺しく御覧ずれば、信を至し歩を運ぶ願望も、末憑しくぞ思召。御参籠は七箇日也。其間内侍共も常に参て、今様朗詠し、琴琵琶弾なんどして、旅の御つれづれ様々の情ある體に奉慰。實定卿も御目を懸られたり。内侍の中に、有子と云者あり、十六七にもや成らん、年少く幼稚て、常も参らず時々見来けるが、希代の琵琶の上手也。あてやかなる事から、物糸惜き顔立、古郷も忘ぬべしと實定常に被仰けり。或時有子とく参て、唯一人御前に候けるを、我身は此國の者かと有御尋けれ共、顔打あかめて御返事も申さず、愧げなる有様いとゞ由ありて御覧じければ、實定思食入たる御氣色にて、疊紙に御手ずさみ有て、有子が前へ投させ給へり。

蒼波路遠—この句の下に白霧山深鳥一聲とあり、橘直幹の詩也、朗詠集に出づ
源氏中將云云—源氏物語須磨の卷

ど語申さば、明神の御計もあり、又入道もいちじるしき人にて、思ひ直さるゝ事も有なんと申ければ、近宗が計可然とて、やがて有御精進嚴島へぞ參給ふ。此は三月の中の三日の事なれば、明行空曙、四方の山々霞こめ、漕行舟の波間より、雲井遙に立隔、遠ざかり行悲さに、懸らましかば中々にと、思食けん理也。蒼波路遠雲千里と詠じつゝ、須磨浦をぞ過給ふ。行平中納言の、

旅人のたもとすゞしくなりぬらん關吹きこゆる須磨浦波

と詠じけん折しも被思出けり。抑源氏中將此浦に遷給し時、源氏琴を引良清に歌うたはせ、惟光に笛吹せて遊給しに、心とゞめて哀なる手など彈給ける。折しも五節君とて、源氏の御妾あり、父の大貳に相具して筑紫へ下りたりけるが、上とて彼浦風琴の音をさそひけるを聞て、

琴の音に引とめらるゝ綱手なはたゆたふ心君しるらめや

と聞えたりしかば、御返に源氏、

心有てひくての網のたゆたはば打すてましやすまの浦風

と有けんも、今更被思出けり。明石の浦を過給にも、かれならん源氏の大將須磨の浦

さか〱し—賢々し

仁義公—藤原公季

太公望—呂尚父

賢は愚にかへる—大智如愚の意なるべし

近召仕給ける侍に、佐藤兵衛尉近宗と云者あり。事に觸てさか〱しき者也ければ、何事も阻なく打解被仰合けり。彼近宗を召て宣けるは、平家は桓武帝の後胤とは名乘ども、無下に振舞くだして、僅に下國受領をこそ拜任しに、忠盛始て家を興、昇殿をゆるされし子孫也、當家は閑院の始祖太政大臣仁義公より已來、昔に奉仕代々既に大臣の大將をへたり、今宗盛に被越て世に諂ん事、爲身爲家人の嘲りを可招、されば出家をせばやと思召、いかゞ有べきと仰けるに、近宗申けるは、御出家までは有べからず、異國にも係ためしは多かりける、太公望は渭濱波に釣を垂、晉七賢は竹林寺に嘯き、庄公は夢澤に形を隱けれ共、樣をば替ずして賢王の世を俟き、是皆濁れる代を遁て德をかくし、賢世に出て位を高せり、就中今度の大將、朝家を可奉恨御事にあらず、偏に太政入道の我意の所行也、かゝる憂世に生合給へる御事口惜けれ共、賢は愚にかへると云事も候へば、今はいかにもして、入道の心を取せ給て、一日也共大將に御名を係させ給ふべき御計ごとこそ大切なれ、それに取て、安藝嚴島へ御參詣ありて、穗に出て此事を祈申させ給べし、彼明神をば平家深奉崇て、其社に內侍と云者を居られたり、彼內侍共每年一度は上洛して、入道の見參に入と承れば、懸御事こそ有しかなん

殿三位中將殿に被越奉らんは、上臈なればいかゞはすべき、宗盛に越られぬるこそ口惜けれと思はれければ、如何にもして平家を亡して、本望を遂んと思ふ心の附ける事こそ不思議なれ。平治逆亂の時事にあひ越後中將にて、既に死罪に被定しを、重盛其時は、左衛門佐にて、兎角申て頸を續たる人に非や、信頼卿の有樣を目渡見し人ぞかし。父家成卿は中納言までこそ至りしに、其末の子にて位は正二位、官は大納言に至り、歳僅に四十二、大國あまた賜て家中たのしく、子息所從に至まで、飽まで朝恩に誇たる人の、何の不足ありてか懸る事思立給けん、天魔彼身に入替、家の滅んとするにやと淺猿。德大寺の實定は、大將の宗盛に被越て、大納言を辭申されて、山家の栖に有籠居けり。嵐烈き朝、前中納言顯長卿に遣はしける、

夜半にふく嵐につけて思ふかな都もかくやあきはさびしき

顯長返事、

世の中にあきはてぬれば都にも今はあらしの音のみぞする

實定は既に山深籠居して、可有出家由披露ありければ、禁中にも仙洞にも驚思食けれ共、入道の計なれば末代こそ心憂けれとて、別に仰せ出す事なし。實定卿は、御身

班足王—印度摩訶陀國王父王牝獅と通じ王を生むと傳ふ

理運—理勢の至當なる義

り。遠他國を訪へば、班足王の臣下に、かむえむかしうは大臣を大道に斬て、雷に被レ裂て失にき。近吾朝を尋ぬれば、星御門の臣下に、日唯季道は、三公に昇らんと山王に祈申しかば、神に被レ罰亡にきといへり。（兩說可レ尋）横の義をば神祇不レ用云事なれば、かく示し給ふにこそ。

○左右大將事

係し程に、一二の大納言にて御座ける德大寺の實定卿も、花山院の兼雅卿も、樣樣ぞ被レ祈申ける。成親卿も成給はで、平家の嫡子、小松大納言重盛の、右大將にて御座けるが左に遷、弟の宗盛卿の、中納言にて御座けるが右になり、兄弟左右に相並給へり。大納言の上臈八人、中納言の上臈二人、十人の位階を越て成り給けるこそ優々しけれ、其中に後德大寺の實定は、一の大納言にて才覺優長にましくヽける上は、家の重代也、今度の大將は理運左右に及せ給はざりけるが、宗盛に越られ給ひてこそ極なき御恨にて有けれ、定て御出家もやと申沙汰しける程に、大納言を辭し申て引籠らせ給けり。成親卿は指も恐ろしき夢に思止たりけるが、猶本病發て、德大寺花山院に越れんは理運也、

の字句を逐一に讀み行く事

孔雀經─三卷あり、孔雀明王の神咒(陀羅尼)を說けり

の木に山鳩二羽出來て食合落て死にけり。大菩薩の第一の仕者也。此直事にあらずとて、時の別當聖聖此由を奏聞す。卽神祇官にて御占あり。天子大臣の非御愼臣下怪異とぞ申ける。成親卿はこれにも更に恐ず、猶又賀茂上社に、仁和寺の俊堯法印を籠て、孔雀經の法を行。下の若宮には、三室戸の法印某籠て、蔡吉尼の法を修す。七箇日に滿日、晴たる空俄に曇、雷電雲に響き、風吹雨降なんどして、天地震動する事二時ばかり有て、彼寶殿の後の杉に雷落係つて燃けり。雷火他に不移とこそ云傳たれども、若宮に移て社は燒にけり。神は不稟非禮と云事なれば、非分の事を祈申されければ、係るふしぎも出來にけり。大納言は、僧も法も輕て神心がなければこそ神も不法の祈誓をとがめて、加樣の懈怠もあれとて、七日精進して、下社に七箇日籠て、所願成就と被申けり。七日に滿ずる誰がれ時ばかりに、夢現とも覺えず、赤衣の官人二人來て、大納言の左右の手を引張社頭の白砂に引落す。こはいかにとおぼす處に、大明神御殿の戶を推ひらかせ給ひて、かく、

櫻花賀茂の河風恨むなよ散をばわれもえこそとゞめね

と高らかに大納言の耳に聞えければ、身にしみおそろしくて、大將の所望はやみにけ

第二の御女、ことし十五歳に成せ給ふ。法皇の御猶子の儀にて御入内あり、中宮德子とぞ申。七月には相撲の節なんど聞えき。小松大將指當花やかに最目度ぞ御座ける。可ㇾ然宿報にて官位こそ思さま也とも、みめ貌は心に叶べきにはあらね共、何事も闕たる事なし。爭角は御座やらんと、人々ほめ被ㇾ申けり。子息の少將より始て、弟の公達に至るまで、形人に勝給へり。大將情深き人にて、詩歌管絃神樂の歌、笛なんどをも勸め敎給たりければ、公達までも難ㇾ有樣しに申合り。

○成親望㆓大將㆒事

妙音院入道師長、其時は内大臣左大將にておはしけるが、太政大臣を申させ給はんがために、大將を辭し申されけり。今度は後德大寺實定卿、御理運の大將也。若又殿の三位中將師家なんどや成給はんずらんと申ける程に、新大納言成親卿、ひらに被ㇾ望申けり。院の御氣色もよかりければ、內外に附て奏申ける上に、諸寺諸社に樣々の大願を立て祈申。大納言自春日の社に、七箇日籠て祈誓し給けれ共、指て驗なければ、貴僧を八幡宮に籠て、眞讀大般若を始給へり。眞讀半分計に成て、高良大明神の御前なる橘

○朝覲行幸事

嘉應三年正月三日、主上御元服有、十三日に朝覲の行幸と聞えき。法皇も女院も、旁御珍く花やかに待申させ給けり。初冠の御姿最嚴く、翠の山に月の出が如く、羅の内に梅の綻たるに似させ給へり。改の年の始の御事なれば、人々も殊御祝の事共申て悦申給へり。朝覲の行幸とは、漢高祖位につきて後、五日に一度父の太公が家に朝覲して、深く父子の禮をなす。太公が家司賢き者あり。太公問云、天に二の日なく、地に二の主なし、高祖は子なれ共、人主なり、太公は父なれ共、人臣也、何ぞ人主として人臣を可レ拜哉、角のみあらば中々悪かりなんと云、其後高祖朝覲するに、太公門に下向へり。高祖大に驚て、何事にかと問。太公答云、家司申旨如レ此、其言誠にもと覺ゆ、爭か賤が身にて、天下法を亂らんと云道理也と云ければ、高祖太公を拜する事を止たりけれ共、さりとて重恩の父を拜せざるべきにあらねば、太公を貴うして太上皇とせり。さて又朝覲あり。高祖家司が言を感じて、五百斤の金を給。我朝にも帝王の父を、太上天皇として朝覲する事は此故也。今年四月廿一日改元ありて承安元年と云ふ。三月には、太政入道の

雁俣を逆にはくと申共、本取を切るゝ程にては、人をするまでこそなくとも、命生て人に面を合せてんや、所詮不肖の身を以て出仕をすればこそ、左樣に臺名をも流し候へとて、御暇を申して、出家して引籠りけるこそ賢き樣にてをかしかりけれ。廿二日の朝六波羅の門の前に、をかしき事を造物にして置り。土器に盛菜を高杯にもりて、折敷にすゑ、五尺計りなる法師のはぎ高にかゝげたるが、左右の肩を脱てきる物を腰に卷集、箸を取てにたる瓶の汁を差貫て、かはらけの汁をにらまへて立たるを造て置けり。上下萬人之を見れども、何心と云事を不レ知。小松殿へ人參て、係る癖物こそ候と申ければ、あゝ心憂事也、はや京中の嘲れ草に成て、作られけり作られけり、其造物こそむし物におひて、腰がらみと云事よ、弓矢取身は軍に合ひてこそ剛をも顯し威をも振べき事なるに、思もよらず攝祿の臣に奉レ向、かゝるをこがましき事仕出たれば、造物にもせられけりとぞ口惜被レ仰ける。攝政殿角事に合給ければ、廿五日に院の殿上にて、御元服の定あり。さて有べきならねば、攝政殿は十二月九日、兼宣旨を蒙らせ給て、十四日に太政大臣にならせ給ふ。十七日には御悅申あり。此は明年御元服の加冠の料也。平家の一類以外に苦咲てぞ見えける。

蒸物におひて腰がらみ—弱者に對して暴威を振ふ喩なるべし

加冠—髻を引入れ冠を加ふる人、最も其人物を重んず

は因幡前使
鳥羽國久丸
と記せり

大織冠―鎌
足

ながら近く參て、我君いかに〳〵と申ければ、直衣の袖を御かほに押あて、泣々有ニ還御一。御出の花聲なりつる御有樣に、淺猿き下部計にて還入せ給けるこそ悲けれ。攝祿臣の係る憂目を御覽ずるも、直事にあらず、子細あらんか。內裏には左大臣經宗、右大臣兼實、內大臣雅通、大宮大納言隆季、左大將師長、源中納言雅賴、五條中納言邦綱、藤中納言資長、平宰相親範、修理大夫成賴、左大辨實綱卿ぞ殿上に候せられて、殿下の御參を奉レ待られける程に、前大相國より內舍人安遠を御使として、殿下の御事を被レ申たりければ、光雅今夜の定延引之由依ニ觸申一各被ニ退出一けり。此事忽に天意に逆つて深く背ニ冥慮一ければにや、去比大織冠の御影破れ裂たりけり。かゝるべきしるしとおそろし。祕本に云、入道相國は、福原にて逆修おこなはれけるあひだなり、平大納言重盛の所爲也ときこえきと、普通に大にかはれり。平大納言重盛聞レ之、淚ぐみ給ひ大息つきて、噫呼家門の榮花旣に盡なんと、あながちに被レ歎けれども、入道はさて物こりし給へとぞ悅ける。殿下御伴なりける多田源三藏人と云者は、もとゞりきられたりけるが、終レ夜髮結續、絹紋紗の狩衣著て、殊に引繕院御所に參て申けるは、實や殿下の御作中たる人々、皆もとゞり被レ斬たりと云聞えあり、淺間敷事共にこそ侍れ、哀某弓矢の藝に携て、

直廬―禁中に於ける攝關の控所

すくやか者―健者とも剛者とも書く

松の出納―誰とも分らず、平語に

關白殿これをば爭可ㇾ知ㇾ召なれば、大内の御直廬へと思食て、常の御出仕よりも花やかに、前驅御隨身殊に引繕ひ給て、中御門、東洞院の御宿所より、大炊御門を西へ御出なる。堀河猪熊の邊にて、兵具したる者三十騎計走出て、前驅等を搦捕けり。安藝守高範ばかりぞ御車に副て離れざりける。式部大輔長家、刑部大輔俊成、左府生師峯等も、本どりをきらる。結句車の物見打破、太刀長刀を差付ければ、只夢の御心地ぞし給ける。高範車を趣てあやつり懸けるを、難波太刀を拔て御車に向けり。高範心うさの餘に走より、狼藉の奴原也、何者ぞとて組たふしてころびけるが、高範すくやか者にて、難波を押へて拳を把り頸を打。郎等主を助んとて、高範が本どりを取引上たり。經遠力を得て、馹返して主從二人して、手取足取せゝり倒して、髻を切とて、是は汝をするには非とぞ句ける。淺増と云も疎也。左近將監盛佐は、馬を馳て迯けるを、打落て是をも搦てけり。御隨身忠友馬より下て、御車の前に進で可ㇾ有二還御一かと申ければ、轅を廻されける間に、武士以二鏑矢一忠友を射。忠友地に平て傾たりければ、其矢頭の上を通る。危きとぞ見えける。御伴の者四方へ逃隱にければ、只御車副一人、松の出納一人ぞ殘たりける。縣樣先代も無二其例一、後代も難ㇾ有。難波妹尾かく振舞て歸ぬ。高範もとゞりきられ

氣折に一氣折れずの誤にや、又は氣の習はしとしてなどの義か

大明神入替せ給て、君と共に國を治、民を育まします、尤可ㇾ奉ㇾ仰御事也、今御權威にほこりて、其恥を報はん事不ㇾ可ㇾ然、是は一門衰微にも成侍ぬと覺候、されば以ㇾ德勝ㇾ人者は昌、以ㇾ力勝ㇾ人者は亡と云事あり、加樣の事よりこそ天下の大事も出來り、家煩とも成事なれ、老子經に、天下難事は必作ニ於易一、天下の大事は必作ニ於細一といへり、能可ㇾ有ニ御愼一事にや、人上は百日こそ申なれ、只披露せぬには過じなど被ニ宥申一ければ、聞人ゆゝしき賢臣哉とぞ思ける。侍共を召て少き者相具して、加樣の事仕出しける條、以外の狼藉也と仰ければ、供したりける者共も、皆恐入てぞ有ける。角て小松殿は歸給ぬ。され共入道は猶腹をする爲かねて、田舍侍の氣折に、こはぐしかりけるが、上臈も下臈もわきまへず、主より外には恐しき事なしと思ひて、前後を不ㇾ知ける難波妹尾に下知し給けるは、重盛はゆゝしく大樣の者にて、子の恥をも親の嗔をも不ㇾ知、樣樣制止つれ共、他家の人の思はん事こそ愧しけれ、傍輩の爲に越前守が恥すゝけ、伴にあらん者共がもとゞりきれとぞ宣ける。難波妹尾は興ある事に思て、内々有ニ其用意一。

○殿下事會事

府生—近衛府の下役、多く攝關以下の隨身となる

政所—撿非違使廳

言重盛の許へ被ㇾ召渡けり。其上藏人右少辨兼光を御使として、事の由を被ㇾ謝仰ㇾければ、大納言大に畏申されて、居飼舎人等をば則返進たりけれども、尙牛飼御舎人各三人、撿非違使基廣に預給。御隨身四人、御厩に下されける。内に府生兼清、政所に下さる。彼兼清は制止を加たりけるに依て、被ㇾ行ㇾ輕罪ㇾけり。前驅七人追却られけるに、入道孫に子細を問ければ、資盛有の儘に申す。入道安ず思、大に嗔て宣けるは、縦攝政關白におはす共、淨海が孫といはん者には、などか一度の可ㇾ無ㇾ勞心ㇾ家貞必資盛が恥を雪けとぞいはれける。

○小松大臣教ㇾ訓入道ㇾ事

小松殿此事を聞給て、いそぎ入道の許へ參じ申されけるは、御報答の仰努々有まじき事に候、重盛が子共、平殿上人にて、殿下の御出に參會て、致ㇾ無禮ㇾこそ尾籠に侍れ、縦越前守こそ若者にて、骨法不ㇾ知とも、相具たる侍共が、不思議に覺候、彼等をこそいかにも可ㇾ有ㇾ御勘當ㇾ事と覺ゆれ、資盛全恥にて侍るまじ、誠に武士なんどに合て、懸目に合たらば、御鬱深かるべし、上下品定れり、不ㇾ及ㇾ敵論ㇾ、攝籙の臣と申は、忝も春日

攝籙—攝籙、攝政の異名

栴檀樹は二葉より香し—觀佛三昧經に出づ

伊蘭—四十由旬の間を薫ずる臭木にして其花を食へば狂死す

頻迦—極樂に住める妙音の鳥

りければ、當時の攝籙基房公號松殿參給けり。還御の後殿下三條京極を過給けるに、三條面に女房の車あり、夕陽の影に車の中透て、曇なく見透、烏帽子著たる者乘りたりけり。居飼御厩舍人等、車より下べき由責けるに、出入ずしてやり過んとしけるを、狼藉也とて、前の簾竝に下すだれを切落たりけるに、葛の袴を著たる男あり、車を馳て逃けるを、追懸て散々に打けり。車六角京極の小家にやり入にけり。件の男は太政入道の孫、越前守資盛也けり。彼人笛を習はんとて、式部大輔雅盛が家に行たりけるが、歸ける間參會にけり。資盛歸て父小松殿にしか申ければ、御出に參會て車より下ざりけるこそ尾籠なれ、栴檀樹は二葉より芳くして、四十里の伊蘭林を翻し、頻伽鳥は卵の中にてあれども、其聲諸鳥に勝たりといへり、幼稚と云は五六歳の時也、汝十歳に餘れり、爭禮儀を存ざらん、人に上下の品あり、官に淺深の法あり、政は横なきを基とし、禮は敬のみを以本とせり、傍輩猶以敬べし、況於攝政家をや、加樣の事にこそ世の大事も引出せ、供したる侍共が、物に心得ねばこそ係る狼藉をも現じ、無禮の目にも合とて、大にしかり被教訓けり。殿下の御供の者も、平將の孫とも知ず、資盛が供の者も、殿下の御車とも不知けるにや、係事出來れり。殿下此事を聞給て、居飼御厩舍人等、平大納

渡す。蚫をば一の瀧壺に被放置たりと云。白河院御幸時、彼蚫を出被、只、海人を召て瀧壺に入られたりければ、貝の大さは傘ばかりとぞ奏し申ける。參詣上下の輩、萬の願の滿事は、如意寶珠の驗也。飛瀧の水を身にふるれば、命の長事は彼蚫の故とぞ申傳たる。花山法皇の御籠の時、天狗樣々奉妨ければ、陰陽博士安倍晴明を召て被仰含ければ、晴明狩籠の岩屋と云所に、多の魔類を祭り籠。那智の行者不法解怠のある時は、此天狗共嗔をなして恐しとぞ語傳たる。

○熊野山御幸事

平城法皇、花山法皇、白河法皇、三山五箇度。堀河院、三山一度。鳥羽法皇、三山八度。後白河法皇、本宮三十四度、新宮那智十五度。

○資盛乘會狼藉事

平家の事樣御目醒く被思召、院は有御出家けれ共、彼一門は猶思知ざりけるにや、心の儘にぞ振舞ける。其中然べき運の傾くべき符にや、同二年七月三日、法勝寺へ御幸あ

嚴王品—法華經廿八品の一、正しくは妙莊嚴王本事品

三山—本宮新宮那智、本宮は別に證誠殿と唱へ新宮那智をば兩所權現と云ふ

れば、懐より笛を取出て、ちと吹鳴し、嚴王品の王出家已後、常勤精進、於八萬四千歳修行妙法花經と打上て、一枚ばかり讀たりけり。經には王出家已とこそ有に、已後の文字は、めづらしき心の巧に讀附たりとぞ人々感じ笑ける。

○法皇熊野山那智山御參詣事

法皇は御出家の思出に熊野御參詣あり、三山順禮の後、瀧本に卒堵婆を立られたり。智證門人阿闍梨瀧雲坊の行眞とぞ銘文には書かれたる。さまでなき人の門流を汲だに嬉きに、昔は一天の聖主、今は三山の行人、御宸筆の卒堵婆の銘、三井の流れの修驗の人、さこそ嬉しく思けめ。書傳たる水莖の跡は、今まで通らじ、昔は平城法皇の有二御幸一ける由、那智山日記にとゞまり、近は花山法皇御參詣、瀧本に三年千日の行を始置せ給へり。今の世まで六十人の山籠とて、都鄙の修行者集りて、難行苦行するとかや。彼花山法皇の御行の其間に、樣々の驗德を顯させ給ける其中に、龍神あまくだりて如意寶珠一顆、水精の念珠一連、九穴の蚫貝一つを奉る。法皇此供養をめされて、末代行者の爲にとて、寶珠をば岩屋の中に納られ、念珠をば千手堂のへやに納られて、今の世までも先達預レ之

御逆修—生前に死後の冥福を祈り置く法會

色代—御挨拶

還殿上—ここには人主の重祚を云へり、亦以て當時の風俗を觀るに足る

尊覺權大僧都公顯也。今度皆智證の門徒を用らる。御布施をば大相國已下ぞ被二執行一けり。今日より始て五十箇日の御逆修あり。八月八日結願せらる。故に二條院は御猶子也しか共、先立せ給ぬ。新院は嫡孫、當今は又御子にて御座せば、向後迄も憑しき御事なれども、平家朝威蔑ろにするも目醒く思食ければ、穢土の習人の有樣も、いとはしく思食ければ、十善の鬢髮を落、九品の蓮臺を志給ふも最貴し。平家の振舞中々御善知識とぞ思食す。御出家の事兼て有二披露一ければ、雲上人御前に候て、目出度御事と色代申ては、御齡も盛に御座せば、今暫なんど申合れけれ共、入道淸盛は善惡物申さず。さこそと思けるにや。帝王御出家の事、孝謙女帝御餝を落させたまひて、法名を法基と申しよりはじまれり。のちには還殿上して、稱德天皇と申き。それより以來、平城、仁明、淸和、陽成、宇多、朱雀、圓融、花山、一條、三條、後三條、白河、鳥羽、讚岐、當院、以上十六代法皇の尊號あり。

○有安讀二嚴王品一事

一院出家の後、法住寺殿にて御徒々に思召けるに、飛驒守有安を召て、讀經仕れと仰け

一院—後白河院

○一院御出家事

高倉院踐祚之後は無㆓諍方㆒一院萬機之政を聞召しかば、院中に近く召仕るゝ公卿殿上人以下北面の輩に至るまで、程々に隨うて官位俸祿身にあまるほど蒙㆓朝恩㆒たれ共、人の心の習なれば、猶あきたらず覺て、平家の一類のみ國をも官をも多塞たる事を目醒く思て、此人の亡びたらば其はあきなん、彼者が死たらば此官はあきなめと心の中に思けり。不㆑踈輩は寄合々々私語折々も有けり。一院も被㆓思召㆒けるは、昔より朝敵を誅戮する者多けれども、角やはありし、貞盛、秀郷、將門を討せしも、勸賞には秀郷從四位下、貞盛從五位上に被㆑敍、康平に賴義が宗任を誅しも、勸賞には賴義伊豫守に任じ、息男義家敍㆓從五位下㆒、上古已如㆑此、末代不㆑可㆑過㆑之、逆臣の亡ぶるは王法の威也、勇士の力と思べからず、清盛かく心の儘に振舞こそ然べからね、是も末代に及で王法の盡ぬるにや、迚も由なしと思食立せ給て、一筋に後世の御勤思召たつと聞えし程に、仁安四年四月八日、改元ありて嘉應と云。嘉應元年己丑六月十七日、上皇法住寺殿にして御出家あり、御歲四十三。御戒師は、園城寺の前大僧正覺忠、唄法印公舜、憲覺、御剃手、法印

昭穆―宗廟の制は中央に太祖廟を左方（昭）に二四六代を右方に（穆）三五七代を配す、轉じて眷屬の次第を正す義にいふ

御せうと―御兄人

にて御卽位あり。春宮とは帝御子を申、亦太子とも申、御弟をば大弟と申。其に此主上は御甥にて三歲、東宮は御叔父にて六歲也、昭穆不相叶、物騷といへり。但一條院は七歲にて、寬和二年七月二十二日、御卽位あり。三條院は十一歲にて、同三年七月十六日に春宮に立給、非無先例と申す人もあり。六條院二歲にて禪を受させ給たりしか共、僅二三年にて、同年二月十九日、春宮踐祚有しかば、御位を退せ給ひて新院とぞ申ける。御年五歲に成せ給へば、未御元服も無童なる帝にて、太上天皇尊號、漢家本朝これぞ始なるらんと珍き事也。終に安元二年七月二十八日、御歲十三にて隱させ給き、哀なる御事也。仁安三年三月廿日、大極殿にして新帝有御卽位、此君位につかせ御座ぬれば、彌平家の榮とぞ見し。國母建春門院と申は、平家一門にて渡らせ給ふ上、取分て入道の北方二位殿、又女院の御姉にて御座ければ、相國の公達二位殿腹は、當今には御外戚に結ほほれ進て、いみじかりける事也。平大納言時忠卿は、女院御せうとに御座ける上、主上の御外戚にて、內外に附たり。執權の臣とぞ振舞ける。敍位除目偏に此卿の沙汰也ければ、世の人は平關白とぞ申ける。

諒闇—信默の義

皇子—高倉院

波卷第三

○諒闇事

永萬元年七月二十八日に、新院隱れさせ給しかば、天下諒闇にて御禊大嘗會も行れず、雲の上人花の袖窄にければ、人皆愁たる色なり。諒闇は神武天皇崩じ給ければ、綏靖天皇よりぞ始られける。天子の親みに奉レ別ぬれば、四海の內一天下皆禁忌なれば、諒闇と云也。

○高倉院春宮立御卽位事

同十二月二十五日、故建春門院位未淺して、東の御方と申ける時の御腹の皇子、五歲に成せ給けるにぞ、親王の宣旨を下されける。年來は被二打籠一御座て幽也けるが、今は萬機の政一院聞召せば、無二憚一被二宣下一けり。同二年八月に改元ありて仁安と云ふ。仁安元年十月七日、高倉院六歲、東三條にて春宮立の御事あり。同二年二月十九日、御年七歲

壁に耳ありー詩經小雅小辨に君子無二易由レ言耳屬レ于レ垣

火坑變生池ー觀音の通力にて火坑を變じて池ともなすべきかと也、法華經普門品に出づ

跡なし者ー無宿の惡戲者

ありとて、拔足して退出する族も有けり。清水寺回祿の後朝、燒大門の前にかくぞ書て立たりける。觀音よく〳〵火坑變成池は、いかにと誓ける事ぞと。翌日返札と覺しくて、歴劫不思議の事なれば、不レ及レ陳とぞ書たりける。又いかなる跡なし者の態にか有けん、哀札に書て立副たり。補陀落山に在し間なれば、火不能燒の驗はなしとぞ書たりける、に淺猿き中にも、をかしかりける事共也。同十日祇園所司奏狀を進る。興福寺衆徒、當社を燒拂はんとす、官兵を賜て可レ被二守護一、不レ然ば神體を奉レ負可レ登山とぞ申入ける。又山階寺の大衆、參洛を企て、延曆寺末寺末社を可二燒拂一之由言上しければ、藏人木工頭重方、勅定を蒙て彼寺別當に仰けるは、任二意趣一可二上奏一、不レ押二參洛一者別當已下可レ有二違勅罪一とぞ被二宣下一ける。同十二日、法務僧正惠信、官を被レ辭、又源義基、伊豫國に配流。是は先日彼僧正卒二義基等一發二向南都一、是山階寺の大衆、今度蜂起之間、僧正可二與力一者可レ免二衆勘一之由衆議を成ければ、僧正承諾して發向す、仍被レ行二其罪一けり。先帝崩御の後、今日相二當二七日一けり。被レ行二刑罰一けるこそ最甚しく覺えけれ。

三寶―佛法僧

天に口なし―文德實錄に「天無ㇾ口假二人口一」とあり

を忘て、今上下の禮を背けれ共、君として其罪を責るにあたはず、臣として其咎を恐る
る事なし。朝家の恥武將の驕、只此事にあり。是又平家の狼藉の第二度也。重盛卿御
送に參りて六波羅へ歸り、父に向て、さても一院の御幸こそおそれ覺ゆれと宣ければ、
清盛は、思召寄仰す旨の聊もあればこそ平家追討と云事も洩聞ゆらめなれば、御幸有と
ても不ㇾ可ㇾ被二打解一、慎られければ、重盛は、此事ゆめ〳〵色にも詞にも出させ給べからず、
保元平治より、逆臣を誅罰して勳功端し多し、今に至まで、君の御爲不忠を存ぜられず、
何に依てか一門追討の御企有べき、加樣の事にこそ人の心つきて、實なき事に惡事を
も思出す事に候、向後も叡慮に背き給はず、人の爲に惠を施さんと思召ば、神明三寶
の御加護有べし、去ば御身の恐有るべからずとて被ㇾ立ければ、清盛、此の重盛はゆゝし
く大樣の者かなとぞいはれける。一院は六波羅より還御の後、踈らぬ近臣按察使入道
資賢を始て、人々御前に候はれけるに、仰の有りけるは、平家追討とは何者か云ひ出し
けるやらん、加樣の事は浮說なれ共、世の大事に及ぶ也と被ㇾ仰ければ、諸人口を閉て物
申事なし。西光法師折節御前近く候けるが、天に口なし人代ていへり、驕て無禮なるは
是天罰の徵なり、清盛以外に過分也、亡びん瑞相にやと申ければ、人々聞ㇾ之、壁に耳

心を一境に安住せしむる義
闍提—大悲菩薩の衆生濟度のため故意に涅槃に入らざるもの
廿八部衆—觀音の侍屬
見紋紗—見は當字、絹を正とす

も、薩埵之弘誓を仰ぎ、土民七道の男女も、闍提の悲願を憑けり。懸る目出き大伽藍精舍は、煙と上つゝ、佛像灰と變じけれ。千手の廿八部衆照見、誠に難レ知。衆徒かく燒拂て歸登にけり。平相國清盛徒に數千の軍兵を集置といへ共、更に咫尺の災難を救ふ事なし。衆徒惡行を致せども、武勇防制せず、王威の衰微、佛法の破滅、此時にあり。清水寺燒失の後、切堤川原の武士等陣頭に參ず。子細を爲レ被二召問一賴政を陣の中にめさる。賴政は白き見紋紗の水干、小袴に藍摺の帷著て、立烏帽子に太刀帶て、胡籙を不レ負ば、淺沓をはけり。渡邊の源三競と云ふ郎等一人相具せり。誠に花やかに由ありて見えたり。子息伊豆守仲綱已下の隨兵は、門外に候ひけり。源氏の作法優にして異レ他也と、見物の上下感申けり。兼の荅說に、清盛卿の事と聞えければ、六波羅には武士雲霞の如く馳集る。大内を守護する者も、平將の亭に馳行ければ、左衞門督重盛卿は、當家追討の披露一定僻事にこそ、參て御氣色伺はんとて、院參し給ける程に、上皇は又閑荅の說を爲レ被二謝仰一六波羅へ御幸あり。左衞門督公光卿、治部光隆卿供奉せられたり。重盛卿道にて參會給ひ、御供申て奉レ入。平中納言清盛は、用心の爲にや所勞と稱して見參に入らざりければ、空く還御有けり。河陽之蒐春秋猶忌レ之といへり、忽に君臣の道

六時三昧｜晝夜六時に三昧に入る、三昧は三摩地、等持とも云ひ定を修して

○清水寺縁起竝上皇臨二幸六波羅一事

此清水寺と申は、昔大和國子嶋寺に沙門あり、其名を賢心と云。淀河を渡給けるに、水の中に金色の一筋の流れあり、是直事に非ずとて、流に隨て源を尋ぬ。山城國愛宕郡に、八坂鄕東山の邊り、清水の瀧の下に至れり。怪しげなる草庵あり、中に白衣の居士あり。年齡既に老々として、白髮さらに皓々たり。賢心問て云、汝は是誰人ぞ、こゝに住して幾年をか經たると。居士答云、我をば行叡と云、此地に住事數百歲、心に觀音の威神力を念じ、口に千手の眞言を誦す、我に東國修行の志あり、汝慥に聞、此草庵の跡は伽藍を立べき勝地也、前なる株は觀音の料木也、必汝宿望を果すべしと云て、東を指て去にけり。賢心此に住して、六時三昧怠ず、練行坐禪年經ける程に、坂上の田村丸、東山遊獵の次に、種々の瑞異に驚て、賢心と師檀の契を結びつゝ、寶龜十一年に始て伽藍を草創して、金色八尺の千手觀音を造立す。延曆大同に佛殿を造闢て、清水寺と號せしより以來、星霜已に四百餘歲に及けり。嵯峨天皇御宸筆の勅書には、以二清水寺一宜レ爲二鎭護國家之道場一と被二宣下一たり。誠古仙經行之聖跡、大悲利物之靈嶋也。天子萬乘の聖主

空輪―相輪九輪など云ふ、塔上を飾る輪相也

赤日―日光

しつ。勾践後に大軍を起て、終に呉王を亡しけり。會稽山を論じて、軍に負尿を飲は恥也、本國に還て敵を討て、彼山を知は恥を雪る也、故に會稽の恥を雪といへり。去七日は山門額を切れて恥に及、今九日には清水煙と上て面を濯ぐ、實に恥を雪と云べきにや。京童部が云けるは、山僧は出樂法師に似たり、打敵をば打返さで、傍なる者を打樣に、興福寺の衆徒に額をきられて、清水法師が頭をはりたりとぞ笑ひける。昔嵯峨天皇の后に、春子女御と申は、二條右大臣、坂上田村丸の御娘也。御懐姙の時、御產平安ならば、我氏寺に三重の塔をくまんと御願を被立たり。その驗にや平に王子御誕生あり。第三の王子に、門居親王とは此御事也。御宿願を遂げられんが爲に官府を申承和四年に建立せられたりし三重の塔婆、空輪高く耀きて、寶鈴雲に響しも燒にけり。猛火爰に止て、本堂一宇は殘たり。大衆既に歸り上らんとしけるに、東塔南谷教光坊大阿闍梨仙性とて、學匠の而も大悪僧也けるが、進出て僉議して云、罪業本より所有なし、妄想顚倒より起る、心性源深ければ、衆生卽佛なり、罪として更に不恐、本堂に火を差や〱と申ければ、衆徒尤々と一同して、手々に火をともしつゝ、堂の四方に付たれば、黒煙はるかに立上り、赤日のひかりも見えざりけり。

も、大勢雲霞の如くなりける上に、時刻を經ずやがて坊舍に火を懸けたり。折節西の風烈く吹て、黑煙東に覆ひければ、寺僧今は防戰ふに無力、本意を負、坊舍を捨て、延年寺、赤築地二の閑道へぞ落行ける。さてこそ山門は、會稽の恥をば雪ぬと思けれ。會稽の恥を雪とは、異朝に稽山の洞と云所あり、靈山とも名、會稽山とも申也。吳越の境に在之とか、兩國境を論じて代々に軍絶えず。此山には桑多生じて、蠶繭をつくり、絲を出し綿を成故也。越國の允常王と吳國の闔閭王と、此山を論じて合戰絶えざりける程に、吳王軍に討れて、越王知之。越王の子に勾踐と云ふ王あり、吳王の子に夫差と云ふ王あり、互に親の敵也ければ、勾踐思けるは、夫差が父をば我父誅之、されば我をば敵と思て、定てうたんと思ふ心有らんとて、軍を起て戰ふ程に、あやまちて勾踐被虜たり。吳國に止誡られて本國に歸事をえず。勾踐木をこり草をからぬ計に奉公しければ、死刑を被宥召仕はれけり。夫差病する事有き、療術力なきに似たり。醫師の云、尿を令歃味を以て存否をしらんと云けれ共、彼を飲んと云臣妾なし。因勾踐が云、我無益の謀叛を起して誤ちて虜れぬ、其咎死刑にありと云へども、君の惠に依つて命を助けられたり、厚恩生々に難報、須恩を謝せんと云て飲之。夫差其志の深事を感じて、本國に返遣

逆茂木—鹿砦、樹枝を植ゑて籬とし敵を防ぐ物

蟷螂云々—身分不相應の野心あるに喩ふ

す。陣の口には、雜役の車を以逆茂木に引、隨兵東西に馳迷て、偏に迷惑の體也。撿非違使季光を切堤へ遣して形勢を見せらる。歸參して申けるは、衆徒數百人、山路より菩提樹院を透りて靈山に群集す、山路に於ては相防に無力由をぞ申入ける。清盛の事と聞えければ、右兵衞督重盛卿、修理大夫頼盛朝臣、左馬守宗盛朝臣已下、一族の人々、六波羅に馳集る。衆徒を防ぐ心なくして、堅く城内を守る。去程に大衆の下向は、平家の事には非、去七日の額立論に、會稽の恥を雪んが爲に、興福寺末寺なれば、清水寺を燒拂はんとて下ると云ければ、清水法師老少をいはず騷あへり。俄事にてはあり、物具の有も無もいはず、二手に分て相待けり。一手は清水清閑兩寺の境掘切りて逆茂木引て、瀧の尾の不動堂より木戸口まで、五百餘騎にて固めたり。一手は山井の谷の懸橋引落して、西の大門に垣楯かき、食堂廻廊木戸口まで、一千餘騎には過ざりけり。京童部が申けるは、「蟷螂擧手招毒蛇、蜘蛛張網襲飛鳥」と云喩は此事にや、山門の大勢に敵對して、危々とぞ咲ける。山門大衆追手搦手二手につくる。搦手は大關小關四宮川原も打過ぎて、苦集滅道や清閑寺、歌中山まで責寄たり。追手は西坂本、下松、今道越を打過て、清水坂、晴尾の觀音寺まで責付たり。清水法師も思切、楯の面に進出て、散々に戰けれど

荒間の轡、革二三枚重れ鐵など加へ鞣革にて粗く綴づる
草摺長ー草摺の部分を特に長く著用せる也
おれこだれー體を打傾くる義か
會憤ー御葬送當夜の遺恨を霽らさんとするをいふ

寺の額を大長刀に取具して、高く指上て延暦寺の額の上に、我寺の額を立副て、皆紅の月出したる扇披、山門の衆徒に向て申けるは、先規に任て額をさけられて、衆徒安堵せられよやとて、高聲に申けれ共、山門の衆徒良久申旨なし。觀音房、勢至房、長刀にて延暦寺の額を二刀切て、衆徒の所存共心をえず、我と思はん大衆は、落合や／＼と訇て馳廻けれ共、落合者共なし。二人の者共は、うれしや水鳴は瀧水と歌て、おれこだれおれこだれ、一時計舞たりける。延暦寺の大衆先例を背き狼藉を出す程ならば、其庭にして手向へすべきに、臆病の至り歟、所存のあるか、一言をもいはざりけり。一天の君、萬乘の主、世を早せさせ給ぬれば、心なき草木までも猶愁の色有べし、況人倫僧徒の法に於をや、而をかゝる淺猿き事し出して、式作法散々と有ければ、高も卑もをめき叫び、東西に迷けるこそ不便なれ。同八月九日、山門の大衆下洛すと云披露あり。巷説一に非ず、或は清水寺へ押寄せて可燒拂とも云、或上皇大衆に仰て、事を南都の會憤によせて、平相國清盛を可被誅由聞えけり。兵庫頭頼政、大夫尉信兼、左衛門尉源重貞、同尉爲經、康綱等を切堤へ差遣て被守護。内藏頭教盛朝臣は、立烏帽子に冑を著す、若狹守經盛朝臣は、折烏帽子に冑を著す、大夫尉貞能已下、甲冑を著して皇居の四面を守護

第四箇度に適御供養有ける日、空掻曇り雨降て、俗も僧もしほ〳〵として、法會の儀式最興醒たりければ、天氣逆鱗有て、雨を器に受入て、獄舎に被入たりしをこそ珍しき事に申しに、郭公の禁獄先例なし。位を去せ給ふ事、今に不始事なれども、六月に御座をすべらせ給て、何しか七月に崩御、怪鳥殿上に入ける故にや、本文もおもひしられ哀なり。

○額打論附山僧燒清水寺竝會稽山事

新院御葬送の夜、延暦興福兩寺の大衆、額打論して狼藉に及べり。その故は、主上御葬送の作法は、諸寺諸山の僧徒等、悉く供養して我寺々の額を立、次第を守て御供を仕る。南都には、一番には東大寺の行を立て額を打、二番には興福寺の行を立て額を打、其外末寺々々打竝ぶ。北京には、一番に延暦寺の行を立て額を打、山々寺々次第を守て立竝るは先例也。爰に山門の衆徒、今度の御葬送にいかゞ思ひけん、東大寺の行の次に、延暦寺の額を打たりければ、興福寺の大衆の中に、東門院の觀音房、勢至房と云ふ惡僧あり、三枚皮威の大荒目の鎧、草摺長にさゞめかし、三尺五寸の太刀前低にはき、興福

北京—京都

大荒目—大

きて黑塗の夾木にて夾む、武官の粧也

野鳥入室――賈誼の鵩鳥賦等を引けるにや

りし事共也。后宮より奉始、御身近召仕れし女房、恩祿あつく賜へりし卿相雲客御追を結ひ、後れ奉らじと歎悲み給けれども、死に隨ふ習なければ、只御一所送捨進せて、泣々還合せ給。比は秋の最中の事なれば、雲井を照す月影、尾上にかよふ風の音、萩の上風身にしみ、秋が下露置ませば、山分衣しほれつゝ、ぬれぬ所ぞなかりける。叢にすだく蟲の音々も、我を訪ふ心地して、いとゞ哀ぞ増ける。さても宮に還れども、無御跡の習にて、高きも賤きも、涙の露にぞ袖ぬらす。近衛大宮は、先規なき二代の后に立せ給たりけれ共、さまで御幸も御座さず、いつしか此君にも後れさせ給ひしかば、やがて御髮おろさせ給て、北山の麓に引籠らせ給ふなるこそ哀なれ。今年の夏、郭公京中にみちくて、頻に群り啼けり。此鳥は初音ゆかしき鳥也とて、すき人は深山の奥へも尋入例多き事なるに、今はけしからぬ事也とて、人耳を峙る程也けるに、二羽の郭公室にて食ひ合ひ、殿上に飛落たりけり。野鳥入室、主人將去と云本文あり、此惟異也とて、二羽の郭公を捕て、獄舍に被禁にけり。白川院の御時、金泥の一切經を被書寫、法勝寺にて御供養と被定。其日時に及んで甚雨有りければ延引す。又日時を被定たりければ、甚雨に依て延引す。又日時を被定たりければ、甚雨に依て延引す。既に三箇度まで延引あり。

忠仁公―良房

衰日―人の生年月の干支により夫夫忌むべき凶日

纓を卷く―纓を外に卷

位有りしをこそ疾しと人々思申しに、是は僅に二歲、いまだ先例なし、物騷しくぞ覺えける。

○新帝御卽位同崩御附郭公並雨禁獄事

永萬元年六月二十七日に、大極殿にして新帝御卽位の事ありしに、同七月廿二日に、春寬法印御驗者に參り祈申けるに、御邪氣始て顯て、讚岐院の御靈とぞ聞えし。同二十八日に、新院隱れさせ給にけり。御歲二十二、位をさらせ給て、僅に三十餘日也。天下憂喜相交て、不取敢事也。同二十九日、修理大夫賴盛朝臣、參川守光雅、主典代置能等、陰陽師宣憲を相具して御葬の地を點ず。宣憲次第の事共勘申けるに、日時は母后の御衰日を撰び、方角は公家の御方忌を用る、是偏に宣憲が失錯のみに非ず、已天下の怪異たり、淺增かりし事共也。同八月七日御葬送あり。扈從の公卿衣冠に纓を卷て、各步行せり。右大臣經宗、中宮大夫實長、別當公保、新中納言實國、大宮宰相隆季、左大辨資長、右大辨雅賴、平宰相親敎卿也。押小路を西へ、烏丸を北へ、衣笠岡に至り、曉天の程に荼毘し奉けり。左中將賴定朝臣御骨を奉懸、香隆寺に渡し入奉る、實に哀な

漢明帝の時の人、清節を以て司空となる

荒海障子—萩の戸の前の布障子

今を專にす—長恨歌に春從レ春遊夜專レ夜

周公旦—周武王の弟

あるとかや。手長、足長、馬形の障子、鬼間、李將軍が姿を寫せる障子も有。金岡が書ける荒海の障子の北なる御障子には、遠山の有明の月をぞ書れたる。故近衞院、未幼帝にて御座ける當時、何となき御手すさみに、書曇らかさせ給たりけるが、有しながらに少も替ざりけるを御覽じけるにも、先朝の昔や戀しく思食けん、御心内所せくまで思召つづけさせ給けるこそ御いたはしけれ。

思きや憂身ながらに廻きておなじ雲井の月をみんとは

と、さても此間の御なからひ、昔をしたふ御哀、今を專にする御情、旁わりなき御事共なりし程に、永萬元年の春の比より、主上御不豫の御事有と聞えしかば、其年の夏の始に成しかば、事の外に重らせ給ければ、大藏大輔紀兼盛が娘の腹に、二歳にならせ給ふ皇子の御座けるを、皇太子に立て奉る可き由聞えし程に、六月二十五日、俄に親王の宣旨を被下て、やがて其夜位を讓り奉せ給ひき。何となく上下周章たり。我朝の童帝の例を尋れば、清和帝九歳にして、天安二年八月に、文德天皇の御讓を受させ給しより始れり。周公旦の成王にかはりつゝ、南面にして一日萬機の政を行しに准て、外祖忠仁公、幼主を扶持し奉り給へり。攝政又是より始れり。鳥羽院五歳、近衞院三歳にて御卽

川竹—河邊の竹、起臥定まらざるに喩ふ

出車—いだしぐるま、出衣の事なれど此には唯出發の儀式を云へり

第五倫—後

きかざらましとぞ思召れける。父の大臣彼宮に參て、世に隨ふを以て人倫とし、世に背くを以狂人とすと云事侍り、既に詔命を被下之上は、子細を不及申、たゞとく進せ御座すべき也、是偏に愚老を助させ給べき、孝養の御計ひたるべし、知ず又此末に皇子御誕生なんども有て後には、君も國母と視れ、愚老も又帝祖といはるべき、家門繁昌の榮花にてもや侍らんと、樣々こしらへ申させ給けれども、皇后は御返事なかりけり。只御涙のみぞすゝませ給ける。何となき御手習の次に、かくぞ書すさませ御座ける。

浮節に沈みもはてで川竹の世にためしなき名をばながしつ

と、世には如何にして漏けるやらん、哀に情しき樣しにぞ申ける。既に御入內の日時にも成しかば、父の大臣は供奉の上達部、出車の儀式、心も詞も及ず。小夜も漸深けければ、后は御車に被扶載御座けり。色深き御衣をば不被召、殊に白き御衣十計をぞ召れける。內へ參せ給にしかば、やがて恩を蒙り麗景殿にぞ渡らせ給ける。ひたすら朝政をすゝめ申させ給ふ御有樣也。彼紫宸殿の皇居には賢聖の障子を被立たり。西に十六人、東に十六人、三十二人の賢聖あり。是は後漢功臣二十八將に、王常、李通、竇融、卓茂の四將を具して也、其外、伊尹、第五倫、虞世南、太公望、用里先生、李勣司馬も

女帝―武后睿宗を廢して自ら帝となり國號を周と改め在位十六年にして中宗を位に復す

引かづき―衣引きかぶりて

りて政を助給へと、天使五度物を宣けれ共、敢てなびき給はず。高宗自感業寺に臨幸有て云、朕私の志を以て還俗を勸め奉るにはあらず、唯天下の政の爲なりと仰けれ共、皇后先帝の崩御を訪ひ奉らんが爲に、適釋門に入、爭か二度世俗の塵に歸て、王業の政務を營まんとて、確然として動給はず。扈從の群臣等勅命、横に取奉る如くして都に返し入れ奉れり。后泣々長髪し御座て、重て皇后と成給へり。高宗、則天相共に、政治給しかば、御在位三十四年、國富民樂みけり。さてこそ彼御時を二和の御宇とは申けれ。高宗崩御の後、皇后女帝として廿一年有りて、位を中宗帝に授給けり。年號を神龍元年と云。我朝の文武天皇、慶雲二年乙巳歳に相當れり。唐則天皇后は、太宗高宗兩帝の后に立給ふ、異朝の例はあれ共、本朝の先規を思るに、神武天皇より以來、人王七十餘代、未二代の后に立給る其例を聞ずと、諸卿僉議一同なりければ、法皇も此事不可然と、度々申させ給けれ共、主上の仰には、天子に無父母、萬乘の寶位を忝せん上は、此程の事叡慮に任べしとて、既御入内の日時を被宣下ける上は、不及子細、后は此御事被聞召けるより、引かづき御座しつゝ御歎の色深くぞ見えさせ給ける。先帝に後れ進らせし久壽の秋の始に、同草葉の露とも消、家を出世を遁たりせば、懸る例なき事は

高力士—侍従内官等を指して云ふ

穂に顯る—色に出づ

則天皇后—姓は武名は曌、太宗の才人、高宗の后となる

○二代后附則天皇后事

故近衛院の后に、太皇太后宮と申は、徳大寺の左大臣公能の御娘也。中宮より太皇太后に上らせ給たりけるが、先帝に後れさせ給て後は、九重の中をば住憂思召て、近衛川原の御所にぞ移り住せ給ける。先朝の后の宮にて、ふるめかしく幽なる御有様なりけるが、永暦應保の比は、御年廿七八の程にもや成せ給けん、天下第一の美人にて御座由聞えさせ給ければ、主上御色にそむる御心有て、密に高力士に詔して、外宮に引求させ給て忍つゝ、彼太皇太后宮へ御書有けれ共、后うつゝならず思召れければ、更に聞召入させ給はず。主上は忍の御書も度重りけれ共、空き御書なりければ、今はひたすら穂に顯まし〳〵て、后入内有べき由、父の左大臣家に宣旨を被下けり。此事珍き御事也。先帝の后宮二代の后に奉祝事、いかゞ有べきとて、公卿僉議有けれ共、各難意得之由、被申けり。但し先例を可相尋之旨議定あり。遠く異朝の先蹤を考るに、則天皇后と申は、唐太宗の后、高宗皇帝には繼母なり。太宗崩御し給しかば、御餝をおろし比丘尼と成りて、感業寺に籠らせ給て、先帝の御菩提を弔給けり。高宗位を繼給たりけるが、我宮室に入

見任―現任

深淵云々―詩經小雅小旻に出づ

百行云々―孝道之美百行之本也（白虎通）

立て奉らんと謀ける故也。又上皇政務を不可聞召之由清盛卿申行ひけり。君の咸怨に廢れ、臣の驕逸にいちじるし。同日の除目に以信範被任右少辨以時忠可被補五位藏人之由、院より執申させ給けるに、彼兩人をば被解官て、以長方被任右少辨以重方被補五位藏人けり。天子には無父母、上皇の仰なればとて、政務に私不可存と仰けるとぞ聞えし。誠に求其人被置其官とも、上皇御素意には忽に相違せり。延喜の聖主の天子に無父母とて、寛平法皇の仰を背せ給けるをば、御誤りとこそ申傳たるに、思召出させ給はざりけるにや、諫諍の臣も諂けるにや、政道には叶給へれ共孝道には大に背けりとぞ。同二年六月二日、修理大夫資賢、少將通家、上總介雅賢等、見任を被解却。是は去る比賀茂社に參籠する男有、事の體怪しかりければ、社司彼男を搦捕て、内裏に奉たりければ、子細を被召問けり。天子を奉呪咀之由、白狀したりけり。若此人々の造意なりけるにや。係りければ、高きも賤きも安き心なし、只深淵に臨、薄氷を踏が如。主上とは二條院、上皇とは後白河法皇、此法皇の御讓りにて、主上は御位に即給ふ。父子の御中なれば、百行の中に孝行尤第一也、上皇の叡慮に叶御座べきに、さもなくて角思ひの外の事共あり。其中に人耳目を驚し、世に傾申事ありき。

澆醨—澆季、末世浮薄の習俗
五刑—墨劓剕宮大辟又は笞杖徒流死

けるを、御隨身やりのけよと責けれ共、牛飼童不承引して惡口しければ、御隨身等弓を以て打たりける程に、基盛が郎等太刀を拔、御隨身等を取籠めて散々に打伏ければ、陣の内外騷動しけり。是ぞ平家の亂行の初とは聞えし。去ぬる保元元年に、鳥羽院晏駕の後は、兵革打續、死罪、流刑、解官、停任、常に被行て、海内も不靜、世間も不安、就中永曆應保の比より、禁裏の近習をば仙洞より被召禁、仙洞の近習をば禁裏より被加刑。主上上皇御父子の御間なれば、何事の御不審かは有べきなれ共、思の外の事共有けるとぞ聞えし。是世及澆醨之俗人挾梟惡之心故なり。永曆元年二月廿一日に、上皇内裏に臨幸有て、清盛朝臣に仰て、權大納言經宗、別當惟方卿を被召捕けり。經宗卿は外戚也、惟方卿は叔父也、縱八虐の犯ありて、五刑の法を被行とも、罪名に及ばずして忽に緊索せられんやと、世傾け申し、人疑をなせり。同三月十一日に、經宗卿は阿波、惟方卿は長門へぞ被流ける。六月十五日に、又前出雲守光保朝臣の息男、備後守光宗、薩摩國へ配流せらる。是は上皇を危ぶめ奉らんと謀由聞えければ、其咎を被行けり。光宗は配流の由宣下の後、自害して失にけり。應保元年九月十五日には、左馬權頭平賴盛、右少辨時忠被解官けり。是は高倉院の宮にて御座けるを、太子に

西府―太宰府

交名―上奏等に人名を連記する事

越階―順序を踐まずに數階を越え進む事

貞西府に下向して、通良が城に押寄て、度々の合戰に及ぶ。城も究竟の城也。主も勇者成ければ、輙く落ざりけれ共、月を隔日を重ては、官兵は雲霞の如に集りければ、賊徒は霧の如に散けり。永曆元年四月に、通良以下の黨類、三百三十五人討取之由、家貞が許より交名を注して申上たれば、清盛朝臣事の由を奏聞す。同五月十五日、鳥羽殿に御幸有、通良並子息通秀親良以下の首七、御棧敷の前を渡されて被御覽。清盛朝臣御前に候せり。御隨身を以て名字を御尋あり、家貞馬上にて名謁す、事の體ゆゝしくぞ見えける。家貞甲を著して、郎等二百餘騎を相具して渡る。容貌美麗にして進退見つべかりければ、今日の見物只家貞に有りとぞ上下稱しあへりける。七條川原にて撿非違使、通良等が首を請取て、大路を渡して獄門の木に懸られけり。同六月二日、先小除目おこなはる。平賴盛朝臣、從四位上に敍す。舍兄清盛朝臣、鎭西の住人通良を、追討の賞とぞ聞えし。同廿日太宰大貳、清盛朝臣正三位に敍す。勳功の賞に依て、忽に越階す。

○基盛打二殿下御隨身一附主上上皇除目相違事

去五月廿二日に、殿下參内し給けるに、清盛卿の二男遠江守基盛が車を、門外に立たり

荊岫―湖北省、古の楚地也、岫は州か
呉郡―楊子江南一帶の地
蜀江―白氏六帖に蜀成都有二濯錦之江一云々

ければ、院も希代の女房なりとぞ仰ける。抑日本秋津島は僅に六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既半國に及べり。其上庄園五百箇所、田畠はいくらと云ふ數を不レ知、綺羅充滿して堂上花の如く、軒騎羣集して門前成レ市、楊州之金、荊岫之玉、呉郡之綾、蜀江之錦、七珍萬寶、一として闕事なし、歌堂舞閣之基ゐ、魚龍雀馬之翫物、恐くは帝闕も仙洞も、是には爭か増るべき、勢既に君朝にならび、富又皇室に過たりと、目出度こそ被レ見けれ。昔より源平兩氏、朝家に被二召仕一てより以來、皇化に不レ隨朝憲を輕ずる者をば、互に誡を加しかば、世の亂はなかりき。保元に爲義きられ、平治に義朝討れし後は、末々の源氏、此彼に有しか共、或は流され或は討たれて、今は平家の一類のみ、獨武威を奪て、自政を恣にせしかば、頭さし出者なし、五代十代の末の世までも誰かは諍者有べきとぞみえし。

○日向太郎通良懸レ頸事

平治元年の比、肥前國住人、日向太郎通良、野心を挾みて朝威を傾けんとする聞えありしかば、可二追討一之由、清盛朝臣に被二仰下一。勅命を蒙て、筑後守家貞を召て巾含。家

聽きて情な得たる故事

嬋娟兩鬢—朗詠集妓女部に出づ、樂天の詩句

秋夜待月—全部に出づ菅原道眞の賦

和琴—六絃琴、あづま琴、又やまと琴

の知べここそ、思へば實に貴けれ。七には、安藝の嚴島の内侍が腹の娘也。指たる才藝はなかりけれ共、美貌は人に勝給へり。嬋娟たる兩鬢は、秋の蟬の翼、宛轉たる雙蛾は、遠山の色とぞ見え紛ふ。秋夜月を待、はつかに山を出る清光を見が如し、夏日蓮を思ひ初て、氷を穿つ紅蓮を見よりも潔し。此御娘十八の年、後白河院へ参給へり。更衣の后にてぞ御座ける。入道さしもなき事せられたりと申合けり。其上程なく失給にけり。母の内侍は、越中前司盛俊が賜て具したりけるが、盛俊一谷にて討れて後は、土肥次郎實平が具したりけるとぞ聞えし。八には、九條院雜仕、常葉が腹の娘成けるを、花山院左大臣の御臺盤所に親く御座せばとて、上﨟女房にて御座けり。三條殿とも申けり。又は廊の御方とも申けり。大臣殿も密に通給ければ、娘君一人出來給へり。此女房和琴の上手にてまし〳〵ける上、類なき手書にて御座ければ、手本賜はらんとて、人々色々の料紙を奉り置たれば、書も敢給ず、色々の料紙共、傍に取置せ給たりければ、朝夕は錦を曝す砌とぞ見えける。異本に云、八は大納言有房卿の北方也。絵書、花結、諸道に達し給へり。心に哀み深して人に情を重くせり。女房なれ共、聯句作文も並なく、手跡さへ贍して、畫圖の障子に百詠の心を絵に書せ給て、やがて一筆に色紙形の銘をも書せ給たり

鷲山—靈鷲山

五障—女身は轉輪王梵天王帝釋魔王佛となる事能はず

龍女が速成—八歲の龍女法華經を

んとて、題をさし置せ給たりければ、北政所これを御覽じて、打うなづき給つゝ、やがて墨すり筆染て、案ずるまでの御事に及ず、古歌を書がごとく、

春日山神祇　春日山かすめる空にちはやぶる神の光はのどけかりけり

鷲山釋教　わしの山おろす嵐のいかなれば雲ものこらずてらす月影

是心佛玉文　まどひつゝ佛の道をもとむればわが心にぞたづね入ぬる

旅立空秋無常　草村におく白露に身をよせしふく秋風をきくぞかなしき

戀昔舊跡　あるじなき宿の軒ばに匂うめいとゞ昔のはなぞこひしき

已上五首、御裝束已前にあそばし儲させ給ひたりけるに、文字一も引直させ給はず、日比の歌を書よりも猶安くぞ有ける。殿下是を御覽じては、實に由々しくも遊したりとぞ申させ給ける。六には、七條修理大夫信隆卿に相具し給へり。翠黛紅顏の粧ひ、花よりも猶かうばしく、玉の簪照月の姿、あたりも耀ばかりなり。歌よみ連歌し、繪書花結、あくまで御心に情御座す人也。され共五障の女身を悲て、常は持佛堂に入、佛に花香奉り、法華經そらに讀覺え給て、每日御轉讀あり、龍女が速成を貴み、如說の往生をしたひて、菩提の道をぞ祈らせ給ける。人間有爲の榮耀は、兎ても角ても有ぬべし、悟の道

賦レ吟レ詩三友遞相引循環無二已時一—隨分管絃—和漢朗詠集管絃部に出づ、白樂天の詩句

内—宮中

を嘲む事たりぬと書置給けり。彼樂天の筆に自在を得給て、聊も給へる詩篇を、よく人に被レ知給へり。其中に、隨分管絃還自足、等閑篇詠被レ知レ人と書給へる詩を、北方常に詠じて心を澄まし琴を彈じ給へりけり。太政入道は琴を愛して、女房達を集めて、常に聞給ける中に、秋風、鈴蟲、唐琴遊と云、代の寶物四張あり。西園寺の名主、閑院少將、當麻寺紅葉、堀川侍從とて、四天王に算へられたる琴の上手を招寄て、常にひかせて聞給へども、異なる瑞相はなかりしに、此北方、村雲と云琴を調べ給へる時、色々の村雲忽に聳て、軒端の上に引覆、萬人目を驚し、入道感涙を流し給ふ。狹衣の大將光源氏の君、管絃を奏し給しに、天人影向し給しも、角やと被二思知一たり。五には近衞殿下基通公北政所、形嚴くして、水精の玉を薄衣に裹みたる樣に、御衣も透通て見えければ、父相國も異名には、衣通姫とぞよばはれける。殿下も角と仰ければ、北政所も我御名と心得て、答まし〳〵ては互に咲ひ給けり。歌の道に達して、並なき御事也。中にも内より御使あり、何事ぞと御尋あれば、當座の御會あり、日夕以前と披露申けり。殿下不二取敢一、御裝束召れけるが、北政所に仰の有けるは、當座の御會爭か其題を可レ知なれ共、頭辨心有ものにて、密に五の題を告申たり、裝束し侍らん其間に、歌讀儲て給はら

泰山府君―五嶽の一なる泰山の神陰陽家に祀る

現人神―天皇

流泉啄木―楊眞操を加へて琵琶の三祕曲と云ふ

三友―白樂天北窗三友に、琴罷輙擧レ酒酒罷

見人此町をば、樋口町櫻町と申けり。又は此中納言櫻の名殘を惜て、立行春を悲み、又こん春を待わび給しかば、異名に櫻待中納言ともいへり。殊に執し思はれける櫻あり、七日に咲散事を歎て、春ごとに花の命を惜て、泰山府君を祭られける上、天照太神に祈申させ給ければ、三七日の齡を延たりけり。されば角ぞ思つゞけ給ひける。

千早振現人神のかみたれば花も齡はのびにけるかな

と、人の祈實ありければ、神の靈驗あらたにして、七日中に咲散花なれ共、三七日まで遺あり。君も御感有て、花の本には此人をぞすべきとて、勅書に櫻町の中納言とぞ仰ける。二には德子后に立給ふ。皇子御誕生有ければ、後には建禮門院と申き。天下の國母に御座し上、とかく申に及ず。三には六條攝政基實公の北政所也。是は世に勝れ給へる琵琶の上手に御座き。經信大納言より四代の門葉、治部尼上の流を傳て、流泉、啄木まで極給へり。高倉上皇御即位の時、御母代にて、三后に准る宣旨を賜て、世には重き人にて御座き、白川殿とぞ申ける。四には冷泉大納言隆房北方にて、御子數多御座き。是又情ある女房にて、琴の上手とぞ聞え給ひし。昔唐の白居易は、琴詩酒の三を友として、常は琴を引て心を養ひ給けり。管絃の道はなほざりなれ共、此を調るに、自つれ〴〵

定朝—後一條帝頃に盛名ありし佛工

我門に千尋ある竹を植つれば夏冬誰か隠ざるべき

と讀たりけり。御うぶやとは親王の御産所なり。其うぶやの前に鳳凰の千尋の竹に居たるを、かゝせ給たりけるが、餘に目出度魂を書こめさせ給たりけるにや、其後紫宸殿に、時々笙の笛を調ぶる聲あり。人々此を恠て、忍て御覽じければ、千尋の竹に書給へる、鳳凰の鳴音にぞ侍ける、難有御事也。昔忠平中將の扇に書たりける郭公こそ、扇をひらく度ごとに、郭公とは啼けるなれ。宇治關白殿の中門に、圓心法師が書たりける雞は、寒夜曉鳴事度々ありけり。金峯山藏王權現に造進したりける、定朝が獅子狛犬は、社殿の上に咬合て、大床より落たりき。定朝七代の孫、院賢法橋が、栢の木を以て造進したりし、芹谷の地藏堂の小鬼は、夜々失る事有りて、曉は必ず露にそぼぬれて本座にあり。近隣の里に女常に鬼子を生。寺僧怪て金鏁を以て件の鬼を繋たれば、其後鬼露にもぬれず、女鬼を生事なし。繪に書、木に造りたる非情なれ共、物の妙を極る、事の精を盡せる、上古も今の代も不思議なりける事なり。抑此成範卿とは、故少納言入道信西三男也。櫻町中納言と申事は、優に情深き人にて、吉野山を思出して、櫻を愛し給ひけり。室八島より歸上後、町の四方に吉野の櫻を移植、其中に屋を立て住給ひければ、

繫念無量劫—一度思をかくれば千萬年の後迄も其思を引く

うつせ貝—肉なき貝殼

四足—四足門

ふるめ—古妻に海布(め)をかけたり

も袖を絞て、此世には隔なく、志の色を顯し、後世には繫念無量劫とかやの罪をも遁給へかしと、爲我爲人かく思侍るにや、愚の御事には非ずと、樣々誓言を申給へば、其上は不及力とて、心ならぬ別をし給けるこそ糸惜けれ。此由角と披露有ければ、三位局の計にて、迎取給ひけり。大臣はうつゝならずとぞ思はれける。中納言はさすが飽ぬ別の道なれば、忍の涙を流給ひけり。彼朱明が妻を避し志、管寧が金を斷し情も、角やと覺て最やさし。其後三位局、大臣に角やと申ければ、大に驚給て、かくぞ送給ける。

たぐふべき方も渚のうつせ貝くだけて君を思ふとをしれ

と、中納言此歌を見てこそ、さては御心に相叶給けるよと、歎の中にも悅給ひけれ。例なき情也と人申けり。成範中納言の北方、花山院御臺盤所に成給たりと、世に披露有ければ、何者の讀たりけるやらん、四足の柱に、

花の山高き梢と聞きしかど蜑の子かとよふるめひろふは

と、此御臺所は、御美も嚴しく情も深く御座ける上、天下に類なき繪書にてぞ御座ける。紫宸殿の御障子に、伊勢物語を繪に書せ給ふ御事あり。昔貞員親王の生れたまへる御うぶやにて、人々歌讀侍りける中に、御伯父方翁の、

歸て、大臣は由々しき大事の病はつき給にけりと歎けり。此局の妹の侍從を呼て、此事を語。侍從申樣、其事にや、一日中納言殿の仰に、大臣殿の御景氣は、如何にも人を戀給と見えたり、いかなる人に思を殘し給ふやらん、哀成範が妻なんどならば奉りなん、隔なく申昵び奉る詮には、是こそ實の志なれと被仰、かばかり思ひ奉るとはよも思ひ給はじと、御心苦氣に候しぞや、參て申てみんとて、立歸りつゝ中納言に私語申たれば、打咲給て、去ばこそ能見たりけり、嬉く聞せ給ひたりとて、三位局を召見參して宣けるは、無隔角聞え侍る事、返々神妙にこそ、是へ可奉入か、其へ可進か、御心に相叶はん事を計ひ給へと。三位申けるは、理なき御志の色に顯御座す御事、申も中々愚に覺てこそ候へ、是へ入進せんも、あれへ入らせ御座さんも、旁其憚あれば、御心安も思召ばかり、只離別し給ふと御披露候へかしと。中納言宣けるは、避と申したらば、我志にはあらじ、如何にも奉公の爲にこそ、悲き別をせんずるにと聞えければ、三位其は二三日も過侍りてこそ此由をば委申入侍らめ、兼て申たらば、定て御心元なく思召べしと計ひ申ければ、さらば其義にこそとて、中納言北方に此由被申けり。女房は、事に觸て我を捨てんとおぼすにこそ懸る樣や有るべきと、無限涙に咽給ひければ、中納言

室の八島―下野

男上人―鰥すみの殿上人

后を盗む―濱松中納言物語伊勢物語等を云ふ

呂巻 第二

○清盛息女事

御娘八人御座けるも、皆取々に幸し給へり。一は本は櫻町中納言成範卿の相具し給し程に、彼卿下野や室の八島へ被レ流後、花山院左大臣兼雅の御臺盤所に成り給へり。實は成範卿と、左大臣家とは、兄弟の契りにて無二内外一中なりけり。左大臣の北方もおはせで、二三年男上人にて、常は心を澄し、よろづ倦氣なる有様なりければ、直事に非、如何にも子細御座にこそと人皆恠を成す。大臣或時御乳人の三位局を召て、御物語あり、去々年の春成範の女房を、雲上にて風見たりしより、心苦思あり、男の習は后をも奉レ盗、國の騒とも成ぞかし、況是は左も右も謀り出して、思を晴るべけれ共、中納言の爲めに後闇き事は有まじ、兄弟の契ながら、相思の情淺からず、縦ひ我思の女なりとも、所望せば慰べし、たゞ餘所ながら無レ由見そめけん事こそつらかりけりと思へば、色に出て汝にさへ心苦き思を付ることとこそ不便なれなんど、徒の忍の御物語あり。三位局宿所に

禁色雜袍をゆるー黃丹、支子、青、赤、紫を禁色とす、後には青、赤、紫の三色となる、その著用を許するを禁色をゆると云ふ也、雜袍は直衣の稱

公、同五男 朱雀院御宇、天慶八年に、左に清愼公實頼、貞信公一男 右に九條右大臣師輔公、同二男 後朱雀院御宇、寛德二年、左に大二條關白教通公、御堂の二男 右に堀河右大臣賴宗公、同三男 二條院御宇、應保元年、左に中山關白基房公、法性寺關白二男 右に後法性寺關白兼實公、同三男 相並給へりき、是皆攝籙の臣の公達なり。凡人にとりて無先例、偏に官位を重んじ、賢才を選し故なり、況昔は殿上の交りをだに嫌れし人の子孫ぞかし。今は禁色雜袍をゆり、顯職溫官を經て、父子丞相の位に至り、兄弟將相榮を竝たり。末代といへ共、不思議なりし事共なり。政道忽に亂れ、官途こゝに廢るゝ歟、是は偏に大威德明王の御利生にやと覺たり。世には不敵の者も有けり。入道の宿所六波羅の門前に、札を書きて立てたりけるは、

伊豫讚岐左右の大將かきこめて欲の方には一の人哉

ふ、又は長恨歌傳に據れり
直事—たゞごと
御裳濯河—伊勢神宮前の河名、轉じて神宮の事にも帝位にも用ふ

繁昌は龍の雲に昇るよりも速也。男は各諸官職、女子は取々に幸しけり。長男重盛内大臣の左大將、二男宗盛中納言の右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、家門の繁昌子孫の榮花、類もなく例もなし。凡一門の卿相雲客、諸國の受領衛府諸司、惣じて六十餘人なり。百官既に半に過たり、世には又人なしと見たり。日本は是神國也、伊弉諾伊弉冊尊の御子孫國の政を助給ふ。昔天照大神、邪神を惡み給ひて天岩戸に籠らせ給たりしかば、天下悉く闇にして、人民悲み歎しに、御弟の天兒屋根尊八萬四千の神達を相語ひ、岩戸の御前にして樣々祈申させ給ひたりければ、日神再び天下を照し、人民大に悅けるに、天照大神、兒屋根尊に仰合せて云く、我子孫は此國の主として萬人を憐れまん、汝が子孫は臣下として國の政を助よと依有御約束、御裳濯河の御流、海内を治め御座し、春日明神の御子孫、朝の政を輔給へり。されば攝政關白の御末の外は、輙く官職を諍べきにあらず。就中天平十二年正月、始て以参議兵部卿藤原豐成卿中衛大將を置ろ。寶龜四年、大納言中務卿藤原魚丸、初て兼近衛大將、大同二年四月、改近衛府左近府とし、中衛府を以て右近府とせしより以來、兄弟左右に相並例、僅に四箇度也。文德天皇御宇、齊衡元年に、左に忠仁公良房、冬嗣公二男 西三條右大臣良相

て位を簒ひ國號を新と稱すること十五年、光武帝の將鄧曄に誅せらる

清貫―侍從の稱、晉書に出づ

大長公主―帝姑を云

七月になる女を三百人召集めて、朱砂を煎じて、謾藥と云藥を合てこれを吞ましむ、月滿て生たる子皆色赤して、偏に鬼の如し、彼赤き童を人に知せずして、深山に籠て是をそだつ、成長する間に、歌を作教て云、龜の甲の上に勝と云文字あり、竹のよの中に銅の人馬あり、王莽帝位を繼で可レ治二天下一驗也と歌て、十四五計の時、髮を肩の廻りにそぎまはして、都へ出して三百人拍子を打て同音に歌ひけり、此景氣に驚て、帝に奏聞す、則彼童べを南庭に召れたり、うたふ事如レ前、孝平帝恠て、有二公卿僉議一、歌の實否をたゞさんが爲に、浦々の海人に仰せて龜を取見、竹林に入りて人馬を取出す、聊も歌に不レ違とて、帝位を王莽に授給けり、天下を治て僅に三箇年、終には亡にき、されば入道も此事を表して、三百人を召仕、位を心に懸て、角や有とぞ語ける。何樣にも名聞の至り歟、天狗之所爲にやとぞ私語ける。昔唐に弘農の楊玄琰が女に、楊貴妃と云美人ありき。玄宗皇帝に召て、寵愛類なかりけるあまり、叔父昆弟皆清貫につらなり、姉妹國夫人に封じて、富王室にひとしく、車服太長公主に同じかりければ、禁門を出入する時に、名姓を不レ問、京師の長吏是が爲に目をそばめたりと云事あり。彼れ久しからずして亡にき。是直事にあらずとぞ覺たる。清盛我身の榮花をきはむるのみに非、子孫の

王莽—孝元帝の后王氏の姪、後孝平帝を弑し

とも、只普通の童にてあれかし、必しも揃へらるゝ事よ、又一人も闕れば、入立てゝ三百人をきはめらるゝも不審也、梅の楉鳥のもち様、何様にも存する子細おはすらん、昔も是風情の例や有らんとぞ私語ける。或人の申けるは、本朝に例なし、漢家に八葉大臣と云ける人、天下無雙の賢臣にて、忠を賞し罪を憐む事、堯舜の政化にも不ㇾ異、依ㇾ之今の如く禿童を多そろへて、金歸烏と云鳥を持せて、國々巷々に放立て仰含て云、國廣民多して、萬人の愁歎難ㇾ及二天聽一歟、聞出すに隨て奏せよ、直に召行はんと有ければ、愁を殘す者もなく、恨を含者もなし、國豐民悅、政德海内に及ぼしけり、されば是をば善者の童と名付といへり、今の禿童は事に觸て歎き、物の煩ありければ、惡者の童と云つべし、漢家本朝、上古末代、善惡には替れ共、權威は實に不ㇾ劣ぞ有ける、入道福原に御座ける時は、賀茂大明神禿に現じて、三百人に打まぎれて御近習に有りけり、何れ今の童やらん、本の禿やらん、恐しかりける事也。又九條殿の御物語とて人の語りけるは、異國にもさる例ありけり、漢の孝平帝の代に王莽と云ふ大臣あり、位を貪らん爲に、計を廻す事は、海人に誂へて幾千萬ともいはず龜を捕集めて、甲の上に勝と云文字を書て、浦々に放ち、銅にて馬と人とを造て、近國の竹のよを透して多く入ㇾ之、其後姙て

清盛
三百人の禿と
召されん梅の
枝を持せて
洛中をゆかせ
さしむ

長絹の直垂—長絹は强張りたる絹の一種

楉—直生の義、細く長く延びたる枝

珠童—稚兒（チゴ）

御幸、行幸—御幸は院にいひ、行幸は主上にいふ

を頸の廻に切つゝ、三百人被召仕けり。童にもあらず、法師にもあらず、こは何者の貌やらん、一色に長絹の直垂を著る時は、褐の布袴をきせ、一色に繍物の直垂を著時は、赤袴をきせ、梅の楉の三尺計なるを、手もと白く汰て右に持、鳥を一羽づつ鈴付の羽に赤符を付て、左の手にすゑさせて、面々にもたせて明ても暮ても遊行せしむ。是は靈鳥頭のみさき者とて、大會宴の珠童を學れたり。又は耳聞也。もし淨海があたりに意趣あらば、忽緒に云者あるべし、其者をば聞出して申も上よ、相尋んとの給ければ、京中の條里小路、門々戸々耳を峙、思も思はぬも其あたりの事を云をば、聞出し申ければ、咎なきあたりをも多損じけり。最冷くぞ在ける、不祥とも愚也。入道殿の禿と云ければ、京中には又もなき高家の者也。九重白川の在家人多く大事をして、子孫を禿に入ければ、三百人洛中に充滿たり。世を趍る馬牛車、宜輿車も道をよきてぞ通りける。適路次に逢輩は、御幸行幸に參會たる樣にて、手をつき腰をかゞめ、走のきてぞ過行ける。禿が申事をば、善惡を糺さず、入道許容し給ければ、上下萬人是に追從して、善も惡も平家の事をば云ず。又禿に惡しと思はれたる者は、入道殿に讒せられて、咎なくして多く損する者も有けり。おち〳〵も内々は此禿の體こそ心得ね、縱京中の耳聞の爲成

九代—高見王より忠盛迄

花族英才—清華家をいふ

吳王云々—後漢書馬廖の上書に出づ

も、一天の安危出ㇾ身、萬機の理亂在ㇾ掌ければ、不ㇾ及二子細一、親子兄弟、大國を賜り、兼官重職に任じける上、三品の階級に至るまで、九代の先蹤を越、角榮けるをゆゝしき事と思し程に、清盛仁安三年十一月十一日、歳五十一にて重病に侵され、爲ㇾ存ㇾ命忽ちに出家入道す。法名は淨海なり。其驗にや宿病立どころに愈て、天命を全す。人の從ひ付事は、吹風の草木を靡すが如く、世の普く仰ぐ事、ふる雨の國土を潤に異ならず。されば六波羅殿の御一家の公達と云ひてければ、花族も英才も、面を向へ肩を竝る人なかりけり。太政入道の小舅に、平大納言時忠卿の常の言に、此一門にあらぬ者は、男も女も尼法師も、人非人とぞ被ㇾ申ける。斯りければ、如何なる人も、相構へて其一門其ゆかりにむすぼほれんとぞしける。昔吳王好二劍客一、百姓多二瘢瘡一、楚王好二細腰一、宮中多二餓死一、城中好二廣眉一、四方且半額、城中好二大袖一、四方用二疋帛一と云事あり。されば烏帽子のためやう、衣紋のかゝりより始て、何事も六波羅樣と云てければ、天下の人皆學ㇾ之隨ㇾ之けり。如何なる賢王聖主の御政をも、攝政關白の成敗なれども、何となく世にあまされたる徒者なんどの、誇り傾け申事は常の習ぞかし。されども此入道の世の間は、聊も忽緒に申者なかりけり。其故は入道の計ひにて、十四五若は十六七計なる、童部の髮

大黑天神—大黑天に六種あり、こゝには摩訶迦羅神を云ふ
左大臣—賴長
饗祿—任大臣の節會
忠義公—兼通
信長公—教通の子、嘉保頃の人也

れたり。御惱の時に勅使立て、被レ含二宣命一時、毛しゆう一竹が塚と云は是也。公卿有二僉議一、天下安穩に、萬民愁を休めんには、恠異を鎭て進するには不レ如、これ非二朝敵鎭一や、勸賞あるべしとて、安藝守になさる。是清水寺の夢想の驗也。鼠は大黑天神の仕者也。此人の榮花の先表たり、威勢は大威德天、福分は辨才妙音陀天の御利生也。されば清盛安藝守と申しし時、保元元年、左大臣謀叛の時、ことなる賞ありて、同年七月十一日、安藝守より播磨守に移り、同八月十日、任二太宰大貳一。平治元年信賴卿謀叛之時、勳功ありて、同年十二月廿七日に、經盛伊賀守、賴盛尾張守、宗盛遠江守、重盛伊豫守、教盛越中守、基盛任二左衞門佐一。永曆元年に正三位して拜二參議一。同二年、右衞門督、撿非違使別當、權中納言に任ず。長寬三年に、權大納言に至り、仁安元年、任二內大臣兼一。宣旨竝饗祿なかりけれ共、忠義公の例とぞ聞えし。同二年に太政大臣に上る。左右を經ずしてこの位に至る事、九條大相國信長公の外惣じて先蹤なし。大將にあらね共、兵杖を賜て、隨身を召具して、執政の人の如し。輦車に乘りて宮中を出入す、偏に女御入內の儀式也。太政大臣は、訓導之禮重く儀刑之寄深ければ、地勢大といへ共、賢慮不レ足者、無レ當二其仁一、雖二天才高一、政理不レ明者猶非二其器一、非二其人一瀆べき官にあらざれど

雷を取—小子部栖輕、雄略帝時代の人

爭か取べき、況暗さはくらし體も見えず、音計あらん者を、角とれと仰出さるゝ事の淺猿さよ、如何がはせんと思けるが、急度思直て、實や綸言と號せばや、樣ある事也、天竺には號勅定獅子を取大臣もあり、漢家には宣旨の使と名乘て、荒たる虎をとる者も有けり、我朝には任叡慮雲に響雷を取臣下も有けり、延喜御宇には、池の汀の鷺を取たる藏人もあり、末代といへ共、日月地に墮給はず、爭例を追ざるべき、取て進せばやと思ひければ、畏てとて、音に付て踊懸る處に、此鳥騷で左衞門佐の左の袖の内に飛入、則取て進せたり。叡覽あれば實に小き鳥也、何鳥と云事を不知食雜物なりとて有御評定よく〳〵見れば毛しゆう也。毛しゆうとは、鼠の唐名也。加樣の者までも皇居に懸念をなしけるにや、博士召せとて召れたり。占申けるは、此事漢家本朝に希也、但垂仁天皇三年二月二日、毛しゆう皇居に其變をなす、武者所蒙仰とらんとしけるに、不取得して門外に飛出ぬ、此故に七年の大疫癘、七年の大飢饉、七年の大兵亂なりければ、廿一年の間、上下萬人其愁絶ず、而るを清盛綸言の下に、朝威を重じて怪鳥を取事を得たり、尤吉事に候、天下十六箇年の間、風雨時に隨ひ、寒暑をりを不可誤と奏し申ければ、偖は希代の吉相にやとて、南臺の竹を召、中に籠て、清水寺の岡に埋

妙音の義にて又美音とも云ふ

鵺ーこのはづくの一種にして鳩程の大さあり鳴聲小兒に類すと云ふ

ても人に尋んとて、我眼の拔けて中に廻て去ぬると、夢に見たるは善歟惡歟と札に書て、清水寺の大門に立て、人を付て令ㇾ聞ㇾ之。參り下向の人多く札を見て、不㆓心得㆒と而已云て、誰も善惡をばいはず。兩三日を經て後に、或人見ㇾ之打うなづきて、實に目出き夢也、吉事をば目出しと云、目出しとは目出ると書り、眼の拔は目の出る也、此夢主は日來心苦く侘しき事をのみ見けるが、此觀音に依ㇾ奉㆓歸依㆒難の眼を脫棄給て、吉事を見んずる新き眼を、可㆓入替給㆒御利生にや、あつぱれ夢や〳〵と兩三度嘆て去ぬ。使歸て角と申ければ、清盛大に悅て、さては好相成けりとて、彼札を深く納て、仰ㇾ天果報を俟つ。

○清盛捕㆓化鳥㆒竝一族官位昇進附禿童竝王莽事

去程に夢見て、七日と申夜は、內裏に伺候したりけり。夜半計に及て、南殿に鵺の音して、一鳥ひめき渡たり。藤侍從秀方、折節番にておはしけるが、殿上より高聲に、人や候人や候と被ㇾ召けり。左衞門佐にて間近候ければ、清盛と答。南殿に朝敵あり、罷出て搦よと仰す。清盛こはいかに、目に見る者也とも、飛行自在にて天を翔けらん者をば、

貴狐天王—狐神也

荒神—我國の竈神に非ず、一切衆生の福德を奪ふ神

辨才妙音—辨財天は吉祥天女の事、されどこゝの辨は辯の誤ならん、辯才は即ち

は有ぞかし、況清盛が身に於てをや、希代の果報哉と怪處に、或時蓮臺野にして、大なる狐を追出し、弓手に相付て、既に射んとしけるに、狐忽に黃女に變じて、莞爾と笑ひ立向て、やゝ我命を助給はば、汝が所望を叶へんと云ければ、清盛矢をはづし、如何なる人にておはすぞと問ふ。女答て云、我は七十四道中の王にて有ぞと聞ゆ。さては貴狐天王にて御座にやとて、馬より下て敬屈すれば、女又本の狐と成て、コウ〱鳴て失ぬ。清盛案じけるは、我財寶にうゑたる事は、荒神の所爲にぞ、荒神を鎭て財寶を得んには、辨才妙音には不如、今の貴狐天王は、妙音の其一也、さては我陀天の法を成就すべき者にこそとて、彼法を行ける程に、又返して案じけるは、實や外法成就の者は、子孫に不傳と云者を、いかゞ有べきと被思けるが、よし〱當時のごとく、貧者にてながらへんよりは、一時に富て名を揚にはとて被行けれ共、遉が後いぶせく思て、兼て清水寺の觀音を奉憑、「蒙御利生」と千日詣を被始たり。雨の降にも風の吹にも日を闕ず、千日既に滿じける夜は通夜したり。夜半計に兩眼抜て、中に廻て失ぬと夢を見る。覺て後淺猿と思て、實や佛神は來らざる果報を願へば、還て災を與へ給といへり、あはれ是は分ならぬ幸を願に依て、觀音の罰に、我魂を抜給ふが見えぬるやらんと現心もなし。去に

眞言師―眞言宗の祈禱師

○清盛行ニ大威德法一附行ニ陀天一竝清水寺詣事

抑清盛打續繁昌し給ける事、幼少の昔中御門家成卿の許に、局ずみして有けるに、彼卿の祈の師に、大納言阿闍梨祐眞とて、貴き眞言師あり。家成卿の持佛堂にて、護身加持しておはしければ、清盛も常に有ニ對面一問給ける事は、眞言上乘の祕法の中に、何なる法か加樣の在家の者の奉レ行、揭焉の預ニ利生一事候と被レ申たりければ、阿闍梨答云、信心至て修行すれば、何れの法も可ニ成就一但振ニ威於一天一抽ニ德於萬人一者、五大明王の其一、大威德の法こそ成就あれば、必天子の位に昇とは申たれと云ければ、則阿闍梨を師匠と憑みて件の法を傳受して、七箇年の間一向淸淨に齋戒し、可曾が滋味をも斷じ、玄石が美しき酒をも禁じて勇猛精進し、信心勤行し給けり。七箇年に滿たる夜、道場の上に聲ありて云、

つとめんと思ふこゝろのきよもりは花はさきつゝ朶もさかえん

と、清盛後憑もしくおもひて、いよ〳〵致ニ精誠一祈念しけれ共、餘の貧者なりければ、倩案じて思ひけるは、我諸國庄園の主也、縱ひ何となけれ共、生得の報とて、身一つ助る分

綺—綺羅の義

諸衛佐—六衛府の各次官

九品—極樂の等級に上中下三品あり各品また上中下の三生あり

付るはとぞ拍子たりける、上代は角こそ有しか共異なる事なし、末代は如何あるべきと人の心覺束なし。忠盛朝臣子息あまた有き。嫡子清盛、二男經盛、三男教盛、四男家盛、五男賴盛、六男忠重、七男忠度、以上七人皆諸衛佐を經て、殿上の交り、人更に嫌に及ばず。日本國には男子七人あるをば長者と申事なれば、人多く羨みけり。是も德長壽院の御利生と覺たり。但命は限ある事なれば、近衛院御宇仁平三年癸酉正月十五日、行年五十八にて卒しけり。猶も盛とこそ見えしに、春立霞にたぐひ、雲井の煙と消上り、指たる病もなし。いつも正月十五日、精進潔齋しけるが、今年も又身心を清め沐浴して、本尊の御前に香を燒花を供じて念佛申し、西に向ひて睡が如して引入にけり。今生には一千一體の觀音の利益を蒙、四海に榮花を開、終焉には上品中品の、彌陀の來迎に預つて、九品の蓮臺に生、見人聞人も不レ敬と云事なし。女子五人、男子七人有き。清盛嫡男なれば、其跡を繼。諸國庄園を讓るのみに非、家中の重寶同相傳して、他家に移事なし。中にも唐皮と云鎧、小烏と云太刀、清盛に被レ授。又拔丸も此家に止まるべかりけるを、賴盛當腹の嫡子にて傳レ之。その事に依て、兄弟中悪かりけるとぞ聞えし。

季仲―藤原經季の二男

薄―箔の當字

家繼―師嗣の子

下臈德人―身分賤しくして家富める者

忠雅―家忠の子仁安三年太政大臣となる

て見苦しかりければ、中將は穴六借とて、宿所を捨て出給ぬ、取さふる者もなくて、二三日まで組合て息つき居たり、二人の打合は常の事なり、まして三人なれば、誰を敵共なく、向ふを敵と打合けるこそ咲しけれ、是も五節に拍子をかへて取障る人なき宿には、三妻錐こそ揉合なれ、穴廣々ひろき穴かな、とはやしけり、太宰權帥季仲卿は餘に色の黑かりければ、人黑帥とぞ申ける。藏人頭なりける時、それも穴黑々黑き頭哉、如何なる人の漆塗るらんと拍したりければ、季仲卿に並て御座ける、基高卿の舞れけるに、此人餘に色の白かりければ、季仲卿の方人と覺しくて、穴白々白き頭哉、如何なる人薄押けんと、拍し返しける殿上人もおはしけり、右中將家繼と云人、祖父の代までは時めきたりけるが、父が時より氏たえて、有か無かにて御座けるが、下臈德人の聟に成て、舅の德に右の中將に成給たりけり、此も五節に、絕ぬる父云に及ばず、祖父の代までは家繼ぞかし、左曲の右中將とぞ拍したる、貧き者たのしき妻をまうくるは、左ゆがみと云事なれば、かくはやしける也、花山院入道、太政大臣忠雅の、十歲にて父中納言忠宗卿に後れ給ひ、孤子にておはせしを、中御門中納言家成卿の、播磨守の時聟に取て、花やかにもてなされければ、是も五節に、播磨米は、木賊か、椋の葉か、人の餝を

おだしー平穏

三妻錐ー今の三尖錐

件の劔を召寄せて及叡覽けり。君大に御感ありて、實に帝を助る忠臣なりとて、不及罪科沙汰、斯りければ天下悉重し、雲客皆歸て、偏執の思おだしくし、賢臣の譽を仰けるとかや。異國本朝上古末代異なれ共、事がら實に相同じ。忠盛此事を損して、加様に思寄けるにやと嘆ぬ人こそなかりけれ。

○兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

忠盛は、桓武天皇の御苗裔、葛原親王の後胤とは申ながら、中比は無下に打下りて官途も淺く、近來より都の住居も疎々敷、常は伊賀伊勢にのみ居住せし人なれば、此一門をば伊勢平氏と申けるに依て、彼國の器に准て、忠盛右の目の眇たりければ、伊勢平氏はすがめ成りけりとは拍子けるにこそ。或人の申けるは、忠盛心憂くもはやされつる者哉、如何計口惜かりけん、其答をば如何にせざりけるやらん、痛く心おくれせぬ男とこそ、世に知たるにと申ければ、又或人の語けるは、昔も係るためしなきに非、村上帝の御宇、左中將兼家と云人あり、北方を三人持たれば、異名には三妻錐と申しけり、或時此三人の北方、一所に寄合て、妬色の顯れて、打合取合髪かなぐり、衣引破りなんどし

出して、及叡覧。上は黒漆の鞘巻、中は木刀に銀薄を押たり。爲遁當座之恥横たへ差
たれ共、恐後日之訴木刀を構たり、用意之體神妙也、郎從小庭の推參、武士の郎等の
習歟、無存知之由申上は、忠盛が咎にあらずと、還て預叡感けり。周成王の忠臣
に、きりうと云兵あり。依勸賞位至丞相、早鬼大臣と云。代を治て人を憐事、頗君
王の如なりければ、御氣色超世、恩賞傍輩に過たり。羣臣妬之、亡さんと思へ共、猛人
にて折を得ず。臣下内議して、皇居に古文と云御遊を始て、其中にして闇打にせんと支
度す。彼大臣の武具を制せんがために、衛府の太刀を禁斷す。早鬼先立て存知しければ、
我身並に相從輩に、木劔を持たしめ殿上に交る。大臣の氣色あたりを拂て、嗔れる
有樣なりければ、存知しにけりとて、其夜の亂を止めけり。雲客後日に參内して、當座
一同の不與僉議、綸言非違背哉、殿上に用ぬ雄劔を帶して、大家の黨に交條、例を
亂る處也、尤罪科重し、早く罪せらるべきをやと訴申ければ、公驚思食て、早鬼大臣に
御尋あり。大臣陳の言に申さく、雲客腰に太刀を付、忠臣手に雄劔を提るは、是國を鎭
奉守君處也、何ぞ淸君の祈に、文の節會を立ながら、劔を可被誡哉、然而與一
同之僉議實の刀を止といへ共、忠臣は大内を助んと、謀を廻して木の劔を構たりとて、

主殿司—宮内省の屬官洒掃點燈等の雜事を掌る

札を削る—昇殿を差止め御簡より除名す

解官—犯罪によりて永く官を解く

殊に大なる黒鞘卷を隱たる氣もなく、指ほこらかしたりけるが、亂舞の時も鞘さしたりけり。未御遊も終らざるに、退出の次に、火のほの暗き影にて、おほ刀を拔出し、鬢にすはり〳〵と引當ければ、火の光に耀合てきらめきければ、殿上の人々皆見レ之、忠盛如レ此して出樣に、紫宸殿の後にて主殿司を招寄せ、腰刀を鞘ながら拔、後に必證あるべし、慥に預けんとて出にけり。家貞主を待受て、如何にと申ければ、有の儘に語らば僻事すべき者なれば、別の事なしとぞ答ける。五節以後公卿殿上人一同に訴申されけるは、忠盛さこそ重代の弓矢取ならんからに、加樣の雲上の交に、殿上人たる者、腰刀を差顯す條、傍若無人の振舞也、雄劍を帶して公庭に座列し、兵杖を賜つて宮中を出入する事は、格式の禮を定たり、而を忠盛或相傳の郎等と號して、布衣の兵を殿上の小庭に召置、或其身腰の刀を横たへ差て、節會の座に列す、希代の狼藉也、早御札を削て可レ被レ解官停任一由被レ申たり。上皇は群臣の列訴に驚思召て、忠盛を召て有二御尋一、陳じ申けるは、郎從小庭に伺候の事不二存知仕一、但近日人々子細を被二相構一依レ有二其聞一、年來の家人爲レ助二其難一、忠盛に知せずして推參する、罪科可レ有二聖斷一、次に刀の事、主殿司に預置候、被二召出一依二實否一咎の御左右あるべき歟と奏しければ、誠に有二其謂一とて、件の刀を召

天武天皇

廻雪の袖―洛神賦に見ゆ、舞容也

白薄様云々―仙女の衣装と舞容とを歎美せる也

宴酔―淵酔ともいふ、殿上侍臣遊宴の義

帝御宇に、唐土の御門より崑崙山の玉を五つ進給へり。其玉暗を照す事、一玉の光遠五十兩の車に至る、是を豐明と名付たり。御祕藏の玉にて、人是を見事なし。天武天皇芳野河に御幸して、御心を澄し、琴を彈じ給しに、神女空より降下り、清見原の庭にて、廻雪の袖を飜けれども、天暗して見えざりければ、彼玉を出され、仙女の形を御覽じき。玉の光に耀て、

乙女ごが乙女さびすもから玉を乙女さびすも其から玉を

と五聲歌ひつゝ、五たび袖を翻す。五人の仙女舞事各異節也、さてこそ五節と名付たれ。彼舞の手を摸つゝ、雲の上人舞とかや、其時拍子には、白薄樣厚染紫の紙、巻上の絲、鞆繪書たる筆の軸やと、はやす也。仙女の衣の薄透通りて、厳き有樣が、薄樣と厚染紫の紙に相似たり。舞の袖を飜す簪より上方に、巻上たる貌、絲を以て巻たるが如く、鞆繪を書たる筆の軸を、差上たる樣なれば、昔より五節宴酔の肩脱には、必かくはやすを、御前の召に依りて忠盛の舞ける時に、さはなくて、俄に拍子を替て、伊勢平氏は眇なりけりとはやしたりけり。目のすがみたりければ、取成はやされける、最興ありてぞ聞えし。忠盛身のかたはを謂れて、安からず思へ共、無爲方著座の始より、

黒戸の御所—清涼殿より弘徽殿へ渡る廊

頭辨—辨官にして藏人頭を兼ぬる者

清見原帝—

也と答けり。さらば酒勸よとて、一斗を入る盃にて與たれば、樊噲快氣色にて事ともせず呑てけり。彘の肩を肴に出たりけるをば、楯の上にて太刀を拔て切て食す。猶も飲てんやと項羽云ければ、命を失ふ共爭か辭し申べき、況一斗の酒物の數に侍らずとて、眦長裂て瞋立る顏魂いぶせく思はれけるにや、沛公事ゆゑなく遁れにけり。忠盛朝臣も、此郎等ゆゑに其夜の恥辱を遁けり。縫殿陣、黒戸の御所の邊にて、怪人こそ通たりけれ。忠盛見咎て物をばいはず、一尺三寸の輪卷を拔、手の內に隱樣なるを、鬢の邊にすはりすはりと掻撫て、良ありて哀是を以て、狼藉結構する惡き者に、一當當ばやなと云ければ、あやしばみたる人則倒伏にけり。勘解由小路中納言經房卿、其時は頭辨にて、折節通合給へり。花やかに裝束したる者、うつぶしに伏たりける間、誰人ぞとて引起給たれば、わなゝくわなゝく弱々しき聲にて、忠盛が刀を拔て我をきらんとしつるが、身には負たる疵はなけれ共、臆病の自火に攻られて絕入たりけるにやと宣へば、經房卿は、あな物弱や、實に闇打の張本とも不覺とて見給たれば、中宮亮秀成にてぞ御座ける。理や此人元來臆病の人の末成けり。父秀俊卿は中納言にて、歲四十二と申しし時、夢想に侵れて死給へる人の子なればにや、係る目にあひ給ふこそをかしけれ。抑五節と申は、昔清見原

亞父―范增
玉玦―半環の玉を玦といふ

王たらんとすと言たりければ、項羽彌慣て、沛公をうたんとす。爰に項羽一家に項伯と云者、沛公に志ありければ、失なき由を述て、殺事不義也と諫ければ、其事暫思止にけり。さて沛公鴻門に行て項羽に對面して、諍心なき由慇懃に謝しければ、項羽云、是は沛公が左司馬曹無傷が告たる也。さらでは爭か知べき、宜とゞまり給へ、酒すゝめんとて留置けり。彼座の爲體、項伯は東に對て居り、亞父は南に向てあり。亞父とは項羽が憑たる兵也。沛公は北に向ひ、張良は西に向てぞ居たりける。亞父玉玦をもたげて項羽に目くばせす、是沛公を討んとの心也。加樣に三度まですれども、大方不心得不思寄。亞父座を起て、項莊を招て云、項羽人の謀に隨ず、汝沛公をもてなす樣にて、劍を拔て舞近附て頸を切ん、然らずんば我等還て彼が攻を可蒙と云ければ、項莊替り入て亞父が敎のまゝに、左の手に劍を提て、舞ては沛公に近づきけり。項伯沛公が空く伐事哀みて、劍を拔て共に舞、項莊が近づく時、必沛公を立隱しけり。張良此事を淺猿見て、坐を立て樊噲に語る。樊噲大に驚きて門を入に、守門の兵禦之ければ、楯を先立て破入ぬ。幕を褰て西に向て立り。大に嗔て項羽を見に、頭の髮筋立上眼廣くさけたり。項羽恐て劍を取て跪き、何者ぞと問ければ、張良が云、沛公が臣樊噲

て藏人頭たる者

宇津保柱—殿上脱沓的方庭中に立つ

鞘卷—鞘なき小刀、下げ緒を長して鞘に卷く

よといはせたりければ、家貞は、主君備前守今夜闇打にせらるべき由承ればなり、果給はん樣を見べければとて畏つて候ければ、事の樣、實に主ことにあはば、堂上までも可ㇾ切上ㇾ頰魂なりける上に、忠盛朝臣黒鞘卷を裝束の上に横たへ指して、支度計なき體にて、腰の程を差俯たる樣にして、柄を人にぞ見せける。人々事がら尤しとや被ㇾ思合けん、其夜の闇打はなかりけり。昔漢高祖沛公たりし時、項羽と雍丘と云所にて、秦の軍と合戰す。沛公の兵、諸侯に先立て覇上に至る。秦の王子嬰皇帝璽符を捧て降人に參る。諸將これを殺さんと云。沛公降人を殺事不祥なりとて、吏に預らる。咸陽宮に入て、暫休とし給けるを、樊噲張良諫申ければ、秦の寶物たる庫共を封じて、覇上に歸給けり。秦の父老の苛法の政に苦めるを召集て宣けるは、吾諸侯と約束して、先に關に入ん者を王とせんと云ひき、我既に先に入、王たるべしとて、父老と三章の法を約し給けり。人を殺せらん者をば死せしめん、人を破り及盜せらん者をば罪にいたさん、此外は秦の法を除て捨よと宣ける。十一月に、項羽諸侯の兵を引、關に入てんとす。守ㇾ關の兵ありて入事を得ず。又沛公咸陽宮を破て、其威を施すと聞て、項羽大に怒て關を擊、遂に戲と云所に至りぬ。沛公が臣、曹無傷と云者、項羽に中言して、沛公

忠盛此日
殿上人の嫉を
うく危所を
妙計を以て
免れ給ふ

豐明の節會
神仙門

進—坊職の判官

布衣—無紋の狩衣

腹巻—袖なき鎧、腹に巻き背にて合す

衛府の太刀—六衛府の官人などが佩く一種の餝太刀

頭左中辨—左中辨にし

を留めんも云甲斐なし、所詮身を全して君に仕るは、忠臣の法と云事ありと云て、内々有用意。爰に忠盛朝臣の郎等に、進三郎大夫季房子、左兵衛尉平家貞と云者あり。本は忠盛の父正盛の一門たりしが、正盛の時始て郎等職と成たりし、木工右馬允平貞光が孫也。備前守の許に参て申けるは、今夜五節の御出仕には、僻事いでくべき由承候、但祖父貞光は、乍恐御一門の末にて侍りけるが、故入道殿の御時に、始て郎等に罷成候けりと承、貞光には孫也、季房には子也、親祖父に勝るべきならねば、其振舞を仕る、殿中の人々、我も〳〵と思輩は、かず多くこそ侍らめども、如様の實の詮にあひ奉らん者は、類少こそ候らめ、御作には家貞參べし、無御憚可有御出仕と申ければ、忠盛然べしとて召具す。家貞は布衣下に、萌黄の腹巻衛府の太刀佩、烏帽子引入袖縊て、殿上の小庭にあり。子息平六家長は歳十七、長高骨太して剛者、度々はがねを顯して逞き者、これも布衣下に、紫威の腹巻著て、赤銅造の太刀佩て、無官なれば徐々として、左右の手を土につきて、犬居に居て、雲透に殿上の方を伺見て、親の家貞あゝといはば、子息の家長も、つと可打入支度也。殿上の人々怪をなしければ、頭左中辨師俊朝臣、藏人判官平時信を召て、宇津保柱より内に、布衣の者候ぬるは何者ぞ、事の體狼藉也、罷出

象外—此世の外と云ふ義、橘直幹の申文に、昇殿是象外之選也俗骨不レ可ニ以蹈ニ蓬萊之雲一

内に、邊土洛陽に、上下男女、二萬三千人の病愈たりけるに依て也。異説には、二宮地主權現の非人と現じて、日光月光、十二神將を相具して、説法と云ふ事あり、僻事にてありける歟。

○五節夜闇打附五節始並周成王臣下事

加樣に忠盛、佛智に叶程の寺を造進したりければ、禪定法皇叡感に堪させ給はず、被レ下ニ遷任一之上に、當座に刑部卿になさる、内の被レ免ニ昇殿一。昇殿は是象外の選なれば、俗骨望事なし。就レ中先祖高見王より、其跡久く絶たりし、忠盛三十六にして被レ免けり。院の殿上すら難レ上、況内の昇殿に於てをや。當時の面目、子孫の繁昌と覺たり。法皇常の仰には、忠盛なからましかば、誰か朕をば佛に成べきとて、或時は御劍御衣、或時は沙金鏡絹を、徳長壽院へ可レ奉ニ廻向一とて下賜ひけり。其上闕國のあれかし、庄園のあけかし、重々もたばんと思召しければ、雲の上人嘲憤て、同年十一月の五節、二十三日の豐明節會の夜、闇打にせんと支度あり。忠盛此事風聞て、我右筆の身に非、武勇の家に生て、今此恥におはん事、爲レ身爲レ家、心うかるべし、又此事を聞ながら、出仕

富留那―釋尊十大弟子の一人、雄辯第一の人

善逝―佛十號の一、修迦陀

解脱分―解脱分法身の略、煩惱の繫縛を脱すること

いたはる―煩ひ惱む

りとて、其日供養に被定。御導師には、天台座主東陽房忠尋僧正と聞ゆ。臨期日二人三公卿相雲客洛中邊土貴賤上下、參集聽聞結緣しけり。當座主僧正は、顯密兼學の法燈、智辨無窮の秀才也。説法舌和にして、辨智詞滑也。末世の富留那辨士の舍利弗と覺たり。聽聞集會萬人は隨喜の淚を流し、結緣群參の道俗は歡喜の袖を絞る。無始罪障雲消るかと思ひ、本有月輪の光照すかと疑ふ。説法は三時計なりけるを、聽衆は刹那の程と思へり。誠に像法轉ずる時、醫王善逝の化現歟、又轉法輪堂、釋迦如來の説法かとあやまたる。座主は高座より下給ひ、正面の左の柱の本に座し給へり。法皇御感の餘に、玉御簾褰て、汝は坐道場之德用を備たり、朕は解脱分之善根を植たり、汝每聽説法隨喜思ひ骨に徹し、信心身の毛竪て、落淚まことに難抑と有勅定、當座の叡嘆山門の眉目也。御布施には千石千貫沙金千兩、其外被物裏物、庭上岡をなせるが如し。實御善根の志は、施物に色顯れたり。及夜陰導師退出す。爲餝佛庭爲照聽衆萬燈を炬されたり。偖も彼寺の異名をば平愈寺と申す也。導師祈願の句に、衆病悉除身心安樂と、高に唱へ給たりけるが、其聲洛中白川に響けり。齋宮の女御、折節怪き瘡をいたはらせ給けるが、御限と奉見けるに、衆病悉除、風に聞召て、則御平愈、其外一時の

仙籍―昇殿を許され殿上の竹簡に姓名を記すこと

一千一體―中央に丈六の正觀音左右に各五百體

王は、無官無位にして失給にけり。其御子高望王の時、寛平元年五月十二日に、始て平姓を賜て、上總介に成給しより以來、忽に王氏を出でて人臣に連る。其子鎭守府將軍良望、後には常陸大掾國香と改、國香より貞盛、經衡、正度、正衡、正盛に至まで六代は、諸國の受領たりといへ共、未殿上の仙籍をばゆるさず。忠盛朝臣備前守たりし時、鳥羽院御願德長壽院とて、鳳城の左鴨河の東に、三十三間の御堂を造り進じ、一千一體の觀音を奉レ居。勸賞には闕國を賜べき由被二仰下一但馬國賜ふ。其外結緣經營の人、手足奉公の者までも、程々に隨て蒙二勸賞一、眞實の御善根と覺えたり。崇德院御宇長承元年壬子二月十六日に勅願の御供養有べしと、公卿僉議有て、同二十一日の午の一點と被レ定たりけるに、其時刻に及で、大雨大風共に夥かりければ延引す。同廿五日に又有二僉議一、廿九日は天老日也、勅願の御供養宜しかるべしとて可レ被レ遂けるに、氷の雨大降、牛馬人畜打損ずる計なりければ、上下不レ及二出行一又延引す。禪定法皇大に被二歎思召一けり。昔近江國に有二佛事一けるに、風雨煩たび〳〵に及ければ、其雨を陰谷に流刑して、堂舍を供養すといへり、されば雨風の鎭有べきかと云議あり、尤可レ然とて諸寺の高僧に仰て御祈あり。度々延引の後、重て有二僉議一同年三月十三日、曜宿相應の良辰な

源平盛衰記　上巻

寒浞—羿を弑して有窮氏を嗣ぐ
周伊—梁武帝の嬖臣朱异の誤ならんともいふ

以巻　第一

〇平家繁昌並徳長壽院導師事

祇園精舍の鐘聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花色、盛者必衰の理を顯す。奢れる者も久からず、春の夜の夢の如し。猛心も終には亡ぬ、風前の塵に同じ。遠く訪ニ異朝一夏寒浞、秦趙高、漢王莽、梁周伊、唐祿山、皆これ舊主先皇の政にも不レ隨、民間の愁、世の亂をも不レ知しかば、久からずして滅にき。近尋ニ我朝一承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信賴、侈れる心も武き事も、とり〴〵に有けれ共、まぢかく入道太政大臣平清盛と申ける人の有樣、傳聞こそ心も詞も及ばれね。桓武天皇第五の王子、一品式部卿葛原親王九代の後胤、讃岐守正盛孫、刑部卿忠盛嫡男也。彼親王御子高見

第二十三卷

第二十四卷

第二十五卷

第十八卷

第十九卷

第二十卷

第二十一卷

第二十二卷

第十五卷

第十六卷

第十七卷

第十二卷

第十三卷

第十四卷

第八卷

第九卷

第十卷

第十一卷

第四卷

第五卷

第六卷

第七卷

源平盛衰記目錄

第一卷

第二卷

第三卷

たるも、文字句法の疑はしきものは原本の儘を存して、妄りに私意を以て改竄するを避けたり。

明治四十四年十二月

校訂者　石川核

緒言

源平盛衰記四十八卷は、二條天皇應保年中より安德天皇壽永年中に至る二十年間を骨子として、源平兩氏盛衰興亡の事跡を記せるものなり。作者は葉室時長ならんとの說あれども、確ならず。

本書記載の事項は平家物語と似たれども、敍述更に精細に入る。學者多く本書を以て平家の重修なりとす。水戶藩にて修史に便せん爲に纂輯せしめたる參考源平盛衰記といふあり。本書を主本とし、本書及平家の異本を幷收して參覈せり、詮索に資すること大なり。

今本書を出版するに當り、流布古版本を原とし、其の片假名を平假名に改め、振假名を補ひ、句讀點及假名遣を正したる等、つとめて通讀の便を圖り

爐邊に携へ行き、輕く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

源平盛衰記

上巻